

# 資料編



## 資料編

<b>1. 関係法令等</b> .....	<b>資 1 - 1</b>
資 1. 1 水防法 .....	資 1 - 1
資 1. 2 水防法施行令 .....	資 1 - 26
資 1. 3 水防法施行規則 .....	資 1 - 28
資 1. 4 水防法施行通知[一部施工通知] (平成 27 年 7 月 21 日) .....	資 1 - 37
資 1. 5 水防法施行通知[一部施工通知] (平成 27 年 11 月 19 日) .....	資 1 - 52
資 1. 6 水防法施行通知 (平成 29 年 6 月 19 日) .....	資 1 - 57
資 1. 7 東京都水防条例 .....	資 1 - 80
資 1. 8 東京都水防協議会運営要領 .....	資 1 - 81
資 1. 9 東京都水防信号等に関する規則 .....	資 1 - 83
資 1. 10 東京都防災行政無線局の管理及び運用に関する要綱 (抜すい) .....	資 1 - 84
<b>2. 水防業務分担</b> .....	<b>資 2 - 1</b>
資 2. 1 東京都水防本部業務要綱 .....	資 2 - 1
資 2. 2 水防本部業務分担表 .....	資 2 - 4
資 2. 3 建設事務所及び江東治水事務所の業務分担表 .....	資 2 - 6
資 2. 4 水防管理団体水防業務分担表 .....	資 2 - 13
資 2. 5 消防機関業務分担表 .....	資 2 - 22
資 2. 6 警察機関業務分担表 .....	資 2 - 28
資 2. 7 国土交通省関東地方整備局水防業務分担表 .....	資 2 - 34
資 2. 8 関係機関連絡窓口一覧 .....	資 2 - 36
資 2. 9 関係機関無線発信番号および内線直接接続番号一覧 .....	資 2 - 37
資 2. 10 関係機関の回線選択番号および局番号一覧 .....	資 2 - 38
資 2. 11 建設局 M C A 無線番号および水防災総合情報システム I P 電話番号一覧 .....	資 2 - 39
<b>3. 雨量・水位観測所等</b> .....	<b>資 3 - 1</b>
資 3. 1 水防災総合情報システムに雨量情報を取込んでいる雨量観測所 .....	資 3 - 1
資 3. 2 気象庁管理の雨量観測所 .....	資 3 - 6
資 3. 3 区市町村管理の雨量観測所 .....	資 3 - 7
資 3. 4 水防災総合情報システムに河川水位情報を取込んでいる水位観測所 .....	資 3 - 10
資 3. 5 国土交通省管理の水位観測所 .....	資 3 - 17
資 3. 6 潮位観測所 .....	資 3 - 19
資 3. 7 区市町村管理の水位観測所 .....	資 3 - 21
資 3. 8 国土交通省管理の映像監視局 .....	資 3 - 23
資 3. 9 都管理の映像監視局 .....	資 3 - 25
資 3. 10 区市町村管理の映像監視局 .....	資 3 - 27
資 3. 11 「東京都水防災総合情報システム」における雨量観測値 .....	資 3 - 30
資 3. 12 「東京都水防災総合情報システム」における水位観測値 .....	資 3 - 31
<b>4. 水防上注意を要する箇所等</b> .....	<b>資 4 - 1</b>
資 4. 1 平成 30 年度 水防上注意を要する箇所 (都管理河川) .....	資 4 - 1
資 4. 2 平成 30 年度 重要水防箇所 (国土交通省管理河川) .....	資 4 - 11
<b>5. 河川情報の発表に関する協定、様式等</b> .....	<b>資 5 - 1</b>
資 5. 1 出水時における建設省関東地方建設局 (河川部河川管理課) と東京都建設局 (河川部防災課) との連絡についての覚書 .....	資 5 - 1
資 5. 2 東京都と埼玉県の水防情報の協力に関する協定 (要約) .....	資 5 - 3
資 5. 3 東京都と神奈川県の水防情報の協力に関する協定 (要約) .....	資 5 - 3

資 5.4	荒川下流河川事務所管内における水防警報発表基準	資 5-4
資 5.5	河川等の情報伝達様式	資 5-5
資 5.6	洪水予報の発表様式（国発表）	資 5-6
資 5.7	洪水予報の発表様式（都発表、神田川、目黒川、渋谷川・古川、野川・仙川）	資 5-8
資 5.8	洪水予報の発表様式（都発表、芝川・新芝川）	資 5-9
資 5.9	氾濫危険情報の発表様式（国発表、水位周知河川）	資 5-10
資 5.10	氾濫危険情報の発表様式（都発表、水位周知河川）	資 5-11
資 5.11	水防警報の発表様式（国発表）	資 5-12
資 5.12	水防警報の発表様式（都発表）	資 5-13
資 5.13	報道機関への情報提供	資 5-14
資 5.14	報道発表様式	資 5-15

<b>6. 土砂災害警戒情報の発表に関する協定等</b>	<b>資 6-1</b>
資 6.1 東京都と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定	資 6-1
資 6.2 東京都土砂災害警戒情報に関する実施要領	資 6-3

<b>7. 水門等の操作に関する規則等</b>	<b>資 7-1</b>
資 7.1 東京都河川管理施設操作規則	資 7-1
資 7.2 東京都河川管理施設操作規則の実施細目	資 7-17
資 7.3 東京港海岸保全施設操作規程	資 7-25
資 7.4 高潮対策水門の操作について協議申合事項	資 7-34
資 7.5 港南4水門（南前堀、北前堀、呑川、貴船）の閉鎖水位	資 7-35
資 7.6 江東区水門操作規程（要約）	資 7-36
資 7.7 江戸川区水門操作規程（要約）	資 7-37
資 7.8 関宿水閘門操作規則（要約）	資 7-37
資 7.9 江戸川水閘門操作規則（要約）	資 7-37
資 7.10 行徳可動堰操作規則（要約）	資 7-38
資 7.11 新大場川水門操作要領（要約）	資 7-38
資 7.12 六ツ木水門操作要領（要約）	資 7-39
資 7.13 三郷放水路機場等施設操作規則（要約）	資 7-39
資 7.14 綾瀬川放水路機場等操作要領（要約）	資 7-39
資 7.15 伝右川排水樋門操作要領（要約）	資 7-40
資 7.16 岩淵水門操作規則（要約）	資 7-40
資 7.17 綾瀬水門・堀切菖蒲水門・綾瀬排水機場操作規則（要約）	資 7-40
資 7.18 隅田水門操作要領（要約）	資 7-41
資 7.19 中川水門操作要領（要約）	資 7-41
資 7.20 津波発生時の水門操作について（荒川下流河川事務所）	資 7-41
資 7.21 羽田水門・六郷水門操作要領（要約）	資 7-41
資 7.22 羽田水門・六郷水門操作要領に基づく津波時の運用ルール（京浜河川事務所）	資 7-42
資 7.23 東京都水道局調布防潮せき管理規程（要約）	資 7-42
資 7.24 東京都水道局羽村取水堰操作規程（要約）	資 7-43
資 7.25 東京都水道局小作取水堰操作規程（要約）	資 7-44
資 7.26 東京都水道局小河内ダム操作規程（要約）	資 7-45
資 7.27 東京都交通局白丸調整池ダム操作規程（要約）	資 7-50
資 7.28 中央卸売市場築地市場差蓋操作要領（要約）	資 7-54
資 7.29 妙見島陸閘操作要領（要約）	資 7-54
資 7.30 江戸川競艇場陸閘管理規程（要約）	資 7-54
資 7.31 綾瀬新橋陸閘操作規則	資 7-54
資 7.32 千住曙町陸閘操作規則	資 7-55

資 7.33	越中島陸閘（仮称）の開閉操作に関する協定書（要約）	資 7-55
資 7.34	葛飾区排水機場操作規程	資 7-56
資 7.35	都内水門操作状況一覧伝達様式	資 7-59
<b>8.</b>	<b>水防用備蓄資器材等</b>	<b>資 8-1</b>
資 8.1	水防用備蓄資器材一覧表（東京都、警察・消防機関、水防管理団体）	資 8-1
資 8.2	水防用備蓄資器材一覧表（国土交通省）	資 8-25
資 8.3	水防用土砂採取箇所一覧表（東京都、水防管理団体）	資 8-27
資 8.4	水防用土砂採取箇所一覧表（国土交通省）	資 8-29
資 8.5	水防工法	資 8-30
資 8.6	移動式排水ポンプ配置表	資 8-38
<b>9.</b>	<b>水防活動等の報告に関する様式等</b>	<b>資 9-1</b>
資 9.1	水防巡視要領	資 9-1
資 9.2	水防活動報告書	資 9-4
資 9.3	水防活動実施報告書	資 9-6
資 9.4	河川に係わる災害発生時の情報伝達マニュアル	資 9-7
資 9.5	国への出水状況報告様式	資 9-11
資 9.6	災害報告（がけ崩れ）	資 9-18
資 9.7	被害報告表	資 9-19
<b>10.</b>	<b>東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針</b>	<b>資 10-1</b>
資 10.1	東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針	資 10-1

## 1. 関係法令等

## 資 1. 1 水防法

(昭和 24. 6. 4 法律 193 号)

改正 昭和 27. 7. 31 法律 258 号、同 29. 6. 1 同 140 号、同 29. 6. 8 同 163 号、  
 同 30. 7. 11 同 61 号、同 31. 6. 11 同 141 号、同 32. 5. 16 同 105 号、  
 同 33. 3. 15 同 8 号、同 35. 6. 30 同 113 号、同 47. 6. 23 同 94 号、  
 同 57. 7. 16 同 66 号、同 59. 12. 25 同 87 号、同 60. 6. 21 同 89 号、  
 平成 6. 6. 29 同 49 号、同 7. 4. 21 同 69 号、同 11. 7. 16 同 87 号、  
 同 11. 12. 22 同 160 号、同 13. 6. 13 同 46 号、同 17. 5. 2 同 37 号、  
 同 23. 8. 30 同 105 号、同 23. 12. 14 同 124 号、同 25. 6. 12 同 35 号、  
 同 25. 6. 14 同 44 号、同 25. 6. 21 同 54 号、同 26. 11. 19 同 109 号、  
 同 27. 5. 20 同 22 号、同 29. 5. 19 同 31 号

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 水防組織（第三条—第八条）

第三章 水防活動（第九条—第三十二条の三）

第四章 指定水防管理団体（第三十三条—第三十五条）

第五章 水防協力団体（第三十六条—第四十条）

第六章 費用の負担及び補助（第四十一条—第四十四条）

第七章 雑則（第四十五条—第五十一条）

第八章 罰則（第五十二条—第五十五条）

附則

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排出できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

- 4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。
- 5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。
- 6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の十一条一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。
- 7 この法律において「量水標等」とは、量水標、驗潮儀その他の水位観測施設をいう。
- 8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

## 第二章 水防組織

### （市町村の水防責任）

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

### （水防事務組合の設立）

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

### （水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれら

の財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

- 2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合同規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合同規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

- 2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

- 2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を



置かなければならない。

- 3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

#### (水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

- 2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

#### (公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

#### (退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合には、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

#### (都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとする

るときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

- 6 二以上の都府県に関係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

（都道府県水防協議会）

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長一人及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

### 第三章 水防活動

（河川等の巡視）

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（国の機関が行う洪水予報等）

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

（水位の通報及び公表）

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項 に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項 に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項 に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条及び第十四条の二第一項において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第三項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省

令で定める事項を明らかにしてするものとする。

- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

#### (雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、第十三条の二第一項の規定により指定した排水施設等について、市町村長は、同条第二項の規定により指定した排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事にあつては、関係区市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

#### (高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、第十三条の三の規定により指定した海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定められるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

#### (浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項 に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水区域図の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項 に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲

げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法
  - 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
  - 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
  - 四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
    - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
    - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
    - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
  - 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- 一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員
  - 二 前項第四号ロに掲げる施設当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第六項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
  - 三 前項第四号ハに掲げる施設当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域

をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

- 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の土砂災害警戒区域 同法第七条第三項に規定する事項
- 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

- 第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
  - 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
  - 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
  - 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
  - 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
  - 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
  - 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
  - 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かななければならない。
  - 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。
- 6 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10



とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

#### （浸水被害軽減地区の指定等）

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

#### （標識の設置等）

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

#### （行為の届出等）

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他

の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
  - 一 国土交通大臣
  - 二 当該河川の存する都道府県の知事
  - 三 当該河川の存する市町村の長
  - 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
  - 五 当該河川の河川管理者
  - 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
  - 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

- 2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
  - 一 当該都道府県知事
  - 二 当該河川の存する市町村の長
  - 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
  - 四 当該河川の河川管理者
  - 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
  - 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合

において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの

水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

- 一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
- 二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二條、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二條中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項 に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。
- 3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

#### （水防協議会）

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

#### （水防団員の定員の基準）

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

### 第五章 水防協力団体

#### （水防協力団体の指定）

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

## 第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。



- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

- 2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

## 第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

## 第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百一十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第二十条第二項の規定に違反した者
- 三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則 （平成二五年六月一二日法律第三五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第三十六条第一項の規定により指定されている水防協力団体は、第一条の規定による改正後の水防法（附則第六条において「新水防法」という。）第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二五年六月一四日法律第四四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十

四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）」を「／第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）／第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二―第六十七条の七）／」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二條（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二五年六月二一日法律第五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 附則第七条の規定 水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（政令への委任）

第二十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二六年一一月一九日法律第一〇九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

## 附 則 (平成二七年五月二〇日法律第二二号) 抄

## (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## (水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の水防法（以下この条において「新水防法」という。）第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域は、新水防法第十四条第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。

2 前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた浸水想定区域に対する新水防法第十五条から第十五条の四までの規定の適用については、新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号。以下この項において「改正法」という。）の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域（以下この条において単に「浸水想定区域」という。）」と、同項第一号中「、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「の規定」と、「、都道府県知事若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）」とあるのは「浸水想定区域」と、同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）」とあるのは「洪水時」と、「洪水時等の」とあるのは「洪水時の」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新水防法第十五条の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。

## (罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## (政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 附 則 (平成二九年五月一九日法律第三一号)

## (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の項第一号イ中「第十六条の三第一項」の下に「、第十六条の四第一項」を加え、「第五十八条の十から第五十八条の十二まで」を「第五十八条の十一から第五十八条の十三まで」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「第三十二条第四項」を「第十六条の四第一項、第三十二条第四項」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

- ロ 第十六条の四第一項の規定により、指定区間内の一級河川に関して都道府県が処理することとされている事務

## 資 1.2 水防法施行令

平成 23 年 12 月 26 日政令第 428 号

改正 平成 29 年 6 月 14 日政令第 158 号

内閣は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第三十二条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）

第一条 水防法（以下「法」という。）第十五条の八第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 浸水被害軽減地区内の土地の維持管理のために行う行為
- 二 仮設の建築物の建築その他の浸水被害軽減地区内の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用が当該行為前の状態に回復されることが確実な場合に限る。）

（特定緊急水防活動）

第二条 法第三十二条第一項第二号の政令で定める水防活動は、次に掲げるものとする。

- 一 氾濫により浸水した区域及びその周辺の状況のビデオカメラその他の撮影機器及び通信機器を用いた監視又は上空からの監視
- 二 氾濫による浸水の量のビデオカメラその他の撮影機器及び通信機器を用いた観測又は上空からの観測
- 三 前二号の監視又は観測の結果に基づく氾濫により浸水する区域及び時期又は氾濫による浸水の量の予測
- 四 人工衛星局の中継により行う無線通信による通信の確保
- 五 堤防その他の施設が決壊した場所において行う氾濫による被害の拡大を防止するための仮締切の作業その他国土交通省令で定める作業

附 則

この政令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第百二十四号）の施行の日（平成二十三年十二月二十七日）から施行する。

附 則（平成二九年六月一四日政令第一五八号）

（施行期日）

- 1 この政令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月十九日）から施行する。

(独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第三条の規定による改正前の独立行政法人水資源機構法施行令第三十六条第一項又は第二項に規定する負担金で、この政令の施行前に第三条の規定による改正前の同令第三十七条第一項の規定に基づきその支払が開始されたものについては、その支払方法を当該年度支払の方法によることとすることにつき、この政令の施行の日において第三条の規定による改正後の同令第三十七条において準用する同令第三十一条第四項の認可を受けたものとみなす。



## 資 1.3 水防法施行規則

	平成12年11月21日	建設省令第 44号
改正	平成17年 6月 1日	国土交通省令第 62号
改正	平成23年12月26日	国土交通省令第100号
改正	平成25年 7月 5日	国土交通省令第 59号
改正	平成25年 9月13日	国土交通省令第 76号
改正	平成27年 7月17日	国土交通省令第 54号
改正	平成29年 6月14日	国土交通省令第 36号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第三十七条の二の規定に基づき、水防法第三十七条の二の規定により地方整備局長又は北海道開発局長に委任する権限を定める省令を次のように定める。

（洪水浸水想定区域の指定）

第一条 水防法（以下「法」という。）第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域（以下単に「洪水浸水想定区域」という。）の指定は、同項に規定する想定最大規模降雨（以下単に「想定最大規模降雨」という。）によって堤防その他の施設（以下「堤防等」という。）の決壊又は溢いつ流が想定される地点を相当数選定して行うものとする。

- 2 洪水浸水想定区域の指定に当たっては、堤防等の構造及び管理の状況を勘案するものとする。
- 3 第一項の規定により選定する地点には、当該地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域につき、当該区域が相当規模となるもの又は浸水した場合に想定される水深が相当な深さとなるものが含まなければならない。
- 4 第一項の規定により選定された地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域が重複するときは、当該区域の全部をあわせた区域を一の区域とするものとする。
- 5 前項の場合において、重複する区域において想定される水深が第一項の規定により選定された地点により異なるときは、最大のものを想定される水深とする。
- 6 洪水浸水想定区域の指定は、想定最大規模降雨により、地上部分の浸水は想定されない地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。以下同じ。）であって、当該地下街等と連続する施設から浸水するものの存する区域を含めて行うことができる。

（洪水浸水想定区域の指定の際の明示事項）

第二条 法第十四条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定の区域
- 二 浸水した場合に想定される水深
- 三 浸水した場合に想定される浸水の継続時間（長時間にわたり浸水するおそれのある場合に限る。以下「浸水継続時間」という。）
- 四 河川法施行令（昭和四十年政令第14号）第十条の二第二号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨（第三条第二項において「計画降雨」という。）により当該河川が氾濫した場

合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

(洪水浸水想定区域等の公表)

第三条 法第十四条第三項の規定による同条第二項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、国土交通大臣にあつては官報により、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

- 2 前項の図面には、洪水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であること（前条第四号に掲げる事項を表示した図面にあつては、当該図面の前提となる降雨が計画降雨であること）を明示しなければならない。

(雨水出水浸水想定区域の指定)

第四条 法第十四条の二第一項に規定する雨水出水浸水想定区域（以下単に「雨水出水浸水想定区域」という。）の指定は、下水道から河川その他の公共の水域又は海域（以下この項において「河川等」という。）に雨水を放流する地点における当該河川等の水位の見込み、下水道の配置及び構造の状況等を勘案して行うものとする。

- 2 第一条第六項の規定は、雨水出水浸水想定区域の指定について準用する。

(雨水出水浸水想定区域の指定の際の明示事項)

第五条 法第十四条の二第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定の区域
- 二 浸水した場合に想定される水深
- 三 浸水継続時間
- 四 主要な地点における一定の時間ごとの水深の変化

(雨水出水浸水想定区域等の公表)

第六条 法第十四条の二第三項の規定による同条第二項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県又は市町村の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事又は市町村長の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

- 2 前項の図面には、雨水出水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であることを明示しなければならない。

(高潮浸水想定区域の指定)

第七条 法第十四条の三第一項に規定する高潮浸水想定区域（以下単に「高潮浸水想定区域」という。）の指定は、同項に規定する想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものによって堤防等の決壊が想定される当該海岸の全ての区間において堤防等が決壊することを想定して行うものとする。

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

- 2 高潮浸水想定区域の指定に当たっては、堤防等の構造及び管理の状況を勘案するものとする。
- 3 前項の場合には、都道府県知事は、堤防等の構造及び管理の状況について、海岸管理者その他の関係のある施設の管理者の意見を聴くものとする。
- 4 第一条第六項の規定は、高潮浸水想定区域の指定について準用する。この場合において、同項中「想定最大規模降雨」とあるのは、「想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するもの」と読み替えるものとする。

(高潮浸水想定区域の指定の際の明示事項)

第八条 法第十四条の三第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定の区域
- 二 浸水した場合に想定される水深
- 三 浸水継続時間

(高潮浸水想定区域等の公表)

第九条 法第十四条の三第三項の規定による同条第二項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

- 2 前項の図面には、高潮浸水想定区域の指定の前提となる高潮が想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものであることを明示しなければならない。

(大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準)

第十条 法第十五条第一項第四号ハの国土交通省令で定める基準は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が一万平方メートル以上のものであることとする。

(市町村地域防災計画において定められた事項を住民等に周知させるための必要な措置)

第十一条 法第十五条第三項の住民、滞在者その他の者（以下この条において「住民等」という。）に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

- 一 第二条第一号及び第二号、第五条第一号及び第二号並びに第八条第一号及び第二号に掲げる事項を表示した図面に市町村地域防災計画において定められた法第十五条第一項各号に掲げる事項（次のイ又はロに掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれイ又はロに定める事項を含む。）を記載したもの（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

ロ 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

- 二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けられる状態に置くこと。

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第十二条 法第十五条の二第一項の地下街等の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 地下街等における洪水時等の防災体制に関する事項
  - 二 地下街等の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
  - 三 地下街等における洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項
  - 四 地下街等における洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項
  - 五 地下街等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
  - 六 自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
    - イ 法第二条第三項に規定する水防管理者（以下単に「水防管理者」という。）その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
    - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
    - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
  - 七 前各号に掲げるもののほか、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項
- 2 地下街等の所有者又は管理者は、雨水出水に係る前項の計画において同項第二号に掲げる事項を定めるときは、当該地下街等の利用者の全てが安全に避難できることを国土交通大臣が定める方法により確認するものとする。

(統括管理者の設置等)

第十三条 地下街等の自衛水防組織には、統括管理者を置かなければならない。

- 2 統括管理者は、地下街等の自衛水防組織を統括する。
- 3 地下街等の自衛水防組織にその業務を分掌する内部組織を編成する場合は、当該内部組織の業務の内容及び活動の範囲を明確に区分し、当該内部組織にその業務の実施に必要な要員を配置するとともに、当該内部組織を統括する者を置くものとする。

(連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者による地下街等の自衛水防組織の設置)

第十四条 法第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者が共同して法第十五条の二第一項に規定する計画を作成するときは、当該地下街等の所有者又は管理者は、共同して自衛水防組織を置くことができる。

(地下街等の自衛水防組織の設置に係る報告事項)

第十五条 法第十五条の二第十項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 統括管理者の氏名及び連絡先
- 二 自衛水防組織の内部組織の編成及び要員の配置
- 三 法第十五条第一項第一号に規定する洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第十六条 法第十五条の三第一項の要配慮者利用施設（法第十五条第一項第四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
- 二 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- 三 要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 四 要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 自衛水防組織を置く場合にあつては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
  - イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
  - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
  - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

(自衛水防組織に関する規定の要配慮者利用施設についての準用)

第十七条 第十三条及び第十五条の規定は、要配慮者利用施設の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第十項」とあるのは、「第十五条の三第七項」と読み替えるものとする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第十八条 法第十五条の四第一項の大規模工場等（法第十五条第一項第四号ハに規定する大規模工場等をいう。以下同じ。）の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 大規模工場等における洪水時等の防災体制に関する事項
- 二 大規模工場等における洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項
- 三 大規模工場等における洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項
- 四 大規模工場等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 自衛水防組織を置く場合にあつては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
  - イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
  - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
  - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

(自衛水防組織に関する規定の大規模工場等についての準用)

第十九条 第十三条及び第十五条の規定は、大規模工場等の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第十項」とあるのは、「第十五条の四第二項」と読み替え

るものとする。

(その状況が帯状の盛土構造物が存する土地に類する土地)

第十九条の二 法第十五条の六第一項の国土交通省令で定める土地は、河川の氾濫により流路沿いに繰り返し土砂が堆積し、周囲の土地より高くなった帯状の土地（次条第一項第四号及び第十九条の四第一号ロにおいて「自然堤防」という。）とする。

(浸水被害軽減地区の指定の公示)

第十九条の三 法第十五条の六第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指定（同条第五項において準用する場合にあつては、指定の解除。以下この項において同じ。）の公示は、次に掲げる事項について、市町村、水防事務組合又は水害予防組合の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 浸水被害軽減地区の指定をする旨
  - 二 当該浸水被害軽減地区の名称及び指定番号
  - 三 当該浸水被害軽減地区の位置
  - 四 当該浸水被害軽減地区内の土地に存する輪中堤防その他の帯状の盛土構造物又は自然堤防の高さ
- 2 前項第三号の浸水被害軽減地区の位置は、次に掲げるところにより明示するものとする。
- 一 市町村、大字、字、小字及び地番
  - 二 平面図

(浸水被害軽減地区の標識の設置の基準)

第十九条の四 法第十五条の七第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる事項を明示したものであること。
  - イ 浸水被害軽減地区の名称及び指定番号
  - ロ 浸水被害軽減地区内の土地に存する輪中堤防その他の帯状の盛土構造物又は自然堤防の高さ
  - ハ 浸水被害軽減地区の管理者及びその連絡先
  - ニ 標識の設置者及びその連絡先
- 二 浸水被害軽減地区の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。

(浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出)

第十九条の五 法第十五条の八第一項の規定による届出は、別記様式の届出書を提出して行うものとする。

- 2 法第十五条の八第一項本文に規定する行為の設計又は施行方法は、計画図により定めなければならない。
- 3 前項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならない。

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
浸水被害軽減地区の位置図	浸水被害軽減地区の位置	二千五百分の一以上	
浸水被害軽減地区の現況図	浸水被害軽減地区の形状	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
法第十五条の八第一項本文に規定する行為の計画図	当該行為を行う場所	二千五百分の一以上	
	当該行為を行った後の浸水被害軽減地区の形状	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。

(浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出書の記載事項)

第十九条の六 法第十五条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、同項本文に規定する行為の完了予定日並びに当該行為の対象となる浸水被害軽減地区の名称及び指定番号とする。

(浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出の内容の通知)

第十九条の七 法第十五条の八第二項の規定による通知は、第十九条の五第一項の届出書の写しを添付してするものとする。

(氾濫による被害の拡大を防止するための作業)

第二十条 水防法施行令（平成二十三年政令第四百二十八号）第二条第五号の国土交通省令で定める作業は、流水が河川外に流出した場合において、これによる災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために器具又は資材を設置し、水流を制御する作業とする。

(水防協力団体として指定することができる法人に準ずる団体)

第二十一条 法第三十六条第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

(権限の委任)

第二十二条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第四十七条第一項及び第四十八条の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第十条第二項の規定により河川を指定すること。
- 二 法第十三条第一項の規定により河川を指定すること。
- 三 法第十六条第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定すること。
- 四 法第三十一条の規定により指示をすること。
- 五 法第四十六条の規定により表彰を行うこと。

## 資料編 1 関係法令等

### 附 則

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

### 附 則 （平成一三年六月二六日国土交通省令第一〇二号）

この省令は、水防法の一部を改正する法律（平成十三年法律第四十六号）の施行の日（平成十三年七月三日）から施行する。

### 附 則 （平成一七年六月一日国土交通省令第六二号） 抄

#### （施行期日）

第一条 この省令は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年七月一日）から施行する。

### 附 則 （平成二三年一二月二六日国土交通省令第一〇〇号）

この省令は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）の施行の日（平成二十三年十二月二十七日）から施行する。

### 附 則 （平成二五年七月五日国土交通省令第五九号）

この省令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年七月十一日）から施行する。

### 附 則 （平成二五年九月一三日国土交通省令第七六号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年九月十四日）から施行する。

### 附 則 （平成二七年一月一六日国土交通省令第二号） 抄

#### （施行期日）

第一条 この省令は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年一月十八日）から施行する。

### 附 則 （平成二七年七月一七日国土交通省令第五四号） 抄

#### （施行期日）

第一条 この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年七月十九日）から施行する。

### 附 則 （平成二九年六月一四日国土交通省令第三六号）

この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月十九日）から施行する。



## 別記様式（第 19 条の 5 関係）

## 別記様式（第 19 条の 5 関係）

## 浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出書

水防法（以下「法」という。）第 15 条の 8 第 1 項の規定により法第 15 条の 8 第 1 項本文に規定する行為を届け出ます。 年 月 日 殿	
届出者 住所 氏名 印	
1 浸水被害軽減地区の名称及び指定番号	
2 法第 15 条の 8 第 1 項本文に規定する行為の種類	
3 法第 15 条の 8 第 1 項本文に規定する行為を行う場所	
4 法第 15 条の 8 第 1 項本文に規定する行為の設計又は施行方法の概要	
5 法第 15 条の 8 第 1 項本文に規定する行為の着手予定日	年 月 日
6 法第 15 条の 8 第 1 項本文に規定する行為の完了予定日	年 月 日
7 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 法第 15 条の 8 第 1 項本文に規定する行為の設計又は施行方法については、概要の記述の末尾に「（設計又は施行方法の詳細は、別葉の計画図による。）」と記載し、計画図を別葉とすること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、法第 15 条の 8 第 1 項本文に規定する行為を行うことについて、建築基準法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

資 1. 4 水防法施行通知[一部施行通知] (平成 27 年 7 月 21 日)

平成 27・7・21 国水政第 24 号  
国水下企第 30 号  
各都道府県知事、各指定市の長  
各地方整備局長、北海道開発局、  
沖縄総合事務局長あて  
国土交通省水管理・保全局長

「水防法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 22 号。以下「改正法」という。)は、平成 27 年 5 月 20 日に公布され、平成 27 年 7 月 19 日に施行されたところである。

また、「水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」(平成 27 年政令第 273 号)及び「水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令」(平成 27 年国土交通省令第 54 号)は、平成 27 年 7 月 17 日に公布され、改正法のうち公布から 6 月以内に施行されることとされている雨水公共下水道及び下水道の維持修繕基準に関する規定を除き、平成 27 年 7 月 19 日に施行された。

改正法の施行については、下記の事項に十分留意して、適切な運用に努められるとともに、(※)速やかに関係事項を貴管内関係市町村(政令指定都市を除く。)に周知方取り計らわれ、水防行政及び下水道行政の運営に万全を期されるようお願いする。

注) 各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長あて通知については、(※)以下を、「速やかに関係事項を貴管下関係機関に周知方取り計らわれ、水防行政及び下水道行政の運営に万全を期されたく通知する。」とする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言とする。

記

一 水防法関係

1 用語の定義の追加(第 2 条関係)

雨水出水に係る浸水対策については、洪水に係る水防活動の一部として、水防法(昭和 24 年法律第 193 号)の対象としてきたところである。近年、雨水出水に起因する大規模な浸水被害が発生しており、浸水被害の防止をより推進するため、「一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排水できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる出水」を「雨水出水」として定義し、水防法の目的に明記するものとした。

なお、「雨水出水」とは、一般に「内水」としていた概念を指す用語であり、降雨による出水全般を指すものではないことに留意されたい。

資料 1  
資料 2  
資料 3  
資料 4  
資料 5  
資料 6  
資料 7  
資料 8  
資料 9  
資料 10

## 2 水防計画における下水道管理者の協力に関する事項の記載について（水防法第2条、第7条及び第33条並びに下水道法第23条の2関係）

水防管理団体の取組をさらに実効性のあるものにするため、都道府県及び指定管理団体が定める水防計画に、下水道管理者の水防活動への協力について記載することができるものとしたものである。

下水道管理者による協力の内容としては、下水道の水位に関する情報の提供、水防訓練への下水道管理者の参加、資機材の提供等が想定される。水防計画に記載された協力事項については、下水道管理者は協力することが義務付けられることとなる。また、水防計画への記載に当たっては、都道府県知事又は指定管理団体の水防管理者があらかじめ下水道管理者に協議し、その同意を得なければならない。なお、水防計画に記載した事項以外について、下水道管理者が協力することを排除しているものではなく、下水道の管理を通じて水災の防御を図るという下水道管理者の責務はこれまでと変わるものではないことに留意されたい。

## 3 雨水出水に係る水位情報の通知及び周知について（水防法第13条の2関係）

### （1）本規定の必要性について

雨水出水においては、その原因となる短時間かつ局地的に降る大雨を事前に予測することが困難であること及び降雨から浸水までの時間が極めて短いことを踏まえ、円滑かつ迅速な避難等のための措置を講じることが必要である。

このため、都道府県知事又は市町村長が、雨水出水により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等（以下「水位周知下水道」という。）について、雨水出水特別警戒水位を定め、当該水位に達した旨の情報を、都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないものとしたものである。また、当該通知をした都道府県知事は、避難勧告等の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知しなければならないものとしている。

### （2）水位周知下水道の指定について

水位周知下水道の指定は、公共下水道等の排水施設等の名称を都道府県の水防計画に規定することにより行われたい。

また、「雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるもの」とは、雨水出水による被害が想定される地域の人口及び資産の集積や、経済活動の状況等から相当な被害が予想される公共下水道等の排水施設等を指すものであり、都道府県知事又は市町村長が総合的に判断すべきものであるが、例えば、氾濫水が地下街等に一気に流入し、人的被害が発生するおそれがある地下街等が発達している区域に存する公共下水道等の排水施設等が想定される。

### （3）雨水出水特別警戒水位の設定について

雨水出水特別警戒水位は、住民等の避難に資する情報を的確に提供していくために定められる性質のものであり、具体的には、住民等の避難に要する時間及び下水道の水位の上昇速度等を考慮して定められるものである。

雨水出水特別警戒水位を設定する際には、水位周知下水道の水位観測所名及びその水位観測所における雨水出水特別警戒水位を都道府県の水防計画に規定されたい。

### （4）雨水出水に係る水位情報の周知について

雨水出水特別警戒水位に達した旨を一般に周知するに当たっては、降雨から浸水までの時間が極めて短い雨水出水の特性を踏まえ、報道機関に協力を求めることに加え、緊急速報メールを活用する等、インターネット、携帯端末等の地域の実情に応じて速報性のある伝達手段を積極的に活用し、円滑かつ迅速に周知が図られるよう努められたい。

#### 4 高潮に係る水位情報の通知及び周知について（水防法第 13 条の 3 関係）

##### （1）本規定の必要性について

高潮においては、災害が発生する前に円滑かつ迅速な避難等のための措置を講じ、被害の軽減を図ることが必要である。

このため、都道府県知事が、高潮により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸（以下「水位周知海岸」という。）について、高潮特別警戒水位を定め、当該水位に達した旨の情報を、都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないものとしたものである。また、当該通知をした都道府県知事は、避難勧告等の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知しなければならないものとしている。

##### （2）水位周知海岸の指定について

水位周知海岸の指定は、海岸名並びに起点及び終点を都道府県の水防計画に規定することにより行われたい。

「高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるもの」とは、高潮による被害が想定される地域の人口及び資産の集積や、経済活動の状況等から相当な被害が予想される海岸を指すものであり、都道府県知事が総合的に判断するべきものであるが、例えば、地形等の条件から被害が発生するおそれの高い県庁所在地、地域の中核的な都市、三大都市圏等に係る海岸が想定される。

水位周知海岸を指定しようとする場合においては、都道府県における水防協議会（水防協議会が設置されていない都道府県にあっては都道府県防災会議）に海岸管理者等の関係する施設管理者を参加させるよう努められたい。

##### （3）高潮特別警戒水位の設定について

高潮特別警戒水位は、住民等の避難に資する情報を的確に提供していくために定められる性質のものであり、具体的には、住民等の避難に要する時間、水位の上昇速度及び堤防等の構造等を考慮して設定するものである。

高潮特別警戒水位を設定する際には、対象とする海岸及び河川の起点及び終点、水位観測所名並びにその水位観測所における高潮特別警戒水位を都道府県の水防計画に規定されたい。

なお、高潮特別警戒水位を設定しようとする場合においては、水防協議会等の場を活用する等により、海岸管理者等の関係する施設管理者の意見を聴くよう取り計らわれたい。

##### （4）高潮に係る水位情報の周知について

高潮特別警戒水位に達した旨を一般に周知するに当たっては、報道機関に協力を求めることに加え、インターネット、携帯端末等の地域の実情に応じた伝達手段を積極的に活用し、円滑かつ迅速に周知が図られるよう努められたい。

#### 5 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域について（水防法第 14 条、14 条の 2 及び 14 条の 3 関係）

## (1) 本規定の必要性について

洪水に係る浸水想定区域制度は、平成 13 年の水防法改正時に新たに設けられた制度であり、適切な避難場所の設定等の円滑かつ迅速な避難等のための措置を講じること等の一層効果的な住民の避難の確保を図ること等を目的としているものである。

改正前の水防法においては、「河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨」（以下「計画降雨」という。）を前提として浸水想定区域を指定するものとしていたが、これまでの計画降雨を上回る降雨が発生しており、被害が頻発、激甚化することが想定されていることから、「想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するもの」（以下「想定最大規模降雨」という。）を前提にするものとしたものである。

また、近年、洪水のほか、雨水出水及び高潮により、現在の想定を超える浸水被害が多発しており、円滑かつ迅速な避難等のための措置を講じる必要性が高まっている。このため、洪水への対応と同様に、想定最大規模降雨による雨水出水及び「想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するもの」（以下「想定最大規模高潮」という。）に対する円滑かつ迅速な避難等のための措置を講じるため、「雨水出水浸水想定区域」及び「高潮浸水想定区域」を設けるものとしたものである。

## (2) 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定について

### ① 雨水出水浸水想定区域の指定について

雨水出水浸水想定区域の指定は、水位周知下水道を対象として行うものであり、想定最大規模降雨により排水施設の排水能力を上回り排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は放流先の河川の水位上昇等に伴い排水施設から河川等に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を指定するものである。

今回改正した水防法施行規則では、雨水出水浸水想定区域の指定に当たっては、下水道から河川等に雨水を放流する地点における当該河川等の水位の見込み、下水道の配置及び構造の状況等を勘案して行うものとした。

### ② 高潮浸水想定区域の指定について

高潮浸水想定区域の指定は、水位周知海岸を対象として行うものであり、想定最大規模高潮により当該海岸について氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を指定するものである。

高潮浸水想定区域の指定に当たっては、水位周知海岸のうち、高潮浸水想定区域に関する事項に大きな影響を及ぼす堤防等の構造及び管理の状況を勘案して想定最大規模高潮によって決壊が想定される全ての区間において決壊することを想定して行うものとした。また、それらの構造及び管理の状況については、当該施設の管理者の意見を聴くものとした。

### ③ 浸水想定区域の早期指定について

洪水若しくは雨水出水により地下街等が発達している区域の浸水が想定される河川若しくは公共下水道等の排水施設等又は高潮により大きな被害が発生するおそれの高い東京湾、伊勢湾、大阪湾、瀬戸内海若しくは有明海等に存する海岸については、円滑かつ迅速な避難等のための措置を講じること等が特に必要であることから、これらに係る洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下単に「浸水想定区域」という。）を、早期に指定するよう努められたい。なお、当該指定の実施目標は、概ね 5 年程度を想定している。

### ④ 連続施設から浸水する地下街等の取扱いについて

今回改正した水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）では、浸水想定区域の指定は、想

定最大規模降雨又は想定最大規模高潮により、地上部分の浸水は想定されない地下街等であっても、当該地下街等に地下で連続する施設（以下「連続施設」という。）から浸水することを想定し、連続施設を通じて浸水する地下街等の存する区域を含めて行うことができることを明確化したところである。

連続施設を通じて浸水する地下街等の存する区域を含めて、浸水想定区域を指定するに当たっては、当該地下街等の名称及び所在地を明示されたい。なお、連続施設を通じて浸水する地下街等は、連続施設からの浸水が想定される全ての地下街等ではなく、相当規模の地下街等であって当該地下街等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保等が必要なものである。

#### ⑤浸水想定区域の指定にあたり明示する事項について

今回改正した水防法施行規則では、浸水想定区域の指定の際には、指定の区域、浸水した場合に想定される水深を明らかにするとともに、長時間にわたり浸水するおそれがある場合には浸水継続時間を明らかにするものとした。洪水浸水想定区域については、加えて、計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び水深を、雨水出水浸水想定区域については、加えて、主要な地点における一定の時間ごとの水深の変化を明らかにするものとした。

雨水出水浸水想定区域の指定における「主要な地点における一定の時間ごとに水深の変化」の「主要な地点」とは、地下街等の出入口等、住民の避難等に資する上で重要となる地点を想定しており、地下街等の所有者又は管理者が雨水出水に係る避難確保・浸水防止計画を作成するとき、地下街等の利用者の全てが安全に避難できることの確認等に用いることを想定している。

#### ⑥浸水想定区域の指定の際の配慮について

ハザードマップ作成の効率化等を図るため、浸水想定区域の指定の前提となる電子データの保存に係るガイドラインを別途通知する予定であるので、それを参考とし、電子データを保存するよう努められたい。

また、浸水想定区域を指定する際には、市町村地域防災計画の修正等に要する期間に配慮し、指定の内容等について、あらかじめ市町村の防災担当部局に対して説明されたい。

#### (3) 指定の変更について

##### ①洪水浸水想定区域の指定の変更について

洪水浸水想定区域の指定の変更は、以下の場合に行うよう努められたい。

- イ 洪水調節施設、放水路、堤防等の整備等河川整備の進捗により洪水浸水想定区域の大幅な変更が見込まれる場合
- ロ 想定最大規模降雨の見直しにより洪水浸水想定区域の大幅な変更が見込まれる場合
- ハ 土地利用の大規模な変更、大規模構造物の建設、連続盛土の建設・改変、地形の大規模な改変等により洪水浸水想定区域の大幅な変更が見込まれる場合
- ニ 技術の進歩等に伴う地形測量や氾濫解析の精度向上により、洪水浸水想定区域の変更が必要と判断される場合
- ホ その他必要と認められる場合

##### ②雨水出水浸水想定区域の指定の変更について

雨水出水浸水想定区域の指定の変更は、以下の場合に行うよう努められたい。

- イ 下水道整備の進捗により雨水出水浸水想定区域の大幅な変更が見込まれる場合
- ロ 想定最大規模降雨の見直しにより雨水出水浸水想定区域の大幅な変更が見込まれる場合
- ハ 土地利用の大規模な変更、大規模構造物の建設、連続盛土の建設・改変、地形の大規模な改

変等により雨水出水浸水想定区域の大幅な変更が見込まれる場合

ニ 技術の進歩等に伴う地形測量や氾濫解析の精度向上により、雨水出水浸水想定区域の変更が必要と判断される場合

ホ その他必要と認められる場合

### ③高潮浸水想定区域の指定の変更について

高潮浸水想定区域の指定の変更は、以下の場合に行うよう努められたい。

イ 堤防等の整備等海岸及び河川の整備の進捗により高潮浸水想定区域の大幅な変更が見込まれる場合

ロ 想定最大規模高潮の見直しにより高潮浸水想定区域の大幅な変更が見込まれる場合

ハ 土地利用の大規模な変更、大規模構造物の建設、連続盛土の建設・改変、地形の大規模な改変等により高潮浸水想定区域の大幅な変更が見込まれる場合

ニ 技術の進歩等に伴う地形測量や水理解析の精度向上により、高潮浸水想定区域の変更が必要と判断される場合

ホ その他必要と認められる場合

## 6 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置について

(水防法第 15 条関係)

### (1) 市町村地域防災計画に定める事項について

改正前の水防法第 15 条第 3 項は、浸水想定区域の指定を受けて、市町村地域防災計画上に当該区域ごとの洪水予報等の伝達方法等を適切に定めることを義務づけるものであるが、今般、洪水浸水想定区域に加えて雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域の制度を設けることから、これらの区域の指定があった際の市町村地域防災計画に定めるべき事項を規定したものである。

水防法第 15 条第 1 項第 2 号の「避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項」及び同項第 3 号の「災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項」は、従前の「避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項」に含まれていた事項として解されるべきものである。なお、(※) 避難場所については、洪水、雨水出水及び高潮のそれぞれに適した指定緊急避難場所について記載し、避難経路については、水没するおそれのあるアンダーパス等の避難の際に危険な箇所を記載するよう、貴管内市町村に周知方努められたい。

注) 各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長あて通知については、

(※) 以下を、「各都道府県知事に対して、「避難場所については、洪水、雨水出水及び高潮のそれぞれに適した指定緊急避難場所について記載し、避難経路については、水没するおそれのあるアンダーパス等の避難の際に危険な箇所を記載するよう、貴管内市町村に周知方努められたい。」旨通知したことを伝達する。」とする。

また、地下街等において、建設予定又は建設中の段階から、浸水防止板の設置等の対策をとることができるよう、市町村地域防災計画に定める地下街等の対象に「地下に建設が予定されている施設又は建設中の施設であつて不特定かつ多数の者が利用すると見込まれる施設」を追加するものとしたものである。

### (2) 避難措置の住民等への周知について

想定最大規模降雨又は想定最大規模高潮によって洪水、雨水出水又は高潮が発生した場合には、

住民だけでなく通勤者や旅行者など一時的に地域に滞在する者も被災するおそれがあること、また、ハザードマップの周知手段としてインターネットが一般的になっていることを踏まえ、ハザードマップの周知先を当該地域の「住民」から「住民、滞在者その他の者」に改めるものとしたものである。これに伴い、従来は周知の手段として印刷物の配布を基本としてきたが、今後はインターネットによる周知を基本とするものとする。ただし、インターネットが使えない住民等に対しては、印刷物の配布や回覧、掲示板の活用等により、周知を図るものとする。

### (3) 市町村地域防災計画及びハザードマップの作成・見直しについて

(※) 従前の浸水想定区域を想定最大規模降雨を前提としたものに変更した場合、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域を指定した場合、これらの浸水想定区域の指定の変更をした場合及び避難場所又は避難経路等が変更になった場合には、市町村地域防災計画及びハザードマップを適切に作成し、見直しをするとともに、(2)に示す方法により住民等への周知を徹底するよう貴管内市町村に周知方努められたい。

注) 各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長あて通知については、

(※) 以下を、「各都道府県知事に対して、「従前の浸水想定区域を想定最大規模降雨を前提としたものに変更した場合、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域を指定した場合、これらの浸水想定区域の指定の変更をした場合及び避難場所又は避難経路等が変更になった場合には、市町村地域防災計画及びハザードマップを適切に作成・見直しするとともに、(2)に示す方法により住民等への周知を徹底するよう貴管内市町村に周知方努められたい。」旨通知したことを伝達する。」とする。

## 7 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等について(第15条の2関係)

### (1) 連続施設の管理者等からの意見聴取について

改正前の水防法第15条の2では、市町村地域防災計画に名称及び所在地が定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画(以下「避難確保・浸水防止計画」という。)を作成しなければならないものとされている。

地下街等への浸水は、当該地下街等の出入口等から発生するだけでなく、当該地下街等と地下で連続している施設から予期せず発生する可能性がある。このため、地下街等の所有者又は管理者は、計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であって、その配置その他の状況に照らし、当該地下街等への浸水経路となることが想定されるビル等、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとしたものである。

(※) なお、市町村地域防災計画には、主要な地下街等だけでなく、当該地下街等と地下で連続している不特定かつ多数の者が利用するビル等についても記載に努めるよう、貴管内市町村に周知方努められたい。

注) 各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長あて通知については、(※) 以下を、「なお、各都道府県知事に対して、「なお、市町村地域防災計画には、主要な地下街等だけでなく、当該地下街等と地下で連続している不特定かつ多数の者が利用するビル等につい



でも記載に努めるよう、貴管内市町村に周知方努められたい。」旨通知したことを伝達する。」とする。

### (2) 雨水出水に対する避難確保・浸水防止計画の確認について

雨水出水については、その原因となる急な大雨（短時間強雨）を事前に予測することが困難であり、また、降雨開始から浸水発生までの時間が極めて短いことから、短時間で確実に避難を実施することが特に重要である。このため、今回改正した水防法施行規則では、雨水出水に係る避難確保・浸水防止計画を作成するときは、地下街等の利用者の全てが安全に避難できることを国土交通大臣が定める方法により確認するものとした。

### (3) 避難確保・浸水防止対策の実施状況等の確認について

(※) 市町村長が地下街等の所有者又は管理者から避難確保・浸水防止計画の報告を受けた場合には、その内容について確認するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づく避難訓練や浸水防止対策の実施状況の把握に努めるよう、貴管内市町村に周知方努められたい。

注) 各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長あて通知については、

(※) 以下を、「各都道府県知事に対して、「市町村長が地下街等の所有者又は管理者から避難確保・浸水防止計画の報告を受けた場合には、その内容について確認するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づく避難訓練や浸水防止対策の実施状況の把握に努めるよう、貴管内市町村に周知方努められたい。」旨通知したことを伝達する。」とする。

## 8 公用負担について（第 28 条関係）

改正前の水防法第 28 条では、地域の住民の生命を保護するため、緊急時において、水防の現場で、必要な土地を一時使用し、土石等の資材を使用すること等を認めている。排水ポンプ車や可搬型排水ポンプをはじめとする排水用機器が昨今の水防活動において重要な役割を果たすことから、改正水防法第 28 条第 1 項において公用負担の対象として排水用機器を位置づけるものである。

## 9 特定緊急水防活動について（第 32 条関係）

大規模な水災が発生して国が支援を行う必要が生じた場合に、国が円滑に支援を行えるよう、国が直接現地において行う応急対策活動については、水防法第 32 条に規定されているところである。今回改正した水防法施行規則では、高度な機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として、堤防等が決壊した際の、決壊箇所以外の浸水が想定される区域及び浸水した区域における水防資機材の設置による水流の制御を規定した。

(※) 水流の制御の実施にあたっては、事前にその効果及び影響を把握する必要があることから、氾濫シミュレーション等を実施し、資材や要員、作業用機械の手配等を含めた作業計画を策定しておくものとした。

注) 各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長あて通知については、

(※) 以下を、「水流の制御の実施にあたっては、事前にその効果及び影響を把握する必要があることから、氾濫シミュレーション等を実施し、資材や要員、作業用機械の手配等を含めた作業計画を策定されたい」とする。

## 二 下水道法関係

## 1 用語の定義の追加

## (1) 下水道の定義（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 2 号関係）

「下水道」の定義規定において明記される下水道施設の例示に「貯留施設」を追加した。近年、いわゆるゲリラ豪雨が頻発しており、都市部において雨水を貯留することの重要性が増すとともに、雨水貯留施設の管理に関する管理協定制度を設け、用語が多用されることとなったことから、「貯留施設」が「下水道」の一部であることを明確化した。

## (2) 浸水被害の定義（下水道法第 2 条第 9 号関係）

排水区域において、一時的に大量の降雨が生じた場合において、①排水施設に当該雨水を排除できないこと、又は、②排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことに起因する浸水により、国民の生命、身体又は財産に被害を生ずることを「浸水被害」として定義した。

## 2 災害時維持修繕協定の締結について（下水道法第 15 条の 2、第 25 条の 18、第 31 条関係）

## (1) 災害時維持修繕実施者について

下水道管理者は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止するため災害の発生時において下水道管理者以外の者が下水道の施設の特定の維持又は修繕に関する工事を行うことができることをあらかじめ定めておく必要があるときは、災害時維持修繕実施者（下水道の施設の維持又は修繕に関する工事を適確に行う能力を有すると認められる者）と災害時維持修繕協定を締結することができることとした。災害時維持修繕協定を締結することにより、災害時に下水道法第 16 条の承認を得ることなく、災害時維持修繕実施者は下水道の施設に関する工事又は維持を行うことができる。

災害時維持修繕実施者としては、民間企業や日本下水道事業団、下水道公社等を広く想定している。

## (2) 災害時維持修繕協定に記載する必要がある事項について

災害時維持修繕協定に記載する必要がある事項は以下の通りである。

## イ 協定下水道施設の名称、範囲（下水道法第 15 条の 2 第 1 号関係）

協定の目的となる協定下水道施設の範囲を明らかにする観点から、図面等を添付することが望ましい。

## ロ 業務の内容（下水道法第 15 条の 2 第 2 号関係）

各地域の状況等を勘案したうえで、災害時維持修繕実施者が業務を実施するための要件及び実施する業務の内容を定めることが望ましい。

当該要件には、例えば、一定の震度や降雨量といった基準に該当する場合や下水道管理者から災害時維持修繕実施者に対する出動の要請があった場合に業務を実施することを定める。

当該業務の内容には、例えば、緊急点検、緊急措置、応急復旧等を定める。

## ハ 費用負担（下水道法第 15 条の 2 第 3 号関係）

## ニ 災害時維持修繕協定の有効期間（下水道法第 15 条の 2 第 4 号関係）

## ホ 災害時維持修繕協定に違反した場合の措置（下水道法第 15 条の 2 第 5 号関係）

例えば、災害時維持修繕実施者が協定に違反した場合、書面による通告の上、協定を解除

できることなどを定める。

へ その他必要な事項

協定に定めのない事項についての取扱については、その都度協議して定めることなどを定める。

### 3 発生汚泥等の再生利用の努力義務化について（下水道法第 21 条の 2 第 2 項、第 25 条の 18

#### 第 1 項関係）

下水道管理者の発生汚泥等を処理する場合の減量化に係る努力義務に加え、発生汚泥等の燃料又は肥料としての再生利用に係る努力義務を規定した。

燃料としての再生利用とは、例えば、下水汚泥固形燃料や消化ガス、発生汚泥等の焼却廃熱等を利用することであり、肥料としての再生利用とは、例えば、りんその他の発生汚泥等に含まれる有用物質やコンポスト化した発生汚泥等を利用することである。これらの利用を図るため、発生汚泥等の処理施設の更新に当たり、燃料又は肥料として再生利用するための再生施設の整備を優先的に検討するなど、必要な措置を講じられたい。また、下水道管理者自らが利用するほか、下水道管理者以外の者による発生汚泥等の再生利用にも努めるものとする。

なお、発生汚泥等の再生利用に当たり、下水汚泥固形燃料を利用者に安心して使ってもらうための JIS 規格を定めているので活用されたい。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の関係規定を遵守するほか、肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）に規定する肥料を生産する場合にあっては、下水道管理者は、肥料取締法に規定される生産業者に該当するので、同法の関係規定を遵守するほか、発生汚泥等から有害重金属等をほとんど含有しないりん化合物を回収する手法の導入を検討することや、「汚泥肥料中の重金属管理手引書」（平成 27 年 3 月改訂、農林水産省）に基づく品質管理を行うなど、良質な肥料の生産に努めるとともに、他者に発生汚泥等の処分を委託し、他者が肥料の生産を行う場合等にあっては、当該生産業者が良質な肥料を生産することに配慮されたい。また、農地への堆積等により周辺地域の生活環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、肥料の生産場所、生産量、流通計画等について、地方公共団体の関係部局と十分な調整を図られたい。

### 4 水防計画における下水道管理者の協力に関する事項の記載について（水防法第 2 条、第 7 条及び第 33 条並びに下水道法第 23 条の 2 関係）【再掲】

水防管理団体の取組をさらに実効性のあるものにするため、都道府県及び指定管理団体が定める水防計画に、下水道管理者の水防活動への協力について記載することができるものとしたものである。

下水道管理者による協力の内容としては、下水道の水位に関する情報の提供、水防訓練への下水道管理者の参加、資機材の提供等が想定される。水防計画に記載された協力事項については、下水道管理者は協力することが義務付けられることとなる。また、水防計画への記載に当たっては、都道府県知事又は指定管理団体の水防管理者があらかじめ下水道管理者に協議し、その同意を得なければならない。なお、水防計画に記載した事項以外について、下水道管理者が協力することを排除しているものではなく、下水道の管理を通じて水災の防御を図るという下水道管理者の責務はこれまでと変わるものではないことに留意されたい。

## 5 下水道暗渠等への量水標等及び熱交換器等の設置に関する規制緩和について

下水道は、これまでも良好な生活環境の確保や公共用水域の水質保全、浸水被害の防止など多様な役割を担ってきたが、多発する局地的豪雨への対応や下水道が有する再生可能エネルギーの利用加速化への要請など、下水道を取り巻く諸情勢を踏まえつつ、その期待されている役割を積極的に果たす必要がある。

このため、下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのない範囲内で、下水道管理者は、下水道法第 25 条に基づく下水道条例に規定された占用許可又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 による行政財産の目的外使用許可（以下「占用許可等」という。）に基づいて、水防管理者又は量水標管理者が公共下水道の暗渠又は流域下水道の施設（以下「下水道暗渠等」という。）に量水標等を設置することや国、地方公共団体、熱供給事業者等が下水道暗渠等に熱交換器等を設置することを認めることができることとして、所要の規定を整備した。

下水道管理者にあつては、改正趣旨を踏まえ、特に以下の点に留意して、当該事務の執行を図ることとされたい。また、暗渠の使用に係る下水道条例の改正等必要な措置を講ずることとされたい。

### （1）下水道暗渠等に設けることのできる工作物について（下水道法第 24 条第 3 項第 3 号、第 25 条の 17 第 3 号、下水道法施行令第 17 条の 2 及び第 17 条の 10 関係）

下水道暗渠等に設けることのできる物件として、熱交換器のほか、当該熱交換器による下水熱の効率的な利用のために必要な温度計その他の測定器並びに当該熱交換器及び当該測定器を支持し、又は保護するための工作物を定めた。また、熱交換器には、これと構造上同等であり一体とみなせる熱源水配管を含む。

さらに、量水標等並びに熱交換器及び測定器を支持し、又は保護するための工作物としては、これらを支持するバンドや保護管を想定している。ただし、これらの工作物は、規模、形状等が多様であるため、個々の物件の設置に当たっては、下水道管理者が下水の排除等に著しい支障を及ぼすおそれのない構造であると認められるもののみについて占用許可等を行うこととされたい。

### （2）下水道暗渠等に量水標等及び熱交換器等を設けることのできる主体について（下水道法第 24 条第 3 項第 3 号、第 25 条の 17 第 3 号、下水道法施行令第 17 条の 3 関係）

#### ① 量水標等を設けることのできる主体について

下水道暗渠等に量水標等を設置することのできる者は、水防管理者及び量水標管理者とした。

#### ② 熱交換器等を設けることのできる主体について

下水道暗渠等に熱交換器等を設けることのできる者は、国、地方公共団体、熱供給事業者のほか、下水熱の利用に関する適正かつ確実な計画を有し、及び下水熱の利用を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有すると下水道管理者が認めた者とした。

計画が「適正」であるとは、熱交換器等の設置及び維持管理に関する事項が下水の排除及び暗渠の管理に著しい支障を及ぼすおそれのないこと等、不適正なものでないことを意味する。計画が「確実」であるとは、下水熱の利用に関する計画が確実な根拠に基づいていることを意味する。

「経理的基礎」を有するとは、下水熱の利用を行うのに必要な経理面すなわち設備資金、運転資金等の調達方法、借入金の返済方法等の確実性ばかりでなく経営の堅実性が要求される。「技術的能力」を有するとは、当該者の組織体制、個々の担当者の実務経験、経歴、技術力等によ

って判断される。

下水熱の利用に関する計画の規模、技術等は多様であることから、下水道管理者におかれては、これらの趣旨を踏まえ、下水の排除及び暗渠の管理に支障を及ぼすことがないよう個別の者について適切に判断されたい。

### (3) 道路管理者との調整について

道路区域内に設置されている下水道暗渠等に量水標等及び熱交換器等を設置する場合には、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条の規定が適用されることとなるため、当該設置に係る占用許可を申請する者に対しては、下水道施設に係る占用許可等の申請とともに道路管理者に対する道路の占用許可を申請することが必要となる旨を周知されたい。

なお、その際、下水道管理者の処分と道路管理者の処分に齟齬をきたさないよう調整を行うという観点等から道路管理者と十分な調整を図ることとするほか、量水標等及び熱交換器等が設置される下水道暗渠等の道路占用許可に関する占用の目的の変更手続が必要であることに留意されたい。また当該調整の結果を踏まえて下水道暗渠等への量水標等及び熱交換器等の設置及び維持管理のために行う工事の実施方法及び時期等については、道路の構造又は交通に対する支障を及ぼすことがないよう配慮されたい。

### (4) 下水道暗渠等に量水標等及び熱交換器等を設ける場合の手続について

下水道暗渠等に量水標等及び熱交換器等を設置する場合の占用許可の申請（占用許可の変更申請を含む。）手続については、占用許可の申請者の事務負担の軽減を図るため、申請書類及び添付書類を必要最小限にする等申請手続の簡素化かつ明確化に努めるものとし、下水道暗渠等に量水標等及び熱交換器等を設置することが道路法第 32 条の規定の適用を受ける場合にあっては、道路管理者と協力して両管理者の一方を経由しての申請を可能とする等申請手続の簡素化のために必要な措置を講ずるよう努められたい。

### (5) 量水標等及び熱交換器等を設ける者に対する情報提供等について

下水道暗渠等に量水標等及び熱交換器等を設置することについては、下水道暗渠等を占用しようとする者に対して、必要に応じて、下水道台帳の閲覧や下水熱の賦存量や存在位置を示す「下水熱ポテンシャルマップ」の作成、公表等を通じた情報の提供を図られたい。また、「下水熱ポテンシャルマップ」の作成に当たっては、「下水熱ポテンシャルマップ作成の手引き」（平成 27 年 3 月、環境省・国土交通省）を参考にされたい。

なお、下水熱の活用に当たっては、改訂を行った「下水熱利用マニュアル（案）」（平成 27 年 7 月、国土交通省）を参考にされたい。

## 6 浸水被害対策区域における特別の措置について

### (1) 浸水被害対策区域制度の創設について（下水道法第 2 章第 2 節関係）

浸水被害対策区域は、排水区域のうち、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域であって、当該区域における土地利用の状況からみて、公共下水道の整備のみによっては浸水被害の防止を図ることが困難であると認められるものとして公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める区域をいう。指定対象となる地域としては、例えば、地域の降水量や土地利用等の状況を踏まえ、浸水対策が必要な地域であって、道路などの公共空間の地下の利用が進んでおり、公共下水道の雨水貯留管等の設置が技術的に困難な地域、道路交通量が多く必要な公共下水道の工事の社会的影響が大きい地域、公共下水道の雨水貯留管等の整備よ

りも、再開発等にあわせて民間の雨水貯留施設を活用する方が費用対効果の高い地域などを想定しており、公共下水道管理者がこれらの観点から地域の実情を踏まえて判断されたい。

また、これまでも、地方公共団体のまちづくり部局等が、民間の雨水貯留浸透施設の設置を推進している地域もあるため、公共下水道管理者が浸水被害対策区域の指定や排水設備に適用すべき技術上の基準の策定、雨水貯留施設の管理協定による管理を行う場合には、雨水貯留浸透施設の設置に関する施策に齟齬が生じることのないよう、対象地域のまちづくり部局等と適切に調整を図られたい。

なお、民間事業者による雨水貯留浸透施設等の整備の促進を図る際には、「都市計画運用指針の改正による民間の雨水貯留施設等の位置づけについて」(平成 27 年 1 月 18 日国水 下流第 46 号)などを参照し、都市計画部局や建築部局等と十分に連携しつつ、都市計画法等に基づく諸制度の活用について検討されたい。

さらに、浸水被害対策区域での民間の雨水貯留浸透施設の設置等に対しては、予算・税制等の特例措置を講じているので、こうした支援策を積極的に活用されたい。

## (2) 雨水貯留施設の管理協定制度について（下水道法第 25 条の 3 から第 25 条の 9、下水道法施行令第 17 条の 5、下水道法施行規則第 17 条の 3 から第 17 条の 5 関係）

### ① 管理協定の対象となる雨水貯留施設について

下水道法第 25 条の 3 により、公共下水道管理者は、浸水被害対策区域において浸水被害の防止を図るため、浸水被害対策区域内に存する雨水貯留施設（浸水被害の防止を図るために有用なものとして雨水の貯留容量が 100m<sup>3</sup> 以上のものに限る。）を自ら管理する必要があると認めるときは、雨水貯留施設所有者等（当該施設の所有者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者）との間において、管理協定を締結して当該雨水貯留施設の管理を行うことができることとしている。

なお、対象地域の浸水被害の発生状況又は自然的社会的条件の特殊性を勘案し、特に必要があると認める場合には、公共下水道管理者は、条例で、区域を限り、管理協定を締結できる雨水貯留施設の規模を 100m<sup>3</sup> 未満に引き下げることが可能である。また、下水道法第 25 条の 4 により、公共下水道管理者は、浸水被害対策区域内において建設が予定されており、又は建設中である雨水貯留施設について、上記と同様に、雨水施設所有者となろうとする者（当該雨水貯留施設若しくはその属する施設の敷地である土地の所有者又は当該土地の使用および収益を目的とする権利を有する者を含む。以下「予定施設所有者等」という。）との間において、管理協定を締結して建設後の当該雨水貯留施設の管理を行うことができることとしている。

下水道法第 25 条の 9 により、管理協定は、施設所有者が代わってもそれ以降の所有者等に対しても効力を有するため、公共下水道管理者が雨水貯留施設を継続的に管理することが可能となっている。

また、区分所有権が設定されるテナントビル等について、完成後に管理協定を締結する場合は区分所有権を有する者全員と管理協定を締結する必要があるが、下水道法第 25 条の 4 に基づきテナントビル等の販売前にデベロッパーとの間であらかじめ管理協定を締結しておけば、承継効により、管理協定の締結後に区分所有者となる者に対しても管理協定が適用されることになる。

### ② 管理協定に記載する必要がある事項について

管理協定に記載する必要がある事項は、以下の通りである。

イ 協定雨水貯留施設の名称、範囲

協定雨水貯留施設が建物の地下等に設けられている場合には、その属する建物の名称を記載する。また、協定の目的となる範囲を明らかにする観点から、図面等を添付することが適当である。

ロ 協定雨水貯留施設の管理の方法

協定雨水貯留施設の点検、清掃、維持修繕に関すること、豪雨等の発生時における運転操作その他協定雨水貯留施設の適切な管理に必要な事項について定める。

ハ 管理協定の有効期間

5年以上50年以下の間で管理協定の有効期間を定める。また、下水道法第25条の8の規定により管理協定の延長も可能である。

ニ 管理協定に違反した場合の措置

例えば、協定の有効期間中における正当な事由がない協定の破棄の申し出や管理協定に基づく公共下水道管理者の管理行為の妨害などの雨水貯留施設所有者等の違反行為に対し、管理協定に定められた義務の履行の請求を求めることなどが考えられる。

**(3) 条例で排水設備に適用すべき技術上の基準について（下水道法第25条の2、下水道法施行令第17条の4、下水道法施行規則第17条の2関係）**

浸水被害対策区域において、管理協定制度の活用、予算や税制等の支援策のみでは浸水被害の軽減が困難な場合等も想定される。このような場合等において、下水道法第25条の2に基づき排水設備に適用すべき雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を条例で定めるに当たっては、政令及び省令に規定する条例の基準に基づいて、条例を策定されたい。

また、当該基準は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条に基づく建築基準関係規定となり、建築主事等が建築確認等の際に当該基準に適合しているか否かを審査するものとなる。このため、条例で技術上の基準を定める場合は、その内容についてあらかじめ建築関係部局と調整を図るよう留意されたい。

さらに、当該基準において、雨水の地下への浸透に関する基準を設ける場合には、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等の浸透不適地においては、当該基準を適用すべきでないことに留意されたい。また、「雨水浸透施設の整備促進に関する手引き（案）」（平成22年4月、国土交通省）等を参考に、浸透能力を保持するために、浸透部分に詰まった土砂の除去等の適正な維持管理を行うよう、設置者に対して必要な助言や指導を行うこととされたい。

## 7 協議会の設置について

地方公共団体における下水道技術職員の減少等により下水道の管理体制の脆弱化が懸念される中、下水道管理者同士の広域的な連携を促進し、効率的かつ適切な下水道施設の整備や維持管理、更新を行っていくことを目的に協議会制度を創設した。下水道の管理の効率化を図るために、地方公共団体の実情に応じて、積極的に協議会制度の活用を図られたい。

**(1) 協議会において協議の対象となる事項について（下水道法第31条の4第1項関係）**

例えば、複数の市町村等による下水汚泥処理の共同化、維持管理業務の一括発注等広域的な連携による管理の効率化を進めていくに当たって必要な事項が想定される。

なお、既に設置されている協議会についても、下水道法第31条の4の要件に該当するものにあつては、規約等に明示することによって法定協議会に移行することができるものである。

**(2) 協議会の構成員について（下水道法第31条の4第2項関係）**

協議会の構成員には、例えば、下水道管理の効率化に資する措置を講ずることができる者として日本下水道事業団や下水道公社等、管理の効率化に資する知見・ノウハウを有する者として有識者や国等を必要に応じて加えることが考えられる。

## 8 流域別下水道整備総合計画書の様式の変更について（下水道法施行規則第1条の2、別記様式第1関係）

流域別下水道整備総合計画書の様式について、計画書の簡素化のために主要な排水施設の表を削除するとともに、社会状況や財政状況の変化に機動的に対応した流総計画にするために概ね10年間に優先的に整備すべき方針を定める中期的な整備方針の表を追加したものである。また、必要に応じて、水質環境基準以外の目標や季節別の処理水質等を設定し、地域の実情を勘案した流総計画になるよう、「流域別下水道整備総合計画調査指針と解説」（平成27年1月、国土交通省）を参考に策定されたい。



## 資 1.5 水防法施行通知[一部施行通知] (平成 27 年 11 月 19 日)

平成 27・11・19 国水下企第 81 号  
各地方整備局長、北海道開発局長、  
沖縄総合事務局長 経由  
各都道府県知事、各指定都市の長 あて  
国土交通省水管理・国土保全局長

## 水防法等の一部を改正する法律の一部施行について

「水防法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 22 号。以下「改正法」という。)は、平成 27 年 5 月 20 日に公布され、一部の規定を除き平成 27 年 7 月 19 日に施行されたところである。

今般、「水防法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」(平成 27 年政令第 383 号)が公布され、改正法の公布から 6 月以内に施行されることとされていた雨水公共下水道及び公共下水道の維持又は修繕の基準、事業計画制度の拡充等に係る改正規定が平成 27 年 11 月 19 日に施行されることとなった。

また、「下水道法施行令及び公害防止事業費事業者負担法施行令の一部を改正する政令」(平成 27 年政令第 384 号。以下「改正令」という。)が平成 27 年 11 月 13 日に公布、「下水道法施行規則の一部を改正する省令」(平成 27 年国土交通省令第 78 号。以下「改正省令」という。)が平成 27 年 11 月 13 日に公布され、いずれも平成 27 年 11 月 19 日に施行されることとなった。

改正法の施行については、既に通知している「水防法等の一部を改正する法律の一部施行等について」(平成 27 年月 7 日 21 日国水政第 24 号・国水下企第 30 号)及び下記の事項に十分留意した上で適切な運用に努められるとともに、速やかに下記の関係事項を貴管内関係市町村(政令指定都市を除く。)に周知方取り計らわれ、下水道行政の運営に万全を期されるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言とする。

## 記

## 1 雨水公共下水道制度の創設について

## (1) 雨水公共下水道の定義等(下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 2 条第 3 号イ関係)

公共下水道により雨水排除及び汚水処理を行う区域について、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた「都道府県構想」の見直しが進められていることを背景に、雨水排除のみに特化した下水道整備ができるよう、公共下水道の定義を改め、これまでの公共下水道を第 2 条第 3 号イとし、雨水の排除を行い、汚水の排除及び処理を行わない公共下水道を同号ロとして新たに規定した(下水道法第 4 条第 3 項において雨水公共下水道と略称)。

雨水公共下水道は、市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道

で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するものである。

雨水公共下水道の整備区域は、具体的には、「人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しの推進について（平成 19 年 9 月 14 日 19 農振第 1045 号、19 水港第 1801 号、国都下事第 226 号、環廃対発第 070914001 号）」通知以前に、「都道府県構想」において公共下水道の整備を予定していたが、その後、効率的な整備手法の見直しの結果、公共下水道による汚水処理を行わないこととした区域について、浸水被害の防止を図ることを目的としたものである。このような場合を除き、公共下水道が雨水排除及び汚水処理の機能を同時に担うことは従前のおりである。

都市部における浸水対策については、これまでも河川部局と下水道部局が連携して実施してきたところであり、雨水公共下水道の事業の実施に際しても、今後両部局が協議の場において計画の整合を図るとともに事業の進捗状況を定期的に確認する等により、十分調整・連携して浸水対策を推進されたい。

## （２）雨水公共下水道に係る規定の適用関係

雨水公共下水道は、下水道法第 2 章の公共下水道に係る規定のうち、下水道法第 2 条第 3 号イに該当する公共下水道が合流式である場合又は分流式である場合の污水管に適用される規定（下水道法第 11 条の 3、第 12 条の 2 から第 12 条の 11、第 18 条の 2、第 21 条第 2 項、第 21 条）は適用されない。

なお、これらの規定は、「終末処理場を設置している公共下水道又は終末処理場を設置している流域下水道に接続している公共下水道（下水道法第 12 条の 2 第 1 項）」に限って適用されると規定されているものか又は文言上雨水公共下水道に適用されないことが明らかであるものであるため、雨水公共下水道の適用関係について書き分けを行う等の特段の措置を講じていない。

## （３）雨水公共下水道の事業計画（下水道法第 4 条、第 5 条第 1 項第 5 号、第 6 条第 3 号、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 3 条、下水道法施行規則（昭和 42 年建設省令第 37 号）様式第 2 関係）

雨水公共下水道は下水の処理を行わないことから、雨水公共下水道の事業計画は、予定処理区域に代えて、予定排水区域を定めることとし、下水道法施行規則に定める事業計画の様式第 2 備考を改めるとともに、予定排水区域が排水施設の配置及び能力に相応していることを要件とした。

また、公共下水道管理者は雨水公共下水道の事業計画の策定又は変更をしようとするときは、あらかじめ、その決定又は変更に係る予定排水区域等を公示して、これらに関して利害関係人に意見を申し出る機会を与えなければならないこととした。

なお、雨水公共下水道は終末処理場を有さないことから、事業計画の策定又は変更に際し、環境大臣への協議又は届出は不要である。雨水公共下水道の事業計画策定に当たっては、人口減少等に対応したコンパクトシティ等の長期的なまちづくりとの調整を図りつつ、既存の水路等を活用する等により地域の実情に応じた最適な整備手法を検討されたい。

## （４）指定都市の雨水公共下水道（下水道法施行令第 4 条の 2、第 24 条の 3 第 1 項第 2 号関係）

雨水公共下水道は終末処理場を有さないことから指定都市が策定する雨水公共下水道の事業計画については、下水道法第 2 条第 4 号イに該当する流域下水道に接続する下水道法第 2 条第 3 号イに該当する公共下水道の事業計画と同様、都道府県に協議することとした。

また、公衆衛生の重大な被害又は公共用水域の水質への重大な影響を防止するため緊急の必要

がある場合に都道府県が指示することとされる下水道に、指定都市が管理する雨水公共下水道を追加した。

## 2 持続的な下水道事業の確立のための措置について

### (1) 措置の趣旨及び背景

社会資本全体の老朽化の進行が見込まれる中で、インフラの維持又は修繕の適確な実施に係る社会的な要請が高まっていることに加え、一部の排水施設では腐食等に起因する道路陥没等が発生している状況を踏まえ、予防保全を中心とした持続的な下水道事業の確立が急務である。このため、今回、維持又は修繕に関する技術上の基準を創設するとともに、施設の構造など施設整備に関する事項を記載することとしてきた事業計画について、排水施設の点検の方法及び頻度を記載することとする等の措置を講ずることとした。

なお、維持又は修繕等に係る具体的な方策については、別途「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-（平成27年11月国土交通省水管理・国土保全局下水道部・国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部）」を策定し、事業計画制度の運用については、別途「下水道法に基づく事業計画の運用について（平成24年3月27日国水事第63号）」を改定することとしたので参照されるとともに、持続的な下水道事業の確立に向けては、事業の健全性を確保するための経営の健全化、執行体制の確保のための取組についても合わせて検討いただきたい。

### (2) 公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等の創設（下水道法第7条の2、下水道法施行規則第4条の4関係）

今回の改正では、公共下水道管理者又は流域下水道管理者（以下「公共下水道管理者等」という。）が、公共下水道又は流域下水道（以下「公共下水道等」という。）を良好な状態に保つよう維持、修繕すべきことを明確化するとともに、政令において、多種多様な施設を含む、公共下水道等の維持又は修繕に関し、公共下水道管理者等が共通して遵守すべき最低限の技術上の基準等を定めることとした。

#### ① 技術上の基準等の内容

技術上の基準等としては、以下の事項を定めた。

イ 公共下水道等の構造又は維持若しくは修繕の状況、公共下水道等に流入する下水の量又は水質、公共下水道等の存する地域の気象の状況その他の状況（以下「公共下水道等の構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、公共下水道等の巡視を行い、及び清掃、しゅんせつその他の公共下水道等の機能を維持するために必要な措置を講ずることとした。

ロ 公共下水道等の点検は、公共下水道等の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこととした。

「点検」の具体的な対応としては、排水施設については、マンホールの内部に職員等が入り直接目視で確認すること、又は、地上から管口カメラ等によりマンホール内部を映像等により確認することによって、その他の施設についても、職員等が直接目視で確認すること、又は測定機器を用いて聴覚で確認すること等によって、損傷、腐食その他の劣化その他の異状を把握すること等を想定している。

ハ ロの点検は、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれ大きいものとして国土交通省令で定める排水施設にあつては、5年に1回以上の適切な頻度で行うこととした。

当該排水施設は、下水道法施行規則第4条の4第1項において、(i)暗渠である構造の部分有する排水施設のうち、(ii)下水の流路の勾配が著しく変化する箇所若しくは下水の流路の高低差が激しい箇所又は伏越室の壁その他多量の硫化水素の発生により腐食のおそれが大きい箇所及びこれらの箇所の周辺であつて、(iii)コンクリートその他腐食しやすい材料でつくられているものを規定した。

ニ ロの点検その他の方法により公共下水道等の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずることとした。

「必要な措置」としては、具体的には、点検等により公共下水道等の損傷、腐食その他の劣化その他の異状を把握した際に、診断・評価を行い、その結果に基づいて対策（維持・修繕又は改築の方法等）を検討し、順次対策を実施すること等を想定している。

ホ 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずることとした。

下水道は災害の発生時においても人々が使い続けなければならない施設であり、その損壊等による溢水や処理能力の低下等は、人々の健康、生命に直接的かつ多大な影響を及ぼすおそれがあるため、その機能を維持するための迅速かつ適確な応急措置が求められるものである。

「必要な応急措置」としては、可搬式排水ポンプや仮設消毒池の設置などの災害時における措置のほか、災害時における措置を迅速かつ適確に行えるよう下水道事業における業務継続計画の策定や所要の資機材等の調達、円滑な調達のための協定の締結などによる適切な事前準備を行われたい。

## ② 点検結果等の記録及び保存

下水道法施行規則第4条の4第1項の排水施設については、次回点検時における異状の適確な把握や効率的な維持又は修繕の実施に資するため、点検の年月日、点検を実施した者の氏名及び点検の結果について、次に点検を行うまでの期間保存することとした。

なお、その他の公共下水道等についても、同様の観点から点検結果の記録及び保存に努められたい。

### (3) 事業計画制度の拡充

① 事業計画への記載事項の追加等（下水道法第5条第1項第1号、第6条第1号及び第2号、第25条の12第1項第1号、第25条の13第1号及び第2号、下水道法施行令第4条第1号及び第5号、第17条の6第1号及び第5号、下水道法施行規則様式第2、第3、第15関係）

事業計画の記載事項等について、以下の追加又は変更を行った。

#### イ 排水施設の点検の方法及び頻度の記載

公共下水道等の事業計画において、排水施設の点検の方法及び頻度を定めることとし、下水道法施行規則に定める事業計画の様式を改めるとともに、それらが下水道法第7条の2第2項の技術上の基準に適合していることを要件とした。これは、不適切な点検により、排水施設の腐食等が見過ごされれば、これらに起因する道路陥没等は人命への影響があるため、下水道法第7条の2第2項の技術上の基準の創設に加え、事業計画策定又は変更時に都道府県知事又は国土交通大臣による確認を行うことで、適切な点検の実効性を担保しようとするものである。

具体的には、公共下水道については、下水道法施行規則様式第 2 又は様式第 3 において、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれの大きい排水施設の点検箇所の数、点検の方法及び頻度を記載するとともに、下水道法施行規則第 4 条第 2 号の主要な管渠の平面図において、具体的な箇所を明らかにするものとする。

また、流域下水道については、下水道法施行規則様式第 15 において、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれの大きい排水施設の点検箇所の数、点検の方法及び頻度を記載するとともに、下水道法第 18 条第 2 号の排水施設の平面図において、具体的な箇所を明らかにするものとする。

ここでいう「点検箇所の数」としては、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれの大きい排水施設（公共下水道にあつては、主要な管渠（下水道法施行規則第 3 条に定める、下水排除面積が 20 ヘクタール（その構造の大部分が開渠のものにあつては、10 ヘクタール）以上の管渠。以下同じ。）に限る。）の箇所を点検するために職員等が入る又は管口カメラ等を挿入するためのマンホールの数を記載するとともに、下水道法施行規則第 4 条第 2 号又は第 18 条第 2 号の平面図には「点検箇所の数」に計上したマンホールの位置が明らかになるようにされたい。

#### ロ 土地利用の状況の考慮

公共下水道等の配置及び能力が土地利用の状況を考慮して適切に定められていることを要件とした。

「土地利用の状況」とは、商業地や住宅地といった土地の用途に加え、地下街、高齢者・障害者等の要配慮者関連施設、ターミナル駅周辺等の土地の高度利用の状況等を示すものである。

「公共下水道等の配置及び能力が土地利用の状況を考慮して適切に定められている」とは、商業地や住宅地といった雨水の流出の程度を考慮し公共下水道等の整備を行うことに加え、雨水の流出の程度を考慮するだけでは、地下街浸水による人命被害や交通の機能断絶による重大な経済被害が生じうる場合等について、土地の高度利用の状況等も考慮し、その防止を図るため適切な範囲で公共下水道等の整備水準を上げることなどを想定している。

#### ハ 協議書類の変更

イ及びロを確認するため、事業計画の協議を申し出ようとするときは、土地利用の状況を記載した書類を添付しなければならないこととするとともに、毎会計年度の工事費の予定額及びその予定財源を記載した書類には、維持管理に要する費用についても含めることとした。

### ③ 経過措置（改正法附則第 3 条関係）

改正法による改正前の下水道法の規定により定められた事業計画については、改正法の施行の日（平成 27 年 11 月 19 日）から起算して 3 年を経過する日（その日までに変更するときに変更の日）までの間は、なお従前の例によることとした。

このため、改正法による改正前の下水道法の規定により定められた事業計画について、平成 30 年 11 月 18 日までに変更の必要があるときは、合わせて改正法に基づき排水施設の点検の方法及び頻度を定め、変更の手続を行うこととされたい。また、事業計画を変更する予定がない場合にも、平成 30 年 11 月 18 日までの間に、改正法に基づき排水施設の点検の方法及び頻度を定め、改正法に基づく手続により、事業計画を変更されたい。

資 1.6 水防法施行通知（平成 29 年 6 月 19 日）

平成 29・6・19 国水政第 12 号  
各地方整備局長、北海道開発局長、  
沖縄総合事務局長、  
各都道府県知事、各指定都市の長、  
（独）水資源機構理事長 あて  
国土交通省水管理・国土保全局長

水防法等の一部を改正する法律の一部施行について

「水防法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）は平成 29 年 5 月 19 日に、「水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」（平成 29 年政令第 158 号）及び「水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令」（平成 29 年国土交通省令第 36 号）は、平成 29 年 6 月 14 日にそれぞれ公布され、いずれも平成 29 年 6 月 19 日に施行されたところである。

近年、全国各地で水害が頻発、激甚化する中、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨による被害を受け、国土交通省では「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を進めてきたところであるが、平成 28 年 8 月には台風 10 号等の一連の台風によって国管理河川の支川や都道府県管理河川といった中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生する事態となった。これらの中小河川では、人的、財政的制約がある中で、直ちに堤防整備等のハード対策による対応を行うことには限界があることから、水害リスク情報の共有や地域一体となった避難確保体制の整備といったソフト対策や、既存ストックを活用したハード対策が一層求められているところである。

今回の改正法は、このような状況を踏まえ、「水防災意識社会再構築」の取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるものである。

改正法の施行については、このような趣旨を踏まえ、下記の事項に十分留意して、適切な運用に努められるとともに、各都道府県知事におかれては、速やかに関係事項を貴管内関係市町村（指定都市を除く。）及び水防管理団体に周知方取り計らわれ、水防行政、河川行政及び土砂災害防止行政の運営に万全を期されるようお願いする。

また、今回の改正法に合わせ、「水防災意識社会」の実現に向け、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、「水防災意識社会再構築に向けた緊急行動計画」を国土交通省としてとりまとめ、近日中に各都道府県知事及び各指定都市の長等に向けて通知する予定である。

この計画に基づく取組も一体として、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現し、先の水害のような被害を二度と繰り返さないための抜本的な対策を推進するようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術

資料 1  
資料 2  
資料 3  
資料 4  
資料 5  
資料 6  
資料 7  
資料 8  
資料 9  
資料 10

的助言とする。

## 記

### 第一 水防法関係

#### 1 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画作成等の義務化等（水防法第 15 条の 3 関係）

##### （1）改正の趣旨

要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置については、各事業法における取組として、例えば、社会福祉施設について「非常災害に関する具体的計画」の策定と避難訓練の実施が定められるなど（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 82 条の 2）、各個別法及び各事業所管官庁からの通知等により災害時の避難確保や日頃の避難訓練の実施の推進が図られてきたところである。また、これまでも、浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。以下同じ。）内に位置し、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる要配慮者利用施設の名称及び所在地を市町村地域防災計画に定めることで、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下第一において「避難確保計画」という。）の作成及び避難確保計画に基づく洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練（以下「避難訓練」という。）に係る努力義務が課されていた（水防法第 15 条第 1 項第 4 号ロ及び改正前の同法第 15 条の 3）。

しかしながら、平成 28 年 3 月末時点で対象となる全国の要配慮者利用施設 31,208 施設のうち、水防法に基づく避難確保計画を作成している施設は未だ 716 施設にとどまっている。また、平成 28 年 8 月に発生した台風 10 号による豪雨災害では、小本川（岩手県）の氾濫によって高齢者利用施設が浸水し、その利用者 9 名が命を落とす痛ましい被害が発生する事態となった。当該施設では火災についての避難マニュアルは作成されていた

ものの、各種の洪水発生に関する警報とこれに応じて要配慮者がとるべき避難行動等を定めた水害に関する避難計画等は作成されておらず、実際、当該施設の管理者は市町村から発令された避難準備情報の意味（要配慮者利用施設の利用者が避難を開始すべきこと）を理解できていなかった。

このような状況を踏まえ、改正法では、要配慮者利用施設の利用者の避難の確保を確実なものとするため、避難確保計画及びこれに基づく避難訓練の実施を努力義務から義務に改めることとするものである。

##### （2）避難確保計画の作成の義務化

###### 1）対象となる要配慮者利用施設について

避難確保計画を作成する義務が課される要配慮者利用施設とは、浸水想定区域内に位置する社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものとして、市町村防災会議又は市町村長（以下「市町村長等」という。）が市町村地域防災計画にその名称及び所在

地を定めた施設である（水防法第 15 条第 1 項第 4 号ロ）。

具体的にいかなる施設を市町村地域防災計画に定めるかは、予想される浸水や施設の構造、利用状況等の地域の実情を踏まえて各市町村長等において個別具体的に判断していくこととなるが、例えば、老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター、病院、診療所、助産所、学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校）等が想定される。

また、市町村地域防災計画に定める施設については、浸水想定区域の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜適切に見直すよう努められたい。

## 2) 避難確保計画の作成について

対象となる要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、水防法施行規則第 16 条の定めるところにより、要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項や洪水時等を想定した訓練の実施に関する事項を定めた避難確保計画を作成しなければならない義務が課されることになる。

各市町村におかれては、対象となる要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、当該施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際等に水害の危険性等を説明するなどして防災意識の向上を図り、主体的な避難確保計画の作成を促すことが望ましい。また、都道府県及び市町村の関係部局（防災所管部局、民生所管部局等）は避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、下記 1（2）3）に示す①「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）」を情報提供することや、同②「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を活用して避難確保計画の内容を指導するなど、連携して積極的に支援を行うとともに、その作成状況を確認することが望ましい。

なお、ここでいう「所有者」とは当該要配慮者利用施設について所有権を有する者を、「管理者」とは当該要配慮者利用施設について法律、契約又は慣習上の管理権を有する者を指すものである。「管理者」のみならず「所有者」にも避難確保計画の作成を求めることができることとしているのは、通常、避難確保計画の作成は管理者が行うことが想定されるが、一つの経営主体が複数の要配慮者利用施設を同一の敷地内に所有する場合、各施設の管理者がそれぞれ存在することから、複数の要配慮者利用施設を一体として所有者が避難確保計画の作成等を行うことが望ましいこともあり得るからである。

## 3) 避難確保計画作成に係る国の支援について

避難確保計画の作成を支援するため、国土交通省では関係省庁と連携して次の参考資料を提供している。都道府県及び市町村の関係部局（防災所管部局、民生所管部局等）においてはこれらも活用して避難確保計画の作成促進に努められたい。

- ① 「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）」（平成 29 年 6 月改訂）



② 「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」（平成 29 年 6 月作成）

また、今後、モデルとなる地区において国土交通省及び関係機関が連携して避難確保計画を検討・作成し、そこで得られた知見を展開するなど、更なる支援策を講ずる予定である。

### （3）避難訓練の実施の義務化

避難確保計画を作成した要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、当該計画の定めるところにより、避難訓練を実施する義務が課されることになる。避難訓練の具体的な内容は各避難確保計画の内容によることになるが、洪水予報等の情報の伝達や利用者の避難誘導等に関する訓練を行うことが望ましい。また、この訓練を実際の避難の際に役立つよう実効性あるものとするためには、要配慮者利用施設の職員による机上訓練のみならず、同施設の状況も踏まえつつ、できる限り利用者も参加した実践的な訓練を行うことが望ましい。

### （4）市町村長による指示及び公表

市町村長は、避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要があると認めるときは、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行うことができる（水防法第 15 条の 3 第 3 項）。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が正当な理由がなくこの指示に従わなかった場合にはその旨を公表することができる（同条第 4 項）。

ここでいう「正当な理由」とは、災害等の天変地異や事件、事故等、指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責によらない事情によって避難確保計画を作成することができない場合等、避難確保計画の作成義務を一時的に免除することが社会通念上許容される程度の理由をいうものである。

なお、避難確保計画を実効性のあるものとするためには要配慮者利用施設の所有者又は管理者が主体的にこれを作成することが重要であることに鑑み、この指示や公表を行う際は、当該所有者又は管理者に対して避難確保計画の必要性について丁寧な説明を行うことが望ましい。

### （5）留意事項

要配慮者利用施設における避難確保について、同施設の職員だけで対応することが難しい場合には、市町村や消防機関、地域社会等が連携して地域全体で支援する体制を構築することが重要である。

このため、各市町村は、避難誘導を援助する消防機関や自主防災組織と要配慮者利用施設の連携体制の構築を支援することや、自ら避難訓練を主催して要配慮者利用施設や関係機関の参画を得ること、要配慮者利用施設が実施する訓練に協力・参画することなどを通じ、地域一体となった要配慮者利用施設の避難確保体制の構築に努められたい。

## 2 浸水被害軽減地区の指定等（水防法第 15 条の 6 から第 15 条の 8 まで及び第 54 条関係）

### （1）改正の趣旨

輪中堤防等の盛土構造物や自然堤防（以下「盛土構造物等」という。）には、洪水氾濫の際に浸

水の拡大を抑制する効用を有し、これにより浸水被害の軽減に有用なものがある。このような盛土構造物等は、伝統的に地域の取組によって保全されていたり、市町村道や宅地等として利用されていたりしているが、宅地開発や道路の新設等に伴い切土や除却され、当該効用を喪失してしまう場合もある。

そこで、既存の資源を最大限に活用する見地から、このような盛土構造物等の保全を図るため、改正法により、水防管理者が、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防その他の帯状の盛土構造物等が存する土地の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができることとしたものである。この指定により、当該地区内の土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為（以下「形状変更行為」という。）を行おうとする者には、これに着手する 30 日前までの届出義務が課され、当該届出に係る行為について水防管理者は助言・勧告を行い得ることになる。これにより、土地の形状変更行為を行う者と水防管理者が当該行為の態様について調整したり、土地の形状変更行為自体は認めざるを得ない場合であっても、水防管理者が当該土地の形状変更を事前に確知し、もって必要な対応（例えば、出水時に重点的に土のう積みを行う箇所とする等）を行うための時間的余裕を確保することができるものである。

## （２）浸水被害軽減地区の指定

### 1) 指定の対象となる土地について

浸水被害軽減地区として指定される土地としては、第一に、歴史的に形成されたいわゆる輪中堤防やその跡地（輪中堤防として造成された盛土構造物が宅地開発等によって一部掘削や切土され、あるいはその上部に家屋等の構造物が増築される等して形状が変化しているものの、依然として帯状の形状を保持しているもの。）といった帯状の盛土構造物が存する土地がある。ここでいう「盛土構造物」とは何らかの人為的作用によって主に土石を用いて築造された物を指すものである。また、第二に、「その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地」（水防法第 15 条の 6 第 1 項）として水防法施行規則第 19 条の 2 に定められた「河川の氾濫により流路沿いに繰り返す土砂が堆積し、周囲の土地より高くなった帯状の土地」である自然堤防のある土地がある。

水防管理者は、これらの土地のうち、帯状に連なって連続的（堤防状）であることから、河川に対して浸水を抑制すべきエリアを守る形（輪中状等）で位置しているものであって、洪水浸水想定に鑑み、当該土地の有無により浸水範囲、浸水深等に有意な差があるなど浸水の拡大を抑制する効用があり、これにより当該地区が浸水被害の軽減に有用であると認められるものについて、住家の立地状況等の周辺地の利用状況等を考慮し、当該土地の所有者の同意を得て指定することになる。なお、この効用については、必ずしも洪水浸水想定区域が前提とする浸水を防ぐほどの効用が求められるものではなく、洪水浸水想定区域が前提とする洪水以下の洪水に対しても、地域の実情等を踏まえて当該地区が浸水被害の軽減に有用であると認められれば足りるものである。

また、水防法第 15 条の 6 第 1 項において洪水浸水想定区域に「隣接し、又は近接する区域を含み」とされているように、浸水被害軽減地区に指定することができる土地には洪水浸水想定区域に隣接又は近接する土地が含まれる。これは、盛土構造物等の存在によって洪水による浸水が防がれており、このため、洪水浸水想定区域における浸水が想定されるエリアには含まれていない土地を指定することができるようにする趣旨である。

なお、同項において「河川区域（河川法第 6 条第 1 項に規定する河川区域をいう。）を除く」とされているように、河川区域内の盛土構造物等は浸水被害軽減地区に指定することができない。河

資料 1  
資料 2  
資料 3  
資料 4  
資料 5  
資料 6  
資料 7  
資料 8  
資料 9  
資料 10

川区域内の土地は洪水の防御又は軽減のために河川管理者によって管理されるものであり、水防管理者による保全の必要がないからである。

## 2) 指定の方法

水防管理者は、浸水被害軽減地区の指定をするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない（水防法第 15 条の 6 第 2 項）。

市町村長への意見聴取については、浸水被害軽減地区の指定に当たっては、当該地区の現状や当該地区が消滅した場合の住民避難への影響等、地域行政を担当する市町村長が保有する最新かつ詳細な情報に基づく意見を踏まえることが的確な指定に資することから行うものである。なお、実際は、水防管理者（同法第 2 条第 2 項）は市町村長であることが大宗であるが、この場合でも水防所管部局から防災所管部局や都市計画所管部局へ意見照会等することになる（このことは同法第 15 条の 6 第 3 項及び第 15 条の 8 第 2 項の市町村長への通知についても妥当する）。

土地の所有者の同意については、浸水被害軽減地区の保全には当該地区内の土地の所有者の自発的協力が不可欠であることからこれを必要としたものである。すなわち、**上記 2（1）**で述べたとおり、浸水被害軽減地区の指定制度は、既に宅地等の他の用途に用いられている土地を対象としてその利用に一定の制限を課す一方、新たな施設整備等を行うことなく洪水による被害を軽減しようとする趣旨のものであるから、当該指定によっても水防管理者や他の公物管理者が当該地区の維持管理に責任を有することはなく、その維持管理は従前の所有者に引き続き委ねられることになる。したがって、当該指定に係る私権制限を最小化しつつ当該地区の効用を維持し、もって制度目的を達成するためには、当該地区の所有者が指定に納得したうえで引き続き当該地区の維持管理を担う必要があるのである。土地の所有者の同意は書面によって得ることが望ましい。

なお、浸水被害軽減地区の指定は、当該地区内の土地の所有者が変更された場合でも引き続き効力を有する。このため、当該土地の新所有者に対して改めて同意を得る必要はない。また、浸水被害軽減地区の指定は行政行為であるため、その指定の際に土地の所有者の同意が要件とされているとしても、同指定後に土地の所有者の一方的な意思で指定を解除することはできず、指定権者たる水防管理者の意思によらなければならない。指定解除の際は、同法第 15 条の 6 第 5 項に基づき市町村長への意見聴取及び土地の所有者の同意が必要である。

## 3) 指定の公示

水防管理者は、浸水被害軽減地区の指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、これを公示しなければならない（水防法第 15 条の 6 第 3 項）。同指定は、公示をもってその効力を生ずることになる（同条第 4 項）。

浸水被害軽減地区の指定の効力は、当該地区内の土地において土地の形状変更行為を行おうとする不特定多数の者や、当該土地を譲り受ける第 3 者にも及ぶものであるから、これを広く一般に周知して取引の安全を確保するとともに、土地の形状変更行為を行う者から確実に届出を受ける必要がある。このような観点から水防管理者による公示を行うこととしているものである。

公示の具体的な方法については、水防法施行規則第 19 条の 3 の定めるところにより、市町村等の公報又はインターネット上への掲載等の方法によって行う。同条第 1 項第 2 号に定める「名称」については一般にわかりやすいものを付けること（輪中堤防の歴史的呼称等）が望ましい。同項第

3号の「位置」については同条第2項により市町村、大字、字、小字及び地番（同項第1号）と平面図（同項第2号）によって明示することとされているが、地番が未指定の場合はこれが指定されるまでの間は市町村、大字、字及び小字による特定で足りることとする。平面図については、縮尺2500分の1以上の図面によることが望ましい。また、同項第4号の「高さ」については水防管理者が地形データを参照したり、測量を行ったりする等してこれを調査することになるが、浸水被害軽減地区の全延長にわたる調査までは必要なく、当該地区を保全する上で必要な主要な地点の「高さ」を把握すれば足りる。

また、水防管理者は、浸水被害軽減地区の指定をするときは、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない（水防法第15条の6第3項）。市町村長及び土地の所有者に対しては、あらかじめ意見聴取や同意を得ているものの、その効力がいつ発生するのかを確知させる必要があることから、水防管理者による通知を行うこととするものである。この通知は、前述の公示事項を通知してもよいし、単に指定を行う期日を通知して詳細は公示を参照することを求めても差し支えない。

#### 4) 指定の際の留意事項

浸水被害軽減地区の指定は、当該地区内の土地の形状変更行為を行う者に対し一定の行為規制を課すものであることから、その範囲は必要な範囲に限定するとともに、都市計画等との整合を図る観点から、当該土地の土地利用の計画等を踏まえて行わなければならない。

##### (3) 標識の設置

水防管理者は、浸水被害軽減地区の指定をしたときは、国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例等で定めるところにより、当該地区の区域内に標識を設けなければならない（水防法第15条の7第1項）。

浸水被害軽減地区の指定は、上記2(2)2)で述べたとおり、当該地区内の土地の所有者が変更された場合でも引き続き効力を有し、また、上記2(2)3)で述べたとおり、当該土地の所有者のみならず当該土地において形状変更行為を行う不特定多数の者にも効力を有するものである。したがって、当該土地を譲り受ける第3者等を保護して取引の安全を図り、あるいは土地の形状変更行為を行う者から確実に届出を受けるためには、当該土地が浸水被害軽減地区の指定を受けた土地であることを対外的に明示する必要がある。標識の設置はこのような趣旨に基づき行われるものである。

同項を受け、水防法施行規則第19条の4が標識の設置の参酌基準を定めている。同条第1号ハの「管理者及びその連絡先」については、土地の管理者が公共主体である場合は特段の問題はないが、宅地等の私人が所有する土地を浸水被害軽減地区に指定した際はプライバシーとの関係が問題となる。この場合は、市町村の水防担当部局等の連絡先を記しておき、第3者から問い合わせを受けた場合に土地の管理者へ取り次ぐこと等の対応をとることが望ましい。また、当該地区に公共主体と私人の両者の所有する土地が含まれるような場合には、公共主体の管理者及びその連絡先を代表として標識に記載することが望ましい。

また、同法第15条の7第2項により浸水被害軽減地区内の土地の所有者等は正当な理由がない限り標識の設置を拒み、又は妨げてはならないとされている。ここでいう「正当な理由」とは、水防管理者が浸水被害軽減地区を指定する際の手続を適切に履践しなかったような場合が一応想定

される。なお、標識の設置場所については、当該土地の所有者等と水防管理者が十分な協議を行った上で決定することが望ましい。

同条第 3 項では、何人も標識を水防管理者の承諾を得ないで移転、除却、汚損又は損壊してはならないこととされている。これに違反した者に対しては、同法第 54 条第 1 号に基づき罰金が科されることになる。

同法第 15 条の 7 第 4 項は、標識の設置により損失を受けた者に対して水防管理団体が損失補償をしなければならないことを定めている。通常、単に標識を設置するだけで損失が生じることは想定し難いが、標識を設置できる場所が限定されており、かつ、その場所に設置することで既にある工作物を移転させる必要がある場合等にはこの移転費用が損失に該当するような場合が想定される。なお、損失補償額については、損失を受けた者と水防管理団体が十分な協議を行った上で決定することが望ましい。

#### (4) 届出等

##### 1) 届出が必要な行為

浸水被害軽減地区内の土地において形状変更行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、水防管理者に届け出なければならない（水防法第 15 条の 8 第 1 項）。いかなる行為が形状変更行為に該当するかは社会通念上判断されることになるが、一般的には、当該地区内の盛土構造物等の高さ等の物理的形狀を有意に毀損することで当該地区が有する浸水の拡大を抑制する効用が低減ないし消滅するような場合がこれに当たるものと考えられる。届出は、同項で列挙されている行為の種類、場所、設計等及び水防法施行規則第 19 条の 6 に定める事項を同規則第 19 条の 5 の定めるところによって行う。

また、形状変更行為に該当する場合であっても、「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの」及び「非常災害のため必要な応急措置として行う行為」については届出を要しない（水防法第 15 条の 8 第 1 項ただし書）。

「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの」について、水防法施行令第 1 条第 1 号は「浸水被害軽減地区内の土地の維持管理のために行う行為」を、同条第 2 号は「仮設の建築物の建築その他の浸水被害軽減地区内の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用が当該行為前の状態に回復されることが確実な場合に限る。）」を定めている。

前者は浸水被害軽減地区内の土地がその形態を保持するための修繕や補修に加え、当該土地が道路や宅地等に利用されている場合のこれらの修繕や補修も含むものである。具体的には、修繕・補修、電線又は水道管等の埋設といった、浸水被害軽減地区の効用に影響しない当該土地の本来の管理方法に従った行為をいうものである。

後者については、浸水被害軽減地区に隣接する区域における工事の必要等から当該地区において仮設の建築物を建築するために行うもの等をいうものである。

いかなる行為が届出を要しない行為に当たるかは個別具体的な判断が必要であるため、各水防管理者と当該行為を行おうとする者において事前に調整することが望ましい。

水防管理者は、届出を受けたときは、水防法施行規則第 19 条の 7 で定めるところにより、当該届出の内容を市町村長に通知しなければならない（水防法第 15 条の 8 第 2 項）。届出に係る形状変更行為が行われることで、浸水被害軽減地区の浸水の拡大を抑制する効用が低減ないし消滅するよ

うな場合には、水防管理者のみならず、住民避難等の地域行政を担当する市町村長においても避難体制の再検討等の何らかの対策を講ずる必要がある場合があるため、市町村長においても当該届出を確知することができるようにする趣旨である。

## 2) 助言又は勧告

水防管理者は、届出があった場合、浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、必要な助言又は勧告をすることができる（水防法第 15 条の 8 第 3 項）。助言又は勧告には強制力はないが、これは、浸水被害軽減地区の保全はその所有者の自発的協力があって初めて可能になること、同地区の指定の趣旨は、形状変更行為を事前の届出制とすることで、水防管理者が同地区の変更の予定を確知し、もって必要な対応を行う時間的余裕を確保する点にもあることに鑑みたものである。

助言又は勧告の内容としては、形状変更行為の態様をできるだけ同地区の効用に影響を及ぼさない形とするよう調整することや、形状変更行為の時期を出水期の後に延期するよう求めること等が想定される。ただし、前述のとおり、浸水被害軽減地区の保全は当該地区の土地の所有者の自発的協力が不可欠であることや、助言又は勧告は強制力を伴わない措置であることに鑑み、その内容は、届出をした者が通常行っている管理行為の範囲内で対応できるものであることが望ましい。また、助言又は勧告に対し、届出をした者による対応が困難である場合は、形状変更行為があった箇所について出水時に優先して土のう設置等の水防活動を行う箇所とする等、浸水被害の軽減の観点から水防管理者において代替的な対応をとることが望ましい。

さらに、浸水被害軽減地区内の土地の管理者等から届出に先立って事前に相談がなされた場合には、水防管理者は必要な助言等を行うことが望ましい。

なお、ここでいう助言と勧告に法的意義における差異はないが、一般的には助言は勧告と比してより緩やかな行政的関与の形態であるといえる。

### (5) 浸水被害軽減地区の指定に関する河川管理者の援助等

水防管理者が浸水被害軽減地区の指定を行おうとする際には、河川管理者は必要な情報提供、助言その他の援助を行うこととされている（水防法第 15 条の 12 第 1 項）。

一般に、河川管理を担う河川管理者は、河道及びその周辺の地形情報や、堤防の整備状況といった河川管理施設の現況等について、測量や踏査、点検等によって随時把握している。河川管理者がこの知見を活用して必要な情報提供や助言等を行うことが、水防管理者による効果的な浸水被害軽減地区の指定のために必要である。河川管理者の行う援助の具体的内容は河川の状況や当該河川管理者が保有する知見によって様々であろうが、例えば、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供することや、水防管理者が指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑み助言を与えること等が想定される。

また、河川管理者はこの援助を効果的かつ円滑に行うため、河川協力団体（河川法第 58 条の 8 第 1 項に基づく指定を受けた河川協力団体をいう。以下同じ。）に必要な協力を要請することができる（水防法第 15 条の 12 第 2 項及び河川法第 58 条の 10）。河川協力団体は、自発的に河川管理に資する活動を河川管理者と連携して行う NPO 等であり、河川に関する調査研究や地元住民・他の NPO とのコミュニケーション等の諸活動を通じて有用な知見を蓄積しているため、これを河川管

理者による援助に活用しようとする趣旨である。具体的にどのような協力をするのかは河川協力団体の活動等によって様々であろうが、例えば、地域の水害誌の調査や文献の収集、大学の研究者や地元の研究者、過去の水害の体験者等へのヒアリング等を通じて得られた過去の水害の際に被害の軽減に有用だった盛土構造物等に関する情報を提供することや、河川の管理等に協力する中で河川協力団体が把握した河川の周辺に存する盛土構造物等についての情報を提供すること等が想定される。

### 3 大規模氾濫減災協議会の組織等（水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 関係）

#### （1）改正の趣旨

改正法により創設する大規模氾濫減災協議会及び都道府県大規模氾濫減災協議会（以下「協議会」と総称する。）は、水害に対する意識を「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと根本的に転換し、社会全体でこれに備える「水防災意識社会」再構築の取組をさらに加速するため、多様な関係者が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するためのものである。

このため、協議会においては、比較的発生頻度の高い降雨による洪水による被害を未然に防ぐために実施されてきた従来からの「洪水氾濫を未然に防ぐ」ためのハード対策に加え、現況施設能力を上回る（氾濫が発生する）あらゆる規模の洪水の被害を軽減するためのハード・ソフト一体となった対策について、協議会の構成員である関係機関の取組を共有し、これを横断的・総合的に検討の上、密接な連携体制を構築するための協議等が行われることになる。

なお、水防法第 15 条の 9 第 1 項及び第 15 条の 10 第 1 項において「想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合」とされているのは、協議会の取組が対象とする降雨規模（外力）の最大値を示すものである。このため、想定最大規模降雨に満たない降雨規模であっても、現況施設能力を上回る（氾濫が発生する）規模の洪水が生ずることが想定される場合には、当該洪水による被害を軽減するための対策が協議会の取組に含まれることとなる。

協議会の運用に係る詳細については、別途、「水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（平成 29 年 6 月 19 日国水政第 13 号・国水河計第 13 号・国水環第 20 号・国水治第 26 号・国水防第 52 号）（以下「協議会通知」という。）を発出したところであるので、これを参照されたい。

#### （2）協議会の組織

協議会は、国土交通大臣が組織するものについては水防法第 10 条第 2 項又は第 13 条第 1 項の規定により国土交通大臣が指定した洪水予報河川又は水位周知河川ごとに、都道府県知事が組織するものについては同法第 11 条第 1 項又は第 13 条第 2 項の規定により都道府県知事が指定した洪水予報河川又は水位周知河川ごとに組織される。水防法上、洪水予報河川又は水位周知河川（以下「洪水予報河川等」という。）については洪水浸水想定区域が指定され（同法第 14 条第 1 項）、これに基づく避難確保の措置等が講ずることとされる等（同法第 15 条から第 15 条の 4 まで）、洪水予報河川等が洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずる河川であることに鑑みた各種の措置が講じられており、協議会の組織の単位においてもこの枠組みを活用しようとするものである。

なお、都道府県等の事務負担の軽減等の観点から、協議会の運用において複数協議会を合同で開

催しても差し支えない。既にある他の協議会等の枠組みを活用してこれを協議会とすることも可能である。また、協議会の名称については、設置主体である各都道府県等の裁量に委ねられることとなるが、協議会の趣旨を踏まえ、地域の実情等にも鑑みて決定されたい。その他の運用上の留意事項については協議会通知を参照されたい。

### (3) 協議事項

協議会においては、洪水氾濫による被害の軽減を図るため、ハード・ソフト一体となった対策について多様な関係者が密接な連携体制を構築すべき事項について関係者が協議を行い、その結果を「地域の取組方針」等として取りまとめ取組を推進することが期待される。協議事項としては、円滑かつ迅速な避難のための取組、的確な水防活動のための取組及び氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組等が想定されることである。詳細については協議会通知を参照されたい。

なお、ハード・ソフト一体となった対策の協議を行う上で前提となる河川整備の状況等については、あらかじめ河川管理者等の構成員から協議会の場において共有を図ることが望ましい。また、前述の協議事項以外にも、各構成員の取組を幅広く紹介することや、意見交換や連絡体制の確立等を行い、積極的に関係者の連携体制を強化することが望ましい。

### (4) 構成員

大規模氾濫減災協議会の構成員は、これを組織する国土交通大臣並びに都道府県知事、市町村長、水防管理者、河川管理者及び管区气象台長又は沖縄气象台長若しくは地方气象台長が必須の構成員とされている（水防法第 15 条の 9 第 2 項）。都道府県大規模氾濫減災協議会については、これを組織する都道府県知事並びに市町村長、水防管理者、河川管理者及び管区气象台長又は沖縄气象台長若しくは地方气象台長が必須の構成員である（水防法第 15 条の 10 第 2 項）。なお、協議会の運用上、これらの者の委任を受けた者を構成員とすることも可能である。

また、必須の構成員に加え、国土交通大臣又は都道府県知事が必要と認める者を協議会の構成員とすることができる（同法第 15 条の 9 第 2 項第 7 号及び第 15 条の 10 第 2 項第 6 号）。いかなる者を構成員に加えるかは国土交通大臣又は都道府県知事が地域の実情に鑑みて決定することになるが、例えば、浸水が想定される近隣市町村、広域避難の受け入れ先として想定される近隣市町村、避難誘導や救助といった災害現場における活動を担う警察・消防機関・自衛隊、協議会における取組の前提となる地形情報を有する国土地理院、洪水時の運行調整等が必要となる公共交通事業者等が想定されることである。

### (5) 協議の結果

協議会において協議が調った事項について、構成員はその協議の結果を尊重しなければならない（水防法第 15 条の 9 第 3 項（同項を第 15 条の 10 第 3 項において準用する場合を含む））。ここでいう「協議が調う」とは、洪水による被害の軽減を図るため多様な関係者が密接な連携体制を構築すべき事項について、当該事項を実施する責任を有する者を含む関係者が当該施策の検討の方向性や取組方針等について合意することを指すものである。

また、ここでいう「尊重しなければならない」とは、協議が調った事項を実施する責任を有する者において、自らの施策の実実施計画等（例えば、水防計画や市町村地域防災計画等）に当該事項を反映させるなどしてその責任においてこれを実施する責務を負うことをいうものである。



#### 4 浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知等（水防法第 15 条の 11 及び第 15 条の 12 関係）

##### （1）改正の趣旨

平成 28 年 8 月の台風 10 号による豪雨災害においては、水位周知等を行う河川に指定されていなかった小本川において洪水氾濫が発生し、人的被害を含む広範な被害が生じた。その一因として、近年小本川では大規模な氾濫がなかったことから、町や地域住民に大規模な氾濫が発生する可能性があることの認識が共有されていなかったことが挙げられている。

全国各地で水害が頻発、激甚化する中、住民等の避難を確保するためには、既に水防法において洪水予報河川等に指定され、洪水浸水想定区域の指定等の措置を講ずることとされている河川以外の河川においても水害リスク情報を周知し、住民等がこれを認識することが重要である。

そこで、改正法では、洪水予報河川等に指定されない中小河川についても、地域の実情に鑑みて、市町村長が洪水時の住民等の円滑かつ迅速な避難の確保が特に必要と認める河川については、過去の降雨により当該河川が氾濫した際の浸水深、浸水範囲等（以下「浸水実績等」という。）の把握に努めるとともに、これを把握したときは、当該浸水実績等を水害リスク情報として住民等に周知する制度を創設することとするものである。

なお、浸水実績等の把握については、対象となる河川全てについてその把握を義務付けることは、市町村に過重な事務負担を強いるものであり、また、そもそも十分な資料が残っていない等のデータ不足により市町村の努力によっても過去の浸水実績等を把握できない場合があることも予想されるため、これを努力義務とするものである。他方、浸水実績等を十分に把握することができた場合は、これを速やかに住民等に周知することが住民等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る上で重要であるから、この事務については義務としているところである。

##### （2）過去の浸水実績等の把握

市町村長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、地域の実情に鑑みて洪水時の住民等の円滑かつ迅速な避難の確保が特に必要と認める河川について、浸水実績等を把握するよう努めなければならない（水防法第 15 条の 11）。いかなる河川を対象とするかは市町村長が地域の実情に鑑みて判断することになるが、例えば、避難すべき住民等が居住する住宅や、高齢者等の防災上の配慮を要する者が利用する施設が近傍にある河川等がこれに当たるものと想定される。

浸水実績等の把握については、水害統計調査、水害の痕跡調査の報告書、水害時の写真（空撮、衛星写真）等、公共主体が実施する水害に関する調査の記録を参照することで把握可能な場合がある。その他、地域の水害誌や市町村史等の文献を調査することで、浸水深や浸水範囲を把握することが可能な場合もある。また、一つ一つの浸水実績等では限られた区域の水害リスクしか把握できない場合であっても、これらをまとめることで地域全体の水害リスクを把握できる場合もあるため、このような手法も適宜活用することが有効である。

他方、調査した過去の浸水深や浸水範囲が比較的小規模な洪水によるものである場合等は、実効的な水害リスク情報とはならない上に、その浸水範囲等の外にある区域が安全な区域と判断されるなど、かえって住民等の避難の判断を鈍らせる場合もあり得ることから、浸水実績等の把握においてはできる限り主要な洪水時のものを採用したり、極めて局所的かつ小規模な浸水実績等を排除したりするなど、適切な取捨選択を行う必要があることに留意されたい。いかなる洪水が主要な洪水であるかは地域の実情を踏まえて判断されることになるが、例えば、河川整備の計画検討の際に用

いる地域にとって著名な洪水がこれに当たることが想定される。

また、で述べるように、浸下記 4 (4) 水実績等の把握に当たっては、河川管理者による情報提供等の援助が行われることになるから、各市町村におかれては、当該河川の河川管理者と十分に調整のうえ浸水実績等の把握を行われたい。

### (3) 把握した過去の浸水実績等の周知

浸水実績等を把握した市町村長は、住民等の円滑かつ迅速な避難の確保に資するため、これを水害リスク情報として周知しなければならない（水防法第 15 条の 11）。

周知の具体的な方法は市町村長が地域の実情を踏まえて適切に判断することになるが、例えば、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップ（同法第 15 条第 3 項）の公表、町中の看板・電柱等への掲示等が想定される。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等の方法が想定される。

なお、浸水実績等の周知に当たっては、住民等がその浸水範囲等の外にある区域を安全な区域と判断するなど、当該浸水実績等の周知がかえって住民等の避難の判断を鈍らせる場合もあり得ることに留意し、当該浸水実績等を超える浸水が発生し得ることを併せて周知することが重要である。このため、周知に当たっては、当該浸水実績等があくまで過去の一例であること、当該浸水実績以上の浸水をもたらす洪水が発生し得ることを明示するとともに、当該浸水実績等に係る降雨量等を併記することが望ましい。

また、新たに浸水実績等を把握した場合や、地形等の改変があった場合等には、適切に周知内容を見直すよう努められたい。

### (4) 過去の浸水実績等の把握に関する河川管理者の援助等

市町村長が行う浸水実績等の把握について、河川管理者は必要な情報提供、助言その他の援助を行うこととされている（水防法第 15 条の 12 第 1 項）。

一般に、河川管理を担う河川管理者は、過去の浸水情報や、堤防の整備状況といった河川管理施設の現況等について、測量や踏査、点検等によって随時把握している。河川管理者がこの知見を活用して必要な情報提供や助言等を行うことが、市町村長による効果的な浸水実績等の把握のために必要である。河川管理者の行う援助の具体的内容は河川の状況や当該河川管理者が保有する知見によって様々であるが、例えば、過去の浸水情報を提供することや、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について河川の現況等に照らし助言を与えること等が想定される。

また、河川管理者はこの援助を効果的かつ円滑に行うため、河川協力団体に必要な協力を要請することができる（水防法第 15 条の 12 第 2 項及び河川法第 58 条の 10）（河川協力団体の協力を求める趣旨については、上記 2 (5) と同じ。）。具体的にどのような協力をするのかは河川協力団体の活動等によって様々であるが、例えば、地域の水害誌の調査や文献の収集、大学の研究者や地元の研究者、過去の水害の体験者等へのヒアリング等を通じて得られた過去の浸水情報に係る情報を提供すること等が想定される。

### (5) 過去の浸水実績等の把握・周知に関する国の支援について

国土交通省では次の参考資料を提供しているので、浸水実績等の把握・周知に当たって参考とさ

りたい。

- ① 地域の水害危険性の周知に関するガイドライン（平成 29 年 3 月）
- ② 水害ハザードマップ作成の手引き（平成 28 年 4 月）
- ③ まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き（平成 29 年 6 月）

## 5 民間事業者等による水防活動の円滑化（水防法第 19 条並びに第 28 条第 2 項及び第 3 項 関係）

### （1）改正の趣旨

洪水被害等の防御・軽減を図るため、水防団等による水防活動の重要性がますます高まっている一方、水防団員数の減少・高齢化、都市近郊における団員の昼間不在等による現実には出動できない団員の増加等により、地域の水防力の低下が懸念されている。

他方、近年、水防管理者が建設業者等の民間事業者に水防活動を委任するケースが増えてきている。このような民間事業者は、大型の重機を所有していたり、応急復旧に関する知見を有していたりするため、水防団等を補い、地域の水防力を強化するために重要な役割を果たしており、今後更にその重要性が高まると考えられる。

そこで、改正法により、現行水防法では民間事業者等の私人に認められていない緊急通行（水防法第 19 条）及び公用負担（同法第 28 条）について、水防管理者から水防活動の委任を受けた場合にこれを認めることで、民間事業者等による水防活動を円滑化し、もって地域の水防力の強化を図ることとするものである。

### （2）水防活動を行う民間事業者等による緊急通行及び公用負担

#### 1）緊急通行

水防管理者から水防活動の委任を受けた民間事業者等は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる（水防法第 19 条第 1 項）。

ここでいう「水防上緊急の必要がある場所」とは、現に洪水が発生し、あるいはそのおそれが高まっていることから水防活動ないしその準備に着手するため赴く必要がある、水防の現場や水防用の資材又は器具を備蓄してある水防倉庫のある場所等を指すものである。

また、「一般交通の用に供しない通路」とは私道や専用道路等の通路を指し、「公共の用に供しない空地」とは私有の田畑や放牧地、宅地等を指し、「公共の用に供しない水面」とは私有の池や沼等を指すものである。なお、「公共の用に供しない空地及び水面」の通行の際は、なるべく通行によって損失が生じるような場所（収穫前の田畑等）を避けることが望ましい。

#### 2）公用負担

水防管理者から水防活動の委任を受けた民間事業者等は、水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる（水防法第 28 条第 2 項）。

ここでいう「水防のため緊急の必要があるとき」とは、洪水等により堤防の決壊の危険等が具体的に生じている場合等であって、水防活動のために土地の一時使用や土石、竹木の使用等が必要な場合を指すものである。このような緊急の必要の有無については、実際に水防活動を行っている主

体が認定することが適切であるため、水防管理者から水防活動の委任を受けた民間事業者等は自らの判断で当該必要について認定し、同項に基づく公用負担を行い得るものである。

また、「使用」とは、物の所有権等に移転することなくその用法に従って一時これを用いることをいうものである。したがって、必要な期間が終われば当該物は本来の所有権者等に返還しなければならない。正当な使用によって物が消滅ないし損壊し、これを返還することが適当ではないと認められる場合は、下記5（3）のとおり、損失補償として当該物を時価で弁償することになる。

なお、同条第1項に基づく水防管理者等による公用負担については、土石、竹木等の収用や工作物等の処分が認められているが、私人に所有権の強制的移転や他人の財産の損壊までも認めることは法的バランスを欠くものであるから、改正法では使用のみを認めることとしている。

### 3) 水防活動の委任の方法

水防管理者による民間事業者等に対する水防活動の委任は、当該委任の範囲を明確化する観点から、水防活動を実際に行う箇所やそのおおよその内容を明示して行うことが望ましい。緊急通行や公用負担を具体的にどこで、どのような方法で行うかまでは事前に予想し難く、水防の現場における判断が必要となるため、この点について具体的な委任を要するものではないが、円滑な水防活動の実施の観点から、水防活動を委任する際に、必要な場合に緊急通行や公用負担を行い得ることを水防管理者から明示しておくことが望ましい。

委任は書面により行うことが望ましいが、緊急を要する場合等は口頭でも足りる。

また、洪水時等に民間事業者等に水防活動を円滑に委任するためには、平時から水防活動を行う箇所やその内容等の委任の範囲について調整を行うことが有効である。このため、水防管理者と民間事業者等の間で災害協定等を締結しておくことが望ましい。また、過去の活動実績を勘案する等して水防活動を委任する民間事業者等を適切に選定されたい。

なお、水防活動の委任を受けた民間事業者等には緊急通行や公用負担を行う公権力が付与されるため、これを受忍する私人の側からすると、民間事業者等が当該委任を受けたことを明らかにする委任証や腕章等を身につけておくことが有用である。この他、水防活動を含む災害協定等を締結した民間事業者等について、あらかじめ市町村の公報やインターネット上へ掲載すること等により周知することも有用である。また、民間事業者等による水防活動が地域の安全に貢献していることについて住民等の理解を得る上でも、このような取組は重要である。

水防活動を委任する場合は、ライフジャケットの着用や撤退に係るルール等について事前に取り決めるなど、民間事業者等の水防活動における安全を確保するために必要な措置をとるよう配慮されたい。

#### (3) 損失補償

水防活動の委任を受けた民間事業者等が行う緊急通行や公用負担によって損失を受けた者に対し、水防管理団体は時価によってその損失を補償しなければならない（水防法第19条第2項及び第28条第3項）。このような損失は公共の利益のために生じたものであるから、その補償の責任は水防管理団体が負うこととしたものである。

なお、同法第19条第2項の新設により、水防団長等が行う緊急通行に係る損失補償について規定を新設しているが、単に従来の考え方を明文化したものである。すなわち、従来は、緊急通行に係る損失が生ずることが通常想定されないことから損失補償の規定は設けられていなかったが、仮

に損失が生じた場合には水防管理団体に当然に補償の責任があるものと解されてきた。今回の改正法では、民間事業者等に緊急通行を認めることとしたことに鑑み、この点を明文化したものである。

## 第二 河川法及び水資源機構法関係

国土交通大臣又は水資源機構による都道府県知事等が管理する指定区間内の一級河川又は二級河川における権限代行（河川法第 16 条の 4 及び第 65 条の 3 関係並びに水資源機構法第 19 条の 2 から第 19 条の 5 まで、第 30 条の 2 及び第 30 条の 3 関係）

### （１）改正の趣旨

全国各地で頻発・激甚化する水害に対応するため、迅速な災害復旧事業に関する工事の実施や、ダム等の施設能力を向上させる再開発工事等の実施の必要性が高まっている。一方、このような工事の実施には高度な技術又は機械力を要するものであるが、工事実施体制や技術上の制約等により都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）においては、このような工事を的確に実施できないこともある。

そこで、改正法により、都道府県知事又は指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）から要請があった場合に、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を国土交通大臣又は独立行政法人水資源機構（以下「水資源機構」という。）が特定河川工事として都道府県知事等に代わって実施することができる権限代行制度を創設し、水害からの安全の確保を図っていくこととするものである。

権限代行制度の運用に係る詳細については、別途、「河川法第 16 条の 4 及び独立行政法人水資源機構法第 19 条の 2 に基づく権限代行制度の創設について」（平成 29 年 6 月 19 日国水政第 14 号・国水環第 21 号・国水治第 27 号・国水防第 53 号・国水策第 19 号）を発出したところであるので、これを参照されたい。

### （２）河川の改良工事又は修繕に係る権限代行

#### 1）国土交通大臣が河川の改良工事又は修繕に係る権限代行を行う場合

都道府県知事等は、その管理する指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事又は修繕に関する工事（以下「改良工事等」という。）について、国土交通大臣に対し自らに代わってこれを行うことを要請することができる（河川法第 16 条の 4 第 1 項）。

この要請を受けた国土交通大臣は、当該要請に係る改良工事等について、これが「高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるもの」であって、当該要請をした都道府県等の「工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して…都道府県知事等に代わって自ら行うことが適当であると認められる場合」に当該要請を受諾して特定河川工事としてこれを行うこととなる（同項）。

いかなる工事が「高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるもの」に当たるかについては個別具体的な判断が必要であるが、社会条件や自然条件等により技術的難度が高い工事がこれに当たるものと考えられる。

また、いかなる場合が「工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して…都道府県知事等に代わって自ら行うことが適当であると認められる場合」に当たるかについては、工事に要する技術又は機械力や当該工事の緊急性と都道府県等の工事実施体制や技術上の制約との関係等を総合的に勘案し、個別具体的に判断されることになる。

各都道府県等におかれては、権限代行を要請する場合には、あらかじめ各地方整備局等担当部局と十分な調整を行われたい。

## 2) 水資源機構が河川管理施設の改築又は修繕に係る権限代行を行う場合

都道府県知事等は、水資源開発促進法（昭和 36 年法律第 217 号）第 3 条第 1 項に規定する水資源開発水系内の河川で自ら管理する河川管理施設の改築又は修繕に関する工事（以下「特定改築等工事」という。）について、水資源機構に対し自らに代わってこれを行うことを要請することができる（独立行政法人水資源機構法（以下「水資源機構法」という。）第 19 条の 2 第 1 項）。

この要請を受けた水資源機構は、当該要請に係る特定改築等工事について、これが「その実施が当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するもの」及び「高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるもの」であって、当該要請をした都道府県等の「工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して…都道府県知事等に代わって自ら行うことが適当であると認められる場合」に当該要請を受諾して特定河川工事としてこれを行うこととなる（同項）。

ここでいう「その実施が当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するもの」と認められるものとは、水資源開発が治水上の安全と極めて密接な関係にあり、これを十分に考慮して推進されるべきものであることに鑑み、水の安定的な供給の確保と一体的に推進していくべき工事等をいうものである。

いかなる工事が「高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるもの」に当たるかについての考え方は上記（2）1）と同様である。

いかなる場合が「工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して…自ら行うことが適当であると認められる場合」に当たるかについては個別具体的な判断が必要であるが、国土交通大臣に加え水資源機構についても権限代行を行うことができることとした趣旨に鑑み、例えば、上記（2）1）と同様に、当該工事の緊急性と当該都道府県等の工事実施体制や技術上の制約との関係等を総合的に勘案し、当該工事を代行する必要があると認められ、かつ、水資源機構が権限代行を実施する方が国土交通大臣がこれを行う場合に比べて効率的な場合がこれに当たるものと考えられる。

各都道府県等におかれては、水資源開発水系内において権限代行を要請する場合には、あらかじめ水資源機構担当部局と各地方整備局等担当部局の両者と十分な調整を行われたい。

## 3) 対象となる工事

改良工事等に係る国土交通大臣の特定河川工事については、ダム、導水路、放水路、捷水路その他これらに類する施設で国土交通大臣が指定するものに関する改良工事等及び国土交通大臣が特定河川工事として行う災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う改良工事が対象となる（河川法施行令第 10 条の 7）。

なお、ここでいう「その他これらに類する施設」とは、施設の類型としてダム、導水路、放水路又は捷水路に類似している施設を指すものではなく、改良工事等の実施に高度の技術又は機械力を要するという性質において類似している施設を指すものである。したがって、施設類型においてダム等に類似していない施設についても、特殊な社会条件や自然条件、高度な技術等を要する工事と一体的に実施するといった事情に起因してその実施に高度な技術等を要するに至ったような施設に係る改良工事等については、国土交通大臣の指定によって特定河川工事の対象となる。

特定改築等工事に係る水資源機構の特定河川工事については、ダムに関する工事が対象となる（水資源機構法施行令第 17 条の 2）。

#### 4) 権限代行の公示

国土交通大臣が特定河川工事を施行するときは、あらかじめ、工事を行う河川の名称及び区間等を公示しなければならない（河川法施行令第 10 条の 8 第 1 項）。水資源機構の特定河川工事についても同様である（水資源機構法第 19 条の 2 第 3 項及び同法施行令第 17 条の 4）。この公示については、通常は官報に掲載して行うこととなるが、再度災害の防止のために迅速な工事着手が必要な場合等、緊急の必要がある場合にはインターネット上での掲載や施行区域周辺の看板での掲載も可能である（河川法施行規則第 7 条の 6 ただし書及び水資源機構法施行令第 17 条の 4 ただし書）。

#### 5) 代行する権限

国土交通大臣が行う特定河川工事において国土交通大臣が代行する河川管理者の権限は河川法施行令第 10 条の 8 第 2 項に、水資源機構が行う特定河川工事において水資源機構が代行する河川管理者の権限は水資源機構法施行令第 17 条の 3 第 1 項に列挙された権限である。

これらの権限は工事の執行に伴う必要最小限の権限である。代行する権限を必要最小限の範囲に限定しているのは、今回の改正法により創設する権限代行制度は、実施に高度な技術等を要する工事を国土交通大臣又は水資源機構が代行し、もって都道府県等を技術的に支援することを趣旨とするものであるため、通常管理（行政管理を含む。）に係る権限まで代行する必要はないからである。

なお、権限代行を実施している間、国土交通大臣又は水資源機構の特定河川工事が施行されている区間における代行権限は排他的に代行者たる国土交通大臣又は水資源機構が行使することになる。したがって、権限代行を要請した都道府県知事等はこれらの権限を行使することはできない。他方、他の河川管理権限については特定河川工事が施行されている区間も含めて引き続き都道府県知事等が行使することになるため、同区間における当該他の河川管理権限の行使に当たっては、特定河川工事の施行との関係で支障が生じないように、各地方整備局等担当部局又は水資源機構担当部局と事前に十分な調整を図らねばならない。

#### 6) 費用負担

改良工事等（二級河川の修繕を除く。）に係る国土交通大臣の特定河川工事に関しては、まず国が全額国費をもって事業を行い（河川法第 65 条の 3 第 6 項）、その後都道府県等に対し当該工事に要する費用の額から当該工事を当該都道府県等が自ら実施した場合に国が交付する負担金等の額を控除した額を納付させることとしている（河川法施行令第 37 条の 2 第 1 項）。今回の改正法により創設する権限代行制度は都道府県等に対する技術的支援をその趣旨とするものであるため、特定河川工事に要する費用の負担については、都道府県等が自ら河川工事を実施する場合と同様とするものである。

特定改築等工事（二級河川の修繕を除く。）に係る水資源機構の特定河川工事の費用の支払方法については水資源機構と都道府県知事等の協議によることになる（水資源機構法施行令第 42 条の 2 第 5 項）。工事費用については、水資源機構は、都道府県等から工事に要する費用の額から当該工事を当該都道府県知事等が自ら実施した場合に国が交付する負担金等の額を控除した額の納付

を受け、国から当該都道府県知事等が自ら当該工事を実施した場合に国が交付する負担金等の額の納付を受けることになる(同法第30条の2第2項及び第4項並びに同法施行令第42条の2第3項)。

二級河川の修繕に係る国土交通大臣又は水資源機構の特定河川工事に係る費用については、全額都道府県等の負担となる(河川法第65条の3第2項及び同法施行令第37条の2第2項並びに水資源機構法第30条の2第4項及び同法施行令第42条の2第4項)。

### (3) 河川の災害復旧事業に係る権限代行

#### 1) 国土交通大臣が災害復旧事業に係る権限代行を行う場合

都道府県知事等は、その管理する指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の災害復旧事業(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号。以下「国庫負担法」という。)の規定の適用を受ける災害復旧事業をいう。以下同じ。)に関する工事について、国土交通大臣に対し自らに代わってこれを行うことを要請することができる(河川法第16条の4第1項)。その意義については上記(2)1)と同じである。

各都道府県等におかれては、権限代行を要請する場合には、あらかじめ各地方整備局等担当部局と十分な調整を行われない。

なお、国土交通大臣は、著しく異常かつ激甚な非常災害の場合等には、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第51条に基づく特定災害復旧等河川工事として都道府県知事等に代わって災害復旧事業に関する工事を行うことも可能である。特定災害復旧等河川工事と河川法に基づく特定河川工事のいずれを要請するかは代行の対象となる工事の性質等の地域の実情を踏まえて都道府県知事等が総合的に判断することになる。特定災害復旧等河川工事と特定河川工事のいずれであっても違いがないような場合には、前者がより限定された状況における権限代行制度であることに鑑み、これを要請することになるものと考えられる。

#### 2) 水資源機構が河川管理施設の災害復旧事業に係る権限代行を行う場合

都道府県知事等は、水資源開発促進法第3条第1項に規定する水資源開発水系内の河川で自ら管理する河川管理施設の災害復旧事業に係る工事(以下「特定災害復旧工事」という。)について、水資源機構に対し自らに代わってこれを行うことを要請することができる(水資源機構法第19条の2第1項)。その意義については上記(2)2)と同じである。

各都道府県等におかれては、水資源開発水系内において権限代行を要請する場合には、あらかじめ水資源機構担当部局と各地方整備局等担当部局の両者と十分な調整を行われない。

#### 3) 対象となる工事

国土交通大臣又は水資源機構の災害復旧事業に係る特定河川工事の対象に特段の限定はない。河川の改良工事等と異なり、災害復旧事業に関する工事については、例えば連続堤防の復旧であっても、その被災状況や自然状況等の具体的状況によっては工事の実施に高度な技術等を要することがあるからである。ただし、水資源機構が特定災害復旧工事に係る特定河川工事を行う場合は、上記(3)2)のとおり、水資源機構がこれを行う方が国土交通大臣がこれを行う場合に比べて効率的な場合であり、水資源機構が専らダムについて深い知識や経験を有する組織であることに鑑みると、その対象工事は原則としてダムに関する災害復旧工事になるものと想定される。

なお、上記(2)3)で述べたとおり、国土交通大臣の特定河川工事については、災害復旧事業



と併せて行う改良工事についても、高度な技術力等を要する災害復旧事業と一体として行われるものであるため、改良工事に係る特定河川工事として実施することができる（河川法施行令第 10 条の 7 第 2 号）。水資源機構の特定河川工事についても、ダムの災害復旧事業と併せて行う改築について特定河川工事として実施することができる（水資源機構法施行令第 17 条の 2）。なお、災害復旧事業とこれと併せて行う改良工事又は改築は観念的には別個の権限代行であるため、それぞれ権限代行を要請する必要があることに留意されたい。

#### 4) 権限代行の公示

国土交通大臣が特定河川工事を施行するときは、あらかじめ、工事を行う河川の名称及び区間等を公示しなければならない（河川法施行令第 10 条の 8 第 1 項）。水資源機構の特定河川工事についても同様である（水資源機構法第 19 条の 2 第 3 項及び同法施行令第 17 条の 4）。この公示については、通常は官報に掲載して行うこととなるが、緊急的に災害復旧事業に着手する必要がある場合等、緊急の必要がある場合にはインターネット上での掲載や施行区域周辺の看板での掲載も可能である（河川法施行規則第 7 条の 6 ただし書及び水資源機構法施行令第 17 条の 4 ただし書）。

#### 5) 代行する権限

上記（2）5）と同じ。

#### 6) 費用負担

災害復旧事業に関する工事に係る国土交通大臣の特定河川工事に関しては、まず国が全額国費をもって事業を行い（河川法第 65 条の 3 第 6 項）、その後都道府県等に対し当該工事に要する費用の額から当該工事を当該都道府県知事等が自ら実施した場合に国が交付する負担金等の額を控除した額を納付させることとしている（河川法施行令第 37 条の 2 第 1 項）。今回の改正法により創設する権限代行制度は都道府県等に対する技術的支援をその趣旨とするものであるため、特定河川工事に要する費用の負担については、都道府県知事等が自ら河川工事を実施する場合と同様とするものである。

なお、国土交通大臣の特定河川工事に係る災害復旧事業の国庫負担金の算定は国庫負担法の定めるところによる。

災害復旧事業に関する工事に係る水資源機構の特定河川工事における費用の支払方法については水資源機構と都道府県知事等の協議によることになる（水資源機構法施行令第 42 条の 2 第 5 項）。工事費用については、水資源機構は、都道府県等から工事に要する費用の額から当該工事を当該都道府県知事等が自ら実施した場合に国が交付する負担金等の額を控除した額の納付を受け、国から当該都道府県知事等が自ら当該工事を実施した場合に国が交付する負担金等の額の納付を受けることになる（同法第 30 条の 2 第 2 項及び第 4 項並びに同法施行令第 42 条の 2 第 3 項）。

なお、水資源機構の特定河川工事に係る災害復旧事業の国庫負担金の算定についても、国庫負担法の定めるところによる（水資源機構法第 30 条の 2 第 1 項）。

### 第三 土砂災害防止法関係

#### 1 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画作成等の義務化等（土砂災害防止法第 8 条の 2 関係）

## (1) 改正の趣旨

改正法により、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域（同法第7条）内に存する要配慮者利用施設であって市町村地域防災計画に名称及び所在地が定められたもの（同法第8条第1項第4号）についても、水防法と同様、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務付けることとしている。

洪水等の水害と土砂災害は、その主たる原因が降雨であること、一降雨の期間中に水害と土砂災害がほぼ同時に発生する場合があること、洪水浸水想定区域と土砂災害警戒区域は近接・重複することが多いことなどから、密接な関連を有する災害であるといえるため、今回一括して同様の措置を講ずることとしたものである。

## (2) 避難確保計画の作成の義務化

### 1) 対象となる要配慮者利用施設について

避難確保計画を作成する義務が課される要配慮者利用施設は、土砂災害警戒区域内に位置する社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合におけるその利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものとして、市町村長等が市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定めた施設（土砂災害防止法第8条第1項第4号）である。要配慮者利用施設の具体例としては、**上記第一1(2)1)**のとおりである。

また、市町村地域防災計画に定める施設については、土砂災害警戒区域の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜適切に見直すよう努められたい。

### 2) 避難確保計画の作成について

対象となる要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、土砂災害防止法施行規則第5条の2の定めるところにより、要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項や急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合を想定した訓練の実施に関する事項を定めた計画（以下第三において「避難確保計画」という。）を作成する義務が課されることになる。

各市町村におかれては、対象となる要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、当該施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際等に土砂災害の危険性を説明するなどして防災意識の向上を図り、主体的な避難確保計画の作成を促すことが望ましい。また、都道府県及び市町村の関係部局（防災所管部局、民生所管部局等）は避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、**下記1(2)3)**に示す①「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」を情報提供することや、同②「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を活用して避難確保計画の内容を指導するなど、連携して積極的に支援を行うとともに、その作成状況を確認することが望ましい。

なお、ここでいう「所有者」と「管理者」の意義については、**上記第一1(2)2)**を参照されたい。

### 3) 避難確保計画作成に係る国の支援について

避難確保計画の作成を支援するため、国土交通省では関係省庁と連携して次の参考資料を提供し

ている。都道府県及び市町村の関係部局（防災所管部局、民生所管部局等）においてはこれらも活用して避難確保計画の作成促進に努められたい。

- ① 「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」（平成 29 年 6 月作成）
- ② 「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」（平成 29 年 6 月作成）

また、今後、国土交通省及び関係機関が連携して地域一体となった避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に関するモデル地区における知見を展開するなど、更なる支援策を講ずる予定である。

### （３）避難訓練の実施の義務化

避難確保計画を作成した要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、当該計画の定めるところにより、避難訓練を実施する義務が課されることになる。避難訓練の具体的な内容は各避難確保計画の内容によることになるが、土砂災害に関する情報の伝達や利用者の避難誘導等に関する訓練を行うことが望ましい。また、この訓練を実際の避難の際に役立つよう実効性あるものとするためには、要配慮者利用施設の職員による机上訓練のみならず、同施設の状況も踏まえつつ、できる限り利用者も参加した実践的な訓練を行うことが望ましい。

### （４）市町村長による指示及び公表

市町村長は、避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要があると認めるときは、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行うことができる（土砂災害防止法第 8 条の 2 第 3 項）。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が正当な理由がなくこの指示に従わなかった場合にはその旨を公表することができる（同条第 4 項）。

ここでいう「正当な理由」の意義については、**上記第一 1（４）**を参照されたい。

なお、避難確保計画を実効性のあるものとするためには要配慮者利用施設の所有者又は管理者が主体的にこれを作成することが重要であることに鑑み、この指示や公表を行う際は、当該所有者又は管理者に対して避難確保計画の必要性について丁寧な説明を行うことが望ましい。

### （５）留意事項

要配慮者利用施設における避難確保について、同施設の職員だけで対応することが難しい場合には、市町村や消防機関、地域社会等が連携して地域全体で支援する体制を構築することが重要である。

このため、各市町村は、避難誘導を援助する消防機関や自主防災組織と要配慮者利用施設の連携体制の構築を支援することや、毎年 6 月の土砂災害防止月間を中心に取り組んでいる土砂災害・全国防災訓練において要配慮者利用施設や関係機関の参画を得ること、要配慮者利用施設が実施する訓練に協力・参画することなどを通じ、地域一体となった要配慮者利用施設の避難確保体制の構築に努められたい。

#### 第四 その他

要配慮者利用施設における避難確保計画又はこれに基づく避難訓練の実施について市町村が行う補助や、浸水被害軽減地区における標識設置、浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知等、改正法に基づく各種の取組については、防災・安全交付金による支援が可能である。各都道府県及び市町村におかれては、必要に応じこの支援も活用して取組の推進に努められたい。

また、各制度の運用について不明な点等ある場合は、地方整備局担当部局等に設けられた相談窓口にお問い合わせされたい。

## 資 1.7 東京都水防条例

	昭和24年 8月11日	条例第 68号
改正	昭和46年12月27日	条例第156号
改正	平成11年12月24日	条例第143号
改正	平成12年10月13日	条例第192号
改正	平成19年 3月16日	条例第 68号
改正	平成23年12月22日	条例第 99号

第一条 東京都の水防に関して、法令で定めるものを除く外、この条例の定めるところによる。

第二条 水防法（以下法という。）第4条の指定水防管理団体は、知事が東京都水防協議会にはかって指定し、これを告示する。

第三条 法第8条第1項の規定に基づき、知事の附属機関として東京都水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第四条 協議会は、会長に知事を充て、委員15人で組織する。

2 委員は、次に掲げるものうちから、知事が命じ又は委嘱する。

副知事、都建設局職員、国土交通省関東地方整備局職員、通信・気象・警察・消防・水道各行政機関職員、輸送及び配電事業関係者、区市町村長及び学識経験者

3 知事は、必要と認めるときは、臨時委員をおくことができる。

4 協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

第五条 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員は、前条第2項に掲げる職から退いたときは、その職を失う。

3 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第六条 知事は、水防計画に基づき、水防上重要地域の水防を確保するため、資材及び倉庫等を整備することができる。

第七条 知事は、東京都水防計画を毎年4月末日までに、関係水防管理団体に周知させなければならない。

第八条 建設事務所の職員は、水防計画に定める事務を担当し、その所轄内の水防管理団体と緊密な連絡を保ち、その水防活動を援助しなければならない。

第十条 この条例の施行に必要な事項は、知事がこれを定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 資 1. 8 東京都水防協議会運営要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、東京都水防条例（昭和 24 年 8 月 11 日 条例第 68 号、以下「条例」という。）第 4 条第 4 項の規定に基づき、東京都水防協議会（以下「協議会」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成等)

第 2 条 協議会は、会長の知事の外、委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）で構成する。

2 条例第 4 条第 2 項で規定する委員は、以下のとおりとする。

東京都議会議員	(委嘱委員)
東京都副知事	
東京都総務局危機管理監	
東京都建設局長	
東京都建設局道路監	
東京都建設局河川部長	
国土交通省関東地方整備局職員	(委嘱委員)
東日本電信電話株式会社社員	( 〃 )
気象庁東京管区气象台職員	( 〃 )
警視庁警備部職員	( 〃 )
東京消防庁警防部職員	( 〃 )
東京都水道局浄水部長	
東京電力ホールディングス株式会社社員	(委嘱委員)
特別区長	( 〃 )
市町村長	( 〃 )

計 15 人

3 条例第 4 条第 3 項で規定する臨時委員は、同条第 2 項で規定するものの外に水防に関連し、調査審議に加わる必要が認められるものとし、以下のとおりとする。

東京都建設局次長
東京都総務局総務部長
東京都総務局総合防災部長
東京都財務局経理部長
東京都建設局総務部長
東京都建設局道路管理部長
東京都港湾局港湾整備部長
東京都下水道局計画調整部長

計 8 人

## (委員等の委嘱・任命)

第 3 条 第 2 条第 2 項に掲げる委員のうち委嘱委員については、各機関の長（特別区長については、特別区長会会長、市町村長については東京市長会会長、東京都議会議員については東京都議会議長）から推薦を受け、委嘱を行う。

- 2 前項以外の委員等については、充て職とする。
- 3 委員等の任期は 2 年とする。ただし、重任を妨げない。
- 4 委員等は、当該職から退いたときは、その職を失う。
- 5 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (招集)

第 4 条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会議を招集するときは、会議の日時、場所および議題を定め、関係の委員等に通知しなければならない。
- 3 前項の通知を受けた委員等が事故のため出席できない場合は、その委員等の指名する職務上の代理者が出席することができる。

## (議事手続)

第 5 条 会議の議事は、会長が主宰する。

- 2 会長に事故ある時は、あらかじめ指定する委員がその職務を代理する。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見をきくことができる。

## (記録)

第 6 条 会長は、議事録を作成しておかなければならない。

- 2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。
  - 一 会議の日時及び場所
  - 二 議事の件名及び概要並びに議決事項
  - 三 その他必要と認める事項

## (庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、建設局河川部が行う。

## 附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 14 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 3 月 20 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 11 月 21 日から施行する。

資 1.9 東京都水防信号等に関する規則

昭和24年 8月規則第133号

改正 昭和34年 5月 第 95号

改正 平成19年 1月19日第 2号

第1条 水防法（以下法という。）第18条の水防のために出動する車両の標識は、別記第1号の標識を使用する。

第2条 法第20条の水防信号は、出動信号及び危険信号の2種とし、別記第2号の区分によって周知させるものとする。

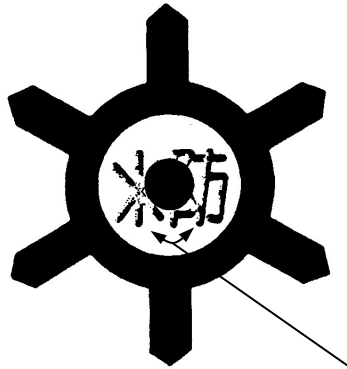
第3条 法第49条第2項の身分を示す証票は、別記第3号の様式による。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

(別 記)

第一号 標 識



水防の文字は赤色

第二号 水 防 信 号

1 出動信号

半 鐘 ●—● ● ●—● ● ●—● ● (二点、一点班打、三分間)

△約五秒

サイレン

●— ●— ●—

▽約六秒休み

(三分間)

2 危険信号

半 鐘 ●—●—●—● ●—●—●—● ●—●—●—● (四点、三分間)

△約二十秒

サイレン

●— ●— ●—

▽約十秒休み

(五分間)

水防信号は、区市町村の望楼及び消防機関の営造物に備付の半鐘又はサイレンによって行う。

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10



第三号 水防要員の証票  
(表 面)

平成 年 月 日	水 防 要 員 の 証 票	第 号 所 属 庁 氏 名	生 年 月 日
使用期間 一年間			

6cm

8cm

## (裏 面)

此の証票を携帯する者は、水防法により、水防計画作成のため、その必要な土地に立ち入り調査をする者です。

### 資 1. 1 0 東京都防災行政無線局の管理及び運用に関する要綱（抜すい）

#### 1. (趣旨) ……第 1 条

この要綱は、東京都地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する東京都防災行政無線局及び地域衛星通信ネットワークに加入する地球局（以下「無線局」という。）の管理及び運用について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）及び関係法規に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### 2. (定義) ……第 3 条

この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 通信の統制 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときにおいて、情報の円滑かつ効率的な収集及び伝達を図るため、平常時の通信を切り替え、通話中の通信の切断、割り込み、通信の取扱順序の指定等を行うこと又これらの措置を取り得る状態にすることをいう。

3. (無線局の種別) ……第 4 条

この要綱において固定局、基地局、陸上移動局及び地球局とは、それぞれ電波法施行規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号)第 4 条第 1 項第 1 号、第 6 号、第 12 号及び第 20 号の 2 に規定する無線局の種別をいう。

2 前項に定めるもののほか、無線局等の種別及びその意義は、次のとおりとする。

- (1) 統 制 局 無線局の通信の統制をする固定局をいう。
- (2) 中 継 局 統制局と端末局の通信を中継する固定局をいう。
- (3) 端 末 局 東京都地域防災計画に定める防災機関及び後方医療機関に設置された固定局をいう。
- (4) 全都移動局 東京都全域及び隣接県の区域を通信範囲とする陸上移動局をいう。
- (5) 地区移動局 東京都の一定の区域を通信範囲とする陸上移動局をいう。
- (6) 移動多重局 多重通信を行う陸上移動局をいう。
- (7) 移動地球局 移動して運用する地球局をいう。
- (8) 通 信 所 他の無線局と接続する端末装置が設置された場所をいう。

4. (災害時の運用体制) ……第 18 条第 5 項

建設局長は、東京都水防本部が設置されている間、又は前項(東京都災害対策本部が設置されたとき)の場合を除き必要と認めるときは、統制局において、水防業務を所掌する建設局の機関に所在する無線局等に係る通信の全部又は一部について通信の統制を行う。この場合は、通信の統制に係る無線局等の運用に関する事務の統括及び当該無線局等の運用に係る無線管理者等に対する指揮監督は、建設局長が行う。

5. (通信統制者の通知) ……第 19 条

前条の規定により通信の統制を行う者(以下「通信統制者」という。)は、通信の全部又は一部について通信の統制を開始又は終了する都度、直ちにその旨を財務局長に通知するとともに、当該無線局等の無線管理者等に通知しなければならない。

6. (附 則)

- この要綱は、平成 6 年 8 月 15 日から施行する。
- この要綱は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。
- この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- この要綱は、平成 16 年 9 月 15 日から施行する。

資料 1  
資料 2  
資料 3  
資料 4  
資料 5  
資料 6  
資料 7  
資料 8  
資料 9  
資料 10

## 2. 水防業務分担

### 資 2. 1 東京都水防本部業務要領

#### (目的)

- 第 1 洪水又は高潮等により災害が発生し、若しくは発生する恐れがある場合において、東京都水防計画第 2 章第 2 節に基づき設置する東京都水防本部（以下「本部」という。）は、気象、洪水、その他水防に関する情報の確保、水防管理団体の水防活動の指導、応援、水防資器材の準備配置、被害情報の収集、国土交通省水害対策本部並びに関東地方整備局洪水対策本部、その他関係機関との緊密な連絡等にあたり、もって被害を最小限にとどめることを目的とする。

#### (本部の構成)

- 第 2 本部は総務部、道路管理部及び河川部の 3 部をもって構成する。
- 2 本部には本部長、副本部長、部長、課長及び部員をおく。  
また、担当部長、参事、担当課長、副参事を置くことができるものとする。
- 3 (1) 本部長は建設局長、副本部長は次長、道路監、部長は総務部長、道路管理部長及び河川部長、課長は総務部の課長、広報・広聴担当課長、道路管理部及び河川部の各課長とする。
- (2) 部員は総務部、道路管理部及び河川部の職員のうちから本部長が命ずる者をもって組織する。
- (3) 担当部長及び副参事は各部長又は各課長を補佐する。

#### (所掌事務)

- 第 3 (1) 本部活動に対する資器材の応援、情報連絡及び技術援助等総合企画に関すること。
- (2) 水防活動状況、水害状況、その他本部において必要となる情報収集並びに資料の作成に関すること。
- (3) 水防活動状況、水害状況、その他本部において発表すべき報告書の編集に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか水防管理上重要な事項に関すること。
- 2 総務部の分掌事務
- (1) 総務課、職員課
- ア 他官庁及び他局との情報連絡に関すること。
- イ 応急対策に必要な他官庁への援助要請手続に関すること。
- ウ 本部長の発表する報告書の編集に関すること。
- エ 道路管理部及び河川部の調整に関すること。
- オ 広報に関すること。
- カ その他の課に属さないこと。
- (2) 企画計理課
- 水防活動、応急対策の予算及び会計事務に関すること。

- (3) 用度課  
資材、労力の調達及び輸送の連絡事務に関すること。

3 道路管理部の分掌事務

- (1) 管理課、路政課
  - ア 都管理道路の保全に必要な資器材並びに輸送車輛の調達に関すること。
  - イ その他庶務的事項に関すること。
- (2) 監察指導課、保全課、安全施設課
  - ア 水害等による都管理道路に関する公共土木施設被害、その他の被害状況の情報収集及び連絡に関すること。
  - イ 都管理道路被害の現地状況調査及び技術的指導に関すること。
  - ウ 道路応急復旧に関する資器材の調達調整に関すること。

4 河川部の分掌事務

- (1) 管理課、指導調整課
  - ア 水防活動に必要な資器材並びに輸送車輛の調達に関すること。
  - イ その他の庶務的事項に関すること。
- (2) 計画課、改修課、防災課
  - ア 水防本部の設置、廃止に関すること。
  - イ 気象、水位、流量、雨量の情報収集、連絡に関すること。
  - ウ 国土交通省管理河川の洪水予報、水防警報及びはん濫警戒情報の受理及び伝達に関すること。
  - エ 都管理河川の洪水予報、水防警報及びはん濫警戒情報の発表及び伝達に関すること。
  - オ 土砂災害警戒情報の発表及び伝達に関すること。
  - カ 水防活動状況、河川に起因する浸水状況及び公共土木施設の被害状況の情報収集、連絡に関すること。
  - キ 水防資器材の応援及び現地の状況調査、技術的指導に関すること。
  - ク 国土交通省直轄河川の水防活動状況及び現地の状況の情報収集、連絡に関すること。
  - ケ 防災行政無線の運用統制に関すること。

(水害を予防するための指示)

- 第4 本部長は、水防対策上必要があると認めるときは、水防管理団体に対し、水害を防ぎよし、又は軽減するための必要な指示をするものとする。

(出水の状況の早期予知)

- 第5 河川部は、気象庁、関東地方整備局及び高水、高潮速報の連絡系統内の各機関と緊密な連絡をとり、台風の状況、河川の出水状況、高潮の状況等を早期に予知するよう努め、気象状況及び水位状況等の報告書を作成し本部長に提出するものとする。

(水防活動、水害状況の調査報告)

- 第 6 河川部は、収集した資料と他の収集した状況等を整理し、本部長に提出するものとする。
- 2 道路管理部及び河川部は、水害を防ぎよするために必要な水防作業等の技術指導とこれに関する資料を収集整理し、本部長に提出するものとする。
- 3 道路管理部及び河川部は、災害が発生したときは迅速に応急対策に関する資料を本部長に提出するものとする。

(応急対策)

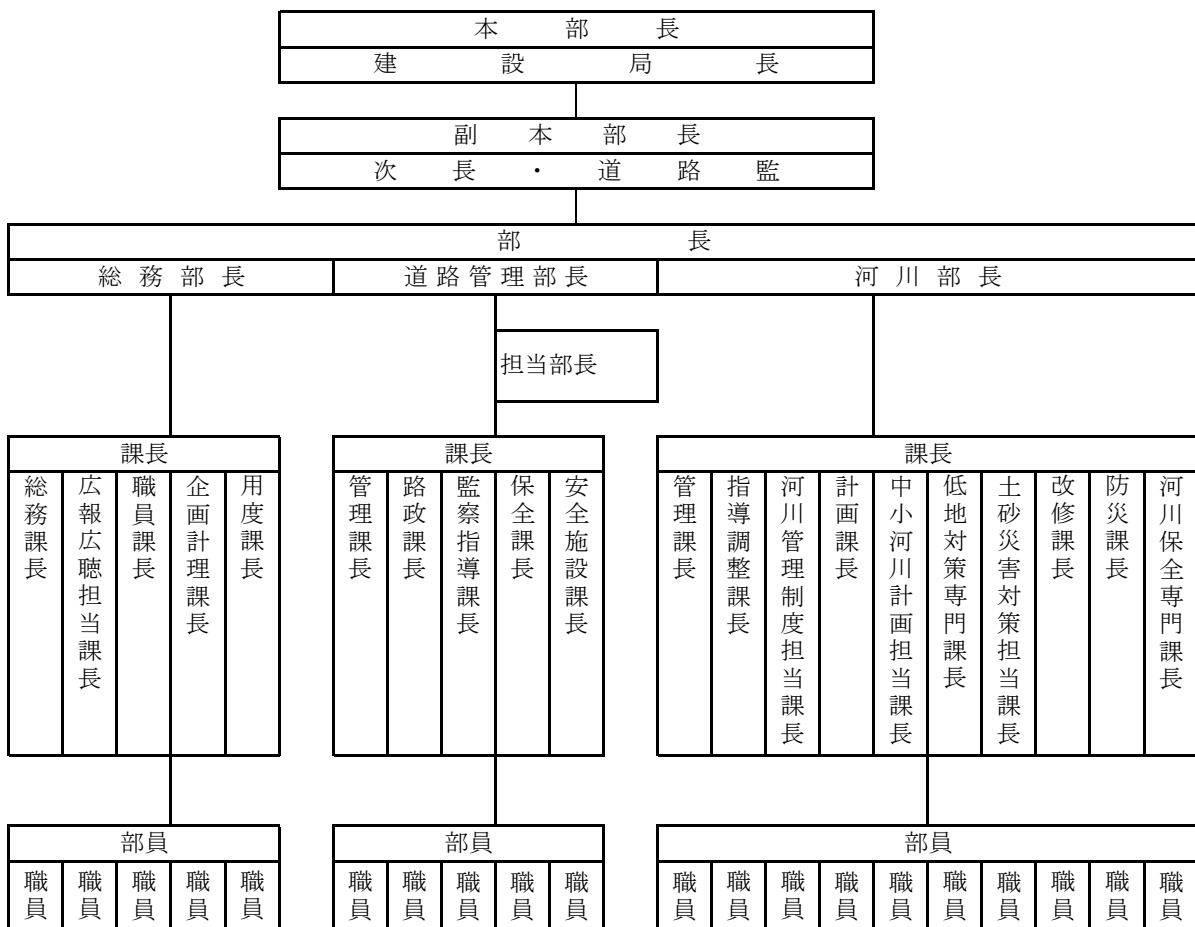
- 第 7 本部長は、公共施設が災害を受けた旨の報告を受けた場合で必要があると認めるときは、応急対策に関し、各部に適切な指示を行わせるものとする。

(水防活動・水害状況の発表)

- 第 8 本部長は、気象、水位、流量、洪水予報、水防警報、災害状況等に関する報告書を編集し、必要に応じて報道機関その他の求めに応じて発表するものとする。

(態勢及び業務分担)

- 第 9 本部の態勢は、東京都水防計画第 3 章 3. 1 の規定に準ずるものとし、業務の分担は水防本部業務分担表による。



## 資 2. 2 水防本部業務分担表

## 資 1-2 水防本部業務分担表

構成	分担表	電話	班及び業務分担	部員数 (人)	
本部長	建設局長	03-5320-5201 (内線)40-001 (防行)70550	総括指導	—	
副本部長	次長	03-5320-5202 (内線)40-002	本部長補佐	—	
副本部長	道路監	03-5320-5203 (内線)40-003	本部長補佐	—	
部長	総務部長	03-5320-5205 (内線)40-100 (防行)70551	部内総括	—	
総務部	課長	総務課長	03-5320-5220 (内線)40-110 (防行)70553	庶務班 1. 他官庁・他局との情報連絡 2. 他官庁への援助要請手続き	20
		職員課長	03-5320-5226 (内線)40-130	3. 服務・給与	15
		企画計理課長	03-5320-5230 (内線)40-160	計理班 予算及び会計事務	34
		用度課長	03-5320-5240 (内線)40-210	用度班 1. 資材・労力の調達 2. 輸送の連絡調整	16
		広報・広聴 担当課長	03-5320-5191 (内線)40-020 (防行)70552	広報	—
部長	道路管理部長	03-5320-5270 (内線)40-400 (防行)70554	部内総括	—	
道路管理部		道路保全担当部長	03-5320-5271 (内線)40-401	部長補佐	—
	課長	管理課長	03-5320-5272 (内線)40-410 (防行)70555	庶務班 資器材、輸送車輛の調達	34
		路政課長	03-5320-5280 (内線)40-440		
		監察指導課長	03-5320-5285 (内線)40-470 (防行)70556	技術班 1. 情報収集連絡 2. 被害関係等整理 ア 公共土木施設被害 イ その他の被害 ウ 活動状況	77
		保全課長	03-5320-5290 (内線)40-510 (防行)70557		
	安全施設課長	03-5320-5300 (内線)40-560	3. 現地指導 4. 資器材の調達調整		

構成		分担表	電話	班及び業務分担	部員数 (人)
部長		河川部長	03-5320-5400 (内線)41-400 (防行)70559	部内総括	—
河 川 部	課長	管理課長	03-5320-5401 (内線)41-410 (防行)70560 (防行)70562	庶務班 資器材、輸送車輛等の調達	37
		指導調整課長	03-5320-5416 (内線)40-430 (防行)70561		
		河川管理制度 担当課長	03-5320-5417 (内線)41-440		
		計画課長	03-5320-5410 (内線)41-450 (防行)70563 (防行)70564	技術班 1. 情報収集連絡 ア 水防活動 イ 気象情報 ウ 洪水予報・水防警報 エ 雨量・水位・潮位 オ 土砂災害警戒情報 2. 被害関係等整理 ア 公共土木施設被害 イ がけ崩れ ウ その他の被害 エ 活動状況 3. 雨量・水位・潮位整理 4. 現地指導 5. 資器材の調達調整 6. 水防関係機関との連絡調整 7. 無線の運用統制	86
		中小河川計画 担当課長	03-5320-5418 (内線)41-451		
		低地対策 専門課長	03-5320-5336 (内線)41-490		
		土砂災害対策 担当課長	03-5320-5419 (内線)41-452		
		改修課長	03-5320-5420 (内線)41-510 (防行)70570 (防行)70571		
		防災課長	03-5320-5430 (内線)41-550 (防行)70565～9		
		河川保全 専門課長	03-5320-5163 (内線)41-570		
水防本部構成員			幹員 部員 計	27人 300人 327人	

## 資 2.3 建設事務所及び江東治水事務所の業務分担表

班別	業務分担
所長・副所長	総括指導
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各班の連絡調整に関する事。</li> <li>2. 水防資器材の購入、及び受払、労力、船車の調達、輸送に関する事。</li> <li>3. 各班に属さない事。</li> </ol>
情報連絡班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水防管理団体及び関係機関との情報連絡に関する事。(内水を含む)</li> <li>2. 雨量、水位、潮位、流量等の観測と通報、及び資料の収集、整理に関する事。</li> <li>3. 土砂災害警戒情報の収集・整理に関する事。</li> <li>4. 気象、水象、土砂災害警戒情報の情報連絡に関する事。</li> </ol>
技術班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水防作業の技術支援、及び指導に関する事。</li> <li>2. 水防実施状況の調査、及び報告に関する事。</li> <li>3. 所管工事現場等の警戒巡視及び施設操作等の指示に関する事。</li> <li>4. 公共土木施設の被害状況調査及び資料収集に関する事。</li> <li>5. がけ崩れの被害状況調査及び資料収集に関する事。</li> <li>6. 危険箇所の警戒巡視に関する事。</li> <li>7. 雨量、水位、潮位等の観測に関する事。</li> <li>8. 工区班応援に関する事。</li> </ol>
工務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水防資器材の受払の調整に関する事。</li> <li>2. 水防資器材の配分、輸送計画に関する事。</li> </ol>
工区班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 雨量、水位、潮位等の観測に関する事。</li> <li>2. 所管工事現場等の警戒巡視に関する事。</li> <li>3. 水防作業の技術支援、及び指導に関する事。</li> <li>4. 公共土木施設の被害状況調査に関する事。</li> <li>5. がけ崩れの被害状況調査に関する事。</li> <li>6. 危険箇所の警戒巡視に関する事。</li> </ol>



## 第一建設事務所

要員 計 134 人

班名	分担者	所在地	TEL	FAX	要員	担当河川等	
所長	所長	中央区明石町2-4	(03) 3542-0680		1	東京湾岸のうち中央区、港区内 隅田川、月島川、 神田川、日本橋川、 亀島川、築地川、 汐留川、古川	
庶務班	副所長兼庶務課長	〃	(03) 3542-0681	(03) 3542-7129	10		
情報連絡班	工事課長	〃	(03) 3542-1291 (無) 75411	(03)3541-7678 (無) 75401	16		
技術班	工事課長	〃	〃	〃	84		
	環二工事課長	〃	(03) 3542-0696	(03) 3541-7678			
	補修課長	〃	(03) 3542-3721	(03) 3542-7679			
	管理課長	〃	(03) 3542-1471				
工務班	用地課長	〃	(03) 3542-0151		10		
千代田工区	工区長	千代田区神田松永町119	(03) 5295-0225	(03) 5295-0227	5		千代田区、中央区、 港区内の都道及び 一般国道(指定区間外) 130号
中央工区	工区長	中央区明石町5-21	(03) 3544-8831	(03) 3544-8826	3		
港工区	工区長	港区三田1-2-13	(03) 3452-1464	(03) 3452-2414	5		

## 第二建設事務所

要員 計 200 人

班名	分担者	所在地	TEL	FAX	要員	担当河川等	
所長	所長	品川区広町2-1-36	(03) 3774-0311		1	東京湾岸のうち 大田区、品川区内 多摩川、海老取川、 丸子川、野川、 仙川、谷沢川、 渋谷川、目黒川、 北沢川、烏山川、 蛇崩川、立会川、 内川、呑川、九品仏川	
庶務班	副所長兼庶務課長	〃	(03) 3774-0312	(03) 3774-2488	11		
情報連絡班	工事第二課長	〃	(03) 3774-0381 (無) 75511	(03)3774-0328 (無)75501	7		
技術班	管理課長	〃	(03) 3774-8181		96		
	工事第一課長	〃	(03) 3774-9001	(03)3774-0328			
	補修課長	〃	(03) 3774-8711	(03) 3774-9196			
工務班	用地第一課長	〃	(03) 3774-8111		63		
	用地第二課長	〃	(03) 3774-0181				
品川工区	工区長	品川区西五反田3-6-12	(03) 5496-0361	(03) 5487-4546	3		
目黒工区	工区長	目黒区中目黒4-5-26	(03) 3715-3265	(03) 3793-1648	5		品川区、大田区、 世田谷区、目黒区、 渋谷区内の都道及び 一般国道(指定区間外) 131号と246号と466号
大田工区	工区長	大田区大森北5-11-5	(03) 5763-1531	(03) 5763-1532	7		
世田谷工区	工区長	世田谷区世田谷2-29-30	(03) 3420-9651	(03) 3420-9653	7		

資料編 2 水防業務分担

第三建設事務所

要員 計 149 人

班名	分担者	所在地	TEL	FAX	要員	担当河川等
所長	所長	中野区中野4-8-1	(03) 3387-6246	(03) 3387-5140	1	妙正寺川、神田川、 善福寺川、江古田川  新宿区、中野区、 杉並区内の都道
庶務班	副所長兼 庶務課長	〃	(03) 3387-5130	(03) 3387-5140	25	
	用地課長	〃	(03) 3387-5147			
情報連絡班	管理課長	〃	(03) 3387-5139		27	
	工事第二 課長	〃	(03) 3387-5142 (無) 75611	(03)3387-8851 (無)75601		
技術班	工事第一 課長	〃	(03) 3387-5141		49	
	工事第二 課長	〃	(03) 3387-5142 (無) 75611	(03)3387-8851 (無) 75601		
	補修課長	〃	(03) 3387-5379	(03) 3387-9180		
工務班	工事第一 課長	〃	(03) 3387-5141		26	
	用地課長	〃	(03) 3387-5147			
中野工区	工区長	中野区沼袋3-2-4	(03) 3389-3449	(03) 3389-4609	21	
新宿工区	工区長	新宿区西新宿6-26-5	(03) 3343-7832	(03) 3342-1873		
杉並工区	工区長	杉並区上荻1-11-11	(03) 3393-2391	(03) 3393-2392		
善福寺川 事業センター	センター長	杉並区堀の内2-1-1	(03) 5305-3540	(03) 3315-0602		
妙正寺川 事業センター	センター長	中野区松が丘1-33-17	(03) 3228-1419	(03) 3228-1491		

第四建設事務所

要員 計 180 人

班名	分担者	所在地	TEL	FAX	要員	担当河川等
所長	所長	豊島区南大塚2-36-2	(03) 5978-1701		1	新河岸川、石神井川  白子川、千川上水、 荒川  豊島区、板橋区、 練馬区内の都道及び 一般国道 (指定区間外)122号
庶務班	副所長兼 庶務課長	〃	(03) 5978-1703	(03) 3947-1419	11	
情報連絡班	工事第二 課長	〃	(03) 5978-1733 (無) 75711	(03)5978-1748 (無)75701	11	
技術・ 工務A班	工事第二 課長	〃	〃	〃	47	
	用地第一 課長	豊島区南大塚2-37-5	(03) 5978-1713			
	用地第二 課長	〃	(03) 5978-1810			
技術・ 工務B班	補修課長	豊島区南大塚2-36-2	(03) 5978-1740		48	
	管理課長	〃	(03) 5978-1706			
	用地第二 課長	豊島区南大塚2-37-5	(03) 5978-1810			
技術・ 工務C班	工事第一 課長	豊島区南大塚2-36-2	(03) 5978-1726		47	
	用地第二 課長	豊島区南大塚2-37-5	(03) 5978-1810			
豊島工区	工区長	豊島区上池袋4-18-11	(03) 3916-6616	(03) 3916-6617	3	
板橋工区	工区長	杉並区小豆沢4-26	(03) 3967-3541	(03) 3967-3542	3	
練馬工区	工区長	練馬区北町6-30-1	(03) 3933-6121	(03) 3933-6122	6	
石神井工区	工区長	練馬区西大泉2-12-18	(03) 3867-7816	(03) 3867-7817	3	

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

## 第五建設事務所

要員 計 136 人

班名	分担者	所在地	TEL	FAX	要員	担当河川等	
所長	所長	江東区亀戸2-10-7	(03) 5875-1425		1	荒川、江戸川、 旧江戸川、中川、 新中川、綾瀬川、 隅田川、新川、 大場川、旧中川、 大横川、 大島川西支川、 大島川東支川、 大横川南支川、 北十間川、 大横川支川、 仙台堀川、平久川、 古石場川、小名木川、 堅川、旧綾瀬川	
庶務班	副所長兼 庶務課長	〃	(03) 5875-1429	(03) 3637-1580	9		
情報連絡班	管理課長	〃	(03) 5875-1392		20		
	工事課長	〃	(03)5875-1462 (無) 75811	(03)3637-1584 (無)75801			
技術班	管理課長	〃	(03) 5875-1429		59		
	工事課長	〃	(03) 5875-1462	(03)3637-1584 (無)75801			
	補修課長	〃	(03) 5875-1372				
工務班	用地課長	〃	(03) 5875-1469		23		
墨田工区	工区長	墨田区堤通1-16-4	(03) 3619-2583 (03) 3619-2679	(03) 3619-2584	3		東京湾岸、葛西海岸のうち江東区、江戸川区内
江東工区	工区長	江東区東陽7-3-10	(03) 3645-4617 (03) 3645-4615	(03) 3645-4618	7		
葛飾東工区	工区長	葛飾区南水元4-14-9	(03) 3608-9391 (03) 3608-9340	(03) 3608-9364	5	越中島川、横十間川 墨田区、江東区、 葛飾区、江戸川区内の 都道及び一般国道 (指定区間外) 14号	
葛飾西工区	工区長	葛飾区西新小岩3-35-26	(03) 3694-5211 (03) 3694-5192	(03) 3694-5212	3		
江戸川南工区	工区長	江戸川区北葛西1-22-16	(03) 3680-8481 (03) 3680-8504	(03) 3680-8482	3		
江戸川北工区	工区長	江戸川区上一色3-30-12	(03) 3654-8141 (03) 3654-0778	(03) 3654-8142	3		

## 第六建設事務所

要員 計 166 人

班名	分担者	所在地	TEL	FAX	要員	担当河川等
所長	所長	足立区千住東2-10-10	(03) 3382-4018		1	荒川、中川、 隅田川、神田川、 新河岸川、綾瀬川、 毛長川、石神井川、 新芝川、伝右川、 垢川、芝川、旧綾瀬川 花畑川
庶務班	庶務課長	〃	(03) 3382-1155		12	
情報連絡班	用地課長	〃	(03) 3382-1304		41	
	副所長兼 工事課長	〃	(03) 3382-4084 (無) 75911	(03)3382-1228 (無)75901		
技術1班	管理課長	〃	(03) 3382-1160		21	
技術2班	補修課長	〃	(03) 3382-1156		30	
技術3班	副所長兼 工事課長	〃	(03) 3382-4084 (無) 75911	(03)3382-1228 (無)75901	14	
工務班	用地専門 課長	〃	(03) 3382-1338		27	
	副所長兼 工事課長	〃	(03) 3382-4084 (無) 75911	(03)3382-1228 (無)75901		
文京工区	工区長	文京区春日1-2-10	(03) 3811-3435	(03) 3814-9883	3	
台東工区	工区長	台東区北上野1-11-5	(03) 3841-0495	(03) 3841-0496	3	
北工区	工区長	北区西ヶ丘1-41-6	(03) 5993-0366	(03) 3906-7307	3	
荒川工区	工区長	荒川区荒川5-31-2	(03) 3892-1374	(03) 3892-9692	3	
足立東工区	工区長	足立区東和1-26-3	(03) 3620-5831	(03) 3620-5826	3	
足立西工区	工区長	足立区西新井3-3-5	(03) 3899-7341	(03) 3899-8023	5	

資料編 2 水防業務分担

西多摩建設事務所

要員 計 148 人

班名	分担者	所在地	TEL	FAX	要員	担当河川等
所長	所長	青梅市東青梅3-20-1	(0428) 22-8431		1	多摩川、秋川、
庶務班	副所長兼庶務課長	〃	(0428) 22-8432	(0428) 22-8433	12	北秋川、養沢川、
情報連絡班	工事第二課長	〃	(0428) 22-7314 (0428) 22-7315 (無) 83011	(0428) 22-7994 (無)83001	24	平井川、北大久野川、 鯉川、氷沢川、
技術班	工事第一課長	〃	(0428) 22-7225		17	大荷田川、鷲巣川、
工務班	管理課長	〃	(0428) 22-8434		16	小菅川、日原川、
道路班	補修課長	〃	(0428) 22-7323	(0428) 22-7995	33	残堀川、霞川、 成木川、黒沢川、
	奥多摩出張所長	西多摩郡奥多摩町氷川951-4	(0428) 83-3634	(0428) 83-3639		
協力班	用地課長 専門副参事	青梅市東青梅3-20-1	(0428) 22-5100 (0428) 22-5109		19	北小曾木川、
奥多摩工区	工区長	西多摩郡奥多摩町氷川951-4	(0428) 83-3637 (0428) 83-3638	(0428) 83-3639	5	玉の内川、直竹川、
青梅工区	工区長	青梅市河辺町6-4-1	(0428) 22-5195 (0428) 22-5197	(0428) 22-5196	8	砂防指定地内河川、
福生工区	工区長	福生市北田園2-7-2	(042) 551-6420 (042) 530-4014	(042) 551-0969	5	青梅市、福生市、 あきる野市、羽村市、 瑞穂町、奥多摩町、 日の出町、檜原村内の 都道
あきる野工区	工区長	あきる野市館谷266-8	(042) 595-0974 (042) 595-1137	(042) 595-1134	5	
檜原工区	工区長	西多摩郡檜原村403	(042) 598-1139 (042) 598-1257	(042) 598-1138	3	

南多摩東部建設事務所

要員 計 96 人

班名	分担者	所在地	TEL	FAX	要員	担当河川等
所長	所長	町田市中町1-31-12	(042) 720-8620		1	
庶務班	庶務課長	〃	(042) 720-8621	(042) 729-4919	24	境川、鶴見川、 恩田川、真光寺川、
	用地課長 用地専門課長	〃	(042) 720-8631			
情報連絡班	副所長兼工事課長	〃	(042) 720-8640 (無) 83111	(042) 720-6563 (無)83101	36	麻生川、大栗川、 乞田川、三沢川、
技術班	補修課長	〃	(042) 720-8650	(042) 720-2347	12	多摩川、三沢川分水路
工務班	管理課長	〃	(042) 720-8625		12	
町田東工区	工区長	町田市原町田1-29-1	(042) 722-3166	(042) 722-4631	5	町田市、多摩市、 稲城市の都道
町田西工区	工区長	町田市小山町22-2485	(042) 797-8333	(042) 797-8001	3	
多摩工区	工区長	多摩市関戸3-2-21	(042) 375-7145	(042) 339-9822	3	

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

## 南多摩西部建設事務所

要員 計 91 人

班名	分担者	所在地	TEL	FAX	要員	担当河川等
所長	所長	八王子市明神町3-19-2	(042) 643-2600		1	秋川、山田川、 川口川、山入川、 大沢川、大栗川、 大田川、浅川、 湯殿川、程久保川、 兵衛川、多摩川、 南浅川、案内川、 小津川、谷地川、 御霊谷川、醍醐川、 城山川 八王子市、日野市内の 都道
庶務班	庶務課長	〃	(042) 643-2602	(042) 646-5313	10	
情報連絡班	管理課長	〃	(042) 643-2610		16	
	用地課長	〃	(042) 643-2621		14	
	用地 専門課長					
	副所長兼 工事課長	〃	(042) 643-2648 (無) 83211	(無)83201	3	
技術班	副所長兼 工事課長	〃	(042) 643-2648 (無) 83211	(無)83201	24	
工務班	補修課長	〃	(042) 643-2668	(042) 648-9399	12	
日野工区	工区長	日野市万願寺6-27-5	(042) 581-0457	(042) 586-3414	3	
八王子東 工区	工区長	八王子市大和田町5-25-8	(042) 642-4596	(042) 642-4592	5	
八王子西 工区	工区長	八王子市西寺方町686	(042) 651-3840	(042) 651-3810	3	

## 北多摩南部建設事務所

要員 計 118 人

班名	分担者	所在地	TEL	FAX	要員	担当河川等
所長	所長	府中市緑町1-27-1	(042) 330-1800		1	野川、入間川、仙川、 神田川、石神井川、 多摩川 小金井市、調布市、 府中市、西東京市、 三鷹市、武蔵野市、 狛江市内の都道
庶務班	副所長兼 庶務課長	〃	(042) 330-1801	(042) 369-3890	10	
情報連絡班	管理課長	〃	(042) 330-1805		26	
	工事第二 課長	〃	(042) 330-1844 (無) 83311	(無)83301		
技術班	工事第一 課長	〃	(042) 330-1834		37	
	補修課長	〃	(042) 330-1852	(042) 365-2501		
工務班	用地課長	〃	(042) 330-1811		28	
小金井工区	工区長	小金井市貫井北町5-18-18	(042) 326-8862	(042) 326-8864	4	
調布工区	工区長	調布市下石原1-19-4	(042) 483-5011	(042) 483-5016	7	
西東京工区	工区長	西東京市柳沢2-18-31	(042) 465-4170	(042) 465-4174	5	

資料編 2 水防業務分担

北多摩北部建設事務所

要員 計 116 人

班名	分担者	所在地	TEL	FAX	要員	担当河川等
所長	所長	立川市柴崎町2-15-19	(042) 540-9500		1	残堀川、野川、 石神井川、黒目川、 落合川、柳瀬川、 空堀川、奈良橋川、 立川市、昭島市、 国立市、国分寺市、 東村山市、清瀬市、 小平市、東久留米市、 武蔵村山市、 東大和市内の都道
庶務班	副所長兼 庶務課長	〃	(042) 540-9502	(042) 525-9746	11	
情報連絡班	工事第二 課長	〃	(042) 540-9521 (無) 83411	(無)83401	14	
第一技術班	管理課長	〃	(042) 540-9506		14	
第二技術班	工事第一 課長	〃	(042) 540-9512		21	
第三技術班	補修課長	〃	(042) 540-9526	(042) 521-1550	12	
工務班	用地課長 専門副参事	〃	(042) 540-9532		27	
小平工区	工区長	小平市小川町1-1091	(042) 343-0415	(042) 344-5720	4	
立川工区	工区長	立川市緑町3233-2	(042) 529-0020	(042) 529-8138	6	
東村山工区	工区長	東村山市久米川町4-32-8	(042) 393-4111	(042) 395-7599	4	
柳瀬川・ 落合川 工事事務所	事務所長	東久留米市東本町9-13	(042)473-8445	(042)473-8373	2	

江東治水事務所

要員 計 129 人

班名	分担者	所在地	TEL	FAX	要員	担当河川等
所長	所長	江東区亀戸2-10-7	(03) 5875-1518		1	高潮対策事業河川、 耐震対策河川、 (江東内部河川) 水門・閘門・排水機場
庶務班	副所長兼 庶務課長	〃	(03) 5875-1520		10	
技術班	内部河川 工事課長	〃	(03) 5875-1527		77	
	高潮工事 課長	〃	(03) 5875-1505			
	特定施設 建設課長	〃	(03) 5875-1064			
情報連絡班	水門管理 課長	江東区清澄1-2-37	(03) 5620-2490 (03) 5620-2492	(03) 5620-2491	10	(千代田区、中央区、 文京区、台東区、 墨田区、江東区、 北区、荒川区、 足立区、葛飾区、 江戸川区、大田区)
水門施設班 (1)	運転監視 担当 統括課長 代理	〃	(03) 5620-2490	(03) 5620-2491	13	
		江戸川区平井7-34-25	(木下川) (無) 77111	(木下川) (無) 77102		
水門施設班 (2)	保全担当 課長代理	江東区清澄1-2-37	(03) 5620-2495	(03) 5620-2496	18	

建設事務所及び江東治水事務所 非常配備員 総数	1,663 人
-------------------------	---------

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

資 2. 4 水防管理団体業務分担表

管内別	団体名	所在地	担当部課	TEL番号	FAX番号	担当河川名等	人員
				(上段)NTT	(上段)NTT		
				(下段)防行無線	(下段)防行無線		
第一区	千代田区	千代田区 九段南 1-2-1	環境まちづくり部 道路公園課	直 03-5211-4239	03-3264-4792	神田川、日本橋川	151名
			政策経営部 災害対策・ 危機管理課	直 03-5211-4187	03-3264-1673		
				73011	73001		
	建設区	中央区 築地 1-1-1	環境土木部 環境政策課	直 03-3546-5402	03-3546-5639	神田川、日本橋川、 亀島川、汐留川、 築地川支川、 月島川、隅田川	131名
			総務部 危機管理課	直 03-3546-5087	03-3546-5708		
				73111	73101		
業務所	港区	港区 芝公園 1-5-25	街づくり 支援部 土木課	直 03-3578-2313	03-3578-2369	古川、汐留川	573名
			防災危機管 理室 防災課	直 03-3578-2541	03-3578-2539		
			73211	73201			
第二区	品川区	品川区 広町 2-1-36	防災まちづくり部 防災課	直 03-5742-6695	03-3777-1181	目黒川、立会川	236名
				73811	73801		
			防災まちづくり部 道路課	直 03-5742-6792	03-5742-6886		
	建設区	目黒区 上目黒 2-19-15	都市整備部 土木工事課	直 03-5722-9775	03-3712-5129	目黒川、蛇崩川、呑川、 九品仏川、立会川	181名
危機管理室 防災課			直 03-5723-8700	03-5723-8725			
			73911	73901			

資料編 2 水防業務分担

管内別	団体名	所在地	担当部課	TEL番号	FAX番号	担当河川名等	人員
				(上段)NTT	(上段)NTT		
				(下段)防行無線	(下段)防行無線		
第 二 区	大田区 蒲田 5-13-14	都市基盤整備部 都市基盤管理課	直 03-5744-1304	03-5744-1527	多摩川、海老取川、丸子川 呑川、内川	290名	
		総務部 防災危機管理課	直 03-5744-1611 74011	03-5744-1519 74001			
建 設 区	世田谷区 世田谷 4-21-27	土木部 土木計画課	直 03-5432-2580	03-5432-3026	多摩川、丸子川、仙川、 野川、谷沢川、目黒川、 蛇崩川、北沢川、烏山川 呑川、九品仏川	455名	
		危機管理室 災害対策課	直 03-5432-2262 74111	03-5432-3014 74101			
務 所 区	渋谷区 渋谷 1-18-21	土木清掃部 管理課	直 03-3463-2773	03-5458-4908	渋谷川	103名	
		危機管理 対策部 防災課	直 03-3498-9409 74211	03-3498-9410 74201			
第 三 区	新宿区 歌舞伎町 1-4-1	みどり 土木部 道路課	直 03-5273-3525	03-3209-5595	神田川、妙正寺川	180名	
		危機管理担 当部 危機管理課	直 03-5273-4592 73311	03-3209-4069 73301			
建 設 区	中野区 中野 4-8-1	都市基盤部 道路課	直 03-3228-8844	03-3228-5674	神田川、妙正寺川、 江古田川、善福寺川	160名	
		総務部 防災危機管 理課	直 03-3228-8823 74311	03-3228-5658 74301			

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10



管内別	団体名	所在地	担当部課	TEL番号	FAX番号	担当河川名等	人員
				(上段)NTT	(上段)NTT		
				(下段)防行無線	(下段)防行無線		
第三建設事務所	杉並区 阿佐谷南 1-15-1	都市整備部 土木計画課	直 03-5307-0739	03-3316-2470	神田川、善福寺川、 妙正寺川	424名	
		危機管理室 防災課	直 03-5307-0705	03-3312-9402			
			74411	74401			
第四建設事務所	豊島区 南池袋 2-45-1	都市整備部 道路整備課	直 03-3981-4878	03-3981-1008	神田川	163名	
		総務部 防災危機 管理課	直 03-3981-2100	03-3981-5018			
			74511	74501			
建設事務所	板橋区 板橋 2-66-1	土木部 管理課	直 03-3579-2501	03-3579-5435	荒川、石神井川、白子川、 新河岸川	233名	
		危機管理室 防災危機 管理課	直 03-3579-2159	03-3963-0150			
			74811	74801			
練馬区	練馬区 豊玉北 6-12-1	土木部 道路公園課	直 03-5984-1343	03-5984-1224	石神井川、白子川、千川上水	219名	
		危機管理室 危機管理課	直 03-5984-2762	03-3993-1194			
			74911	74901			

資料編 2 水防業務分担

管内別	団体名	所在地	担当部課	TEL番号	FAX番号	担当河川名等	人員		
				(上段)NTT	(上段)NTT				
				(下段)防行無線	(下段)防行無線				
第五建設事務所	墨田区	墨田区 吾妻橋 1-23-20	都市整備部 都市整備課	直 03-5608-6290	03-5608-6409	隅田川、荒川、旧中川、 北十間川、横十間川、 大横川、竪川、旧綾瀬川	129名		
			都市計画部 危機管理担当 防災課	直 03-5608-6206	03-5608-6425				
				73611	73601				
	江東区	江東区 東陽 4-11-28	土木部 河川公園課	直 03-3647-2538	03-3647-9216			荒川、隅田川、旧中川、 北十間川、竪川、 小名木川、仙台堀川、 横十間川、古石場川、 越中島川、平久川、 大横川支川、大横川 大横川南支川、 大島川西支川、 大島川東支川、 江東区内東京湾岸	136名
			総務部（危機管理室） 防災課	直 03-3647-9584	03-3647-8440				
				73711	73701				
葛飾区	葛飾区 立石 5-13-1	都市整備部 調整課	直 03-3695-1197	03-3697-1660	江戸川、荒川、中川、 新中川、綾瀬川、 大場川	190名			
		地域振興部 防災課	直 03-3695-1195	03-5698-1503					
			75111	75101					
江戸川区	江戸川区 中央 1-4-1	土木部 施設管理課	直 03-5662-1884	03-3652-9858			江戸川、荒川、中川、 新中川、旧江戸川、 旧中川、新川、 葛西海岸	283名	
		危機管理室 防災危機管理課	75271						
			直 03-5662-2037	03-3652-9891					
			75211	75201					

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

管内別	団体名	所在地	担当部課	TEL番号	FAX番号	担当河川名等	人員
				(上段)NTT	(上段)NTT		
				(下段)防行無線	(下段)防行無線		
第	文京区	文京区 春日 1-16-21	土木部 管理課	直 03-5803-1241	03-5803-1359	神田川	113名
			危機管理室 防災課	直 03-5803-1179	03-5803-1344		
				73411	73401		
六	台東区	台東区 東上野 4-5-6	都市づくり 部 道路管理課	直 03-5246-1302	03-5246-1319	隅田川、神田川	192名
			危機管理室 危機・災害 対策課	直 03-5246-1092	03-5246-1099		
				73511	73501		
設	北区	北区 王子本町 1-15-22	土木部 道路公園課	直 03-3908-9213	03-3908-1291	荒川、隅田川、新河岸川、 石神井川	95名
			危機管理室 防災課	直 03-3908-8184	03-3908-4016		
				74611	74601		
事	荒川区	荒川区 荒川 2-2-3	防災都市づ くり部 道路公園課	直 03-3802-0714	03-3802-6230	隅田川	54名
			区民生活部 防災課	直 03-3803-8711	03-5810-6262		
				74711	74701		
務	足立区	足立区 中央本町 1-17-1	都市建設部 企画調整課	直 03-3880-5478	03-3880-5719	荒川、隅田川、綾瀬川、 中川、毛長川、伝右川、 芝川、新芝川、圀川 旧綾瀬川、花畑川	365名
			危機管理部 災害対策課	直 03-3880-5836	03-3880-5607		
				75011	75001		

資料編2 水防業務分担

管内別	団体名	所在地	担当部課	TEL番号		FAX番号		担当河川名等	人員
				(上段)NTT	(上段)NTT	(上段)NTT	(上段)NTT		
				(下段)防行無線	(下段)防行無線	(下段)防行無線	(下段)防行無線		
西	青梅市	青梅市 東青梅 1-11-1	市民安全部 防災課	代 0428-22-1111 内 2504	0428-22-3508	80411	80401	多摩川、霞川、成木川、 黒沢川、北小曾木川、 大荷田川、鳶巣川、 小布市川、喜代沢、 直竹川、その他支川	768名
多	福生市	福生市 本町 5	総務部 安全安心 まちづくり 課	直 042-551-1638	042-553-3339	81611	81601	多摩川	369名
摩	羽村市	羽村市 緑ヶ丘 5-2-1	市民生活部 防災安全課	代 042-555-1111 内 206	042-554-2921	82411	82401	多摩川	357名
建	あきる野市	あきる野市 二宮 350	総務部 地域防災課	代 042-558-1111 内2343 直 042-559-1224	042-558-1115	82511	82501	多摩川、秋川、平井川、 鯉川、氷沢川、養沢川、 盆堀川、刈寄川	419名
設	瑞穂町	西多摩郡 瑞穂町 箱根ヶ崎 2335	住民部 地域課	直 042-557-7610	042-556-3401	82611	82601	残堀川	215名
事	日の出町	西多摩郡 日の出町 平井 2780	生活安全安 心課	代 042-597-0511 内 331	042-597-4369	82711	82701	平井川、玉の内川、 北大久野川、足下田川、 谷戸川、羽生川	151名
務	檜原村	西多摩郡 檜原村 467-1	総務課	代 042-598-1011 内 216	042-598-1009	82811	82801	秋川、北秋川	63名
所	奥多摩町	西多摩郡 奥多摩町 氷川 215-6	総務課	直 0428-83-2349	0428-83-2344	82911	82901	多摩川、日原川、西川、 峰入川、小菅川、 大丹波川、海沢川、 峰谷川	128名
南多摩市	町田市	町田市 森野 2-2-22	防災安全部 防災課	直 042-724-2107	050-3085-6519	80811	80801	境川、恩田川、鶴見川、 真光寺川、麻生川	3,106名
東多摩市	多摩市	多摩市 関戸 6-12-1	総務部 防災安全課	直 042-338-6802	042-339-7422	82211	82201	多摩川、大栗川、乞田川	853名
建設事務所	稲城市	稲城市 東長沼 2111	消防本部 防災課	代 042-377-7119	042-377-0119	82311	82301	多摩川、三沢川	552名

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

管内別	団体名	所在地	担当部課	TEL番号	FAX番号	担当河川名等	人員
				(上段)NTT	(上段)NTT		
				(下段)防行無線	(下段)防行無線		
南多摩西部建設事務所	八王子市	八王子市元本郷町3-24-1	生活安全部 防災課	直 042-620-7207 ~8	042-626-1271	多摩川、浅川、大栗川、大田川、湯殿川、兵衛川、山田川、南浅川、案内川、醍醐川、山入川、小津川、城山川、御霊谷川、川口川、秋川、谷地川、大沢川	2,822名
				80011	80001		
日野市	日野市 神明 1-11-16	総務部 防災安全課	総務部 防災安全課	直 042-585-1100	042-587-5666	多摩川、浅川、谷地川、程久保川	1,389名
				81111	81101		
北多摩市	武蔵野市 緑町 2-2-28	防災安全部 防災課	防災安全部 防災課	直 0422-60-1821	0422-51-9184	仙川、神田川	936名
				80211	80201		
三鷹市	三鷹市 新川 6-37-1	総務部 防災課	総務部 防災課	直 0422-45-1115	0422-45-1190	野川、仙川、神田川	985名
				80311	80301		
府中市	府中市 寿町1-5 (府中市中央防災センター)	行政管理部 防災危機管理課	行政管理部 防災危機管理課	直 042-335-4098	042-335-6395	多摩川、野川	1,017名
				80511~2	80501		
調布市	調布市 小島町 2-35-1	総務部 総合防災安全課	総務部 総合防災安全課	直 042-481-7346	042-481-7255	多摩川、野川、仙川、入間川	1,334名
				80711	80701		
小金井市	小金井市 本町 6-6-3	総務部 地域安全課	総務部 地域安全課	直 042-387-9807	042-384-6426	野川、仙川	681名
				80911	80901		
西東京市	西東京市 中町 1-5-1	危機管理室	危機管理室	直 042-438-4010	042-438-2820	石神井川	1,038名
				81511	81501		
狛江市	狛江市 和泉本町 1-1-5	総務部 安心安全課	総務部 安心安全課	直 03-3480-5500	03-3480-5500	多摩川、野川	447名
				81711	81701		

資料編 2 水防業務分担

管内別	団体名	所在地	担当部課	TEL番号		FAX番号		担当河川名等	人員
				(上段)NTT	(上段)NTT	(上段)NTT	(上段)NTT		
				(下段)防行無線	(下段)防行無線	(下段)防行無線	(下段)防行無線		
北	立川市	立川市 泉町 1156-9	市民生活部 防災課	直 042-523-2561	042-528-4333	80111	80101	多摩川、残堀川	291名
多	昭島市	昭島市 田中町 1-17-1	総務部 防災課	直 042-541-5625	042-544-7552	80611	80601	多摩川、残堀川	406名
摩	小平市	小平市 小川町 2-1333	総務部 防災危機 管理課	直 042-346-9519	042-346-9513	81011	81001	石神井川	65名
北	東村山市	東村山市 本町 1-2-3	環境安全部 防災安全課	直 042-394-1700	042-393-6846	81211	81201	柳瀬川、空堀川	182名
部	国分寺市	国分寺市 戸倉 1-6-1	総務部 防災安全課	直 042-325-0124	042-326-3624	81311	81301	野川	87名
建	国立市	国立市 富士見台 2-47-1	行政管理部 防災安全課	代 042-576-2111 内 146	042-576-0264	81411	81401	多摩川	83名
設	東大和市	東大和市 中央 3-930	総務部 防災安全課	直 042-562-7395	042-563-5931	81811	81801	空堀川、奈良橋川	150名
事	清瀬市	清瀬市 中里 5-842	総務部 防災防犯課	代 042-492-5111 内 282	042-492-2415	81911	81901	空堀川、柳瀬川	489名
務	東久留米市	東久留米市 本町 3-3-1	環境安全部 防災防犯課	直 042-470-7769	042-470-7807	82011	82001	黒目川、落合川	380名
所	武蔵村山市	武蔵村山市 本町 1-1-1	総務部 防災安全課	直 042-563-5071	042-563-0793	82111	82101	残堀川、空堀川	40名

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

管内別	団体名	所在地	担当部課	TEL番号		FAX番号		担当河川名等	人員
				(上段)NTT	(上段)NTT	(上段)NTT	(上段)NTT		
				(下段)防行無線	(下段)防行無線	(下段)防行無線	(下段)防行無線		
大島支庁	大島町	大島町元町 1-1-14	総務課	代 04992-2-1443	04992-2-1371	83611	83601	全海岸、根古沢、沢立沢、北の山川、ヌタの沢川	150名
	利島村	利島村 248	総務課	代 04992-9-0011	04992-9-0190	83711	83701	全海岸、大島沢、蛇洞沢	11名
新島村	新島村本村 1-1-1	総務課	代 04992-5-0240	04992-5-1304	83811	83801	全海岸、新堀川	15名	
神津島村	神津島村 904	総務課	代 04992-8-0011	04992-8-1242	84011	84001	全海岸、とりが沢	34名	
三宅支庁	三宅村	三宅村阿古 497	総務課	代 04994-5-0935	04994-5-0932	84111	84101	全海岸、川田沢	117名
御蔵島村	御蔵島村	総務課	代 04994-8-2121	04994-8-2239	84211	84201	全海岸	26名	
八丈支庁	八丈町	八丈町大賀郷 2551-2	総務課	直 04996-2-1121	04996-2-3874	84311	84301	全海岸、芦川	130名
青ヶ島村	青ヶ島村	総務課	直 04996-9-0111	04996-9-0001	84411	84401	全海岸	23名	
小笠原支庁	小笠原村	小笠原村父島	総務課	直 04998-2-3111	04998-2-3222	84511	84501	全海岸、八ツ瀬川、清瀬川	40名

水防管理団体非常配備員総数

25,405名

23区 26市 5町 8村 計 62団体

## 資 2.5 消防機関業務分担表

東京消防庁 千代田区大手町1-3-5 (代表) 03-3212-2111

第一消防方面本部 千代田区麴町1-12 (代表) 03-3222-0119

消 防 署				消 防 団		管 轄 区 域
署 名	所 在 地	電 話	人 員	団 名	人 員	
丸の内	千代田区大手町1-3-5	03-3215-0119	131	丸の内	87	千代田区
麴町	千代田区麴町1-12	03-3264-0119	154	麴町	117	
神田	千代田区外神田4-14-3	03-3257-0119	159	神田	126	
京橋	中央区京橋3-14-1	03-3564-0119	184	京橋	146	中央区
日本橋	中央区日本橋兜町14-12	03-3666-0119	201	日本橋	144	
臨港	中央区晴海5-1-27	03-3534-0119	228	臨港	73	
芝	港区東新橋2-13-7	03-3431-0119	194	芝	220	港区
麻布	港区元麻布3-4-42	03-3470-0119	135	麻布	102	
赤坂	港区南青山2-16-9	03-3478-0119	139	赤坂	112	
高輪	港区白金2-4-12	03-3446-0119	221	高輪	97	
第一消防方面本部 管内			計	1,746	計	1,224

第二消防方面本部 大田区大森東1-32-8 (代表) 03-3763-0119

消 防 署				消 防 団		管 轄 区 域
署 名	所 在 地	電 話	人 員	団 名	人 員	
品川	品川区北品川3-7-31	03-3474-0119	221	品川	227	品川区
大井	品川区東大井3-6-12	03-3765-0119	170	大井	138	
荏原	品川区平塚3-16-20	03-3786-0119	180	荏原	229	
大森	大田区大森東1-32-8	03-3766-0119	255	大森	276	大田区
田園調布	大田区雪谷大塚町13-22	03-3727-0119	172	田園調布	246	
蒲田	大田区蒲田本町2-28-1	03-3735-0119	251	蒲田	269	
矢口	大田区多摩川2-5-20	03-3758-0119	219	矢口	215	
第二消防方面本部 管内			計	1,468	計	1,600



## 第三消防方面本部 世田谷区三軒茶屋2-33-21 (代表) 03-3418-0119

消 防 署				消 防 団		管 轄 区 域
署 名	所 在 地	電 話	人 員	団 名	人 員	
目黒	目黒区下目黒6-1-22	03-3710-0119	257	目黒	419	目黒区
世田谷	世田谷区三軒茶屋2-33-21	03-3412-0119	318	世田谷	507	世田谷区
玉川	世田谷区中町3-1-19	03-3705-0119	222	玉川	263	
成城	世田谷区成城1-21-14	03-3416-0119	194	成城	231	
渋谷	渋谷区神南1-8-3	03-3464-0119	312	渋谷	394	渋谷区
第 三 消 防 方 面 本 部 管 内			計	1,303	計	1,814

## 第四消防方面本部 新宿区大久保3-14-26 (代表) 03-3209-0119

消 防 署				消 防 団		管 轄 区 域
署 名	所 在 地	電 話	人 員	団 名	人 員	
四谷	新宿区四谷3-10	03-3357-0119	155	四谷	87	新宿区
牛込	新宿区筑土八幡町5-16	03-3267-0119	135	牛込	132	
新宿	新宿区百人町3-29-4	03-3371-0119	308	新宿	294	
中野	中野区中央3-25-3	03-3366-0119	201	中野	186	中野区
野方	中野区丸山2-21-1	03-3330-0119	208	野方	182	
杉並	杉並区阿佐谷南3-4-3	03-3393-0119	358	杉並	373	杉並区
荻窪	杉並区桃井3-4-1	03-3395-0119	244	荻窪	262	
第 四 消 防 方 面 本 部 管 内			計	1,609	計	1,516

## 第五消防方面本部 豊島区西池袋2-37-8 (代表) 03-3590-0119

消 防 署				消 防 団		管 轄 区 域
署 名	所 在 地	電 話	人 員	団 名	人 員	
小石川	文京区白山3-3-1	03-3812-0119	161	小石川	195	文京区
本郷	文京区本郷7-1-11	03-3815-0119	160	本郷	182	
豊島	豊島区東池袋3-19-20	03-3985-0119	183	豊島	220	豊島区
池袋	豊島区西池袋2-37-8	03-3988-0119	173	池袋	227	
王子	北区王子4-28-1	03-3927-0119	172	王子	197	北区
赤羽	北区神谷3-11-22	03-3902-0119	223	赤羽	182	
滝野川	北区西ヶ原2-1-1	03-3916-0119	182	滝野川	183	
第 五 消 防 方 面 本 部 管 内			計	1,254	計	1,386

資料編 2 水防業務分担

第六消防方面本部

台東区蔵前2-10-9

(代表) 03-3851-0119

消 防 署				消 防 団		管 轄 区 域
署 名	所 在 地	電 話	人 員	団 名	人 員	
上野	台東区東上野5-2-9	03-3841-0119	183	上野	231	台東区
浅草	台東区駒形1-5-8	03-3847-0119	132	浅草	109	
日本堤	台東区千束4-1-1	03-3875-0119	148	日本堤	127	
荒川	荒川区荒川2-1-13	03-3806-0119	225	荒川	236	荒川区
尾久	荒川区東尾久8-44-4	03-3800-0119	170	尾久	163	
千住	足立区千住中居町9-14	03-3882-0119	173	千住	285	足立区
足立	足立区梅島2-1-1	03-3852-0119	297	足立	450	
西新井	足立区伊興2-5-11	03-3853-0119	265	西新井	278	
第六消防方面本部管内			計	1,593	計	1,879

第七消防方面本部

江東区森下5-1-4

(代表) 03-3633-0119

消 防 署				消 防 団		管 轄 区 域
署 名	所 在 地	電 話	人 員	団 名	人 員	
本所	墨田区横川4-6-6	03-3622-0119	203	本所	261	墨田区
向島	墨田区東向島6-22-3	03-3619-0119	178	向島	239	
深川	江東区木場3-18-10	03-3642-0119	317	深川	250	江東区
城東	江東区亀戸6-42-9	03-3637-0119	249	城東	258	
本田	葛飾区東立石3-12-7	03-3694-0119	287	本田	510	葛飾区
金町	葛飾区金町4-15-20	03-3607-0119	222	金町	387	
江戸川	江戸川区中央2-9-13	03-3656-0119	200	江戸川	306	江戸川区
葛西	江戸川区中葛西1-29-1	03-3689-0119	193	葛西	230	
小岩	江戸川区鹿骨2-42-11	03-3677-0119	221	小岩	413	
第七消防方面本部管内			計	2,070	計	2,854

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

第八消防方面本部

立川市泉町1156-1

(代表) 042-522-0119

消 防 署				消 防 団		管 轄 区 域
署 名	所 在 地	電 話	人 員	団 名	人 員	
立川	立川市泉町1156-1	042-526-0119	246	立川市	165	立川市
				国立市	125	国立市
武蔵野	武蔵野市吉祥寺北町4-6-1	0422-51-0119	187	武蔵野市	251	武蔵野市
三鷹	三鷹市新川6-28-14	0422-47-0119	211	三鷹市	204	三鷹市
府中	府中市寿町1-5	042-366-0119	282	府中市	411	府中市
昭島	昭島市松原町1-14-1	042-545-0119	165	昭島市	76	昭島市
調布	調布市上石原3-1-1	042-486-0119	212	調布市	304	調布市
小金井	小金井市本町6-6-1	042-384-0119	139	小金井市	71	小金井市
小平	小平市仲町21	042-341-0119	181	小平市	147	小平市
東村山	東村山市美住町2-28-16	042-391-0119	165	東村山市	129	東村山市
国分寺	国分寺市本多1-7-15	042-323-0119	167	国分寺市	87	国分寺市
狛江	狛江市和泉本町1-23-10	03-3480-0119	139	狛江市	105	狛江市
北多摩 西 部	東大和市上北台1-956-1	042-565-0119	166	東大和市	151	東大和市
				武蔵村山市	192	武蔵村山市
清瀬	清瀬市中清戸2-850-1	042-491-0119	129	清瀬市	143	清瀬市
東久留米	東久留米市幸町3-4-34	042-471-0119	138	東久留米市	223	東久留米市
西東京	西東京市中町1-1-6	042-421-0119	186	西東京市	217	西東京市
第八消防方面本部 管内		計	2,713	計	3,001	

資料1

資料2

資料3

資料4

資料5

資料6

資料7

資料8

資料9

資料10

資料編2 水防業務分担

第九消防方面本部

八王子市石川町2099-2

(代表) 042-648-0119

消 防 署				消 防 団		管 轄 区 域
署 名	所 在 地	電 話	人 員	団 名	人 員	
八王子	八王子市上野町33	042-625-0119	441	八王子市	1,368	八王子市
青梅	青梅市師岡町3-2-5	0428-22-0119	183	青梅市	556	青梅市
町田	町田市本町田2380-3	042-794-0119	326	町田市	569	町田市
日野	日野市神明2-14-3	042-581-0119	176	日野市	396	日野市
福生	福生市福生1072	042-552-0119	193	福生市	176	福生市
				瑞穂町	170	瑞穂町
				羽村市	192	羽村市
多摩	多摩市永山4-9	042-375-0119	142	多摩市	208	多摩市
秋川	あきる野市伊奈466	042-595-0119	167	あきる野市	417	あきる野市
				日の出町	169	日の出町
				檜原村	195	檜原村
奥多摩	西多摩郡奥多摩町氷川952	0428-83-2299	46	奥多摩町	279	奥多摩町
第九消防方面本部 管内			計	1,674	計	4,695

第十消防方面本部

練馬区北町3-10-14

(代表) 03-3936-0119

消 防 署				消 防 団		管 轄 区 域
署 名	所 在 地	電 話	人 員	団 名	人 員	
板橋	板橋区板橋2-60-15	03-3964-0119	200	板橋	281	板橋区
志村	板橋区相生町17-1	03-5398-0119	303	志村	348	
練馬	練馬区豊玉北5-1-8	03-3994-0119	197	練馬	270	練馬区
光が丘	練馬区光が丘2-9-1	03-5997-0119	142	光が丘	172	
石神井	練馬区下石神井5-16-8	03-3995-0119	256	石神井	298	
第十消防方面本部 管内			計	1,098	計	1,369

東京消防庁 管内	計	16,528	計	21,338	
----------	---	--------	---	--------	--

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

## 市町村単独区域

署名	消 防 署			消 防 団		管轄区域
	所 在 地	電 話	人 員	団 名	人 員	
稲城市 消防本部 (稲城)	稲城市東長沼2111	042-377-7119	110	稲城市	192	稲城市
大島町 消防本部 (大島町)	大島町元町字北の山270-2	04992-2-0119	23	大島町	326	大島町
三宅島 消防本部 (三宅村)	三宅村坪田1378	04994-6-1271	17	三宅村	115	三宅村
八丈町 消防本部 (八丈町)	八丈町大賀郷2928-2	04996-2-0119	23	八丈町	256	八丈町
				利島村	39	利島村
				新島	152	新島村新島
				式根島	48	新島村式根島
				神津島村	197	神津島村
				御蔵島村	35	御蔵島村
				青ヶ島村	24	青ヶ島村
				小笠原村	57	小笠原村
計			173		1,441	

東京消防庁職員	16,528人
市町村消防職員	173人
消防職員総員	16,701人
消防団員	22,779人
合計	39,480人

## 資 2.6 警察機関業務分担表

警 視 庁 千代田区霞ヶ関2-1-1 (代表) 03-3581-4321

第一方面本部 千代田区霞ヶ関2-1-1 (代表) 03-3581-4321

警 察 署			管 轄
署 名	所 在 地	電 話	
麴町	千代田区麴町1-4-5	03-3234-0110	千代田区
丸の内	千代田区丸の内3-8-1	03-3213-0110	
神田	千代田区神田錦町3-10	03-3295-0110	
万世橋	千代田区外神田1-16-5	03-3257-0110	
中央	中央区日本橋兜町14-2	03-5651-0110	中央区
久松	中央区日本橋久松町8-1	03-3661-0110	
築地	中央区築地1-6-1	03-3543-0110	
月島	中央区晴海3-16-14	03-3534-0110	
愛宕	港区新橋6-18-12	03-3437-0110	港区
三田	港区芝浦4-2-12	03-3454-0110	
高輪	港区高輪3-15-20	03-3440-0110	
麻布	港区六本木4-7-1	03-3479-0110	
赤坂	港区赤坂4-18-19	03-3475-0110	
東京湾岸	江東区青海2-7-1	03-3570-0110	江東区、港区、 品川区、 大田区
大島	大島町元町1-15-6	04992-2-0110	大島町、利島村
新島	新島村本村3-13-4	04992-5-0381	新島村、神津島村
三宅島	三宅村伊豆640	04994-2-0511	三宅村、御蔵島村
八丈島	八丈町三根54-1	04996-2-0110	八丈島町、 青ヶ島村
小笠原	小笠原村父島字西町	04998-2-2110	小笠原村

第二方面本部

品川区勝島1-3-12

(代表) 03-3581-4321

警 察 署			管 轄
署 名	所 在 地	電 話	
品川	品川区東品川3-14-32	03-3450-0110	品川区
大井	品川区大井5-10-2	03-3778-0110	
大崎	品川区大崎4-2-10	03-3494-0110	
荏原	品川区荏原6-19-10	03-3781-0110	
大森	大田区大森中1-1-16	03-3762-0110	大田区
田園調布	大田区田園調布1-1-8	03-3722-0110	
蒲田	大田区蒲田本町2-3-3	03-3731-0110	
池上	大田区池上3-20-10	03-3755-0110	
東京空港	大田区羽田空港3-4-1	03-5757-0110	

第三方面本部

目黒区大橋2-21-6

(代表) 03-3581-4321

警 察 署			管 轄
署 名	所 在 地	電 話	
世田谷	世田谷区三軒茶屋2-4-4	03-3418-0110	世田谷区
北沢	世田谷区松原6-4-14	03-3324-0110	
玉川	世田谷区中町2-9-22	03-3705-0110	
成城	世田谷区千歳台3-19-1	03-3482-0110	
目黒	目黒区中目黒2-7-13	03-3710-0110	目黒区
碑文谷	目黒区碑文谷4-24-17	03-3794-0110	
渋谷	渋谷区渋谷3-8-15	03-3498-0110	渋谷区
原宿	渋谷区神宮前1-4-17	03-3408-0110	
代々木	渋谷区本町1-11-3	03-3375-0110	

第四方面本部

中野区中野4-12-2

(代表) 03-3581-4321

警 察 署			管 轄
署 名	所 在 地	電 話	
牛込	新宿区南山伏町1-15	03-3269-0110	新宿区
新宿	新宿区西新宿6-1-1	03-3346-0110	
戸塚	新宿区西早稲田3-30-13	03-3207-0110	
四谷	新宿区新宿1-26-12	03-3357-0110	
中野	中野区中央4-4-3	03-5342-0110	中野区
野方	中野区中野4-12-1	03-3386-0110	
杉並	杉並区成田東4-38-16	03-3314-0110	杉並区
高井戸	杉並区宮前1-16-1	03-3332-0110	
荻窪	杉並区桃井3-1-3	03-3397-0110	

第五方面本部

文京区春日1-5-12

(代表) 03-3581-4321

警 察 署			管 轄
署 名	所 在 地	電 話	
富坂	文京区小石川2-14-2	03-3817-0110	文京区
大塚	文京区音羽2-12-26	03-3941-0110	
本富士	文京区本郷7-1-7	03-3818-0110	
駒込	文京区本駒込2-28-18	03-3944-0110	
巣鴨	豊島区北大塚1-15-15	03-3910-0110	豊島区
池袋	豊島区西池袋1-7-5	03-3986-0110	
目白	豊島区目白2-10-2	03-3987-0110	



第六方面本部

台東区東浅草2-27-12

(代表) 03-3581-4321

警 察 署			管 轄
署 名	所 在 地	電 話	
上野	台東区東上野4-2-4	03-3847-0110	台東区
下谷	台東区北上野2-24-14	03-5806-0110	
浅草	台東区浅草4-47-11	03-3871-0110	
蔵前	台東区蔵前1-3-24	03-3864-0110	
尾久	荒川区西尾久3-8-5	03-3810-0110	荒川区
南千住	荒川区南千住6-45-43	03-3805-0110	
荒川	荒川区荒川3-1-2	03-3801-0110	
千住	足立区千住1-38-1	03-3879-0110	足立区
西新井	足立区西新井栄町1-16-1	03-3852-0110	
竹の塚	足立区保木間1-16-4	03-3850-0110	
綾瀬	足立区谷中4-1-24	03-3620-0110	

第七方面本部

江東区新木場4-2-31

(代表) 03-3521-9148

警 察 署			管 轄
署 名	所 在 地	電 話	
深川	江東区木場3-18-6	03-3641-0110	江東区
城東	江東区北砂2-1-24	03-3699-0110	
本所	墨田区横川4-8-9	03-5637-0110	墨田区
向島	墨田区文花3-18-9	03-3616-0110	
亀有	葛飾区新宿4-22-19	03-3607-0110	葛飾区
葛飾	葛飾区立石2-7-9	03-3695-0110	
小松川	江戸川区松島1-19-22	03-3674-0110	江戸川区
葛西	江戸川区東葛西6-39-1	03-3687-0110	
小岩	江戸川区東小岩6-9-17	03-3671-0110	

資料編 2 水防業務分担

第八方面本部

立川市緑町3280

(代表) 03-3581-4321

署名	警 察 所 在 地	署 電 話	管 轄
昭島	昭島市上川原町1-1-1	042-546-0110	昭島市
立川	立川市緑町3233-2	042-527-0110	立川市 国立市
東大和	東大和市芋窪6-1061-1	042-566-0110	東大和市 武蔵村山市 立川市
府中	府中市府中町1-10-5	042-360-0110	府中市
小金井	小金井市貫井南町3-21-3	042-381-0110	小金井市 国分寺市
田無	西東京市田無町5-2-5	042-467-0110	西東京市 東久留米市
小平	小平市小川町2-1264-1	042-343-0110	小平市
東村山	東村山市本町1-1-3	042-393-0110	東村山市 清瀬市
武蔵野	武蔵野市中町2-1-2	0422-55-0110	武蔵野市
三鷹	三鷹市上連雀8-2-36	0422-49-0110	三鷹市
調布	調布市国領町2-25-1	042-488-0110	調布市 狛江市

第九方面本部

八王子市大横町14-20

(代表) 03-3581-4321

署名	警 察 所 在 地	署 電 話	管 轄
青梅	青梅市野上町4-6-3	0428-22-0110	青梅市 奥多摩町
五日市	あきる野市五日市888-7	042-595-0110	あきる野市 日の出町 檜原村
福生	福生市加美平3-25	042-551-0110	福生市 羽村市 あきる野市 瑞穂町
八王子	八王子市元本郷町3-19-1	042-621-0110	八王子市
高尾	八王子市東浅川町23-34	042-665-0110	
南大沢	八王子市南大沢1-8-3	042-653-0110	八王子市 町田市の一部
町田	町田市旭町3-1-3	042-722-0110	町田市 (南大沢管内除く)
日野	日野市日野590	042-586-0110	日野市
多摩中央	多摩市鶴牧1-26-1	042-375-0110	多摩市 稲城市

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

第十方面本部

北区西が丘3-4-7

(代表) 03-3581-4321

署名	警 察 所 在 地	署 電 話	管 轄
滝野川	北区西ヶ原2-4-1	03-3940-0110	北区
王子	北区王子3-22-22	03-3911-0110	
赤羽	北区神谷3-10-1	03-3903-0110	
板橋	板橋区板橋2-60-13	03-3964-0110	板橋区
志村	板橋区小豆沢1-11-6	03-3966-0110	
高島平	板橋区高島平3-12-32	03-3979-0110	
練馬	練馬区豊玉北5-2-7	03-3994-0110	練馬区
光が丘	練馬区光が丘2-9-8	03-5998-0110	
石神井	練馬区石神井町6-17-26	03-3904-0110	

資料1

資料2

資料3

資料4

資料5

資料6

資料7

資料8

資料9

資料10

## 資 2.7 国土交通省関東地方整備局水防業務分担表

## 江戸川河川事務所

支部又は出張所名	業務又は区域	所在地	N T T 電話 無線電話	N T T F A X 無線 F A X	分担者
江戸川支部	総括班 管理班 施設班 営繕班 対策班 総務班 連絡班	千葉県野田市宮崎134 江戸川河川事務所			所長外106名
		防災対策課	04-7125-7436	04-7123-1741 731-400	
		災害対策室	04-7125-7332 731-591	04-7123-6741 731-599	
江戸川河口支所	江戸川 左岸0.0km 下1300m～15.5km 右岸0.0km 下1600m～19.79km  旧江戸川 左岸9.0km～9.4km 右岸9.0km～9.4km	江戸川区東篠崎町250 江戸川河口出張所	03-3679-1460 731-6322	03-3679-1648 731-6340	出張所長外 3名
中川支所	中川 左岸27.8km～33.7km 右岸27.4km～33.7km  綾瀬川 左岸8.3km～17.2km 右岸8.3km～17.2km	埼玉県越谷市越ヶ谷4-2-41 中川出張所	048-962-2634 731-6522	048-965-8482 731-6540	出張所長外 2名
中川下流支所	中川 左岸12.4km～19.6km 右岸12.4km～27.4km	葛飾区高砂1-3-15 中川下流出張所	03-3694-2757 731-6622	03-3693-3932 731-6640	出張所長外 2名

## 荒川上流河川事務所

支部又は出張所名	業務又は区域	所在地	N T T 電話 無線電話	N T T F A X 無線 F A X	分担者
荒川上流支部	支部長室 広報班 情報連絡班 管理班 企画班 総務・地域対策班 対策班 設備班	埼玉県川越市新宿町3-12 荒川上流河川事務所	049-246-6715 732-591～593	049-246-6391 732-599	所長外 84名
西浦和支所	荒川 太郎右衛門橋 から 笹目橋 まで	さいたま市桜区田島8-17-1 西浦和出張所	048-861-9129	048-839-4670	出張所長外 3名

## 荒川下流河川事務所

支部又は出張所名	業務又は区域	所在地	N T T 電話 無線電話	N T T F A X 無線 F A X	分担者
荒川下流支部	総括班 支部運用班 情報管理班 機械班 電機通信班 総務班 対策復旧班	北区志茂5-41-1 荒川下流河川事務所	03-3903-6821～3 733-591～3	03-3902-6676 733-562	所長外 75名
岩淵支所	荒川 笹目橋 から 西新井橋 まで  隅田川 幹線分派点 から 北区志茂五丁目地先 まで	北区志茂5-41-2 岩淵出張所	03-3901-4240 733-6132	03-3901-2442 733-6140	出張所長外 2名
小名木支所	荒川 西新井橋 から 河口 まで  綾瀬川 綾瀬排水機場 から 堀切菖蒲水門 まで	江東区大島8-33-26 小名木出張所	03-3681-6131 733-6225	03-3683-7453 733-6240	出張所長外 4名

## 京浜河川事務所

支部又は出張所名	業務又は区域	所在地	N T T 電話 無線電話	N T T F A X 無線 F A X	分担者
京浜支部	総括班 情報班 総務班 災害対策班	横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1 京浜河川事務所	045-503-4054 772-591, 585	045-503-3174 772-550～1	所長外 96名
多摩川上流支所	多摩川 浅川合流点 から 万年橋 まで	福生市南田園3-64-2 多摩川上流出張所	042-552-0667 772-6525	042-530-1386 772-6540	出張所長外 2名
多摩支所	多摩川 東名多摩川橋 から 浅川合流点 まで 浅川 合流点 から 南浅川合流点 まで	稲城市大丸3117-1 多摩出張所	042-377-7403 772-6425	042-377-3552 772-6440	出張所長外 2名
田園調布支所	多摩川 河口 から 東名多摩川橋 まで	大田区田園調布本町31-1 田園調布出張所	03-3721-4288 772-6325	03-3721-4289 772-6340	出張所長外 3名

## 資 2.8 関係機関連絡窓口一覧

所名	所在地	水防担当部課名	N T T 電話	無線電話	N T T F A X 無線 F A X
建設局	新宿区西新宿2-8-1 第二本庁舎6階	河川部防災課	03-5320-5164(直) 都庁内線41-551	70566	<b>受信優先</b> <b>03-5388-1535</b> (03-5388-1534) 70098, 70071
		水防災対策室	03-5320-5435(直) 都庁内線41-582	70972 70983	
総務局	新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎9階	総合防災部 防災対策課	03-5388-2456(直) 都庁内線25-121	70227	03-5388-1260 70013
		夜間防災連絡室	03-5388-2459(直) 都庁内線67-460	70349	03-5388-1958 70023
大島支庁	大島元町字オンダシ222-1	土木課	04992-2-4441(直)	8489-355 ~358	04992-2-2770 84601
	新島村本村6-4-24	新島出張所	04992-5-0281(直)	71711	
	神津島村447	神津島出張所	04992-8-0311(直)	71721	
三宅支庁	三宅村伊豆642	土木港湾課	04994-2-1313(直)	8479-240	04994-2-0232 84701
八丈支庁	八丈町大賀郷2466-2	土木課	04996-2-1114(直)	8489-311 8489-322	04996-2-4508 84801
小笠原支庁	小笠原村父島字西町	土木課	04998-2-2123(直)	8499-240 ~248	04998-2-2302 84901
	小笠原村母島字元地	母島出張所	04998-3-2121(直)	890-83511	04998-3-2122 890-83501
港湾局	新宿区西新宿2-8-1 第二本庁舎25階	総務部総務課	03-5320-5521(直) 都庁内線43-112		03-5388-1575 70081
東京港 建設事務所	江東区辰巳1-1-33	高潮対策センター	03-3521-3013(直)	76111	03-3521-2969 76101
交通局	新宿区西新宿2-8-1 第二本庁舎24階	車両電気部 管理課	03-5320-6164(直)		03-5388-1662
発電事務所	青梅市御岳2-238		0428-78-8567(直) 0428-78-9368(時間外)	85751	0428-78-8939 85750
水道局	新宿区西新宿2-8-1 第二本庁舎22階	総務部総務課	03-5320-6313	70621	03-5388-1675 70085
		浄水部浄水課	03-5320-6447(直) 03-5802-9000(時間外)	70624	03-5802-9039 70085
羽村取水 管理事務所	羽村市羽東3-8-32		042-554-2053(直)		042-255-8968
小河内貯水池 管理事務所	西多摩郡奥多摩町原5		0428-86-2211(直)		0428-86-2738
下水道局	新宿区西新宿2-8-1 第二本庁舎28, 29階	総務部総務課	03-5320-6506(直)	70631	03-5388-1700 70091
		施設管理部 管路管理課	03-5320-6616(直)		
東京消防庁	千代田区大手町1-3-5	警防部 (昼)特殊災害課 (夜)警防課指揮隊	03-3212-2111(代) (内)3682 (夜)3531~3		03-3213-1476
警視庁	千代田区霞ヶ関2-1-1	警備部 災害対策課	03-3581-4321(代) (内)55541 (夜)55151		03-3502-1450
国土交通省	千代田区霞ヶ関2-1-3	水管理・国土保全局 防災課	03-5253-8111(代) (内)35731		
関東地方整備局	さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	河川部 水災害予報センター	048-600-1947(直)		048-600-1381
気象庁	千代田区大手町1-3-4	予報部予報課	03-3212-4963(直)	76511	03-3211-4923 76501
東京管区气象台	千代田区大手町1-3-4	総務部業務課	03-3212-8341(代) (内)5545		
神奈川県	横浜市中区日本大通1	県土整備部 河川課水防室	045-210-6520(直)		045-210-8890
埼玉県	さいたま市浦和区高砂3-15-1	県土整備部 河川砂防課	048-830-5129(直)	200-6- 5137	048-830-4865
陸上自衛隊第一師団 司令部	練馬区北町4-1-1	第2部情報班	03-3933-1161(代) (内)2128 (夜)2708		03-3933-8220
海上自衛隊横須賀地方 総監部	横須賀市西逸見町	第3幕僚室	0468-22-3500(代) (内)2222		0468-23-1009

## 資 2.9 関係機関無線発信番号および内線直接接続番号一覧

	無線発信 番号	内線直接 接続番号		無線発信 番号	内線直接 接続番号
東京都(都庁舎)			水防管理団体		
東京都水防本部	-	2	八王子市	6	8009
建設事務所			立川市	77	8019
第一建設事務所	6	7549	武蔵野市	8	8029
第二建設事務所	8	7559	三鷹市	71	8039
第三建設事務所	8	7569	青梅市	13	8049
第四建設事務所	8	7579	府中市	8	8059
第五建設事務所			昭島市	5	8069
第六建設事務所	6	7599	調布市	141	8079
西多摩建設事務所	9	8309	町田市	53	8089
南多摩東部建設事務所	8	8319	小金井市	8	8099
南多摩西部建設事務所	6	8329	小平市	8	8109
北多摩南部建設事務所	8	8339	日野市	*	8119
北多摩北部建設事務所	82	8349	東村山市	60	8129
江東治水事務所			国分寺市	75	8139
支庁			国立市	76	8149
大島支庁	6	8469	西東京市	70	8159
三宅支庁	6	8479	福生市	6	8169
八丈支庁	6	8489	狛江市	7	8179
小笠原支庁	6(地上)7(衛星)	8499	東大和市	85	8189
水防管理団体			清瀬市	7	8199
千代田区	80	7309	東久留米市	5	8209
中央区	17	7319	武蔵村山市	7	8219
港区	88	7329	多摩市	8	8229
新宿区	80	7339	稲城市	#0	8239
文京区	6	7349	羽村市	86	8249
台東区	80	7359	あきる野市	7	8259
墨田区	82	7369	瑞穂町	8	8269
江東区	86	7379	日の出町	16	8279
品川区	6	7389	檜原村	82	8289
目黒区	88	7399	奥多摩町	-	8299
大田区	140	7409	大島町	6	8369
世田谷区	95	7419	利島村	-	-
渋谷区	6	7429	新島村	13	8389
中野区	80	7439	神津島村	-	-
杉並区	81	7449	三宅村	-	8419
豊島区	8	7459	御蔵島村	-	8429
北区	6	7469	八丈町	-	8439
荒川区	6	7479	青ヶ島村	-	-
板橋区	141	7489	小笠原村	-	-
練馬区	20	7499			
足立区	84	7509			
葛飾区	6	7519			
江戸川区	85	7529			

※詳細な電話番号については、「東京都防災行政無線電話番号簿」を確認のこと

## 資 2. 1 0 関係機関の回線選択番号および局番号一覧

	地域衛星通信ネットワーク		水防・道路管理用マイクロ無線	
	回線選択番号	局番号	回線選択番号	局番号
東京都(水防本部)	890	013-100	898	83-702
建設事務所	890	013-100	898	83-702
支庁	890	013	898	83-702
水防管理団体	890	013-100	898	83-702
神奈川県(県土整備局)	9	014-400	-	83-777
厚木土木事務所 東部センター	9	014-413	-	-
厚木土木事務所 津久井治水センター	9	014-406	-	-
横浜川崎治水事務所	9	014-416	-	-
横浜川崎治水事務所 川崎治水センター	9	014-417	-	-
埼玉県(県土整備部)	*989	011-200-6	-	83-703
さいたま県土整備事務所	89	511-21	-	83-703
朝霞県土整備事務所	89	522-160	-	83-703
川越県土整備事務所	89	513-21	-	83-703
飯能県土整備事務所	89	514-21	-	83-703
越谷県土整備事務所	89	520-21	-	83-703
国土交通省(本省)	-	-	-	80
関東地方整備局	-	-	-	83
利根川上流河川事務所	-	-	-	83-711
江戸川河川事務所	-	-	-	83-731
荒川上流河川事務所	-	-	-	83-732
荒川下流河川事務所	-	-	-	83-733
京浜河川事務所	-	-	-	83-772

※詳細な電話番号については、「東京都防災行政無線電話番号簿」および  
地域衛星通信ネットワーク衛星電話番号簿を確認のこと  
<http://www.lascom.or.jp/telno/index.html>



## 資 2. 1 1 建設局MCA無線番号および水防災総合情報システムIP電話番号一覧

	MCA無線		水防災総合情報システム IP電話
	半固定局	携帯局	
東京都(都庁舎)			
東京都水防本部(河川部)	1250	1251~1252	10101,10102,10103
総務部	1001	1002~1003	-
道路管理部	1100	1101~1102	10201
公園緑地部	1200	1201~1202	-
建設事務所等			
第一建設事務所	1300	1301~1314	11101
第二建設事務所	1350	1351~1367	11201
第三建設事務所	1400	1401~1414	11301
善福寺川取水施設	-	-	12501
第四建設事務所	1450	1451~1465	11401
第五建設事務所	1500	1501~1515	11501
第六建設事務所	1550	1551~1565	11601
西多摩建設事務所	1600	1601~1610	11701
南多摩東部建設事務所	1650	1651~1660	11801
南多摩西部建設事務所	1700	1701~1710	11901
北多摩南部建設事務所	1750	1751~1764	12001
北多摩北部建設事務所	1800	1801~1814	12101
東部公園緑地事務所	1850	1851~1852	-
西部公園緑地事務所	1900	1901~1902	-
江東治水事務所	1950	1951,1952,1956	12201
水門管理センター	-	1953~1955	12301
支庁			
大島支庁	-	-	15101
三宅支庁	-	-	15201
八丈支庁	-	-	15301
小笠原支庁	-	-	15401

資料1

資料2

資料3

資料4

資料5

資料6

資料7

資料8

資料9

資料10

## 3. 雨量・水位観測所等

## 資 3.1 水防災総合情報システムに雨量情報を取り込んでいる雨量観測所

水防災総合情報システムに雨量情報を取り込んでいる、都及び区市が管理する雨量観測所は次のとおりである。

番号	観測所名	所在地	流域	管理者	監視局	
1	ちゅうおう中央	中央区明石町2-4(一建)	隅田川	一建	一建 (都管理2)	
2	たかはま高浜	港区港南3-9-63(高浜水門)	—			
3	しながわ品川	品川区広町2-1-36(二建)	目黒川	二建	二建 (都管理6) (区管理14)	
4	いけがみ池上	大田区池上1-35(呑川・稲荷橋)	呑川			
5	えぼら荏原	品川区旗の台1-6(第二延山小学校屋上)	立会川	品川区		
6	しぶやばし渋谷橋	渋谷区恵比寿1-2(恵比寿東公園)	渋谷川	二建		
7	かみめぐろ上目黒	目黒区上目黒2-48-2(目黒土木公園事務所)	蛇崩川			
8	こまば駒場	目黒区駒場1-22-4(駒場住区センター)	目黒川	目黒区		
9	みた三田	目黒区三田2-10-33(田道住区センター三田分室)	目黒川			
10	ちゅうおうちよう中央町	目黒区中央2-23-24(ひまわりプラザ)	目黒川			
11	ひもんや碑文谷	目黒区碑文谷2-16-6(碑住区センター)	立会川			
12	ひがしね東根	目黒区東が丘1-7-14(東根住区センター)	呑川			
13	みやまえ宮前	目黒区八雲3-22-15(自由が丘住区センター宮前分室)	呑川			
14	こうだいばし工大橋	目黒区緑が丘3-3(呑川・九品仏川合流点)	呑川	二建		
15	かみそしがや上祖師谷	世田谷区上祖師谷4-18(仙川・宮下橋)	仙川	世田谷区		
16	せたがや世田谷	世田谷区世田谷4-21-27(世田谷区役所)	烏山川			
17	きぬた砧	世田谷区祖師谷3-10-4(砧図書館)	仙川			
18	たまがわ玉川	世田谷区等々力4-19-18(玉川分庁舎) [H29.1.31~H32.5(予定)]	九品仏川			
19	からすやま烏山	世田谷区粕谷4-9-27(烏山土木公園管理事務所)	烏山川			
20	さくらじょうすい桜上水	世田谷区桜上水3-17(桜上水資材置場)	北沢川			
21	きたざわ北沢	世田谷区代田5-19-1(北沢土木公園管理事務所)	北沢川			
22	かみようが上用賀	世田谷区上用賀5-19-6(ふじみ保育園)	谷沢川			
23	なかの中野	中野区中野4-8-1(三建)	妙正寺川	三建		三建 (都管理4) (区管理12)
24	しんじゅく新宿	新宿区歌舞伎町1-4-1(新宿区役所)	神田川			
25	くがやま久我山	杉並区久我山2-11-7(荻窪消防署久我山出張所)	神田川			
26	わだみばし和田見橋	中野区弥生町5-7(神田川・善福寺川合流点)	神田川			

番号	観測所名	所在地	流域	管理者	監視局
27	やいちょう 弥生町	中野区弥生町1-58-14(弥生区民活動センター)	神田川	中野区	三建
28	えごた 江古田	中野区江原町2-3-15(江古田地域事務所)	江古田川		
29	なべよこ 鍋横	中野区本町5-47-13(鍋横区民活動センター)	神田川		
30	さぎのみや 鷺宮	中野区鷺宮3-22-5(鷺宮地域事務所)	妙正寺川		
31	しもいぐさ 下井草	杉並区下井草4-21(北公園緑地事務所)	妙正寺川	杉並区	
32	ばんやばし 番屋橋	杉並区和泉4-16	神田川		
33	いけぶくろばし 池袋橋	杉並区高井戸東1-18(南公園緑地事務所)	神田川		
34	くがやまばし 久我山橋	杉並区久我山2-16	神田川		
35	あいおいほし 相生橋	杉並区成田東3-17(杉並土木事務所)	善福寺川		
36	すぎなみ 杉並	杉並区阿佐谷南1-15(杉並区役所)	善福寺川		
37	はらてらぶばし 原寺分橋	杉並区西荻北4-40	善福寺川		
38	むさしの 武蔵野	武蔵野市緑町2-2-28(武蔵野市役所)	善福寺川		
39	としま 豊島	豊島区南大塚2-36-2(四建)	神田川	四建	
40	ねりま 練馬	練馬区豊玉北6-12-1(練馬区役所)	江古田川		
41	しゃくじい 石神井	練馬区上石神井3-37(愛宕橋)	石神井川		
42	あかつか 赤塚	板橋区赤塚6-38-1(板橋区赤塚支所)	新河岸川		
43	たなし 田無	西東京市南町5-6-13(田無庁舎)	石神井川		
44	えちごやまはし 越後山橋	練馬区土支田4-47(白子川・越後山橋)	白子川		
45	おおいずみ 大泉	練馬区大泉町4-1(比丘尼橋下流調節池管理棟)	白子川		
46	いたばしくやくしよ 板橋区役所	板橋区板橋2-66-1(板橋区役所)	石神井川		板橋区
47	いたばしどぼくじむしよ 板橋土木事務所	板橋区常盤台3-27-1(板橋区板橋土木事務所)	石神井川		
48	いたばし 板橋(仲宿)	板橋区仲宿50(板橋)	石神井川		
49	がっこうばし 学校橋(大谷口)	板橋区大谷口北町51(学校橋)	石神井川		
50	しばらばし 芝原橋	板橋区高島平7-49-8(芝原橋)	新河岸川		
51	へいせいばし 平成橋	板橋区舟渡1-4(平成橋)	新河岸川		
52	あかつかどぼくじむしよ 赤塚土木事務所	板橋区新河岸1-9(板橋区赤塚土木事務所)	新河岸川		
53	なりますばし 成増橋	板橋区成増5-23(成増橋)	白子川		
54	こうばいしょうがっこう 紅梅小学校	板橋区徳丸8-10-1(紅梅小学校)	白子川		
55	ほうやちょうしや 保谷庁舎	西東京市中町1-5-1(保谷庁舎)	石神井川	練馬区	

資料編 3 雨量・水位観測所等

番号	観測所名	所在地	流域	管理者	監視局
56	かめいど 亀戸	江東区亀戸2-10-7 (五建)	荒川	五建	五建 (都管理5)
57	かなまち 金町	葛飾区東金町5-53(水元公園)	大場川		
58	いまい 今井	江戸川区江戸川4-14(今井水門)	新中川		
59	こうとう 江東	江東区猿江1-5-18(扇橋閘門)	小名木川		
60	たつみ 辰巳	江東区辰巳1-1-44(辰巳水門)	—		
61	あだち 足立	足立区千住東2-10-10(六建)	隅田川	六建	六建 (都管理5)
62	けながぼし 毛長橋	足立区古千谷本町4-10(毛長川・毛長橋)	毛長川		
63	しもぼし 志茂橋	北区志茂5-24(新河岸川・志茂橋)	新河岸川		
64	あらかわ 荒川	荒川区荒川5-31-2(荒川工区)	隅田川		
65	にしあらい 西新井	足立区西新井3-3-5(足立西工区)	毛長川		
66	おうめ 青梅	青梅市東青梅3-20-1(西建)	霞川	西建	西建 (都管理15)
67	ふっさ 福生	福生市北田園2-7-2(福生工区)	多摩川		
68	はむら 羽村	羽村市羽東1-29-35	多摩川		
69	ばいごう 梅郷	青梅市梅郷3-749(青梅市梅郷市民センター)	多摩川		
70	おくたま 奥多摩	西多摩郡奥多摩町氷川951-4(奥多摩工区)	多摩川		
71	みたけさん 御岳山	青梅市御岳山42(御岳ビジターセンター)	多摩川		
72	につばら 日原	西多摩郡奥多摩町日原819(奥多摩町森林館前)	日原川		
73	おごうち 小河内	西多摩郡奥多摩町川野872(旧奥多摩出張所)	小菅川		
74	ひざと 樋里	西多摩郡檜原村樋里4331-3(樋里コミュニティーセンター)	北秋川		
75	いつかいち 五日市	あきる野市館谷266-8(あきる野工区)	秋川		
76	ひのほら 檜原	西多摩郡檜原村上元郷403(檜原工区)	秋川		
77	かずま 数馬	西多摩郡檜原村数馬2612(旧数馬料金所)	秋川		
78	すがお 菅生	あきる野市菅生203(平井川・尾崎橋)	平井川		
79	なりき 成木	青梅市成木7-896(成木川・大指橋下流)	成木川		
80	おそき 小曾木	青梅市小曾木4-2040(黒沢川・青梅六中前)	黒沢川		
81	まちだ 町田	町田市中町1-31-12(南東建)	境川	南東建	南東建 (都管理7)
82	ほうらいぼし 蓬莱橋	町田市小山町4312(境川・蓬莱橋)	境川		
83	つるま 鶴間	町田市鶴間1-1(境川・二津屋橋)	境川		
84	しもかわとぼし 下川戸橋	町田市大蔵町203-2(鶴見川・下川戸橋)	鶴見川		
85	ずし 函師	町田市函師町53(鶴見川・坂下橋)	鶴見川		
86	いなぎ 稲城	稲城市百村1239(三沢川・新田橋)	三沢川		
87	ひがしてらがた 東寺方	多摩市東寺方287(大栗川・霞ヶ関橋)	大栗川		

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

番号	観測所名	所在地	流域	管理者	監視局
88	はちおうじ 八王子	八王子市明神町3-19-2(南西建)	浅川	南西建	南西建 (都管理10)
89	ゆぎ 柚木	八王子市堀之内3-1-24(大栗川・大田川合流点下流)	大栗川		
90	ときわはし 常盤橋	八王子市大塚1726(大栗川・常盤橋)	大栗川		
91	たかはた 高幡	日野市三沢3-53-15(程久保川・程久保橋)	程久保川		
92	かたくら 片倉	八王子市片倉町2325(兵衛川・兵衛橋)	兵衛川		
93	たかお 高尾	八王子市高尾町1903(南浅川・上柵田橋)	南浅川		
94	おんがた 恩方	八王子市上恩方町352(浅川・板当橋)	浅川		
95	かたいど 片井戸	八王子市川口町2903(川口川・片井戸新橋)	川口川		
96	たきやま 滝山	八王子市舟木町3(谷地川・明王下橋)	谷地川		
97	あわず 粟須	八王子市石川町816-3(谷地川・新鶴見橋)	谷地川		
98	ふちゅう 府中	府中市緑町1-27-1(北南建)	多摩川	北南建	北南建 (都管理6) (市管理1)
99	しばくぼ 芝久保	西東京市芝久保1-18(芝久保調節池)	石神井川		
100	ながくぼ 長久保	三鷹市新川6-6(仙川・長久保三ノ橋)	仙川		
101	くらおねぼし 鞍尾根橋	小金井市貫井南町4(野川・鞍尾根橋)	野川		
102	のがわこうえん 野川公園	小金井市中町1-1(武蔵野公園)	野川		
103	いりまがわぶんすい 入間川分水路	調布市東つづじヶ丘2-20(入間川ぶんぶん公園)	入間川		
104	ちょうふ 調布	調布市小島町2-35-1(調布市役所)	多摩川	調布市	
105	たちかわ 立川	立川市柴崎町2-15-19(北北建)	残堀川	北北建	北北建 (都管理10)
106	なかざと 中里	清瀬市中里2-1570(空堀川・石田橋)	空堀川		
107	ひがしやまと 東大和	東大和市高木3-238(空堀川・奈良橋川合流点上流左岸)	空堀川		
108	ひがしくるめ 東久留米	東久留米市大門町2-14(黒目川黒目橋調節池管理棟)	黒目川		
109	しもすなばし 下砂橋	立川市上砂町5-4-13(残堀川・新残堀橋)	残堀川		
110	せいがんばし 青岸橋	武蔵村山市岸1-30(残堀川・青岸橋)	残堀川		
111	いちりづかばし 一里塚橋	国分寺市東元町3-26(野川・一里塚橋)	野川		
112	こだいられいえん 小平霊園	東村山市萩山町1-16-1(小平霊園内)	落合川		
113	くにたち 国立	国立市谷保2686-32	多摩川		
114	ひがしむらやま 東村山	東村山市恩多町4-15(空堀川・丸山橋上流右岸)	空堀川		

資料編 3 雨量・水位観測所等

番号	観測所名	所在地	流域	管理者	監視局
115	きよすみ 清澄	江東区清澄1-2-37(清澄排水機場)	仙台堀川	江東治水	江東治水 (都管理6)
116	かめじまがわ 亀島川	中央区新川2-31-22(亀島川水門)	亀島川		
117	しんかわ 新川	江戸川区北葛西1-16-22(新川排水機場)	新川		
118	はなはた 花畑	足立区神明1-14-1(花畑水門)	花畑川		
119	うちかわ 内川	大田区大森東3-28-2(内川排水機場)	内川		
120	きねがわ 木下川	江戸川区平井7-34-25(木下川排水機場)	旧中川		
121	おおしま 大島	大島町元町字オンダシ222-1(大島支庁)	—	大島支庁	大島支庁 (都管理7)
122	はぶ 波浮	大島町波浮港17	—		
123	のまし 野増	大島町野増字大宮216	—		
124	ごじんかぢや 御神火茶屋	大島町野増字上山764-20(御神火茶屋)	—		
125	つばいつき 津倍付	大島町元町字津倍付56-2	—		
126	こうづ ごう 神津4号	神津島村字那智64-3(4号ダム)	—		
127	てんじょうさん 天上山	神津島村字天上山	—		
128	みやけ 三宅	三宅村伊豆642(三宅支庁)	—	三宅支庁	三宅支庁 (都管理8)
129	かま しりさわうえ 釜の尻沢上	三宅村神着(釜の尻沢上流)	—		
130	いがやさわ 伊ヶ谷沢	三宅村伊ヶ谷(旧共栄橋)	—		
131	さび 錆	三宅村阿古(錆ヶ浜園地)	—		
132	みち さわ 道の沢	三宅村坪田(三宅高校)	—		
133	みくらじま 御蔵島	御蔵島村字入りかねが沢	—		
134	うだつしん 卯辰新2	御蔵島村字大川	—		
135	うだつさんちよう 卯辰山頂	御蔵島村字御山	—		
136	はちじよう 八丈	八丈町大賀郷2466-2(八丈支庁)	—	八丈支庁	八丈支庁 (都管理4)
137	えいごう 永郷	八丈町大賀郷5626-89(污泥処理センター)	—		
138	なかのごう 中之郷	八丈町中之郷2474(三原小学校)	—		
139	あおがしま 青ヶ島	青ヶ島村無番地(青ヶ島村役場)	—		
140	おがさわら 小笠原	小笠原村父島字西町(小笠原支庁)	—	小笠原支庁	小笠原支庁 (都管理1)

都管理観測所	103
区市管理観測所	37
合計	140

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

### 資3.2 気象庁管理の雨量観測所

気象庁が管理する雨量観測所は次のとおりである。

なお、気象庁管理の雨量観測所の観測データは気象庁ホームページ

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

において閲覧することができる。

(平成30年2月14日現在)

番号	観測所名	所在地	流域
1	おごうち 小河内	西多摩郡奥多摩町原	多摩川
2	おざわ 小沢	西多摩郡檜原村	北秋川
3	おうめ 青梅	青梅市新町	霞川
4	ねりま 練馬	練馬区石神井台	石神井川
5	はちおうじ 八王子	八王子市元本郷町	浅川
6	ふちゆう 府中	府中市幸町	多摩川
7	せたがや 世田谷	世田谷区岡本	谷沢川
8	とうきょう 東京	千代田区北の丸公園	—
9	えどがわりんかい 江戸川臨海	江戸川区臨海町	—
10	はねだ 羽田	大田区羽田空港	—
11	おおしま 大島	大島町元町字家の上	—
12	おおしまきたのやま 大島北ノ山	大島町元町字北の山	—
13	としま 利島	利島村	—
14	にいじま 新島	新島村川原	—
15	こうづしま 神津島	神津島村金長	—
16	みやけじま 三宅島	三宅村神着	—
17	みやけつぼた 三宅坪田	三宅村坪田	—
18	やえみがはら 八重見ヶ原	八丈島八丈町大賀郷	—
19	はちじょうじま 八丈島	八丈島八丈町大賀郷	—
20	あおがしま 青ヶ島	青ヶ島村	—
21	ちちじま 父島	小笠原村父島字西町	—
22	ははじま 母島	小笠原村母島字評議平	—

## 資 3.3 区市町村管理の雨量観測所

区市町村が設置、管理している雨量観測所で、水防災総合情報システムに雨量情報を取り込んでいない雨量観測所は次のとおりである。

観 測 所 名	所 在 地	流 域	管 理 者
みなとくやくしよ 港区役所	港区芝公園1-5-25	古 川	港 区
ほんむらしょうがっこう 本村小学校	港区南麻布3-9-33	古 川	
みなとパーク <sup>しばうら</sup> 芝浦	港区芝浦1-16-1	古 川	
しろかねしょうがっこう 白金小学校	港区白金台1-4-26	古 川	
あおやましょうがいがくしゅうかん 青山生涯学習館	港区南青山4-18-17	古 川	
にほんざいだん 日本財団ビル	港区赤坂1-2-2	古 川	
たかねわ 高輪いきいきプラザ	港区高輪3-18-15	古 川	
はなみずき <sup>しろかね</sup> 白金	港区白金3-3-3	古 川	
しんひろおこうえん 新広尾公園	港区麻布十番4-5-1	古 川	
ちよだくやくしよ 千代田区役所	千代田区九段南1-2-1（千代田区役所）	神 田 川	千代田区
いずみばし 和泉橋	千代田区神田佐久間町1-11（和泉橋出張所）	神 田 川	
そとぼりこうえん 外濠公園	千代田区五番町14	神 田 川	
だいいちちゅうがっこう 第一中学校	文京区小石川5-8-9	神 田 川	文 京 区
おおつかじどうかん 大塚児童館	文京区大塚6-22-19	神 田 川	
かごまちしょうがっこう 駕籠町小学校	文京区本駒込2-29-6	神 田 川	
ほけん 保健サービスセンター本郷支所	文京区千駄木5-20-18	神 田 川	
やなぎちょうしょうがっこう 柳町小学校	文京区小石川1-23-16	神 田 川	新 宿 区
たじまばし 田島橋	新宿区高田馬場3-8-1	神 田 川	
えどがわしょうがっこう 江戸川小学校	新宿区新小川町7-17	神 田 川	
みょうしょうじがわ 妙正寺川	中野区松ヶ丘1-33	妙正寺川	杉 並 区
むさしのばし 武蔵野橋	杉並区堀ノ内1-27	善福寺川	
ほんむらばし 本村橋	杉並区南荻窪3-30	善福寺川	
まるやまばし 丸山橋	杉並区上荻4-2	善福寺川	江 東 区
こうとうくやくしよ 江東区役所	江東区東陽4-11-28	—	
へいきゅうすいもん 平久水門	江東区木場1-1	隅 田 川	



観測所名	所在地	流域	管理者
にしごたんだ 西五反田	品川区西五反田3-9-10	目黒川	品川区
おおたくほんちょうしゃ 大田区本庁舎	大田区蒲田5-13-14	—	大田区
まごめとくべつしゅつちようじよ 馬込特別出張所	大田区中馬込3-25-5	—	
みねまちとくべつしゅつちようじよ 嶺町特別出張所	大田区田園調布本町7-1	—	
あらいじゅとくべつしゅつちようじよ 新井宿特別出張所	大田区中央1-21-6	—	
ゆきがやとくべつしゅつちようじよ 雪谷特別出張所	大田区東雪谷3-6-2	—	豊島区
としまく 豊島区	豊島区東池袋1-20-9（池袋保健所屋上）	神田川	
たかだこうえん 高田公園	豊島区高田1-28-3	神田川	北区
きたくやくしよ 北区役所	北区王子本町1-15-22（北区役所第一庁舎屋上）	石神井川	
あらかわくりつぼうさい 荒川区立防災センター	荒川区荒川2-25-3	隅田川	荒川区
むさしせきこうえん 武蔵関公園	練馬区関町北3-45-1	石神井川	練馬区
とうぶどほくしゅつちようじよ・ししよ 東部土木出張所・支所	練馬区田柄3-27-21	石神井川	
おおいずみとしよかん 大泉図書館	練馬区大泉学園町2-21-17	白子川	
あかつかだいにちゅうがっこう 赤塚第二中学校	板橋区成増3-18-1	白子川	板橋区
おおやぐちいき 大谷口地域センター	板橋区大谷口2-12-5	石神井川	
くまのちいき 熊野地域センター	板橋区熊野町40-9	石神井川	
しむらだいごしょうがっこう 志村第五小学校	板橋区西台3-38-23	新河岸川	
あだちくやくしよ 足立区役所	足立区中央本町1-17-1	荒川	足立区
はなみばし 花見橋	足立区六木3-8	中川	
しもぬまはいすいじよう 下沼排水場	足立区南花畑4-9	綾瀬川	
あけぼのちようりっこう 曙町陸園	足立区千住曙町39	隅田川	
としのうぎようこうえん 都市農業公園	足立区鹿浜2-44	荒川	
きちじようじみなみちよう 吉祥寺南町	武蔵野市吉祥寺南町5-2-14（消防団第1分団）	善福寺川	武蔵野市
さかい 境	武蔵野市境3-17-11（消防団第8分団）	野川	
むさしのしやくしよ 武蔵野市役所	武蔵野市緑町2-2-28	善福寺川	

## 資料編 3 雨量・水位観測所等

観測所名	所在地	流域	管理者
おうめしやくしよ 青梅市役所	青梅市東青梅1-11-1	霞川	青梅市
ばいごう 梅郷	青梅市梅郷3-749-1	多摩川	
みたけさん 御岳山	青梅市御岳山114	多摩川	
おそき 小曾木	青梅市小曾木3-1656-1	黒沢川	
なりき 成木	青梅市成木7-1176	成木川	
しんまち 新町	青梅市新町4-17-1	多摩川	
ひでまちやくば 日の出町役場	日の出町平井2780	平井川	日の出町
かんよう さと 肝要の里	日の出町大久野4089	平井川	
かみおんがた 上恩方	八王子市上恩方町2193	浅川	八王子市
みなみおおさわ 南大沢	八王子市南大沢3-1999-2	大栗川	
とぶき 戸吹	八王子市戸吹町1904-1	谷地川	
かみかわ 上川	八王子市上川町320-1	川口川	
たて 館	八王子市館町2700	湯殿川	
たかおさんぐち 高尾山口	八王子市高尾町2205	案内川	
うつき 宇津木	八王子市久保山町2-18	多摩川	府中市
ふちゅう 府中	府中市小柳町6-1-1（府中市水防・防災ステーション内）	多摩川	
あきしましやくしよ 昭島市役所	昭島市田中町1-17-1（昭島市役所）	多摩川	昭島市
ひのしぼうさいじょうほう 日野市防災情報センター	日野市神明1-11-16	多摩川	日野市
たましやくしよ 多摩市役所	多摩市関戸6-12-1	多摩川	多摩市
いなぎしょうぼうしよ 稲城消防署	稲城市東長沼2111	三沢川	稲城市

## 資3.4 都及び区管理の水位観測所

## 水防災総合情報システムに河川水位情報を取り込んでいる水位観測所

水防災総合情報システムに河川水位情報を取り込んでいる、都及び区市が管理する水位観測所は次のとおりである。

## (1) 河川水位観測所

番号	河川名	観測所名	所在地	管理者	監視局
1	石神井川	みぞた 溝田橋	北区堀船1-12(溝田橋上流)	六建	六建 (都管理1)
2		かが 加賀橋	板橋区加賀1-12	四建	四建 (都管理3) (区管理9)
3		しゃくじい がわしゆすいかりゆう 石神井川取水下流	練馬区高松3-1		
4		しゃくじい がわしゆすいじょうりゆう 石神井川取水上流	練馬区高松3-1		
5		いたばし なかじゆく 板橋(仲宿)	板橋区仲宿50	板橋区	
6		くぼた 久保田橋	板橋区双葉町13		
7		がっこうばし おおやぐち 学校橋(大谷口)	板橋区大谷口北町51(学校橋下流)		
8		くりはら 栗原橋	板橋区桜川1-5	練馬区	
9		みやじゆく 宮宿橋	練馬区桜台3-10(宮宿橋下流)		
10		かみじ 神路橋	練馬区高松1-7(神路橋上流)		
11		すずしろ橋	練馬区富士見台4-41(すずしろ橋上流)		
12		いなり 稲荷橋	練馬区石神井台7-9(稲荷橋上流)	北南建	
13		ためぶち 溜淵橋	練馬区関町北3-45(富士見池上流)		
14		みなみちよう 南町	西東京市南町1-3(南町調節池上流)		
15		むこうだい 向台	西東京市向台5-4(向台調節池上流)		
16		しばくぼ 芝久保	西東京市芝久保1-18(芝久保調節池上流)	北南建 (都管理3)	
17	神田川	いいたばし 飯田橋	文京区後楽1-2(小石川橋上流)	六建	六建 (都管理1)
18		しらとり 白鳥橋	新宿区新小川町7-17	新宿区	三建 (都管理11) (区管理34)
19		いっきゆう 一休橋	文京区関口1-25		
20		あけぼの 曙橋	豊島区高田2-3	豊島区	
21		とだひら 戸田平橋	新宿区高田馬場2-11	新宿区	
22		たじま 田島橋	新宿区高田馬場3-8	三建	
23		みなみおたき 南小滝橋	新宿区北新宿4-37	新宿区	
24		すえひろ 末広橋	中野区中央1-12	中野区	
25		あいおい 相生橋	新宿区西新宿5-14	新宿区	
26		ひかわ 氷川橋	中野区弥生町2-23	中野区	
27		ことぶき 寿橋	中野区弥生町5-26		
28		ふじみ 富士見橋	杉並区和田1-1(富士見橋上流)	杉並区	
29		わだみ 和田見橋	中野区弥生町5-7(善福寺川合流点下流)	三建	
30	しんぜんごうりゆう 神善合流	中野区弥生町6-3	中野区		

資料編3 雨量・水位観測所等

番号	河川名	観測所名	所在地	管理者	監視局
31	神田川	ほうなん 方南橋	杉並区方南1-52	杉並区	三建
32		かんだしゅすいた 神田取水下	杉並区和泉4-41 (神田川環状七号線地下調節池)	三建	
33		かんだしゅすいうえ 神田取水上	杉並区和泉4-44 (神田川環状七号線地下調節池)		
34		ぼんや 番屋橋	杉並区和泉4-16	杉並区	
35		こうよう 向陽橋	杉並区永福3-5		
36		いけぶくろ 池袋橋	杉並区高井戸東1-27		
37		つくだ 佃橋	杉並区高井戸東2-29	三建	
38		くがやま 久我山橋	杉並区久我山2-16	杉並区	
39		みどり 緑橋	杉並区久我山3-30		
40		妙正寺川	しょうわ 昭和橋	新宿区中落合1-6(昭和橋上流)	
41	おちあいうえ 落合上		新宿区中井1-14 (落合調節池)	三建	
42	かみたかだうえ 上高田上		中野区上高田5-6		
43	にしおちあい 西落合		新宿区西落合2-19(区立西落合公園前)	新宿区	
44	みょうしょうじ 妙正寺川		中野区松が丘1-33(妙正寺川第一調節池上)		
45	みょうしょうじにうえ 妙正寺二上		中野区松が丘1-33 (妙正寺川第二調節池)	三建	
46	てんじん 天神橋		中野区松が丘2-29	中野区	
47	ちとせ 千歳橋		中野区沼袋3-15		
48	たいよう 太陽橋		中野区若宮1-1		
49	るせい 鷺盛橋		中野区大和町4-51	三建	
50	そうろ 双鷺橋		中野区若宮3-58先	中野区	
51	えいきゅう 永久橋		杉並区下井草3-2	杉並区	
52	江古田川	えごたいこい 江古田憩い橋	中野区江古田3-14	中野区	
53	善福寺川	あさひ 朝日橋	中野区弥生町6-6(神田川合流点上流)	三建	杉並区
54		じょうづか 定塚橋	杉並区堀ノ内2-1	杉並区	
55		むさしの 武蔵野橋	杉並区堀ノ内1-27		
56		みやした 宮下橋	杉並区大宮2-26(和田堀第六調節池上)		
57		はくさんまえ 白山前橋	杉並区成田東2-7		
58		あいおい 相生橋	杉並区成田東3-17(相生橋)	三建	
59		にしだ 西田橋	杉並区成田西3-14		
60		にしたばた 西田端橋	杉並区荻窪1-44		
61		まつみ 松見橋	杉並区荻窪2-6	杉並区	
62		はらてらぶ 原寺分橋	杉並区西荻北3-38		

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

番号	河川名	観測所名	所在地	管理者	監視局	
63	古川	しのはし 四ノ橋	港区南麻布3-21	一建	一建 (都管理3)	
64		ふるかわしゅすいぐちかりゅう 古川取水口下流	港区白金5-3			
65		ふるかわしゅすいぐちじょうりゅう 古川取水口上流	港区白金5-3			
66	渋谷川	しぶや 渋谷橋	渋谷区恵比寿1-2(恵比寿東公園)	二建	二建 (都管理14) (区管理6)	
67	目黒川	しょうわ 昭和橋	品川区東品川3-8			
68		おおさき 大崎橋	品川区西五反田1-29			
69		やまばし 谷山橋	品川区西五反田3-6(谷山橋上流)			
70		えばらちようせつちかりゅう 荏原調節池下流	品川区西五反田3-6(荏原調節池取水堰下流)			
71		いちば 市場橋	品川区西五反田3-9			品川区
72		えばらちようせつちじょうりゅう 荏原調節池上流	品川区西五反田3-6(市場橋上流)			二建
73		しもめぐろ 下目黒	目黒区下目黒2-9			目黒区
74		でんがく 田楽橋	目黒区中目黒2-5(船入場調節池下流)			二建
75		しゆくやま 宿山橋	目黒区上目黒1-15			目黒区
76		あおばだい 青葉台	目黒区青葉台2-17(柳橋上流)			
77	呑川	あさひ 旭橋	大田区大森南5-4			二建
78		いけがみ 池上	大田区池上2-22(稲荷橋上流)			
79		こうだい 工大橋	目黒区緑が丘3-6(九品仏川合流点下流)			
80	谷沢川	やがわ 矢川橋	世田谷区野毛1-15(矢川橋上流)	世田谷区		
81		まるやま 丸山橋	世田谷区中町4-23(丸山橋下流)			
82		たまがわひかん 玉川樋管	世田谷区玉堤2-15			
83	丸子川	たきのぼし 滝ノ橋	世田谷区野毛1-5(天神橋下流)	二建		
84	立会川	たちあいがわ 立会川	品川区南大井4-2(立会橋上流)	品川区		
85	野川	かまたぼしのがわ 鎌田橋野川	世田谷区鎌田4-1(仙川合流点上流)	二建	北南建 (都管理5)	
86		のがわ 野川	狛江市東野川3-20(入間川合流点)	北南建		
87		おおさわ 大沢橋	三鷹市大沢5-5(大沢橋上流)			
88		おおさわいけうえ 大沢池上	三鷹市大沢6-13(野川大沢調節池)			
89		のがわいけうえ 野川池上	小金井市前原町2-1(野川第二調節池上流)			
90		くらおね 鞍尾根橋	国分寺市東元町1-1(鞍尾根橋上流)	北北建		北北建 (都管理1)
91	いちりづか 一里塚橋	国分寺市東元町3-26				
92	仙川	かまたぼしせんかわ 鎌田橋仙川	世田谷区鎌田3-13(野川合流点上流)	二建	二建 (都管理2)	
93		みやした 宮下橋	世田谷区上祖師谷4-18(宮下橋下流)			
94		ながくぼ 長久保	三鷹市新川6-6(長久保三ノ橋)	北南建	北南建 (都管理3)	
95		せんかわはなみ 仙川花見	小金井市梶野町4-5(小金井川分水路取水口下流)			
96		せんかわしゅすい 仙川取水	小金井市緑町2-7(小金井川分水路取水口上流)			

資料編 3 雨量・水位観測所等

番号	河川名	観測所名	所在地	管理者	監視局
97	入間川	いりま 入間川	調布市東つつじヶ丘2-39 (神明橋下流)	北南建	北南建 (都管理2)
98		いりまがわぶんすいる 入間川分水路	調布市東つつじヶ丘2-20 (取水口上流)		
99	残堀川	ざんぼりいけした 残堀池下	昭島市もくせいの杜2	北北建	北北建 (都管理4)
100		ざんぼりいけうえ 残堀池上	立川市泉町		
101		しもすな 下砂橋	立川市上砂町5-4-13		
102		せいがん 青岸橋	武蔵村山市岸1-30		
103	多摩川	まんねん 万年橋	青梅市畑中1-23	西建	西建 (都管理3)
104	平井川	おざき 尾崎橋	あきる野市菅生203		
105	秋川	あきる 秋留橋	あきる野市牛沼476		
106	谷地川	しんつるみ 新鶴見橋	八王子市石川町816-3	南西建	南西建 (都管理15)
107		みょうおうした 明王下橋	八王子市舟木町3		
108	浅川	まつえ 松枝橋	八王子市檜原町1578-57		
109		いたど 板当橋	八王子市上恩方町352		
110	川口川	しみず 清水橋	八王子市中野山王3-25		
111		かたいど 片井戸	八王子市川口町2903 (片井戸新橋)		
112	山入川	みかみ 美紙橋	八王子市美山町1230		
113	城山川	みむら 三村橋	八王子市大楽寺町645		
114	南浅川	よこかわ 横川橋	八王子市元本郷町4-14		
115		かみくぬぎだ 上柵田橋	八王子市高尾町1903		
116	山田川	たけや 竹屋橋	八王子市子安町4-31		
117	湯殿川	あずま 東橋	八王子市片倉町815		
118		しろはた 白旗橋	八王子市柵田町298		
119	兵衛川	ひょうえ 兵衛橋	八王子市片倉町2325		
120	程久保川	ほどくぼ 程久保橋	日野市三沢3-53-15		
121	大栗川	かすみがせき 霞ヶ関橋	多摩市東寺方287	南東建	南東建 (都管理1)
122		ときわ 常盤橋	八王子市大塚1726	南西建	南西建 (都管理3)
123		おおぐり 大栗川	八王子市堀之内3-1-24(大田川合流点下流)		
124	大田川	おおた 大田川	八王子市堀之内3-1-9(大栗川合流点上流)		
125	乞田川	くるま 車橋	多摩市関戸5-9-10	南東建	南東建 (都管理4)
126	三沢川	にった 新田橋	稲城市百村1239		
127		みさわがわぶんすいない 三沢川分水内	稲城市坂浜3173(三沢川分水路内)		
128		みさわがわうえ 三沢川上	稲城市坂浜3194(三沢川分水路)		

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

番号	河川名	観測所名	所在地	管理者	監視局		
129	鶴見川	しもかわと 下川戸橋	町田市大蔵町203-2	南東建	南東建 (都管理8)		
130		さかした 坂下橋	町田市図師町53				
131	真光寺川	やさき 矢崎橋	町田市能ヶ谷町376-1				
132	恩田川	たかせ 高瀬橋	町田市成瀬2284				
133	境川	つるま 鶴間	町田市鶴間1-1(二津屋橋)				
134		さかい 境橋	町田市原町田1-29				
135		ねぎし 根岸橋	町田市根岸町573				
136		ほうらい 蓬莱橋	町田市小山町4312				
137	白子川	おちあい 落合橋	板橋区三園2-16	板橋区	四建 (都管理2) (区管理4)		
138		なります 成増橋	板橋区成増5-23	四建			
139		えちごやま 越後山橋	練馬区土支田4-47				
140		しんはしど 新橋戸橋	練馬区大泉2-4	練馬区			
141		みつはし 三ツ橋	練馬区東大泉2-28(比丘尼橋上流調節池上流)				
142		まつどの 松殿橋	練馬区東大泉7-43(松殿橋下流)				
143	黒目川	くろめがわしゆすいた 黒目川取水下	東久留米市神宝町1-14	北北建	北北建 (都管理13)		
144		くろめがわしゆすいうえ 黒目川取水上	東久留米市大門町2-13				
145	落合川	おちあいがわしゆすいた 落合川取水下	東久留米市大門町2-14				
146		おちあいがわしゆすいうえ 落合川取水上	東久留米市大門町2-14				
147	柳瀬川	きよせ 清瀬橋	清瀬市中里4-1310			北北建	北北建 (都管理13)
148	空堀川	なかざと 中里	清瀬市中里2-1570				
149		あおばちよう 青葉町	東村山市青葉町3-33				
150		まるやま 丸山橋	東村山市恩多町4-15				
151	空堀川	たかぎ 高木橋	東大和市高木3-245				
152		ごちゆう 五中橋	東大和市藏敷3-757(五中橋下流)				
153		しんめい 神明橋	武蔵村山市神明3-66				
154		なかすな 中砂橋	武蔵村山市中央2-56				
155	奈良橋川	ならはし 奈良橋川	東大和市高木3-238(空堀川合流点上流左岸)	西建	西建 (都管理5)		
156	霞川	かすみ 霞川	青梅市今井1-382(大橋下流)				
157		かすみがわちようせつちうえ 霞川調節池上	青梅市今井2-946-1(下天神橋)				
158		かすみがわちようせつちした 霞川調節池下	青梅市今井2-946-1(道場橋)				
159	成木川	なりき 成木川	青梅市成木1-298(末成橋)				
160	黒沢川	くろさわ 黒沢川	青梅市小曾木4-2040(青梅六中前無名橋)				

資料編3 雨量・水位観測所等

番号	河川名	観測所名	所在地	管理者	監視局
161	隅田川	おだい小台	足立区小台1-27(尾竹橋上流)	六 建	六建 (都管理3)
162	新河岸川	しも志茂橋	北区志茂5-24		
163		しんがし新河岸橋	北区浮間4-24		
164		へいせい平成橋	板橋区舟渡1-4	板橋区	四建 (都管理1) (区管理2)
165	しばら芝原橋	板橋区高島平7-49-8			
166	ささめ笹目橋	板橋区新河岸3-7(笹目橋下流右岸)	四 建		
167	綾瀬川	みと水戸橋	葛飾区小菅1-19	五 建	五建 (都管理1)
168	毛長川	わしみや鷺宮橋	足立区花畑7-19	六 建	六建 (都管理2)
169		けなが毛長橋	足立区古千谷本町4-10		

都管理観測所	114
区市管理観測所	55
合計	169



## (2) 貯留量観測調節池

番号	河川名	調節池名	所在地	最大貯留量 (m <sup>3</sup> )	調節池 管理者	観測局 管理者
1	石神井川	ふじみいけ 富士見池調節池	練馬区関町北3-45	33,800	練馬区	四建
2		みなみちょう 南町調節池	西東京市南町1-3	12,000	北南建	北南建
3		むこうだい 向台調節池	西東京市向台町5-4	81,000		
4		しばくぼ 芝久保調節池	西東京市芝久保1-18	11,000		
5	神田川	かんななちか 環七地下調節池	杉並区和泉4	540,000	三建	三建
6	妙正寺川	おちあい 落合調節池	中野区中井1	50,000		
7		かみかた 上高田調節池	中野区上高田5-7	160,000		
8		みょうしょうじがわだいいち 妙正寺川第一調節池	中野区松が丘1-33	30,000		
9		みょうしょうじがわだいに 妙正寺川第二調節池	中野区松が丘1-33	100,000	三建	
10	善福寺川	わだぼりだいろく 和田堀第六調節池	杉並区大宮1-6	48,000	杉並区	
11		ぜんぶくじがわ 善福寺川調節池	杉並区成田西4-1	35,000	三建	
12	目黒川	えぼら 荏原調節池	品川区西五反田3-6	200,000	二建	二建
13		ふないりば 船入場調節池	目黒区中目黒1-11	55,000		
14	野川	のがわおおさわ 野川大沢調節池	三鷹市大沢6-13	90,000	北南建	北南建
15		のわだいいち 野川第一調節池	小金井市東町5-2	21,000		
16	残堀川	ざんぼりがわ 残堀川調節池	立川市泉町・昭島市もくせいの杜2	60,000	北北建	北北建
17	石神井川	しらこがわちか 白子川地下調節池	練馬区高松3-1	212,000	四建	四建
			練馬区大泉2-1			
18	白子川	びくにはしかりゅう 比丘尼橋下流調節池	練馬区大泉町4-1	212,000	四建	四建
19		びくにはしじょうりゅう 比丘尼橋上流調節池	練馬区東大泉2-28	38,700	練馬区	
20	黒目川・ 落合川	くろめばし 黒目橋調節池	東久留米市大門町2-14	221,000	北北建	北北建
21	空堀川	しばなかざんてい 芝中暫定調節池	東大和市蔵敷3-1197	40,000		
22		かみすなしんめいざんてい 上砂神明暫定調節池	東大和市芋窪6-1346	19,800		
23	霞川	かすみがわ 霞川調節池	青梅市今井2-946-1	88,000	西建	西建
24	古川	ふるかわ 古川地下調節池	港区白金5	135,000	一建	一建

## 資 3.5 国土交通省管理の水位観測所

国土交通省が管理する水位観測所は次のとおりである。

なお、国土交通省管理の水位観測所の水位データは、国土交通省川の防災情報

<http://www.river.go.jp/>

において閲覧することができる。

河川名	観測所名	所在地	担当河川事務所
利根川	やっただじま 八斗島	群馬県伊勢崎市八斗島町	利根川上流
利根川	くりはし 栗橋	埼玉県久喜市栗橋	利根川上流
江戸川	にしせきやど 西関宿	埼玉県幸手市西関宿	江戸川
江戸川	のだ 野田	千葉県野田市中野台	江戸川
江戸川	まっど 松戸	千葉県松戸市松戸	江戸川
中川	よしかわ 吉川	埼玉県吉川市平沼	江戸川
中川	たかさご 高砂	東京都葛飾区青戸町	江戸川
綾瀬川	やこう 谷古宇	埼玉県草加市松江町	江戸川
荒川	くまがや 熊谷	埼玉県熊谷市榎町	荒川上流
荒川	ぢすいばし 治水橋	埼玉県さいたま市西区飯田新田	荒川上流
荒川	いわぶちすいもん 岩淵水門(上)	東京都北区志茂五丁目	荒川下流
入間川	おがや 小ヶ谷	埼玉県川越市小ヶ谷	荒川上流
入間川	すがま 菅間	埼玉県川越市鹿飼	荒川上流
多摩川	ちょうふばし 調布橋	東京都青梅市長渕	京浜
多摩川	ひのばし 日野橋	東京都立川市錦町	京浜
多摩川	いしはら 石原	東京都調布市多摩川	京浜
多摩川	いしはらだいに 石原第二	神奈川県川崎市多摩区菅六丁目	京浜
多摩川	でんえんちょうふ 田園調布(上)	東京都大田区田園調布一丁目	京浜
多摩川	たまがわかこう 多摩川河口	神奈川県川崎市川崎区殿町	京浜
浅川	あさかわばし 浅川橋	東京都八王子市大横町	京浜
浅川	たかはたばし 高幡橋	東京都日野市日野高幡	京浜
大栗川	ほうおんばし 報恩橋	東京都多摩市関戸	京浜



## 資 3.6 潮位観測所

都及び区管理の潮位観測所は次のとおりである。

番号	管理者	観測所名	所在地	観測項目	
				内水位	外水位
1	江東区	げんもりがわ 源森川水門	墨田区吾妻橋1-24-5	○	○
2		たてかわ 堅川水門	墨田区千歳1-3-11	○	○
3		きやすみ 清澄排水機場	江東区清澄1-2-37	○	○
4		しんおなぎがわ 新小名木川水門	江東区常磐1-19-1	○	○
5		おおしまがわ 大島川水門	江東区永代1-7-15	○	○
6		かめじまがわ 亀島川水門	中央区新川2-31-22	○	○
7		すみよし 住吉水門	中央区佃1-1-18	○	○
8		つきしまがわ 月島川水門	中央区月島3-25-11	○	○
9		きたじゅっけんがわ 北十間川樋門	墨田区吾妻橋3-4-7		○
10		おうぎばし 扇橋閘門	江東区猿江1-5-18	○	○
11		きねがわ 木下川排水機場	江戸川区平井7-34-25	○	○
12		おなぎがわ 小名木川排水機場	江東区東砂2-17-1	○	○
13		にほんばし 日本橋水門	中央区日本橋茅場町1-14-4	○	○
14		しんかわ 新川排水機場	江戸川区北葛西1-16-22	○	○
15		しんかわひがし 新川東水門	江戸川区東葛西1-49-13	○	○
16		しんかわひがし 新川東樋門	江戸川区東葛西1-49-13	○	
17		いまい 今井水門	江戸川区江戸川4-14	○	○
18		かみひらい 上平井水門	葛飾区西新小岩 3-45-12	○	○
19		はなはた 花畑水門	足立区神明1-14-1	○	○
20		うちかわ 内川水門	大田区大森東3-28-2	○	○
21		江東区	へいきゅう 平久水門	江東区木場1-1	○

番号	管理者	観測所名	所在地	観測項目	
				内水位	外水位
22	東京 港 建 設 事 務 所	たつみ 辰巳水門	江東区辰巳1-1-44地先	○	○
23		しのめ 東雲水門	江東区豊洲5-6-5地先	○	○
24		しんすな 新砂水門	江東区新砂3-8地先	○	○
25		たかしま 高浜水門	港区港南3-9-63地先	○	○
26		ひの 日の出水門	港区海岸3-25-4地先	○	○
27		つきじがわ 築地川水門	中央区浜離宮庭園1-1先	○	○
28		めぐろがわ 目黒川水門	品川区東品川2-6-16地先	○	○
29		つくだ 佃水門	中央区晴海1-1-26地先	○	○
30		あさしお 朝潮水門	中央区晴海5-1-62地先	○	○

## 資 3.7 区市町村管理の水位観測所

区市町村が独自に設置、管理する水位観測所は次のとおりである。

河川名	観測所名	所在地	管理者
隅田川	あけぼのちょうりつこう 曙町陸閘	足立区千住曙町39	足立区
石神井川	しんやなぎばし 新柳橋	北区豊島2-12	北 区
	あすか <sup>りょくち</sup> 緑地	北区豊島2-10先	
	やりみぞばし 鎗溝橋	北区王子1-4	
	まつはし 松橋	北区王子本町1-7先	
	おとなし <sup>りょくち</sup> 音無もみじ緑地	北区滝野川4-2先	
	かんのんばし 観音橋	北区滝野川4-15	
おとなし <sup>りょくち</sup> 音無くぬぎ緑地	北区滝野川4-33-13		
白子川	こやすばし 子安橋	練馬区旭町3-13（子安橋上流）	練馬区
日本橋川	きじばし 雉子橋	千代田区一ツ橋2-2-1	千代田区
	しんみさきばし 新三崎橋	千代田区三崎町3-8-5	
神田川	こうらくばし 後楽橋	千代田区三崎町3-9-1	文京区
	りゅうけいばし 隆慶橋	文京区後楽2-3	
	はなみずばし 華水橋	文京区水道2-9	新宿区
	あいおいばし 相生橋	新宿区西新宿5-14	
妙正寺川	すいしゃばし 水車橋	新宿区中井1-14	新宿区
善福寺川	ほんむらばし 本村橋	杉並区南荻窪3-30	杉並区
	まるやまばし 丸山橋	杉並区上荻4-2	

河川名	観測所名	所在地	管理者
古川	しろかねこうえん 白金公園	港区白金3-1-16	港区
	しんひろおこうえん 新広尾公園	港区麻布十番4-5-1	
丸子川	いなりばし 稲荷橋	世田谷区上野毛2-17	世田谷区
	じたいゆうばし 治大夫橋	世田谷区瀬田4-1	
野川	たいしょうばし 大正橋	世田谷区大蔵5-28	世田谷区
	がんおいばし 雁追橋	世田谷区喜多見7-36	
仙川	しみずばし 清水橋	世田谷区大蔵5-1	
	いなりやまばし 稲荷山橋	世田谷区成城7-1	
	さくらづつみ 桜堤	武蔵野市桜堤2-2	武蔵野市
新芝川	しんしばかわはいすいじょう 新芝川排水場	足立区入谷7-12	足立区
毛長川	すいじんばし 水神橋	埼玉県草加市谷塚上町1-1	
中川	はなみばし 花見橋	足立区六木3-8	
綾瀬川	あやせしんばし 綾瀬新橋	足立区綾瀬6-2	
	しもぬまはいすいじょう 下沼排水場	足立区南花畑4-9	
横十間川	おなぎがわ 小名木川	江東区扇橋3-23	江東区

## 資 3.8 国土交通省管理の映像監視局

国土交通省が管理する映像監視局は次のとおりである。

なお、国土交通省管理の映像監視局の映像は、各担当河川事務所のホームページにおいて閲覧することができる。(本編 9-2 参照)

河川名	観測所名	所在地	担当河川事務所
江戸川	にしせきやど 西関宿	埼玉県幸手市西関宿	江戸川
	のだ 野田	千葉県野田市中野台	
	まつど 松戸	千葉県松戸市松戸	
中川	よしかわ 吉川	埼玉県吉川市平沼	江戸川
	たかさご 高砂	東京都葛飾区青戸	
綾瀬川	やこう 谷古宇	埼玉県草加市松江	江戸川
荒川	あらかわおほし 荒川大橋	埼玉県熊谷市榎町	
	おおあし 大芦橋	埼玉県熊谷市小八林	
	かみごうぼし 上江橋	埼玉県川越市古谷本郷	
	かわごえせん J R 川越線	埼玉県川越市古谷本郷	
	ちすいばし 治水橋	埼玉県さいたま市飯田新田	
	なんはたすいしつかんそくじよ 南畑水質観測所	埼玉県富士見市南畑新田	荒川下流
	ささめばし 笹目橋	埼玉県戸田市下笹目	
	しんあらかわおほし 新荒川大橋	埼玉県川口市舟戸町	
	いわぶちすいい かんそくじよ 岩淵水位観測所	東京都北区志茂五丁目	
	いわぶちすいもん 岩淵水門	東京都北区志茂五丁目	
	ごしきざくおほし 五色桜大橋	東京都足立区江北	
	にしあらいばしじょうりゅう 西新井橋上流	東京都足立区本木	
	ほりきりふなつきば 堀切船着場	東京都葛飾区堀切	
ひらいおほしじょうりゅう 平井大橋上流	東京都墨田区平井		
しゅとこう ごうせんかりゅう 首都高 7 号線下流	東京都江戸川区西小松川	荒川上流	
こまつがわふなつきば 小松川船着場	東京都江戸川区小松川		
しんすなふなつきば 新砂船着場	東京都江東区新砂		
入間川	おがや すいい かんそくじよ 小ヶ谷水位観測所	埼玉県川越市小ヶ谷	荒川上流
	すがま すいい かんそくじよ 菅間水位観測所	埼玉県川越市芳野台	



河川名	観測所名	所在地	担当河川事務所
多摩川	ちょうふばしすいいかんそくじよ 調布橋水位観測所	東京都青梅市上長淵	京 浜
	くさばなはいすいひかんじょうりゅう 草花排水樋管上流	東京都羽村市羽村地先	
	なかひかん 那賀樋管	東京都羽村市羽中四丁目	
	はむらおほしかりゅう 羽村大橋下流	東京都羽村市玉川二丁目	
	むつみばしじょうりゅう 睦橋上流	東京都福生市南田園	
	あきわごうりゅうてん 秋川合流点	東京都昭島市拜島町五丁目	
	はちこうせんじょうりゅう JR八高線 上流	東京都八王子市平町地先	
	さかえまちはいすいひかん 栄町排水樋管	東京都日野市栄町二丁目	
	ひのばしすいいかんそくじよ 日野橋水位観測所	東京都立川市錦町	
	ちゅうおうじどうしゃどうじょうりゅう 中央自動車道 上流	東京都国立市谷保地先	
	けいおうせんきょうりゅうじょうりゅう 京王線橋梁 上流	東京都多摩市関戸一丁目	
	せきどばしかりゅう 関戸橋下流	東京都多摩市関戸	
	だいまるようすいせきかりゅう 大丸用水堰下流	東京都府中市是政六丁目	
	いしはらだいにすいいかんそくじよ 石原第二水位観測所	神奈川県川崎市多摩区菅六丁目	
	いしはらすいいかんそくじよ 石原水位観測所	東京都調布市多摩川	
	けいおうさがみはらせんかりゅう 京王相模原線下流	東京都調布市多摩川七丁目	
	おだきゅうせんきょうりゅうじょうりゅう 小田急線橋梁 上流	東京都狛江市東和泉	
	ふたごばし 二子橋	東京都世田谷区玉川三丁目	
	ふたごまがわ 二子玉川ライズタワーオフィス屋	東京都世田谷区玉川	
	でんえんちょうふ(うえ)すいいかんそくじよ 田園調布(上) 水位観測所	東京都大田区田園調布一丁目	
でんえんちょうふしゅつちょうじよ 田園調布出張所	東京都大田区田園調布本町		
とでひかん 戸手樋管	神奈川県川崎市幸区小向地先		
とでふなつきば 戸手船着場	神奈川県川崎市幸区幸町三丁目		
たまがわりよくちじむしよ 多摩川緑地事務所	東京都大田区西六郷四丁目		
たまがわかこうすいいかんそくじよ 多摩川河口水位観測所	神奈川県川崎市川崎区殿町		
浅川	あさかわはしすいいかんそくじよ 浅川橋水位観測所	東京都八王子市大横町	
	あかつきばしじょうりゅう 暁橋上流	東京都八王子市田町八丁目	
	ひらやまばしじょうりゅう 平山橋上流	東京都日野市平山五丁目	
	たかはたばしじょうりゅう 高幡橋上流	東京都日野市上田	
	たかはたばしすいいかんそくじよ 高幡橋水位観測所	東京都日野市高幡地先	
大栗川	ほうおんばしすいいかんそくじよ 報恩橋水位観測所	東京都多摩市関戸	

## 資 3.9 都管理の映像監視局

都における映像監視局は次のとおりである。

洪水予報河川及び水位周知河川の基準点に設置している映像監視局については、水防災情報システム上で閲覧することができる。

番号	河川名	観測所名	所在地	管理者	公開
1	神田川	いいたばし 飯田橋	文京区後楽 1-2	六 建	○
2		かもんぼし 掃部橋 ※	文京区関口 1-19		
3		みなみ おたきぼし 南 小滝橋	中野区東中野 5-12	三 建	○
4		たかさごぼし 高砂橋 ※	中野区本町 5-42		
5		わだみぼし 和田見橋	中野区和田 1-3		○
6		しんぜんごうりゅう 神善合流 ※	中野区弥生町 5-7 (善福寺川合流点)		
7		かんだしゅすい 神田取水	杉並区和泉 4 (神田川取水施設)		
8		ばんやぼし 番屋橋	杉並区和泉 4-16		○
9	善福寺川	ぜんぶくじしゅすい 善福寺取水	杉並区堀ノ内 2-1 (善福寺川取水施設)		
10		あいおいぼし 相生橋	杉並区成田西 3-1		
11		ぜんぶくじ がわちようせつち 善福寺川調節池	杉並区成田西 4-14		
12		にしたばたぼし 西田端橋	杉並区荻窪 1-44	○	
13	妙正寺川	ちとせぼし 千歳橋	中野区沼袋 3-15	○	
14		なかのこうぎょう ごうぼし 中野工業 4 号橋 ※	中野区野方 3-5 (中野工業 4 号橋)		
15		みょうしょうじしゅすい 妙正寺取水	中野区野方 5-1 (妙正寺川取水施設)		
16		るせいぼし 鷺盛橋	中野区大和町 4-51	○	
17	古川	しのはし 四ノ橋	港区南麻布 3-21	一 建	○
18		ふるかわ ちかちようせつちしゅすいぐち 古川地下調節池取水口	港区白金5-3		
19	渋谷川	しぶやぼし 渋谷橋	渋谷区恵比寿 1-2 (恵比寿東公園内)		○
20	目黒川	おおさきぼし 大崎橋 ※	品川区西五反田 1-4	二 建	
21		えぼら 荏原	品川区西五反田 3-9 (荏原調節池)		
22		えぼらちようせつち じょうりゅう 荏原調節池上流	品川区西五反田 3-6		○
23		ふないりば 船入場	目黒区中目黒 1-8 (船入場調節池)		
24		あおばだい 青葉台	目黒区青葉台 2-17		○

番号	河川名	観測所名	所在地	管理者	公開
25	石神井川	みぞたばし 溝田橋	北区堀船 1-12 (溝田橋上流)	六 建	○
26		かがぼし 加賀橋	板橋区加賀 1-12	四 建	○
27		しゃくじい しゅすいぐち 石神井取水口	練馬区高松3-1 (石神井川取水施設)		
28		いなりぼし 稲荷橋	練馬区石神井台 7-8 (日之出橋上流)		○
29		ためぶちぼし ※ 溜漕橋	練馬区関町北 3-5 (溜漕橋下流)		
30		しばくぼ 芝久保	西東京市芝久保 1-18 (芝久保調節池)	北 南 建	○
31	白子川	しんはしどぼし ※ 新橋戸橋	練馬区大泉町 2-4 (新橋戸橋下流)	四 建	
32	毛長川	おしみやぼし ※ 鷺宮橋	足立区花畑 7-22 (鷺宮橋上流)	六 建	
33	新芝川	しんしばかわぼし 新芝川橋	足立区入谷 7-12		○
34	鶴見川	しもかわとぼし 下川戸橋	町田市大蔵町 203-2		○
35	恩田川	たかせぼし 高瀬橋	町田市成瀬 2284	南 東 建	○
36	真光寺川	やさきぼし 矢崎橋	町田市能ヶ谷町 376-1		○
37	境川	ねぎしばし 根岸橋	町田市根岸町 573		○
38		さかいぼし 境橋	町田市原町田 1-29		○
39	野川	かまたばしのがわ 鎌田橋野川	世田谷区鎌田 4-1	二 建	○
40		のがわおおきわちようせつち ※ 野川大沢調節池	三鷹市大沢 6-13 (野川大沢調節地)	北 南 建	
41		おおきわいけうえ 大沢池上	三鷹市大沢 6-13 (野川大沢調節地)		○
42		くらおねぼし 鞍尾根橋	国分寺市東元町 1-1 (鞍尾根橋上流)		
43	仙川	かまたばしせんかわ 鎌田橋仙川	世田谷区鎌田 3-13	二 建	○
44	入間川	いりまがわぶんすいろ 入間川分水路	調布市東つつじヶ丘2-20 (入間川分水路)	北 南 建	
45	空堀川	たかぎぼし ※ 高木橋	東大和市高木 3-245	北 北 建	
46	黒目川	くろめいけくろめがわ 黒目池黒目川	東久留米市神宝町1-2		
47	落合川	くろめいけおちあいがわ 黒目池落合川	東久留米市大門町2-14		

※ ……総務局総合防災部 (画像伝送システム) へ配信

公開……水防災総合情報システム上で公開

## 資 3.10 区市町村管理の映像監視局

区市町村が独自に設置、管理する映像監視局は次のとおりである。

河川名	観測所名	所在地	管理者
隅田川	あけぼのちょうりっこう 曙町陸閘	足立区千住曙町39	足立区
石神井川	しんやなぎばし 新柳橋	北区豊島2-12	北 区
	りよくち あすか緑地	北区豊島2-10先	
	まつはし 松橋	北区王子本町1-7先	
	おとなし 音無もみじ緑地	北区滝野川4-2先	
	かんのんばし 観音橋	北区滝野川4-15	板 橋 区
	いたばし なかじゆく 板橋（仲宿）	板橋区仲宿50	
	がっこうばし 学校橋	板橋区大谷口北町51	
	くりはらばし 栗原橋	板橋区桜川1-5	練馬区
	まさく ぼばし 正久保橋	練馬区桜台3-45-8	
	みなみたなかばし 南田中橋	練馬区南田中5-25	
いなりばし 稻荷橋	練馬区関町東2-16		
ふじみいけすいもん 富士見池水門	練馬区関町北3-45		
ふじみいけ 富士見池	練馬区関町北3-45		
しつけみばし 湿化味橋	練馬区氷川台1-8		
なかのはし 中之橋	練馬区向山3-25		
どうらくはし 道楽橋	練馬区向山4-36	千代田区	
いしかわばし 小石川橋	文京区後楽1-2-7		
神田川	いしかわばし 小石川橋	文京区後楽1-2-7	文京区
	りゅうけいばし 隆慶橋	文京区後楽2-3	
	しらとりばし 白鳥橋	新宿区新小川町7-17	新 宿 区
	いっきゅうばし 一休橋	文京区関口1-25	
	あけぼのばし 曙橋	豊島区高田2-3	豊島区
あいおいばし 相生橋	新宿区西新宿5-4	新 宿 区	

河川名	観測所名	所在地	管理者
神田川	ふじみばし 富士見橋	杉並区和田1-1	杉並区
	こうようばし 向陽橋	杉並区永福3-1	
妙正寺川	にしおちあい 西落合	新宿区西落合2-19	新宿区
	みょうしょうじがわ 妙正寺川	中野区松が丘1-33	
	みょうこうごうりゅう 妙江合流	中野区松が丘2-28	中野区
	ぬまぶくろ 沼袋	中野区新井3-37	
	ことぶきじんどうきょう 寿人道橋	中野区大和町4-26	
	さぎのみやちょうせつち 鷺宮調節地	中野区若宮2-57	
	そうろばし 双鷺橋	中野区若宮3-58	
江古田川	きたえごた 北江古田	中野区江古田3-14	
善福寺川	むさしのばし 武蔵野橋	杉並区堀ノ内1-27	杉並区
	まつみばし 松見橋	杉並区荻窪2-5	
	まるやまばし 丸山橋	杉並区上荻4-2	
古川	しんひろおこうえん 新広尾公園	港区麻布十番4-5-1	港区
目黒川	ごうりゅうてん ほうらいばし 合流点（宝来橋）	目黒区上目黒1-5	目黒区
	くざかい たいこばし 区境（太鼓橋）	目黒区下目黒2-3	
	もりながばし 森永橋	品川区大崎1-11	品川区
	いちばばし 市場橋	品川区西五反田3-9	
立会川	かこうぶ 河口部（上流・下流）	品川区東大井2-27	品川区
	べんてんばし 弁天橋（上流・下流）	品川区東大井2-3	
	たちあいがわばし 立会川橋	品川区南大井4-4	
	さくらばし 桜橋	品川区南大井5-2	
	つきみばし 月見橋	品川区南大井5-2	
谷沢川	たまがわひかん 玉川樋管	世田谷区玉堤2-15	世田谷区
	やがわばし 矢川橋	世田谷区野毛1-15	
	まるやまばし 丸山橋	世田谷区中町4-23	
丸子川	いなりばし 稲荷橋	世田谷区上野毛2-17	世田谷区
	じたいゅうばし 治大夫橋	世田谷区瀬田4-1	

河川名	観測所名	所在地	管理者
野川	ひょうごばし 兵庫橋	世田谷区玉川3-1	世田谷区
	すいどうばし 水道橋	世田谷区鎌田1-16	
	たいしょうばし 大正橋	世田谷区大蔵5-28	
	がんおいばし 雁追橋	世田谷区喜多見7-36	
仙川	かまたばし 鎌田橋	世田谷区鎌田3-13	世田谷区
	しみずばし 清水橋	世田谷区大蔵5-1	
多摩川	だいとし 第2都市 げすいる 下水路スクリーン	府中市是政3-45	府中市
白子川	おちあいばし 落合橋	板橋区三園2-16	板橋区
	なりますばし 成増橋	板橋区成増5-23	
	こやすばし 子安橋	練馬区旭町3-13	練馬区
	とうえいばし 東映橋	練馬区大泉町6-6	
	えちごやまばし 越後山橋	練馬区土支田4-48 区立八坂小学校	
	いっしんばし 一新橋	練馬区西大泉1-1	
新河岸川	しばらばし 芝原橋	板橋区高島平7-48	板橋区
	へいせいばし 平成橋	板橋区舟渡1-4	
新芝川	しんしばかわはいすいじょう 新芝川排水場	足立区入谷7-12	足立区
毛長川	すいじんばし 水神橋	埼玉県草加市谷塚上町1-1	
中川	はなみばし 花見橋	足立区六木3-8	
綾瀬川	しもぬまはいすいじょう 下沼排水場	足立区南花畑4-9	
呑川	ちゅうおう 中央	大田区中央8-24	大田区
	なかいけがみ 仲池上	大田区仲池上1-27	
	いしかわちょう 石川町	大田区石川町2-8	
	めおとばししんすいこうえん 夫婦橋親水公園	大田区南蒲田1-4	
	ひがしこうじや 東糶谷	大田区東糶谷1-2	
	あさひばし 旭橋	大田区東糶谷6-1	
水門	きふねすいもん 貴船水門	大田区大森東5-4 貴船堀緑地	大田区
	のみかわすいもん 呑川水門	大田区大森東5-37 旧呑川緑地	

資3.1.1 「東京都水防災総合情報システム」における雨量観測値

「東京都水防災総合情報システム」において示している雨量は以下のとおりである。

○1分間雨量、10分間雨量、1時間雨量

	雨量	例
1分間雨量	観測時刻までの過去1分間に降った雨量	10時35分の1分間雨量: 10時34分00秒から10時34分59秒までの雨量の合計 (下図に示す「1分間」)
10分間雨量	観測時刻までの過去10分間に降った雨量	10時35分の10分間雨量: 10時25分00秒から10時34分59秒までの雨量の合計 (下図に示す「10分間」)
1時間雨量	観測時刻までの過去1時間に降った雨量	10時35分の1時間雨量: 9時35分00秒から10時34分59秒までの雨量の合計 (下図に示す「1時間」)

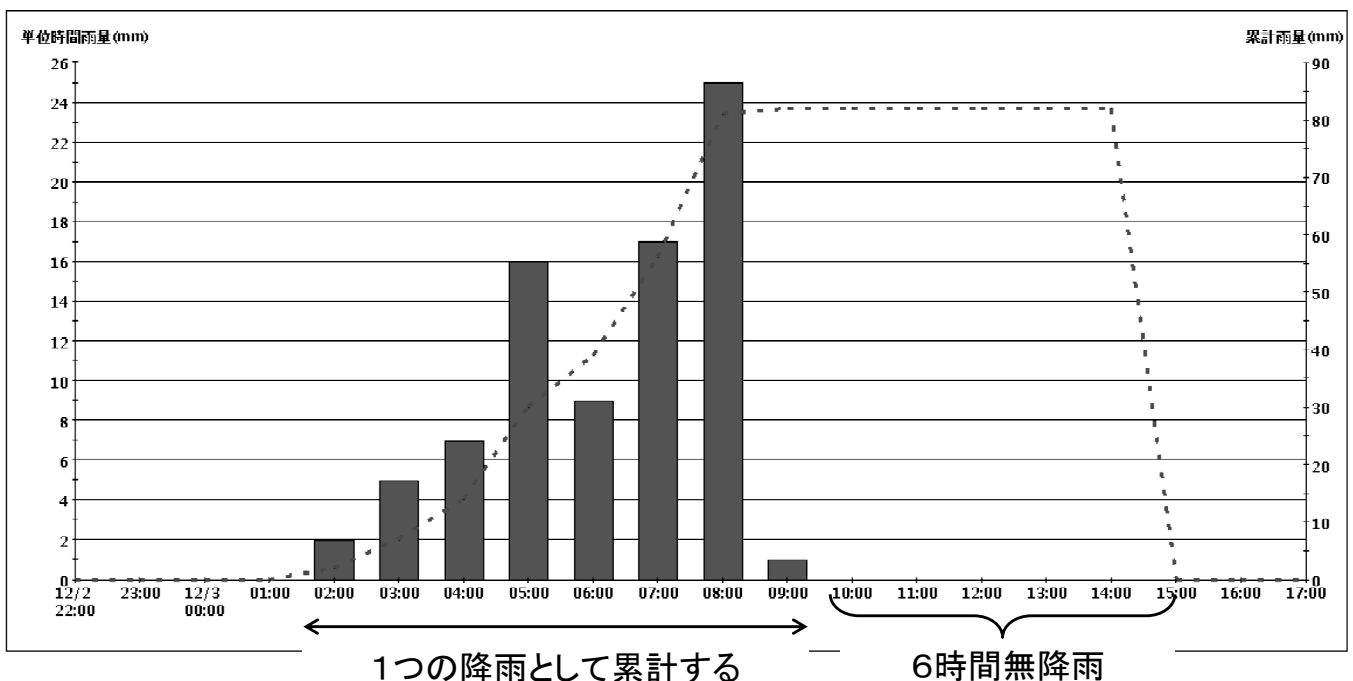
時	時刻と降雨の範囲												
	10												
	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
分													
秒	00~59	00~59	00~59	00~59	00~59	00~59	00~59	00~59	00~59	00~59	00~59	00~59	00~59
観測時刻 10:35の1分雨量												1分間	
観測時刻 10:35の10分雨量		← 10分間 →											
観測時刻 10:35の1時間雨量		← 1時間 →											

○累計雨量

降り始め(1mm以上の降雨)から観測時刻までに降った雨量。

無降雨が6時間続くと累計雨量はリセットされ、その後、1mm以上の降雨があると新たな降り始めとして累計雨量が始まる。

累計雨量のリセットの図



資 3. 1 2 「東京都水防災総合情報システム」における水位観測値

「東京都水防災総合情報システム」における水位は、以下のフローにより表示している。

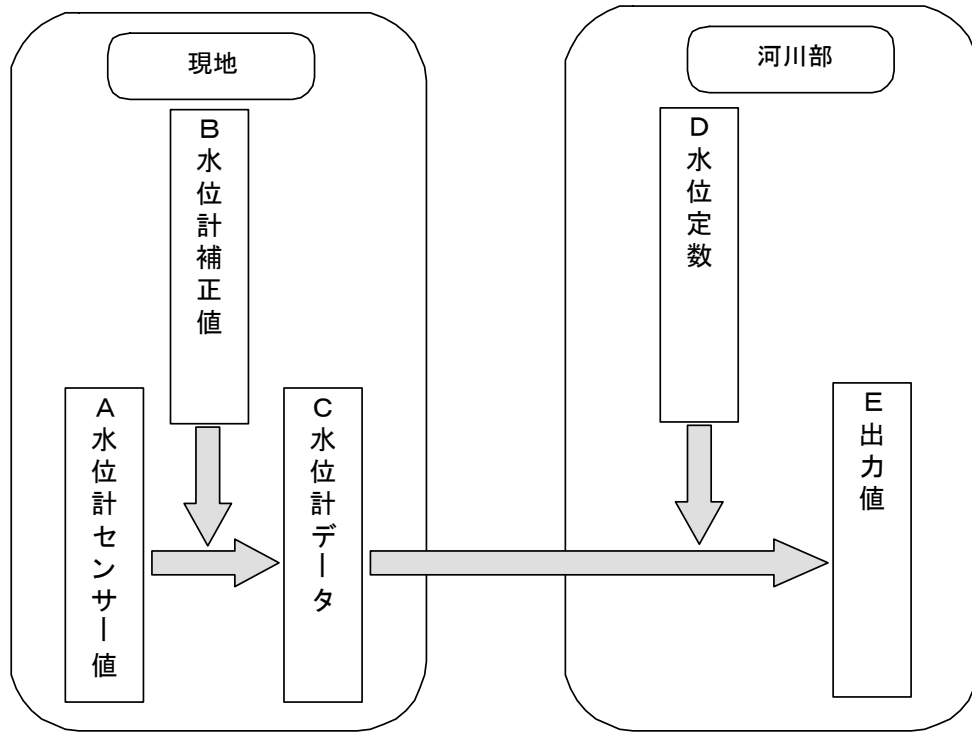


図 東京都水防災総合情報システムにおける水位表示までのフロー

- A) 水位計センサー値 現地の水位計センサーが読み取る補正前の値。
- B) 水位計補正值 水位計センサー値を補正するための値。  
水位計センサー値は、実際の水位とのずれがあることから、それを訂正するための値。水位計毎に設定する必要がある。  
観測局舎内の変換器の設定により行う。
- C) 水位計データ 補正後の水位計の下端から水面までの高さ
- D) 水位定数 水位 A. P. 値や天端下がり水位の出力値を計算するための定数 (①~④)。

① 天端高 A. P. (m) 水位計設置箇所における現況天端高 (A. P. 値) を表す。

② 天端高 (cm) 「①天端高 A. P. (m)」から「③河床 A. P. (m)」までの高さ (下がり) を表す。

③ 河床 A. P. (m) 水位計設置箇所における計画もしくは現況の河床高 (A. P. 値) を表す。

④ 水位計下限値 (cm) 水位計の下端から「③河床 A. P. (m)」までの高さを表す。

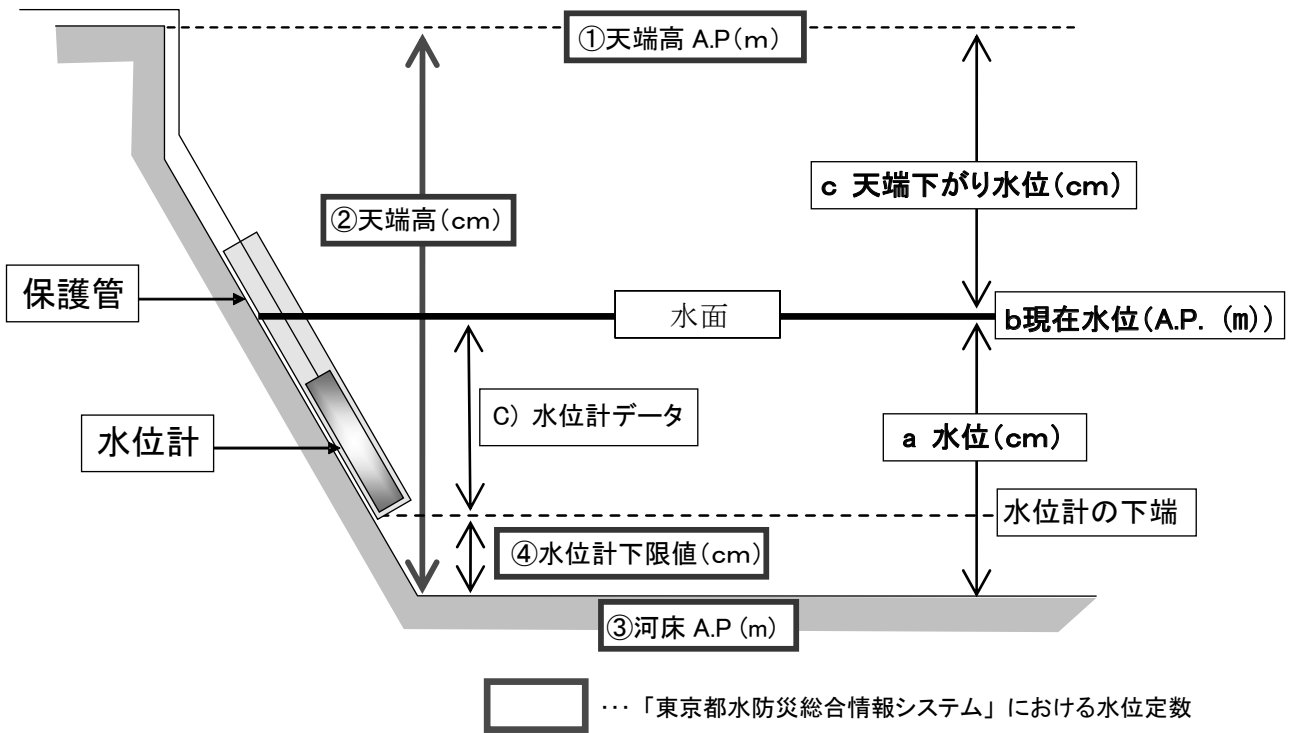
E) 出力値 システムに表示される水位のデータ (a、b、c)

a 水位 (cm) 河床から水面までの高さ (単位 : cm) を表す。

b 現在水位 (A. P. (m)) 観測した水位を A. P. 値 (単位 : m) で表す。

c 天端下がり水位 (cm) 観測した水位を、天端から何 cm 下がった位置にあるかを表す。  
(水位があとどのくらいで天端に達するかの目安になる。)





資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

## 4. 水防上注意を要する箇所等

## 資 4. 1 平成 31 年度 水防上注意を要する箇所（都管理河川）

## 1. 集計表

番号	水系	河川名	洪水		高潮		堤防・護岸の長さ		陸開		合計	
			箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)
1~2	利根川	旧江戸川			1	100			1	10	2	110
3		中川							1	140	1	140
4~5		綾瀬川							2	20	2	20
6~9		毛長川	4	2,300							4	2,300
計		4河川	4	2,300	1	100	0	0	4	170	9	2,570
10	荒川	旧綾瀬川							1	10	1	10
11~12		隅田川							2	60	2	60
13~32		神田川	4	3,600					16	320	20	3,920
33~34		日本橋川					2	650			2	650
35~36		妙正寺川	2	1,560							2	1,560
37~39		江古田川	3	960							3	960
40~43		善福寺川	4	5,330							4	5,330
44~54		石神井川	11	5,190							11	5,190
55~60		白子川	6	4,110							6	4,110
61~64		柳瀬川	4	160							4	160
65~66		空堀川	2	860							2	860
67~74		奈良橋川	6	820			2	120			8	940
計		14河川	42	22,590			4	770	19	390	65	23,750
75		多摩川	谷沢川	1	80							1
76	仙川		1	200							1	200
77~78	城山川						2	600			2	600
79~81	谷地川		3	60							3	60
82	北秋川						1	40			1	40
83~84	秋川						2	190			2	190
85~86	平井川						2	7			2	7
計	8河川		5	340			7	837			12	1,177
87~91	鶴見川	鶴見川	5	390							5	390
計		1河川	5	390							5	390
92~95	独立	目黒川	4	160							4	160
96~103		古川	2	3,130	2	180	4	1,640			8	4,950
104~105		立会川			2	1,400					2	1,400
106~113		境川	8	2,200							8	2,200
計		4河川	14	5,490	4	1,580	4	1,640			22	8,710
総計		31河川	70	31,110	5	1,680	15	3,247	23	560	113	36,597

工事施行箇所					工事施行箇所					
番号	水系	河川名	工事施行箇所		番号	水系	河川名	工事施行箇所		
			箇所数	延長(m)				箇所数	延長(m)	
K1	利根川	旧江戸川	1	50	K83~K84	多摩川	海老取川	2	340	
K2~K7		中川	6	470	K85		野川	1	100	
K8~K15		綾瀬川	8	210	K86~K87		仙川	2	40	
K16~K17		新中川	2	100	K88		三沢川	1	30	
K18~K20		毛長川	3	660	K89~K91		大栗川	3	330	
計		5河川	20	1,490	K92~K93		乞田川	2	550	
K21~K22	荒川	旧中川	2	100	K94~K95		鶴見川	浅川	2	120
K23~K27		隅田川	5	350	K96~K97			川口川	2	20
K28~K33		北十間川	6	320	K98			城山川	1	10
K34~K35		横十間川	2	20	K99			谷地川	1	10
K36~K37		小名木川	2	220	K100~K103			平井川	4	310
K38~K49		神田川	12	2,090	計	11河川		21	1,860	
K50~K57		日本橋川	8	1,910	K104	計		鶴見川	1	70
K58~K59		妙正寺川	2	720	計			1河川	1	70
K60~K67		善福寺川	8	1,590	K105	独立		築地川	1	570
K68~K74		石神井川	7	650	K106~K111			目黒川	6	120
K75~K76		白子川	2	100	K112~K125		呑川	14	1,990	
K77~K78		空堀川	2	220	K126~K131		古川	6	430	
K79~K80		奈良橋川	2	240	K132~K136		境川	5	350	
K81~K82		霞川	2	40	K137~K138		内川	2	20	
計	14河川	62	8,570	計	6河川		34	3,480		
					総計	34河川		138	15,470	

<近年の溢水実績>

近年の溢水実績	年月日	溢水河川		時間最大雨量(mm)	総雨量(mm)	摘要
	H30. 9. 17	谷沢川	1河川	77 (玉川)	96 (玉川)	近年 (H10 年から H30 年末) 溢水した区間 <水防上注意を要する箇所 (付図) に表示>
	H30. 8. 27	谷沢川	1河川	111 (玉川)	114 (玉川)	
	H28. 8. 22	柳瀬川、空堀川、奈良橋川	3河川	81 (下砂橋)	232 (下砂橋)	
	H26. 7. 24	善福寺川	1河川	77	116	
	H22. 7. 5	石神井川	1河川	114	137	
	H20. 8. 29	境川、鶴見川、谷地川	3河川	115	263	
	H17. 9. 4-5	野川、仙川、神田川、妙正寺川、江古田川、善福寺川、石神井川、入間川	8河川	112	263	
	H11. 8. 29	古川	1河川	115	128	

2. 内訳表

図面番号	水系	河川名	左右岸	位置(目標)	洪水(m)	高潮(m)	堤防・護岸の強さ(m)	陸開(m)	所管事務所
1	利根川	旧江戸川	右	江戸川区東葛西三丁目(妙見島)		100			五建
2		旧江戸川	右	江戸川区東葛西三丁目(妙見島陸開)				10	五建
小計		1 河川		2 か所		100		10	
3		中川	左	江戸川区東小松川三丁目(江戸川競艇場内)				140	五建
小計		1 河川		1 か所			-	140	
4		綾瀬川	左	足立区綾瀬四丁目～同区綾瀬六丁目(綾瀬新橋)				10	六建
5		綾瀬川	右	足立区弘道二丁目～同区青井三丁目(綾瀬新橋)				10	六建
小計		1 河川		2 か所				20	
計		4 河川		9 か所		2,300	100	-	170
6	荒川	毛長川	左	足立区花畑七丁目(鷺宮橋)	10				六建
7		毛長川	右	足立区花畑七丁目(鷺宮橋)	10				六建
8		毛長川	左	足立区舎人三丁目～同区舎人六丁目(舎人二つ橋～舎人橋上流)	640				六建
9		毛長川	右	足立区舎人三丁目～足立区入谷九丁目(舎人二つ橋～埼玉県境)	1,640				六建
小計		1 河川		4 か所	2,300				
10		旧綾瀬川	右	足立区千住曙町(隅田川合流点)				10	六建
小計		1 河川		1 か所				10	
11		隅田川	右	中央区築地五丁目(旧築地市場跡地内)				50	一建
12		隅田川	左	江東区越中島二丁目(相生橋下流)				10	五建
小計	1 河川		2 か所				60		
13	荒川	神田川	左	文京区後楽二丁目(隆慶橋)				20	六建
14		神田川	右	新宿区新小川町(隆慶橋)				20	三建
15		神田川	左	文京区水道一丁目(中之橋)				20	六建
16		神田川	右	新宿区新小川町(中之橋)				20	三建
17		神田川	左	文京区水道一丁目～水道二丁目(小桜橋)				20	六建
18		神田川	右	新宿区東五軒町(小桜橋)				20	三建
19		神田川	左	文京区水道二丁目(西江戸川橋)				20	六建
20		神田川	右	新宿区西五軒町(西江戸川橋)				20	三建
21		神田川	左	文京区水道二丁目(石切橋)				20	六建
22		神田川	右	新宿区水道町(石切橋)				20	三建
23		神田川	左	文京区水道二丁目(古川橋)				20	六建
24		神田川	右	文京区関口一丁目(古川橋)				20	六建
25		神田川	左	文京区水道二丁目(掃部橋)				20	六建
26		神田川	右	文京区関口一丁目(掃部橋)				20	六建
27		神田川	左	文京区水道二丁目(華水橋)				20	六建
28		神田川	右	文京区関口一丁目(華水橋)				20	六建
29		神田川	左	中野区本町五丁目～杉並区和田一丁目(柳橋上流～善福寺川合流点)	820				三建
30		神田川	右	中野区弥生町二丁目～同区弥生町五丁目(柳橋上流～善福寺川合流点)	820				三建
31		神田川	左	杉並区和泉四丁目～同区永福一丁目(一本橋上流～永福橋下流)	980				三建
32		神田川	右	杉並区和泉四丁目～同区永福一丁目(一本橋上流～永福橋下流)	980				三建
小計	1 河川		20 か所	3,600			320		
33	荒川	日本橋川	左	千代田区内神田二丁目～同区内神田一丁目(鎌倉橋下流～神田橋下流)			100		一建
34		日本橋川	右	千代田区大手町二丁目～同区一ツ橋一丁目(鎌倉橋下流～雉子橋下流)			550		一建
小計	1 河川		2 か所			650			
35	荒川	妙正寺川	左	中野区若宮二丁目～同区白鷺三丁目(下鷺橋～鷺の橋)	780				三建
36		妙正寺川	右	中野区白鷺一丁目～同区白鷺二丁目(下鷺橋～鷺の橋)	780				三建
小計	1 河川		2 か所	1,560					

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

図面 番号	水系	河川名	左右岸	位置(目標)	洪水 (m)	高潮 (m)	堤防・ 護岸 の強さ (m)	陸開 (m)	所管 事務所
37	荒川	江古田川	左	中野区松が丘二丁目～同区江原町二丁目(妙正寺川合流点～下の原橋)	430				三建
38		江古田川	右	中野区松が丘二丁目～同区江古田三丁目(妙正寺川合流点～下の原橋)	430				三建
39		江古田川	左	中野区江原町二丁目(本多橋上下流)	100				三建
小計		1 河川		3 か所	960				
40		善福寺川	左	杉並区松ノ木二丁目～同区成田東二丁目(二枚橋上流～成田下橋)	1,750				三建
41		善福寺川	右	杉並区大宮一丁目～同区成田西一丁目(二枚橋上流～成田下橋)	1,820				三建
42		善福寺川	左	杉並区成田西四丁目～同区荻窪二丁目(神通橋下流～松見橋)	880				三建
43		善福寺川	右	杉並区成田西三丁目～同区荻窪二丁目(神通橋下流～松見橋)	880				三建
小計		1 河川		4 か所	5,330				
44		石神井川	左	練馬区石神井台二丁目(栄橋上流～愛宕橋下流)	40				四建
45		石神井川	右	練馬区上石神井三丁目(栄橋上流～愛宕橋下流)	40				四建
46		石神井川	左	練馬区石神井台四丁目(小ヶ谷戸橋下流～豊城歩道橋)	270				四建
47		石神井川	右	練馬区上石神井三丁目～同区上石神井四丁目(小ヶ谷戸橋下流～豊城歩道橋)	270				四建
48		石神井川	左	練馬区石神井台四丁目～同区関町北三丁目(集い橋～溜漕橋)	1,920				四建
49		石神井川	右	練馬区上石神井四丁目 (集い橋～豊栄橋上流)	310				四建
50		石神井川	右	練馬区関町東二丁目～同区関町北三丁目(曙橋～溜漕橋)	1,320				四建
51		石神井川	左	西東京市東伏見三丁目(溜漕橋～下野谷橋)	300				北南建
52		石神井川	右	西東京市東伏見三丁目(溜漕橋～下野谷橋)	300				北南建
53		石神井川	左	西東京市柳沢一丁目～同市柳沢二丁目(柳沢橋～上柳沢橋)	210				北南建
54		石神井川	右	西東京市柳沢一丁目～同市柳沢二丁目(柳沢橋～上柳沢橋)	210				北南建
小計		1 河川		11 か所	5,190				
55		白子川	左	練馬区三園二丁目～和光市白子四丁目(水道橋～三園橋)	260				四建
56		白子川	右	練馬区旭町三丁目(子安橋上流)	130				四建
57		白子川	左	練馬区大泉学園町一丁目(御園橋～学園橋)	200				四建
58		白子川	右	練馬区東大泉三丁目(御園橋～学園橋)	200				四建
59		白子川	左	練馬区大泉学園町二丁目～同区南大泉四丁目(前田橋上流～七福橋)	1,660				四建
60		白子川	右	練馬区東大泉四丁目～同区東大泉七丁目(前田橋上流～七福橋)	1,660				四建
小計		1 河川		6 か所	4,110				
61		柳瀬川	左	東村山市秋津町四丁目(よもぎ橋)	40				北北建
62		柳瀬川	右	東村山市秋津町四丁目(よもぎ橋)	10				北北建
63		柳瀬川	左	東村山市秋津町三丁目(秋津橋)	100				北北建
64		柳瀬川	右	東村山市秋津町三丁目(秋津橋)	10				北北建
小計		1 河川		4 か所	160				
65		空堀川	右	武蔵村山市神明一丁目(中砂橋下流)	160				北北建
66		空堀川	左	武蔵村山市中央一丁目～同市本町四丁目(新薬師橋上下流)	700				北北建
小計		1 河川		2 か所	860				
67		奈良橋川	左	東大和市高木三丁目(北高木橋上流～宮前二の橋上流)	360				北北建
68		奈良橋川	右	東大和市高木三丁目(北高木橋上流～宮前二の橋上流)	360				北北建
69		奈良橋川	左	東大和市奈良橋三丁目～同市奈良橋二丁目(日月橋)	10				北北建
70		奈良橋川	右	東大和市奈良橋三丁目～同市奈良橋二丁目(日月橋)	10				北北建
71		奈良橋川	左	東大和市蔵敷二丁目～同市蔵敷一丁目(村山橋)	40				北北建
72		奈良橋川	右	東大和市蔵敷二丁目～同市蔵敷一丁目(村山橋)	40				北北建
73		奈良橋川	左	東大和市芋窪三丁目(中丸一の橋上流)			60		北北建
74		奈良橋川	右	東大和市芋窪三丁目(中丸一の橋上流)			60		北北建
小計		1 河川		8 か所	820		120		
計		12 河川		65 か所	22,590		-	770	390

資料編 4 水防上注意を要する箇所等

図面 番号	水 系	河 川 名	左 右 岸	位 置 ( 目 標 )	洪水 (m)	高潮 (m)	堤防・ 護岸 の強さ (m)	陸開 (m)	所管 事務所
75	多摩川	谷 沢 川	右	世田谷区野毛一丁目(矢川橋上流)	80				二建
小計		1 河 川		1 か所	80				
76		仙 川	右	世田谷区鎌田四丁目(鎌田橋上流)	200				二建
小計		1 河 川		1 か所	200				
77		城 山 川	左	八王子市元八王子町(出羽橋上流)			250		南西建
78		城 山 川	右	八王子市元八王子町(出羽橋上流)			350		南西建
小計		1 河 川		2 か所			600		
79		谷 地 川	左	八王子市宮下町(谷開橋~鶴前橋)	20				南西建
80		谷 地 川	右	八王子市宮下町(若松橋下流)	20				南西建
81		谷 地 川	左	八王子市戸吹町(若松橋~無量寺橋)	20				南西建
小計		1 河 川		3 か所	60				
82		北 秋 川	右	檜原村小沢(夏地橋下流)			40		西健
小計		1 河 川		1 か所			40		
83		秋 川	左	あきる野市雨間(東秋留橋下流)			40		西健
84		秋 川	左	あきる野市山田(山田大橋下流)			150		西健
小計		1 河 川		2 か所			190		
85		平 井 川	右	日の出町平井(鹿ノ湯橋下流)			2		西健
86		平 井 川	左	日の出町大久野(新肝要橋上流)			5		西健
小計		1 河 川		2 か所	-		7		
計		8 河 川		12 か所	340	-	837	-	
87	鶴見川	鶴 見 川	左	町田市図師町(宮川橋上流)	120				南東建
88		鶴 見 川	右	町田市図師町(宮川橋上流)	100				南東建
89		鶴 見 川	左	町田市下小山田町(新竹之内橋上下流)	90				南東建
90		鶴 見 川	左	町田市下小山田町(新竹之内橋~山の端橋)	40				南東建
91		鶴 見 川	右	町田市下小山田町(新竹之内橋~山の端橋)	40				南東建
小計		1 河 川		5 か所	390				
計	1 河 川		5 か所	390	-	-	-		

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

資料編 4 水防上注意を要する箇所等

図面 番号	水系	河川名	左右 岸	位置 ( 目標 )	洪水 (m)	高潮 (m)	堤防・ 護岸 の強さ (m)	陸開 (m)	所管 事務所
92		目黒川	左	品川区西五反田二丁目 (五反田大橋)	40				二建
93			右	品川区西五反田二丁目 (五反田大橋)	40				二建
94			左	品川区西五反田二丁目 (谷山橋)	40				二建
95			右	品川区西五反田二丁目 (谷山橋)	40				二建
小計		1 河川		4 箇所	160				
96		古川	左	港区浜松町二丁目 (JR東海道本線～金杉橋)		170			一建
97				港区芝一丁目 (JR東海道本線上流)		10			一建
98			左	港区東麻布二丁目 (赤羽橋～新堀橋)			450		一建
99			右	港区三田一丁目 (赤羽橋～新堀橋)			520		一建
100			左	港区東麻布二丁目～南麻布三丁目 (新堀橋～四之橋)	1,380				一建
101			右	港区三田一丁目～白金一丁目 (新堀橋～四之橋)	1,750				一建
102			左	港区南麻布三丁目～南麻布四丁目 (四之橋～養老橋)			280		一建
103			右	港区白金三丁目～白金五丁目 (四之橋～養老橋)			390		一建
小計	1 河川			8 箇所	3,130	180	1,640		
104	立会川		左	品川区東大井二丁目～同区南大井六丁目 (河口～月見橋)		700			二建
105		右	品川区南大井一丁目～同区南大井五丁目 (河口～月見橋)		700			二建	
小計	1 河川		2 箇所		1,400				
106	境川	左	町田市鶴間四丁目 (東京女学館大学跡地付近)	280				南東建	
107			右	神奈川県大和市下鶴間 (東京女学館大学跡地付近)	280				南東建
108		左	町田市鶴間二丁目 (鶴間一号橋上下流)	350				南東建	
109		右	神奈川県大和市下鶴間 (鶴間一号橋上下流)	350				南東建	
110		左	町田市南町田 (鶴間橋上下流)	240				南東建	
111		右	神奈川県大和市下鶴間 (鶴間橋上下流)	240				南東建	
112		左	町田市森野五丁目～同市森野六丁目 (鳥橋上流)	230				南東建	
113		右	神奈川県相模原市南区鶴野森一丁目 (鳥橋上流)	230				南東建	
小計		1 河川		8 箇所	2,200				
計		4 河川		22 箇所	5,490	1,580	1,640	-	
総計	29 河川		113 箇所	31,110	1,680	3,247	560		

資料 1

資料 2

資料 3

資料 4

資料 5

資料 6

資料 7

資料 8

資料 9

資料 10

資料編 4 水防上注意を要する箇所等

図面 番号	水 系	河 川 名	左 右 岸	位 置 ( 目 標 )	工事施工箇所		
					延長 (m)	所管 事務所	摘要
K1	利根川	旧江戸川	右	江戸川区東葛西一丁目(新川東水門)	50	治水	
小計		1 河川		1 か所	50		
K2		中 川	左	江戸川区北葛西一丁目(新川排水機場)	50	治水	
K3		中 川	右	江戸川区北葛西一丁目(新川排水機場)	50	治水	
K4		中 川	左	葛飾区西新小岩三丁目(上平井水門)	50	治水	
K5		中 川	右	葛飾区西新小岩三丁目(上平井水門)	50	治水	
K6		中 川	左	江戸川区松島二丁目~同区松島一丁目(小松川橋上流)	240	五建	
K7		中 川	左	葛飾区奥戸七丁目	30	五建	
小計		1 河川		6 か所	470		
K8		綾瀬川	左	足立区神明一丁目(花畑水門)	70	治水	
K9		綾瀬川	左	足立区綾瀬一丁目(伊藤谷橋下流)	20	六建	
K10		綾瀬川	左	足立区綾瀬四丁目(五兵衛橋上流)	20	六建	
K11		綾瀬川	左	足立区綾瀬六丁目(綾瀬新橋上流)	20	六建	
K12		綾瀬川	左	足立区綾瀬七丁目(新加平橋下流)	20	六建	
K13		綾瀬川	左	足立区加平二丁目(新加平橋上流)	20	六建	
K14		綾瀬川	左	足立区北加平町(六町加平橋上流)	20	六建	
K15		綾瀬川	左	足立区神明南一丁目(内匠橋下流)	20	六建	
小計		1 河川		8 か所	210		
K16		新中川	左	江戸川区江戸川四丁目地内(今井水門)	50	治水	
K17		新中川	右	江戸川区江戸川四丁目地内(今井水門)	50	治水	
小計	1 河川		2 か所	100			
K18	毛長川	右	足立区花畑五丁目(花畑大橋上流)	500	六建		
K19	毛長川	左	足立区舎人六丁目(舎人橋上流)	80	六建		
K20	毛長川	右	足立区舎人六丁目(舎人橋上流)	80	六建		
小計	1 河川		3 か所	660			
計	5 河川		20 か所	1,490			
K21	荒川	旧中川	左	江戸川区平井七丁目(木下川排水機場)	50	治水	
K22		旧中川	右	江戸川区平井七丁目地内(木下川排水機場)	50	治水	
小計		1 河川		2 か所	100		
K23		隅田川	左	中央区勝どき三丁目(浜前水門上流)	20	一建	
K24		隅田川	右	中央区築地六丁目(勝鬨橋上下流)	180	一建	
K25		隅田川	右	中央区新川二丁目地内(亀島川水門)	50	治水	
K26		隅田川	左	足立区新田三丁目(新田橋上流)	50	六建	北区施工
K27		隅田川	右	北区豊島七丁目~北区豊島八丁目(新田橋上流)	50	六建	北区施工
小計		1 河川		5 か所	350		
K28		北十間川	左	墨田区吾妻橋三丁目~同区向島一丁目(北十間川樋門)	120	治水	
K29		北十間川	右	墨田区吾妻橋三丁目~墨田区向島一丁目(北十間川樋門)	120	治水	
K30		北十間川	左	墨田区吾妻橋三丁目(小梅橋)	20	五建	
K31		北十間川	右	墨田区向島一丁目(小梅橋)	20	五建	
K32		北十間川	左	江東区亀戸八丁目(小原橋)	20	五建	
K33		北十間川	右	墨田区立花三丁目(小原橋)	20	五建	
小計		1 河川		6 か所	320		
K34		横十間川	左	江東区北砂一丁目~同区南砂一丁目(岩井橋)	10	五建	
K35		横十間川	右	江東区扇橋三丁目(岩井橋)	10	五建	
小計		1 河川		2 か所	20		
K36		小名木川	左	江東区猿江一丁目(扇橋開門)	110	治水	
K37	小名木川	右	江東区猿江一丁目地内(扇橋開門)	110	治水		
小計	1 河川		2 か所	220			

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10



図面 番号	水 系	河 川 名	左 右 岸	位 置 ( 目 標 )	工事施工箇所		
					延長 (m)	所管 事務所	摘要
K38	荒川	神 田 川	左	千代田区神田佐久間町一丁目～同区外神田一丁目 (和泉橋～昌平橋)	500	一建	
K39		神 田 川	右	千代田区神田岩本町～同区神田須田町一丁目 (和泉橋～昌平橋)	500	一建	
K40		神 田 川	右	千代田区神田駿河台四丁目～同区神田駿河台二丁目 (聖橋上流)	100	一建	
K41		神 田 川	右	新宿区新小川町 (白鳥橋下流)	70	六建	
K42		神 田 川	左	中野区本町五丁目 (本郷橋下流)	15	三建	
K43		神 田 川	右	中野区弥生町二丁目 (本郷橋下流)	15	三建	
K44		神 田 川	左	中野区本町五丁目 (本郷橋上下流)	85	三建	
K45		神 田 川	右	中野区弥生町二丁目 (本郷橋上下流)	85	三建	
K46		神 田 川	左	杉並区和泉二丁目 (宮前橋上下流)	130	三建	
K47		神 田 川	右	杉並区和泉二丁目 (宮前橋上下流)	130	三建	
K48		神 田 川	左	杉並区永福二丁目 (永福橋上流)	230	三建	
K49		神 田 川	右	杉並区下高井戸二丁目 (永福橋上流)	230	三建	
小計		1 河 川		12 か所	2,090		
K50		日 本 橋 川	右	中央区日本橋茅場町一丁目 (日本橋水門)	50	治水	
K51		日 本 橋 川	左	中央区日本橋箱崎町 (豊海橋～湊橋)	310	一建	
K52		日 本 橋 川	右	中央区新川一丁目 (豊海橋～湊橋)	330	一建	
K53		日 本 橋 川	左	中央区日本橋小網町 (湊橋～茅場橋)	380	一建	
K54		日 本 橋 川	左	中央区日本橋本石町一丁目～同区室町一丁目 (江戸橋～一石橋)	400	一建	
K55		日 本 橋 川	右	中央区八重洲一丁目～同区日本橋一丁目 (江戸橋～一石橋)	400	一建	
K56		日 本 橋 川	左	中央区日本橋本石町 (常盤橋)	20	一建	千代田区施工
K57		日 本 橋 川	右	千代田区大手町二丁目 (常盤橋)	20	一建	千代田区施工
小計		1 河 川		8 か所	1,910		
K58		妙 正 寺 川	左	中野区若宮二丁目～同区若宮三丁目 (下鷺橋上流～双鷺橋下流)	360	三建	
K59		妙 正 寺 川	右	中野区白鷺一丁目 (下鷺橋上流～双鷺橋下流)	360	三建	
小計		1 河 川		2 か所	720		
K60		善 福 寺 川	左	杉並区松ノ木一丁目～同区松ノ木二丁目 (大松橋上下流)	90	三建	
K61		善 福 寺 川	右	杉並区大宮一丁目 (大松橋上下流)	160	三建	
K62		善 福 寺 川	左	杉並区大宮二丁目 (御供米橋下流)	420	三建	
K63		善 福 寺 川	右	杉並区大宮二丁目 (御供米橋下流)	420	三建	
K64		善 福 寺 川	左	杉並区大宮二丁目 (御供米橋上下流)	150	三建	
K65		善 福 寺 川	右	杉並区大宮二丁目 (御供米橋上下流)	150	三建	
K66		善 福 寺 川	左	杉並区荻窪一丁目～同区成田西四丁目 (神通橋上下流)	100	三建	
K67		善 福 寺 川	右	杉並区荻窪一丁目～同区成田西三丁目 (神通橋上下流)	100	三建	
小計		1 河 川		8 か所	1,590		
K68		石 神 井 川	左	練馬区石神井台一丁目 (松之木橋上下流)	70	四建	
K69		石 神 井 川	右	練馬区上石神井三丁目 (松之木橋上下流)	70	四建	
K70		石 神 井 川	左	練馬区石神井台一丁目 (松之木橋上流)	120	四建	
K71		石 神 井 川	右	練馬区上石神井三丁目 (松之木橋上流)	140	四建	
K72		石 神 井 川	左	練馬区石神井台二丁目 (栄橋上流～愛宕橋下流)	40	四建	
K73		石 神 井 川	右	練馬区上石神井三丁目 (栄橋上流～愛宕橋下流)	40	四建	
K74		石 神 井 川	右	練馬区上石神井四丁目 (集い橋～豊栄橋下流)	170	四建	
小計		1 河 川		7 か所	650		
K75		白 子 川	左	練馬区大泉学園町二丁目地内 (前田橋上流～東西橋下流)	50	四建	
K76		白 子 川	右	練馬区東大泉町四丁目地内 (前田橋上流～東西橋下流)	50	四建	
小計		1 河 川		2 か所	100		

資料編 4 水防上注意を要する箇所等

図面 番号	水 系	河 川 名	左 右 岸	位 置 ( 目 標 )	工事施工箇所			
					延長 (m)	所管 事務所	摘要	
K77	荒川	空堀川	左	武蔵村山市神明三丁目～同市神明四丁目(神明橋上下流)	110	北北建		
K78		空堀川	右	武蔵村山市神明三丁目～同市神明四丁目(神明橋上下流)	110	北北建		
小計		1 河川		2 か所	220			
K79		奈良橋川	左	東大和市高木三丁目(北高木橋上流)	120	北北建		
K80		奈良橋川	右	東大和市高木三丁目(北高木橋上流)	120	北北建		
小計		1 河川		2 か所	240			
K81		霞川	左	青梅市今寺二丁目(五反田橋下流)	20	西健		
K82		霞川	右	青梅市今寺二丁目(五反田橋下流)	20	西健		
小計		1 河川		2 か所	40			
計		14 河川		62 か所	8,570			
K83		多摩川	海老取川	左	大田区羽田五丁目(弁天橋下流)	250	二建	
K84			海老取川	左	大田区羽田五丁目(弁天橋上流)	90	二建	
小計			1 河川		2 か所	340		
K85			野川	左	世田谷区鎌田三丁目～同区鎌田四丁目(鎌田橋)	100	二建	
小計	1 河川			1 か所	100			
K86	仙川		左	世田谷区鎌田三丁目(鎌田橋)	20	二建		
K87	仙川		右	世田谷区鎌田四丁目(鎌田橋)	20	二建		
小計	1 河川			2 か所	40			
K88	三沢川		左	稲城市坂浜(中橋下流)	30	南東建		
小計	1 河川			1 か所	30			
K89	大栗川		左	多摩市和田(新堂橋上下流)	160	南東建		
K90	大栗川		右	多摩市和田(新堂橋下流)	160	南東建		
K91	大栗川		左	八王子市堀之内(番場橋上流)	10	南西建		
小計	1 河川			3 か所	330			
K92	乞田川	左	多摩市乞田(大橋上下流)	290	南東建			
K93	乞田川	左	多摩市乞田(釜沼橋上下流)	260	南東建			
小計	1 河川		2 か所	550				
K94	浅川	左	八王子市檜原町～同市泉町(松枝橋上下流)	60	南西建			
K95	浅川	右	八王子市檜原町～同市泉町(松枝橋上下流)	60	南西建			
小計	1 河川		2 か所	120				
K96	川口川	左	八王子市犬目町(高尾橋下流)	10	南西建			
K97	川口川	左	八王子市犬目町(唐犬橋上流)	10	南西建			
小計	1 河川		2 か所	20				
K98	城山川	左	八王子市元八王子町二丁目(出羽橋上流)	10	南西建			
小計	1 河川		1 か所	10				
K99	谷地川	左	八王子市加住町一丁目(城山下橋上流)	10	南西建			
小計	1 河川		1 か所	10				
K100	平井川	右	あきる野市瀬戸岡(観音橋下流)	40	西健			
K101	平井川	左	あきる野市菅生	40	西健			
K102	平井川	右	日の出町平井	90	西健			
K103	平井川	左	あきる野市菅生(日の出橋上下流)	140	西健			
小計	1 河川		4 か所	310				
計	11 河川		21 か所	1,860				
K104	鶴見川	鶴見川	左	町田市図師町(図師川島橋上下流)	70	南東建		
小計		1 河川		1 か所	70			
計		1 河川		1 か所	70			

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

図面 番号	河川名	左右 岸	位置 ( 目 標 )	工事施工箇所		
				延長 (m)	所管 事務所	摘要
K105	築地川	左	中央区築地五丁目(環状第2号線築地川仮設道路)	570	一建	
小計	1 河川		1 か所	570		
K106	目黒川	左	品川区広町一丁目(三嶽橋上流)	30	二建	
K107	目黒川	右	品川区広町一丁目(三嶽橋上流)	30	二建	
K108	目黒川	左	品川区西五反田一丁目(五反田大橋下流)	20	二建	
K109	目黒川	右	品川区西五反田一丁目(五反田大橋下流)	20	二建	
K110	目黒川	左	品川区西五反田二丁目(五反田大橋上流)	10	二建	
K111	目黒川	右	品川区西五反田二丁目(五反田大橋上流)	10	二建	
小計	1 河川		6 か所	120		
K112	呑川	左	大田区大森南五丁目(旭橋下流)	115	二建	
K113	呑川	右	大田区東糀谷六丁目(旭橋下流)	115	二建	
K114	呑川	左	大田区大森南二丁目(旭橋上流)	210	二建	
K115	呑川	右	大田区東糀谷五丁目(旭橋上流)	210	二建	
K116	呑川	左	大田区大森南二丁目(藤兵衛橋上流)	150	二建	
K117	呑川	右	大田区東糀谷一丁目(藤兵衛橋上流)	150	二建	
K118	呑川	左	大田区大森南一丁目(東橋~呑川新橋)	150	二建	
K119	呑川	右	大田区東糀谷一丁目(東橋~呑川新橋)	150	二建	
K120	呑川	左	大田区北糀谷一丁目(八幡橋上流)	130	二建	
K121	呑川	右	大田区西糀谷二丁目(八幡橋上流)	130	二建	
K122	呑川	左	大田区東蒲田二丁目(天神橋上流)	90	二建	
K123	呑川	右	大田区南蒲田一丁目(天神橋上流)	90	二建	
K124	呑川	左	大田区蒲田三丁目(弾正橋~柳橋)	150	二建	
K125	呑川	右	大田区蒲田四丁目(弾正橋~柳橋)	150	二建	
小計	1 河川		14 か所	1,990		
K126	古川	左	港区東麻布三丁目(一之橋公園内)	50	一建	
K127	古川	右	港区三田一丁目(一之橋公園内)	60	一建	
K128	古川	右	港区白金一丁目(古川橋~新古川橋)	120	一建	
K129	古川	右	港区白金一丁目(古川橋~新古川橋)	40	一建	
K130	古川	左	港区南麻布三丁目(白金公園橋~五之橋)	60	一建	
K131	古川	右	港区白金三丁目(白金公園橋~五之橋)	100	一建	
小計	1 河川		6 か所	430		
K132	境川	左	町田市南町田一丁目(鶴間橋上流)	30	南東建	
K133	境川	右	神奈川県大和市下鶴間(鶴間橋上流)	30	南東建	
K134	境川	左	町田市金森六丁目(金山橋上下流)	190	南東建	
K135	境川	左	町田市金森七丁目(鶴金橋上流)	40	南東建	
K136	境川	左	町田市木曾東二丁目(桧橋上流)	60	南東建	
小計	1 河川		5 か所	350		
K137	内川	左	大田区大森西二丁目(富士見橋下流)	10	二建	
K138	内川	右	大田区大森西四丁目(富士見橋下流)	10	二建	
小計	1 河川		2 か所	20		
計	6 河川		34 か所	3,480		
総計	37 河川		138 か所	15,470		

資 4. 2 平成 31 年度 重要水防箇所（国土交通省管理河川）

重要水防箇所評定基準（案）

種別	重要度等		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

資料 1  
資料 2  
資料 3  
資料 4  
資料 5  
資料 6  
資料 7  
資料 8  
資料 9  
資料 10

1. 江戸川河川事務所

江戸川重要水防箇所

図面 対象 番号	重要度		重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	都及び区市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級	左右 岸別	地先名	軒杭位置 (K, m)			担当 水防団体	担当 事務所		
江右 19-2	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	右	葛飾区東金町8 丁目	19.5k 上320m 19.5k 上301m	19	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 旧川跡の堤防	葛飾区	五建	江戸川河口出 張所	積み土嚢 月の輪工
江右 19-3	旧川跡	要注	右	葛飾区東金町8 丁目	19.5k 上301m 19.5k 上300m	1	旧川跡の堤防	葛飾区	五建	江戸川河口出 張所	月の輪工
江右 19-4	旧川跡	要注	右	葛飾区東金町8 丁目	19.5k 上197m 19.5k 上106m	91	旧川跡の堤防	葛飾区	五建	江戸川河口出 張所	月の輪工
江右 19-5	旧川跡	要注	右	葛飾区東金町8 丁目	19.5k 上106m 19.5k 上105m	1	旧川跡の堤防	葛飾区	五建	江戸川河口出 張所	月の輪工
江右 19-6	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	右	葛飾区東金町8 丁目	19.5k 上105m 19.5k 上103m	2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 旧川跡の堤防	葛飾区	五建	江戸川河口出 張所	積み土嚢 月の輪工
江右 19-7	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	右	葛飾区東金町8 丁目	19.5k 上103m 19.5k 上60m	43	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 旧川跡の堤防	葛飾区	五建	江戸川河口出 張所	積み土嚢 月の輪工
江右 19-8	旧川跡	要注	右	葛飾区東金町8 丁目	19.5k 上60m 19.0k 上108m	159	旧川跡の堤防	葛飾区	五建	江戸川河口出 張所	月の輪工
江右 19-9	旧川跡	要注	右	葛飾区東金町8 丁目	19.0k 上108m 18.5k 上445m	165	旧川跡の堤防	葛飾区	五建	江戸川河口出 張所	月の輪工
江右 18-1	堤体漏水 旧川跡	B 要注	右	葛飾区東金町8 丁目	18.5k 上445m 18.5k 上364m	81	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡の堤防	葛飾区	五建	江戸川河口出 張所	築きまわし シート張り工 月の輪工
江右 18-2	工作物	B	右	葛飾区東金町8 丁目	18.5k 上400m	1箇所	主・地 松戸・草加線葛飾橋	葛飾区	五建	江戸川河口出 張所	
江右 18-3	旧川跡	要注	右	葛飾区東金町8 丁目	18.5k 上364m 18.5k 上283m	81	旧川跡の堤防	葛飾区	五建	江戸川河口出 張所	月の輪工
江右 18-4	工作物	B	右	葛飾区東金町8 丁目	18.5k 上303m	1箇所	国道298号新葛飾大橋	葛飾区	五建	江戸川河口出 張所	
江右 18-5	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B 要注	右	葛飾区東金町8 丁目	18.5k 上283m 18.5k 上246m	37	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡の堤防	葛飾区	五建	江戸川河口出 張所	積み土嚢 築きまわし シート張り工 月の輪工
江右 18-6	工作物	B	右	葛飾区東金町8 丁目	18.5k 上264m	1箇所	国道298号葛飾大橋	葛飾区	五建	江戸川河口出 張所	
江右 18-7	堤体漏水 旧川跡	B 要注	右	葛飾区東金町8 丁目	18.5k 上246m 18.5k 上231m	15	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡の堤防	葛飾区	五建	江戸川河口出 張所	築きまわし シート張り工 月の輪工
江右 18-8	旧川跡	要注	右	葛飾区東金町7 丁目	18.5k 上231m 18.5k 上174m	57	旧川跡の堤防	葛飾区	五建	江戸川河口出 張所	月の輪工
江右 18-9	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	右	葛飾区東金町7 丁目	18.5k 上174m 18.5k 上75m	99	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 旧川跡の堤防	葛飾区	五建	江戸川河口出 張所	積み土嚢 月の輪工
江右 18-10	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	右	葛飾区東金町7 丁目	18.5k 上75m 18.5k 上50m	25	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 旧川跡の堤防	葛飾区	五建	江戸川河口出 張所	積み土嚢 シート張り工 月の輪工
江右 18-11	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	右	葛飾区東金町7 丁目	18.5k 上50m 18.0k 上513m	127	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 旧川跡の堤防	葛飾区	五建	江戸川河口出 張所	積み土嚢 月の輪工
江右 18-12	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	右	葛飾区東金町7 丁目	18.0k 上513m 18.0k 上435m	78	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 旧川跡の堤防	葛飾区	五建	江戸川河口出 張所	積み土嚢 築きまわし 月の輪工
江右 18-13	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	右	葛飾区東金町7 丁目	18.0k 上435m 18.0k 上425m	10	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 旧川跡の堤防	葛飾区	五建	江戸川河口出 張所	積み土嚢 月の輪工
江右 18-14	越水(溢水) 新堤防 旧川跡	B 要注 要注	右	葛飾区東金町7 丁目	18.0k 上425m 18.0k 上372m	53	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 築堤後3年未満 H28新橋排水樋管撤去他工事 (H29.6) 旧川跡の堤防	葛飾区	五建	江戸川河口出 張所	積み土嚢 月の輪工 シート張り工
江右 18-15	越水(溢水) 新堤防	B 要注	右	葛飾区東金町7 丁目	18.0k 上372m 18.0k 上345m	27	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 築堤後3年未満 H28新橋排水樋管撤去他工事 (H29.6)	葛飾区	五建	江戸川河口出 張所	積み土嚢 シート張り工
江右 18-16	越水(溢水)	B	右	葛飾区東金町7 丁目	18.0k 上345m 17.5k 上287m	751	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	葛飾区	五建	江戸川河口出 張所	積み土嚢
江右 17-1	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	葛飾区東金町7 丁目	17.5k 上287m 17.5k 上284m	3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	江戸川河口出 張所	積み土嚢 築きまわし
江右 17-2	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	葛飾区東金町6 丁目	17.5k 上284m 17.5k 上277m	7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	江戸川河口出 張所	積み土嚢 築きまわし
江右 17-3	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	葛飾区東金町6 丁目	17.5k 上277m 17.5k 上232m	45	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	江戸川河口出 張所	積み土嚢 築きまわし
江右 17-4	工作物	B	右	葛飾区東金町6 丁目	17.5k 上257m	1箇所	JR常磐線江戸川橋梁(上流)	葛飾区	五建	江戸川河口出 張所	
江右 17-5	工作物	B	右	葛飾区東金町6 丁目	17.5k 上239m	1箇所	JR常磐線江戸川橋梁(下流)	葛飾区	五建	江戸川河口出 張所	
江右 17-6	堤体漏水	B	右	葛飾区東金町6 丁目	17.5k 上232m 17.5k 上9m	223	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	江戸川河口出 張所	築きまわし
江右 17-7	工作物	B	右	東京都葛飾区金 町	17.5k 上144m	1箇所	国道6号新葛飾橋	葛飾区	五建	江戸川河口出 張所	
江右 17-8	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	葛飾区東金町6 丁目	17.5k 上9m 17.0k 上311m	266	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	江戸川河口出 張所	積み土嚢 築きまわし
江右 17-9	堤体漏水	B	右	葛飾区東金町6 丁目	17.0k 上311m 17.0k 上267m	44	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	江戸川河口出 張所	築きまわし
江右 17-10	堤体漏水	B	右	葛飾区金町浄水 場	17.0k 上267m 17.0k 上195m	72	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	江戸川河口出 張所	築きまわし
江右 17-11	新堤防	要注	右	葛飾区金町浄水 場	17.0k 上195m 17.0k 上117m	78	築堤後3年未満 H28金町三丁目地区緩傾斜堤 防整備工事(H30.3)	葛飾区	五建	江戸川河口出 張所	シート張り工
江右 17-12	新堤防	要注	右	葛飾区金町浄水 場	17.0k 上117m 17.0k 上17m	100	築堤後3年未満 H28金町三丁目地区緩傾斜堤 防整備工事(H30.3)	葛飾区	五建	江戸川河口出 張所	シート張り工
江右 17-13	堤体漏水	B	右	葛飾区金町浄水 場	17.0k 上17m 16.5k 上525m	54	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	江戸川河口出 張所	築きまわし
江右 16-1	工作物	B	右	葛飾区柴又5丁 目	16.0k 上163m	1箇所	北総鉄道江戸川橋梁	葛飾区	五建	江戸川河口出 張所	
江右 15-1	堤体漏水	B	右	江戸川区北小岩 8丁目	15.5k 上41m 15.5k 上9m	32	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	江戸川区	五建	江戸川河口出 張所	築きまわし シート張り工
江右 14-1	新堤防	要注	右	江戸川区北小岩 8丁目	14.5k 上128m 14.0k 上9m	469	築堤後3年未満 H29北小岩地区緩傾斜堤防整 備工事(H31.2)	江戸川区	五建	江戸川河口出 張所	シート張り工

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

資料編 4 水防上注意を要する箇所等

図面 対象 番号	重要度		重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	都及び区市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級	左右 岸別	地先名	軒杭位置 (K, m)			担当 水防団体	担当 事務所		
江右 14-2	新堤防	要注	右	江戸川区北小岩 8丁目	14.0k 上9m 14.0k	9	築堤後3年未満 H29北小岩地区緩傾斜堤防整備工事 (H31.2)	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	シート張り工
江右 13-1	堤体漏水	B	右	江戸川区北小岩 8丁目	13.5k 上260m 13.5k 上259m	1	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	築きまわし シート張り工
江右 13-2	堤体漏水	B	右	江戸川区北小岩 4丁目	13.5k 上259m 13.5k 上185m	74	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	築きまわし シート張り工
江右 13-3	堤体漏水	B	右	江戸川区北小岩 4丁目	13.5k 上185m 13.5k 上63m	122	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	築きまわし
江右 13-4	工作物	B	右	江戸川区北小岩 4丁目	13.5k 上73m	1箇所	京成電鉄成田線江戸川橋梁	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	
江右 13-5	堤体漏水	B	右	江戸川区北小岩 3丁目	13.5k 上63m 13.5k 上37m	26	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	築きまわし
江右 13-6	堤体漏水	B	右	江戸川区北小岩 3丁目	13.0k 上268m 13.0k 上237m	31	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	築きまわし
江右 13-7	堤体漏水	B	右	江戸川区北小岩 3丁目	13.0k 上237m 13.0k 上195m	42	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	築きまわし
江右 13-8	基礎地盤漏水	B	右	江戸川区北小岩 3丁目	13.0k 上100m 13.0k 上65m	35	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	月の輪工
江右 13-9	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	江戸川区北小岩 3丁目	13.0k 上65m 13.0k 上59m	6	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	築きまわし 月の輪工
江右 13-10	工作物	B	右	東京都江戸川区 北小岩	13.0k 上220m	1箇所	国道14号市川橋(下り)	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	
江右 13-11	工作物	B	右	東京都江戸川区 北小岩	13.0k 上203m	1箇所	国道14号市川橋(上り)	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	
江右 13-12	工作物	B	右	江戸川区東小岩 3丁目	13.0k 上59m	1箇所	JR総武線江戸川橋梁(上流)	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	
江右 13-13	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	江戸川区東小岩 3丁目	13.0k 上59m 13.0k 上50m	9	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	築きまわし シート張り工 月の輪工
江右 13-14	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	江戸川区東小岩 3丁目	13.0k 上50m 13.0k 上11m	39	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	築きまわし 月の輪工
江右 13-15	工作物	B	右	江戸川区東小岩 3丁目	13.0k 上48m	1箇所	JR総武線江戸川橋梁(下流)	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	
江右 13-16	基礎地盤漏水 新堤防	B 要注	右	江戸川区東小岩 3丁目	13.0k 上11m 12.5k 上718m	115	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 築堤後3年未満 H28東小岩三丁目地区緩傾斜堤防工事 (H29.2)	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	月の輪工 シート張り工
江右 12-1	基礎地盤漏水	B	右	江戸川区東小岩 3丁目	12.5k 上718m 12.5k 上715m	3	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	月の輪工
江右 12-2	基礎地盤漏水	B	右	江戸川区東小岩 3丁目	12.5k 上715m 12.5k 上300m	415	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	月の輪工
江右 12-3	堤体漏水	B	右	江戸川区東小岩 3丁目	12.0k 上60m 12.0k 上59m	1	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	築きまわし
江右 12-4	堤体漏水	B	右	江戸川区東小岩 1丁目	12.0k 上59m 12.0k 上30m	29	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	築きまわし
江右 11-1	堤体漏水	B	右	江戸川区北篠崎 2丁目	11.5k 上414m 11.5k 上363m	51	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	築きまわし
江右 11-2	基礎地盤漏水	B	右	江戸川区北篠崎 2丁目	11.0k 上279m 10.5k 上430m	338	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	月の輪工
江右 10-1	基礎地盤漏水	B	右	江戸川区上篠崎 1丁目	10.5k 上430m 10.5k 上429m	1	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	月の輪工
江右 10-2	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	江戸川区上篠崎 1丁目	10.5k 上429m 10.5k 上354m	75	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	築きまわし 月の輪工
江右 10-3	基礎地盤漏水	B	右	江戸川区上篠崎 1丁目	10.5k 上354m 10.5k 上244m	110	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	月の輪工
江右 10-4	堤体漏水	B	右	江戸川区上篠崎 2丁目	10.5k 上244m 10.0k 上299m	393	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	シート張り工
江右 10-5	堤体漏水	B	右	江戸川区上篠崎 2丁目	10.0k 上299m 10.0k 上135m	164	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	シート張り工
江右 10-6	堤体漏水	B	右	江戸川区上篠崎 2丁目	10.0k 上135m 10.0k 上134m	1	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	築きまわし シート張り工
江右 10-7	堤体漏水	B	右	江戸川区篠崎町 1丁目	10.0k 上134m 10.0k 上69m	65	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	築きまわし シート張り工
江右 10-8	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	江戸川区篠崎町 1丁目	10.0k 上69m 9.5k 上383m	197	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	積み土嚢 築きまわし シート張り工
江右 9-1	工作物	B	右	東京都江戸川区 篠崎町	9.5k 上446m	1箇所	京葉道路江戸川大橋(下り)	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	
江右 9-2	工作物	B	右	東京都江戸川区 篠崎町	9.5k 上434m	1箇所	京葉道路江戸川大橋(上り)	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	
江右 9-3	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	江戸川区篠崎町 3丁目	9.5k 上383m 9.5k 上344m	39	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	積み土嚢 築きまわし シート張り工
江右 9-4	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	江戸川区篠崎町 3丁目	9.5k 上344m 9.5k 上271m	73	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	積み土嚢 シート張り工
江右 9-5	堤体漏水	B	右	江戸川区篠崎町 3丁目	9.5k 上271m 9.5k 上183m	88	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	シート張り工
江右 9-6	堤体漏水	B	右	江戸川区篠崎町 3丁目	9.5k 上183m 9.5k	183	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	築きまわし シート張り工
江右 3-1	堤体漏水	B	右	江戸川区篠崎町 3丁目	3.5k 上317m 3.5k 上272m	45	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	築きまわし シート張り工
江右 3-2	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	江戸川区篠崎町 3丁目	3.5k 上272m 3.5k 上140m	132	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	積み土嚢 築きまわし シート張り工

旧江戸川重要水防箇所

図面 対象 番号	重要度		重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	都及び区市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級	左右 岸別	地先名	軒杭位置 (K, m)			担当 水防団体	担当 事務所		
旧右 9-1	(重点) 工作物	A	右	江戸川区東篠崎	9.0k 上300m	1箇所	老朽(江戸川水閘門) 完成年: S18年3月	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	
旧右 8-1	越水(溢水)	B	右	江戸川区東篠崎 町	8.9k 上30m 8.9k 上5m	25.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満)	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	積み土嚢
旧左 9-1	(重点) 工作物	A	左	江戸川区東篠崎	9.0k 上300m	1箇所	老朽(江戸川水閘門) 完成年: S18年5月	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	
旧左 9-2	越水(溢水)	B	左	江戸川区東篠崎 町	9.0k 上81m 8.9k 上10m	170.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満)	江戸川区	五建	江戸川河口出張所	積み土嚢

資料1 資料2 資料3 資料4 資料5 資料6 資料7 資料8 資料9 資料10

中川重要水防箇所

図面 対象 番号	重要度		重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	都及び区市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級	左右 岸別	地先名	杆杭位置 (K, m)			担当 水防団体	担当 事務所		
中右 18-4	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	右	足立区六木3丁目	18.5k 上5m 18.0k 上531m	18	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(流下能力不足) 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	足立区	六建	中川下流出張所	積み土養 月の輪工
中右 18-5	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	右	足立区六木3丁目	18.0k 上531m 18.0k 上490m	41	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(堤防高は計画堤防高未滿) 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	足立区	六建	中川下流出張所	積み土養 月の輪工
中右 18-6	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	右	足立区六木3丁目	18.0k 上490m 18.0k 上299m	191	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(堤防高は計画堤防高未滿) 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	足立区	六建	中川下流出張所	積み土養 月の輪工
中右 18-7	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	右	足立区六木3丁目	18.0k 上299m 18.0k 上294m	5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(堤防高は計画堤防高未滿) 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	足立区	六建	中川下流出張所	積み土養 月の輪工
中右 18-8	越水(溢水)	B	右	足立区六木3丁目	18.0k 上294m 18.0k 上270m	24	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(堤防高は計画堤防高未滿)	足立区	六建	中川下流出張所	積み土養
中右 18-9	越水(溢水)	B	右	足立区六木3丁目	18.0k 上270m 18.0k 上248m	22	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(堤防高は計画堤防高未滿)	足立区	六建	中川下流出張所	積み土養
中右 18-10	越水(溢水)	B	右	足立区六木3丁目	18.0k 上248m 18.0k 上207m	41	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(流下能力不足)	足立区	六建	中川下流出張所	積み土養
中右 18-11	越水(溢水)	B	右	足立区六木2丁目	18.0k 上180m 18.0k 上161m	19	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(流下能力不足)	足立区	六建	中川下流出張所	積み土養
中右 18-12	越水(溢水)	B	右	足立区六木2丁目	18.0k 上161m 18.0k 上150m	11	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(流下能力不足)	足立区	六建	中川下流出張所	積み土養
中右 18-13	越水(溢水)	B	右	足立区六木2丁目	18.0k 上150m 18.0k 上143m	7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(流下能力不足)	足立区	六建	中川下流出張所	積み土養
中右 18-14	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	足立区六木2丁目	18.0k 上143m 18.0k 上110m	33	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(流下能力不足) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	足立区	六建	中川下流出張所	積み土養 築きまわし シート張り工
中右 18-15	堤体漏水	B	右	足立区六木2丁目	18.0k 上110m 18.0k	110	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	足立区	六建	中川下流出張所	築きまわし シート張り工
中右 17-1	越水(溢水)	B	右	足立区六木2丁目	17.5k 上390m 17.5k 上374m	16	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(流下能力不足)	足立区	六建	中川下流出張所	積み土養
中右 17-2	越水(溢水) 新堤防	B 要注	右	足立区六木2丁目	17.5k 上374m 17.5k 上327m	47	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(流下能力不足) 築堤後3年未滿 H28佐野一丁目地区堤防整備工事(H29.6)	足立区	六建	中川下流出張所	積み土養 シート張り工
中右 17-3	越水(溢水) 新堤防	B 要注	右	足立区六木2丁目	17.5k 上327m 17.5k 上266m	61	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(流下能力不足) 築堤後3年未滿 H28佐野一丁目地区堤防整備工事(H29.6)	足立区	六建	中川下流出張所	積み土養 シート張り工
中右 17-4	越水(溢水) 新堤防	B 要注	右	足立区六木2丁目	17.5k 上266m 17.5k 上233m	33	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(堤防高は計画堤防高未滿) 築堤後3年未滿 H28佐野一丁目地区堤防整備工事(H29.6)	足立区	六建	中川下流出張所	積み土養 シート張り工
中右 17-5	越水(溢水) 新堤防	B 要注	右	足立区佐野1丁目	17.5k 上233m 17.5k 上77m	156	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(堤防高は計画堤防高未滿) 築堤後3年未滿 H28佐野一丁目地区堤防整備工事(H29.6)	足立区	六建	中川下流出張所	積み土養 シート張り工
中右 17-6	越水(溢水)	B	右	足立区佐野1丁目	17.5k 上77m 17.5k 上58m	19	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(堤防高は計画堤防高未滿)	足立区	六建	中川下流出張所	積み土養
中右 17-7	新堤防	要注	右	足立区佐野1丁目	17.5k 上58m 17.5k 上52m	6	築堤後3年未滿 H29佐野一丁目地区堤防整備工事(H31.2)	足立区	六建	中川下流出張所	シート張り工
中右 17-8	新堤防	要注	右	足立区佐野1丁目	17.5k 上52m 17.5k 上43m	9	築堤後3年未滿 H29佐野一丁目地区堤防整備工事(H31.2)	足立区	六建	中川下流出張所	シート張り工
中右 17-9	新堤防	要注	右	足立区佐野1丁目	17.5k 上43m 17.0k 上239m	335	築堤後3年未滿 H29佐野一丁目地区堤防整備工事(H31.2)	足立区	六建	中川下流出張所	シート張り工
中右 17-10	新堤防	要注	右	足立区佐野1丁目	17.0k 上239m 17.0k 上143m	96	築堤後3年未滿 H29佐野一丁目地区堤防整備工事(H31.2)	足立区	六建	中川下流出張所	シート張り工
中右 17-11	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	足立区佐野1丁目	17.0k 上143m 17.0k 上53m	90	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(堤防高は計画堤防高未滿) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	足立区	六建	中川下流出張所	積み土養 築きまわし
中右 17-12	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	足立区大谷田2丁目	17.0k 上53m 16.5k 上305m	256	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(堤防高は計画堤防高未滿) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	足立区	六建	中川下流出張所	積み土養 築きまわし
中右 16-1	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	足立区大谷田2丁目	16.5k 上305m 16.5k 上152m	153	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(堤防高は計画堤防高未滿) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	足立区	六建	中川下流出張所	積み土養 築きまわし
中右 16-2	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	足立区大谷田1丁目	16.5k 上152m 16.0k 上451m	224	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(堤防高は計画堤防高未滿) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	足立区	六建	中川下流出張所	積み土養 築きまわし
中右 16-3	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	足立区大谷田1丁目	16.0k 上451m 16.0k 上432m	19	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(流下能力不足) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	足立区	六建	中川下流出張所	積み土養 築きまわし
中右 16-4	堤体漏水	B	右	足立区大谷田1丁目	16.0k 上432m 16.0k 上423m	9	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	足立区	六建	中川下流出張所	築きまわし
中右 16-5	越水(溢水)	B	右	足立区大谷田1丁目	16.0k 上357m 16.0k 上298m	59	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(流下能力不足)	足立区	六建	中川下流出張所	積み土養
中右 16-6	越水(溢水)	B	右	足立区大谷田1丁目	16.0k 上298m 16.0k 上288m	10	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(堤防高は計画堤防高未滿)	足立区	六建	中川下流出張所	積み土養
中右 16-7	越水(溢水)	B	右	足立区中川5丁目	16.0k 上288m 16.0k 上286m	2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(堤防高は計画堤防高未滿)	足立区	六建	中川下流出張所	積み土養
中右 16-8	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	足立区中川5丁目	16.0k 上286m 15.5k 上475m	288	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(堤防高は計画堤防高未滿) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	足立区	六建	中川下流出張所	積み土養 築きまわし

資料編 4 水防上注意を要する箇所等

図面 対象 番号	重要度		重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	都及び区市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級	左右 岸別	地先名	杆杭位置 (K, m)			担当 水防団体	担当 事務所		
中右 15-1	越水 (溢水) 堤体漏水	B B	右	足立区中川 5 丁目	15.5k 上 475m 15.5k 上 456m	19	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 (流下能力不足) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	足立区	六建	中川下流出張所	積み土嚢 築きまわし
中右 15-2	堤体漏水	B	右	足立区中川 5 丁目	15.5k 上 456m 15.5k 上 449m	7	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	足立区	六建	中川下流出張所	築きまわし
中右 15-3	越水 (溢水)	B	右	足立区中川 5 丁目	15.5k 上 447m 15.5k 上 444m	3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 (流下能力不足)	足立区	六建	中川下流出張所	積み土嚢
中右 15-4	越水 (溢水)	B	右	足立区中川 5 丁目	15.5k 上 444m 15.5k 上 425m	19	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 (堤防高は計画堤防高未滿)	足立区	六建	中川下流出張所	積み土嚢
中右 15-5	越水 (溢水) 堤体漏水	B B	右	足立区中川 5 丁目	15.5k 上 425m 15.5k 上 224m	201	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 (堤防高は計画堤防高未滿) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	足立区	六建	中川下流出張所	積み土嚢 築きまわし
中右 15-6	越水 (溢水) 堤体漏水	B B	右	足立区中川 5 丁目	15.5k 上 224m 15.5k 上 218m	6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 (流下能力不足) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	足立区	六建	中川下流出張所	積み土嚢 築きまわし
中右 15-7	堤体漏水	B	右	足立区中川 5 丁目	15.5k 上 218m 15.5k 上 213m	5	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	足立区	六建	中川下流出張所	築きまわし
中右 15-8	越水 (溢水)	B	右	足立区中川 5 丁目	15.5k 上 211m 15.5k 上 209m	2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 (流下能力不足)	足立区	六建	中川下流出張所	積み土嚢
中右 15-9	越水 (溢水)	B	右	足立区中川 5 丁目	15.5k 上 209m 15.5k 上 193m	16	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 (堤防高は計画堤防高未滿)	足立区	六建	中川下流出張所	積み土嚢
中右 15-10	越水 (溢水) 堤体漏水	B B	右	足立区中川 5 丁目	15.5k 上 193m 15.5k 上 140m	53	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 (堤防高は計画堤防高未滿) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	足立区	六建	中川下流出張所	積み土嚢 築きまわし
中右 15-11	越水 (溢水) 堤体漏水	B B	右	足立区中川 5 丁目	15.5k 上 140m 15.5k 上 132m	8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 (流下能力不足) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	足立区	六建	中川下流出張所	積み土嚢 築きまわし
中右 15-12	堤体漏水	B	右	足立区中川 5 丁目	15.5k 上 132m 15.5k 上 111m	21	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	足立区	六建	中川下流出張所	築きまわし
中右 15-13	越水 (溢水)	B	右	足立区中川 3 丁目	15.0k 上 213m 15.0k 上 181m	32	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 (流下能力不足)	足立区	六建	中川下流出張所	積み土嚢
中右 15-14	越水 (溢水)	B	右	足立区中川 3 丁目	15.0k 上 181m 14.5k 上 405m	201	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 (堤防高は計画堤防高未滿)	足立区	六建	中川下流出張所	積み土嚢
中右 14-1	越水 (溢水) 堤体漏水	B B	右	足立区中川 3 丁目	14.5k 上 405m 14.5k 上 286m	119	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 (堤防高は計画堤防高未滿) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	足立区	六建	中川下流出張所	積み土嚢 築きまわし シート張り工
中右 14-2	堤体漏水	B	右	足立区中川 3 丁目	14.5k 上 286m 14.5k 上 260m	26	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	足立区	六建	中川下流出張所	築きまわし シート張り工
中右 14-3	新堤防	要注	右	足立区中川 3 丁目	14.5k 上 259m 14.5k 上 47m	212	築堤後3年未滿 H27中川一丁目地区堤防整備工事 (H29.3)	足立区	六建	中川下流出張所	シート張り工
中右 14-4	新堤防	要注	右	足立区中川 1 丁目	14.5k 上 47m 14.0k 上 453m	146	築堤後3年未滿 H27中川一丁目地区堤防整備工事 (H29.3)	足立区	六建	中川下流出張所	シート張り工
中右 14-5	新堤防	要注	右	葛飾区亀有 3 丁目	14.0k 上 453m 14.0k 上 304m	149	築堤後3年未滿 H27中川一丁目地区堤防整備工事 (H29.3)	葛飾区	五建	中川下流出張所	シート張り工
中右 14-6	新堤防	要注	右	葛飾区亀有 3 丁目	14.0k 上 304m 14.0k 上 261m	43	築堤後3年未滿 H27中川一丁目地区堤防整備工事 (H29.3)	葛飾区	五建	中川下流出張所	シート張り工
中右 14-7	工作物	B	右	葛飾区亀有 2 丁目	14.0k 上 253m	1箇所	中川橋	葛飾区	五建	中川下流出張所	
中右 14-8	新堤防	要注	右	葛飾区亀有 3 丁目	14.0k 上 248m 14.0k 上 110m	138	築堤後3年未滿 H28亀有地区堤防整備工事 (H29.3)	葛飾区	五建	中川下流出張所	シート張り工
中右 14-9	新堤防	要注	右	葛飾区亀有 2 丁目	14.0k 上 110m 13.5k 上 505m	137	築堤後3年未滿 H28亀有地区堤防整備工事 (H29.3)	葛飾区	五建	中川下流出張所	シート張り工
中右 13-1	新堤防	要注	右	葛飾区亀有 2 丁目	13.5k 上 505m 13.5k 上 452m	53	築堤後3年未滿 H28亀有地区堤防整備工事 (H29.3)	葛飾区	五建	中川下流出張所	シート張り工
中右 13-2	新堤防	要注	右	葛飾区亀有 2 丁目	13.5k 上 452m 13.5k 上 346m	106	築堤後3年未滿 H28亀有地区堤防整備工事 (H29.3)	葛飾区	五建	中川下流出張所	シート張り工
中右 13-3	新堤防	要注	右	葛飾区青戸 8 丁目	13.5k 上 346m 13.5k 上 299m	47	築堤後3年未滿 H28亀有地区堤防整備工事 (H29.3)	葛飾区	五建	中川下流出張所	シート張り工
中右 13-4	堤体漏水	B	右	葛飾区青戸 7 丁目	13.0k 上 104m 13.0k 上 103m	1	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	中川下流出張所	築きまわし
中右 13-5	堤体漏水	B	右	葛飾区青戸 7 丁目	13.0k 上 103m 13.0k 上 98m	5	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	中川下流出張所	築きまわし
中右 13-6	堤体漏水	B	右	葛飾区青戸 7 丁目	13.0k 上 98m 13.0k 上 73m	25	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	中川下流出張所	築きまわし
中右 13-7	堤体漏水	B	右	葛飾区青戸 7 丁目	13.0k 上 73m 13.0k 上 50m	23	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	中川下流出張所	築きまわし
中右 12-1	越水 (溢水)	B	右	葛飾区青戸 6 丁目	12.5k 上 205m 12.5k 上 74m	131	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 (堤防高は計画堤防高未滿)	葛飾区	五建	中川下流出張所	積み土嚢
中右 12-2	越水 (溢水) 堤体漏水	B B	右	葛飾区青戸 6 丁目	12.5k 上 74m 12.5k 上 55m	19	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 (堤防高は計画堤防高未滿) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	中川下流出張所	積み土嚢 築きまわし
中右 12-3	堤体漏水	B	右	葛飾区青戸 6 丁目	12.5k 上 55m 12.5k 上 25m	30	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	中川下流出張所	築きまわし
中右 12-4	堤体漏水	B	右	葛飾区青戸 6 丁目	12.5k 上 25m 12.5k	25	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	中川下流出張所	築きまわし
中左 18-2	越水 (溢水)	B	左	葛飾区西水元 4 丁目	18.0k 上 313m 18.0k 上 176m	137	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 (流下能力不足)	葛飾区	五建	中川下流出張所	積み土嚢
中左 17-1	越水 (溢水)	B	左	葛飾区西水元 4 丁目	17.5k 上 414m 17.5k 上 266m	148	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 (流下能力不足)	葛飾区	五建	中川下流出張所	積み土嚢
中左 17-2	越水 (溢水)	B	左	葛飾区西水元 3 丁目	17.5k 上 266m 17.5k 上 145m	121	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 (流下能力不足)	葛飾区	五建	中川下流出張所	積み土嚢
中左 16-1	越水 (溢水)	B	左	葛飾区西水元 3 丁目	16.5k 上 32m 16.0k 上 328m	178	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 (流下能力不足)	葛飾区	五建	中川下流出張所	積み土嚢
中左 15-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	葛飾区南水元 1 丁目	15.0k 上 426m 15.0k 上 400m	26	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	中川下流出張所	シート張り工 月の輪工
中左 15-2	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	葛飾区南水元 1 丁目	15.0k 上 400m 15.0k 上 394m	6	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	中川下流出張所	シート張り工 月の輪工
中左 15-3	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	葛飾区新宿 6 丁目	15.0k 上 394m 14.5k 上 550m	407	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	中川下流出張所	シート張り工 月の輪工

資料1 資料2 資料3 資料4 資料5 資料6 資料7 資料8 資料9 資料10



図面 対象 番号	重要度		重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	都及び区市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級	左右岸別	地先名	杆杭位置 (K, m)			担当 水防団体	担当 事務所		
中左 14-1	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	葛飾区新宿6丁目	14.5k 上550m 14.5k 上548m	2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(流下能力不足) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	中川下流出張所	積み土養 シート張り工 月の輪工
中左 14-2	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	葛飾区新宿6丁目	14.5k 上548m 14.5k 上507m	41	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(堤防高は計画堤防高未滿) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	中川下流出張所	積み土養 シート張り工 月の輪工
中左 14-3	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	葛飾区新宿6丁目	14.5k 上507m 14.5k 上498m	9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(堤防高は計画堤防高未滿) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	中川下流出張所	積み土養 シート張り工 月の輪工
中左 14-4	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	葛飾区新宿6丁目	14.5k 上498m 14.5k 上481m	17	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(堤防高は計画堤防高未滿) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	中川下流出張所	積み土養 築きまわし シート張り工 月の輪工
中左 14-5	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	葛飾区新宿6丁目	14.5k 上481m 14.5k 上473m	8	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	中川下流出張所	築きまわし シート張り工 月の輪工
中左 14-6	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	葛飾区新宿5丁目	14.5k 上450m 14.5k 上345m	105	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	中川下流出張所	シート張り工 月の輪工
中左 14-7	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	葛飾区新宿5丁目	14.5k 上345m 14.5k 上14m	331	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(堤防高は計画堤防高未滿) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	中川下流出張所	積み土養 シート張り工 月の輪工
中左 14-8	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	葛飾区新宿5丁目	14.5k 上14m 14.5k 上11m	3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(堤防高は計画堤防高未滿) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	中川下流出張所	積み土養 築きまわし シート張り工 月の輪工
中左 14-9	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	葛飾区新宿2丁目	14.5k 上11m 14.5k 上3m	8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(堤防高は計画堤防高未滿) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	中川下流出張所	積み土養 築きまわし シート張り工 月の輪工
中左 14-10	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	葛飾区新宿2丁目	14.5k 上3m 14.5k	3	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	中川下流出張所	築きまわし シート張り工 月の輪工
中左 14-11	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	葛飾区新宿2丁目	14.5k 14.0k 上274m	183	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	中川下流出張所	築きまわし シート張り工 月の輪工
中左 14-12	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	葛飾区新宿2丁目	14.0k 上274m 14.0k 上265m	9	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	中川下流出張所	築きまわし シート張り工 月の輪工
中左 14-13	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	葛飾区新宿2丁目	14.0k 上265m 13.5k 上214m	516	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	中川下流出張所	シート張り工 月の輪工
中左 14-14	工作物	B	左	葛飾区新宿2丁目	14.0k 上220m	1箇所	中川橋	葛飾区	五建	中川下流出張所	
中左 13-1	越水(溢水)	B	左	葛飾区新宿1丁目	13.5k 上90m 13.5k 上83m	7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(堤防高は計画堤防高未滿)	葛飾区	五建	中川下流出張所	積み土養
中左 13-2	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	葛飾区新宿1丁目	13.5k 上83m 13.0k 上519m	91	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(堤防高は計画堤防高未滿) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	中川下流出張所	積み土養 築きまわし
中左 13-3	堤体漏水	B	左	葛飾区新宿1丁目	13.0k 上519m 13.0k 上501m	18	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	中川下流出張所	築きまわし
中左 13-4	堤体漏水	B	左	葛飾区新宿1丁目	13.0k 上501m 13.0k 上499m	2	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	中川下流出張所	築きまわし
中左 13-5	堤体漏水	B	左	葛飾区新宿1丁目	13.0k 上61m 13.0k 上53m	8	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	中川下流出張所	築きまわし
中左 13-6	工作物	B	左	葛飾区新宿1丁目	13.0k 上57m	1箇所	中川新宿線水管橋	葛飾区	五建	中川下流出張所	
中左 13-7	堤体漏水	B	左	葛飾区高砂6丁目	13.0k 上53m 13.0k 上41m	12	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	中川下流出張所	築きまわし
中左 12-1	基礎地盤漏水	B	左	葛飾区高砂6丁目	12.5k 上230m 12.5k 上5m	225	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	中川下流出張所	月の輪工
中左 12-2	基礎地盤漏水	B	左	葛飾区高砂5丁目	12.5k 上5m 12.4k 上77m	54	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	中川下流出張所	月の輪工
中左 12-3	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	左	葛飾区高砂5丁目	12.4k 上77m 12.4k 上76m	1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(流下能力不足) 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	中川下流出張所	積み土養 月の輪工
中左 12-4	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	葛飾区高砂2丁目	12.4k 上76m 12.4k 上68m	8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(流下能力不足) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	中川下流出張所	積み土養 築きまわし 月の輪工
中左 12-5	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	葛飾区高砂2丁目	12.4k 上68m 12.4k	68	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	葛飾区	五建	中川下流出張所	築きまわし 月の輪工

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

綾瀬川重要水防箇所

図面 対象 番号	重要度		左右 岸別	重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	都及び区市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級		地先名	杆杭位置 (K, m)				担当 水防団体	担当 事務所		
綾右 11-8	(重点) 越水(溢水) 旧川跡	A 要注	右	足立区花畑 8 丁目	11.0k 上229m 11.0k 上179m	50	計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	足立区	六建	中川出張所	積み土養 月の輪工	
綾右 11-9	(重点) 越水(溢水)	A	右	足立区花畑 8 丁目	11.0k 上179m 11.0k 上124m	58	計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満)	足立区	六建	中川出張所	積み土養	
綾右 11-10	(重点) 越水(溢水)	A	右	足立区花畑 8 丁目	11.0k 上124m 11.0k 上100m	24	計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満)	足立区	六建	中川出張所	積み土養	
綾右 11-11	(重点) 越水(溢水)	A	右	足立区花畑 8 丁目	11.0k 上100m 11.0k 上50m	50	計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満)	足立区	六建	中川出張所	積み土養	
綾右 11-12	(重点) 越水(溢水)	A	右	足立区花畑 8 丁目	11.0k 上50m 11.0k 上25m	28	計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満)	足立区	六建	中川出張所	積み土養	
綾右 11-13	(重点) 越水(溢水)	A	右	足立区花畑 8 丁目	11.0k 上25m 10.5k 上279m	173	計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満)	足立区	六建	中川出張所	積み土養	
綾右 10-1	越水(溢水)	B	右	足立区花畑 8 丁目	10.5k 上279m 10.5k 上239m	40	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)	足立区	六建	中川出張所	積み土養	
綾右 10-2	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	右	足立区花畑 8 丁目	10.5k 上239m 10.5k 上107m	132	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	足立区	六建	中川出張所	積み土養 月の輪工	
綾右 10-3	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	右	足立区花畑 7 丁目	10.5k 上64m 10.5k 上43m	21	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡の堤防	足立区	六建	中川出張所	積み土養 月の輪工	
綾右 10-4	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	右	足立区花畑 7 丁目	10.5k 上43m 10.5k 上5m	38	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	足立区	六建	中川出張所	積み土養 月の輪工	
綾右 10-5	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	右	足立区花畑 7 丁目	10.5k 上5m 10.5k	5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	足立区	六建	中川出張所	積み土養 月の輪工	
綾右 10-6	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	右	足立区花畑 7 丁目	10.5k 10.0k 上470m	33	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡の堤防	足立区	六建	中川出張所	積み土養 月の輪工	
綾右 10-7	(重点) 越水(溢水) 旧川跡	A 要注	右	足立区花畑 7 丁目	10.0k 上470m 10.0k 上455m	15	計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	足立区	六建	中川出張所	積み土養 月の輪工	
綾右 10-8	(重点) 越水(溢水) 旧川跡	A 要注	右	足立区花畑 7 丁目	10.0k 上455m 10.0k 上453m	2	計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	足立区	六建	中川出張所	積み土養 月の輪工	
綾右 10-9	(重点) 越水(溢水) 旧川跡	A 要注	右	足立区花畑 7 丁目	10.0k 上453m 10.0k 上424m	29	計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	足立区	六建	中川出張所	積み土養 月の輪工	
綾右 10-10	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	右	足立区花畑 7 丁目	10.0k 上424m 10.0k 上352m	72	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	足立区	六建	中川出張所	積み土養 月の輪工	
綾右 10-11	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	右	足立区花畑 6 丁目	10.0k 上352m 10.0k 上345m	7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	足立区	六建	中川出張所	積み土養 月の輪工	
綾右 10-12	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	右	足立区花畑 6 丁目	10.0k 上345m 10.0k	345	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡の堤防	足立区	六建	中川出張所	積み土養 月の輪工	
綾右 10-13	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	右	足立区花畑 6 丁目	10.0k 9.5k 上500m	11	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	足立区	六建	中川出張所	積み土養 月の輪工	
綾右 9-1	(重点) 越水(溢水) 旧川跡	A 要注	右	足立区花畑 6 丁目	9.5k 上500m 9.5k 上496m	4	計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	足立区	六建	中川出張所	積み土養 月の輪工	
綾右 9-2	(重点) 越水(溢水) 旧川跡	A 要注	右	足立区花畑 2 丁目	9.5k 上496m 9.5k 上485m	11	計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	足立区	六建	中川出張所	積み土養 月の輪工	
綾右 9-3	(重点) 越水(溢水) 旧川跡	A 要注	右	足立区花畑 2 丁目	9.5k 上485m 9.5k 上457m	28	計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	足立区	六建	中川出張所	積み土養 月の輪工	
綾右 9-4	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	右	足立区花畑 2 丁目	9.5k 上457m 9.5k 上358m	99	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	足立区	六建	中川出張所	積み土養 月の輪工	
綾右 9-5	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	右	足立区花畑 2 丁目	9.5k 上358m 9.5k 上346m	12	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	足立区	六建	中川出張所	積み土養 月の輪工	
綾右 9-6	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	右	足立区花畑 2 丁目	9.5k 上346m 9.5k 上327m	19	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	足立区	六建	中川出張所	積み土養 月の輪工	
綾右 9-7	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	右	足立区花畑 2 丁目	9.5k 上327m 9.5k 上312m	15	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	足立区	六建	中川出張所	積み土養 月の輪工	
綾右 9-8	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	右	足立区花畑 2 丁目	9.5k 上312m 9.5k 上123m	189	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	足立区	六建	中川出張所	積み土養 月の輪工	
綾右 9-9	越水(溢水)	B	右	足立区花畑 2 丁目	9.5k 上123m 9.5k 上5m	118	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	足立区	六建	中川出張所	積み土養	
綾右 9-10	越水(溢水)	B	右	足立区花畑 2 丁目	9.5k 上5m 9.5k	5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)	足立区	六建	中川出張所	積み土養	
綾右 9-11	越水(溢水)	B	右	足立区花畑 2 丁目	9.5k 9.0k 上450m	61	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)	足立区	六建	中川出張所	積み土養	
綾右 9-12	越水(溢水)	B	右	足立区南花畑 4 丁目	9.0k 上450m 9.0k 上5m	445	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)	足立区	六建	中川出張所	積み土養	
綾右 9-13	越水(溢水)	B	右	足立区南花畑 4 丁目	9.0k 上5m 9.0k 上4m	1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)	足立区	六建	中川出張所	積み土養	
綾右 9-14	(重点) 越水(溢水)	A	右	足立区南花畑 4 丁目	9.0k 上4m 9.0k	4	計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満)	足立区	六建	中川出張所	積み土養	
綾右 8-1	(重点) 越水(溢水)	A	右	足立区南花畑 4 丁目	9.0k 8.5k 上450m	50	計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満)	足立区	六建	中川出張所	積み土養	
綾右 8-2	(重点) 越水(溢水)	A	右	足立区南花畑 4 丁目	8.5k 上450m 8.5k 上400m	50	計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満)	足立区	六建	中川出張所	積み土養	
綾右 8-3	(重点) 越水(溢水)	A	右	足立区南花畑 3 丁目	8.5k 上400m 8.5k 上385m	15	計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満)	足立区	六建	中川出張所	積み土養	
綾右 8-4	(重点) 越水(溢水) 旧川跡	A 要注	右	足立区南花畑 3 丁目	8.5k 上385m 8.5k 上345m	40	計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	足立区	六建	中川出張所	積み土養 月の輪工	
綾右 8-11	旧川跡	要注	右	足立区南花畑 3 丁目	8.5k 8.3k 上165m	18	旧川跡の堤防	足立区	六建	中川出張所	月の輪工	

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

図面 対象 番号	重要度		重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	都及び区市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級	左右 岸別	地先名	軒杭位置 (K, m)			担当 水防団体	担当 事務所		
綾左 11-6	(重点) 越水(溢水) 旧川跡	A 要注	左	足立区花畑 8 丁目	11.0k 上164m 11.0k 上153m	11	計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	足立区	六建	中川出張所	積み土養 月の輪工
綾左 11-7	(重点) 越水(溢水) 旧川跡	A 要注	左	足立区花畑 8 丁目	11.0k 上153m 11.0k 上138m	15	計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	足立区	六建	中川出張所	積み土養 月の輪工
綾左 11-8	(重点) 越水(溢水)	A	左	足立区花畑 8 丁目	11.0k 上138m 11.0k 上102m	36	計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満)	足立区	六建	中川出張所	積み土養
綾左 11-9	(重点) 越水(溢水)	A	左	足立区花畑 8 丁目	11.0k 上102m 11.0k 上77m	25	計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満)	足立区	六建	中川出張所	積み土養
綾左 11-10	(重点) 越水(溢水)	A	左	足立区花畑 8 丁目	11.0k 上77m 11.0k 上26m	51	計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満)	足立区	六建	中川出張所	積み土養
綾左 11-11	(重点) 越水(溢水)	A	左	足立区花畑 8 丁目	11.0k 上26m 10.5k 上271m	256	危険箇所(越水)(氾濫ブロック毎) 計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満) 氾濫危険水位設定箇所(谷古宇観測所)	足立区	六建	中川出張所	積み土養
綾左 10-1	(重点) 越水(溢水) 旧川跡	A 要注	左	足立区花畑 8 丁目	10.5k 上271m 10.5k 上185m	86	計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	足立区	六建	中川出張所	積み土養 月の輪工
綾左 8-5	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	左	足立区神明 1 丁目	8.3k 上203m 8.3k 上182m	21	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	足立区	六建	中川出張所	積み土養 月の輪工
綾左 8-6	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	左	足立区神明 1 丁目	8.3k 上182m 8.3k 上172m	10	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	足立区	六建	中川出張所	積み土養 月の輪工
綾左 8-7	越水(溢水)	B	左	足立区神明 1 丁目	8.3k 上172m 8.3k	172	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満)	足立区	六建	中川出張所	積み土養

## 2. 荒川上流河川事務所

### 荒川重要水防箇所(荒川上流河川事務所管内)

図面 対象 番号	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	都及び区市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級		地先名	軒杭位置 (K, m)			担当 水防団体	担当 事務所		
荒右28-1	新堤防	要注意	右	板橋区新河岸 3 丁目	28.8k 上110 28.8k 下75	226.0	H28荒川板橋区笹目橋上流築堤工事	板橋区	四建	西浦和 出張所	シート張り工 法
荒右28-2	工作物	B	右	板橋区新河岸 3 丁目	28.8k 下75	16.0	桁下高と計画洪水流量規模の水位との差が計画余裕高に満たない(笹目橋)	板橋区	四建	西浦和 出張所	

## 3. 荒川下流河川事務所

### 荒川重要水防箇所(荒川下流河川事務所管内)

図面 対象 番号	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	都及び区市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級		地先名	軒杭位置 (K, m)			担当 水防団体	担当 事務所		
荒右28-1	堤防高 堤体漏水	B B	右	東京都板橋区新河岸 3 丁目	28.60k +115m 28.60k +101m	14	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状が生じる恐れ有り	板橋区	四建	岩淵 出張所	積み土養
荒右28-2	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	東京都板橋区新河岸 3 丁目	28.60k +115m 28.60k +16m	99	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	板橋区	四建	岩淵 出張所	土養羽ロ工 表シート張り工 月の輪工
荒右26	旧川跡	要注意	右	東京都板橋区舟渡 4 丁目	26.20k +125m 26.20k +25m	100	旧川跡	板橋区	四建	岩淵 出張所	月の輪工
荒右25	旧川跡	要注意	右	東京都板橋区舟渡 4 丁目	25.80k +0m 25.60k +80m	120	旧川跡	板橋区	四建	岩淵 出張所	月の輪工
荒右24	旧川跡	要注意	右	東京都板橋区舟渡 2 丁目 東京都北区浮間 2 丁目	24.20k +40m 24.00k +120m	120	旧川跡	板橋区 北区	四建 六建	岩淵 出張所	月の輪工
荒右22-1	堤防高 堤体漏水 (重点)	B B	右	東京都北区赤羽 3 丁目	22.00k +100m 22.00k +60m	41	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状が生じる恐れ有り	北区	六建	岩淵 出張所	積み土養
荒右22-2	堤防高 堤体漏水 (重点)	B B	右	東京都北区赤羽 3 丁目	22.00k +10m 21.75k +230m	34	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状が生じる恐れ有り	北区	六建	岩淵 出張所	積み土養
	工作物	B	右	東京都北区赤羽 3 丁目	22.00k +50m	1箇所	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高 未満(貨物線)	北区	六建	岩淵 出張所	積み土養
	工作物	B	右	東京都北区赤羽 3 丁目	22.00k +29m	1箇所	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高 未満(東北本線)	北区	六建	岩淵 出張所	積み土養
	工作物	B	右	東京都北区赤羽 3 丁目	22.00k +9m	1箇所	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高 未満(京浜東北線)	北区	六建	岩淵 出張所	積み土養
	工作物	B	右	東京都北区岩淵町	21.25k +202m	1箇所	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高 未満(新荒川大橋(下))	北区	六建	岩淵 出張所	積み土養
荒右21	旧川跡	要注意	右	東京都北区岩淵町	21.25k +190m 21.00k +105m	335	旧川跡	北区	六建	岩淵 出張所	月の輪工
荒右20	旧川跡	要注意	右	東京都北区志茂 4 丁目 東京都北区志茂 3 丁目	20.00k +35m 19.50k +180m	355	旧川跡	北区	六建	岩淵 出張所	月の輪工
荒右19	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	東京都足立区新田 1 丁目	19.00k +164m 18.75k +247m	176	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	六建	岩淵 出張所	土養羽ロ工 表シート張り工 月の輪工
	工作物	B	右	東京都足立区新田 1 丁目	18.75k +241m	1箇所	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高 未満(鹿浜橋)	足立区	六建	岩淵 出張所	積み土養
荒右18	堤体漏水	B	右	東京都足立区新田 2 丁目	18.75k +232m 18.75k +176m	56	堤体の変状が生じる恐れ有り	足立区	六建	岩淵 出張所	土養羽ロ工 表シート張り工
	工作物	B	右	東京都足立区宮城 2 丁目	16.75k +134m	1箇所	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高 未満(江北橋)	足立区	六建	岩淵 出張所	積み土養

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

資料編 4 水防上注意を要する箇所等

図面 対象 番号	重要度		左右 岸別	重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	都及び区市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級		地先名	軒杭位置 (K, m)	延長 (m)			相当 水防団体	相当 事務所		
荒右13-1	堤体漏水	B	右	東京都足立区千住元町	13.75k +59m 13.50k +251m	68	堤体の変状が生じる恐れ有り	足立区	六建	岩淵 出張所	土養羽口工 表シート張り工	
	工作物	B	右	東京都足立区千住元町	13.50k +245m	1箇所 (16)	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高 未滿(西新井橋)	足立区	六建	岩淵 出張所	積み土養	
荒右13-2	堤体漏水	B	右	東京都足立区千住元町	13.50k +240m 13.50k +171m	68	堤体の変状が生じる恐れ有り	足立区	六建	小名木川 出張所	積み土養	
	堤防高 堤体漏水	B B	右	東京都足立区千住元町	13.50k +227m 13.50k +217m	10	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 堤体の変状が生じる恐れ有り ※橋梁部周辺対策として設置している擁壁 については、荒川の水位上昇に伴い不安定 になる恐れがあるため、積土のう等による	足立区	六建	小名木川 出張所	積み土養	
荒右12-1	堤体漏水	B	右	東京都足立区千住大川町	12.50k +195m 12.50k +144m	81	堤体の変状が生じる恐れ有り	足立区	六建	小名木川 出張所	土養羽口工 表シート張り工	
荒右12-2	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	東京都足立区千住5丁目	12.50k +89m 12.25k +179m	189	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	六建	小名木川 出張所	土養羽口工 表シート張り工	
荒右12-3	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	東京都足立区千住5丁目	12.00k +195m 12.00k +100m	95	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	六建	小名木川 出張所	土養羽口工 表シート張り工 月の輸工	
荒右12-4	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	東京都足立区日ノ出町	12.00k +59m 11.75k +190m	117	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	六建	小名木川 出張所	土養羽口工 表シート張り工	
荒右11-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	東京都足立区日ノ出町	11.75k +164m 11.50k +220m	192	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	六建	小名木川 出張所	土養羽口工 表シート張り工 月の輸工	
荒右11-2	旧川跡	要注意	右	東京都足立区日ノ出町 東京都足立区柳原2丁目	11.25k +175m 11.25k +25m	150	旧川跡	足立区	六建	小名木川 出張所	月の輸工	
荒右10-1	旧川跡	要注意	右	東京都足立区柳原1丁目	10.50k +210m 10.50k +150m	60	旧川跡	足立区	六建	小名木川 出張所	月の輸工	
荒右10-2	基礎地盤漏水	B B	右	東京都足立区柳原1丁目	10.50k +193m 10.50k +169m	27	機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	六建	小名木川 出張所	月の輸工	
	工作物	B	右	東京都足立区柳原1丁目	10.50k +164m	1箇所	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高 (11)未滿(京成本線)	足立区	六建	小名木川 出張所	積み土養	
	工作物	B	右	東京都足立区柳原1丁目	10.50k +137m	1箇所	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高 (17)未滿(堀切橋)	足立区	六建	小名木川 出張所	積み土養	
荒右10-3	旧川跡	要注意	右	東京都足立区千住曙町	10.25k +160m 10.25k +116m	44	旧川跡	足立区	六建	小名木川 出張所	月の輸工	
荒右10-4	旧川跡	要注意	右	東京都墨田区墨田5丁目	10.25k +106m 10.25k +50m	56	旧川跡	墨田区	五建	小名木川 出張所	月の輸工	
	工作物	B	右	東京都墨田区墨田4丁目	8.75k +22m	1箇所	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高 (17)未滿(四ツ木橋)	墨田区	五建	小名木川 出張所	積み土養	
	荒右8-1	堤防高 堤体漏水 (重点)	B	右	東京都墨田区八広6丁目	8.50k +32m 8.50k +0m	32	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 堤体の変状が生じる恐れ有り	墨田区	五建	小名木川 出張所	積み土養
荒右8-2	堤体漏水	B	右	東京都墨田区八広6丁目	8.50k +0m 8.25k +0m	247	堤体の変状が生じる恐れ有り	墨田区	五建	小名木川 出張所	積み土養	
荒右6	旧川跡	要注意	右	東京都江戸川区平井7丁目 東京都江戸川区平井6丁目	6.50k +135m 6.50k +35m	100	旧川跡	江戸川区	五建	小名木川 出張所	月の輸工	
	工作物	B	右	東京都江戸川区平井5丁目	6.00k +41m	1箇所 (20)	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高 未滿(平井大橋)	江戸川区	五建	小名木川 出張所	積み土養	
荒右5	堤防高 堤体漏水	B B	右	東京都江戸川区平井4丁目	5.75k +70m 5.75k +0m	68	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 堤体の変状が生じる恐れ有り	江戸川区	五建	小名木川 出張所	積み土養	
荒右3	旧川跡	要注意	右	東京都江戸川区小松川1丁目	3.25k +235m 3.25k +167m	68	旧川跡	江戸川区	五建	小名木川 出張所	月の輸工	
荒右2-1	堤体漏水	B	右	東京都江戸川区小松川1丁目	2.25k +190m 2.25k +140m	50	堤体の変状が生じる恐れ有り	江戸川区	五建	小名木川 出張所	積み土養	
荒右2-2	旧川跡	要注意	右	東京都江東区東砂2丁目 東京都江東区新砂3丁目	2.25k +190m 0.50k +0m	1,937	旧川跡	江東区	五建	小名木川 出張所	月の輸工	
荒右1	堤体漏水	B	右	東京都江東区東砂6丁目	1.00k +213m 1.00k +113m	100	堤体の変状が生じる恐れ有り	江東区	五建	小名木川 出張所	積み土養	
荒右0	堤体漏水	B	右	東京都江東区東砂8丁目 東京都江東区新砂3丁目	0.50k +194m 0.50k +40m	154	堤体の変状が生じる恐れ有り	江東区	五建	小名木川 出張所	積み土養	
	堤防高 (流下能力)	B	右	東京都北区岩淵町 東京都江戸川区小松川2丁目	21.25k +0m 4.25k +0m	16,925	計算水位と計画堤防高の差が余裕高未滿(注)	北区 足立区 墨田区 江戸川区	六建 五建	岩淵 小名木川 出張所	積み土養	
	荒左19	基礎地盤漏水	B	左	東京都足立区鹿浜2丁目	19.00k +67m 18.75k +180m	80	機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	六建	岩淵 出張所	月の輸工
	工作物	B	左	東京都足立区鹿浜2丁目	18.75k +172m	1箇所	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高 (21)未滿(鹿浜橋)	足立区	六建	岩淵 出張所	積み土養	
	荒左18-1	堤体漏水	B	左	東京都足立区鹿浜2丁目	18.75k +176m 18.75k +161m	15	堤体の変状が生じる恐れ有り	足立区	六建	岩淵 出張所	積み土養
荒左18-2	基礎地盤漏水	B	左	東京都足立区鹿浜1丁目	18.75k +161m 18.50k +158m	208	機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	六建	岩淵 出張所	月の輸工	
荒左18-3	旧川跡	要注意	左	東京都足立区鹿浜1丁目 東京都足立区堀之内1丁目	18.75k +160m 18.00k +90m	820	旧川跡	足立区	六建	岩淵 出張所	月の輸工	
荒左17-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	東京都足立区堀之内1丁目 東京都足立区江北2丁目	17.50k +216m 17.50k +146m	70	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	六建	岩淵 出張所	土養羽口工 表シート張り工 月の輸工	
荒左17-2	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	東京都足立区江北2丁目	17.25k +28m 16.75k +100m	354	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	六建	岩淵 出張所	土養羽口工 表シート張り工 月の輸工	
	工作物	B	左	東京都足立区扇2丁目	16.75k +89m	1箇所	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高 未滿(江北橋)	足立区	六建	岩淵 出張所	積み土養	
	荒左16	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	東京都足立区扇2丁目	16.75k +81m 16.75k +0m	81	機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	六建	岩淵 出張所	土養羽口工 表シート張り工 月の輸工
荒左13-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	東京都足立区本木1丁目	13.75k +60m 13.50k +246m	62	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	六建	岩淵 出張所	土養羽口工 表シート張り工 月の輸工	
	工作物	B	左	東京都足立区関原1丁目	13.50k +231m	1箇所 (16)	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高 未滿(西新井橋)	足立区	六建	岩淵 出張所	積み土養	
荒左13-2	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	東京都足立区関原1丁目	13.50k +216m 13.50k +80m	136	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	六建	小名木川 出張所	土養羽口工 表シート張り工 月の輸工	
荒左13-3	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	東京都足立区梅田4丁目	13.25k +150m 13.25k +50m	100	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	六建	小名木川 出張所	土養羽口工 表シート張り工 月の輸工	
荒左12-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	東京都足立区梅田1丁目	12.75k +90m 12.75k +20m	70	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	六建	小名木川 出張所	土養羽口工 表シート張り工 月の輸工	
荒左12-2	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	東京都足立区梅田1丁目	12.50k +201m 12.50k +122m	79	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	六建	小名木川 出張所	土養羽口工 表シート張り工 月の輸工	
荒左12-3	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	東京都足立区足立1丁目	12.50k +92m 12.50k +20m	72	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	六建	小名木川 出張所	土養羽口工 表シート張り工 月の輸工	
荒左12-4	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	東京都足立区足立2丁目	12.00k +221m 12.00k +115m	106	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	六建	小名木川 出張所	土養羽口工 表シート張り工 月の輸工	

資料1 資料2 資料3 資料4 資料5 資料6 資料7 資料8 資料9 資料10

図面 対象 番号	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	都及び区市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級		地先名	軒杭位置 (K, m)			担当 水防団体	担当 事務所		
荒左12-5	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	東京都足立区足立2丁目	12.00k +79m 11.75k +282m	142	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	六建	小名木川 出張所	土嚢羽口工 表シート張り工 月の輸工
荒左11-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	東京都足立区足立2丁目	11.75k +256m 11.75k +138m	118	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	六建	小名木川 出張所	土嚢羽口工 表シート張り工 月の輸工
荒左11-2	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	東京都葛飾区小菅1丁目	11.25k +170m 11.25k +55m	115	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	葛飾区	五建	小名木川 出張所	土嚢羽口工 表シート張り工 月の輸工
荒左11-3	旧川跡	要注意	左	東京都葛飾区小菅1丁目	11.25k +0m 11.00k +170m	80	旧川跡	葛飾区	五建	小名木川 出張所	月の輸工
荒左10-1	堤防高 堤体漏水 工作物	B B B	左	東京都葛飾区堀切4丁目	10.50k +157m 10.50k +135m 10.50k +145m	22	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状が生じる恐れ有り 1箇所 計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高(11)未満(京成本線)	葛飾区	五建	小名木川 出張所	積み土嚢
	工作物	B	左	東京都葛飾区堀切4丁目	10.50k +118m	1箇所	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高(17)未満(堀切橋)	葛飾区	五建	小名木川 出張所	積み土嚢
荒左10-2	旧川跡	要注意	左	東京都葛飾区堀切2丁目 東京都葛飾区堀切1丁目	10.00k +0m 9.75k +51m	170	旧川跡	葛飾区	五建	小名木川 出張所	-
荒左8	堤防高 堤体漏水	B B	左	東京都葛飾区四つ木3丁目	8.75k +58m 8.75k +25m	34	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状が生じる恐れ有り ※橋梁周辺対策として設置している擁壁については、荒川の水位上昇に伴い不安定になる恐れがあるため、積土のう等による対応が必要である。	葛飾区	五建	小名木川 出張所	積み土嚢
	工作物	B	左	東京都葛飾区四つ木3丁目	8.75k +36m	1箇所	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満(四ツ木橋)	葛飾区	五建	小名木川 出張所	積み土嚢
荒左7	旧川跡	要注意	左	東京都葛飾区東四つ木1丁目	7.25k +0m 7.00k +150m	114	旧川跡	葛飾区	五建	小名木川 出張所	-
荒左6	旧川跡	要注意	左	東京都葛飾区西新小岩9丁目	6.75k +125m 6.50k +125m	250	旧川跡	葛飾区	五建	小名木川 出張所	-
	工作物	B	左	東京都葛飾区西新小岩2丁目 東京都葛飾区西新小岩1丁目	6.00k +65m	1箇所	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満(平井大橋)	葛飾区	五建	小名木川 出張所	積み土嚢
荒左4	旧川跡	要注意	左	東京都江戸川区西小松川町	4.00k +282m 4.00k +236m	46	旧川跡	江戸川区	五建	小名木川 出張所	-
荒左3	堤体漏水	B	左	東京都江戸川区船場2丁目 東京都江戸川区北葛西2丁目	3.00k +0m 1.75k +16m	1,045	堤体の変状が生じる恐れ有り	江戸川区	五建	小名木川 出張所	積み土嚢
荒左2	旧川跡	要注意	左	東京都江戸川区船場2丁目	2.75k +153m 2.75k +106m	47	旧川跡	江戸川区	五建	小名木川 出張所	-
荒左1-1	旧川跡	要注意	左	東京都江戸川区西葛西1丁目	1.50k +47m 1.25k +59m	218	旧川跡	江戸川区	五建	小名木川 出張所	-
荒左1-2	旧川跡	要注意	左	東京都江戸川区西葛西1丁目 東京都江戸川区清新町1丁目	1.25k +14m 0.00k +0m	1,236	旧川跡	江戸川区	五建	小名木川 出張所	-
荒左1-3	堤体漏水	B	左	東京都江戸川区西葛西1丁目 東京都江戸川区西葛西2丁目	1.25k +87m 1.00k +25m	288	堤体の変状が生じる恐れ有り	江戸川区	五建	小名木川 出張所	積み土嚢
荒左0	堤体漏水	B	左	東京都江戸川区西葛西2丁目 東京都江戸川区清新町1丁目	0.50k +151m 0.25k +199m	210	堤体の変状が生じる恐れ有り	江戸川区	五建	小名木川 出張所	積み土嚢
	堤防高 (流下能力)	B	左	埼玉県川口市本町1丁目 東京都江戸川区西小松川町	21.25k +0m 4.25k +0m	16,872	計算水位と計画堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	荒川左岸水 害予防組合 足立区 葛飾区 江戸川区	さいたま県土 整備事務所 六建 五建	岩淵 小名木川 出張所	積み土嚢

4. 京浜河川事務所

多摩川重要水防箇所

図面 対象 番号	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	都及び区市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級		地先名	軒杭位置 (K, m)			担当 水防団体	担当 事務所		
多右 61-1	工作物	B	右	青梅市大柳町	61.0k +195m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(柳瀬橋)	青梅市	西健	多摩川上流	
多右 60-1	工作物	B	右	青梅市駒木町3丁目	60.6k +44m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(鮎美橋)	青梅市	西健	多摩川上流	
多右 58-1	越水(溢水)	B	右	青梅市長淵3丁目	58.2k +175m 58.0k +125m	256.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	青梅市	西健	多摩川上流	積み土のう
多右 55-1	堤体漏水	A	右	青梅市友田町2丁目	55.6k +25m 55.4k +125m	91.5	堤体の変状が生じるおそれが高い箇所	青梅市	西健	多摩川上流	シート張り
多右 55-2	堤体漏水 越水(溢水)	A B	右	青梅市友田町1丁目	55.4k +125m 55.4k +100m	22.9	堤体の変状が生じるおそれが高い箇所 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	青梅市	西健	多摩川上流	シート張り 積み土のう
多右 55-3	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	青梅市友田町1丁目	55.4k +100m 55.2k +100m	184.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状が生じるおそれがある箇所	青梅市	西健	多摩川上流	積み土のう シート張り
多右 55-4	堤体漏水	B	右	青梅市友田町1丁目	55.0k +150m 55.0k +70m	102.2	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	青梅市	西健	多摩川上流	シート張り
多右 55-5	(重点) 堤体漏水 水衝洗掘	B B	右	青梅市友田町1丁目	55.0k +70m 54.8k +150m	170.7	越水危険箇所 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	青梅市	西健	多摩川上流	シート張り 木流し
多右 54-1	越水(溢水) 堤体漏水 水衝洗掘	A B B	右	青梅市友田町1丁目	54.8k +150m 54.8k +125m	40.7	計算水位が現況堤防高以上 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	青梅市	西健	多摩川上流	積み土のう シート張り 木流し

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

資料編 4 水防上注意を要する箇所等

図面 対象 番号	重要度		重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	都及び区市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級	左右 岸別	地先名	軒杭位置 (K, m)			担当 水防団体	担当 事務所		
多右 54-2	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水 水衝洗掘	A A B	右	青梅市友田町1 丁目	54.8k +125m 54.6k +170m	253.1	友田町1丁目洪水予報個別対応地区 計算水位が現況堤防高以上 堤体の変状の生じるおそれが高い箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	青梅市	西健	多摩川上流	積み土のう シート張り 木流し
多右 54-3	越水(溢水) 堤体漏水 水衝洗掘 旧川跡	A A B 要注	右	羽村市多摩川	54.6k +170m 54.6k +75m	157.8	計算水位が現況堤防高以上 堤体の変状の生じるおそれが高い箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所 旧川跡	羽村市	西健	多摩川上流	積み土のう シート張り 木流し 釜段工法
多右 54-4	越水(溢水) 堤体漏水 水衝洗掘 旧川跡	A A B 要注	右	羽村市多摩川	54.6k +75m 54.6k	106.7	計算水位が現況堤防高以上 堤体の変状の生じるおそれが高い箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所 旧川跡	羽村市	西健	多摩川上流	積み土のう シート張り 木流し 釜段工法
多右 54-5	水衝洗掘 旧川跡	B 要注	右	羽村市多摩川	54.6k 54.4k +145m	91.3	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所 旧川跡	羽村市	西健	多摩川上流	木流し 釜段工法
多右 54-6	水衝洗掘	B	右	羽村市多摩川	54.4k +145m 54.4k +100m	60.1	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	羽村市	西健	多摩川上流	木流し
多右 54-7	水衝洗掘	B	右	羽村市多摩川	54.4k +100m 54.0k +150m	334.6	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	羽村市	西健	多摩川上流	木流し
多右 54-8	水衝洗掘	B	右	羽村市羽	54.0k +150m 54.0k +100m	60.0	羽洪水予報個別対応地区 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	羽村市	西健	多摩川上流	木流し
多右 54-9	越水(溢水) 水衝洗掘	B B	右	羽村市羽	54.0k +100m 54.0k +25m	90.0	羽洪水予報個別対応地区 計算水位と現況堤防高の差が余裕高 未満 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	羽村市	西健	多摩川上流	積み土のう 木流し
多右 54-10	水衝洗掘	B	右	羽村市羽	54.0k +25m 54.0k	30.0	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	羽村市	西健	多摩川上流	木流し
多右 54-11	水衝洗掘	B	右	羽村市羽	54.0k 53.0k	850.5	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	羽村市	西健	多摩川上流	木流し
多右 50-1	堤体漏水	B	右	あきる野市草花	50.8k +100m 50.8k	106.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	あきる野市	西健	多摩川上流	シート張り
多右 50-2	堤体漏水 水衝洗掘	B B	右	あきる野市草花	50.8k 50.6k +100m	83.5	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	あきる野市	西健	多摩川上流	シート張り 木流し
多右 50-3	水衝洗掘	B	右	あきる野市草花	50.6k +100m 50.2k	345.9	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	あきる野市	西健	多摩川上流	木流し
多右 49-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	あきる野市二宮	49.4k +100m 48.6k +105m	754.7	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある 箇所	あきる野市	西健	多摩川上流	表むしろ張り 月の輪
多右 48-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	あきる野市小川 東一丁目	48.6k +105m 48.6k	135.5	あきる野市に氾濫被害を発生させる 危険箇所 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある 箇所	あきる野市	西健	多摩川上流	シート張り 表むしろ張り 月の輪
多右 48-2	越水(溢水)	B	右	八王子市高月町	48.4k+100m 48.4k	100.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高 未満	八王子市	南西建	多摩川上流	積み土のう
多右 48-3	(重点) 越水(溢水) 水衝洗掘	B B	右	八王子市高月町	48.4k 48.0k +100m	268.9	越水危険箇所 計算水位と現況堤防高の差が余裕高 未満 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	八王子市	南西建	多摩川上流	積み土のう 木流し
多右 48-4	水衝洗掘	B	右	八王子市高月町	48.0k +100m 47.8k +180m	115.9	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	八王子市	南西建	多摩川上流	木流し
多右 48-5	工作物	A	右	八王子市高月町	48.0k	1箇所	応急対策が必要な施設(昭和用水堰)	八王子市	南西建	多摩川上流	
多右 47-1	水衝洗掘	B	右	八王子市高月町	47.8k +180m 47.8k +40m	183.2	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	八王子市	南西建	多摩川上流	木流し
多右 47-2	越水(溢水) 水衝洗掘 旧川跡	B B 要注	右	八王子市高月町	47.8k +40m 47.8k	52.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高 未満 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所 旧川跡	八王子市	南西建	多摩川上流	積み土のう 木流し 釜段工法
多右 46-1	(重点) 旧川跡	要注	右	昭島市拝島町4 丁目	46.8k +40m 46.6k +180m	70.8	越水危険箇所 旧川跡	昭島市	北北建	多摩川上流	釜段工法
多右 46-2	旧川跡	要注	右	昭島市拝島町4 丁目	46.6k +40m 46.2k +185m	266.7	旧川跡	昭島市	北北建	多摩川上流	釜段工法
多右 46-3	工作物	B	右	昭島市拝島町6 丁目	46.2k +25m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (拝島橋)	昭島市	北北建	多摩川上流	
多右 46-4	越水(溢水)	B	右	昭島市田中町4 丁目	46.2k 45.8k	488.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高 未満	昭島市	北北建	多摩川上流	積み土のう
多右 45-1	越水(溢水)	B	右	八王子市平町	45.6k +100m 45.6k +50m	61.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高 未満	昭島市	北北建	多摩川上流	積み土のう
多右 45-2	堤体漏水	B	右	八王子市平町	45.4k +50m 45.4k +25m	31.8	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	八王子市	南西建	多摩川上流	シート張り

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

図面 対象 番号	重要度		重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	都及び区市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級	左右 岸別	地先名	杆杭位置 (K, m)			担当 水防団体	担当 事務所		
多右 45-3	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	八王子市平町	45.4k +25m 45.2k +160m	82.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	八王子市	南西建	多摩川上流	積み土のう シート張り
多右 45-4	越水(溢水) 堤体漏水 水衝洗掘	B B B	右	八王子市平町	45.2k +160m 45.2k +100m	73.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	八王子市	南西建	多摩川上流	積み土のう シート張り 木流し
多右 45-5	越水(溢水) 堤体漏水 水衝洗掘	B B B	右	八王子市平町	45.2k +100m 45.2k	119.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	八王子市	南西建	多摩川上流	積み土のう シート張り 木流し
多右 45-6	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	八王子市平町	45.2k 45.0k +175m	24.3	越水危険箇所 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	八王子市	南西建	多摩川上流	積み土のう シート張り
多右 45-7	堤体漏水	B	右	八王子市平町	45.0k +175m 45.0k +30m	140.9	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	八王子市	南西建	多摩川上流	シート張り
多右 45-8	工作物	A	右	八王子市平町	45.2k	1箇所	応急対策が必要な施設(日野用水堰)	八王子市	南西建	多摩川上流	
多右 45-9	堤体漏水	B	右	八王子市平町	45.0k +30m 45.0k -37m	67.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	八王子市	南西建	多摩川上流	シート張り
多右 44-1	水衝洗掘	B	右	八王子市平町	44.8k +44m 44.8k +25m	21.6	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	八王子市	南西建	多摩川上流	木流し
多右 44-2	水衝洗掘	B	右	八王子市平町	44.8k +25m 44.6k	147.8	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	八王子市	南西建	多摩川上流	木流し
多右 41-1	越水(溢水)	B	右	日野市栄町2丁目	41.6k +90m 41.6k +75m	12.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満	日野市	南西建	多摩川上流	積み土のう
多右 41-2	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	日野市栄町2丁目	41.6k +75m 41.6k +25m	41.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	日野市	南西建	多摩川上流	積み土のう シート張り
多右 41-3	(重点) 堤体漏水	B	右	日野市栄町2丁目	41.6k +25m 41.4k +155m	69.8	越水危険箇所 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	日野市	南西建	多摩川上流	シート張り
多右 41-4	堤体漏水 旧川跡	B 要注	右	日野市栄町1丁目	41.4k +155m 41.4k +95m	65.1	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	日野市	南西建	多摩川上流	シート張り 釜段工法
多右 41-5	旧川跡	要注	右	日野市栄町1丁目	41.4k +95m 41.4k +90m	5.4	旧川跡	日野市	南西建	多摩川上流	釜段工法
多右 41-6	旧川跡	要注	右	日野市日野本町5丁目	41.0k +165m 41.0k +95m	71.0	旧川跡	日野市	南西建	多摩川上流	釜段工法
多右 41-7	旧川跡	要注	右	日野市日野本町5丁目	41.0k 40.8k +175m	21.4	旧川跡	日野市	南西建	多摩川上流	釜段工法
多右 40-1	堤体漏水 旧川跡	B 要注	右	日野市日野本町5丁目	40.8k +175m 40.8k +95m	68.6	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	日野市	南西建	多摩川上流	シート張り 表むしろ張り 釜段工法
多右 40-2	堤体漏水	B	右	日野市日野本町6丁目	40.8k +95m 40.4k +160m	290.1	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	日野市	南西建	多摩川上流	シート張り 表むしろ張り
多右 40-3	堤体漏水	B	右	日野市日野本町6丁目	40.4k +160m 40.4k +100m	58.3	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	日野市	南西建	多摩川上流	シート張り 表むしろ張り
多右 40-4	堤体漏水	B	右	日野市日野本町6丁目	40.4k +100m 40.2k +100m	185.1	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	日野市	南西建	多摩川上流	表むしろ張り
多右 40-5	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	日野市大字日野	40.2k +100m 40.0k +100m	180.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	日野市	南西建	多摩川上流	積み土のう シート張り 表むしろ張り
多右 40-6	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	日野市大字日野	40.0k +100m 40.0k +75m	23.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	日野市	南西建	多摩川上流	積み土のう 表むしろ張り
多右 40-7	堤体漏水	B	右	日野市大字日野	40.0k +75m 40.0k	69.2	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	日野市	南西建	多摩川上流	表むしろ張り
多右 39-1	堤体漏水	B	右	日野市大字日野	39.8k +110m 39.2k +100m	609.7	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	日野市	南西建	多摩川上流	表むしろ張り
多右 39-2	工作物	B	右	日野市大字日野	39.8k +107m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未 満(日野橋)	日野市	南西建	多摩川上流	
多右 39-3	水衝洗掘	B	右	日野市万願寺1丁目	39.0k +70m 39.0k +5m	64.9	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	日野市	南西建	多摩川上流	木流し

資料編 4 水防上注意を要する箇所等

図面 対象 番号	重要度		重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	都及び区市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法	
	種別	階級	左右 岸別	地先名			杆杭位置 (K, m)	担当 水防団体			担当 事務所
多右 38-1	水衝洗掘	B	右	日野市万願寺1丁目	38.6k +130m 38.4k +95m	230.7	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	日野市	南西建	多摩川上流	木流し
多右 38-2	水衝洗掘 旧川跡	B 要注	右	日野市万願寺1丁目	38.4k +95m 38.4k +45m	50.0	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所 旧川跡	日野市	南西建	多摩川上流	木流し 釜段工法
多右 38-3	水衝洗掘	B	右	日野市万願寺1丁目	38.4k +45m 38.2k +25m	220.2	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	日野市	南西建	多摩川上流	木流し
多右 38-4	水衝洗掘 旧川跡	B 要注	右	日野市石田	38.2k +25m 38.0k +185m	40.2	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所 旧川跡	日野市	南西建	多摩川上流	木流し 釜段工法
多右 38-5	水衝洗掘	B	右	日野市石田	38.0k +185m 37.8k	360.9	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	日野市	南西建	多摩川上流	木流し
多右 36-1	越水(溢水)	B	右	日野市石田	36.6k+150m 36.6k+75m	82.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	日野市	南西建	多摩出張所	積み土のう
多右 36-2	水衝洗掘	B	右	日野市石田	36.2k +100m 36.0k	290.3	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	日野市	南西建	多摩出張所	木流し
多右 35-1	越水(溢水)	B	右	多摩市関戸1丁目・一ノ宮2丁目	35.5k+25m 35.2k+25m	300.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	多摩市	南東建	多摩出張所	積み土のう
多右 34-1	工作物	B	右	多摩市関戸	34.6k +25m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(新関戸橋)	多摩市	南東建	多摩出張所	
多右 34-2	工作物	B	右	多摩市関戸	34.6k +14m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(関戸橋)	多摩市	南東建	多摩出張所	
多右 32-1	工作物	A	右	稲城市大丸	32.4k	1箇所	応急対策が必要な施設(大丸用水堰)	稲城市	南東建	多摩出張所	
多右 29-1	水衝洗掘	B	右	稲城市押立	29.8k +100m 29.8k +40m	63.1	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	稲城市	南東建	多摩出張所	木流し
多右 29-2	越水(溢水)	B	右	稲城市押立	29.6k+175m 29.6k+50m	120.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	稲城市	南東建	多摩出張所	積み土のう
多右 29-3	旧川跡	要注	右	稲城市押立	29.4k +65m 29.2k +190m	74.9	旧川跡	稲城市	南東建	多摩出張所	釜段工法
多右 28-1	旧川跡	要注	右	稲城市押立	28.4k +70m 28.0k +165m	305.4	旧川跡	稲城市	南東建	多摩出張所	釜段工法
多右 27-1	工作物	B	右	稲城市矢野口	27.8k +199m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(多摩川原水道橋)	稲城市	南東建	多摩出張所	
多右 27-2	工作物	B	右	稲城市矢野口	27.8k +179m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(多摩川原橋)	稲城市	南東建	多摩出張所	
多右 27-3	旧川跡	要注	右	稲城市矢野口	27.8k +165m 27.8k +100m	65.3	旧川跡	稲城市	南東建	多摩出張所	釜段工法
多右 27-4	旧川跡	要注	右	稲城市矢野口	27.8k +100m 27.8k +25m	75.4	旧川跡	稲城市	南東建	多摩出張所	釜段工法
多左 61-1	工作物	B	左	青梅市大柳町	61.2k +4m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(柳瀬橋)	青梅市	西健	多摩川上流	
多左 60-1	工作物	B	左	青梅市千ヶ瀬町6丁目	60.9k +21m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(鮎美橋)	青梅市	西健	多摩川上流	
多左 55-1	越水(溢水)	B	左	羽村市羽加美4丁目	55.0k +160m 55.0k +100m	64.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	羽村市	西健	多摩川上流	積み土のう
多左 55-2	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	羽村市羽加美4丁目	55.0k +100m 55.0k +25m	80.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	羽村市	西健	多摩川上流	積み土のう シート張り
多左 55-3	(重点) 堤体漏水 越水(溢水)	A B	左	羽村市羽加美4丁目	55.0k +25m 55.0k	26.9	越水危険箇所 堤体の変状の生じるおそれが高い箇所 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	羽村市	西健	多摩川上流	積み土のう シート張り
多左 55-4	堤体漏水 越水(溢水) 水衝洗掘	A B B	左	羽村市羽加美4丁目	55.0k 54.8k +100m	103.7	堤体の変状の生じるおそれが高い箇所 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	羽村市	西健	多摩川上流	積み土のう シート張り 木流し
多左 54-1	越水(溢水) 堤体漏水 水衝洗掘	B B B	左	羽村市羽加美4丁目	54.8k +100m 54.8k	103.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	羽村市	西健	多摩川上流	積み土のう シート張り 木流し
多左 54-2	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	羽村市羽加美4丁目	54.8k 54.6k +100m	96.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	羽村市	西健	多摩川上流	積み土のう シート張り
多左 54-3	水衝洗掘	B	左	羽村市玉川2丁目	54.2k 53.0k +100m	1101.3	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	羽村市	西健	多摩川上流	木流し

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10



図面 対象 番号	重要度		重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	都及び区市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級	左右 岸別	地先名	杆杭位置 (K, m)			担当 水防団体	担当 事務所		
多左 53-1	工作物	A	左	羽村市玉川 1 丁目	53.6k +100m	1箇所	応急対策が必要な施設(羽村堰)	羽村市	西健	多摩川上流	
多左 53-2	工作物	B	左	羽村市玉川 2 丁目	53.0k +100m	1箇所	護岸工未整備(羽村町排水樋管)	羽村市	西健	多摩川上流	
多左 53-3	堤体漏水 水衝洗掘	B B	左	羽村市玉川 2 丁目	53.0k +100m 52.4k +100m	603.4	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	羽村市	西健	多摩川上流	シート張り 木流し
多左 52-1	堤体漏水 水衝洗掘	B B	左	福生市大字福生	52.4k +100m 52.2k +130m	181.8	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	福生市	西健	多摩川上流	表むしろ張り 木流し
多左 52-2	堤体漏水	B	左	福生市大字福生	52.2k +130m 52.2k +100m	36.9	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	福生市	西健	多摩川上流	表むしろ張り
多左 52-3	(重点) 水衝洗掘	B	左	福生市大字福生	52.2k +80m 51.4k	855.5	越水危険箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	福生市	西健	多摩川上流	木流し
多左 50-1	水衝洗掘	B	左	福生市北田園 2 丁目	50.8k +31m 50.8k	39.5	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	福生市	西健	多摩川上流	木流し
多左 50-2	水衝洗掘	B	左	福生市南田園	50.0k 49.4k +190m	421.1	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	福生市	西健	多摩川上流	木流し
多左 48-1	(重点) 水衝洗掘	B	左	昭島市拝島町 5 丁目	48.0k 47.8k +100m	105.0	氾濫危険水位設定箇所(調布橋観測所) 立川市、昭島市に氾濫被害を発生させる危険箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	昭島市	北北建	多摩川上流	木流し
多左 47-1	工作物	B	左	昭島市拝島町 5 丁目	47.8k +100m	1箇所	対策が必要な施設(昭和水堰)	昭島市	北北建	多摩川上流	
多左 47-2	水衝洗掘	B	左	昭島市拝島町 5 丁目	47.8k +100m 47.6k +100m	205.3	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	昭島市	北北建	多摩川上流	木流し
多左 47-3	堤体漏水 水衝洗掘	B B	左	昭島市拝島町 5 丁目	47.6k +100m 47.4k +100m	206.5	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	昭島市	北北建	多摩川上流	シート張り 木流し
多左 47-4	水衝洗掘	B	左	昭島市拝島町 5 丁目	47.4k +100m 47.0k +175m	331.7	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	昭島市	北北建	多摩川上流	木流し
多左 47-5	堤体漏水 水衝洗掘	B B	左	昭島市拝島町 4 丁目	47.0k +175m 46.8k +25m	356.7	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	昭島市	北北建	多摩川上流	シート張り 木流し
多左 46-1	水衝洗掘	B	左	昭島市拝島町 4 丁目	46.8k +25m 46.6k	230.0	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	昭島市	北北建	多摩川上流	木流し
多左 45-1	(重点) 水衝洗掘	B	左	昭島市大神町 4 丁目	45.4k 45.0k +100m	295.8	越水危険箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	昭島市	北北建	多摩川上流	木流し
多左 45-2	工作物	A	左	昭島市大神町 4 丁目	45.2k	1箇所	応急対策が必要な施設(日野用水堰)	昭島市	北北建	多摩川上流	
多左 45-3	堤体漏水 水衝洗掘	B B	左	昭島市大神町 4 丁目	45.0k +100m 44.8k +25m	295.8	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	昭島市	北北建	多摩川上流	シート張り 木流し
多左 44-1	水衝洗掘	B	左	昭島市大神町 4 丁目	44.8k +25m 44.8k	24.3	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	昭島市	北北建	多摩川上流	木流し
多左 43-1	水衝洗掘	B	左	昭島市宮沢町 3 丁目	43.8k 43.6k +167m	35.1	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	昭島市	北北建	多摩川上流	木流し
多左 43-2	堤体漏水	B	左	昭島市中神町 3 丁目	43.6k +50m 43.4k	242.6	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	昭島市	北北建	多摩川上流	シート張り
多左 43-3	工作物	B	左	昭島市福島町 3 丁目	43.6k +29m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(多摩大橋)	昭島市	北北建	多摩川上流	
多左 43-4	水衝洗掘	B	左	昭島市福島町 3 丁目	43.2k +144m 42.6k +100m	643.3	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	昭島市	北北建	多摩川上流	木流し
多左 42-1	堤体漏水 水衝洗掘	B B	左	昭島市郷地町 3 丁目	42.6k +100m 42.6k +80m	19.9	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	昭島市	北北建	多摩川上流	表むしろ張り 木流し
多左 42-2	堤体漏水	B	左	立川市富士見町 6 丁目	42.6k +80m 42.4k +110m	182.8	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	立川市	北北建	多摩川上流	表むしろ張り
多左 42-3	堤体漏水 水衝洗掘	B B	左	立川市富士見町 6 丁目	42.4k +110m 42.4k	110.5	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	立川市	北北建	多摩川上流	表むしろ張り 木流し
多左 42-4	堤体漏水	B	左	立川市富士見町 6 丁目	42.4k 42.2k +145m	59.2	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	立川市	北北建	多摩川上流	表むしろ張り
多左 42-5	堤体漏水 旧川跡	B 要注	左	立川市富士見町 6 丁目	42.2k +145m 41.8k +145m	391.2	越水危険箇所 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	立川市	北北建	多摩川上流	表むしろ張り 釜段工法
多左 41-1	堤体漏水	B	左	立川市富士見町 6 丁目	41.8k +145m 41.8k +100m	46.3	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	立川市	北北建	多摩川上流	表むしろ張り
多左 41-2	堤体漏水	B	左	立川市柴崎町 5 丁目	41.2k +100m 41.2k +95m	5.1	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	立川市	北北建	多摩川上流	シート張り
多左 41-3	堤体漏水 旧川跡	B 要注	左	立川市柴崎町 5 丁目	41.2k +95m 41.2k +90m	5.1	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	立川市	北北建	多摩川上流	シート張り 釜段工法

資料編 4 水防上注意を要する箇所等

図面 対象 番号	重要度		重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	都及び区市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法	
	種別	階級	左右 岸別	地先名			杭枝位置 (K, m)	担当 水防団体			担当 事務所
多左 41-4	旧川跡	要注	左	立川市柴崎町5丁目	41.2k +90m 41.0k +45m	260.1	旧川跡	立川市	北北建	多摩川上流	釜段工法
多左 40-1	水衝洗掘	B	左	立川市柴崎町6丁目	40.4k 40.2k +140m	57.7	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	立川市	北北建	多摩川上流	木流し
多左 40-2	水衝洗掘	B	左	立川市錦町5丁目	40.0k +195m 40.0k +160m	33.9	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	立川市	北北建	多摩川上流	木流し
多左 39-1	堤体漏水	B	左	立川市錦町6丁目	39.8k +100m 39.6k +163m	138.3	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	立川市	北北建	多摩川上流	シート張り
多左 39-2	(重点) 水衝洗掘	B	左	立川市錦町6丁目	39.6k +70m 39.6k	70.1	越水危険箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	立川市	北北建	多摩川上流	木流し
多左 39-3	新堤防	要注	左	国立市谷保	39.4k +84m 39.4k +27m	58.0	新堤防で築造後3年以内の箇所 (H28多摩川根川排水樋門新設工事 H30.3完成)	国立市	北北建	多摩川上流	表むしろ張り
多左 39-4	越水(溢水)	A	左	国立市谷保	39.4k +25m 39.2k +100m	178.9	計算水位が現状堤防高以上	国立市	北北建	多摩川上流	シート張り
多左 36-1	水衝洗掘	B	左	府中市四谷3丁目	36.4k +50m 35.4k +10m	892.1	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	府中市	北南建	多摩出張所	木流し
多左 34-1	水衝洗掘	B	左	府中市住吉町2丁目	34.8k +50m 34.6k	254.2	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	府中市	北南建	多摩出張所	木流し
多左 34-2	工作物	B	左	府中市住吉町2丁目	34.6k +38m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (新開戸橋)	府中市	北南建	多摩出張所	
多左 34-3	工作物	B	左	府中市住吉町2丁目	34.6k +25m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (開戸橋)	府中市	北南建	多摩出張所	
多左 33-1	水衝洗掘	B	左	府中市住吉町2丁目	33.0k 32.2k +170m	598.9	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	府中市	北南建	多摩出張所	木流し
多左 32-1	工作物	A	左	府中市是政6丁目	32.4k	1箇所	応急対策が必要な施設 (大丸用水堰)	府中市	北南建	多摩出張所	
多左 32-2	水衝洗掘 旧川跡	B 要注	左	府中市是政6丁目	32.2k +170m 32.2k +80m	102.8	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所 旧川跡	府中市	北南建	多摩出張所	木流し 釜段工法
多左 32-3	水衝洗掘	B	左	府中市是政6丁目	32.2k +80m 32.0k	304.0	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	府中市	北南建	多摩出張所	木流し
多左 30-1	堤体漏水	B	左	府中市小柳町6丁目	30.0k +100m 30.0k +80m	17.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	府中市	北南建	多摩出張所	表むしろ張り
多左 30-2	堤体漏水 旧川跡	B 要注	左	府中市小柳町6丁目	30.0k +80m 29.8k +160m	106.4	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	府中市	北南建	多摩出張所	表むしろ張り 釜段工法
多左 29-1	堤体漏水	B	左	府中市小柳町6丁目	29.8k +160m 29.4k +100m	448.7	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	府中市	北南建	多摩出張所	表むしろ張り
多左 29-2	旧川跡	要注	左	府中市押立町5丁目	29.4k +75m 29.0k +135m	510.8	旧川跡	府中市	北南建	多摩出張所	釜段工法
多左 29-3	堤体漏水	B	左	府中市押立町5丁目	29.0k +100m 28.6k +55m	565.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	府中市	北南建	多摩出張所	表むしろ張り
多左 28-1	堤体漏水 旧川跡	B 要注	左	府中市押立町5丁目	28.6k +55m 28.6k +45m	11.4	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	府中市	北南建	多摩出張所	表むしろ張り 釜段工法
多左 28-2	堤体漏水 旧川跡	B 要注	左	調布市上石原3丁目	28.6k +45m 28.4k +100m	170.7	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	調布市	北南建	多摩出張所	表むしろ張り 釜段工法
多左 28-3	旧川跡	要注	左	調布市多摩川2丁目	28.4k +100m 28.0k +50m	461.7	旧川跡	調布市	北南建	多摩出張所	釜段工法
多左 28-4	水衝洗掘 旧川跡	B 要注	左	調布市多摩川2丁目	28.0k +50m 27.8k +110m	99.7	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所 旧川跡	調布市	北南建	多摩出張所	木流し 釜段工法
多左 27-1	工作物	B	左	調布市多摩川3丁目	27.8k +160m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (多摩川原水道橋)	調布市	北南建	多摩出張所	
多左 27-2	工作物	B	左	調布市多摩川3丁目	27.8k +138m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (多摩川原橋)	調布市	北南建	多摩出張所	
多左 27-3	水衝洗掘	B	左	調布市多摩川3丁目	27.8k +110m 27.6k +175m	87.9	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	調布市	北南建	多摩出張所	木流し
多左 27-4	越水(溢水) 水衝洗掘	B B	左	調布市多摩川3丁目	27.6k +175m 27.6k +100m	57.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	調布市	北南建	多摩出張所	積み土のう 木流し
多左 27-5	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	調布市多摩川3丁目	27.6k +100m 27.4k +100m	153.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	調布市	北南建	多摩出張所	積み土のう シート張り
多左 27-6	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	調布市多摩川3丁目	27.4k +100m 27.4k +50m	38.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	調布市	北南建	多摩出張所	積み土のう シート張り
多左 27-7	越水(溢水) 堤体漏水 水衝洗掘	B B B	左	調布市多摩川4丁目	27.4k +50m 26.8k	650.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	調布市	北南建	多摩出張所	積み土のう シート張り 木流し
多左 27-8	陸開	要注	左	調布市多摩川3丁目	27.4k	1箇所	調布市第4陸開	調布市	北南建	多摩出張所	

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

図面 対象 番号	重要度		重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	都及び区市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級	左右 岸別	地先名	杆杭位置 (K, m)			担当 水防団体	担当 事務所		
多左 26-1	陸開	要注	左	調布市多摩川5丁目	26.8k	1箇所	調布市第1陸開	調布市	北南建	多摩出張所	
多左 26-2	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	調布市多摩川5丁目	26.8k 26.6k +100m	107.5	氾濫危険水位設定箇所(石原観測所) 世田谷区、狛江市、調布市に氾濫被害を発生させる危険箇所 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	調布市	北南建	多摩出張所	積み土のう シート張り
多左 26-3	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	調布市多摩川7丁目	26.6k +100m 26.6k +50m	53.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	調布市	北南建	多摩出張所	積み土のう シート張り
多左 26-4	越水(溢水)	B	左	調布市多摩川7丁目	26.6k +50m 26.6k +25m	26.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	調布市	北南建	多摩出張所	積み土のう
多左 26-5	堤体漏水	B	左	調布市多摩川7丁目	26.4k +100m 26.2k +145m	187.6	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	調布市	北南建	多摩出張所	表むしろ張り
多左 26-6	堤体漏水 旧川跡	B 要注	左	調布市多摩川7丁目	26.2k +145m 26.2k +35m	116.5	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	調布市	北南建	多摩出張所	表むしろ張り 釜段工法
多左 26-7	堤体漏水	B	左	調布市多摩川7丁目	26.2k +35m 25.6k +100m	515.2	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	調布市	北南建	多摩出張所	表むしろ張り
多左 25-1	旧川跡	要注	左	調布市染地2丁目	25.0k +60m 25.0k +5m	43.9	旧川跡	調布市	北南建	多摩出張所	釜段工法
多左 24-1	旧川跡	要注	左	調布市染地3丁目	24.4k +20m 24.2k +165m	77.9	旧川跡	調布市	北南建	多摩出張所	釜段工法
多左 24-2	旧川跡	要注	左	狛江市西和泉2丁目	24.2k +165m 24.2k +160m	7.2	旧川跡	狛江市	北南建	多摩出張所	釜段工法
多左 24-3	旧川跡	要注	左	狛江市元和泉2丁目	24.2k +140m 24.2k +15m	179.6	旧川跡	狛江市	北南建	多摩出張所	釜段工法
多左 22-1	堤体漏水	B	左	狛江市猪方4丁目	22.8k +100m 22.8k +50m	30.8	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	狛江市	北南建	多摩出張所	シート張り
多左 22-2	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	狛江市猪方4丁目	22.8k +50m 22.6k +150m	76.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	狛江市	北南建	多摩出張所	積み土のう シート張り
多左 22-3	堤体漏水	B	左	狛江市猪方4丁目	22.6k +150m 22.6k +100m	45.3	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	狛江市	北南建	多摩出張所	シート張り
多左 22-4	堤体漏水	B	左	狛江市猪方4丁目	22.6k +100m 22.0k +175m	575.2	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	狛江市	北南建	多摩出張所	表むしろ張り
多左 22-5	堤体漏水	B	左	狛江市駒井町3丁目	22.0k +175m 21.6k +100m	96.1	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	狛江市	北南建	多摩出張所	シート張り 表むしろ張り
多左 21-1	堤体漏水	B	左	狛江市駒井町3丁目	21.6k +100m 21.4k +195m	196.9	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	狛江市	北南建	多摩出張所	表むしろ張り
多左 21-2	堤体漏水 旧川跡	B 要注	左	狛江市駒井町3丁目	21.4k +195m 21.4k +165m	28.9	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	狛江市	北南建	多摩出張所	表むしろ張り 釜段工法
多左 21-3	堤体漏水	B	左	狛江市駒井町3丁目	21.4k +165m 21.4k +125m	38.6	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	狛江市	北南建	多摩出張所	表むしろ張り
多左 21-4	堤体漏水	B	左	狛江市駒井町3丁目	21.4k +125m 21.4k	120.5	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	狛江市	北南建	多摩出張所	シート張り 表むしろ張り
多左 21-5	堤体漏水 水衝洗掘	B B	左	狛江市駒井町3丁目	21.4k 21.2k	185.9	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	狛江市	北南建	多摩出張所	シート張り 表むしろ張り 木流し
多左 21-6	堤体漏水	B	左	狛江市駒井町3丁目	21.2k 21.0k +155m	37.7	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	狛江市	北南建	多摩出張所	シート張り 表むしろ張り
多左 21-7	堤体漏水	B	左	世田谷区喜多見2丁目	21.0k +155m 21.0k +75m	67.1	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	世田谷区	二建	多摩出張所	シート張り 表むしろ張り
多左 21-8	堤体漏水 旧川跡	B 要注	左	世田谷区喜多見2丁目	21.0k +75m 21.0k +5m	58.7	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	世田谷区	二建	多摩出張所	シート張り 表むしろ張り 釜段工法
多左 21-9	堤体漏水	B	左	世田谷区喜多見2丁目	21.0k +5m 20.8k +100m	121.5	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	世田谷区	二建	多摩出張所	シート張り 表むしろ張り
多左 20-1	堤体漏水	B	左	世田谷区喜多見2丁目	20.8k +100m 20.6k +100m	121.5	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	世田谷区	二建	多摩出張所	表むしろ張り
多左 20-2	堤体漏水	B	左	世田谷区喜多見1丁目	20.6k +100m 20.4k +100m	223.4	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	世田谷区	二建	多摩出張所	シート張り 表むしろ張り
多左 20-3	堤体漏水	B	左	世田谷区喜多見1丁目	20.4k +100m 20.2k +100m	251.5	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	世田谷区	二建	田園調布	表むしろ張り
多左 20-4	旧川跡	要注	左	世田谷区宇奈根2丁目	20.0k +150m 20.0k +10m	146.5	旧川跡	世田谷区	二建	田園調布	釜段工法

資料編 4 水防上注意を要する箇所等

図面 対象 番号	重要度		重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	都及び区市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級	左右 岸別	地先名	杆杭位置 (K, m)			担当 水防団体	担当 事務所		
多左 19-1	水衝洗掘	B	左	世田谷区宇奈根 1丁目	19.6k +100m 19.4k +100m	207.0	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	世田谷区	二建	田園調布	木流し
多左 18-1	陸閉	要注	左	世田谷区鎌田 1 丁目	18.6k	1箇所	久地陸閉	世田谷区	二建	田園調布	
多左 18-2	堤体漏水	B	左	世田谷区玉川 3 丁目	18.4k +25m 18.2k	281.1	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	世田谷区	二建	田園調布	シート張り
多左 18-3	堤体漏水 水衝洗掘	A B	左	世田谷区玉川 3 丁目	18.2k 17.8k +175m	259.0	堤体の変状の生じるおそれが高い箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	世田谷区	二建	田園調布	シート張り 木流し
多左 17-1	越水(溢水) 堤体漏水 水衝洗掘	A A B	左	世田谷区玉川 3 丁目	17.8k +175m 17.8k +25m	186.9	玉川 1 丁目洪水予報個別対応地区 計算水位が現況堤防高以上 堤体の変状の生じるおそれが高い箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	世田谷区	二建	田園調布	積み土のう シート張り 木流し
多左 17-2	(重点) 堤体漏水 越水(溢水) 水衝洗掘	A B B	左	世田谷区玉川 3 丁目	17.8k +25m 17.6k +150m	114.2	越水危険箇所 堤体の変状の生じるおそれが高い箇所 計算水位と現況堤防高の差が余裕高 未達 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	世田谷区	二建	田園調布	シート張り 積み土のう 木流し
多左 17-3	工作物	B	左	世田谷区玉川 3 丁目	17.8k +13m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未達 (二子橋)	世田谷区	二建	田園調布	
多左 17-4	(重点) 堤体漏水 越水(溢水)	A B	左	世田谷区玉川 1 丁目	17.6k +150m 17.4k +85m	285.1	越水危険箇所 堤体の変状の生じるおそれが高い箇所 計算水位と現況堤防高の差が余裕高 未達	世田谷区	二建	田園調布	シート張り 積み土のう
多左 17-5	陸閉	要注	左	世田谷区玉川町 1丁目	17.6k +100m	2箇所	玉川西陸閉、玉川東陸閉	世田谷区	二建	田園調布	
多左 17-6	堤体漏水 越水(溢水)	A B	左	世田谷区玉川 1 丁目	17.4k +85m 17.0k +175m	332.1	堤体の変状の生じるおそれが高い箇所 計算水位と現況堤防高の差が余裕高 未達	世田谷区	二建	田園調布	シート張り 積み土のう
多左 17-7	堤体漏水	A	左	世田谷区玉川 1 丁目	17.0k +175m 17.0k +100m	80.4	堤体の変状の生じるおそれが高い箇所	世田谷区	二建	田園調布	シート張り
多左 16-1	水衝洗掘	B	左	世田谷区上野毛 3丁目	16.8k 16.6k +90m	110.0	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	世田谷区	二建	田園調布	木流し
多左 13-1	越水(溢水)	B	左	大田区田園調布 1丁目	13.8k 13.6k +50m	216.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高 未達	大田区	二建	田園調布	積み土のう
多左 13-2	堤体漏水	B	左	大田区田園調布 1丁目	13.4k +175m 13.4k	286.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	大田区	二建	田園調布	シート張り
多左 13-3	堤体漏水 水衝洗掘	B B	左	大田区田園調布 1丁目	13.4k 13.0k +150m	316.5	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	大田区	二建	田園調布	シート張り 木流し
多左 13-4	水衝洗掘	B	左	大田区田園調布 本町	13.0k +150m 12.8k +100m	319.1	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	大田区	二建	田園調布	木流し
多左 12-1	堤体漏水 水衝洗掘	B B	左	大田区田園調布 本町	12.8k +100m 12.8k	109.2	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	大田区	二建	田園調布	シート張り 木流し
多左 12-2	堤体漏水	B	左	大田区田園調布 本町	12.8k 12.6k +150m	113.9	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	大田区	二建	田園調布	シート張り
多左 12-3	新堤防	要注	左	大田区田園調布 南	12.6k -19m 12.2k +159m	242.8	新堤防で築造後3年以内の箇所 (H28多摩川田園調布南上築堤護岸工 事 H29.6完成)	大田区	二建	田園調布	表むしり張り
多左 12-4	新堤防	要注	左	大田区田園調布 南	12.2k +159m 12.2k -18m	169.8	新堤防で築造後3年以内の箇所 (H28多摩川田園調布南築堤護岸工 事 H30.3完成)	大田区	二建	田園調布	表むしり張り
多左 10-1	工作物	B	左	大田区下丸子 3 丁目	10.4k +56m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未達 (瓦斯橋)	大田区	二建	田園調布	
多左 9-1	堤体漏水	B	左	大田区下丸子 2 丁目	9.8k +100m 9.6k +100m	193.5	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	大田区	二建	田園調布	シート張り 表むしり張り
多左 9-2	堤体漏水	B	左	大田区下丸子 2 丁目	9.6k +100m 9.4k +100m	230.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	大田区	二建	田園調布	表むしり張り
多左 9-3	堤体漏水 旧川跡	B 要注	左	大田区下丸子 2 丁目	9.4k +100m 9.4k +20m	64.2	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	大田区	二建	田園調布	表むしり張り 釜段工法
多左 9-4	堤体漏水	B	左	大田区矢口 3 丁 目	9.4k +20m 8.8k +100m	423.2	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	大田区	二建	田園調布	表むしり張り
多左 8-1	工作物	B	左	大田区多摩川 2 丁目	8.4k +191m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未達 (多摩川大橋)	大田区	二建	田園調布	
多左 8-2	越水(溢水)	B	左	大田区多摩川 2 丁目	8.2k +150m 6.2k +78m	1931.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高 未達	大田区	二建	田園調布	積み土のう
多左 6-1	越水(溢水) 新堤防	B 要注	左	大田区西六郷 4 丁目	6.2k +78m 6.2k -52m	150.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高 未達 新堤防で築造後3年以内の箇所 (H29多摩川堰一丁目築堤護岸工 事 H30.5完成)	大田区	二建	田園調布	積み土のう 表むしり張り

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

図面 対象 番号	重要度		重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	都及び区市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級	左右 岸別	地先名	杆杭位置 (K, m)			担当 水防団体	担当 事務所		
多左 6-2	越水(溢水)	B	左	大田区西六郷 4 丁目	6.2k -52m 6.0k +100m	25.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満	大田区	二建	田園調布	積み土のう
多左 6-3	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	大田区西六郷 4 丁目	6.0k +100m 5.8k +150m	73.6	氾濫危険水位設定箇所(田園調布 (上)観測所) 大田区に氾濫被害を発生させる危険 箇所 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	大田区	二建	田園調布	積み土のう シート張り
多左 6-4	工作物	B	左	大田区仲六郷 4 丁目	6.0k +18m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未 満 (京浜東北線多摩川橋)	大田区	二建	田園調布	
多左 5-1	越水(溢水)	B	左	大田区西六郷 4 丁目	5.8k +150m 5.8k +100m	24.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満	大田区	二建	田園調布	積み土のう
多左 5-2	工作物	B	左	大田区仲六郷 4 丁目	5.8k +194m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未 満 (東海道本線多摩川橋梁)	大田区	二建	田園調布	
多左 5-3	越水(溢水)	B	左	大田区仲六郷 4 丁目	5.8k +100m 5.8k +70m	14.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満	大田区	二建	田園調布	積み土のう
多左 5-4	越水(溢水) 新堤防	B 要注	左	大田区仲六郷 4 丁目	5.8k +70m 5.8k +25m	22.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満 新堤防で築造後3年以内の箇所 (H29多摩川東古市場築堤護岸工事 H30.7完成)	大田区	二建	田園調布	積み土のう 表むしろ張り
多左 5-5	越水(溢水) 堤体漏水 新堤防	B B 要注	左	大田区仲六郷 4 丁目	5.8k +25m 5.8k +20m	2.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 新堤防で築造後3年以内の箇所 (H29多摩川東古市場築堤護岸工事 H30.7完成)	大田区	二建	田園調布	積み土のう シート張り 表むしろ張り
多左 5-6	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	大田区仲六郷 4 丁目	5.8k +20m 5.6k +175m	20.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	大田区	二建	田園調布	積み土のう シート張り
多左 5-7	越水(溢水)	B	左	大田区東六郷 3 丁目	5.6k +175m 3.4k +75m	2161.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満	大田区	二建	田園調布	積み土のう
多左 1-1	堤体漏水	A	左	大田区羽田空港 2丁目	1.4k +60m 1.4k +38m	22.0	堤体の変状の生じるおそれが高い箇所	大田区	二建	田園調布	シート張り
多左 1-2	堤体漏水 新堤防	A 要注	左	大田区羽田空港 2丁目	1.4k +38m 1.3k +25m	113.0	堤体の変状の生じるおそれが高い箇所 新堤防で築造後3年以内の箇所 (H29多摩川羽田高潮堤防工事 H31.3完成)	大田区	二建	田園調布	シート張り 表むしろ張り
多左 1-3	堤体漏水 越水(溢水) 新堤防	A B 要注	左	大田区羽田空港 2丁目	1.3k +25m 1.3k	25.0	堤体の変状の生じるおそれが高い箇所 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満 新堤防で築造後3年以内の箇所 (H29多摩川羽田高潮堤防工事 H31.3完成)	大田区	二建	田園調布	シート張り 積み土のう 表むしろ張り
多左 1-4	越水(溢水) 堤体漏水 新堤防	B B 要注	左	大田区羽田空港 2丁目	1.3k 1.2k +78m	22.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 新堤防で築造後3年以内の箇所 (H29多摩川羽田高潮堤防工事 H31.3完成)	大田区	二建	田園調布	積み土のう シート張り 表むしろ張り
多左 1-5	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	大田区羽田空港 2丁目	1.2k +78m 1.1k	178.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	大田区	二建	田園調布	積み土のう シート張り

浅川重要水防箇所

図面 対象 番号	重要度		重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	都及び区市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級	左右 岸別	地先名	杆杭位置 (K, m)			担当 水防団体	担当 事務所		
浅右 12-1	旧川跡	要注	右	八王子市元本郷 町 4丁目	12.8k +18m 12.6k +155m	45.9	旧川跡	八王子市	南西建	多摩出張所	釜段工法
浅右 12-2	工作物	B	右	八王子市元本郷 町 3丁目	12.6k +140m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未 満 (鶴巻橋)	八王子市	南西建	多摩出張所	
浅右 12-3	堤体漏水	B	右	八王子市元本郷 町 3丁目	12.6k +75m 12.6k +6m	18.3	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	八王子市	南西建	多摩出張所	シート張り
浅右 12-4	堤体漏水 旧川跡	B 要注	右	八王子市元本郷 町 3丁目	12.6k +6m 12.6k +2m	48.7	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	八王子市	南西建	多摩出張所	シート張り 釜段工法

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

資料編 4 水防上注意を要する箇所等

図面 対象 番号	重要度		重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	都及び区市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級	左右 岸別	地先名	杆杭位置 (K, m)			担当 水防団体	担当 事務所		
浅右 12-5	堤体漏水	B	右	八王子市元本郷 町3丁目	12.6k +2m 12.2k +100m	366.9	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	八王子市	南西建	多摩出張所	シート張り
浅右 12-6	堤体漏水	B	右	八王子市元本郷 町1丁目	12.2k +100m 12.2k +19m	79.8	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	八王子市	南西建	多摩出張所	シート張り
浅右 12-7	堤体漏水	B	右	八王子市元本郷 町1丁目	12.2k +19m 12.0k +100m	118.5	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	八王子市	南西建	多摩出張所	シート張り
浅右 12-8	工作物	B	右	八王子市元本郷 町1丁目	12.0k +105m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (萩原橋)	八王子市	南西建	多摩出張所	
浅右 12-9	新堤防	要注	右	八王子市平岡町	12.0k +46m 11.8k +161m	85.5	新堤防で築造後3年以内の箇所 (H28浅川平岡町築堤護岸工事 H29.3完成)	八王子市	南西建	多摩出張所	表むしろ張り
浅右 11-1	新堤防 旧川跡	要注 要注	右	八王子市平岡町	11.8k +161m 11.8k +41m	121.9	H28浅川平岡町築堤護岸工事 旧川跡	八王子市	南西建	多摩出張所	表むしろ張り 釜段工法
浅右 11-2	(重点) 新堤防	要注	右	八王子市平岡町	11.8k +41m 11.8k +12m	29.0	氾濫危険水位設定箇所(浅川橋観測 所) 八王子市に氾濫被害を発生させる危 険箇所 越水危険箇所 新堤防で築造後3年以内の箇所 (H28浅川平岡町築堤護岸工事 H29.3完成)	八王子市	南西建	多摩出張所	表むしろ張り
浅右 11-3	堤体漏水	B	右	八王子市平岡町	11.8k 11.6k +100m	94.7	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	八王子市	南西建	多摩出張所	シート張り
浅右 11-4	堤体漏水	B	右	八王子市大横町	11.6k +100m 11.4k +100m	197.7	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	八王子市	南西建	多摩出張所	シート張り
浅右 11-5	水衝洗掘	B	右	八王子市元横山 町3丁目	11.4k +40m 11.2k +180m	61.5	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	八王子市	南西建	多摩出張所	木流し
浅右 11-6	工作物	B	右	八王子市大横町	11.4k +30m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (浅川橋)	八王子市	南西建	多摩出張所	
浅右 11-7	越水(溢水) 水衝洗掘	B B	右	八王子市元横山 町3丁目	11.2k +180m 11.2k +175m	5.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高 未満 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	八王子市	南西建	多摩出張所	積み土のう 木流し
浅右 11-8	越水(溢水)	B	右	八王子市元横山 町3丁目	11.2k +175m 11.2k +100m	75.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高 未満	八王子市	南西建	多摩出張所	積み土のう
浅右 11-9	堤体漏水	B	右	八王子市田町	11.0k +100m 10.8k +25m	273.3	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	八王子市	南西建	多摩出張所	シート張り
浅右 10-1	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	八王子市元横山 1丁目	10.8k +25m 10.6k +175m	50.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高 未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	八王子市	南西建	多摩出張所	積み土のう シート張り
浅右 10-2	工作物	B	右	八王子市元横山 町1丁目	10.6k +145m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (曉橋)	八王子市	南西建	多摩出張所	
浅右 9-1	工作物	B	右	八王子市明神町 町4丁目	9.6k +100m	1箇所	対策が必要な施設 (明神町排水樋管)	八王子市	南西建	多摩出張所	
浅右 8-1	新堤防	要注	右	八王子市北野町	8.6k +66m 8.4k +8m	255.7	新堤防で築造後3年以内の箇所 (H28浅川北野町築堤護岸工事 H29.3完成)	八王子市	南西建	多摩出張所	表むしろ張り
浅右 8-2	新堤防 旧川跡	要注 要注	右	八王子市北野町	8.4k +8m 8.4k +3m	5.0	新堤防で築造後3年以内の箇所 (H28浅川北野町築堤護岸工事 H29.3完成) 旧川跡	八王子市	南西建	多摩出張所	表むしろ張り 釜段工法
浅右 8-3	旧川跡	要注	右	八王子市北野町	8.4k +3m 8.0k +196m	207.4	旧川跡	八王子市	南西建	多摩出張所	釜段工法
浅右 8-4	越水(溢水)	B	右	八王子市長沼町	8.0k +50m 7.8k +187m	68.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高 未満	八王子市	南西建	多摩出張所	積み土のう
浅右 7-1	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	右	八王子市長沼町	7.8k +187m 7.8k +100m	93.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高 未満 旧川跡	八王子市	南西建	多摩出張所	積み土のう 釜段工法
浅右 7-2	旧川跡	要注	右	八王子市長沼町	7.8k +100m 7.8k +89m	11.8	旧川跡	八王子市	南西建	多摩出張所	釜段工法
浅右 7-3	工作物	B	右	八王子市長沼町	7.0k +121m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (長沼橋)	八王子市	南西建	多摩出張所	
浅右 7-4	旧川跡	要注	右	八王子市長沼町	7.0k +78m 7.0k +75m	3.2	旧川跡	八王子市	南西建	多摩出張所	釜段工法
浅右 7-5	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	右	八王子市長沼町	7.0k +75m 6.8k +150m	130.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高 未満	八王子市	南西建	多摩出張所	積み土のう 釜段工法
浅右 6-1	旧川跡	要注	右	八王子市長沼町	6.8k +150m 6.6k +54m	291.4	旧川跡	八王子市	南西建	多摩出張所	釜段工法
浅右 6-2	越水(溢水)	A	右	日野市平山5丁 目	6.1k +25m 6.1k	22.2	日野市平山5丁目個別対応箇所 計算水位が現況堤防高以上	日野市	南西建	多摩出張所	積み土のう

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

図面 対象 番号	重要度		重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	都及び区市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級	左右 岸別	地先名	杆杭位置 (K, m)			担当 水防団体	担当 事務所		
浅右 6-3	水衝洗掘	B	右	日野市平山5丁目	6.0k +90m 6.0k +20m	62.0	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	日野市	南西建	多摩出張所	木流し
浅右 5-1	堤体漏水	B	右	日野市平山5丁目	5.8k +25m 5.8k	27.6	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	日野市	南西建	多摩出張所	シート張り
浅右 5-2	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	日野市平山5丁目	5.8k 5.4k +75m	306.9	越水危険箇所 日野市に氾濫被害を発生させる危険箇所 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	日野市	南西建	多摩出張所	積み土のう シート張り
浅右 5-3	堤体漏水	B	右	日野市平山5丁目	5.4k +75m 5.4k +25m	50.2	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	日野市	南西建	多摩出張所	シート張り
浅右 4-1	旧川跡	要注	右	日野市平山4丁目	4.6k +102m 4.6k +49m	53.4	旧川跡	日野市	南西建	多摩出張所	釜段工法
浅右 4-2	水衝洗掘	B	右	日野市南平6丁目	4.6k +40m 4.4k +59m	181.3	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	日野市	南西建	多摩出張所	木流し
浅右 4-3	水衝洗掘 旧川跡	B 要注	右	日野市南平6丁目	4.4k +59m 4.2k +138m	121.0	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所 旧川跡	日野市	南西建	多摩出張所	木流し 釜段工法
浅右 4-4	水衝洗掘	B	右	日野市南平6丁目	4.2k +138m 3.8k +110m	429.4	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	日野市	南西建	多摩出張所	木流し
浅右 3-1	工作物	B	右	日野市南平5丁目	3.8k +40m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未滿 (一番橋)	日野市	南西建	多摩出張所	
浅右 3-2	水衝洗掘	B	右	日野市南平5丁目	3.6k +50m 3.4k +100m	151.4	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	日野市	南西建	多摩出張所	木流し
浅右 3-3	旧川跡	要注	右	日野市南平5丁目	3.2k +115m 3.2k +66m	47.7	旧川跡	日野市	南西建	多摩出張所	釜段工法
浅右 3-4	水衝洗掘	B	右	日野市南平5丁目	3.0k +40m 2.8k +136m	56.1	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所	日野市	南西建	多摩出張所	木流し
浅右 2-1	水衝洗掘 旧川跡	B 要注	右	日野市南平5丁目	2.8k +136m 2.8k +90m	97.5	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所 旧川跡	日野市	南西建	多摩出張所	木流し 釜段工法
浅右 2-2	旧川跡	要注	右	日野市南平5丁目	2.8k +90m 2.8k +62m	28.7	旧川跡	日野市	南西建	多摩出張所	釜段工法
浅右 2-3	旧川跡	要注	右	日野市高幡	2.4k +83m 2.4k +75m	8.1	旧川跡	日野市	南西建	多摩出張所	積み土のう 釜段工法
浅右 2-4	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	右	日野市高幡	2.4k +75m 2.4k +20m	55.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 旧川跡	日野市	南西建	多摩出張所	積み土のう 釜段工法
浅右 2-5	越水(溢水)	B	右	日野市高幡	2.4k +20m 2.2k +139m	85.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿	日野市	南西建	多摩出張所	積み土のう
浅右 2-6	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	右	日野市高幡	2.2k +139m 2.0k +191m	158.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 旧川跡	日野市	南西建	多摩出張所	積み土のう 釜段工法
浅右 2-7	(重点) 越水(溢水)	B	右	日野市高幡	2.0k +191m 2.0k	175.5	越水危険箇所 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿	日野市	南西建	多摩出張所	積み土のう
浅右 1-1	旧川跡	要注	右	日野市大字新井	1.8k +178m 1.8k +75m	111.2	旧川跡	日野市	南西建	多摩出張所	釜段工法
浅右 1-2	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	右	日野市大字新井	1.8k +75m 1.6k +175m	95.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 旧川跡	日野市	南西建	多摩出張所	積み土のう 釜段工法
浅右 1-3	旧川跡	要注	右	日野市大字新井	1.6k +175m 1.6k +156m	20.5	旧川跡	日野市	南西建	多摩出張所	釜段工法
浅右 1-4	工作物	B	右	日野市大字新井	1.6k +155m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未滿 (万願寺歩道橋)	日野市	南西建	多摩出張所	
浅右 1-5	越水(溢水)	B	右	日野市大字新井	1.6k +125m 1.6k +100m	27.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿	日野市	南西建	多摩出張所	積み土のう
浅右 1-6	越水(溢水) 新堤防	B 要注	右	日野市大字新井	1.6k +100m 1.6k +39m	65.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 新堤防で築造後3年以内の箇所 (H28浅川新井築堤護岸工事 H30.3完成)	日野市	南西建	多摩出張所	積み土のう 表むしろ張り
浅右 1-7	越水(溢水) 新堤防 旧川跡	B 要注 要注	右	日野市大字新井	1.6k +39m 1.4k +107m	134.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 新堤防で築造後3年以内の箇所 (H28浅川新井築堤護岸工事 H30.3完成) 旧川跡	日野市	南西建	多摩出張所	積み土のう 表むしろ張り 釜段工法
浅右 1-8	越水(溢水) 新堤防	B 要注	右	日野市大字新井	1.4k +107m 1.2k +138m	167.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 新堤防で築造後3年以内の箇所 (H28浅川新井築堤護岸工事 H30.3完成)	日野市	南西建	多摩出張所	積み土のう 表むしろ張り
浅右 1-9	越水(溢水)	B	右	日野市大字新井	1.2k +138m 1.2k +125m	12.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿	日野市	南西建	多摩出張所	積み土のう

資料編 4 水防上注意を要する箇所等

図面 対象 番号	重要度		重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	都及び区市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級	左右 岸別	地先名	杆杭位置 (K, m)			担当 水防団体	担当 事務所		
浅右 1-10	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	右	日野市大字新井	1.2k +125m 1.2k +75m	49.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満 旧川跡	日野市	南西建	多摩出張所	積み土のう 釜段工法
浅右 1-11	旧川跡	要注	右	日野市大字新井	1.2k +75m 1.2k +39m	35.6	旧川跡	日野市	南西建	多摩出張所	釜段工法
浅右 1-12	越水(溢水)	B	右	日野市大字石田	1.0k +175m 0.8k +61m	321.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満	日野市	南西建	多摩出張所	積み土のう
浅右 0-1	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	右	日野市大字石田	0.8k +61m 0.8k +22m	40.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満 旧川跡	日野市	南西建	多摩出張所	積み土のう 釜段工法
浅右 0-2	越水(溢水)	B	右	日野市大字石田	0.8k +22m 0.7k +50m	74.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満	日野市	南西建	多摩出張所	積み土のう
浅右 0-3	旧川跡	要注	右	日野市大字新井	0.6k +83m 0.4k +130m	150.8	旧川跡	日野市	南西建	多摩出張所	釜段工法
浅右 0-4	旧川跡	要注	右	日野市落川	0.4k +13m 0.0k +51m	485.2	旧川跡	日野市	南西建	多摩出張所	釜段工法
浅左 12-1	旧川跡	要注	左	八王子市中野上 町4丁目	12.8k +45m 12.8k +34m	8.0	旧川跡	八王子市	南西建	多摩出張所	釜段工法
浅左 12-2	旧川跡	要注	左	八王子市中野上 町4丁目	12.8k +2m 12.6k +146m	74.0	旧川跡	八王子市	南西建	多摩出張所	釜段工法
浅左 12-3	工作物	B	左	八王子市中野上 町4丁目	12.6k +140m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未 満 (鶴巻橋)	八王子市	南西建	多摩出張所	
浅左 12-4	堤体漏水	B	左	八王子市中野上 町4丁目	12.6k +75m 12.4k +150m	171.2	堤体の変状の生じるおそれがある箇 所	八王子市	南西建	多摩出張所	シート張り
浅左 12-5	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	八王子市中野上 町4丁目	12.2k +150m 12.2k +100m	51.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満 堤体の変状の生じるおそれがある箇 所	八王子市	南西建	多摩出張所	積み土のう シート張り
浅左 12-6	越水(溢水)	B	左	八王子市中野上 町4丁目	12.2k +100m 12.0k +150m	152.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満	八王子市	南西建	多摩出張所	積み土のう
浅左 12-7	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	八王子市中野上 町1丁目	12.0k +100m 11.8k +96m	185.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満 堤体の変状の生じるおそれがある箇 所	八王子市	南西建	多摩出張所	積み土のう シート張り
浅左 11-1	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注	左	八王子市中野上 町1丁目	11.8k +96m 11.8k +75m	17.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満 堤体の変状の生じるおそれがある箇 所 旧川跡	八王子市	南西建	多摩出張所	積み土のう シート張り 釜段工法
浅左 11-2	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	左	八王子市中野上 町1丁目	11.8k +75m 11.6k +124m	128.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満 旧川跡	八王子市	南西建	多摩出張所	積み土のう 釜段工法
浅左 11-3	越水(溢水)	B	左	八王子市中野上 町1丁目	11.6k +124m 11.4k +25m	272.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満	八王子市	南西建	多摩出張所	積み土のう
浅左 11-4	工作物	B	左	八王子市中野上 町1丁目	11.8k	1箇所	対策が必要な施設 (中野山王排水口(樋管))	八王子市	南西建	多摩出張所	
浅左 11-5	工作物	B	左	八王子市中野上 町1丁目	11.4k +60m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未 満 (浅川橋)	八王子市	南西建	多摩出張所	
浅左 11-6	堤体漏水	B	左	八王子市中野上 町1丁目	11.2k +100m 11.2k +4m	59.3	堤体の変状の生じるおそれがある箇 所	八王子市	南西建	多摩出張所	シート張り
浅左 11-7	堤体漏水 旧川跡	B 要注	左	八王子市中野上 町1丁目	11.2k +4m 11.0k +175m	50.6	堤体の変状の生じるおそれがある箇 所 旧川跡	八王子市	南西建	多摩出張所	シート張り 釜段工法
浅左 11-8	旧川跡	要注	左	八王子市中野上 町1丁目	11.0k +175m 11.0k +150m	25.3	旧川跡	八王子市	南西建	多摩出張所	釜段工法
浅左 11-9	水衝洗掘 旧川跡	B 要注	左	八王子市曉町1 丁目	11.0k +150m 11.0k +100m	61.9	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所 旧川跡	八王子市	南西建	多摩出張所	木流し 釜段工法
浅左 11-10	旧川跡	要注	左	八王子市曉町1 丁目	11.0k +100m 10.8k +100m	55.1	旧川跡	八王子市	南西建	多摩出張所	釜段工法
浅左 10-1	工作物	B	左	八王子市曉町1 丁目	10.6k +165m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未 満 (曉橋)	八王子市	南西建	多摩出張所	
浅左 10-2	(重点) 堤体漏水 旧川跡	B 要注	左	八王子市曉町1 丁目	10.8k +100m 10.6k +100m	221.8	越水危険箇所 堤体の変状の生じるおそれがある箇 所 旧川跡	八王子市	南西建	多摩出張所	シート張り 釜段工法
浅左 10-3	旧川跡	要注	左	八王子市曉町1 丁目	10.6k +100m 10.6k +15m	84.7	旧川跡	八王子市	南西建	多摩出張所	釜段工法
浅左 10-4	工作物	B	左	八王子市曉町1 丁目	10.6k	1箇所	対策が必要な施設 (曉町排水口(樋管))	八王子市	南西建	多摩出張所	
浅左 10-5	旧川跡	要注	左	八王子市大和田 町7丁目	10.4k +108m 10.4k +50m	63.4	旧川跡	八王子市	南西建	多摩出張所	釜段工法
浅左 10-6	堤体漏水 旧川跡	B 要注	左	八王子市大和田 町7丁目	10.4k +50m 10.4k +40m	10.9	堤体の変状の生じるおそれがある箇 所 旧川跡	八王子市	南西建	多摩出張所	シート張り 釜段工法

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10



図面 対象 番号	重要度		重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	都及び区市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級	左右 岸別	地先名	軒杭位置 (K, m)			担当 水防団体	担当 事務所		
浅左 10-7	堤体漏水	B	左	八王子市大和田町7丁目	10.4k +40m 10.2k +100m	147.3	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	八王子市	南西建	多摩出張所	シート張り
浅左 10-8	旧川跡	要注	左	八王子市大和田町7丁目	10.2k +70m 10.0k +162m	112.4	旧川跡	八王子市	南西建	多摩出張所	釜段工法
浅左 9-1	旧川跡	要注	左	八王子市大和田町3丁目	9.4k +23m 9.2k +190m	34.8	旧川跡	八王子市	南西建	多摩出張所	釜段工法
浅左 9-2	旧川跡	要注	左	八王子市大和田町3丁目	9.2k +141m 9.2k +98m	51.4	旧川跡	八王子市	南西建	多摩出張所	釜段工法
浅左 9-3	旧川跡	要注	左	八王子市大和田町3丁目	9.2k +24m 9.0k +193m	36.9	旧川跡	八王子市	南西建	多摩出張所	釜段工法
浅左 9-4	堤体漏水	B	左	八王子市大和田町1丁目	9.0k +100m 8.8k +195m	122.9	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	八王子市	南西建	多摩出張所	シート張り
浅左 8-1	堤体漏水 旧川跡	B 要注	左	八王子市大和田町1丁目	8.8k +195m 8.8k +175m	19.9	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	八王子市	南西建	多摩出張所	シート張り 釜段工法
浅左 8-2	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注	左	八王子市大和田町1丁目	8.8k +175m 8.8k +115m	59.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	八王子市	南西建	多摩出張所	積み土のう シート張り 釜段工法
浅左 8-3	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	八王子市大和田町1丁目	8.8k +115m 8.8k +50m	64.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	八王子市	南西建	多摩出張所	積み土のう シート張り
浅左 8-4	旧川跡	要注	左	八王子市大和田町1丁目	8.6k +131m 8.4k +61m	274.2	旧川跡	日野市	南西建	多摩出張所	釜段工法
浅左 8-5	旧川跡	要注	左	八王子市大和田町1丁目	8.2k +160m 8.2k +31m	129.0	旧川跡	日野市	南西建	多摩出張所	釜段工法
浅左 8-6	基礎地盤漏水	B	左	八王子市北野町	8.0k +100m 8.0k +25m	87.8	基礎地盤漏水が生じるおそれがある箇所	八王子市	南西建	多摩出張所	月の輪
浅左 8-7	基礎地盤漏水	B	左	八王子市長沼町	8.0k +25m 7.8k +75m	162.6	基礎地盤漏水が生じるおそれがある箇所	八王子市	南西建	多摩出張所	月の輪
浅左 7-1	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	左	八王子市長沼町	7.8k +75m 7.8k	80.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 基礎地盤漏水が生じるおそれがある箇所	八王子市	南西建	多摩出張所	積み土のう 月の輪
浅左 7-2	越水(溢水) 基礎地盤漏水 水衝洗掘	B B B	左	八王子市長沼町	7.8k 7.6k	201.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 基礎地盤漏水が生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	八王子市	南西建	多摩出張所	積み土のう 月の輪 木流し
浅左 7-3	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	左	八王子市長沼町	7.6k 7.4k +150m	42.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 基礎地盤漏水が生じるおそれがある箇所	八王子市	南西建	多摩出張所	積み土のう 月の輪
浅左 7-4	基礎地盤漏水	B	左	八王子市長沼町	7.4k +150m 7.2k +125m	192.1	基礎地盤漏水が生じるおそれがある箇所	八王子市	南西建	多摩出張所	月の輪
浅左 7-5	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	左	日野市西平山3丁目	7.2k +125m 7.2k +25m	69.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 基礎地盤漏水が生じるおそれがある箇所	日野市	南西建	多摩出張所	積み土のう 月の輪
浅左 7-6	基礎地盤漏水	B	左	日野市西平山3丁目	7.2k +25m 7.2k	17.3	基礎地盤漏水が生じるおそれがある箇所	日野市	南西建	多摩出張所	月の輪
浅左 6-1	旧川跡	要注	左	日野市東平山1丁目	6.2k +48m 6.0k +135m	101.0	旧川跡	日野市	南西建	多摩出張所	釜段工法
浅左 5-1	越水(溢水)	B	左	日野市東平山1丁目	5.8k +75m 5.7k +25m	146.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	日野市	南西建	多摩出張所	積み土のう
浅左 5-2	(重点) 旧川跡	要注	左	日野市東平山1丁目	5.6k +31m 5.4k +85m	151.1	越水危険箇所 旧川跡	日野市	南西建	多摩出張所	釜段工法
浅左 5-3	新堤防	要注	左	日野市豊田1丁目	5.0k +40m 4.2k +18m	744.5	新堤防で築造後3年以内の箇所 (H29浅川豊田外築堤工事 H30.3完成)	日野市	南西建	多摩出張所	表むしろ張り
浅左 3-1	工作物	B	左	日野市東豊田1丁目	3.8k +30m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (一番橋)	日野市	南西建	多摩出張所	
浅左 3-2	旧川跡	要注	左	日野市東豊田1丁目	3.6k +184m 3.4k +117m	302.4	旧川跡	日野市	南西建	多摩出張所	釜段工法
浅左 3-3	水衝洗掘	B	左	日野市大字川辺堀之内	3.0k +140m 2.8k +170m	176.0	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	日野市	南西建	多摩出張所	木流し
浅左 2-1	旧川跡	要注	左	日野市大字上田	2.8k +158m 2.8k +75m	87.6	旧川跡	日野市	南西建	多摩出張所	釜段工法
浅左 2-2	堤体漏水	B	左	日野市大字上田	2.6k +50m 2.4k +75m	209.1	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	日野市	南西建	多摩出張所	シート張り

資料編 4 水防上注意を要する箇所等

図面 対象 番号	重要度		重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	都及び区市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級	左右 岸別	地先名	杆杭位置 (K, m)			担当 水防団体	担当 事務所		
浅左 2-3	工作物	B	左	日野市万願寺 6 丁目	2.4k +15m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (高幡橋)	日野市	南西建	多摩出張所	
浅左 2-4	新堤防	要注	左	日野市万願寺 6 丁目	2.2k +173m 2.2k +150m	16.7	新堤防で築造後3年以内の箇所 (H29浅川豊田外築堤工事 H30.3完成)	日野市	南西建	多摩出張所	表むしろ張り
浅左 2-5	越水(溢水) 新堤防	B 要注	左	日野市万願寺 6 丁目	2.2k +150m 1.8k +187m	310.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高 未満 新堤防で築造後3年以内の箇所 (H29浅川豊田外築堤工事 H30.3完成)	日野市	南西建	多摩出張所	積み土のう 表むしろ張り
浅左 1-1	越水(溢水)	B	左	日野市万願寺 6 丁目	1.8k +187m 1.8k +41m	114.1	越水危険箇所 計算水位と現況堤防高の差が余裕高 未満	日野市	南西建	多摩出張所	積み土のう
浅左 1-2	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	左	日野市万願寺 6 丁目	1.8k +41m 1.8k +3m	41.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高 未満 旧川跡	日野市	南西建	多摩出張所	積み土のう 釜段工法
浅左 1-3	越水(溢水)	B	左	日野市万願寺 6 丁目	1.8k +3m 1.8k	3.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高 未満	日野市	南西建	多摩出張所	積み土のう
浅左 1-4	工作物	B	左	日野市万願寺 5 丁目	1.6k +175m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (万願寺歩道橋)	日野市	南西建	多摩出張所	
浅左 1-5	越水(溢水)	B	左	日野市万願寺 5 丁目	1.6k +150m 1.6k +43m	117.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高 未満	日野市	南西建	多摩出張所	積み土のう
浅左 1-6	(重点) 越水(溢水) 旧川跡	B 要注	左	日野市石田 2 丁 目	1.6k +43m 1.4k +6m	308.3	越水危険箇所 計算水位と現況堤防高の差が余裕高 未満 旧川跡	日野市	南西建	多摩出張所	積み土のう 釜段工法
浅左 1-7	越水(溢水)	B	左	日野市石田 2 丁 目	1.4k +6m 1.2k +108m	139.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高 未満	日野市	南西建	多摩出張所	積み土のう
浅左 1-8	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	左	日野市石田	1.2k +108m 1.2k +75m	46.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高 未満 旧川跡	日野市	南西建	多摩出張所	積み土のう 釜段工法
浅左 1-9	旧川跡	要注	左	日野市石田	1.2k +75m 1.1k +75m	127.7	旧川跡	日野市	南西建	多摩出張所	釜段工法
浅左 1-10	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	左	日野市石田	1.1k +75m 1.0k +89m	72.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高 未満 旧川跡	日野市	南西建	多摩出張所	積み土のう 釜段工法
浅左 1-11	越水(溢水)	B	左	日野市石田	1.0k +89m 0.8k	277.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高 未満	日野市	南西建	多摩出張所	積み土のう
浅左 0-1	旧川跡	要注	左	日野市石田	0.6k +115m 0.4k +148m	166.9	旧川跡	日野市	南西建	多摩出張所	釜段工法

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

## 大栗川重要水防箇所

図面 対象 番号	重要度		重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	都及び区市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級	左右 岸別	地先名	料杭位置 (K, m)			担当 水防団体	担当 事務所		
大右 1-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	多摩市連光寺 1 丁目	1.1k 1.0k +25m	75.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	多摩市	南東建	多摩出張所	表むしろ張り 月の輪
大右 1-2	(重点) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	多摩市連光寺 1 丁目	1.0k +25m 1.0k	25.0	越水危険箇所 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	多摩市	南東建	多摩出張所	表むしろ張り 月の輪
大右 1-3	堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡	B B 要注	右	多摩市連光寺 1 丁目	1.0k 0.9k +36m	73.1	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 旧川跡	多摩市	南東建	多摩出張所	表むしろ張り 月の輪 釜段工法
大右 0-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	多摩市連光寺 1 丁目	0.9k +36m 0.9k +15m	24.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	多摩市	南東建	多摩出張所	表むしろ張り 月の輪
大右 0-2	堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡	B B 要注	右	多摩市連光寺 1 丁目	0.9k +15m 0.8k +75m	42.3	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 旧川跡	多摩市	南東建	多摩出張所	表むしろ張り 月の輪 釜段工法
大右 0-3	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	多摩市連光寺 1 丁目	0.8k +75m 0.4k +84m	385.5	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	多摩市	南東建	多摩出張所	表むしろ張り 月の輪
大右 0-4	堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡	B B 要注	右	多摩市連光寺 1 丁目	0.4k +84m 0.4k +46m	35.2	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 旧川跡	多摩市	南東建	多摩出張所	表むしろ張り 月の輪 釜段工法
大右 0-5	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	多摩市連光寺 1 丁目	0.4k +46m 0.4k	42.7	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	多摩市	南東建	多摩出張所	表むしろ張り 月の輪
大右 0-6	工作物	B	右	多摩市連光寺 1 丁目	0.6k +15m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (報恩橋)	多摩市	南東建	多摩出張所	
大左 1-1	越水(溢水)	B	左	多摩市関戸 3 丁 目	1.0k 0.9k +50m	75.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高 未満	多摩市	南東建	多摩出張所	積み土のう
大左 0-1	旧川跡	要注	左	多摩市関戸 3 丁 目	0.7k +43m 0.7k +13m	30.1	旧川跡	多摩市	南東建	多摩出張所	釜段工法
大左 0-2	工作物	B	左	多摩市関戸 3 丁 目	0.6k +15m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (報恩橋)	多摩市	南東建	多摩出張所	
大左 0-3	旧川跡	要注	左	多摩市関戸 3 丁 目	0.6k +74m 0.0k	677.5	旧川跡	多摩市	南東建	多摩出張所	釜段工法

## 5. 河川情報の発表に関する協定、様式等

### 資 5. 1 出水時における建設省関東地方建設局(河川部河川管理課)と東京都建設局(河川部防災課)との連絡についての覚書

#### 1. 相互の体制の連絡

体制に入った時は、その旨を相互に連絡する。  
ただし、体制区分は次のとおりである。

#### ア) 関東地方建設局

##### (1) 洪水対策本部

体制区分	準備	注意	警戒	緊急	非常
情勢	洪水又は高潮のおそれがある。	同 左 (人員増加)	警戒水位以上が予想される。	計画高水位以上が予想される。	重大な被害発生

##### (2) 災害対策本部(重大な被害の発生に対処する応急復旧活動体制)

#### イ) 東京都

- (1) 水防本部設置(主として建設局が活動。窓口は防災課)
- (2) 災害対策本部設置(体制は、1次～4次)

#### 2. 関東地方建設局から連絡する事項

関東地方建設局は、東京都河川部に、次の事項について、連絡する。

- ア) 水門等の操作(岩淵、江戸川、綾瀬、堀切菖蒲、隅田、新大場川、羽田第二、六郷の各水門・三郷、綾瀬の各排水機場)
- イ) 関東地方建設局洪水対策本部が発表する情報

#### 3. 東京都から連絡する事項

東京都河川部は、関東地方建設局に次の事項について連絡する。

- ア) 都内の被害状況概要(浸水状況、交通状況を含む。)
- イ) 都内における水防活動の概要(浸水状況、交通状況を含む。水防機関の他、警察、自衛隊の活動状況も含む。)
- ウ) 水門等の操作(今井、上平井、六ツ木の各水門・木下川、小名木川の各排水機場)

#### 4. その他

顕著な被害または非常災害切迫状況、その他、特に必要と認められる事項が発生した場合には、相互に連絡する。

5. 連絡の窓口

相互の連絡の窓口は、関東地方建設局においては河川管理課、東京都においては防災課とする。  
(ただし、小河内貯水地状況については水道局から連絡する。)

6. 専用電話

相互の連絡の通信線としては、河川管理課防災課間の専用電話を用いることを原則とする。

昭和 41 年 8 月 24 日

関東地方建設局 河川部河川管理課長

東京都建設局 河川部防災課長

昭和 48 年 1 月 24 日 (一部変更)

昭和 49 年 2 月 19 日 (一部変更)

昭和 50 年 3 月 6 日 (一部変更)

昭和 58 年 3 月 31 日 (一部変更)

平成 3 年 3 月 31 日 (一部変更)

平成 10 年 2 月 9 日 (一部変更)

## 資 5.2 東京都と埼玉県の水防情報の協力に関する協定（要約）

（対象河川）

第 2 条 水防の対象とする河川は次のとおりとする。

綾瀬川、大場川、伝右川、圀川、毛長川、新河岸川、白子川、黒目川、柳瀬川、霞川、成木川、芝川、新芝川

（情報の交換）

第 4 条 都県は、気象庁が行う水防活動用の大雨若しくは洪水のいずれかの警報が発表されたとき、又は水防の必要が生じたときは、次に掲げる情報を交換するものとする。

(1) 水防活動の状況（水防実施状況、被災状況及び浸水状況を含む。）

(2) その他水防活動に参考となる情報

（情報の窓口）

第 5 条 情報交換の窓口は、次のとおりとする。

(1) 東京都建設局河川部防災課 電 話 03-5320-5431  
建設省関東地方建設局専用電話 702-5566

(2) 埼玉県土木部河川課 電 話 048-822-5932  
建設省関東地方建設局専用電話 703-314

昭和 52 年 4 月 1 日

東京都知事

埼玉県知事

昭和 61 年 4 月 1 日（一部変更）

平成 3 年 4 月 1 日（一部変更）

## 資 5.3 東京都と神奈川県の水防情報の協力に関する協定（要約）

（対象河川）

第 1 条 対象とする河川は、境川、鶴見川、恩田川、真光寺川、麻生川とする。

（情報等の交換）

第 2 条 甲及び乙は、気象庁予報警報規程（昭和 28 年運輸省告示第 63 号）第 16 条に規定する注意報又は警報（以下「注警報等」という。）が対象河川の流域に発表され、神奈川県又は東京都が水防態勢を敷いたときは、次項の情報を交換するものとする。

2 交換する情報は次のとおりとする。

(1) 水防警報及びはん濫警戒情報

(2) その他水防活動に必要となる災害情報等

平成 22 年 5 月 28 日

甲 神奈川県知事（水防本部長）

松 沢 成 文

乙 東京都建設局長（水防本部長）

村 尾 公 一

## 資 5. 4 荒川下流河川事務所管内における水防警報発表基準

種類	内 容	発 表 基 準
待機	<p>1. 不意の高潮を伴う越波、出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。</p> <p>2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</p>	<p>気象予警報等及び海象状況、河川状況により、特に必要と認めるとき。</p>
準備	<p>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</p>	<p>潮位、波浪、雨量、水位、流量、その他の海象状況、河川状況により必要と認められたとき。</p>
出動	<p>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</p>	<p>次のいずれかに該当するとき。</p> <p>1. 氾濫警戒情報（洪水警報）等により、または、水位、流量等その他の河川状況により、岩淵水門（上）水位観測所における水位が、氾濫注意水位（A. P. +4. 10m）を越えるおそれがあるとき。</p> <p>2. 気象庁から東京東部地域*において高潮警報が発表され、南砂町水位観測所における水位が氾濫注意水位（A. P. +3. 00m）を越えるおそれがあるとき。</p>
指示	<p>潮位、波浪、水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他海象状況、河川状況より警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。</p>	<p>氾濫警戒情報（洪水警報）等により、または、既に氾濫注意水位（A. P. +4. 10m）を越え、災害のおこるおそれがあるとき。</p>
解除	<p>水防活動を必要とする高潮・高波や河川の出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の警報を解除する旨を通告するもの。</p>	<p>氾濫注意水位以下に下降したとき、または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする海象状況、河川状況が解消したと認めるとき。</p>
情報	<p>潮位、波浪、雨量、水位の状況、潮位・波浪予測、水位予測、海象状況、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。</p>	<p>状況により必要と認めるとき。</p>

※気象庁が発表する二次細分区域のうち、江東区、葛飾区、足立区、墨田区のいずれかの荒川下流沿川地域（江戸川区の高潮警報は用いない）

資 5. 5 河川等の情報伝達様式

情報番号は水防活動ごとに001から通しでつけられる。

2枚目以降に添付資料がある。

水防関係速報伝達記録用紙

Page : 1 / 3

情報番号	情報連絡班長	情報統括掛長	添付資料
001			あり

発信日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分		
発信所	東京都建設局河川部防災課	発信者	どこから発信されたか
水防災対策室内 防災無線 FAX 70071 防災無線 TEL 70972 FAX (NTT) 03-5388-1534~5 TEL (NTT) 03-5320-5435			

### 洪水予報発表

洪水予報が発表されました。

平成19年 09月07日 17時15分

荒川 洪水予報 第 5 号 氾濫注意

添付の発表内容を確認してください。

情報の内容が表示される。

「気象情報発表」  
「洪水予報発表」  
「水位周知河川情報発表」  
「水防警報発表」  
「土砂災害警戒情報発表」  
その他

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10



資5.6 洪水予報の発表様式(国発表)

氾濫の危険度に合わせ、  
 ・氾濫注意情報  
 ・氾濫注意情報(氾濫警戒情報解除)  
 ・氾濫戒情報  
 ・氾濫危険情報  
 ・氾濫発生情報  
 ・氾濫注意情報解除となる。

【見出し】では予報文を簡潔に記載。

【雨量】ではこれまでの流域平均雨量とこれからの見込みを記載。

【水位】では、今後の水位の見込みを記載。

洪水予報(国)  
 洪水ごとに通し番号がつく。  
 発表日時が記載されているので、常に最新の発表に注意。

【本文】では現在及び今後の見込みを記載。

発表者 国土交通省 ○○河川事務所 気象庁 ○○地方気象台	-	第1受報者 機関名	-	第2受報者 機関名	-	第3受報者 機関名
-------------------------------------	---	--------------	---	--------------	---	--------------

**○○川◇◇◇情報**

○○川洪水予報第○号  
 法 水 宣  
 平成○○年○月○日○時○分  
 ○○河川事務所・○○地方気象台 気象庁予報部 共同発表

(見出し)  
**○○川では、●●●●水位(レベル●)に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み**

(主 文)  
 ○○川の△△△水位観測所(○○県○○市○○)では、\*\*日\*\*時\*\*分頃に、避難準備情報等の発令の目安となる「●●●●水位(レベル●)」に到達しました。今後、水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

(雨量)  
 所により1時間に50ミリの雨が降っています。  
 今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	**日**時**分~**日**時**分 までの流域平均雨量	**日**時**分~**日**時**分 までの流域平均雨量の見込み
○○川流域	**ミリ	**ミリ

(水位)  
 ○○川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度				
	水位(m)	レベル1 水防団 待機	レベル2 氾濫 注意	レベル3 避難 判断	レベル4 氾濫 危険
○○○ 水位観測所 (○○県○○市○○)	00日00時00分の状況 XXX.X				
	00日01時00分の予測 XXX.X				
	00日02時00分の予測 XXX.X				
	00日03時00分の予測 XXX.X				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。  
 レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

観測所名		△△△水位観測所 ○○県○○市○○	
レベル4 氾濫危険水位	144.9		
レベル3 避難判断水位	144.6		
レベル2 氾濫注意水位	142.5		
レベル1 水防団待機水位	142.0		
受け持ち区間	○○川		
	左岸 ○○県○○市から ○○県○○市		
	右岸 ○○県○○市から ○○県○○市		
	○×川		
	左岸 ○○県○○市から ○○県○○市		
	右岸 ○○県○○市から ○○県○○市		
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	○○県○○市○地区、 ○○県○○市○地区		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の  
 避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	<a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a> <a href="https://www.jma.go.jp/">https://www.jma.go.jp/</a>	<a href="http://lriver.go.jp/">http://lriver.go.jp/</a>

問い合わせ先  
 水位関係：国土交通省 ○○河川事務所 ○○○課 電話  
 気象関係：気象庁 ○○地方気象台 電話  
 気象庁 気象庁予報部 予報課 電話

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

洪水予報の標題、種類、見出し、主文の例

標題/種類	見出し	主文
〇〇川氾濫注意情報 洪水注意報*	〇〇川では、氾濫注意水位(レベル2)に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み	〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「氾濫注意水位(レベル2)」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。
〇〇川氾濫注意情報 洪水注意報*	〇〇川では、避難判断水位(レベル3)に到達したが、今後、水位は上昇しない見込み	〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難準備・高齢者等避難開始等の発令の目安となる「避難判断水位(レベル3)」に到達しましたが、今後、水位は上昇しない見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意して下さい。
〇〇川氾濫警戒情報 洪水警戒報*	〇〇川では、氾濫危険水位(レベル4)に到達する見込み	〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、〇〇日〇〇時頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位(レベル4)」に到達する見込みです。〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。
〇〇川氾濫警戒情報 洪水警戒報*	〇〇川では、避難判断水位(レベル3)に到達し、今後、氾濫危険水位(レベル4)に到達する見込み	〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「避難判断水位(レベル3)」に到達しました。今後、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位(レベル4)」に到達する見込みです。〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。
〇〇川氾濫警戒情報 洪水警戒報*	〇〇川では、避難判断水位(レベル3)に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み	〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難準備・高齢者等避難開始等の発令の目安となる「避難判断水位(レベル3)」に到達しました。今後、水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。
〇〇川氾濫危険情報 洪水警戒報*	〇〇川では、氾濫危険水位(レベル4)に到達し、氾濫のおそれあり	〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位(レベル4)」に到達しました。〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。
〇〇川氾濫危険情報 洪水警戒報	〇〇川では、当分の間、氾濫危険水位(レベル4)を超える水位が続く見込み	〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、当分の間、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位(レベル4)」を超える水位が続く見込みです。〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。
〇〇川氾濫警戒情報 洪水警戒報	〇〇川では、氾濫危険水位(レベル4)を下回る	〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位(レベル4)」を下回り、今後、水位は下降する見込みですが、引き続き、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。
〇〇川氾濫警戒情報 洪水警戒報	〇〇川では、当分の間、避難判断水位(レベル3)を超える水位が続く見込み	〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、当分の間、避難準備・高齢者等避難開始等の発令の目安となる「避難判断水位(レベル3)」を超える水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。
〇〇川氾濫注意情報(警戒情報解除) 洪水注意報(警戒解除)	〇〇川では、避難判断水位(レベル3)を下回る	〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難準備・高齢者等避難開始等の発令の目安となる「避難判断水位(レベル3)」を下回り、今後、水位は下降する見込みですが、引き続き、洪水に関する情報に注意して下さい。
〇〇川氾濫注意情報 洪水注意報	〇〇川では、当分の間、氾濫注意水位(レベル2)を超える水位が続く見込み	〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、当分の間、「氾濫注意水位(レベル2)」を超える水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意して下さい。
〇〇川氾濫注意情報解除 洪水注意報解除	〇〇川では、氾濫注意水位(レベル2)を下回る	〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「氾濫注意水位(レベル2)」を下回りました。
〇〇川氾濫発生情報 洪水警戒報	〇〇川では、(堤防決壊による)氾濫が発生(レベル5)	〇〇川では、●●市●●地区(△△岸)付近において(堤防決壊による)氾濫が発生しました。(レベル5)直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。
〇〇川氾濫発生情報(氾濫水の予報) 洪水警戒報	〇〇川では、(堤防決壊による)氾濫が続く	〇〇川では、●●市×地点(△△岸)付近より氾濫しています。(レベル5)市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

\* 最初の注意報、警戒報のとき 洪水警戒報(発表)、洪水注意報(発表)とする。

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

資 5.7 洪水予報の発表様式（都発表、神田川、目黒川、渋谷川・古川、野川・仙川）

洪水予報（都）

発表者 東京都 気象庁予報部	第1受報者 機関名	第2受報者 機関名	第3受報者 機関名
----------------------	--------------	--------------	--------------

〇〇川氾濫危険情報

〇〇川洪水予報第1号  
洪水警報（発表）  
平成〇年〇月〇日〇時〇分  
東京都気象庁予報部共同発表

氾濫危険情報のみを発表。

(見出し)

見出し文と主文は固定された文。

(主文)

この氾濫危険情報は、避難勧告等（垂直避難を含む）の発令の目安となる情報です。  
流域の住民は、建物の二階に避難するなど浸水に警戒してください。  
特に、地下施設は水が流れ込むおそれがありますので、十分警戒してください。

【予想（〇日〇時〇分までの水位の見込み）】

〇〇〇 氾濫発生水位に到達する見込み

【実況（〇日〇時〇分の水位）】

〇〇〇水位観測所[右岸〇〇〇〇 左岸〇〇〇〇]  
氾濫発生水位まで あと〇センチ

〇〇〇水位観測所[右岸〇〇〇〇 左岸〇〇〇〇]  
氾濫発生水位まで あと〇センチ

〇〇〇水位観測所[右岸〇〇〇〇 左岸〇〇〇〇]  
氾濫発生水位まで あと〇センチ

〇〇〇水位観測所[右岸〇〇〇〇 左岸〇〇〇〇]  
氾濫発生水位まで あと〇センチ

【観測情報ホームページ】

東京都  
<http://www.kasen-suibo.metro.tokyo.jp>

〇〇区  
<http://〇〇〇〇〇〇〇〇>

発表番号は第1号（発表）と第2号（解除）のみ。

予想文では、各水位観測所の予想水位を氾濫発生水位までの残りの高さで記載。

実況水位の記載とともに、必要に応じてホームページで確認する。

(注意事項)

問い合わせ先  
水位関係：東京都建設局河川部防災課 電話：03-5320-5435  
気象関係：気象庁予報部 予報課 電話：03-3212-8341

発表者 東京都 気象庁予報部	第1受報者 機関名	第2受報者 機関名	第3受報者 機関名
----------------------	--------------	--------------	--------------

〇〇川氾濫注意情報解除

〇〇川洪水予報第2号  
洪水注意報解除  
平成〇年〇月〇日〇時〇分  
東京都気象庁予報部共同発表

(見出し)

〇〇川 氾濫のおそれなくなる

(主文)

(注意事項)

問い合わせ先  
水位関係：東京都建設局河川部防災課 電話：03-5320-5435  
気象関係：気象庁予報部 予報課 電話：03-3212-8341

資 5.8 洪水予報の発表様式（都発表、芝川・新芝川）

洪水予報（都）

情報の種類は、

- ・ 氾濫注意情報
- ・ 氾濫注意情報（氾濫警戒情報解除）
- ・ 氾濫警戒情報
- ・ 氾濫危険情報
- ・ 氾濫発生情報
- ・ 氾濫注意情報解除となる。

発表番号は洪水ごとに  
通し番号

主文には、現在の危険度を  
示し、防災上の留意点が要旨の  
形で記載されている。

流域平均雨量と青木水門  
観測所の水位の現況と予測を  
記載。

青木水門の基準水位を  
記載。

発表番号	第1突報	第2突報	第3突報
埼玉県 東京都 千葉県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 東京都 千葉県 茨城県 栃木県 群馬県	機関名	機関名	機関名

**芝川・新芝川氾濫注意情報**

芝川・新芝川洪水予報第〇号  
洪水注意情報（発表）  
平成 〇〇年 〇月 〇日 〇時 〇分  
埼玉県・東京都・千葉県・茨城県・栃木県・群馬県 共同発表

（見出し）  
**芝川・新芝川では、氾濫注意水位（レベル2）に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み**

（主文）  
芝川の青木水門水位観測所（川口市）では、\*\*日\*\*時\*\*分\*\*に、「氾濫注意水位（レベル2）」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

（雨量）  
所により1時間に30ミリの雨が降っています。  
この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	**日**時**分～**日**時**分 までの流域平均雨量	**日**時**分～**日**時**分 までの流域平均雨量の見込み
芝川・新芝川流域	**ミリ	**ミリ

（水位）  
芝川・新芝川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度				
	水位(m)	レベル1 水防団 待機	レベル2 氾濫 注意	レベル3 避難 判断	レベル4 氾濫 危険
青木水門 水位観測所 (川口市)	00日00時00分の状況 XXX.X				
	00日01時00分の予測 XXX.X				
	00日02時00分の予測 XXX.X				
	00日03時00分の予測 XXX.X				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。  
レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

（参考資料）

観測所名	青木水門 水位観測所 (川口市)	（単位：水位(m)）			
氾濫危険水位*	4.63				
レベル3 避難判断水位**	3.80				
レベル2 氾濫注意水位	3.75				
レベル1 水防団待機水位	3.15				
受け持ち区域	芝川 左岸 さいたま市緑区大 岡本（八丁橋下流） から川口市上青木 2丁目（新芝川分 流点）まで				
	右岸 さいたま市緑区大 岡本（八丁橋下流） から川口市大字辻 （新芝川分流点）ま で				
	芝川 左岸 東京都立区藤原 2丁目（新芝川合 流点）から川口市 後家5丁目（荒川 合流点）まで				
	右岸 川口市後家5丁 目（新芝川合流点） から川口市後家5 丁目（荒川合流点） まで				
はん濫が発生した場合の 浸水想定区域	新芝川 左岸 川口市上青木2 丁目（芝川分流点） から東京都立区 鹿洲2丁目（芝川 合流点）まで				
	右岸 川口市大字辻（芝 川分流点）から川 口市後家5丁目 （芝川合流点）まで				
	埼玉県さいたま市、 埼玉県川口市、 埼玉県上尾市、 埼玉県蕨市、 埼玉県伊豆市、 埼玉県草加市、 埼玉県八潮市、 東京都立区、 東京都葛飾区				

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間の第1位危険箇所の  
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難準備の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「留意」：「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	http://www.river.go.jp/ http://www.jma.go.jp/	携帯電話から http://river.go.jp/
---------------------	--	-------------------------------

問い合わせ先  
水位関係：埼玉県 県土整備部 河川砂防課 電話  
東京都 建設局河川部防災課 電話  
気象関係：気象庁 監谷地方気象台 電話  
気象庁 気象庁予報部 予報課 電話

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

資 5.9 氾濫危険情報の発表様式（国発表、水位周知河川）

氾濫危険情報（国）

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">発表者</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">国土交通省 ○○河川事務所</td></tr> </table>	発表者	国土交通省 ○○河川事務所	→	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">第1受報者</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">機関名</td></tr> </table>	第1受報者	機関名	→	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">第2受報者</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">機関名</td></tr> </table>	第2受報者	機関名	→	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">第3受報者</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">機関名</td></tr> </table>	第3受報者	機関名
発表者														
国土交通省 ○○河川事務所														
第1受報者														
機関名														
第2受報者														
機関名														
第3受報者														
機関名														

氾濫の危険度に合わせ、  
 ・氾濫警戒情報  
 ・氾濫危険情報  
 となる。

## ○○川氾濫危険情報

平成○○年○○月○○日○○時○○分  
 国土交通省 ○○川河川事務所発表  
 （第○○号）

国が発表する河川は  
 大栗川のみ。

**【主文】**

○○川の□□□水位観測所（●●市△△）では、○○日○○時○○分頃に、避難勧告等の発令の目安となる氾濫危険水位（×××.××m）に到達しました。

市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

主文には水位の現況が記載される。

**（参考）**  
 ○○川 □□□水位観測所（●●市△△）  
 （受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎）

氾濫危険水位 （相当換算水位）	×××.××m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態
避難判断水位	○○○.○○m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	△△△.△△m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位、氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先  
 国土交通省 ○○河川事務所 ○○○○課 電話

**（参考）**  
 「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	<a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a>	<a href="http://i.river.go.jp/">http://i.river.go.jp/</a>

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

資 5. 1 0 氾濫危険情報の発表様式（都発表、水位周知河川）

氾濫危険情報（都）

水防関係速報 伝達記録用紙	情報番号	情報連絡班長	情報連絡掛長	発信者	
<b>水位周知河川情報</b>					
情報の種別は、 ・ 氾濫危険 ・ 解除	<b>種 別</b>	氾濫危険			
	<b>発 表 河 川</b>	〇〇川			
	<b>基準水位観測所</b>	△△△橋			
発表河川（基準水位観測所）は、 ・ 石神井川（芝久保、稲荷橋、加賀橋、溝田橋） ・ 妙正寺川（千歳橋、鷺盛橋） ・ 善福寺橋（西田端橋） ・ 谷沢川（丸山橋、矢川橋） ・ 丸子川（滝ノ橋） ・ 呑川（池上） ・ 鶴見川（下川戸橋） ・ 真光寺川（矢崎橋） ・ 恩田川（高瀬橋） ・ 境川（根岸橋、境橋）	<b>日 時</b>	平成 年 月 日 時 分 東京都建設局発表			
	<b>F A X 送 付 先</b>				
	〇〇建・〇〇局・□□局・△△局・××庁 A市・B市				
	<b>主 文</b>				
	主文には現在水位 が記載される	○時○分に、〇〇川の△△水位観測所で、避難勧告等（垂直避難を含む）の発令の目安となる氾濫危険水位 A.P. 〇〇. 〇〇 mとなりました。			
	解除の場合は、 「〇〇川では、はん濫の恐れはなくなりました。」となる。	堤防の上端まであと〇. 〇mとなっており、今後も水位の上昇が見込まれます。			
	流域の住民は浸水に警戒し、建物の二階などに避難してください。				
	特に、地下施設は水が流れ込む恐れがありますので、十分警戒してください。				
	<b>参 考</b>				
	〇〇川 △△△橋水位観測所 / A市B町				
堤防の上端	A.P.	〇〇.	〇〇	m	
氾濫危険水位	A.P.	〇〇.	〇〇	m	
				参考には観測所の基準水位が記載される	
<b>問 い 合 わ せ 先</b>					
東京都水防本部（建設局河川部）			TEL	03-5320-5435	
東京都〇〇建設事務所			TEL	〇〇-××××	

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

資 5. 1 1 水防警報の発表様式（国発表）

水防警報（国）

**水 防 警 報**  
 国土交通省 関東地方整備局 ○○河川事務所発表  
 平成○○年○○月○○日○○時○○分

発表 河 川	基準水位観測所	発 表 情 報	発 表 番 号
○○川	○○○	○○	○

発表河川(基準水位観測所)は  
 ・江戸川(松戸)  
 ・中川(高砂)  
 ・綾瀬川(谷古宇)  
 ・荒川(治水橋)  
 ・荒川(岩淵水門(上))  
 ・多摩川(調布橋)  
 ・多摩川(日野橋)  
 ・多摩川(石原)  
 ・多摩川(田園調布(上))  
 ・多摩川(多摩川河口)  
 ・浅川(浅川橋)  
 ・大栗川(報恩橋)

**【発表内容】**

**【現況】**

- 1 ○○流域の雨量は、○○日○○時まで○○mmです。
- 2 ○○○水位観測所の水位は、○○日○○時現在○. ○○mです。
- 3-1 ○○○の水位は、○○日○○時○○分に○○水位に達しました。
- 3-2 ○○○の水位は、○○日○○時○○分に最高水位○. ○○mに達しました。
- 4-1 ○○○の水位は、1時間に○○cm程度上昇しています。
- 4-2 ○○○の水位は、平衡状態が続いています。
- 4-3 ○○○の水位は、1時間に○○cm程度下降しています。
- 5-1 上流の水位は、○○日○○時○○分に○○水位に達しました。
- 5-2 上流の水位は、○○日○○時○○分に最高水位○. ○○mに達しました。

**【予想】**

- 6 ○○○の水位は、○○日○○時に○. ○○m程度と見込まれます。

**【被害状況】**

- 7-1 ○○地先の堤防に漏水が発生する恐れがあります。
- 7-2 ○○地先の○○に○○が発生する恐れがあります。

**【指示】**

- 8 水防機関は、嚴重に警戒してください。
- 9 水防機関は、待機してください。
- 10 水防機関は、出動体制を強化し水防工法を行ってください。
- 11 水防機関は、巡視員を現地に残し、待機して差しかえありません。
- 12 水防機関を解除します。

**【参考資料】** ○○○水位観測所【A県B市C町】  
堤防高(○. ○m) 計画水位(○. ○○m) 危険水位(○. ○○m) 警戒水位(○. ○○m) 指定水位(○. ○m)

○○河川事務所の水防警報発令状況	待 機	準 備	出 動	解 除
水防警報区/情報種別				
○○				
○○○				
△△				
△△△				
× ×				
× × ×				
○△×				

発表情報は  
 ・待機  
 ・準備  
 ・出動  
 ・指示  
 ・解除  
 ・情報

現況には降水量と現在水位と水位変化の状況が記載されている。

水防機関に対しての指示が記載される。

各観測所の発令状況で該当する情報に○がつく

資 5. 1 2 水防警報の発表様式（都発表）

水防警報（都）

水 防 警 報	
<b>種 別</b>	出 動 ←
<b>発表河川</b>	△△川
<b>基準水位観測所</b>	××橋
<b>発表番号</b>	第 号
<b>日 時</b>	平成〇〇年〇月〇〇日〇時〇〇分 東京都建設局 発表
番 号	発 表 内 容
1	(××橋)の時間雨量は、(〇〇日〇時〇〇分)までに(〇〇)mmです。
2	(××橋)の水位／堤防の上端までの高さは、(〇〇日〇時〇〇分)現在 A.P. (〇〇〇)m / (〇〇)mです。
3	(××橋)では、氾濫注意水位 [A.P. 〇〇〇 m] を上回りました。
4	水防管理者は、水防機関を出動させてください。
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                     発表内容には、                      ・降水量                      ・現在水位                      ・水防機関への指示                      などが記載される                 </div>
6	
7	
問 い 合 わ せ 先	
東京都水防本部（建設局河川部）	TEL 03-5320-5435
東京都南多摩東部建設事務所	TEL 042-720-8641

発表河川(基準水位観測所)は  
 ・鶴見川(下川戸橋)  
 ・真光寺川(矢崎橋)  
 ・恩田川(高瀬橋)  
 ・境川(根岸橋、境橋)

種別は  
 ・待機  
 ・準備  
 ・出動  
 ・解除  
 ・指示  
 が入る。

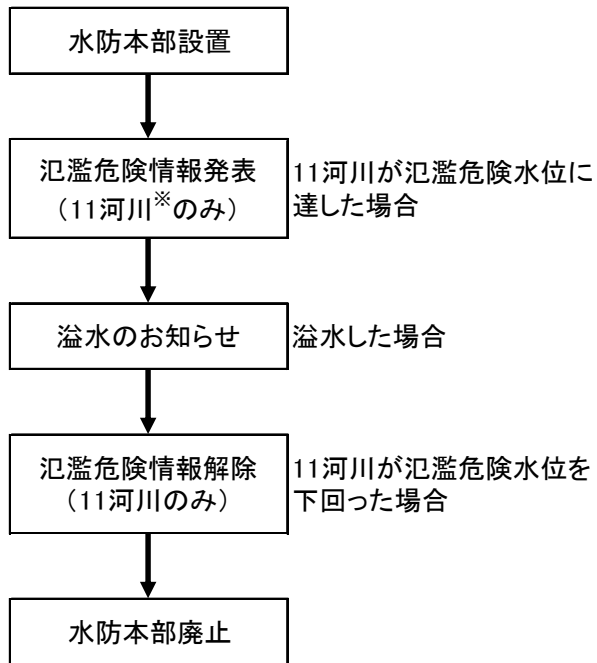
発表内容には、  
 ・降水量  
 ・現在水位  
 ・水防機関への指示  
 などが記載される

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10



## 資5.13 報道機関への情報提供

東京都水防本部の設置・廃止、水位周知河川における氾濫危険情報、河川の溢水については、報道機関へ情報提供する。



※11 河川:石神井川、妙正寺川、善福寺川、谷沢川、丸子川、呑川、  
鶴見川、恩田川、真光寺川、麻生川、境川

## 【報道機関一覧（都庁記者クラブ）】

- |         |           |
|---------|-----------|
| ・朝日新聞   | ・ニッポン放送   |
| ・共同通信   | ・文化放送     |
| ・読売新聞   | ・日本テレビ    |
| ・NHK    | ・フジテレビ    |
| ・毎日新聞   | ・テレビ朝日    |
| ・日経新聞   | ・テレビ東京    |
| ・東京新聞   | ・ジャパントイムズ |
| ・産経新聞   | ・TBS      |
| ・日刊工業新聞 | ・東京MXテレビ  |
| ・時事通信   | ・エフエム東京   |

資 5. 1 4 報道発表様式

氾濫危険情報

平成〇〇年度第〇回水防本部（第〇報）

平成〇〇年〇月〇〇日  
建 設 局

〇〇川 氾濫危険水位に到達 氾濫のおそれ

〇〇川では、〇時〇〇分、氾濫危険水位に到達し、水位はさらに上昇する見込みです。

流域の住民は、浸水に警戒してください。

<水位の現況>

〇〇川の水位は、〇時〇〇分現在、△△水位観測所（〇〇市△△）で水が溢れるまで××mに到達しました。

問い合わせ先

東京都建設局河川部\_\_\_\_\_

都庁内線 6 0 - 6 2 3

直 通 0 3 - 5 3 2 0 - 5 4 3 5

## 溢水のお知らせ

平成〇〇年度第〇回水防本部（第〇報）

平成〇〇年〇月〇〇日  
建設局

## 河川溢水等をお知らせします

下記の河川が洪水のため、溢水しました。

NO	河川名	溢水場所	溢水日時	摘要
①	〇〇川	〇〇市××町	△時××分頃	
②				
③				

問い合わせ先

東京都建設局河川部\_\_\_\_\_

都庁内線 60-623

直通 03-5320-5435

## 6. 土砂災害警戒情報の発表に関する協定等

### 資6.1 東京都と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定

東京都と気象庁は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第27条及び気象業務法（昭和27年法律第165号）第11条に基づき共同して作成・発表する土砂災害警戒情報に関する業務を実施するため、次のとおり協定を締結する。

また、本協定を円滑に運用するため「実施要領」を別に定める。

#### 1. 土砂災害警戒情報の発表対象地域及び発表作業担当部署

土砂災害警戒情報の発表対象地域及び発表作業担当部署は、付表1のとおりとする。

#### 2. 土砂災害警戒情報に関する業務の作業場所及び連絡先

第1項に示す発表作業担当部署は、それぞれの庁舎内に作業場所を定めて土砂災害警戒情報に関する業務を行うものとし、相互の連絡が確実に実施できるよう実施要領に定めるものとする。

#### 3. 土砂災害警戒情報に関する業務を行う際の資料の交換等

第1項に示す発表作業担当部署間の資料の交換は、オンラインで接続された情報処理システムを用いるものとし、交換する資料の種類は実施要領に定めるものとする。

#### 4. 土砂災害警戒情報に関する作業の開始及び終了

土砂災害警戒情報の作業の開始及び終了については、実施要領に定めるものとする。

#### 5. 土砂災害警戒情報の発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、実施要領に定めるものとする。

#### 6. 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、第1項に示す発表作業担当部署が共同して発表するものとし、発表形式等については、実施要領に定めるものとする。

#### 7. 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の伝達先及び伝達方法は実施要領に定めるものとする。

#### 8. 情報処理システム等障害時の措置

第3項に示す情報処理システム等の障害時における土砂災害警戒情報の作業の要領については、実施要領に定めるものとする。

## 9. その他

土砂災害警戒情報に関する業務の実施に関し、本協定の内容を変更する必要がある場合、または、本協定に定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には、速やかに協議するものとする。

## 附則

1. 平成20年 2月 1日に本協定を締結する。
2. 平成26年 1月 6日に一部改正する。
3. 平成27年 5月22日に一部改正する。
4. 平成31年 2月21日に一部改正する。

平成31年 2月21日

東京都知事 小池 百合子

気象庁長官 橋田 俊彦

付表 1 土砂災害警戒情報の発表対象地域及び発表作業担当部署

発表対象地域（区市町村）	発表作業担当部署
中央区、墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区、武蔵野市を除く 東京都内全区市町村	東京都建設局 気象庁予報部

## 資 6. 2 東京都土砂災害警戒情報に関する実施要領

東京都総務局及び建設局と気象庁予報部は、「東京都と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定（平成20年2月1日）」（以下「協定」という。）に基づき、東京都土砂災害警戒情報について、次のとおり実施要領を定める。

## 1. 土砂災害警戒情報に関する業務の作業場所及び連絡先

協定第2項の実施要領で定める土砂災害警戒情報に関する業務の作業場所及び連絡先は次の表のとおりとする。相互の連絡や資料の交換等には、東京都と気象庁予報部間に接続された情報処理システム又は電話・ファックス等を用いるものとする。

発表作業担当部署	作業場所と連絡先
東京都建設局	河川部防災課 連絡責任者 防災課長
気象庁予報部	予報課 連絡責任者 主任予報官（予報担当）

## 2. 土砂災害警戒情報を行う際の資料の交換等

協定第3項の実施要領で定める交換する資料の種類は、付表1とする。

## 3. 土砂災害警戒情報作業の開始及び終了

協定第4項の実施要領で定める作業の開始及び終了については、以下のとおりとする。

(1) 土砂災害警戒情報に関する作業の開始は、次項で示す警戒基準に達した時とする。

なお、迅速かつ確実な作業の開始を図るため、通常勤務時間帯に限らず休日・夜間等においても事前に降雨の推移や土砂災害に関する密接な情報共有等を行うものとし、必要に応じて本要領第1項で定める連絡責任者の協議により作業開始に係る待機・準備の体制を構築するものとする。

(2) 土砂災害警戒情報の作業の終了は、次項に示す警戒解除基準に従って発表対象地域全域の警戒を解除する情報を発表したときとする。

## 4. 土砂災害警戒情報の発表基準

協定第5項の実施要領で定める土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準から成り、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 警戒基準は、大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁が作

成する降雨予測に基づいて付図 1、付図 2 で示す監視基準に達したときとする。

- (2) 警戒解除基準は、付図 1、付図 2 で示す監視基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合には、東京都建設局と気象庁予報部が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。
- (3) 地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、東京都と気象庁予報部は別添資料 1 に示す「地震等発生後の暫定基準」に基づき、基準を取り扱うものとする。

## 5. 土砂災害警戒情報の発表

協定第 6 項の実施要領で定める土砂災害警戒情報の形式は、以下の内容を踏まえたものとする。

- (1) 土砂災害警戒情報の内容は、タイトル、情報番号、発表時間、発表者名、警戒対象地域名、警戒文、警戒対象区市町村を示す地図（図形式のみ）で構成する。例を付図 3 に示す。
- (2) 情報番号は、一連の降雨を対象とした最初の発表を第 1 号とし、発表対象地域全域の警戒を解除する情報まで連続番号を用いる。
- (3) 発表対象地域名は、付表 2 に示す名称を用いる。

また、土砂災害警戒情報の起案は、気象庁予報部が行い、情報処理システムを用いて東京都建設局はその内容を確認し、双方密接な連絡・調整のもと、速やかな発表に努める。ただし、土砂災害警戒情報の発表について、止むを得ない理由により東京都建設局と気象庁予報部が協議できない場合には、気象庁予報部の判断により、土砂災害警戒情報を発表することができる。この場合、東京都建設局は、発表の経緯について、速やかに気象庁予報部から口頭又は文書により説明を受け、新たな土砂災害警戒情報に備える。

なお、情報処理システム等の障害が発生した場合は、本要領第 7 項の「情報処理システム等障害時の措置」に基づいて発表するものとする。

## 6. 土砂災害警戒情報の伝達

協定第 7 項の実施要領で定める土砂災害警戒情報の伝達先、伝達方法及び担当部署は、それぞれ付表 3、付図 4 とする。

7. 情報処理システム等障害時の措置

協定第8項の実施要領で定める情報処理システム等の障害時における作業の要領については、以下のとおりとする。

- (1) 通常の発表基準による判定が困難となった場合には、東京都建設局と気象庁予報部は別添資料2に示す「情報処理システム等障害時における土砂災害警戒情報の発表基準」により、発表基準を取り扱うものとする。
- (2) 東京都建設局と気象庁予報部は、土砂災害警戒情報を作成するために必要な付表4の資料を適宜、ファックス又は電話等により交換する。
- (3) 土砂災害警戒情報は、付図3に例示した形式を用いる。ただし、迅速な土砂災害警戒情報の作成が困難になった場合は、迅速な発表を優先して、東京都建設局と気象庁予報部の合意の基で付図3の図の部分省いた付図5の形式で発表してもよい。
- (4) (3)で作成した土砂災害警戒情報は、付表3に定める伝達先へ確実に伝達する。

8. その他

本要領の内容を変更する必要がある場合、又は本要領の定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には、速やかに協議する。

附則

1. 平成20年 2月 1日に本要領を定める。
2. 平成21年 9月18日に一部改正する。
3. 平成24年 3月30日に一部改正する。
4. 平成26年 1月 6日に一部改正する。
5. 平成27年 5月22日に一部改正する。
6. 平成29年 5月31日に一部改正する。
7. 平成31年 2月21日に一部改正する。

平成31年 2月21日

東京都建設局河川部長 村井 良輔

気象庁予報部業務課長 倉内 利浩



付表1 交換する資料の種類

資料の種類	資料の提供頻度
東京都から気象庁予報部に送付する資料	
東京都で収集した雨量観測データ	データの発生頻度に合わせて提供
気象庁予報部から東京都に送付する資料	
大雨特別警報、大雨警報及び注意報	随時提供
気象情報	随時提供
降水量解析値 ・ 1時間降水量解析値 ・ 10分間降水量解析値	・ 30分ごとに提供 ・ 10分ごとに提供
降水量予測値 ・ ナウキャスト型10分間降水量予測値 ・ 1時間降水量予測値	・ 10分ごとに提供 ・ 30分ごとに提供 (6時間先までの予測値)
土砂災害警戒判定メッシュデータ	10分ごとに提供
土砂災害警戒情報	随時提供
土壌雨量指数	30分ごとに提供(3時間先まで)

付表2 土砂災害警戒情報の発表対象地域名

(1/2)

発表対象地域コード	発表対象地域名	読み仮名
1310100	千代田区	ちよだく
1310300	港区	みなとく
1310400	新宿区	しんじゅくく
1310500	文京区	ぶんきょうく
1310600	台東区	たいとうく
1310900	品川区	しながわく
1311000	目黒区	めぐろく
1311100	大田区	おおたく
1311200	世田谷区	せたがやく
1311300	渋谷区	しぶやく
1311400	中野区	なかのく
1311500	杉並区	すぎなみく
1311600	豊島区	としまく
1311700	北区	きたく

(2/2)

発表対象地域コード	発表対象地域名	読み仮名
1311800	荒川区	あらかわく
1311900	板橋区	いたばしく
1312000	練馬区	ねりまく
1320100	八王子市	はちおうじし
1320200	立川市	たちかわし
1320400	三鷹市	みたかし
1320500	青梅市	おうめし
1320600	府中市	ふちゅうし
1320700	昭島市	あきしまし
1320800	調布市	ちょうふし
1320900	町田市	まちだし
1321000	小金井市	こがねいし
1321100	小平市	こだいらし
1321200	日野市	ひのし
1321300	東村山市	ひがしむらやまし
1321400	国分寺市	こくぶんじし
1321500	国立市	くにたちし
1321800	福生市	ふっさし
1321900	狛江市	こまえし
1322000	東大和市	ひがしやまとし
1322100	清瀬市	きよせし
1322200	東久留米市	ひがしくるめし
1322300	武蔵村山市	むさしむらやまし
1322400	多摩市	たまし
1322500	稲城市	いなぎし
1322700	羽村市	はむらし
1322800	あきる野市	あきるのし
1322900	西東京市	にしとうきょうし
1330300	瑞穂町	みずほまち
1330500	日の出町	ひのでまち
1330700	檜原村	ひのはらむら
1330800	奥多摩町	おくたままち
1336100	大島町	おおしままち
1336200	利島村	としまむら
1336300	新島村	にいしまむら
1336400	神津島村	こうづしまむら
1338100	三宅村	みやけむら
1338200	御蔵島村	みくらじまむら
1340100	八丈町	はちじょうまち
1340200	青ヶ島村	あおがしまむら
1342100	小笠原村	おがさわらむら

付表3 土砂災害警戒情報の伝達先等

(1/2)

伝 達 先	伝達方法	担 当 部 署
東京都総務局総合防災部	専用回線(※)	気象庁予報部予報課
東京都建設局河川部	専用回線(※)	気象庁予報部予報課
東京都総務局各支庁	防災ファックス	東京都総務局総合防災部
区市町村	防災ファックス	東京都総務局総合防災部
東京都建設局各建設事務所	防災ファックス	東京都建設局河川部
日本放送協会 (NHK)	専用回線(※)	気象庁予報部予報課
テレビ朝日	〃	〃
フジテレビジョン	〃	〃
日本テレビ放送網	〃	〃
東京放送 (TBS)	〃	〃
テレビ東京	〃	〃
文化放送	〃	〃
エフエム東京	〃	〃
オール・エフ・ラジオ日本	〃	〃
ニッポン放送	〃	〃
共同通信社	〃	〃
産業経済新聞社	〃	〃
時事通信社	〃	〃
朝日新聞社	〃	〃
中日新聞社 (東京新聞)	〃	〃
毎日新聞社	〃	〃
読売新聞社	〃	〃
内閣総理大臣官邸	〃	〃
内閣官房情報調査室	〃	〃
内閣情報集約センター	〃	〃
内閣府政策統括官	〃	〃
警察庁	〃	〃
関東管区警察局	〃	〃
警視庁	〃	〃
総務省消防庁	〃	〃
東京消防庁	〃	〃
国土交通省総合政策局	〃	〃
国土交通省関東地方整備局	〃	〃
国土交通省東京国道事務所	〃	〃

(※) 専用回線障害時は、ファックスによる送信を実施する。

伝 達 先	伝達方法	担 当 部 署
海上保安庁	専用回線(※)	気象庁予報部予報課
東京海上保安部	〃	〃
下田海上保安部	〃	〃
農林水産省大臣官房総務課	〃	〃
防衛省運用企画局	〃	〃
陸上自衛隊東部方面総監部	〃	〃
東日本高速道路株式会社	〃	〃

専用回線障害時にファックスによる伝達を行う場合の東京都総務局及び建設局の連絡先	
東京都総務局	平日日中 総合防災部防災対策課  夜間・休日 総合防災部夜間防災連絡室
東京都建設局	河川部防災課

(※) 専用回線障害時は、ファックスによる送信を実施する。

注) 気象庁予報部から電話による連絡の上でファックスにより伝達を行う。

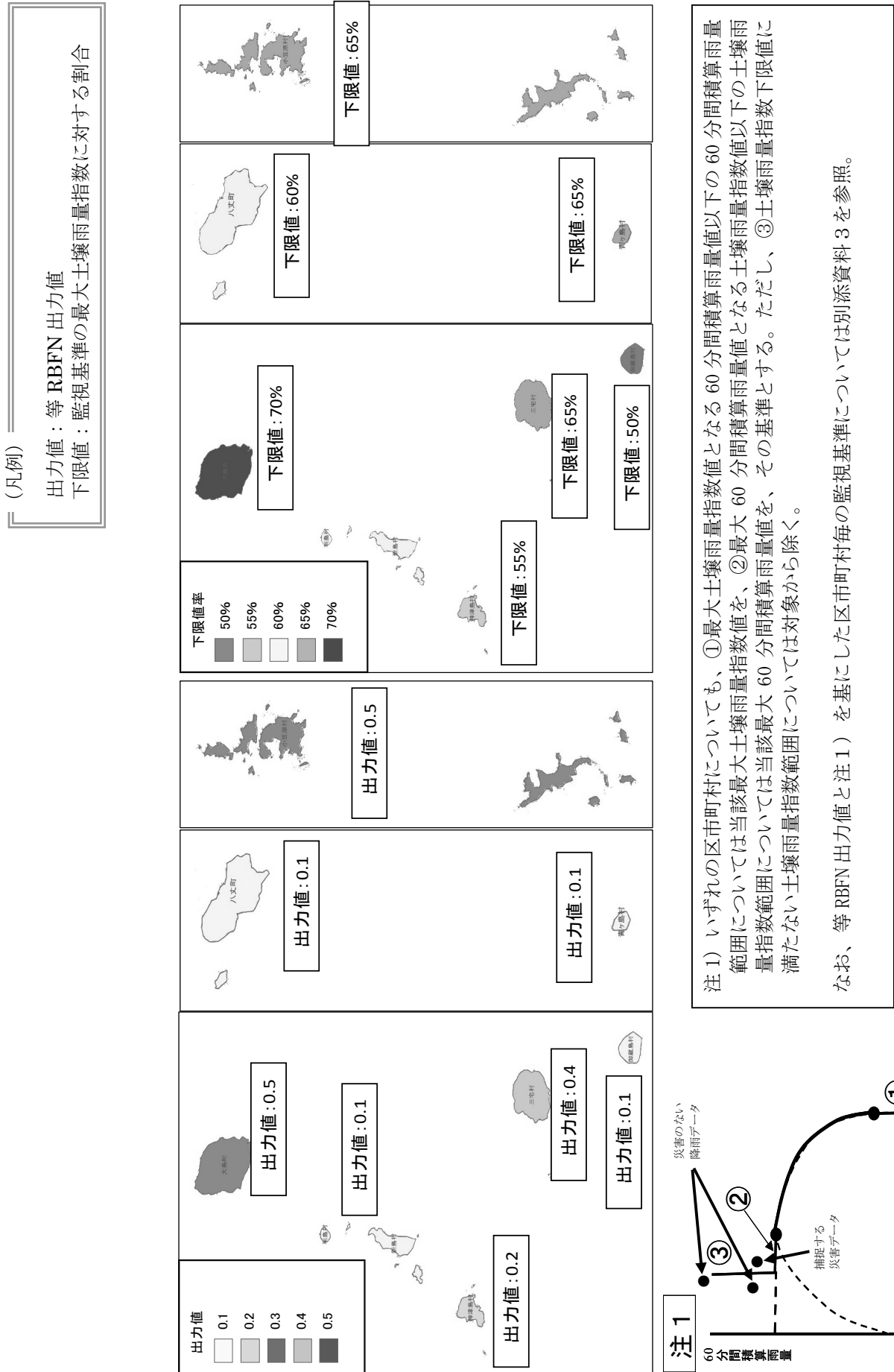
平日とは、1週間の内、土曜日及び日曜日その他休日（国民の祝日、振替休日、国民の休日）を除いた日を示す。日中とは、8時30分から17時15分までを示す。

付表4 情報システム障害時に交換する資料の種類

資料の種類	資料の提供頻度
東京都から気象庁予報部に送付する資料	
東京都で収集した雨量観測データ	状況に応じて適宜送付
気象庁予報部から東京都に送付する資料	
大雨特別警報、大雨警報及び注意報	随時提供
気象情報	随時提供
降水量解析値 ・ 1時間降水量解析値	状況に応じて適宜送付
降水量予測値 ・ 1時間降水量予測値	状況に応じて適宜送付
土壌雨量指数	状況に応じて適宜送付



付図2 東京都監視基準（伊豆諸島、小笠原諸島）



付図3 土砂災害警戒情報（例）

# 東京都土砂災害警戒情報 第号

平成 年 月 日 時 分

東京都 気象庁予報部 共同発表

## 【警戒対象地域】

世田谷区 北区 板橋区 八王子市 立川市 青梅市 昭島市 町田市 小金井市  
小平市 日野市 東村山市\* 国分寺市 福生市 東大和市 清瀬市\* 東久留米市\*  
武蔵村山市 多摩市 稲城市 羽村市 あきる野市 西東京市\* 瑞穂町 日の出町  
大島町\*

\*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

## 【警戒解除地域】

杉並区 練馬区 三鷹市 調布市 檜原村 奥多摩町

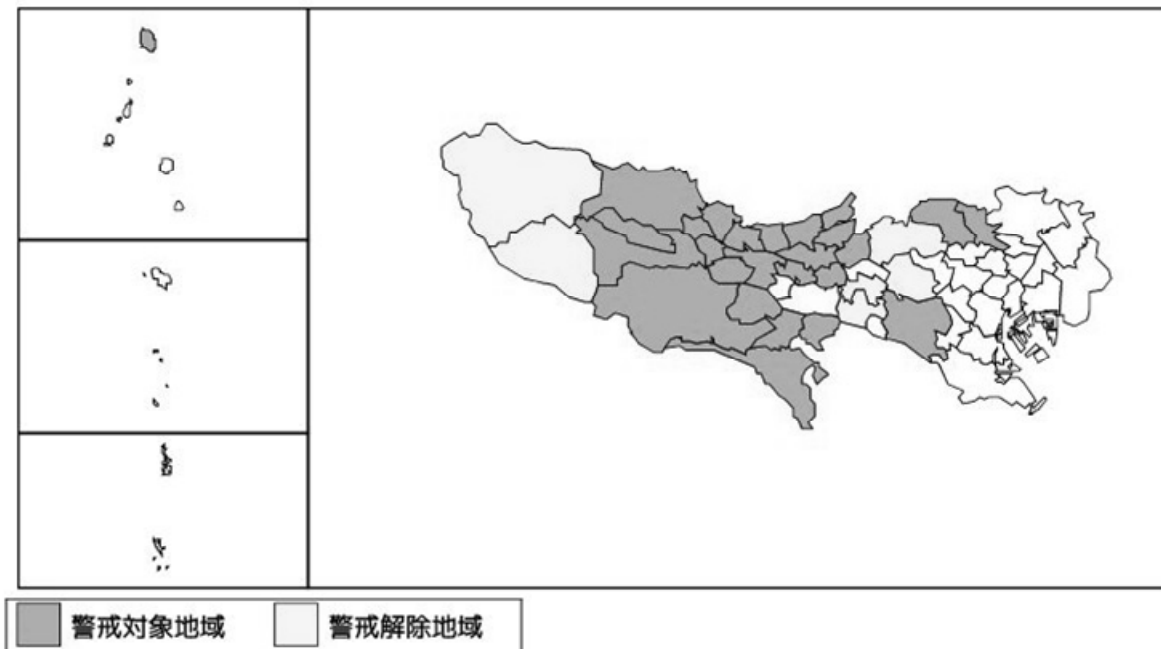
## 【警戒文】

<概況>

降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

<とるべき措置>

崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、区市町村から発表される避難勧告などの情報に注意してください。

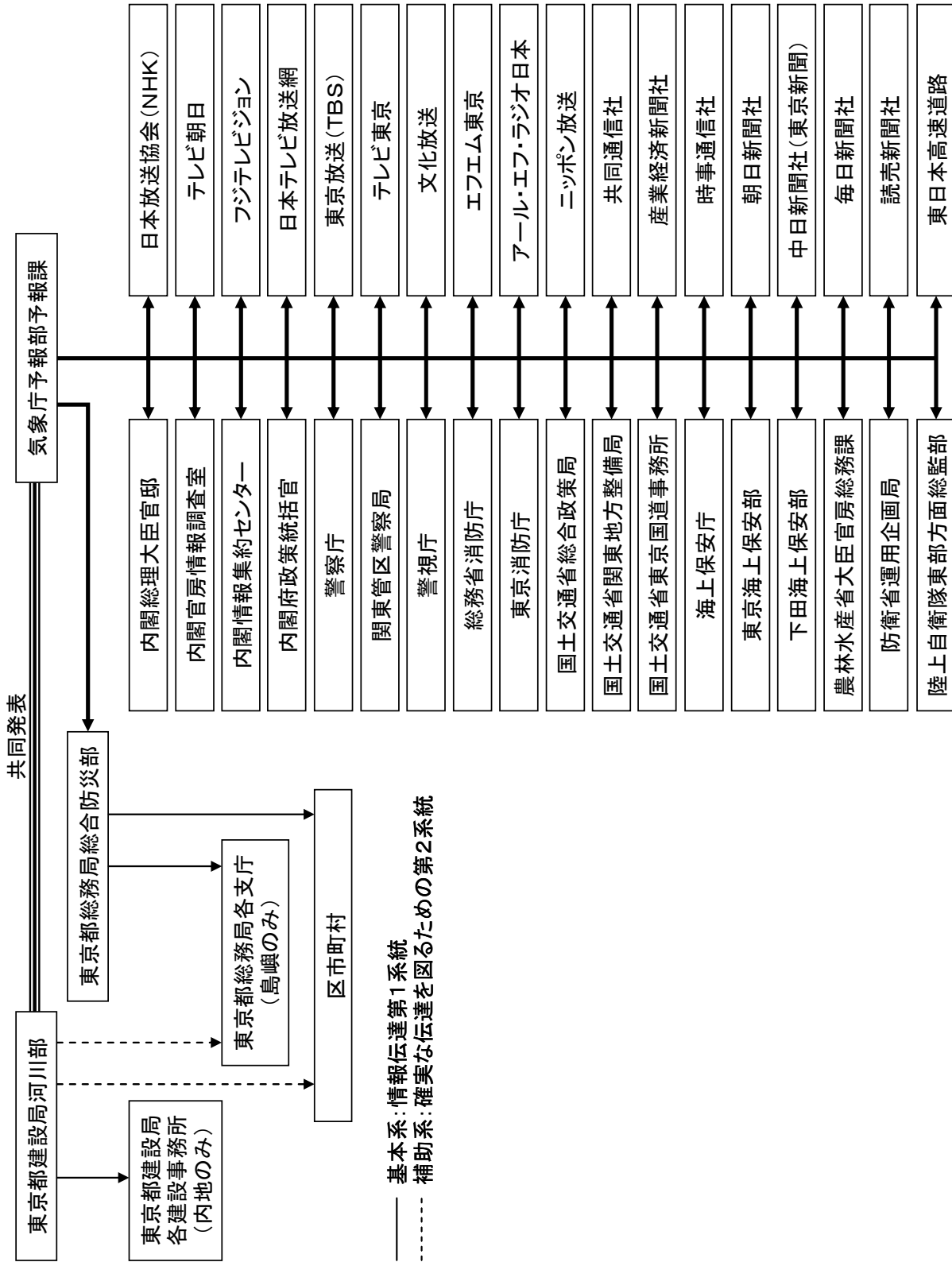


問い合わせ先

03-5320-5435（東京都建設局河川部防災課）

03-3212-8341（気象庁予報部予報課）

付図 4 土砂災害警戒情報の伝達系統図





付図5 情報システム等障害時の土砂災害警戒情報（例）

# 東京都土砂災害警戒情報 第号

平成 年 月 日 時 分

東京都 気象庁予報部 共同発表

**【警戒対象地域】**

世田谷区 北区 板橋区 八王子市 立川市 青梅市 昭島市 町田市  
小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市 福生市 東大和市  
清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 羽村市 あきる野市 西東京市  
瑞穂町 日の出町 大島町

**【警戒解除地域】**

杉並区 練馬区 三鷹市 調布市 檜原村 奥多摩町

**【警戒文】**

<概況>

降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

<とるべき措置>

崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、区市町村から発表される避難勧告などの情報に注意してください。

問い合わせ先

03-5320-5435（東京都建設局河川部防災課）

03-3212-8341（気象庁予報部予報課）

## 【別添資料1】地震等発生後の暫定基準

## 1. 暫定基準の設定方法

・震度5強以上の地震が発生した場合、東京都建設局と気象庁予報部は協議のうえ、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定することとする。

・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合、土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合、速やかに国土交通省砂防部、国土技術政策総合研究所に相談し、必要に応じて関係機関等から意見を聴取しつつ暫定基準の設定の調整をする。ただし、事象による影響範囲が極めて限られている場合には、土砂移動現象の監視体制や地域住民への警戒避難に係る情報の伝達体制を確立した上で、暫定基準以外の方法により警戒避難体制を検討することとする。

## 2. 暫定基準設定時の発表対象地域

暫定基準による発表対象地域は、通常基準の運用時と同様とする。なお、事象の範囲が市町村等の発表単位の一部地域のみの場合、市町村等の発表単位の一部地域を対象として暫定基準を適用することとし、土砂災害警戒情報の発表方法や地域の名称について、別途協議を行うものとする。

## 3. 暫定基準の設定手順

暫定基準については、地震等発生後に速やかに実施する事項（以下「措置1」という。）と、被害状況の把握等を行ってから執るべき事項（以下「措置2」という。）がある。別図1に暫定基準設定に係る作業手順を示す。

暫定基準案の作成にあたっては、必要に応じて国土技術政策総合研究所に技術的な助言を求めるものとする。

## (1) 「措置1」：地震等発生後に速やかに実施する措置

発生した事象が暫定基準の設定対象であって、降雨が予想される等、早急に暫定基準を設定すべき状況であると判断した場合には、以下による措置を行う。

## ①適用する暫定基準

地震発生の場合は、原則として別図2の暫定基準を適用する。その他事象の場合は、速やかに国土交通省砂防部、国土技術政策総合研究所に相談し、必要に応じて関係機関等から意見を聴取しつつ暫定基準の設定の調整をする。

## ②適用区域

以下の条件を満たした発表対象地域に対して暫定基準を適用する。

- ・地震発生の場合には、震度5強以上が観測された発表対象地域を対象とする。
- ・その他事象の場合は、被害状況等から、影響を受けるおそれがある発表対象地域を対象とする。

## ③暫定基準の適用に関する留意事項

土砂災害警戒情報には、利用者が適用区域を容易に把握できるよう、可能な限りその範囲を明示する（別図3）。暫定基準を適用する場合は、降雨の予想や、報道機関への周知及びシステムの設定変更等に要する時間を考慮して、適用する日時を決定する。

## (2) 「措置2」：被害状況等の把握を行ってから執るべき措置

措置1により暫定基準を設定した後、降雨等による土砂災害の発生状況等を勘案して、暫定基準の見直しまたは廃止が必要と判断される場合には、別紙に従い、東京都建設局と気象庁予報部が協議し、必要な措置を講ずるものとする。

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

## 【別紙】

## 土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準見直しの考え方について

土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準の見直しにあたっては、暫定基準設定後、東京都建設局と気象庁予報部が地震等発生後の降雨状況と土砂災害の発生状況を調査し、その結果に応じて以下の考え方で見直す。

## 1 暫定基準見直しの際の検討区域の設定

暫定基準の見直しは、土砂災害に対して概ね同様の特性を有していると判断した区域をまとめて検討する(以下、「検討区域」という)ことを基本とする。

なお、検討区域に通常基準で運用している区域が含まれる場合は、その区域を除外して検討する。また、異なる暫定基準の区域が混在している場合は別々の検討区域として検討を行う。

## 2 地震により発生した崩壊・斜面変状の有無に応じた考え方

1で定めた検討区域内において、地震により発生した崩壊・斜面変状の有無により、以下(1)(2)のとおり、暫定基準見直しの考え方を使い分ける。崩壊・斜面変状の有無は、地震後に実施した土砂災害危険箇所等の緊急点検の結果等を参考にする。緊急点検の結果は、概ね以下の3区分に分類される。

○分類A：変状が大きく、緊急的な工事等を行う必要がある箇所

○分類B：変状が軽微で、詳細調査の実施後、必要に応じて工事等を行う箇所

○分類C：変状が無く、当面、工事等を行う必要がない箇所

以下、「まとまった数の崩壊・斜面変状箇所」とは、上記分類AまたはBの箇所が検討区域内にまとまってある箇所をいう。

なお、点検結果の分類がA及びBの箇所について工事等の対策が完了した場合は、分類Cの箇所と同等に扱ってよいものとする。

## (1) まとまった数の崩壊・斜面変状箇所がない場合(別図4)

## i 経験した降雨に応じた暫定基準の引き上げ

検討区域内において、暫定基準を上回る降雨を複数回経験しても、検討区域内に新たな崩壊または崩壊・斜面変状発生箇所の崩壊・変状の拡大(以下、「新たな崩壊等」という)が発生していない場合は、検討区域内の最大の降雨に応じた割合まで、暫定基準を引き上げる。

暫定基準の引き上げ幅は、震度6弱以上の暫定基準→震度5強の暫定基準→通常基準の各段階を基本とする。

暫定基準を上回る降雨の複数回の経験は、検討区域内の同一箇所では経験する必要はないが、1回の降雨で検討区域内の複数の箇所で基準を上回る降雨を経験した場合には、1回の経験と見なす。1回の降雨とは、一連の土砂災害警戒情報の発表期間を原則とする。

## (ア) 新たな崩壊等が発生した場合

新たな崩壊等の発生箇所周辺で、適用している暫定基準の一段階上の基準を上回る降雨があった場合は、経験した降雨に応じた割合まで暫定基準を引き上げてよい。適用している暫定基準の一段階上の基準未満の降雨であった場合は、あらためて暫定基準を上回る降雨を複数回経験し、新たな崩壊等が発生していないことを確認する必要がある。新たな崩壊等の発生箇所周辺とは、新たな崩壊等が確認された箇所を含む5kmメッシュ及びこれを囲む8メッシュを指す。

## (イ) 暫定基準適用後に新たに震度5強以上の地震が発生した場合

新たに発生した地震の震度の暫定基準以上に暫定基準を引き上げる場合は、新たに発生した地震以降の降雨を対象として検証する。

## ii 一定の降雨期を経た暫定基準の引き上げ

地震発生後、暫定基準を上回る降雨がなかった場合においても、梅雨期から台風期を経て、新たな崩壊等が確認されない場合は、通常基準に戻す。

## (2) まとまった数の崩壊・斜面変状箇所がある場合(別図5)

### i 経験した降雨に応じた暫定基準の引き上げ

検討区域内の崩壊・斜面変状発生箇所周辺において、暫定基準を上回る降雨を複数回経験しても、検討区域内に新たな崩壊等が発生していない場合は、検討区域内の最大の降雨に応じた割合まで、暫定基準を引き上げる。

暫定基準の引き上げ幅は、震度6弱以上の暫定基準→震度5強の暫定基準→通常基準の各段階を基本とする。

検討区域内の崩壊・斜面変状発生箇所周辺とは、崩壊・斜面変状が確認された箇所を含む5kmメッシュ及びこれを囲む8メッシュを指す。

暫定基準を上回る降雨の複数回の経験は、検討区域内の同一の崩壊・斜面変状発生箇所周辺で経験する必要はないが、1回の降雨で検討区域内の複数の崩壊・斜面変状発生箇所周辺で基準を上回る降雨を経験した場合には、1回の経験とみなす。1回の降雨とは、一連の土砂災害警戒情報の発表期間を原則とする。

#### (ア) 新たな崩壊等が発生した場合

崩壊・斜面変状発生箇所周辺で、適用している暫定基準の一段階上の基準を上回る降雨があった場合は、経験した降雨に応じた割合まで暫定基準を引き上げてよい。適用している暫定基準の一段階上の基準未満の降雨であった場合は、あらためて崩壊・斜面変状発生箇所周辺において、暫定基準を上回る降雨を複数回経験し、新たな崩壊等が発生していないことを確認する必要がある。

#### (イ) 暫定基準適用後に新たに震度5強以上の地震が発生した場合

新たに発生した地震の震度の暫定基準以上に暫定基準を引き上げる場合は、新たに発生した地震以降の降雨を対象として検証する。

## ii 一定の降雨期を経た暫定基準の引き上げ

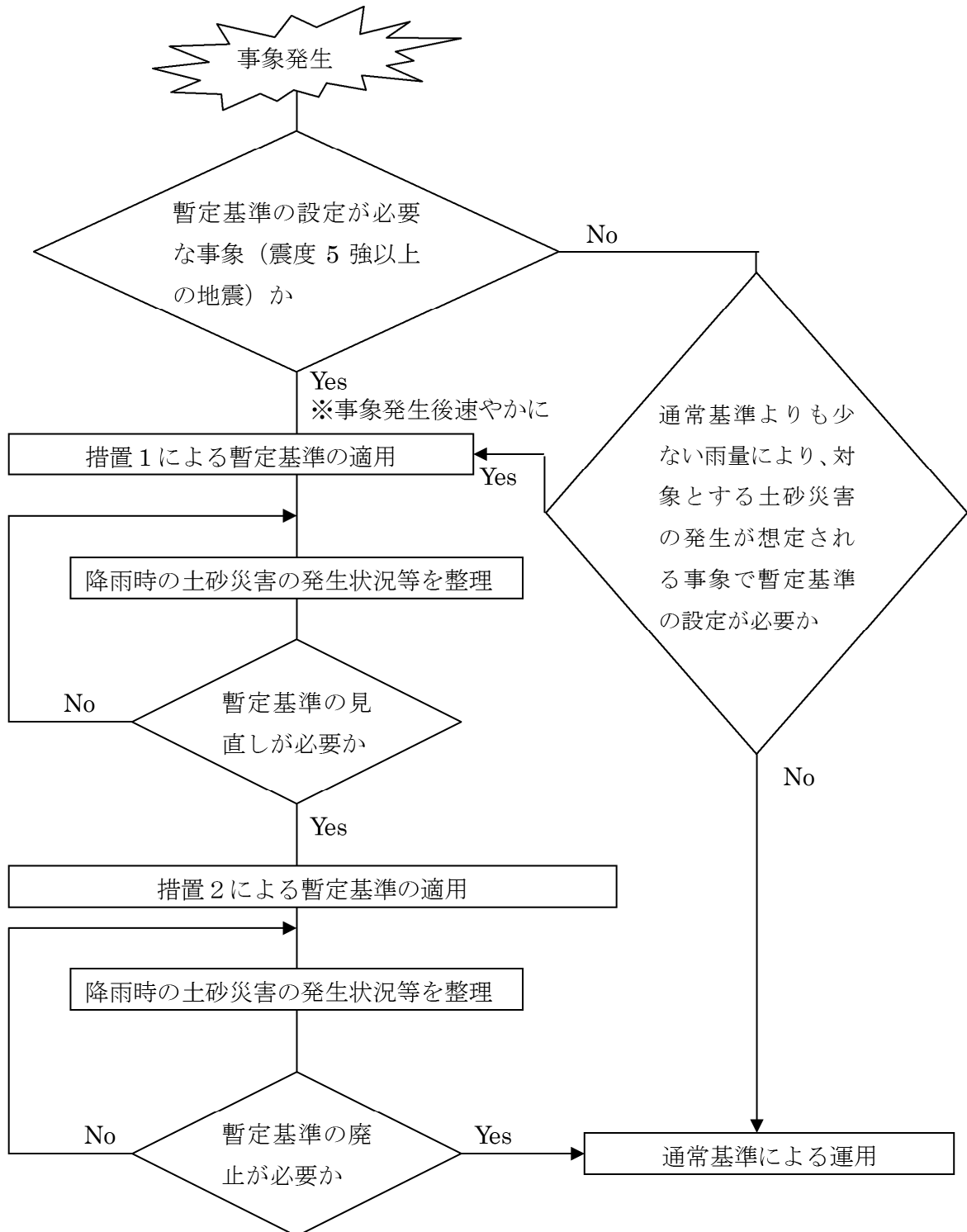
地震発生後、暫定基準を上回る降雨がなかった場合においても、梅雨期から台風期を経て、検討区域内に新たな崩壊等が確認されない場合は、暫定基準を一段階(震度6弱以上の暫定基準→震度5強の暫定基準、震度5強の暫定基準→通常基準)引き上げる。

## 3 地震以外の事象により設定した暫定基準見直しの考え方

事象発生後の降雨状況と土砂災害の発生状況等を勘案して、2の考え方を参考に東京都建設局と気象庁予報部が協議し、暫定基準を見直す。

別図 1

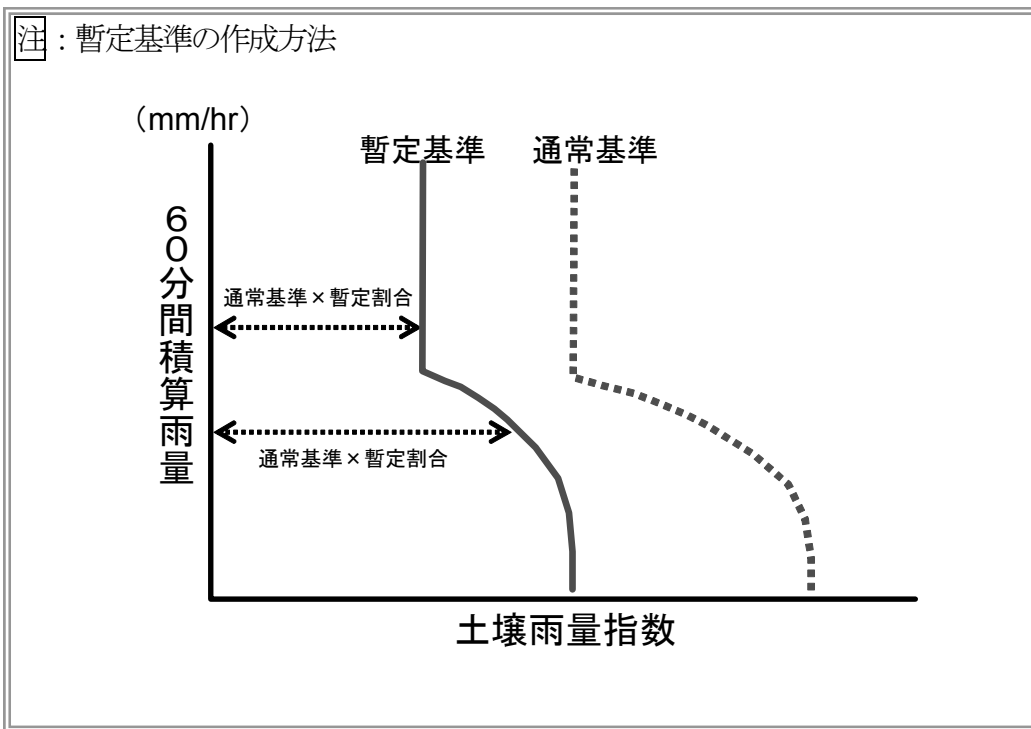
暫定基準設定に係る作業手順



地震時の暫定基準

状況	地震	
	震度5強の地域	震度6弱以上の地域
暫定割合	8割	7割

※ 通常基準の土壌雨量指数に暫定割合を乗じたものを暫定基準とする。



資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

暫定基準適用時の土砂災害警戒情報（例）

# 東京都土砂災害警戒情報 第号

平成 年 月 日 時 分

東京都 気象庁予報部 共同発表

## 【警戒対象地域】

八王子市\* 青梅市\* あきる野市\* 日の出町\* 檜原村\*

\*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

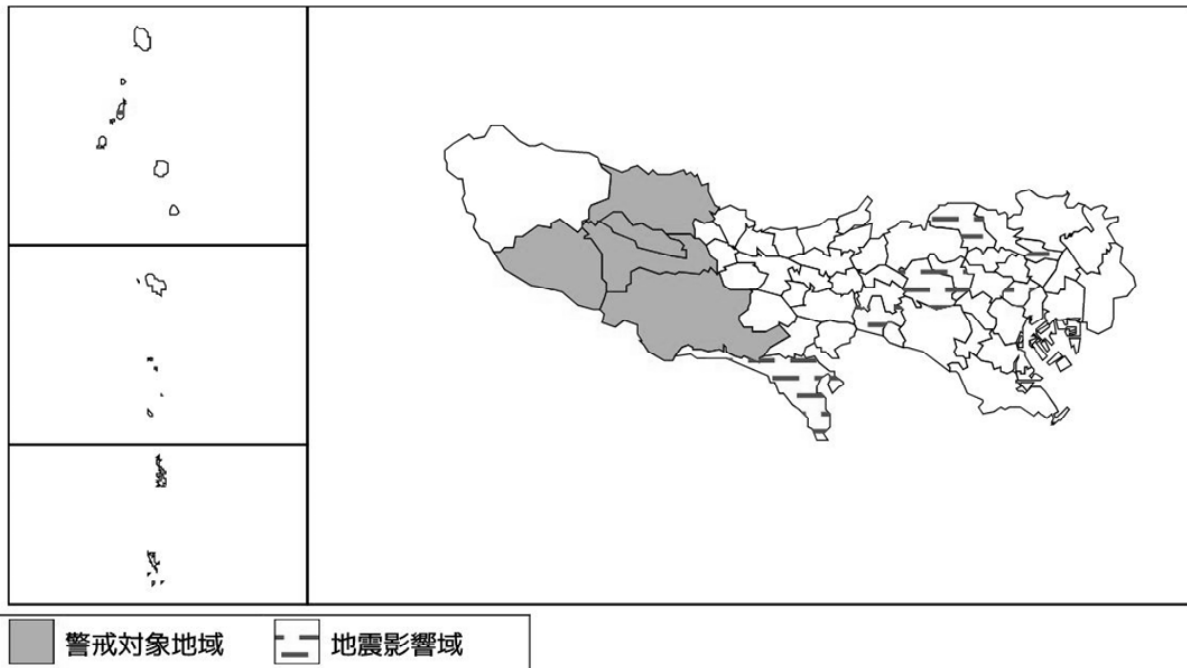
## 【警戒文】

&lt;概況&gt;

降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

&lt;とるべき措置&gt;

崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、区市町村から発表される避難勧告などの情報に注意してください。

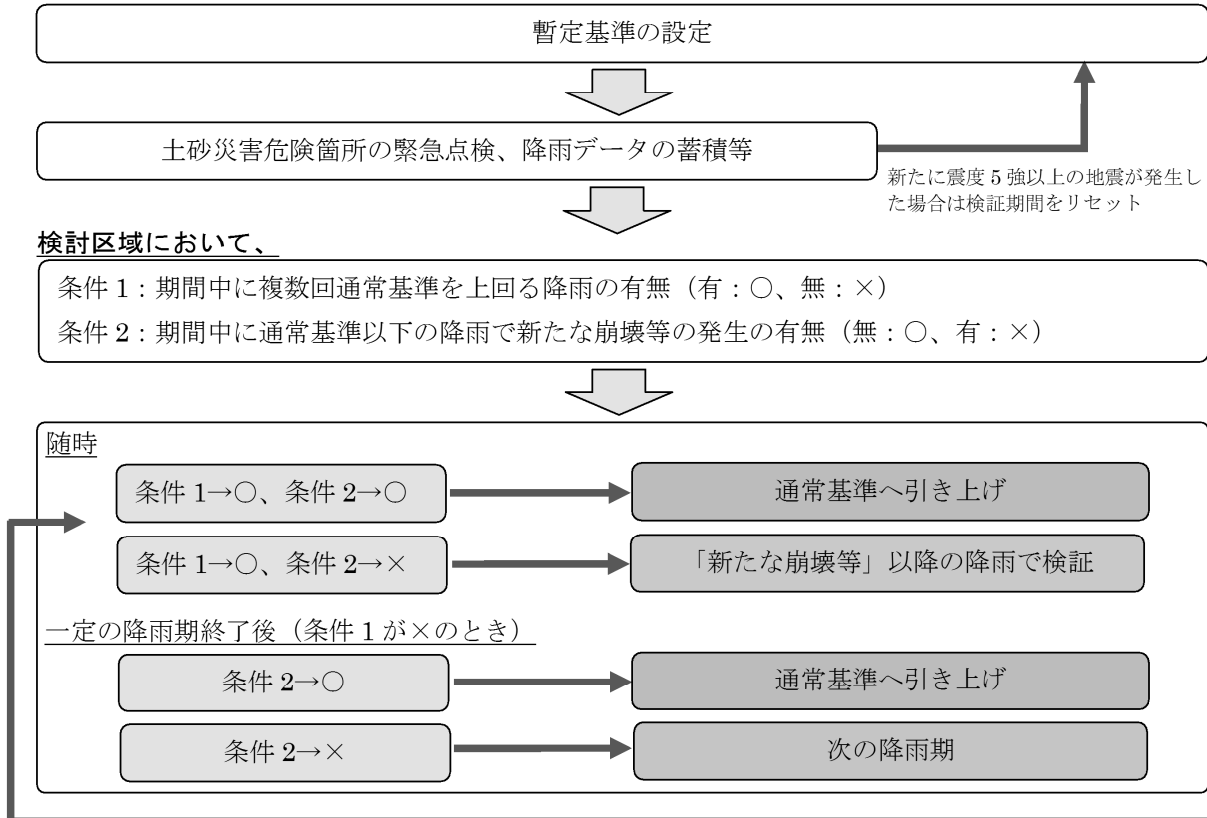


問い合わせ先

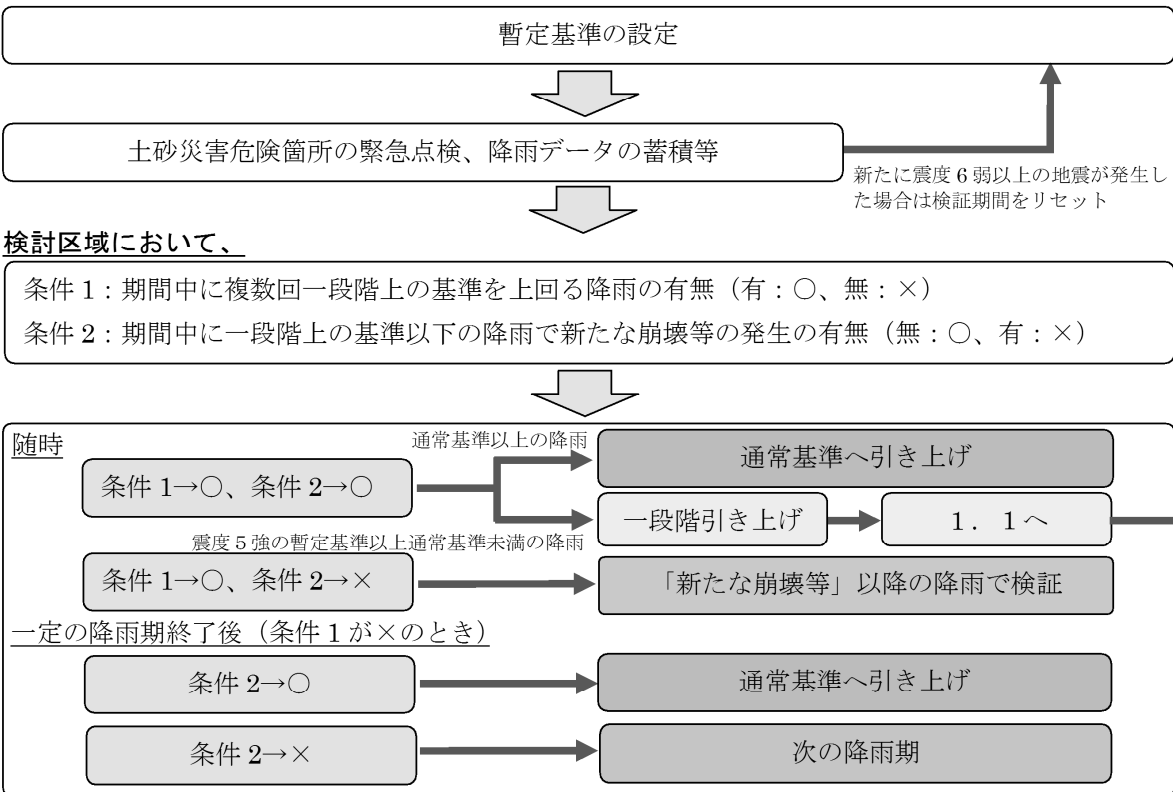
03-5320-5435（東京都建設局河川部防災課）

03-3212-8341（気象庁予報部予報課）

1. 1 震度 5 強を観測し、まとまった数の崩壊・斜面変状箇所がない場合



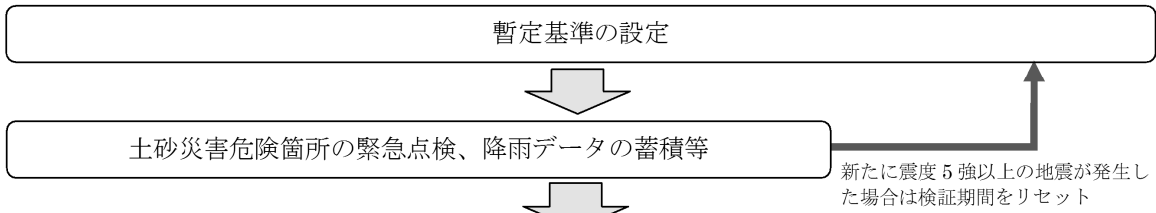
1. 2 震度 6 弱以上を観測し、まとまった数の崩壊・斜面変状箇所がない場合



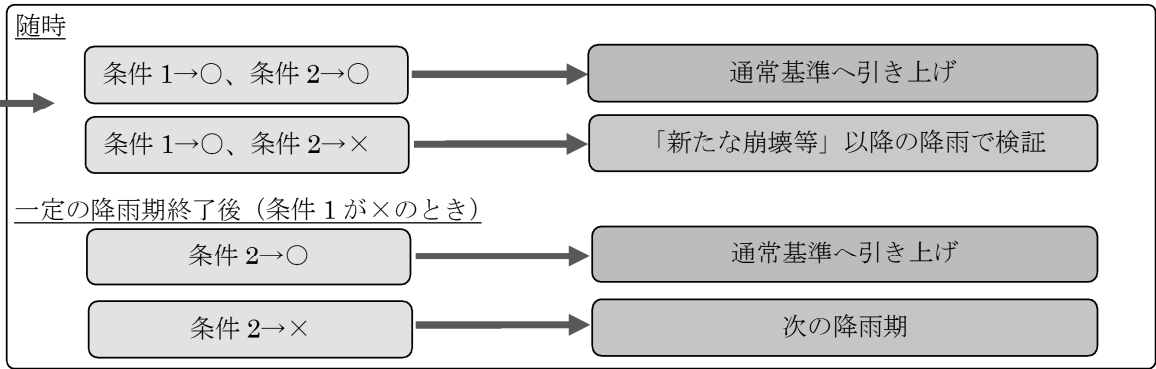
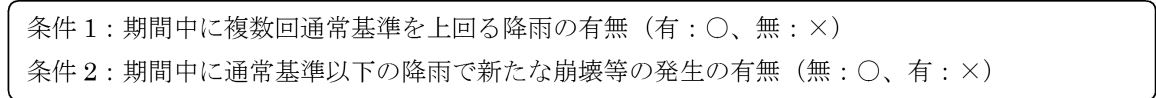
資料 1  
資料 2  
資料 3  
資料 4  
資料 5  
資料 6  
資料 7  
資料 8  
資料 9  
資料 10



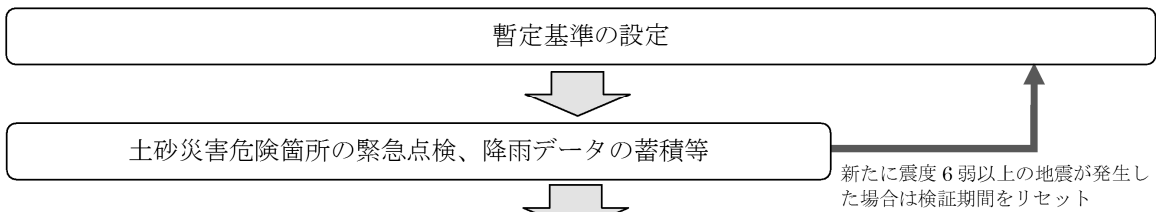
2. 1 震度 5 強を観測し、まとまった数の崩壊・斜面変状箇所がある場合



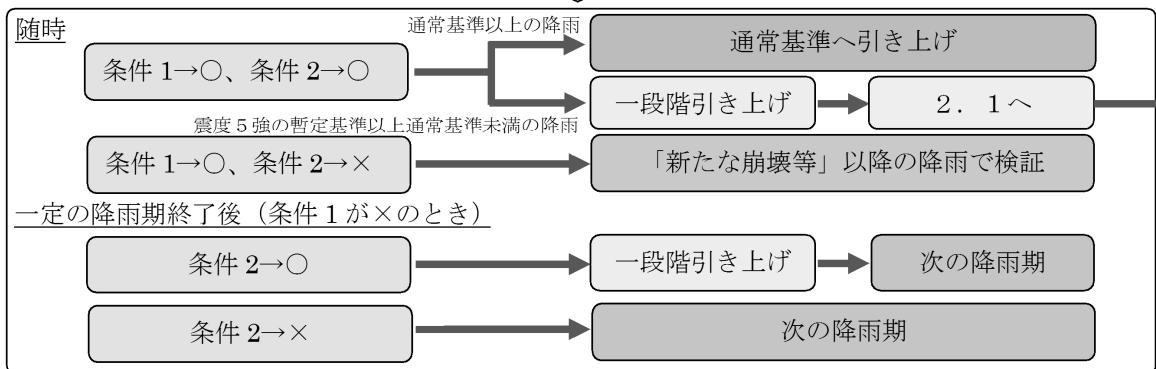
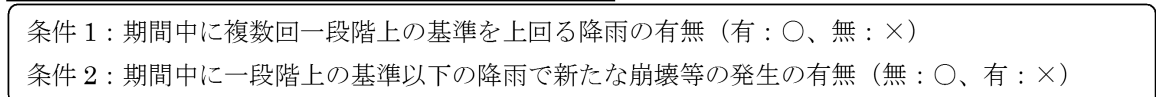
まとまった数の崩壊・斜面変状箇所周辺において、



2. 2 震度 6 弱以上を観測し、まとまった数の崩壊・斜面変状箇所がある場合



まとまった数の崩壊・斜面変状箇所周辺において、



【別添資料2】 情報処理システム等障害時における土砂災害警戒情報の発表基準

1 土砂災害警戒情報作成システムが障害となった場合

土砂災害警戒情報作成システム障害時における土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準から成り、それぞれ以下のとおりとする。

- (1) 警戒基準は、大雨警報または大雨特別警報発表中において、雨量データに基づき、別表1で示す基準に達したときとする。
- (2) 警戒解除基準は、別表1で示す基準を下回り、かつ短時間で再び警戒基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土砂災害危険箇所の点検結果等を鑑み、東京都建設局と気象庁予報部が協議のうえで警戒を解除できるものとする。
- (3) 雨量データは、気象庁及び東京都で収集した雨量観測データを使用する。
- (4) 警戒文に障害時運用を行う旨を明記する。

2 気象レーダーが障害となった場合

土砂災害警戒情報作成システムの動作が正常である場合には、雨量計がある格子の土砂災害警戒情報作成システムの判定結果、及び予測雨量を総合的に判断して土砂災害警戒情報の発表・解除を行う。雨量計がない格子の土砂災害警戒情報作成システムの判定結果は利用しない。

別表 1 土砂災害警戒情報作成システム障害時の雨量監視基準

区市町村名	監視基準		
	1時間雨量	3時間雨量	24時間雨量
荒川区、台東区、千代田区、港区、 新宿区、文京区、品川区、目黒区、 大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、 杉並区、豊島区、北区、板橋区、 練馬区、八王子市、日野市、多摩市、 町田市、稲城市、清瀬市、東久留米市、 西東京市、武蔵村山市、三鷹市、 小金井市、小平市、立川市、府中市、 昭島市、調布市、東村山市、国分寺市、 国立市、東大和市、狛江市	50mm以上 かつ総雨量 70mm以上	90mm以上	200mm以上
青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、 瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	70mm以上	120mm以上	250mm以上
大島村、利島村、新島村、神津島村、 三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村	50mm以上 かつ総雨量 150mm以上	100mm以上	300mm以上
小笠原村	70mm以上	-	100mm以上

注) 1時間、3時間、24時間雨量のいずれかが実況で監視基準に達した場合

## 7. 水門等の操作に関する規則等

## 資 7. 1 東京都河川管理施設操作規則

	昭和48年 3月 8日	東京都告示第	276号
改正	昭和55年 7月 2日	東京都告示第	721号
改正	昭和58年 4月 6日	東京都告示第	393号
改正	昭和61年11月27日	東京都告示第	1248号
改正	平成 2年12月17日	東京都告示第	1381号
改正	平成 5年 3月 8日	東京都告示第	251号
改正	平成13年 1月 5日	東京都告示第	3号
改正	平成14年 4月 1日	東京都告示第	412の2号
改正	平成17年 8月25日	東京都告示第	1093号
改正	平成21年 3月25日	20建河指第	623号
改正	平成23年 2月 2日	22建河指第	356号
改正	平成24年 3月21日	23建河指第	570号
改正	平成26年 5月28日	26建河指第	73号
改正	平成29年 9月29日	29建河指第	219号
最終改正	平成31年 2月28日	30建河指第	364号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十四条第一項の規定に基づき、東京都河川管理施設操作規則を次のように定める。

## 目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 水門等の操作の方法等（第四条—第七条）
- 第三章 水門等の警戒体制（第八条—第十条）
- 第四章 環七地下調節池関連取水施設の操作の方法等（第十一条—第十四条）
- 第五章 環七地下調節池関連取水施設の警戒体制（第十五条—第十七条）
- 第六章 白子川地下調節池関連取水施設の操作の方法等（第十八条—第二十一条）
- 第七章 白子川地下調節池関連取水施設の警戒体制（第二十二条—第二十四条）
- 第八章 雑則（第二十五条—第二十八条）

## 第一章 総則

## （趣旨）

第一条 知事が河川法に基づき管理する水門、閘こう門、排水機場及び樋門（以下「水門等」という。）並びに神田川・環状七号線地下調節池（以下「環七地下調節池」という。）の神田川取水施設、善福寺川取水施設及び妙正寺川取水施設（以下「環七地下調節池関連取水施設」という。）並

びに白子川地下調節池の白子川取水施設及び石神井川取水施設（以下「白子川地下調節池関連取水施設」という。）の操作については、この規則の定めるところによる。

（適用範囲）

第二条 この規則は、別表 1 に掲げる水門等、別表 2 に掲げる環七地下調節池関連取水施設及び別表 3 に掲げる白子川地下調節池関連取水施設について適用する。

（操作の目的）

第三条 水門等のうち、水門及び排水機場の操作は、気象、水象若しくは地象による流水又は海水の河川への流入を制限し、水位の調整を図るとともに、水災の発生を防止することを目的とする。

2 水門等のうち、閘こう門の操作は、旧中川、横十間川の全川並びに北十間川、豎川、小名木川及び仙台堀川の一部（以下「内水位低下河川」という。）の舟航機能の維持を図ることを目的とする。

3 水門等のうち、樋門の操作は、内水位低下河川の水質浄化を図ることを目的とする。

4 環七地下調節池関連取水施設及び白子川地下調節池関連取水施設の操作は、各調節池の効果的な運用を図り、もって水害の発生を軽減することを目的とする。

## 第二章 水門等の操作の方法等

（操作の方法）

第四条 東京都江東治水事務所長（以下「治水所長」という。）は、別表 1 の操作基準により水門等の操作を行うものとする。ただし、水門等の調整、整備のため必要があるときは、別表 1 の操作基準以外の方法により水門等を操作することができる。

（操作の方法の特例）

第五条 治水所長は、地震等緊急事態及び事故その他のやむを得ない事情があると認められるときは、必要な限度において前条に規定する方法以外の方法により、水門等を操作できるものとする。この場合、速やかにその旨を建設局長（以下「局長」という。）に報告するものとする。

（通知及び警告）

第六条 治水所長は、水門等を操作することにより、公共の利害に重大な影響を及ぼすと認められるときは、局長の定めるところにより関係機関に通知するものとする。

2 治水所長は、水門等を操作することにより、付近に危害を及ぼすおそれがあると認められるときは、信号機若しくは拡声機又はその他の方法によりあらかじめ一般に警告するものとする。

（操作に関する記録）

第七条 治水所長は、水門等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録し、これらを保存するものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日並びに時刻
- 二 気象、水象又は地象の状況
- 三 操作した門扉又は排水機の名称
- 四 操作の際に行つた通知又は警告の相手方及び内容
- 五 操作の理由
- 六 その他参考となるべき事項

## 第三章 水門等の警戒体制

（警戒体制の実施）

第八条 治水所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒体制をとるものとする。

一 気象庁が大雨、津波、高潮及び洪水のいずれかの警報を発したとき。ただし、短時間に局地的な雷雨による大雨、洪水警報の場合で、所長がその必要がないと認めたときはこの限りでない。

二 気象庁が大雨、津波、高潮及び洪水のいずれかの注意報を発したときで、所長が必要と認めたととき。

三 国土交通大臣又は知事が、利根川水系、荒川水系のいずれかの河川又は内川に水防警報を発したとき。

四 国土交通省関東地方整備局と気象庁とが共同で、利根川又は荒川に洪水予報を発したとき。

五 水災に係る東京都災害対策本部が設置されたとき。

六 その他治水所長が、洪水又は高潮が発生するおそれがあると認めたととき。

(警戒体制における措置)

第九条 治水所長は、警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

一 洪水時、高潮時等において水門等を適切に操作することができる要員を確保すること。

二 水門等並びに水門等を操作するために必要な付属施設の点検及び整備を行うこと。

三 水門等の操作上必要な気象及び水象の観測並びに情報の収集を密にすること。

四 その他水門等の操作上必要な措置をすること。

(警戒体制の解除)

第十条 治水所長は、洪水若しくは高潮等が終つたとき、又は洪水若しくは高潮等が発生するおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

#### 第四章 環七地下調節池関連取水施設の操作の方法等

(操作の方法)

第十一条 東京都第三建設事務所長（以下「三建所長」という。）は、別表4の操作基準により環七地下調節池関連取水施設の操作を行うものとする。

(操作の方法の特例)

第十二条 三建所長は、河川管理施設に異常が認められた場合、あるいは不測の事態が生じたときは、前条に規定する方法以外の方法により、環七地下調節池関連取水施設を操作できるものとする。この場合、速やかにその旨を局長に報告するものとする。

(情報提供)

第十三条 三建所長は必要に応じ、関係する水防機関に情報を提供するものとする。

(操作に関する記録)

第十四条 三建所長は、環七地下調節池関連取水施設を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録し、これらを保存するものとする。

一 操作者

二 操作の開始及び終了の年月日並びに時刻

三 気象及び降雨状況

四 操作した時点の水位

五 ゲート及び排水ポンプの操作内容

六 操作の理由

七 その他参考となるべき事項

#### 第五章 環七地下調節池関連取水施設の警戒体制

## (警戒体制の実施)

第十五条 三建所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒体制をとるものとする。

- 一 神田川水系に関しての、洪水に係る東京都水防本部が設置されたとき。
- 二 東京二十三区西部に気象庁が大雨洪水注意報を発したときで、三建所長が必要と認めたとき。
- 三 その他三建所長が必要と認めたとき。

## (警戒体制における措置)

第十六条 三建所長は、警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- 一 環七地下調節池関連取水施設を適切に操作することができる要員を確保すること。
- 二 監視卓の点検を行うこと。
- 三 操作基準に基づき必要な措置をとること。

## (警戒体制の解除)

第十七条 三建所長は、第十五条各号に掲げる事態が解消したときには、警戒体制を解除するものとする。

## 第六章 白子川地下調節池関連取水施設の操作の方法等

## (操作の方法)

第十八条 東京都第四建設事務所長（以下「四建所長」という。）は、別表5の操作基準により白子川地下調節池関連取水施設の操作を行うものとする。

## (操作の方法の特例)

第十九条 四建所長は、河川管理施設に異常が認められた場合、あるいは不測の事態が生じたときは、前条に規定する方法以外の方法により、白子川地下調節池関連取水施設を操作できるものとする。この場合、速やかにその旨を局長に報告するものとする。

## (情報提供)

第二十条 四建所長は必要に応じ、関係する水防機関に情報を提供するものとする。

## (操作に関する記録)

第二十一条 四建所長は、白子川地下調節池関連取水施設を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録し、これらを保存するものとする。

- 一 操作者
- 二 操作の開始及び終了の年月日並びに時刻
- 三 気象及び降雨状況
- 四 操作した時点の水位
- 五 ゲート及び排水ポンプの操作内容
- 六 操作の理由
- 七 その他参考となるべき事項

第七章 白子川地下調節池関連取水施設の警戒体制（監視態勢、連絡態勢、警戒配備態勢、非常配備態勢）

## (警戒体制の実施)

第二十二条 四建所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒体制をとるものとする。

- 一 第四建設事務所管内に関して、東京都水防本部が設置されたとき。
- 二 石神井川取水施設の取水地点において、石神井川の水位が設定水位に達したとき。
- 三 石神井川から白子川地下調節池に取水しているとき。

四 その他四建所長が必要と認めたとき。

(警戒体制における措置)

第二十三条 四建所長は、警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- 一 白子川地下調節池関連取水施設を適切に操作することができる要員を確保すること。
- 二 監視卓の点検を行うこと。
- 三 操作基準に基づき必要な措置をとること。

(警戒体制の解除)

第二十四条 四建所長は、第二十二条各号に掲げる事態が解消したときには、警戒体制を解除するものとする。

## 第八章 雑則

(点検及び整備)

第二十五条 治水所長、三建所長及び四建所長は、水門等及び各取水施設を操作するために必要な機械、器具等について、局長の定めるところにより、点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

第二十六条 治水所長は、水門等の操作に必要な気象及び水象について、局長の定めるところにより観測するものとする。

(記録及び報告等)

第二十七条 治水所長は、水門等を管理するのに必要な事項について、局長の定めるところにより記録し、保存し、局長に報告するものとする。

(局長への委任)

第二十八条 この規則に定めるほか、必要な事項は、局長が定める。

附則（平成21年3月25日付20建河指第623号）

附則（平成23年2月22日付22建河指第356号）

附則（平成24年3月21日付23建河指第570号）

附則（平成26年5月28日付26建河指第73号）

附則（平成29年9月29日付29建河指第219号）

附則（平成31年2月28日付30建河指第364号）

この操作規則は、平成31年3月1日から施行する。



別表 1 水門、閘門、排水機場及び樋門（第二条関係）

整理番号	施設名	位置	操作基準
1	豎川水門	墨田区両国一丁目地先 同区千歳町一丁目地先 (隅田川と豎川との合流点)	平常時 1) 三水門のいずれかの外水位(隅田川の水位)がAP+2.30mに達したとき操作を開始し、当該水門の門扉を閉鎖する。
2	新小名木川水門	江東区常盤一丁目地先 同区清澄二丁目地先 (隅田川と小名木川との合流点)	2) その後、外水位が下降して内水位(当該水門の内水位計で観測する河川の水位)と同水位になったとき、当該水門の門扉を開放する。
3	大島川水門	江東区永代一丁目地先 (隅田川と大横川との合流点)	警戒体制時 1) 外水位が上昇してAP+1.85mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、当該水門の門扉を閉鎖する。 2) その後、外水位が下降して内水位と同水位になったときは、当該水門の門扉を開放する。 地震・津波時(操作の特例) 1) 震度5弱以上の地震が発生したときは、直ちに閉鎖する。 なお、震度4以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。 2) 津波警報が発令されたときは閉鎖する。 3) その後、浸水被害のおそれがなくなったときは、開放する。
4	扇橋閘門	江東区猿江一丁目地先 (小名木川の新扇橋と小松橋との間)	平常時 1) 操作時間は、6月1日から8月31日までの間は、午前8時45分から午後6時まで、9月1日から翌年5月31日までの間は、午前8時45分から午後4時30分までとする。 2) 第一日曜日(9月に限り、第一日曜日、第二日曜日及び第三日曜日)、12月31日から1月3日までの4日間及び操作時間外は操作を行わない。ただし、事情やむを得ないと認められる場合は操作を行う。

			<p>警戒体制時</p> <p>操作は行わない。ただし、緊急事情やむを得ないと認められる場合は操作を行う。</p> <p>地震・津波時（操作の特例）</p> <p>1）震度 5 弱以上の地震が発生したときは、直ちに閉鎖する。</p> <p>なお、震度 4 以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。</p> <p>2）津波警報が発令されたときは、閉鎖を原則とし、必要に応じて操作する。</p> <p>3）その後は、浸水の被害のおそれなくなったときは、平常操作による。</p>
5	清澄排水機場	江東区清澄一丁目地先 （隅田川と仙台堀川との合流点）	<p>平常時</p> <p>1）大島川水門、新小名木川水門及び堅川水門の門扉閉鎖後、清澄排水機場の内水位（仙台堀川の水位）が AP+2.35m を超えるおそれがあるときは、運転を開始する。</p> <p>2）内水位が上昇するおそれなくなったときは、運転を停止する。</p> <p>地震・津波時（操作の特例）</p> <p>1）大島川水門、新小名木川水門及び堅川水門の門扉閉鎖後、新小名木川水門の内水位が AP+2.10m を超えないように排水操作を行う。</p> <p>2）内水位が上昇するおそれなくなったときは、排水操作を停止する。</p>
6	木下川排水機場	江戸川区平井七丁目地先 （荒川と旧中川との分派点）	<p>平常時</p> <p>木下川排水機場の内水位（旧中川の水位）を AP-1.00m に保つように排水操作を行う。</p> <p>警戒体制時</p> <p>内水位が AP+1.10m を超えないように排水操作を行う。ただし、外水位（荒川の水位）が AP+5.10m を超え、さらに上昇するおそれがあるときは、排水操作を停止する。なお、この場合において、内水位の上昇による氾濫のおそれが生じたときは、治水所長は、排水操作の再開に</p>

			<p>ついて国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所長（以下「荒下所長」という。）と協議を行うことができる。</p> <p>地震・津波時（操作の特例）</p> <p>平常時操作と同様。</p>
7	小名木川排水機場	江東区東砂二丁目地先 （荒川と旧中川との合流点）	<p>平常時</p> <p>小名木川排水機場の内水位（旧中川の水位）をAP-1.00mに保つように排水操作を行う。</p> <p>警戒体制時</p> <p>内水位がAP+1.10mを超えないように排水操作を行う。ただし、外水位（荒川の水位）がAP+5.10mを超え、さらに上昇するおそれがあるときは、排水操作を停止する。なお、この場合において、内水位の上昇による氾濫のおそれが生じたときは、治水所長は、排水操作の再開について荒下所長と協議を行うことができる。</p> <p>地震・津波時（操作の特例）</p> <p>平常時操作と同様。</p>
8	新川東水門	江戸川区江戸川五丁目地先 同区東葛西一丁目地先 （旧江戸川と新川との分派点）	<p>平常時</p> <p>開扉のままとする。</p> <p>警戒体制時</p> <p>1) 新川東水門の外水位（旧江戸川の水位）がAP+2.15mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、水門の門扉を閉鎖する。</p> <p>2) その後、外水位が下降して内水位（新川の水位）と同水位になったときは、水門の門扉を開放する。</p> <p>地震・津波時（操作の特例）</p> <p>1) 震度5弱以上の地震が発生したときに、水位がAP+2.15m以上の場合は、直ちに閉鎖する。</p> <p>なお、震度4以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。</p> <p>2) 津波警報が発令されたときは閉鎖する。</p> <p>3) その後、浸水被害のおそれなくなったときは、開放する。</p>

9	新川東樋門	江戸川区江戸川五丁目地先 同区東葛西一丁目	<p>平常時</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 開扉のままとする。</li> <li>2) 勤務時間外及び夜間は、原則として閉鎖のままとする。</li> <li>3) 外水位が内水位より低くなっているときは、閉鎖する。</li> </ol> <p>警戒体制時</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 閉鎖する。</li> </ol> <p>地震・津波時（操作の特例）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 震度5弱以上の地震が発生したときには、直ちに閉鎖する。 なお、震度4以上の地震が発生したときは、護岸の損傷、津波の発生状況等に応じて樋門を閉鎖する。</li> <li>2) 津波警報が発令されたときは、閉鎖する。</li> <li>3) その後、浸水被害のおそれなくなったときは、平常時操作による。</li> </ol>
10	新川排水機場	江戸川区北葛西一丁目地先 (中川と新川との合流点)	<p>平常時</p> <p>新川排水機場の内水位（旧中川の水位）を AP +0.50m に保つように排水操作を行う。</p> <p>警戒体制時</p> <p>平常操作と同様</p> <p>地震・津波時（操作の特例）</p> <p>平常操作と同様</p>
11	住吉水門	中央区佃一丁目地先 (隅田川と旧佃川支川との合流点)	<p>平常時</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 住吉水門の外水位（隅田川の水位）が AP +2.35m に達したとき操作を開始し、当該水門の門扉を閉鎖する。</li> <li>2) その後、外水位が下降して内水位（当該水門の内水位計で観測する河川の水位）と同水位になったとき、当該水門の門扉を開放する。</li> </ol> <p>警戒体制時</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 住吉水門の外水位（隅田川の水位）が AP +1.85m に達し、さらに上昇するおそれがあるときは、水門の門扉を閉鎖する。</li> <li>2) その後、外水位が下降して内水位</li> </ol>

			<p>(佃支川の水位)と同水位になったときは、水門の門扉を開放する。</p> <p>地震・津波時（操作の特例）</p> <p>1) 震度 5 弱以上の地震が発生したときに、水位が AP+2.35m 以上の場合は、直ちに閉鎖する。</p> <p>なお、震度 4 以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。</p> <p>2) 津波警報が発令されたときは閉鎖する。</p> <p>3) その後、浸水被害のおそれなくなったときは、開放する。</p>
12	月島川水門	中央区月島三丁目地先 同区勝どき一丁目地先 (隅田川と月島川との合流点)	<p>平常時</p> <p>1) 月島川水門の外水位(隅田川の水位)が AP+2.35m に達したとき操作を開始し、当該水門の門扉を閉鎖する。</p> <p>2) その後、外水位が下降して内水位(当該水門の内水位計で観測する河川の水位)と同水位になったとき、当該水門の門扉を開放する。</p> <p>警戒体制時</p> <p>1) 月島川水門の外水位(隅田川の水位)が AP+1.85m に達し、さらに上昇するおそれがあるときは、水門の門扉を閉鎖する。</p> <p>2) その後、外水位が下降して内水位(月島川の水位)と同水位になったときは、当該水門の門扉を開放する。</p> <p>地震・津波時（操作の特例）</p> <p>1) 震度 5 弱以上の地震が発生したときは、直ちに閉鎖する。</p> <p>なお、震度 4 以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。</p> <p>2) 津波警報が発令されたときは閉鎖する。</p> <p>3) その後、浸水被害のおそれなくなったときは、開放する。</p>
13	源森川水門	墨田区向島一丁目地先	平常時

		同区吾妻橋一丁目地先 (隅田川と北十間川との合流点)	<p>1) 源森川水門の外水位(隅田川の水位)がAP+2.30mに達したとき操作を開始し、当該水門の門扉を閉鎖する。</p> <p>2) その後、外水位が下降して内水位(当該水門の内水位計で観測する河川の水位)と同水位になったとき、当該水門の門扉を開放する。</p> <p>警戒体制時</p> <p>1) 源森川水門の外水位(隅田川の水位)がAP+2.35mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、当該水門の門扉を閉鎖する。</p> <p>2) その後、外水位が下降して内水位(北十間川の水位)と同水位になったときは、当該水門の門扉を開放する。</p> <p>地震・津波時(操作の特例)</p> <p>1) 震度5弱以上の地震が発生したときは、直ちに閉鎖する。</p> <p>なお、震度4以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。</p> <p>2) 津波警報が発令されたときは閉鎖する。</p> <p>3) その後、浸水被害のおそれなくなったときは、開放する。</p>
14	今井水門	江戸川区西瑞江四丁目地先 同区江戸川四丁目地先 (旧江戸川と新中川との合流点)	<p>平常時</p> <p>開扉のままとする。</p> <p>警戒体制時</p> <p>1) 当該水門の外水位(旧江戸川又は中川の水位)が上昇してAP+2.15mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、当該水門の門扉を閉鎖する。ただし、門扉を閉鎖しているとき当該水門の内水位(新中川又は中川の水位)が上昇して外水位よりも高くなったときは、一部の門扉の開閉操作を行い内水位を調整する。</p> <p>2) その後、外水位が下降して内水位と同水位になったときは、当該水門の門扉を開放する。</p>
15	上平井水門	荒川中堤防地先 葛飾区西新小岩三丁目地先 (中川と綾瀬川との合流点)	<p>1) 当該水門の外水位(旧江戸川又は中川の水位)が上昇してAP+2.15mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、当該水門の門扉を閉鎖する。ただし、門扉を閉鎖しているとき当該水門の内水位(新中川又は中川の水位)が上昇して外水位よりも高くなったときは、一部の門扉の開閉操作を行い内水位を調整する。</p> <p>2) その後、外水位が下降して内水位と同水位になったときは、当該水門の門扉を開放する。</p>

			<p>地震・津波時（操作の特例）</p> <p>1）震度 5 弱以上の地震が発生したときに、水位が AP+2.15m 以上の場合は、直ちに閉鎖する。</p> <p>なお、震度 4 以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。</p> <p>2）津波警報が発令されたときは閉鎖する。</p> <p>3）その後、浸水被害のおそれなくなったときは、開放する。</p>
16	内川水門	大田区大森東三丁目地先 同区大森東一丁目地先 (内川下流端)	<p>平常時</p> <p>1）内川水門の外水位（東京湾の水位）が AP+2.35m に達したとき操作を開始し、当該水門の門扉を閉鎖する。</p> <p>2）その後、外水位が下降して内水位（当該水門の内水位計で観測する河川の水位）と同水位になったとき、当該水門の門扉を開放する。</p> <p>警戒体制時</p> <p>1）内川水門の外水位（東京湾の水位）が上昇して AP+2.35m に達し、さらに上昇するおそれがあるときは、当該水門の門扉を閉鎖する。</p> <p>2）その後、外水位が下降して内水位（内川の水位）と同水位になったときは、当該水門の門扉を開放する。</p> <p>地震・津波時（操作の特例）</p> <p>1）震度 4 以上の地震が発生したときに水位が AP+2.20m 以上の場合は、直ちに閉鎖する。</p> <p>2）津波警報が発令されたときは閉鎖する。</p> <p>3）その後、浸水被害のおそれなくなったときは、開放する。</p>
17	内川排水機場	大田区大森東三丁目地先 (内川下流端)	<p>平常時</p> <p>内川水門の門扉が閉鎖されているときは、内水位（内川の水位）が AP+2.50m を超えないように排水操作を行う。</p>

			<p>地震・津波時（操作の特例）</p> <p>1）内川水門の閉鎖後、内水位が AP+2.20m を超えないように排水操作を行う。</p> <p>2）内水位が上昇するおそれなくなったときは、排水操作を停止する。</p>
18	日本橋水門	<p>中央区日本橋茅場町一丁目地先</p> <p>同区新川一丁目地先</p> <p>（日本橋川と亀島川との分派点）</p>	<p>平常時</p> <p>開扉のままとする。</p> <p>警戒体制時</p> <p>1）日本橋水門の外水位（日本橋川または隅田川の水位）が上昇して AP+2.85m に達し、さらに上昇するおそれがあるときは、当該水門の門扉を閉鎖する。</p> <p>2）その後、外水位が下降して内水位と同水位になったときは、当該水門の門扉を開放する。</p> <p>地震・津波時（操作の特例）</p> <p>1）震度 5 弱以上の地震が発生したときに、水位が AP+2.85m 以上の場合は、直ちに閉鎖する。</p> <p>なお、震度 4 以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。</p> <p>2）津波警報が発令されたときは閉鎖する。</p> <p>3）その後、浸水被害のおそれなくなったときは、開放する。</p>
19	亀島川水門	<p>中央区湊一丁目地先</p> <p>同区新川二丁目地先</p> <p>（隅田川と亀島川との合流点）</p>	<p>平常時</p> <p>開扉のままとする。</p> <p>警戒体制時</p> <p>1）花畑水門の外水位（綾瀬川の水位）が上昇して AP+2.00m に達し、さらに上昇するおそれがあるときは、当該水門の門扉を閉鎖する。</p> <p>2）その後、外水位が下降して内水位（花畑川の水位）と同水位になったときは、当該水門の門扉を開放する。</p> <p>地震・津波時（操作の特例）</p>
20	花畑水門	<p>足立区神明一丁目地先</p> <p>同区神明南一丁目地先</p> <p>（綾瀬川と花畑川との合流点）</p>	<p>平常時</p> <p>開扉のままとする。</p> <p>警戒体制時</p> <p>1）花畑水門の外水位（綾瀬川の水位）が上昇して AP+2.00m に達し、さらに上昇するおそれがあるときは、当該水門の門扉を閉鎖する。</p> <p>2）その後、外水位が下降して内水位（花畑川の水位）と同水位になったときは、当該水門の門扉を開放する。</p> <p>地震・津波時（操作の特例）</p>



			<p>1) 震度 5 弱以上の地震が発生したときに、水位が AP+2.50m 以上の場合は、直ちに閉鎖する。</p> <p>なお、震度 4 以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。</p> <p>2) 津波警報が発令されたときは閉鎖する。</p> <p>3) その後、浸水被害のおそれなくなったときは、開放する。</p>
--	--	--	--

別表 2 環七地下調節池関連取水施設（第二条関係）

整理番号	施設名	位置
1	神田川取水施設	杉並区和泉四丁目地先
2	善福寺川取水施設	杉並区堀ノ内二丁目地先
3	妙正寺川取水施設	中野区野方五丁目地先

別表 3 白子川地下調節池関連取水施設（第二条関係）

整理番号	施設名	位置
4	白子川取水施設	練馬区大泉町二丁目地先
5	石神井川取水施設	練馬区高松三丁目地先

別表 4 操作基準（環七地下調節池関連取水施設）（第十一条関係）

## I ゲートの操作

## 1 平常時

各取水施設のゲートは全開扉とする。

なお、点検及び整備で環七地下調節池内に立ち入る際は、各取水施設のゲートは全閉扉とする。

## 2 警戒体制時

三建所長は以下の操作を行う。

1) 神田川と善福寺川取水施設のゲートを待機堰高まで閉鎖し、妙正寺川取水施設は全閉扉とする。

2) 神田川の監視地点のいずれかの水位が各設定水位に達したときは、神田川及び善福寺川取水施設のゲートを全開扉とする。

3) 神田川取水施設地点の水位が設定水位に達したときは、神田川取水施設のゲートを全開扉とする。

4) 善福寺川取水施設地点の水位が設定水位に達したときは、善福寺川取水施設のゲートを全開扉とする。

5) 妙正寺川の監視地点の水位が設定水位に達したときは、妙正寺川取水施設のゲートを全開扉とする。

6) 妙正寺川取水施設の水位が設定水位に達したときは、妙正寺川取水施設のゲートを全開扉とする。

7) 取水している状況において、神田川の監視地点の全ての水位が各設定水位に達したときは、神田川及び善福寺川取水施設のゲートの高さを待機堰高まで閉鎖する。

8) 取水している状況において、妙正寺川の監視地点の水位が設定水位に達したときは、妙正寺川取水施設のゲートを全閉扉とする。

9) 環七地下調節池の水位が設定水位になったときは、各取水施設のゲートを全閉扉とする。

10) 警戒体制が解除された時点で、各取水施設のゲートを全開扉とする。

## II 排水ポンプの運転

環七地下調節池内の貯留水のポンプ排水は、各取水施設放流渠前の河道内水位が各設定水位に達した時点で運転開始及び停止する。ただし、神田川及び善福寺川取水施設のゲートが全閉扉もしくは待機堰高まで閉鎖されており、神田川の監視地点の全ての水位が各設定水位以下の場合で、三建所長が必要と認めるときは、運転することができるものとする。

別表 5 操作基準（白子川地下調節池関連取水施設）（第十八条関係）

<p>I ゲートの操作</p> <p>1 平常時</p> <p>1) 石神井川取水施設のゲート高さは待機堰高とする。</p> <p>2) 白子川取水施設のゲート高さは全開扉とする。</p> <p>3) 点検及び整備で調節池内に立ち入る際は、石神井川取水施設のゲート及び白子川取水施設のゲートは全閉扉とする。</p> <p>2 警戒体制時</p> <p>四建所長は以下の操作を行う。</p> <p>1) 石神井川の監視地点の水位が設定水位(全開)に達したときは、石神井川取水施設のゲートを全開扉とする。</p> <p>2) 石神井川から白子川地下調節池に取水開始後、石神井川の監視地点の水位が設定水位(待機)に達したときは、石神井川取水施設のゲートを待機堰高に閉扉する。</p> <p>3) 白子川地下調節池内の水位が設定水位に達した時は、石神井川取水施設のゲートを全閉扉する。</p> <p>4) 白子川地下調節池内の水位が3)の設定水位に達し、かつ比丘尼橋下流調節池の水位が設定水位に達したときは、白子川取水施設のゲートを全閉扉する。</p> <p>II 排水ポンプの運転</p> <p>白子川地下調節池内の貯留水のポンプ排水は、各河道内水位が各設定水位に達した時点で運転開始及び停止する。ただし、四建所長が必要と認めるときは、運転することができるものとする。</p>
---

## 資 7. 2 東京都河川管理施設操作規則の実施細目

### I 水門、閘門、排水機場及び樋門（以下「水門等」という。）について

（趣旨）

第 1 東京都河川管理施設操作規則（昭和 48 年 3 月 8 日東京都告示第 276 号）のなかで、水門等について局長が別に定めることとされた事項等について、次のとおり定め、もって安全かつ円滑な業務の運営を図ることとする。

（水門による操作）

第 2 東京都河川管理施設操作規則別表中、夜間は状況により閉鎖する、とされた水門で、閉鎖することが困難な水門については、江東治水事務所長（以下、「治水所長」という。）の判断により、水門毎の事情に照らし、安全かつ適切な操作を行うものとする。

なお、治水所長は判断にさきだち事前に河川部長と協議するものとする。

（関係機関への通知）

第 3 関係機関への通知は、次の事由により水門及び排水機場を操作するとき若しくはしたとき、当該河川の管理者、特別区、消防署その他治水所長が必要と認める関係機関にその旨を通知するものとする。

- (1) 警戒体制時に操作を行うとき。
- (2) 地震等緊急事態並びに事故その他やむを得ない状況のときに操作をするとき。
- (3) 平常時の水門、排水機場の操作で、操作の内容が公共の利害に重大な影響をおよぼすと判断される  
とき。

（点検及び整備）

第 4 点検及び整備は、日常点検、定期点検、精密点検の区分により、施設、機械器具の性能及び耐用年数等を総合的に勘案し実情に即した点検を実施するものとする。

なお、日常点検にあつては毎月 1 回、定期点検にあつては、1 年に 1 回、精密点検にあつては、3 年に 1 回を下廻ってはならない。

（観測）

第 5 観測は、操作に必要な気象情報を収集するとともに、原則として内水位計、外水位計、雨量計、風速計、風向計及び気圧計等により行うものとする。

（記録及び報告）

第 6 水門及び排水機場を管理するに必要な事項の記録及び報告は、別表 1 の内容、区分により処理するものとする。

（その他）

第 7 この細目に定めるほか必要な事項は、治水所長が定めることができるものとする。

II 神田川・環状七号線地下調節池（以下「環七地下調節池」という。）の神田川取水施設、善福寺川取水施設及び妙正寺川取水施設（以下「環七地下調節池関連取水施設」という。）について

（趣旨）

第 1 環七地下調節池関連取水施設の操作は、東京都河川管理施設操作規則の定めるところによるほか、この実施細目の定めるところによる。

**(固定堰高)**

第 2 各取水施設の固定堰高は、下記のとおりである。

- ・ 神田川取水施設                    A P + 30. 85m
- ・ 善福寺川取水施設                A P + 31. 86m
- ・ 妙正寺川取水施設                A P + 34. 10m

**(待機堰高)**

第 3 規則第 1 1 条に定める操作基準の各取水施設の待機堰高は、下記のとおりとする。

- ・ 神田川取水施設                A P + 33. 24m (計画 H. W. L.)
- ・ 善福寺川取水施設                A P + 33. 58m (計画 H. W. L.)

**(監視地点)**

第 4 規則第 1 1 条に定める操作基準の各監視地点は、下記のとおりとする。

- ・ 神田川            高砂橋、和田見橋
- ・ 妙正寺川        中野工業 4 号橋

**(設定水位)**

第 5 規則第 1 1 条に定める操作基準の各設定水位は、別表 2 のとおりとする。

**(情報提供)**

第 6 規則第 1 3 条に定める関係する水防機関は、別紙 1 のとおりとする。

**(監視卓の点検)**

第 7 規則第 1 6 条における監視卓の点検項目は、別表 4 のとおりとする。

**(点検及び整備)**

第 8 第三建設事務所長 (以下、「三建所長」という。) は、警戒体制に備え、環七地下調節池関連取水施設については、別表 5 に定めるところにより、点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

**(その他)**

第 9 本細目に定めのない事項で環七地下調節池の操作を実施するために必要な事項は、その都度三建所長が定める。

### Ⅲ 白子川地下調節池の白子川取水施設、石神井川取水施設 (以下、「白子川地下調節池関連取水施設」という。) について

**(趣 旨)**

第 1 白子川地下調節池関連取水施設の操作は、東京都河川管理施設操作規則の定めるところによるほか、この実施細目の定めるところによる。

**(固定堰高)**

第 2 石神井川取水施設の固定堰高は、下記のとおりである。

- ・ 石神井川取水施設                    A P + 31. 16m

**(待機堰高)**

第 3 規則第十八条に定める操作基準の石神井川取水施設の待機堰高は、下記のとおりとする。

- ・ 石神井川取水施設                A P + 32. 06m

**(監視地点)**

第 4 規則第十八条及び第二十二条に定める操作基準の監視地点は、下記のとおりとする。

資料編 7 水門等の操作に関する規則等

- ・ 石神井川取水地点（練馬大橋）地点

（設定水位）

第 5 規則第十八条に定める操作基準の各設定水位は、別表 3 のとおりとする。

（情報提供）

第 6 規則第二十条に定める関係する水防機関は、別紙 2 のとおりとする。

（監視卓の点検）

第 7 規則第二十三条における監視卓の点検項目は、別表 4 のとおりとする。

（点検及び整備）

第 8 第四建設事務所長（以下、「四建所長」という。）は、警戒体制に備え、白子川地下調節池関連取水施設については、別表 5 に定めるところにより、点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

（その他）

第 9 本細目に定めのない事項で白子川地下調節池の操作を実施するために必要な事項は、その都度四建所長が定める。

別表 1

事 項	内 容	局長への報告	摘 要
履歴簿 （施設、機械、器具ごと）	管理区域、施設の概要修理、改造の内容及び年月日等に関する記録簿	無	
運転日誌	操作に関する記録簿	無	
作業日誌	操作以外の作業についての予定及び実施に関する記録簿	無	
点検記録簿	点検及び整備時の各部における計測、調整等に関する記録簿	無	
管理状況報告	門扉またはポンプの運転回数及びその目的、異状の有無等に関する報告。	毎月ごとに翌月の 10 日までに報告	様式 1
潮位月報	潮位の観測に関する報告。	同 上	様式 2
気象等の観測記録簿	気象（雨量等）観測に関する記録簿	無	

別表 2 設定水位（環七地下調節池関連取水施設）

**1 ゲートの操作**

- 1) 下記地点のいずれかの水位が各設定水位に達したときは、神田川及び善福寺川取水施設のゲートを全開扉とする。
  - ・高砂橋地点設定水位 AP+28.81m
  - ・和田見橋地点設定水位 AP+29.7m
- 2) 神田川取水施設地点の水位が設定水位に達したときは、神田川取水施設のゲートを全開扉とする。
  - ・神田川取水施設地点設定水位 AP+33.2m
- 3) 善福寺川取水施設地点の水位が設定水位に達したときは、善福寺川取水施設のゲートを全開扉とする。
  - ・善福寺川取水施設地点設定水位 AP+33.6m
- 4) 下記地点の水位が設定水位に達したときは、妙正寺川取水施設のゲートを全開扉とする。
  - ・中野工業4号橋地点設定水位 AP+34.6m
- 5) 妙正寺川取水施設地点の水位が設定水位に達したときは、妙正寺川取水施設のゲートを全開扉とする。
  - ・妙正寺川取水施設地点設定水位 AP+35.3 m
- 6) 取水している状況において、下記地点の全ての水位が各設定水位に達したときは、神田川及び善福寺川取水施設のゲートの高さを待機堰高まで閉鎖する。
  - ・高砂橋地点設定水位 AP+27.71m
  - ・和田見橋地点設定水位 AP+28.7m
- 7) 取水している状況において、下記地点の水位が設定水位に達したときは、妙正寺川取水施設のゲートを全閉扉する。
  - ・中野工業4号橋地点設定水位 AP+33.9 m
- 8) 環七地下調節池内の水位が下記の設定水位に達したときは、環七地下調節池関連取水施設のゲートを全閉扉とする。
  - ・環七地下調節池内設定水位 AP+4.40m

**2 排水ポンプの運転**

環七地下調節池内の貯留水のポンプ排水は、各取水施設放流渠前の河道内水位が下記の設定水位に達した時点で運転開始及び停止する。

- 1) 神田川取水施設設定水位
  - ・運転開始 AP+30.50m
  - ・運転停止 AP+30.80m
- 2) 善福寺川取水施設設定水位
  - ・運転開始 AP+31.51m
  - ・運転停止 AP+31.81m

ただし、神田川及び善福寺川取水施設のゲートが全閉扉もしくは待機堰高まで閉鎖されており、下記地点の全ての水位が各設定水位以下の場合で、三建所長が必要と認めるときは、運転が出来るものとする。

- |             |           |             |          |
|-------------|-----------|-------------|----------|
| ・高砂橋地点設定水位  | AP+27.71m | ・和田見橋地点設定水位 | AP+28.7m |
| ・和田見橋地点設定水位 | AP+28.7m  |             |          |

別表 3 設定水位（白子川地下調節池関連取水施設）

**1 ゲートの操作**

- 1) 石神井川の監視地点の水位が下記の設定水位（全開）に達したときは、石神井川取水施設のゲートを全開扉とする。

取水地点（練馬大橋）での設定水位（全開） A. P. +32. 06m

- 2) 石神井川から白子川地下調節池に取水開始後、石神井川の監視地点の水位が下記の設定水位（待機）に達したときは、石神井川取水施設のゲートを待機堰高に閉扉する。

取水地点（練馬大橋）での設定水位（待機） A. P. +31. 50m

- 3) 白子川地下調節池内の水位が下記の設定水位に達したときは、石神井川取水施設のゲートを全閉扉とする。

白子川地下調節池内設定水位 A. P. +3. 63m

- 4) 白子川地下調節池内の水位が3) の設定水位に達し、かつ比丘尼橋下流調節池の水位が下記の設定水位に達したときは、白子川取水施設のゲートを全閉扉する。

比丘尼橋下流調節池内設定水位 A. P. +31. 75m

**2 排水ポンプの運転**

調節池内の貯留水のポンプ排水は、下記の各設定水位に達した時点で運転開始及び停止する。ただし、四建所長が必要と認めるときは、運転することができるものとする。

## ○白子川側への排水

運転開始 越後山橋水位 A. P. +23. 82m

運転停止 越後山橋水位 A. P. +24. 16m

## ○石神井川側への排水

運転開始 石神井川取水施設放流渠前の河道内水位 A. P. +30. 70m

運転停止 石神井川取水施設放流渠前の河道内水位 A. P. +31. 00m



別表 4 監視操作卓

項 目	内 容
事前点検	監視卓準備完了 (点灯) 故障表示 (無) 水位表示 (正常) ゲート開度計表示(100%)
ゲート閉鎖 操作後点検	故障表示 (無) 水位表示 (正常) ゲート開度計表示(設定限度)
ゲート開放 操作後点検	故障表示 (無) 水位表示 (正常) ゲート開度計表示(設定限度)
ポンプ 運転中点検	故障表示 (無) 水位表示 (正常)

別表 5 保守点検表

項 目	内 容	備 考
1. 日常点検	巡回、手入れ、記録等	1回/月
2. 定期点検	機器の運転操作、詳細な点検 記録の整理、無線設備の点検	2回/年
3. 洪水流入後の 処理作業	調節池内排水	洪水流入完了後 すみやかに
	調節池内清掃 泥土等の処理作業	排水後の池の状 況により、適時 実施する
4. その他	調節池、機器の修理及び応急処置	その都度

## 別紙 1 関係する水防機関及び情報提供事項（環七地下調節池）

## 1. 関係する水防機関

水防機関名	担当部課	所在地	電話(上段) FAX(下段)
新宿区	みどり土木部道路課	新宿区歌舞伎町1-4-1	5273-3525 3209-5595
中野区	都市基盤部 道路課	中野区中野4-8-1	3228-8844 3228-5674
杉並区	都市整備部 土木計画課	杉並区阿佐谷南1-15-1	5307-0739 3316-2470
	危機管理室 防災課		5307-0705 3312-9402
東京消防庁	警防部 特殊災害課(昼)	千代田区大手町1-3-5	3212-2111(代) (内線3682) 3213-1476
	警防部 警防課指揮隊 (夜間・休日)		3212-2111(代) (内線3531~3) 3213-1476
	第四消防方面本部 防災担当	新宿区大久保3-14-26	3209-0119 3207-3779
警視庁	警備部 災害対策担当	千代田区霞が関2-1-1	3581-4321(代) (内線55541) 3502-1450
	第四方面本部 警備担当	中野区中野4-12-2	3581-4321(代) (内線7858-6642) 3387-3264

## 2. 情報提供事項

- (1) 各取水施設からの取水開始及び停止
- (2) 調節池貯留量（取水時における調節池の5割・8割貯留時）
- (3) 環七地下調節池関連取水施設のゲートに重大な支障が生じた時
- (4) 排水の開始及び残留貯留量（率）（参考：情報提供）

## 別紙 2 関係する水防機関及び情報提供事項（白子川地下調節池）

## 1. 関係する水防機関

水防機関名	担当部課	所在地	電話（上段） F A X（下段）
練馬区	土木部道路公園課	練馬区豊玉北 6-12-1	03-5984-1343 03-5984-1224
板橋区	危機管理室防災危機管理課	板橋区板橋 2-66-1	03-3579-2159 03-3963-0150
北区	土木部道路公園課	北区王子本町 1-15-22	03-3908-9275 03-3908-6703
東京消防庁	第五消防方面本部防災担当	豊島区西池袋 2-37-8	03-3590-0119
	第十消防方面本部防災担当	練馬区北町 3-10-14	03-3936-0119
警視庁	第十方面本部警備担当	北区西が丘 3-4-7	03-3581-4321

## 2. 情報提供事項

- (1) 調節池に貯留した流入実績
- (2) 白子川地下調節池関連取水施設のゲートに重大な支障が生じた時  
なお、その他に情報が必要な場合には、別途調整する。

## 資 7. 3 東京港海岸保全施設操作規程

	昭和55年3月14日	東京都告示第 295号
改正	昭和63年3月31日	東京都告示第 846号
改正	平成 4年3月 7日	東京都告示第 264号
改正	平成 9年3月19日	東京都告示第 286号
改正	平成16年4月 1日	東京都告示第 527号
改正	平成20年4月 1日	東京都告示第 466号
改正	平成23年7月29日	東京都告示第 1153号
改正	平成27年6月17日	東京都告示第 999号
改正	平成31年2月20日	東京都告示第 175号

## 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 警戒態勢等（第三条—第六条）
- 第三章 施設の操作等（第七条—第十条の二）
- 第四章 雑則（第十一条—第十三条）
- 附則

## 第一章 総則

## （目的）

第一条 この規程は、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第十四条の二第一項の規定に基づき、東京港の海岸保全施設（以下「施設」という。）の適切な操作及び操作に従事する者の安全の確保に関し必要な事項を定め、もつて津波、高潮被害等水災の発生を防止することを目的とする。

## （管理者）

第二条 前条の目的を達するため、東京港建設事務所長（以下「所長」という。）は、港湾局長（以下「局長」という。）の命を受け、職員を指揮監督し、この規程に定める必要な措置を講じるものとする。

2 所長は、あらかじめ、所長が不在の場合の職務を代行する者を定めるものとする。

## 第二章 警戒態勢等

## （警戒態勢の実施）

第三条 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに警戒態勢をとるものとする。

- 一 気象庁が津波又は高潮のいずれかの警報を発したとき。
- 二 気象庁が津波又は高潮のいずれかの注意報を発したときで、所長が必要と認めるとき。
- 三 国土交通大臣又は知事が水防警報を発したとき（洪水のみのときを除く。）。
- 四 東京都水防本部が設置されたとき（洪水のみのときを除く。）。

- 五 水災に係る東京都災害対策本部が設置されたとき（洪水のみのときを除く。）。
- 六 気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」を発したとき。
- 七 前各号のほか、所長が特に必要と認めるとき。

（警戒態勢における措置）

第四条 所長は、警戒態勢においては、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 高潮時等に、施設を適切に操作することができる要員を確保すること。
- 二 施設の操作に備え、施設及び施設を操作するために必要な附属施設の点検を行い、必要な措置を講じること。
- 三 施設の操作に必要な気象、海象及び地象の観測並びに情報の収集を密に行い、適時局長に報告すること。
- 四 操作を委託している施設については、必要に応じて通報し、態勢の確認等を行うこと。
- 五 その他施設の操作上必要な措置を講じること。

（警戒態勢の解除）

第五条 所長は、第三条各号に掲げる事態が解消したときは、警戒態勢を解除するものとする。

（準警戒態勢）

第六条 所長は、第三条各号に掲げるときを除くほか、施設の操作を必要とする潮位に達するおそれがあると認めるときは、警戒態勢に準じる態勢（以下「準警戒態勢」という。）をとるものとする。

- 2 準警戒態勢時においては、前二条の規定を準用する。

### 第三章 施設の操作等

（操作の基準）

第七条 所長は、警戒態勢時及び準警戒態勢時にあつては、別表に定めるところにより施設の操作を行うものとする。

（操作の特例）

第八条 所長は、事故その他緊急事態でやむを得ない事由があるときは、必要な限度において、前条の規定にかかわらず、施設を操作することができる。

- 2 所長は、前項の規定に基づき施設の操作を行つた場合には、速やかにその旨を局長に報告するものとする。

（施設の操作）

第八条の二 操作の方法は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 操作を遠隔操作で行う施設 施設を監視機器により監視しながら行うものとし、当該操作が安全かつ確実に行われていることを確認するものとする。
- 二 操作を手動で行う施設 施設ごとに定められた操作手順表に基づき操作するものとする。

2 地震・津波発生時の水門、陸こう及び逆流防止扉の操作における注意事項は、別に定める。

(通報及び警告)

第九条 所長は、施設の操作を行うときは、速やかに関係機関に通報するものとする。

2 所長は、水門の閉鎖に当たり、高潮対策センター及び第二高潮対策センターから遠隔操作が不可能な場合等は、速やかに関係機関にその旨を連絡するものとする。

3 所長は、施設の操作により、附近の船舶、車両等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、その旨を警告するものとする。

(操作に関する記録)

第十条 所長は、施設の操作を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記録し、保存するとともに、局長に報告するものとする。

- 一 施設操作の開始、終了の年月日及び時刻
- 二 気象、海象又は地象の状況
- 三 操作した施設の名称
- 四 施設操作の際に行った通報又は警告の相手方及びその内容
- 五 その他参考となる事項

(操作に従事する者の安全の確保)

第十条の二 操作に従事する者は、気象庁の発表する津波到達予測時刻等を基に算出された退避時刻を経過する前に、操作を完了又は中止し、安全な場所に退避するものとする。

2 前項に定めるもののほか、操作に従事する者は、自身の安全が確保されないと判断する場合は、安全な場所に退避するものとする。

3 操作に従事する者が安全に操作・避難する際の操作・退避経路及び退避場所並びに操作・退避に関する設定時間（次項において「操作・避難に関すること」という。）は、各施設の設置場所等の特性を考慮するものとする。

4 操作・避難に関することについては、別に定める。

#### 第四章 雑則

(施設の維持)

第十一条 所長は、施設を良好な状態に維持するため、施設及び施設の操作に必要な機械、器具等について、点検を行い、必要な措置を講じるものとする。

2 所長は、前項に規定する施設の維持のため必要と認める場合には、第七条の規定にかかわらず施設を操作することができる。

(気象及び海象の観測)

第十二条 所長は、日常の気象及び海象について、定期的に観測を行うものとする。

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

## (水防訓練)

第十二条の二 所長は、別に定めるところにより、職員の動員並びに施設の操作及び通信連絡等の習熟を内容とする水防訓練を実施するものとする。

2 前項に規定する訓練により、津波、高潮等の被害の防止又は操作に従事する者の安全の確保のために必要があると認める場合は、この規程を見直すものとする。

## (細則)

第十三条 この規程に定めるほか、施設の管理上必要な事項は、局長の承認を得て所長が別に定める。

## 附則

この規程は、昭和五十五年四月一日から施行する。

## 附則（昭和六三年告示第八四六号）

この告示は、昭和六十三年九月一日から施行する。

## 附則（平成二三年告示第一一五三号）

この告示は、平成二十三年八月一日から施行する。

## 附則（平成二七年告示第九九九号）

この告示は、平成二十七年六月十八日から施行する。

## 附則（平成三十一年告示第一七五号）

この告示は、平成三十一年二月二十日から施行する。

## 別表（第7条関係）

施設名	所在地	操作基準
新砂水門	江東区新砂 三丁目8番 地先	一 警戒態勢時（台風） （一）辰巳水門の外水位が A.P. + 1. 85メートルに達し、更に上昇するおそれがあるとき、水門を閉鎖する。 （二）外水位が下降し、内外同水位になったとき、水門を開放する。
あけぼの水門	江東区辰巳 二丁目8番 1号地先	二 警戒態勢時（地震） （一）気象庁が東京湾内湾に津波警報を発表したとき、水門を閉鎖する。 （二）気象庁が震度四の地震を発表し、高潮対策センターの地

<p>辰 巳 水 門</p> <p>東 雲 水 門</p> <p>豊 洲 水 門</p>	<p>江東区辰巳 一丁目1番 44号地先</p> <p>江東区豊洲 五丁目6番 5号地先</p> <p>江東区越中 島三丁目1 番1号地先</p>	<p>震計が震度四を表示したとき、又は東京湾内湾に津波注意報が発表されたとき、状況に応じて水門を閉鎖する。</p> <p>(三) 気象庁が震度五弱以上の地震を発表し、又は高潮対策センターの地震計が震度五弱以上を表示したとき、水門を閉鎖する。</p> <p>(四) 被害状況を調査し、安全を確認したとき、水門を開放する。</p> <p>三 準警戒態勢時（異常潮位）</p> <p>(一) 辰巳水門の外水位が A.P. + 2. 30メートルを超えるおそれのある場合、辰巳水門の外水位が A.P. + 2. 15メートルのとき、水門を閉鎖する。</p> <p>(二) 外水位が下降し、内外同水位になったとき、水門を開放する。</p>
<p>佃 水 門</p> <p>朝 潮 水 門</p> <p>浜 前 水 門</p>	<p>中央区晴海 一丁目1番 26号地先</p> <p>中央区晴海 五丁目1番 62号地先</p> <p>中央区勝ど き五丁目1 番地先</p>	<p>一 警戒態勢時（台風）</p> <p>(一) 辰巳水門の外水位が A.P. + 1. 85メートルに達し、更に上昇するおそれがあるとき、水門を閉鎖する。</p> <p>(二) 外水位が下降し、内外同水位になったとき、水門を開放する。</p> <p>二 警戒態勢時（地震）</p> <p>(一) 気象庁が東京湾内湾に津波警報を発表したとき、水門を閉鎖する。</p> <p>(二) 気象庁が震度四の地震を発表し、高潮対策センターの地震計が震度四を表示したとき、又は東京湾内湾に津波注意報が発表されたとき、状況に応じて水門を閉鎖する。</p> <p>(三) 気象庁が震度五弱以上の地震を発表し、又は高潮対策センターの地震計が震度五弱以上を表示したとき、水門を閉鎖する。</p> <p>(四) 被害状況を調査し、安全を確認したとき、水門を開放する。</p> <p>三 準警戒態勢時（異常潮位）</p> <p>(一) 辰巳水門の外水位が A.P. + 2. 50メートルを超えるおそれのある場合、朝潮水門の外水位が A.P. + 2. 35メートルのとき、水門を閉鎖する。</p> <p>(二) 外水位が下降し、内外同水位になったとき、水門を開放する。</p>



<p>築地川水門</p> <p>中央区浜離宮 庭園1番 1号先</p> <p>汐留川水門</p> <p>中央区浜離宮 庭園1番 1号先</p>	<p>中央区浜離宮 庭園1番 1号先</p> <p>中央区浜離宮 庭園1番 1号先</p>	<p>一 警戒態勢時（台風）</p> <p>(一) 辰巳水門の外水位が A.P. + 1. 85メートルに達し、更に上昇するおそれがあるとき、水門を閉鎖する。</p> <p>(二) 外水位が下降し、内外同水位になったとき、水門を開放する。</p> <p>二 警戒態勢時（地震）</p> <p>(一) 気象庁が東京湾内湾に津波警報を発表したとき、水門を閉鎖する。</p> <p>(二) 気象庁が震度四の地震を発表し、高潮対策センターの地震計が震度四を表示したとき、又は東京湾内湾に津波注意報が発表されたとき、状況に応じて水門を閉鎖する。</p> <p>(三) 気象庁が震度五弱以上の地震を発表し、又は高潮対策センターの地震計が震度五弱以上を表示したとき、水門を閉鎖する。</p> <p>(四) 被害状況を調査し、安全を確認したとき、水門を開放する。</p> <p>三 準警戒態勢時（異常潮位）</p> <p>(一) 辰巳水門の外水位が A.P. + 2. 50メートルを超えるおそれのある場合、築地川水門の外水位が A.P. + 2. 35メートルのとき、水門を閉鎖する。</p> <p>(二) 外水位が下降し、内外同水位になったとき、水門を開放する。</p>
<p>古川水門</p> <p>港区海岸二丁目1番4号地先</p> <p>日の出水門</p> <p>港区海岸三丁目25番4号地先</p> <p>高浜水門</p> <p>港区港南三丁目9番63号地先</p> <p>天王洲水門</p> <p>港区港南四丁目5番7号地先</p>	<p>港区海岸二丁目1番4号地先</p> <p>港区海岸三丁目25番4号地先</p> <p>港区港南三丁目9番63号地先</p> <p>港区港南四丁目5番7号地先</p>	<p>一 警戒態勢時（台風）</p> <p>(一) 辰巳水門の外水位が A.P. + 1. 85メートルに達し、更に上昇するおそれがあるとき、水門を閉鎖する。</p> <p>(二) 外水位が下降し、内外同水位になったとき、水門を開放する。</p> <p>二 警戒態勢時（地震）</p> <p>(一) 気象庁が東京湾内湾に津波警報を発表したとき、水門を閉鎖する。</p> <p>(二) 気象庁が震度四の地震を発表し、高潮対策センターの地震計が震度四を表示したとき、又は東京湾内湾に津波注意報が発表されたとき、状況に応じて水門を閉鎖する。</p> <p>(三) 気象庁が震度五弱以上の地震を発表し、又は高潮対策センターの地震計が震度五弱以上を表示したとき、水門を閉鎖する。</p> <p>(四) 被害状況を調査し、安全を確認したとき、水門を開放する。</p>

<p>目黒川水門</p>	<p>品川区東品川 二丁目6番1 6号地 先</p>	<p>三 準警戒態勢時（異常潮位）</p> <p>(一) 辰巳水門の外水位が A.P. + 2. 50メートルを超えるおそれのある場合、高浜水門の外水位が A.P. + 2. 35メートルのとき、水門を閉鎖する。</p> <p>(二) 外水位が下降し、内外同水位になったとき、水門を開放する。</p>
<p>貴船水門</p>	<p>大田区大森 東五丁目1 4番2号地 先</p>	<p>一 警戒態勢時（台風）</p> <p>(一) 辰巳水門の外水位が A.P. + 1. 85メートルに達し、更に上昇するおそれがあるとき、水門を閉鎖する。</p> <p>(二) 外水位が下降し、内外同水位になったとき、水門を開放する。</p>
<p>呑川水門</p>	<p>大田区大森 東五丁目3 7番28号 地先</p>	<p>二 警戒態勢時（地震）</p> <p>(一) 気象庁が東京湾内湾に津波警報を発表したとき、水門を閉鎖する。</p> <p>(二) 気象庁が震度四の地震を発表し、高潮対策センターの地震計が震度四を表示したとき、又は東京湾内湾に津波注意報が発表されたとき、状況に応じて水門を閉鎖する。</p> <p>(三) 気象庁が震度五弱以上の地震を発表し、又は高潮対策センターの地震計が震度五弱以上を表示したとき、水門を閉鎖する。</p>
<p>北前堀水門</p>	<p>大田区東糀 谷六丁目7 番17号地 先</p>	<p>(四) 被害状況を調査し、安全を確認したとき、水門を開放する。</p>
<p>南前堀水門</p>	<p>大田区東糀 谷六丁目1 0番18号地 先</p>	<p>三 準警戒態勢時（異常潮位）</p> <p>(一) 辰巳水門の外水位が A.P. + 2. 50メートルを超えるおそれのある場合、呑川水門の外水位が A.P. + 2. 35メートルのとき、水門を閉鎖する。</p> <p>(二) 外水位が下降し、内外同水位になったとき、水門を開放する。</p>

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

施設名	所在地	操作基準
砂町排水機場  辰巳排水機場	江東区新砂 三丁目8番 地先  江東区辰巳 一丁目1番 44号地先	一 警戒態勢時（台風）及び準警戒態勢時（異常潮位） (一) 新砂水門、あけぼの水門、辰巳水門、東雲水門及び豊洲水門を閉鎖後、辰巳水門の内水位が A.P. + 2. 30メートルを超えるおそれのあるとき、運転を開始し、排水する。 (二) 内水位が上昇するおそれのなくなったとき、運転を停止する。 二 警戒態勢時（地震） 状況に応じて排水する。
浜離宮排水機場	中央区浜離宮 庭園1番 1号先	一 警戒態勢時（台風）及び準警戒態勢時（異常潮位） (一) 築地川水門及び汐留川水門を閉鎖後、築地川水門の内水位が A.P. + 2. 50メートルを超えるおそれのあるとき、運転を開始し、排水する。 (二) 内水位が上昇するおそれのなくなったとき、運転を停止する。 二 警戒態勢時（地震） 状況に応じて排水する。
芝浦排水機場	港区港南三 丁目9番6 3号地先	一 警戒態勢時（台風）及び準警戒態勢時（異常潮位） (一) 古川水門、日の出水門、高浜水門、天王洲水門及び目黒川水門を閉鎖後、高浜水門の内水位が A.P. + 2. 50メートルを超えるおそれのあるとき、運転を開始し、排水する。 (二) 内水位が上昇するおそれのなくなったとき、運転を停止する。 二 警戒態勢時（地震） 状況に応じて排水する。

施設名	所在地	操作基準
陸こう (第1グループ) 港G-2  (第2グループ) 港G-2 港南G-1 港南G-2 港南G-3 月G-17 月G-18 月G-21  その他陸こう及 び逆流防止扉	東京港周辺 に所在する もの	一 警戒態勢時(台風)及び準警戒態勢時(異常潮位) (一) 潮位がA.P.+2.8メートルを超えるおそれのある場合は、A.P.+2.1メートルで第1グループの陸こうを閉鎖する。 (二) 気象庁が東京地方に高潮注意報を発表したとき、潮位がA.P.+2.4メートルで第2グループの陸こうを閉鎖する。 (三) 気象庁が東京地方に高潮警報を発表したとき、潮位がA.P.+2.8メートルで全ての陸こう及び逆流防止扉を閉鎖する。 (四) 外水位が下降し、浸水するおそれなくなつたとき、陸こう及び逆流防止扉を開放する。 二 警戒態勢時(地震) (一) 気象庁が東京湾内湾に津波注意報を発表したとき、水位及び津波の状況から、必要に応じて陸こう及び逆流防止扉を閉鎖する。 (二) 気象庁が東京湾内湾に津波警報を発表したとき、全ての陸こう及び逆流防止扉を閉鎖する。 (三) 被害状況を調査し、安全を確認するとともに、浸水するおそれなくなつたとき、陸こう及び逆流防止扉を開放する。

## 資 7. 4 高潮対策水門の操作について協議申合事項

(目 的)

東京都水防計画第七章第1節のうち江東三角地帯の高潮防禦のため設けられた、水門について遅滞なくその操作を行えるよう、それぞれの水門管理者は予め協議申合せをし、万全の措置態勢を整えるものである。

(水門及び管理者協議申合事項)

第一項 この協議申合せは次の各号に掲げる水門施設に行う。

1. 建設局所管 源森川、堅川、新小名木川、大島川、の各水門。
2. 港湾局所管 豊洲、東雲、辰己、あけぼの、新砂、の各水門。
3. 江東区所管 平久、洲崎南の各水門。

(警戒態勢)

第二項 次の各号に掲げる場合には警戒態勢に入る。

1. 気象庁から洪水、高潮、津波警報等が発せられたとき。
2. 建設大臣または都知事が水防警報を発したとき。
3. 気象情報により洪水、高潮、津波等のおそれがあると認められたとき。

(情報連絡)

第三項 情報の通報、連絡は東京都水防計画水門無線局系統図による。

(門扉の操作原則)

第四項 門扉は通常の場合、原則として開放しておく。

第五項 門扉は原則として次の場合、閉鎖するものとする。

1. 情報、警報等により、洪水高潮津波のおそれがある場合で水位がおよそ A.P. + 1 m85 になったとき門扉を閉めはじめ、A.P. + 2 m00 になるまでに完了する。
2. 但し、第一項第3号に掲げる水門については、閉鎖後安全を確認のうえ必要に応じて開放する。

付 記

この区域内で事故等のため水門閉鎖の必要を生じたときは江東治水事務所長、東京港湾高潮対策事務所長、建設省荒川下流工事事務所長、江東区長の間で相互連絡のうえ、適宜処理すること。

昭和 41 年 3 月 10 日

協 議 者

江 東 区 長  
 建設省荒川下流工事事務所長  
 東京都東京港高潮対策事務所長  
 ” 建設局河川部長  
 ” 江東治水事務所長  
 ” 港湾局港営業部長

昭和51年 4月 1日 (一部変更)

昭和55年12月26日 ( ” )

昭和59年 9月13日 ( ” )

## 資 7. 5 港南 4 水門（南前堀、北前堀、呑川、貴船）の閉鎖水位

港南地区の水門は江東地区水門の操作についての協議申合事項に準じ、大田区危機管理担当部長と相互連絡の上行うものとする。

なお、閉鎖基準は下記のとおりとする。

	台風時	異常潮位時
南前堀水門	A.P. + 1.85 m	A.P. + 2.50 m
北前堀水門	〃	〃
呑川水門	〃	〃
貴船水門	〃	〃

昭和 42 年 10 月 17 日

協 議 者

大田区危機管理担当部長  
東京都東京港高潮対策事務所長

昭和43年11月 5日（一部変更）

昭和47年 8月 9日（ 〃 ）

昭和50年 9月26日（ 〃 ）

昭和54年 9月21日（ 〃 ）

昭和62年 9月29日（ 〃 ）

管理者 都知事（東京港建設事務所）

## 資 7. 6 江東区水門操作規程（要約）

第 4 条 土木部施設保全課長は、別表の操作基準により水門の操作を行うものとする。

別表

番号	水門名	位置	操 作 基 準
1	平久	江東区木場一丁目 1 番地先	<p>1 警戒態勢時 外水位が上昇して A P プラス 1.85メートルに達し、更に上昇するおそれがあるときは閉鎖し、外水位が下降し、内外同水位になったときは開放する。</p> <p>2. 地震又は津波時 区内で震度 5 弱以上の地震が発生したとき又は東京湾内湾に津波警報が発令されたときは閉鎖し、浸水被害のおそれがなくなったときは開放する。 なお、震度 4 以上の地震が発生したときは、護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ閉鎖する。</p> <p>3. 平常時 水位観測し、外水位が A P プラス 2.30メートルに達したときは閉鎖し、外水位が下降して内外同水位になったときは開放する。</p> <p>4. 1 から 3 までの規定にかかわらず、東京都港湾局又は東京都建設局が管理する水門及び排水機場の状況等に応じ閉鎖又は解放する。</p>
2	洲崎南	江東区木場六丁目 1 5 番地先	同 上
3	横十間川	江東区北砂一丁目 2 番地先	<p>1. 仙台堀川サイフォン 外水位(小名木川)が上昇し、AP マイナス 0.5メートルに達し、更に上昇するおそれがあるときは停止し、外水位が常時水位(AP マイナス 1.0メートル)になったときで、かつ、水位上昇のおそれがなくなったときは再開する。</p> <p>2. 水門 常時開放しておき、外水位(小名木川)が上昇し、AP プラス 0.3メートルに達したときは閉鎖し、内水位(横十間川親水公園側)より外水位(小名木川)が低下したときは開放する。</p>
4	中の堀川樋門	江東区佐賀二丁目 1 2 番地先	<p>1. 常時は開放しておき、震度 4 以上の地震が発生したときは閉鎖する。</p> <p>2. 閉鎖後の護岸等の点検で異常がないと判断したとき、開放する。</p>

## 資 7. 7 江戸川区水門操作規程（要約）

### 新左近川水門操作基準

#### 平常時

開放のままとする。

#### 警戒態勢時

外水位が A P +2.15m に達しさらに上昇する恐れがあるときは閉鎖する。

管理者 江戸川区長（江戸川区役所）

## 資 7. 8 関宿水閘門操作規則（要約）

第7条 江戸川河川事務所長（以下「所長」という。）は、江戸川分流前の利根川の流量が、毎秒 500 立方メートルを超える流量となる場合は、水門のゲートを全開するものとする。

第8条 所長は、江戸川分流前の利根川の流量が、毎秒 500 立方メートル以下である場合は、水門のゲートを全開しておくものとする。但し、江戸川の西関宿における分流量が分派率 40～50% 程度を上回る場合は水門のゲート操作により分流調節を行うものとする。

第9条 所長は、閘門のゲートが次の各号に掲げる場合を除き常に全開しておくものとする。

- 一 江戸川分流前の利根川の流量が、毎秒 500 立方メートル以下で水門のゲート操作により分流調節を行う場合。
- 二 その他、所長が特に必要と認めたとき。

管理者 国土交通大臣（江戸川河川事務所）

## 資 7. 9 江戸川水閘門操作規則（要約）

第3条 江戸川河川事務所長（以下「所長」という。）は、水閘門の上流側にある量水標において測定した江戸川の水位（Y. P. ±0.00 メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下「水閘門上水位」という。）が次の各号の定める水位となった場合は、水門を操作するものとする。

- 一 水閘門上水位が上昇し、2.50 メートルになるまでの間においては、水門のゲートを全開しておくこと。
- 二 水閘門上水位が 2.50 メートルに達し、さらに上昇する恐れがあるときは、水門のゲートを全閉すること。
- 三 水閘門上水位が 2.00 メートル以下に下降したときは、水門のゲートを全閉すること。



(高潮時における水門の操作の方法))

第4条 所長は、東京湾に高潮警報が発令されたときは、前条及び第5条の規定にかかわらず、直ちに水門の全てのゲートを全開するものとする。

管理者 国土交通大臣（江戸川河川事務所）

## 資 7. 10 行徳可動堰操作規則（要約）

(洪水時における操作の方法)

第3条 江戸川河川事務所長（以下「所長」という。）は、第5条により可動堰を操作している場合において、可動堰の上流側の量水標において測定した水位（Y. P. ±0.00メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下「可動堰上水位」という。）が次の各号に定める水位となった場合は可動堰を操作するものとする。

- 一 可動堰上水位が上昇し、2.50メートルになるまでの間においては、可動堰のすべてのゲートを全閉にしておくこと。
- 二 可動堰上水位が2.50メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、可動堰のゲートを全開すること。
- 三 可動堰上水位が概ね2.00メートル以下になるときは、可動堰のゲートを全閉すること。

(高潮時における操作の方法)

第4条 所長は、東京湾に高潮警報が発令されたときは、前条及び第5条の規定にかかわらず、直ちに可動堰のすべてのゲートを全開するものとする。

管理者 国土交通大臣（江戸川河川事務所）

## 資 7. 11 新大場川水門操作要領（要約）

第5条 江戸川河川事務所長（以下「所長」という。）は、水門の中川側にある量水標において測定した水位（標高-1.13メートルを0点とした量水標の水位をいい、以下「中川水位」という。）が標高2.30メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、次の各号に定めるところにより水門を操作するものとする。

- 一 中川から大場川へ逆流が始まるまでの間においては、水門のゲートを全開しておくこと。
- 二 中川から大場川への逆流が始まったときは、水門のゲートを全開すること。
2. 所長は、第1項第二号により水門のゲートを全閉している場合において、水門の大場川側にある量水標において測定した水位（標高-1.13メートルを0点とした量水標の水位をいい、以下「大場川水位」という。）が中川水位よりも高くなったときは、水門のゲートを全開すること。

管理者 国土交通大臣（江戸川河川事務所）

## 資 7. 1 2 六ツ木水門操作要領（要約）

（氾濫危険水位以下の洪水時の操作方法）

第5条 江戸川河川事務所長（以下「所長」という。）は、水門の中川側にある量水標において測定した水位（標高マイナス1.134メートルを0点とした量水標の水位をいう。以下「外水位」という。）が、2.45メートル以上であるときは、次の各号に定めるところにより水門を操作するものとする。

- 一 中川から花畑川への逆流が始まるまでの間においては、水門のゲートを全開しておくものとする。
- 二 中川から花畑川への逆流が始まったときは、水門ゲートを全閉するものとする。
- 三 前号により水門ゲートを全閉している場合において、水門の花畑川側の量水標において測定した水位（標高マイナス1.134メートルを0点とした量水標の水位をいう。以下「内水位」という。）が外水位より高くなったときは、水門のゲートを全開すること。

（平水時における操作の方法）

第8条 所長は、外水位が2.45メートル未満であるときは、水門ゲートを全開しておくものとする。

なお、潮位変動又は強風により外水位が2.45メートルを超えるときは、前条と同様の操作を行うものとする。

管理者 国土交通大臣（江戸川河川事務所）

## 資 7. 1 3 三郷放水路機場等施設操作規則（要約）

洪水時における三郷排水場等施設の操作は、中川口水位又は吉川水位並びに大場川上流水位あるいは大場川下流水位のいずれかの水位が次に掲げる操作指定水位に達し、さらに上昇するおそれのあるとき行うものとする。

三郷（1）（中川口）水位	2.60メートル
吉川水位	3.00メートル
大場川上流水位	2.30メートル
大場川下流水位	2.30メートル

管理者 国土交通大臣（江戸川河川事務所）

## 資 7. 1 4 綾瀬川放水路機場等操作要領（要約）

第3条 洪水時において、谷古宇水位観測所の水位が2.70メートル、古綾瀬川水位2.90メートル及び八潮排水機場上流水位が2.60メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるとき八潮排水機場等の操作を行うものとする。

管理者 国土交通大臣（江戸川河川事務所）

## 資 7. 1 5 伝右川排水樋門操作要領（要約）

第 5 条 一 洪水時に綾瀬川から伝右川へ逆流しているときは、伝右川排水樋門のゲートを全閉し、伝右川排水機場内水位が 2.60 メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、機場のポンプの運転を開始する。

管理者 国土交通大臣（江戸川河川事務所）

## 資 7. 1 6 岩淵水門操作規則（要約）

第 3 条 岩淵水門上水位観測所において荒川の水位が A.P. 4.0 メートル以上であるときは、全てのゲートを全閉するものとする。水門上水位が下降して A.P. 4.0 メートル未満になったときは、水門の全てのゲートを全開するものとする。

管理者 国土交通大臣（荒川下流河川事務所）

## 資 7. 1 7 綾瀬水門・堀切菖蒲水門・綾瀬排水機場操作規則（要約）

（洪水時における操作の方法）

第 3 条 谷古宇水位観測所の量水標において測定した水位（以下「谷古宇水位」という。）が A.P. +2.60 メートル及び機場の綾瀬川側にある量水標において測定した水位（以下「綾瀬（内）水位」という。）が A.P. +1.20 メートルを越えるときは、次の各号に定めるところにより機場等施設を操作するものとする。

- 1 樋管のゲートを全開にし、機場のポンプの運転を開始する。
- 2 機場のポンプを運転している場合において、荒川から綾瀬川へ逆流が始まったときは、綾瀬水門を全閉する。
- 3 機場のポンプを運転している場合において、菖蒲水門位置で下流から上流へ逆流が始まったときは、菖蒲水門を全閉する。
- 4 綾瀬水門（外）水位が A.P. +2.15 メートル以上であるときは、次の各号に定めるところにより綾瀬水門の操作をする。
  - 1). 荒川から綾瀬川へ逆流が始まるまでの間は、綾瀬水門を全開しておく。
  - 2). 荒川から綾瀬川へ逆流が始まったときは、綾瀬水門を全閉する。
  - 3). 綾瀬水門（外）水位が、前号により綾瀬水門を全閉している場合において、綾瀬水門（内）水位より低くなったときは綾瀬水門を全開する。

管理者 国土交通大臣（荒川下流河川事務所）

## 資 7. 18 隅田水門操作要領（要約）

第3条 隅田水門水位観測所において荒川の水位が A.P. +2.15 メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるとき水門のゲートを全閉する。

隅田水門水位観測所において荒川と旧綾瀬川の水位が同水位となったときは、水門のゲートを全開する。

管理者 国土交通大臣（荒川下流河川事務所）

## 資 7. 19 中川水門操作要領（要約）

第3条 中川水門水位観測所において荒川の水位が 2.15 メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるとき水門のゲートを全閉する。

中川水門水位観測所において荒川と中川の水位が同水位となったときは、水門ゲートを全開する。

管理者 国土交通大臣（荒川下流河川事務所）

## 資 7. 20 津波発生時の水門操作について（荒川下流河川事務所）

「東京湾内」において津波に関する発表がされた場合は、下表の通り水門の操作を行う。

優先順位	1	2	3	4	5	6
施設名	中川水門	堀切菖蒲水門	隅田水門	綾瀬水門	芝川水門	岩淵水門
津波操作条件	津波警報・ 大津波警報	津波警報・ 大津波警報	津波警報・ 大津波警報	津波警報・ 大津波警報	津波警報・ 大津波警報	津波警報・ 大津波警報

## 資 7. 21 羽田水門・六郷水門操作要領（要約）

（洪水時における操作の方法）

第3条 所長は、田園調布（下）水位観測所において測定した水位が 4.50 メートル以上であるときは、次の各号に定めるところにより操作するものとする。

- 一 多摩川から船溜りへの逆流が始まるまでの間は、水門のゲートを全開しておくこと。
- 二 多摩川から船溜りへの逆流が始まったときは、水門のゲートを全閉すること。
- 三 一号及び二号の状態において川表水位が川裏水位より低くなったときは水門のゲートを全開すること。

第5条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、水門を操作することができるものとする。

管理者 国土交通大臣（京浜河川事務所）

## 資 7. 2 2 羽田水門・六郷水門操作要領に基づく津波時の運用ルール（京浜河川事務所）

### <要領第 5 条関係>

東京湾に津波警報・大津波警報が発表された場合には、要領第 5 条に基づき速やかに遠隔制御設備による閉操作を実施する。

## 資 7. 2 3 東京都水道局調布防潮せき管理規程（要約）

### （可動せきの開放順位）

第 15 条 主任は、上流水位が A.P. 3.5 メートルをこえるときは、次の各号に掲げる順序により可動せきを開かなければならない。

ただし、取入口付近の漂流物の状況によっては、こう門をさきに開くことができる。

1. 水門
  2. こう門
  3. 起伏せき
- 2 前項第 3 号の措置は、同項第 1 号及び第 2 号の措置を行なっても、なお上流水位が A.P. 3.5 メートルをこえ、下流水位が A.P. 2.0 メートルをこえるとき実施するものとし、次の各号に掲げる順序による。
1. 第 3 起伏せき
  2. 第 4 起伏せき
  3. 第 2 起伏せき
  4. 第 5 起伏せき
  5. 第 1 起伏せき

第 16 条 前条の規定により可動せきを操作する場合は、初めから急激に行うことなく徐々に行い、下流の水位に急激な変化を与えないようにしなければならない。

- 2 洪水時における下流への流量は、せき地点における上流流量をこえてはならない。
- 3 主任は、可動せきを操作しようとするときは、あらかじめ操作計画をたて、状況、操作の開始時刻及び操作の方法を場長に報告するとともに、実施予定 1 時間前までに次の各号に掲げる関係機関に予告しなければならない。
  1. 浄水部浄水課
  2. 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所田園調布出張所
  3. 東京都建設局第二建設事務所
  4. 防潮せき下流の漁業組合
  5. その他局長が必要と認め別に定めるもの

管理者 水道局長（玉川浄水場）

資 7. 2 4 東京都水道局羽村取水堰操作規程（要約）

（投渡堰の操作）

第 12 条 堰地点の水位が AP+126.494 メートルとなったときは、次の各号の順序により投渡堰の操作を行うものとする。

- (1) 堰の水位が AP+126.494 メートルとなった時は、第 1 投渡堰を払うものとする。
- (2) 前号の措置を行った後において、堰の水位が AP+126.494 メートルとなったときは、第 2 投渡堰を払うものとする。
- (3) 前 2 号の措置を行った後において、堰の水位が AP+126.494 メートルとなったときは、第 3 投渡堰を払うものとする。

2 前項各号の措置は、堰の水位が最高水位を過ぎて AP+126.494 メートルに復するまでの間継続するものとする。

（危害防止のための通知等）

第 14 条 前条第 1 項の規定により投渡堰の操作をしようとするときは、操作に着手する予定時刻の 1 時間前までに、操作着手予定時刻を別表第 2 に掲げる機関に通知するものとする。

2 投渡堰の操作をしようとするときは、あらかじめ放送及びサイレンで一般に警告するものとする。

管理者 水道局長（水源管理事務所）

別表第 2（第 1 4 条関係）

- |                          |                             |
|--------------------------|-----------------------------|
| 1 国土交通省京浜河川事務所管理課        | 17 福生市総務部安全安心まちづくり課         |
| 2 国土交通省京浜河川事務所多摩川上流出張所   | 18 昭島市防災部防災課                |
| 3 国土交通省京浜河川事務所多摩出張所      | 19 あきる野市総務部地域防災課            |
| 4 国土交通省京浜河川事務所田園調布出張所    | 20 警視庁第九方面本部                |
| 5 国土交通省二ヶ領宿河原堰管理所        | 21 警視庁福生警察署                 |
| 6 東京都建設局河川部防災課           | 22 東京消防庁総合司令室多摩指令室          |
| 7 東京都建設局西多摩建設事務所工事第二課    | 23 東京消防庁福生消防署               |
| 8 東京都建設局西多摩建設事務所福生工区     | 24 東京消防庁福生消防署羽村出張所          |
| 9 東京都建設局北多摩南部建設事務所工事第二課  | 25 秋川漁業協同組合                 |
| 10 東京都建設局北多摩北部建設事務所工事第二課 | 26 多摩川漁業協同組合（奥多摩フィッシングセンター） |
| 11 東京都建設局南多摩東部建設事務所工事課   | 27 浄水部浄水課                   |
| 12 東京都建設局南多摩西部建設事務所工事課   | 28 水源管理事務所技術課               |
| 13 神奈川県県土整備局             | 29 東村山浄水管理事務所技術課            |
| 河川下水道部河川課防災グループ          | 30 水運用センター監視室               |
| 14 神奈川県川崎治水事務所           | 31 東村山浄水管理事務所小作浄水場          |
| 15 川崎市多摩区役所道路公園センター      | 32 東村山浄水管理事務所玉川浄水場          |
| 16 羽村市市民生活部防災安全課         |                             |

資料 1  
資料 2  
資料 3  
資料 4  
資料 5  
資料 6  
資料 7  
資料 8  
資料 9  
資料 10

## 資 7. 25 東京都水道局小作取水堰操作規程（要約）

（堰ゲートの操作）

第 13 条 洪水吐ゲート上段扉の操作によっても、堰地点の水位が、AP+133.441 メートルを越える場合には、次の各号の順序により洪水吐ゲート下段扉を操作するものとする。

（別図第 1 参照）

- (1) 堰地点の水位が、AP+133.441 メートルとなったときは、洪水吐第 2 号ゲートを全開するものとする。
  - (2) 前号の措置を行った後において、堰地点の水位が、AP+133.441 メートルとなったときは、洪水吐第 3 号ゲートを全開するものとする。
  - (3) 前 2 号の措置を行った後において、堰地点の水位が、AP+133.441 メートルとなったときは、洪水吐第 1 号ゲートを全開するものとする。
  - (4) 前 3 号の措置を行った後において、堰地点の水位が、AP+133.441 メートルとなったときは、洪水吐第 4 号ゲートを全開するものとする。
  - (5) 前 4 号の措置を行った後において、堰地点の水位が、AP+133.441 メートルとなったときは、土砂吐きゲートを全開するものとする。
2. 前項各号の措置は、堰地点の水位が最高水位を過ぎて AP+133.441 メートルに復するまでの間継続するものとする。

（危害防止のための通知）

第 15 条 前条第 1 項の規定により堰ゲートを操作しようとするときは、操作に着手する予定時刻の 1 時間前までに、操作着手予定時刻を別表第 2 に掲げる機関に通知するものとする。

- 2 堰ゲートの操作をしようとするときは、あらかじめ放送及びサイレンで一般に警告するものとする。

管理者 水道局長（水源管理事務所）

## 資 7. 2 6 東京都水道局小河内ダム操作規程（要約）

(ダム及び貯水池の諸元等)

第3条 ダム及び貯水池の諸元その他これに類するダム及び貯水池の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。

## (1) ダム

イ 高さ 149m

ロ 堤頂の標高 530m

ハ 余水吐の越流頂の標高 519.95m

## ニ 余水吐ゲート

(イ) 個々のゲートの規模及び数

高さ 7.2m で幅 10.9m のもの 5 門

(ロ) 個々のゲートの開閉の速さ

1 分につき 0.3m

(ハ) 設計洪水流量 1,500m<sup>3</sup>/S

## (2) 取水施設

## イ 多摩川第1発電所取水管（ローラゲート）

(イ) 口径 2.8m 1 条

(ロ) 標高 453m

## ロ 第1号取水施設取水管（減勢弁）

(イ) 口径 1.6m 2 条

(ロ) 標高 425m

開閉の速さ 1 分につき 0.15m

## ハ 第2号取水施設取水管（減勢弁）

## (イ) 取水庭

本 体 幅 5.0m 長さ 53.5m 高さ 45.6m

## (ロ) 取水口

本 体 幅 8.0m 長さ 15.0m 高さ 47.1m

多段ゲート 直線形 6 段式 1 門

径間 8.0m 扉高 33.6m

## 取水口ゲート

径間 4.6m 扉高 4.2m

(ハ) 導水管 口径 3.8m~0.8 m 1 条

## (ニ) 減勢弁室

本 体 幅 19.5m 奥行 9.7m

## 取水管（減勢弁）

口径 1.8m 2 条

0.6m / 1 条

標高 485.5m



開閉の速さ 1分につき0.14m (口径1.8m)  
 開閉の速さ 1分につき0.13m (口径0.6m)  
 減勢池 巾 22m 長さ 100m 深さ 11m

ニ 冷水対策施設導水路

(イ) 導水管 口径 3.3~2.5 m  
 (ロ) 標高 483.654m  
 (ハ) サージタンク  
 HWL 526.5m ~ LWL 490.0m  
 上室 内径 9.7m 高さ 8.5m  
 立杭 内径 4.9m 高さ 67.35m

(3) 貯水池

イ 直接集水地域の面積 262.88km<sup>2</sup>  
 ロ 湛水区域の面積 4.25km<sup>2</sup>  
 ハ 最大背水距離 13.87km  
 ニ 設計洪水位 標高 526.50m  
 (水位計による表示 101.50m)  
 ホ 常時満水位 標高 526.50m  
 (水位計による表示 101.50m)  
 ヘ 予備放流水位 標高 522.70m  
 (水位計による表示 97.70m)  
 ト 最低水位 標高 425.00m  
 (水位計による表示 0.00m)  
 チ 有効貯水容量 185,400,000m<sup>3</sup>

(4) 最大使用水量等

イ 最大使用水量 21.5m<sup>3</sup>/S  
 ロ // 注水用取水量 30.0m<sup>3</sup>/S

(予備警戒時)

第7条 この規程において「予備警戒時」とは、第5条の予報区を対象として大雨注意報又は洪水注意報が行われ、これらに定められた降雨が発生するに至った時、又はその他洪水が発生するおそれがあると認められるに至った時から、洪水警戒時に至るまで、又は洪水警戒時に至ることがなくこれらの注意報が解除され、これらに定められた降雨が発生するに至らなかった時又はその他洪水が発生するおそれがないと認められるに至る時までの間をいう。

(余水吐ゲート及び取水管バルブの操作の方法等)

第13条 ダムの余水吐ゲートを構成する個々のゲート(以下「ゲート」という。)は、左岸に最も近いものから右岸に向かって順次「第1号ゲート」、「第2号ゲート」、「第3号ゲート」、「第4号ゲート」及び「第5号ゲート」という。

- 2 ダムの余水吐から放流する場合においては、ゲートを次の順序によって開き、第5号ゲートを開いた後さらにその放流量を増加するときは同様の操作を繰り返すものとし、開かれたゲートを閉じるときは、これを開いた順序の逆の順序によって行なうものとする。

第3号ゲート

第2号ゲート

第4号ゲート

第1号ゲート

第5号ゲート

- 3 前項の場合におけるゲートの1回の開閉の動きは0.3mをこえてはならない。ただし、流入量が急激に増加している場合において第10条の規定を守るためやむを得ないと認められるときは、この限りでない。
- 4 1のゲートを開閉した後引き続いて他のゲートを開閉するときは、当該1のゲートが始動してから少なくとも30秒を経過した後でなければ、当該他のゲートを始動させてはならない。
- 5 ゲート及びダムの取水管バルブは、第11条の規定により放流する場合又はダムの余水吐若しくは取水管の点検若しくは整備のため必要がある場合を除くほか開閉してはならない。

(放流の際の関係機関に対する通知)

- 第14条 河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第48条の規定による通知は、ダムの余水吐又は取水管からの放流（当該放流の途中における放流量の著しい増加で、これによって下流に危害が生ずるおそれがあるものを含む。以下「ダム放流」という。）の開始の少なくとも一時間前に別表1(1)欄に定めるところにより行なうものとする。
- 2 前項の通知をするときは、国土交通省関東地方整備局長（以下「関東地方整備局長」という。）に対しても、別表1(2)欄に定めるところにより、河川法施行令（昭和40年政令第14号。以下「令」という。）第31条に規定する当該通知において示すべき事項と同一の事項を通知しなければならない。
- 3 東京都交通局多摩川第1発電所（以下「発電所」という。）の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、前2項の規定の例により通知しなければならない。

(放流の際の一般に周知させるための措置)

- 第15条 法第48条の一般に周知させるため必要な措置は、ダム地点から羽村地点までの多摩川の区間についてとるものとする。
- 2 令第31条の規定による警告は、別表2に掲げるサイレン及び警報車の拡声器により、それぞれ次に掲げる時期に行うものとする。

1. ダム地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流の開始約 15 分前に約 10 分間
  2. ダム地点以外の地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流により当該地点における多摩川の水位の上昇が開始されると認められる時約 15 分前に約 10 分間
  3. 警報車の拡声器による警告にあつては、前項の区間に含まれる各地点について、ダム放流により当該地点における多摩川の水位の上昇が開始されると認められる時の約 15 分前
- 3 発電所の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止する必要があると認められたときは、前 2 項の規定により警告しなければならない。

(洪水時における措置)

第 22 条 洪水時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

1. 次に定めるところにより、貯水池から放流し、又は貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、下流の水位に急激な変動を生じないように必要最小限度に行なうこと。
  - イ 洪水時が始まった時からダムの余水吐ゲートを全開にし、流入量が最大となった時を経て洪水時が経過するまでの間、これを継続すること。
  - ロ イの規定にかかわらず、洪水時が始まる時における貯水位が予備放流水位より下がっているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時からイの規定により貯水池から放流すること。
2. 法第 49 条の規定による記録の作成をすること。
3. その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

別表第 1 (第 14 条、第 19 条及び第 20 条第 5 号)

	通知の相手方		通知の方法	摘要
	名称	担当機関の名称		
(1)	東京都知事	建設局河川部防災課	加入電話	
	神奈川県知事	河川下水道部河川課		
	東京都建設局西多摩建設事務所長	工事第二課		
	〃 南多摩東部 〃	工事課		
	〃 南多摩西部 〃	〃		
	〃 北多摩南部 〃	工事第二課		
	〃 北多摩北部 〃	〃		
	青梅市長	防災安全部防災課		
	川崎市長	川崎市危機管理室		
	奥多摩町長	総務課		
	警視総監	警視庁警備部災害対策課		
	警視庁青梅警察署長	奥多摩交番		
	消防総監	東京消防庁警防部特殊災害課		
	東京都交通局発電事務所長	多摩川第 3 発電所		
	(2)	関東地方整備局長		

資料編 7 水門等の操作に関する規則等

別表第2 (第15条第2項)

警報装置の名称	無線局免許状記載の警報装置の設置場所	警告手段	備考
第1号警報局 (小河内堰堤)	東京都西多摩郡奥多摩町原5 東京都水道局小河内堰堤警報局内 (ダム地点)	サイレン スピーカ	水道局
第2号警報局 (副堰堤)	東京都西多摩郡奥多摩町原3 東京都交通局多摩川第一発電所内	スピーカ	交通局
第3号警報局 (境)	東京都西多摩郡奥多摩町境字道所822 東京都水道局境警報局内	サイレン スピーカ	水道局
第4号警報局 (檜村)	東京都西多摩郡奥多摩町境字ヒムラ49-2 東京都水道局檜村警報局内	サイレン スピーカ	水道局
第5号警報局 (弁天橋)	東京都西多摩郡奥多摩町氷川966 東京都水道局弁天橋警報局内	サイレン スピーカ	水道局
第6号警報局 (氷川)	東京都西多摩郡奥多摩町字大氷川133-1 東京都水道局氷川警報局内	サイレン スピーカ	水道局
第7号警報局 (海沢)	東京都西多摩郡奥多摩町氷川地内 東京都水道局海沢警報局内	サイレン スピーカ	水道局
第8号警報局 (白丸ダム)	東京都西多摩郡奥多摩町棚沢字馬沢石670-2 東京都交通局白丸ダム警報局舎内	サイレン スピーカ	交通局
第9号警報局 (鳩ノ巣下)	東京都西多摩郡奥多摩町棚沢361	スピーカ	交通局
第10号警報局 (鳩ノ巣)	東京都西多摩郡奥多摩町棚沢96 東京都水道局鳩ノ巣警報局内	サイレン スピーカ	水道局
第11号警報局 (古里)	東京都西多摩郡奥多摩町大字小丹波字オタキ下273-1 東京都水道局古里警報局内	サイレン スピーカ	水道局
第12号警報局 (川井)	東京都西多摩郡奥多摩町梅沢190-3 東京都水道局川井警報局内	サイレン スピーカ	水道局
第13号警報局 (御岳)	東京都青梅市御岳2-238 東京都交通局多摩川第三発電所内	サイレン スピーカ	交通局
第14号警報局 (御岳玉堂)	東京都青梅市御岳1-1-1	スピーカ	交通局
第15号警報局 (沢井)	東京都青梅市柚木町3-794-1 東京都水道局沢井警報局内	サイレン スピーカ	水道局
第16号警報局 (二俣尾)	東京都青梅市二俣尾4-1209-10 東京都水道局二俣尾警報局内	サイレン スピーカ	水道局
第17号警報局 (好文橋)	東京都青梅市梅郷6-1460-1 青梅市立西中学校校庭東京都水道局好文橋警報局内	サイレン スピーカ	水道局
第18号警報局 (日向和田)	東京都青梅市日向和田3-500 東京都水道局日向和田警報局内	サイレン スピーカ	水道局
第19号警報局 (万年橋)	東京都青梅市畑中1-23-2 東京都水道局万年橋警報局内	サイレン スピーカ	水道局
第20号警報局 (調布橋)	東京都青梅市千ヶ瀬5-641 東京都水道局調布橋警報局内	サイレン スピーカ	水道局
第21号警報局 (河辺)	東京都青梅市長淵4-339-1 東京都水道局河辺警報局内	サイレン スピーカ	水道局
第22号警報局 (多摩川橋)	東京都羽村市羽西3-1804-3 東京都水道局多摩川橋警報局内 (羽村地点)	サイレン スピーカ	水道局

管理者 水道局長 (小河内貯水池管理事務所)

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

## 資 7. 27 東京都交通局白丸調整池ダム操作規程（要約）

(ダム及び調整池の諸元等)

第3条 ダム及び調整池の諸元その他これに類するダム及び調整池の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。

## (1) ダム

イ 高	さ	30.3m
ロ 堤頂の標高		293.3m
ハ 越流頂の標高		274.8m

## ニ 洪水吐ゲート

## (イ) 個々のゲートの規模及び数

メインゲート	高さ 16.5mで幅 8mのもの	2門
サイドゲート	高さ 10.0mで幅 3mのもの	1門

## (ロ) 個々のゲートの開閉の速さ

メインゲート	1分につき 0.3m
サイドゲート	低速 1分につき 0.1m 高速 1分につき 0.2m

## ホ 放流管バルブ

(イ) 規模及び数	内径 0.2mのもの	2門
(ロ) 開閉の速さ	1秒につき 5mm	

## ヘ 取水口ゲート

## (イ) 個々のゲートの規模及び数

多摩川第三発電所取水ゲート	高さ 3.6m、幅 3.6m	1門
白丸発電所取水ゲート	高さ 1.8m、幅 1.8m	1門

## (ロ) 開閉の速さ

多摩川第三発電所取水ゲート	1分につき 0.3m (緊急閉鎖時 2.3m)
白丸発電所取水ゲート	1分につき 0.3m (緊急閉鎖時 2.3m)

ト 設計洪水流量	2,000m <sup>3</sup> /s
----------	------------------------

## (2) 調整池

イ 直接集水地域の面積	134.3km <sup>2</sup>
ロ 湛水区域の面積	0.09km <sup>2</sup>
ハ 最大背水距離	1.8km
ニ 設計洪水位	標高 290.8m (水位計による表示 16m)
ホ 常時満水位	標高 290.8m (水位計による表示 16m)
ヘ 予備放流水位	標高 282.3m (水位計による表示 7.5m)
ト 最低水位	標高 274.8m
チ 有効貯水容量	840,000m <sup>3</sup>

## (3) 最大使用水量

- イ 多摩川第三発電所  $28\text{m}^3/\text{s}$
- ロ 白丸発電所（維持、観光放流）  $5.3\text{m}^3/\text{s}$

## (予備警戒時)

第 7 条 この規程において「予備警戒時」とは、第 5 条の予報区を対象として大雨洪水注意報又は洪水注意報が行われ、その他洪水が発生するおそれがあると認められるに至った時から、洪水警戒時に至るまで又は洪水警戒時に至ることがなくこれらの注意報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。

## (洪水吐ゲート・取水口ゲート及び放流管バルブの操作の方法等)

第 13 条 ダムの洪水吐ゲートを構成する個々のゲート（以下「ゲート」という。）は、左岸に最も近いのから右岸に向かって順次「第 1 号メーンゲート」、「第 2 号メーンゲート」及び「サイドゲート」という。

- 2 ダムの洪水吐から放流する場合には、ゲートを次の順序によって開き、第 2 号メーンゲートを開いた後さらにその放流量を増加するときは、同様の操作を繰り返すものとし、開けたゲートを閉じるときは、これを開いた順序の逆の順序によってするものとする。

第 1 号メーンゲート

第 2 号メーンゲート

- 3 前項の規定にかかわらず、適宜サイドゲートを操作して放流量の分担調整を行えるものとする。
- 4 第 2 項の場合におけるメーンゲートの 1 回の開閉の動きは 0.9m、前項の場合におけるサイドゲートの 1 回の開閉の動きは、1.8m を超えてはならない。ただし、流入量が急激に増加している場合において、やむを得ないと認められるときは、この限りではない。
- 5 1 のゲートを開閉した後引き続いて他のゲートを開閉するときは、当該 1 のゲートが始動してから少なくとも 10 秒を経過した後でなければ当該他のゲートを始動させてはならない。
- 6 ゲート、取水口ゲート及び放流管バルブは、第 11 条の規定により放流する場合又はダムの洪水吐、取水口若しくは放流管の点検若しくは整備のため必要がある場合を除くほか、開閉してはならない。

## (放流の際の関係機関に対する通知)

第 14 条 法第 48 条の規定による通知は、ダムの洪水吐からの放流（当該放流の途中における放流量の著しい増加で、これによって下流に危害が生ずるおそれがあるものを含む。以下「ダム放流」という。）の開始の少なくとも 1 時間前に、別表第 1（一）欄に定めるところにより行うものとする。

- 2 前項の通知するときは、関東地方整備局長に対しても、別表第 1（二）欄に定めるところにより、河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号。以下「令」という。）第 31 条に規定

する当該通知において示すべき事項と同一の事項を通知しなければならない。

- 3 発電所の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するための必要があると認められるときは、前2項の規定の例により通知しなければならない。

(放流の際の一般に周知させるための措置)

第15条 法第48条の一般に周知させるための必要な措置は、ダム地点から沢井地点まで(調整地からの最大放流量が $300\text{m}^3/\text{s}$ を超えるときは、ダム地点から小作地点まで)の多摩川の区間についてとるものとする。

- 2 令第31条の規定による警告は、別表第2に掲げるサイレン及び警報車の拡声機により、それぞれ次に掲げる時期に行うものとする。
  - (1) ダム地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流の開始約10分前に約5分間
  - (2) ダム地点以外の地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流により当該地点における多摩川の水位の上昇が開始されると認められる時、約10分前に約5分間
  - (3) 警報車の拡声機による警告にあつては、前項の区間に含まれる各地点について、ダム放流により、当該地点における多摩川の水位の上昇が開始されると認められる時の約15分前
- 3 発電所の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するための必要があると認められるときは、前2項の規定の例により警告しなければならない。

(洪水時における措置)

第22条 洪水時においては、第20条第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 次の定めるところにより、調整池から放流すること。ただし、調整池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。
- イ 洪水時に至った時から流入量が最大となった時を経て洪水時が経過するまでの間は、ダムの洪水吐ゲートを全開にした状態における流量の流水を調整池から放流すること。
- ロ ダムのすべての洪水吐ゲートが全開に至らないで洪水時に至った時から、流入量が最大となった時を経て洪水時が経過するまでの間は、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。
  - (2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。
  - (3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置。

別表第1 (第14条、第19条及び第20条第4号)

	通知の相手方		通知の方法	摘 要
	名 称	相手機関の名称		
(一)	東京都知事	建設局河川部防災課	加入電話	
	奥多摩町長	総務課		
	青梅市長	防災課		
	羽村市長	防災安全課		
	青梅警察署長	警備課		
	青梅消防署長	警防課		
	奥多摩消防署長	警防課		
	東京都水道局長	羽村取水管理事務所		
(二)	関東地方整備局長	京浜河川事務所管理課		

別表第2 (第15条第2項)

サイレンの名称	サイレンの位置	サイレンの構造 または能力	摘要
第7号サイレン	西多摩郡奥多摩町棚沢671-2(白丸)	三相交流 200V 2.2kw	交通局
第8号サイレン	〃 〃 棚沢96(鳩の巣)	三相交流 200V 2.2kw	水道局
第9号サイレン	〃 〃 小丹波273-1(古里)	三相交流 200V 2.2kw	〃
第10号サイレン	〃 〃 川井280-3(川井)	三相交流 200V 2.2kw	〃
第11号サイレン	青梅市御岳2丁目238(御岳)	三相交流 200V 2.2kw	交通局
第12号サイレン	〃 柚木町3-794-1(沢井)	三相交流 200V 2.2kw	水道局
第13号サイレン	〃 二俣尾4-1194(二俣尾)	三相交流 200V 2.2kw	〃
第14号サイレン	〃 梅郷6-1460-1(好文橋)	三相交流 200V 2.2kw	〃
第15号サイレン	〃 日向和田3-500(日向和田)	三相交流 200V 2.2kw	〃
第16号サイレン	〃 畑中1-23-2(万年橋)	三相交流 200V 2.2kw	〃
第17号サイレン	〃 千ヶ瀬5-641(調布橋)	三相交流 200V 2.2kw	〃
第18号サイレン	〃 長淵4-339-1(河辺)	三相交流 200V 2.2kw	〃
第19号サイレン	羽村市西3-1804-3(多摩川橋)	三相交流 200V 2.2kw	〃



## 資 7. 28 中央卸売市場築地市場差蓋操作要領（要約）

（操作の方法）

第 3 項 場長は、警戒態勢において次の各号の操作を行なうものとする。

- 1 水位が上昇して棧橋先端上部（AP+2.80）が冠水し、さらに上昇する恐れがあるときは差蓋を閉鎖する。ただし、津波が予想されるときは水位のいかにかわらず場長の判断により差蓋を閉鎖する。
- 2 そののち水位が下降して棧橋先端上部が水面上に露出したとき、差蓋を開放する。

管 理 者 東京都知事（中央卸売市場築地市場）

操作担当者 東京都知事（中央卸売市場築地市場）

## 資 7. 29 妙見島陸閘操作要領（要約）

第 8 条 操作の方法

### 1) 陸閘の閉鎖

陸閘の閉鎖は、次の基準により(株)江戸川造船所（以下「乙」という）が行うものとする。

- (1) 水位が A. P. +2.0m に上昇し、かつ当該陸閘箇所からの溢水の恐れがあると思われるとき。
- (2) 第五建設事務所（以下「甲」という）から陸閘の閉鎖の指示があったとき。
- (3) その他乙が必要とするとき。

### 2) 陸閘の開放

乙は、当該陸閘箇所からの溢水の恐れがなくなった場合等の、陸閘を閉鎖する必要がなくなったときは陸閘を開放することができるものとする。

管 理 者 東京都知事（第五建設事務所）

操作管理者 株式会社 江戸川造船所

## 資 7. 30 江戸川競艇場陸閘管理規程（要約）

### 3. 操作

- (1) 東京都第五建設事務所より水防対策を指示されたとき。
- (2) 気象庁から津波、高潮及び洪水のいずれかの警報が発せられたとき。
- (4) 関東興業株式会社水防委員会において予防上必要と認めたとき。

管理者 関東興業株式会社

操作管理者 関東興業株式会社

## 資 7. 31 綾瀬新橋陸閘操作規則

【警戒体制時】

水位が A. P. +2.90m に上昇し、さらに増水が予想される時に閉鎖する。

管 理 者 東京都（第六建設事務所）

操作担当者 足立区

### 資 7. 3 2 千住曙町陸閘操作規則

#### 【警戒体制時】

水位が A. P. +3.70m に上昇し、さらに増水が予想される時に閉鎖する。

#### 【地震・津波時】（操作の特例）

津波警報が発令されたときは、堤外地の安全確認の上、直ちに閉鎖する。

その後浸水のおそれがなくなったときは、解放する。

管 理 者 東京都（第六建設事務所）

操作担当者 足立区

### 資 7. 3 3 越中島陸閘の開閉操作に関する協定書（要約）

#### （施設の管理方法）

第5条 施設は、常時閉鎖管理とする。ただし、以下の一～六の場合に定める場合を除き、国立大学法人東京海洋大学（以下、「乙」という。）の責任のもと施設を開放することを妨げない。また、乙は自らの責において、以下の一～五の情報を得るものとする。なお、以下の一～六の場合には、施設が閉鎖状態にある旨、乙から東京都第五建設事務所（以下、「甲」という。）に対し報告を行うものとする。

- 一 気象庁が暴風雨又は高潮の警報及び注意報を発したとき。
- 二 気象庁が津波の警報及び注意報を発したとき。
- 三 国土交通大臣が荒川における水防警報を発令したとき。
- 四 異常潮位により、水位が AP+2.1m を超えるとき。
- 五 江東区における震度 5 弱以上の地震の発生等、施設を閉鎖すべき突発的事象が発生したとき。
- 六 その他、甲が施設の閉鎖を必要と認めたとき。

管 理 者 東京都（第五建設事務所）

操作担当者 国立大学法人東京海洋大学

## 7. 3 4 葛飾区排水場操作規程

昭和 50 年 4 月 1 日

訓令甲第 10 号

都市整備部

(通則)

第 1 条 区長が管理する排水場の操作については、この規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、別表に掲げる排水場について適用する。

(昭 54 訓令甲 32・平 7 訓令 8・一部改正)

(操作の目的)

第 3 条 排水場の操作は、気象又は水象による水位の調整をはかるとともに、水災の発生を防止することを目的とする。

(操作の方法)

第 4 条 排水場の管理責任者(以下「管理責任者」という。)は、都市整備部公園課長とする。

2 管理責任者は、別表の操作基準によりその所属の職員(以下「所属職員」という。)をして排水場の操作を行わせるものとする。ただし、調整のため必要があるときは、同表の操作基準以外の方法により排水場の操作を命ずることができる。

(昭 54 訓令甲 32・平 5 訓令 13・平 7 訓令 8・平 10 訓令 26・平 12 訓令 8・平 13 訓令 17・平 14 訓令 1・平 16 訓令 9・平 20 訓令 18・平 26 訓令 9・一部改正)

(操作の方法の特例)

第 5 条 管理責任者は、緊急事態及び事故その他のやむを得ない事情があると認めるときは、必要な限度において前条に規定する方法以外の方法により、排水場の操作を命ずることができる。この場合においては、その旨を都市整備部長(以下「部長」という。)に報告するものとする。

(平 5 訓令 13・平 12 訓令 8・平 16 訓令 9・一部改正)

(操作に関する記録)

第 6 条 所属職員は、排水場を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録し、管理責任者に報告するものとする。

- (1) 操作した排水場の名称
- (2) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (3) 前各号のほか、参考となるべき事項

(警戒態勢の実施)

第 7 条 部長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒態勢をとるものとする。

- (1) 気象庁が大雨又は高潮の特別警報を行ったとき。
- (2) 気象庁が大雨、高潮及び洪水のいずれかの警報を行ったとき。
- (3) 気象庁が大雨、雷、高潮及び洪水のいずれかの注意報を行ったときで、部長が必要と認めるとき。
- (4) 葛飾区水防本部が設置されたとき。
- (5) 葛飾区災害対策本部が設置されたとき。

(6) 前各号のほか、部長が必要と認めるとき。

(平 26 訓令 9・一部改正)

(警戒態勢における措置)

第 8 条 部長は、警戒態勢においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

(1) 排水場を適切に操作することができる要員を確保すること。

(2) 排水場及び排水場を操作するために必要な附属施設の点検及び整備を行うこと。

(3) 排水場の操作上必要な気象及び水象の観測並びに情報の収集を密にすること。

(4) 前各号のほか、排水場の操作上必要な措置をすること。

(警戒態勢の解除)

第 9 条 部長は、大雨、高潮等のおそれなくなったときは、警戒態勢を解除するものとする。

(平 26 訓令 9・一部改正)

(点検及び整備)

第 10 条 管理責任者は、排水場を操作するために必要な機械器具等について、部長の定めるところにより、点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

第 11 条 管理責任者は、排水場の操作上必要な気象及び水象等について、部長の定めるところにより、観測するものとする。

(記録及び報告等)

第 12 条 管理責任者は、排水場を管理するために必要な事項について、部長の定めるところにより、記録し、保存し、必要に応じ部長に報告するものとする。

(委任)

第 13 条 この規程に定めるほか、必要な事項は、部長が定める。

付 則(中間省略)

付 則(平成 12 年 3 月 31 日訓令第 8 号)

この訓令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 13 年 3 月 30 日訓令第 17 号)

この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 19 年 7 月 9 日訓令第 21 号)

改正後の葛飾区排水場操作規程の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(平成 20 年 3 月 31 日訓令第 18 号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 21 年 6 月 24 日訓令第 24 号)

改正後の葛飾区排水場操作規程の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(平成 22 年 6 月 1 日訓令第 10 号)

改正後の葛飾区排水場操作規程の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(平成 26 年 6 月 19 日訓令第 9 号)

改正後の葛飾区排水場操作規程の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

## 別表(第2条、第4条関係)

(昭50訓令甲22・全改、昭51訓令甲17・昭52訓令甲1・昭54訓令甲32・昭55訓令甲1・昭55訓令甲16・昭56訓令甲21・昭56訓令甲22・昭57訓令甲14・昭57訓令甲16・昭58訓令甲24・昭58訓令甲26・昭58訓令甲27・昭59訓令7・昭59訓令14・昭60訓令5・昭60訓令8・昭61訓令1・昭62訓令10・昭63訓令4・平元訓令9・平2訓令4・平2訓令8・平3訓令1・平3訓令18・平3訓令19・平4訓令11・平5訓令13・平6訓令8・平7訓令8・平7訓令14・平8訓令11・平9訓令1・平10訓令26・平12訓令8・平14訓令1・平14訓令28・平16訓令9・平19訓令21・平21訓令24・平22訓令10・平26訓令9・一部改正)

排水場名	位置	操作基準
六方排水場	葛飾区 四つ木三—4—38	操作の開始 水位警報器の示す高水位による。 操作の終了 水位警報器の示す低水位による。
四ツ木橋 "	" " —7—9	" "
第三新宿 "	" 新宿一—1—13	" "
東金町 "	" 東金町七—27—2	" "
柴又 "	" 柴又六—24—2	" "
古谷 "	" 金町四—25—14	" "

## 資 7. 3 5 都内水門操作状況一覧伝達様式

※ 受信確認の連絡は必要ありません。

水防関係速報 伝達記録用紙	情報番号	情報連絡班長	情報連絡掛長	発信者

都内水門操作状況一覧 第 報 1/2					
日時		平成 年 月 日 時 分 現在			
施設名	操作担当部署	閉鎖 開始時刻	閉鎖 終了時刻	開放 開始時刻	開放 終了時刻
江戸川水閘門	江戸川河川事務所	:	:	:	:
荒川ロックゲート	荒川下流河川事務所	:	:	:	:
新大場川水門	江戸川河川事務所	:	:	:	:
六ツ木水門	江戸川河川事務所	:	:	:	:
岩淵水門	荒川下流河川事務所	:	:	:	:
綾瀬水門	荒川下流河川事務所	:	:	:	:
隅田水門	荒川下流河川事務所	:	:	:	:
中川水門	荒川下流河川事務所	:	:	:	:
堀切菖蒲水門	荒川下流河川事務所	:	:	:	:
羽田第一水門	京浜河川事務所	:	:	:	:
羽田第二水門	京浜河川事務所	:	:	:	:
六郷水門	京浜河川事務所	:	:	:	:
源森川水門	江東治水事務所	:	:	:	:
竪川水門	江東治水事務所	:	:	:	:
新小名木川水門	江東治水事務所	:	:	:	:
大島川水門	江東治水事務所	:	:	:	:
月島川水門	江東治水事務所	:	:	:	:
住吉水門	江東治水事務所	:	:	:	:
亀島川水門	江東治水事務所	:	:	:	:
日本橋水門	江東治水事務所	:	:	:	:
上平井水門	江東治水事務所	:	:	:	:
今井水門	江東治水事務所	:	:	:	:
花畑水門	足立区	:	:	:	:
新川東水門	江戸川区	:	:	:	:
内川水門	大田区	:	:	:	:
<b>問い合わせ先</b>					
東京都水防本部（建設局河川部）		TEL	03-5320-5435		

## ※ 受信確認の連絡は必要ありません。

都内水門操作状況一覧 第 報 2/2					
日時	平成 年 月 日 時 分 現在				
施設名	操作担当部署	閉鎖 開始時刻	閉鎖 終了時刻	開放 開始時刻	開放 終了時刻
平久水門	江東区	:	:	:	:
洲崎南水門	江東区	:	:	:	:
新左近川水門	江戸川区	:	:	:	:
古川支流水門	港区	:	:	:	:
新砂水門	東京港建設事務所 高潮対策センター	:	:	:	:
あけぼの水門	東京港建設事務所 高潮対策センター	:	:	:	:
辰巳水門	東京港建設事務所 高潮対策センター	:	:	:	:
東雲水門	東京港建設事務所 高潮対策センター	:	:	:	:
豊洲水門	東京港建設事務所 高潮対策センター	:	:	:	:
佃水門	東京港建設事務所 高潮対策センター	:	:	:	:
朝潮水門	東京港建設事務所 高潮対策センター	:	:	:	:
浜前水門	東京港建設事務所 高潮対策センター	:	:	:	:
築地川水門	東京港建設事務所 第二高潮対策センター	:	:	:	:
汐留川水門	東京港建設事務所 第二高潮対策センター	:	:	:	:
古川水門	東京港建設事務所 第二高潮対策センター	:	:	:	:
日の出水門	東京港建設事務所 第二高潮対策センター	:	:	:	:
高浜水門	東京港建設事務所 第二高潮対策センター	:	:	:	:
天王洲水門	東京港建設事務所 第二高潮対策センター	:	:	:	:
目黒川水門	東京港建設事務所 第二高潮対策センター	:	:	:	:
貴船水門	東京港建設事務所 第二高潮対策センター	:	:	:	:
呑川水門	東京港建設事務所 第二高潮対策センター	:	:	:	:
北前堀水門	東京港建設事務所 第二高潮対策センター	:	:	:	:
南前堀水門	東京港建設事務所 第二高潮対策センター	:	:	:	:
問い合わせ先					
東京都水防本部（建設局河川部）		TEL	03-5320-5435		

## 8. 水防用備蓄資器材等

資 8.1 水防用備蓄資器材一覧表（東京都、警察・消防機関、水防管理団体）

管内別	所管別	倉庫名	所在地	電話番号 (連絡先)	土のう 袋	大型土のう 袋	水のう 袋	土のう杭 本	軽量銅板 枚	籠 本
東京都	第一建設事務所	明石町	中央区明石町 5-21	03-3542-1292 (工事課工務担当)	9,960	50	470	1,526	110	0
		小計		0	9,960	50	470	1,526	110	0
	港湾局	佃水門	中央区晴海 1-1-26	03-3531-5735	200	0	0	0	0	0
		朝潮水門 水防倉庫	〃 勝どき 6-3	〃	2,750	0	0	0	0	0
		浜前水門詰所	〃 〃 3-14-13	〃	0	0	0	0	0	0
		浜離宮 排水機場	〃 〃 浜離宮庭園1-1	03-3434-3709	1,400	0	0	0	0	0
		芝浦排水機場	港区港南 3-9-63	03-3471-7818	3,800	0	0	0	0	0
		小計		5	8,150	0	0	0	0	0
	警視庁	警視庁 第一機動隊	千代田区北の丸 4-1	03-3212-8871	800	0	0	250	0	0
	東京消防庁	第一消防 方面本部	千代田区麹町 1-12	03-3222-0119	5,426	27	3,277	2,488	0	0
	小計		0	6,226	27	3,277	2,738	0	0	
東京都計		0	24,336	77	3,747	4,264	110	0		
設水防事理務団所	千代田区	真田濠	千代田区紀尾井町 5-1	03-5211-4239 (道路公園課)	2,000	0	0	40	40	0
		小計		1	2,000	0	0	40	40	0
	中央区	八丁堀	中央区八丁堀 4-1-5	03-3546-5430 (道路課道路保全係)	550	0	50	120	0	0
		日本橋蛸殻町	〃 日本橋 蛸殻町1-31-1	03-3666-4254 (日本橋道路事務所)	560	0	50	120	0	0
		月島	〃 月島 4-1-1	03-3531-1155 (月島道路事務所)	500	0	49	100	0	0
		小計		3	1,610	0	149	340	0	0
	港区	中之橋	港区 東麻布 1-30-7	03-3578-3131 (芝地区協働推進課)	5,000	0	0	400	48	0
		麻布	〃 六本木 5-16-45	03-5114-8803 (麻布地区協働推進課)	600	0	0	93	0	0
		赤坂	〃 赤坂 4-18-13	03-5413-7015 (赤坂地区協働推進課)	1,000	0	0	50	0	0
		高輪	〃 高輪 1-16-25	03-5421-7615 (高輪地区協働推進課)	1,000	0	0	50	0	0
		芝浦港南	〃 芝浦 3-1-47	03-6400-0032 (芝浦港南地区協働推進課)	600	0	0	40	0	0
小計			5	8,200	0	0	633	48	0	
水防管理団体計		0	11,810	0	149	1,013	88	0		
合計		0	36,146	77	3,896	5,277	198	0		
第二建設事務所	第二建設事務所	羽田	大田区羽田5-30	03-3774-6658	2,800	50	50	2,335	310	
		六郷	大田区西六郷4-37	03-3774-6658	6,600			3,410	100	
		多摩川大橋	大田区多摩川2-30	03-3774-6658	7,500			1,800	50	
		丸子橋	大田区田園調布本 町31-12	03-3774-6658	13,200	180	400	2,830	110	
		夫婦橋	大田区南蒲田1-4	03-3774-6658	8,900	40	400	2,000	0	
		二子橋	世田谷区玉川3-42	03-3774-6658	15,600	75		2,660	240	
		中目黒	目黒区中目黒1-11	03-3774-6658	3,300	100	900	520	140	
		小計		0	57,900	445	1,750	15,555	950	0

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10



木材 m <sup>3</sup>	シート m <sup>2</sup>	鉄線 kg	杭 本	縄 m	玉石 m <sup>3</sup>	ショベル 丁	ツルハシ 丁	掛矢 丁	鋸 丁	鉋 丁	番線 カッター 丁	もっこ 丁	一輪車 台	倉庫面積 m <sup>2</sup>
0.0	3,486	25	34	14,350	0	180	15	2	6	2	4	10	2	76.0
0.0	3,486	25	34	14,350	0	180	15	2	6	2	0	10	2	
0.0	380	130	0	400	0	10	5	0	1	1	3	0	1	5.8
0.0	90	130	0	3,400	0	8	5	1	2	1	3	0	2	35.2
0.0	0	0	0	200	0	2	0	0	0	0	0	0	2	9.7
0.0	290	20	0	3,700	0	10	4	1	2	2	2	0	1	9.0
0.0	480	60	0	4,000	0	10	5	1	1	1	6	0	1	9.0
0.0	1,240	340	0	11,700	0	40	19	3	6	5	14	0	7	68.7
0.0	1,700	50	0	850	0	350	10	14	24	6	21	0	7	-
0.7	2,253	216	25	570	0	1,072	155	95	27	23	8	11	22	-
0.7	3,953	266	25	1,420	0	1,422	165	109	51	29	29	11	29	0.0
0.7	8,679	631	59	27,470	0	1,642	199	114	63	36	43	21	38	68.7
0.0	220	0	0	150	0	400	6	16	2	0	0	0	10	69.2
0.0	220	0	0	150	0	400	6	16	2	0	0	0	10	69.2
0.0	58	85	0	5,200	0	90	35	10	16	5	3	30	3	10.0
0.0	58	160	0	4,800	0	90	30	10	6	5	3	60	3	28.5
0.0	92	162	0	4,200	0	80	30	10	6	5	3	29	3	22.0
0.0	208	407	0	14,200	0	260	95	30	28	15	9	119	9	60.5
0.0	583	20	0	500	0	230	110	120	65	45	30	0	15	59.5
0.0	58	30	0	200	0	38	11	10	5	5	5	5	5	88.0
0.0	58	30	0	100	0	30	10	13	5	5	5	5	5	7.0
0.0	58	10	0	300	0	30	10	10	5	5	1	0	3	66.0
0.0	77	20	0	50	0	30	9	10	9	5	5	5	4	12.0
0.0	834	110	0	650	0	358	150	163	89	65	46	15	32	232.5
0.0	1,262	517	0	15,000	0	1,018	251	209	119	80	55	134	51	362.2
0.7	9,941	1,148	59	42,470	0	2,660	450	323	182	116	98	155	89	430.9
2.0	200	350	50	3,000		48	92	15	30	70	10		2	52.2
	200	100	140	5,750		95	25	9	10	19	4		2	34.0
	2,527	150	75	3,400		141	25	14	11	20	5		1	29.8
	974	400	160	5,050		60	30	12	10	0	4		2	37.4
	194	200	8	1,000		175	19	12	10	10	5		2	31.1
1.7	2,280	125	515	5,700		106	30	25	17	17	21		2	53.3
	2,527	25	205	1,900		18	6	4	3	2	4		1	133.1
3.7	8,902	1,350	1,153	25,800	0	643	227	91	91	138	53	0	12	370.9

資料編 8 水防用備蓄資器材等

管内別	所管別	倉庫名	所在地	電話番号 (連絡先)	土のう 袋	大型土のう 袋	水のう 袋	土のう杭 本	軽量鋼板 枚	管 本
東京都	港湾局	呑川水門	大田区大森東 5-37-28	03-3471-7818	4,000	0	0	0	0	0
		天王洲水門	港区港南 4-5-7	03-3471-7818	0	0	0	0	0	0
		目黒川水門	品川区東品川 2-6-16	03-3471-7818	0	0	0	0	0	0
		小計		3	4,000	0	0	0	0	0
	警視庁	警視庁 第六機動隊	品川区勝島 1-3-18	03-3765-0110	500	0	0	100	0	0
		第三機動隊	目黒区大橋 2-17-16	03-3466-2371	300	0	0	200	0	0
	東京消防庁	第二消防 方面本部	大田区大森東 1-32-8	03-3763-0119	5,701	94	3,260	2,907	180	11
		第三消防 方面本部	世田谷区 三軒茶屋2-33-21	03-3418-0119	6,102	9	2,741	674	0	3
		小計		4	12,603	103	6,001	3,881	180	14
		東京都計		7	74,503	548	7,751	19,436	1,130	14
建設	品川区	八潮橋	〃 東大井 1-10	03-5742-6548 道路課道路維持担当	1,400	0	0	0	0	0
		大崎	〃 大崎 5-10	〃	0	0	0	0	0	0
		北品川	〃 北品川 3-9	〃	260	0	0	86	0	0
		鮫洲	〃 東大井 1-15	〃	200	0	0	0	0	0
		清水橋材料置場	〃 旗の台 3-15	〃	900	0	0	0	0	0
		二葉材料置場	〃 二葉 2-19	〃	400	0	0	0	0	0
		小計		6	3,160	0	0	86	0	0
	大田区	大森地域庁舎	大田区大森西 1-12-1	03-5764-0629 地域基盤整備第一課	600	0	0	0	0	0
		鶉の木	〃 鶉の木 3-33-12	03-3726-4300 地域基盤整備第一課 (調布地域基盤整備事務所)	400	0	0	15	0	0
		萩中公園	〃 萩中 3-26-46	03-3741-3168 地域基盤整備第二課 (梶谷・羽田地域基盤整備事務所)	200	0	0	72	0	0
小計			3	1,200	0	0	87	0	0	
目黒区	船入場水防倉庫	目黒区中目黒 1-11	03-5722-9775 土木工事課工務係	2,000	0	0	360	0	0	
	碑文谷公園内	〃 碑文谷 6-9-11		1,000	0	0	0	0	0	
	小計		2	3,000	0	0	360	0	0	
世田谷区	青葉橋	世田谷区世田谷 3-9-12	03-3424-2790 世田谷土木管理事務所	0	0	0	0	0	34	
	赤堤	〃 赤堤 3-34	03-5486-7010 北沢土木管理事務所	500	0	0	80	0	0	
	中町	〃 中町 2-21-12	03-3702-4914 玉川土木管理事務所	2,300	0	240	700	30	85	
	小計		3	2,800	0	240	780	30	119	
渋谷区	大山資材倉庫	渋谷区西原 2-53-2	03-3463-2773 (管理課管理交通係)	3,505	0	0	750	0	0	
	小計		1	3,505	0	0	750	0	0	
	水防管理団体計		15	13,665	0	240	2,063	30	119	
	合計		22	88,168	548	7,991	21,499	1,160	133	

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

木材 m <sup>3</sup>	シート m <sup>2</sup>	鉄線 kg	杭 本	縄 m	玉石 m <sup>3</sup>	ショベル 丁	ツルハシ 丁	掛矢 丁	鋸 丁	鉋 丁	番線 カッター 丁	もっこ 丁	一輪車 台	倉庫面積 m <sup>2</sup>
0.0	380	30	0	3,400	0	10	5	1	1	0	4	0	1	20.0
0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	20.0
0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	20.0
0.0	380	30	0	3,400	0	10	5	1	1	0	4	0	3	60.0
0.0	1,500	50	0	1,750	0	58	41	11	18	13	17	0	14	-
0.0	1,500	50	0	250	0	32	25	19	10	6	3	0	3	-
3.0	1,489	233	150	5,310	0	1,414	224	168	46	29	15	62	48	-
17.0	674	58	27	850	0	1,003	122	88	17	11	9	1	26	-
20.0	5,163	391	177	8,160	0	2,507	412	286	91	59	44	63	91	0.0
23.7	14,445	1,771	1,330	37,360	0	3,160	644	378	183	197	101	63	106	430.9
0.0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	4	60.0
0.0	0	20	0	1,400	0	188	0	5	0	0	0	0	0	80.0
0.0	0	0	0	0	0	108	0	0	0	0	0	0	0	60.0
0.0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	70.0
0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20.0
0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5.0
0.0	0	20	0	1,400	0	296	0	12	0	0	0	0	4	295.0
0.0	0	0	0	0	0	0	0	2	14	16	14	0	1	60.0
0.0	0	0	51	450	0	76	55	2	5	0	0	4	4	104.5
0.0	0	0	15	940	0	91	7	6	3	3	3	3	1	10.0
0.0	0	0	66	1,390	0	167	62	10	22	19	17	7	6	174.5
0.0	773	20	0	4,000	0	100	10	11	8	2	4	0	19	90.1
0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3.0
0.0	773	20	0	4,000	0	100	10	11	8	2	4	0	19	93.1
0.0	1,580	0	0	0	0	179	40	5	21	5	0	20	0	34.6
0.0	1,000	25	0	60	0	98	27	6	20	5	5	0	2	209.9
5.0	1,000	50	0	1,000	0	178	42	42	22	9	20	0	30	101.8
5.0	3,580	75	0	1,060	0	455	109	53	63	19	25	20	32	346.3
1.1	800	50	0	800	0	85	20	8	10	15	2	60	30	682.0
1.1	800	50	0	800	0	85	20	8	10	15	2	60	30	682.0
6.1	5,153	165	66	8,650	0	1,103	201	94	103	55	48	87	91	1,590.9
29.8	19,598	1,936	1,396	46,010	0	4,263	845	472	286	252	149	150	197	2,021.8

資料編 8 水防用備蓄資器材等

管内別	所管別	倉庫名	所在地	電話番号 (連絡先)	土のう 袋	大型土のう 袋	水のう 袋	土のう 留杭 本	軽量銅板 枚	籠 本	
東京都	第三建設事務所	向陽橋	杉並区永福 3-1-1	03-3387-5137 (工事第二課工務担当)	13,000	90	400	3,090	130	0	
		新道橋	中野区沼袋 3-1-4	"	3,350	100	100	2,990	30	0	
		小計		2		16,350	190	500	6,080	160	0
	警視庁	第五機動隊	新宿区 市ヶ谷本村町6-1	03-3269-7131	600	0	0	50	0	0	
		第八機動隊	" 若松町 14-1	03-3202-0551	600	0	0	200	0	0	
		特科車両隊	" 市ヶ谷本村町7-1	03-3267-2451	200	0	0	0	0	0	
	東京消防庁	第四消防 方面本部	" 大久保 3-14-26	03-3209-0119	3,616	13	3,241	1,797	70	0	
		小計		4		5,016	13	3,241	2,047	70	0
	東京都 計			6		21,366	203	3,741	8,127	230	0
	建設	新宿区	西部工事事務所	" 下落合 1-9-8	03-3364-2422 (西部工事事務所)	100	0	0	0	0	0
新小川公園			" 新小川町	03-5361-2454 (東部工事事務所)	700	0	0	0	0	0	
鶴巻南公園			" 早稲田町78	"	600	0	0	0	0	0	
柏木資材置場			" 北新宿4-36-6	03-3364-2422 (西部工事事務所)	3,000	0	0	0	0	0	
東部工事事務所			" 市ヶ谷仲之 町2-42	03-5361-2454 (東部工事事務所)	800	0	0	0	0	0	
小計				5		5,200	0	0	0	0	0
事務		中野区	れんげ公園	中野区弥生町5-8	03-3228-8844 (道路課)	200	0	0	0	0	0
			川添公園	" 東中野1-22	"	700	0	0	0	0	0
			向台小学校内	" 弥生町1-25	"	1,200	0	0	0	0	0
			なかしん広場	" 本町3-2	"	800	0	0	0	0	0
	第二中学校内		" 本町5-14	"	1,580	0	0	0	0	0	
	江古田公園		" 松が丘2-29	"	2,120	0	0	0	0	0	
	新道橋		" 沼袋3-1	"	1,200	0	0	0	0	0	
	上高田公園		" 上高田5-6	"	1,200	0	0	100	0	0	
	中野区役所		" 中野4-8-1	"	0	0	0	0	0	0	
	山谷橋 外18か所		" 野方2-32外	"	3,680	0	0	0	0	0	
小計		28		12,680	0	0	100	0	0		
所	杉並区	南公園緑地事務所 水防倉庫	杉並区高井戸東 1-18-5	03-5307-0739 (土木計画課計画調整係)	0	0	0	200	0	0	
		杉並土木事務所	" 成田東 3-17-30	03-3315-4178 (杉並土木事務所管理係)	2,600	0	0	200	0	0	
		南公園緑地事務所	" 高井戸東 1-18-5	03-3304-0521 (南公園緑地事務所)	0	0	0	0	0	0	
		北公園緑地事務所	" 下井草 4-21-8	03-3396-5261 (北公園緑地事務所)	0	0	0	0	0	0	
		堀ノ内材料置場 外18か所	" 堀ノ内 1-9外	03-3315-4178 (杉並土木事務所管理係)	6,065	0	0	0	0	0	
		小計		23		8,665	0	0	400	0	0
水防管理団体 計			56		26,545	0	0	500	0	0	
合計			62		47,911	203	3,741	8,627	230	0	

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

木材 m <sup>3</sup>	シート m <sup>2</sup>	鉄線 kg	杭 本	縄 m	玉石 m <sup>3</sup>	ショベル 丁	ツルハシ 丁	掛矢 丁	鋸 丁	鉋 丁	番線 カッター 丁	もっこ 丁	一輪車 台	倉庫面積 m <sup>2</sup>
0.0	6,080	300	360	7,300	0	145	78	14	15	7	4	10	4	46.2
0.0	2,268	0	0	5,800	0	68	10	11	0	0	2	0	5	30.0
0.0	8,348	300	360	13,100	0	213	88	25	15	7	6	10	9	76.2
0.0	1,100	75	0	600	0	170	29	20	36	4	6	0	2	-
0.0	2,000	25	0	400	0	96	36	12	22	20	16	0	7	-
0.0	800	25	0	300	0	120	19	13	10	4	22	0	11	-
0.0	2,939	176	156	4,600	0	1,060	92	102	40	9	11	7	32	-
0.0	6,839	301	156	5,900	0	1,446	176	147	108	37	55	7	52	0.0
0.0	15,187	601	516	19,000	0	1,659	264	172	123	44	61	17	61	76.2
0.0	58	50	0	100	0	8	2	2	0	0	0	0	4	16.0
0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3.0
0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6.0
0.0	1,108	275	0	2,300	0	30	10	10	0	0	0	0	7	400.0
0.0	870	175	0	1,100	0	18	6	5	0	0	0	0	10	55.0
0.0	2,036	500	0	3,500	0	56	18	17	0	0	0	0	21	480.0
0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4.8
0.0	7	50	20	200	0	20	1	1	0	0	1	2	1	10.2
0.0	233	50	29	200	0	20	2	1	0	0	1	2	1	12.2
0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5.4
0.0	0	0	30	200	0	19	5	1	0	0	1	2	1	12.7
0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10.2
0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9.8
0.8	1,218	50	200	3,000	0	93	18	7	0	0	0	0	4	10.2
0.0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	1	0	0	1	137.5
0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5.0
0.8	1,458	150	279	3,600	0	152	26	12	5	1	3	6	8	218.0
0.0	584	25	0	7,900	0	89	62	12	6	4	8	150	12	48.8
0.0	2,124	2	0	300	0	37	10	3	5	0	0	0	4	79.2
0.0	39	0	0	0	0	46	5	0	0	0	1	0	0	99.2
0.0	0	0	0	50	0	20	0	0	0	0	0	0	1	99.2
0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	186.3
0.0	2,747	27	0	8,250	0	192	77	15	12	4	9	150	17	512.7
0.8	6,241	677	279	15,350	0	400	121	44	17	5	12	156	46	1,210.7
0.8	21,428	1,278	795	34,350	0	2,059	385	216	140	49	73	173	107	1,286.9

資料編 8 水防用備蓄資器材等

管内別	所管別	倉庫名	所在地	電話番号 (連絡先)	土のう 袋	大型土のう 袋	水のう 袋	土のう 留杭 本	軽量鋼板 枚	箆 本	
東京都	第四建設事務所	小豆沢	板橋区小豆沢 4-26	03-5978-1734 (工事第二課工務担当)	6,400	0	0	1,975	65	10	
		舟渡	板橋区舟渡 4-14	"	6,000	500	0	3,580	65	13	
		北町	練馬区北町 6-30-1	"	6,800	0	0	1,250	100	10	
		大泉	練馬区東大泉 2-28	"	7,800	0	0	800	49	10	
		小計		4	27,000	500	0	7,605	279	43	
	東京消防庁	第五消防 方面本部	豊島区西池袋 2-37-8	03-3590-0119	5,601	12	3,039	1,095	94	18	
		第十消防 方面本部	練馬区北町 3-10-14	03-3936-0119	4,966	51	1,861	1,590	64	0	
		小計		2	10,567	63	4,900	2,685	158	18	
	東京都計		6	37,567	563	4,900	10,290	437	61		
	水防 事務 団 体	板橋区	稲荷台水防倉庫	板橋区稲荷台15	03-3579-2541 (工事課工務係)	2,000	0	0	120	100	0
			板橋土木事務所	板橋区常盤台 3-27-1	03-3967-3871 (板橋土木事務所)	1,000	0	0	82	0	0
			赤塚土木事務所	板橋区新河岸 1-9-8	03-5398-1251 (赤塚土木事務所)	1,000	0	0	100	0	0
			小計		3	4,000	0	0	302	100	0
練馬区		東部土木出張所	練馬区豊玉中 3-28-8	03-3994-0083 (東部土木出張所)	1,272	0	0	0	0	0	
		西部土木出張所	練馬区石神井町 3-30-26	03-3995-0083 (西部土木出張所)	1,650	0	0	0	0	0	
		小計		2	2,922	0	0	0	0	0	
豊島区		道路工事事務所	豊島区上池袋 3-17-1	03-3916-6636 (道路工事事務所)	500	0	0	0	0	0	
		公園管理事務所	豊島区千早 2-1-14	03-5995-3011 (公園管理事務所)	400	0	0	0	0	0	
		小計		2	900	0	0	0	0	0	
水防管理団体計			7	7,822	0	0	302	100	0		
合計			13		45,389	563	4,900	10,592	537	61	
東京都		第五建設事務所	葛飾西工区	葛飾区 西新小岩 3-25-26	03-3694-5211 (葛飾西工区)	12,000	50	100	1,400	0	3
	上平井橋		" 東四つ木 1-1-31	"	19,400	50	0	1,770	140	0	
	高砂		" 細田 3-8	03-3608-9391 (葛飾東工区)	6,500	50	1	3,500	50	0	
	江戸川北工区		江戸川区 上一色 3-30-12	03-3654-8141 (江戸川北工区)	11,800	50	0	1,800	250	0	
	臨海町		" 臨海町 6-2	03-3680-8481 (江戸川南工区)	15,500	50	0	1,555	0	0	
	江東工区		江東区 東陽 7-3-10	03-3645-4617 (江東工区)	11,800	50	0	700	60	0	
	江東西		墨田区 両国 1-12-5	"	11,600	50	0	2,000	100	0	
	清澄		江東区 清澄 3-2-1	"	19,600	50	0	500	0	0	
	墨田工区		墨田区 堤通 1-16-4	03-3619-2583 (墨田工区)	6,480	50	300	680	60	0	
	小計			9	114,680	450	401	13,905	660	3	
	港湾局	東京港建設事務所	江東区辰巳 1-1-33	03-3521-3013 (高潮対策センター)	400	0	0	0	0	0	
		砂町排水機場	" 新砂 3-8	03-3521-2791	2,600	0	0	0	0	0	
		辰巳排水機場	" 辰巳 1-1-44	03-3521-2791	2,200	0	0	0	0	0	
		東雲水門 水防倉庫	" 東雲 1-1-19	"	2,600	0	0	0	0	0	
		豊洲水門	" 越中島 3-1-1	"	1,800	0	0	0	0	0	
		あけぼの水門	" 辰巳 2-8-1	"	0	0	0	0	0	0	
		小計		6	9,600	0	0	0	0	0	

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

木材 m <sup>3</sup>	シート m <sup>2</sup>	鉄線 kg	杭 本	縄 m	玉石 m <sup>3</sup>	ショベル 丁	ツルハシ 丁	掛矢 丁	鋸 丁	鉋 丁	番線 カッター 丁	もっこ 丁	一輪車 台	倉庫面積 m <sup>2</sup>
1.6	777	210	75	10,000	0	58	4	17	8	11	11	0	4	39.7
0.0	800	315	60	10,500	0	82	46	17	7	5	17	0	3	40.7
0.0	1,318	150	90	2,200	0	51	9	15	14	12	11	0	5	33.3
0.0	200	40	25	1,500	0	50	2	13	8	0	5	0	4	33.9
1.6	3,095	715	250	24,200	0	241	61	62	37	28	44	0	16	147.6
0.0	1,822	124	223	450	0	901	129	77	18	5	14	7	41	-
0.0	679	80	187	950	0	792	64	59	5	3	3	0	30	-
0.0	2,501	204	410	1,400	0	1,693	193	136	23	8	17	7	71	0.0
1.6	5,596	919	660	25,600	0	1,934	254	198	60	36	61	7	87	147.6
0.0	1,089	4	130	1,200	0	50	25	26	14	4	8	0	6	101.3
0.0	426	50	4	110	0	149	23	13	12	6	6	0	4	179.8
0.0	340	50	0	250	0	120	13	7	5	7	5	0	3	33.3
0.0	1,855	104	134	1,560	0	319	61	46	31	17	19	0	13	314.4
0.0	60	40	6	100	0	28	7	3	3	0	0	0	6	126.0
0.0	200	0	60	100	0	44	20	3	0	0	0	0	10	158.0
0.0	260	40	66	200	0	72	27	6	3	0	0	0	16	284.0
0.5	100	10	0	300	0	40	30	10	10	2	5	0	6	121.0
0.8	150	15	100	300	0	50	7	5	15	2	5	0	5	76.0
1.3	250	25	100	600	0	90	37	15	25	4	10	0	11	197.0
1.3	2,365	169	300	2,360	0	481	125	67	59	21	29	0	40	795.4
2.9	7,961	1,088	960	27,960	0	2,415	379	265	119	57	90	7	127	943.0
0.6	583	50	170	3,600	0	150	45	71	9	25	29	10	10	33.1
3.2	2,721	0	195	15,840	0	0	20	21	8	9	0	10	7	49.6
0.5	2,800	1,110	15	4,800	0	421	72	18	0	0	18	10	8	60.6
0.5	1,800	50	170	33,120	0	9	24	25	0	8	5	5	7	59.5
2.1	0	0	0	5,000	0	58	20	0	0	0	0	0	0	33.3
0.0	600	50	0	2,000	0	0	1	11	5	0	7	10	7	42.0
0.0	1,080	50	100	2,000	0	36	49	24	6	8	4	10	7	20.9
0.0	600	0	0	1,800	0	265	7	5	6	0	0	0	0	49.3
14.2	1,200	50	100	5,400	0	277	33	30	8	20	40	10	7	120.3
21.1	11,384	1,360	750	73,560	0	1,216	271	205	42	70	103	65	53	468.6
0.0	486	45	0	3,000	0	22	13	8	3	1	3	9	2	30.0
0.0	194	25	0	1,000	0	10	5	1	0	0	2	0	1	6.8
0.0	90	25	0	3,000	0	10	5	1	1	1	3	0	1	34.5
2.9	291	30	45	3,000	0	25	13	3	3	2	3	0	2	87.5
0.0	90	20	0	0	0	10	5	1	1	0	1	0	1	3.0
0.0	90	0	0	0	0	10	5	1	1	0	0	0	1	3.0
2.9	1,241	145	45	10,000	0	87	46	15	9	4	12	9	8	164.8

資料編 8 水防用備蓄資器材等

管内別	所管別	倉庫名	所在地	電話番号 (連絡先)	土のう 袋	大型土のう 袋	水のう 袋	土のう 留杭 本	軽量鋼板 枚	籠 本
東京都	警視庁	第二機動隊	江戸川区臨海町 1-2-2	03-5676-6031	300	0	0	250	0	0
		第九機動隊	江東区新砂 1-7-20	03-3645-0110	750	0	0	0	0	0
	東京消防庁	第七消防 方面本部	江東区森下 5-1-4	03-3633-0119	6,767	58	4,455	823	131	2
		小計		3	7,817	58	4,455	1,073	131	2
	東京都計		18	132,097	508	4,856	14,978	791	5	
第五建設事務所	墨田区	平井橋	墨田区立花 3-29-10	03-5608-6290 (都市整備課庶務・水防担当)	2,000	0	0	382	50	0
		錦糸	" 錦糸 4-17-3	03-3625-1762 (錦糸土木事務所)	1,400	0	0	158	0	0
		小計		2	3,400	0	0	540	50	0
	江東区	清澄※	江東区清澄 3-2-1	03-3647-2538 (河川公園課)	0	0	0	0	0	0
		九重橋	" 新砂 2-2-20	"	0	0	0	0	0	0
		東陽第一	" 東陽 1-39-3-100	"	4,400	0	0	350	0	28
		新六の橋	" 亀戸 9-1	"	11,800	0	0	100	0	1
		平野	" 平野 4-3-11	"	4,800	0	10	50	0	0
		亀戸	" 亀戸 2-1-21	"	21,200	0	40	513	121	10
		潮見	" 潮見 1-2-1	"	5,300	0	130	0	0	0
		進開橋	" 大島 4-1	"	15,100	0	120	130	4	23
		小計		8	62,600	0	300	1,143	125	62
	葛飾区	道路補修課庁舎	立石4-34-4	03-5654-9581 (道路補修課工務係)	150			20		
		新宿五丁目 第3防災倉庫	新宿5-20-18	03-3608-8291 (道路補修課工務係)	400		70	1,000		
		公園管理所	立石6-9-1	03-3695-8380 (公園課工務係)			10	1,000		
小菅一丁目倉庫		小菅1-8地先	03-3695-8380 (公園課工務係)	730			150			
高砂一丁目倉庫		高砂1-7-1	03-5670-8109 (施設維持課維持係)				100			
奥戸八丁目倉庫		奥戸8-4-15	03-5670-8109 (施設維持課維持係)	80			200			
西新小岩三丁目 倉庫		西新小岩3-36-5	03-5670-8109 (施設維持課維持係)	70			100			
	小計		7	1,430	0	80	2,570	0	0	
江戸川区	中川新橋倉庫	江戸川区平井 2-2	03-5662-1930 (保全課)	3,000	0	0	700	0	0	
	南小岩倉庫	" 南小岩 3-11	"	3,100	0	0	1,000	0	0	
	新左近川倉庫	" 臨海町 1-4地先	"	200	0	0	0	0	0	
	松江水防倉庫	" 松江 2-6-10	"							
	椿水防倉庫	" 春江町 2-3-24	"							
		小計		5	6,300	0	0	1,700	0	0
	水防管理団体計		22	73,730	0	380	5,953	175	62	
	合計		40	205,827	508	5,236	20,931	966	67	

※清澄水防倉庫は東京都第五建設事務所の水防倉庫と場所を共有し、第五建設事務所が備蓄している水防資材を江東区と共有している。

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10



木材 m <sup>3</sup>	シート m <sup>2</sup>	鉄線 kg	杭 本	縄 m	玉石 m <sup>3</sup>	シヨベル 丁	ツルハン 丁	掛矢 丁	鋸 丁	鉋 丁	番線 カッター 丁	もっこ 丁	一輪車 台	倉庫面積 m <sup>2</sup>
0.0	1,000	75	0	1,000	0	70	4	9	29	3	2	0	4	-
0.0	800	50	0	250	0	62	17	25	20	6	7	0	12	-
0.0	1,521	74	170	1,393	0	1,440	84	88	27	7	32	4	89	-
0.0	3,321	199	170	2,643	0	1,572	105	122	76	16	41	4	105	0.0
24.0	15,946	1,704	965	86,203	0	2,875	422	342	127	90	156	78	166	633.4
0.0	1,166	5	4	7,200	0	288	75	65	19	10	14	5	7	110.6
0.0	777	0	0	0	0	40	0	6	0	0	0	0	3	26.0
0.0	1,943	5	4	7,200	0	328	75	71	19	10	14	5	10	136.6
0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20.0
0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19.4
1.5	292	0	79	6,100	0	116	4	6	13	5	2	0	9	112.5
3.5	0	75	147	650	0	28	30	11	1	4	2	0	2	50.7
0.5	0	194	0	0	0	28	0	1	1	0	0	0	0	20.2
6.2	2,615	100	274	5,725	0	279	23	23	2	0	9	0	13	88.1
0.4	14,386	50	0	350	0	78	17	2	2	0	2	0	3	33.3
0.1	1,477	178	0	50	0	132	48	30	10	14	16	0	0	30.3
12.2	18,770	597	500	12,875	0	661	122	73	29	23	31	0	27	374.5
	291	150											3	44.0
	252	450		10		401	181	71	2	12	3		12	36.0
	116	250		600		533	252	56		10	5		15	96.0
						50		6			1			3.0
	97	200		100		157	52	20			2		6	64.0
	38	50				94	24	13	8	2	1			26.0
				200		128	52	15			2			20.0
0.0	794	1,100	0	910	0	1,363	561	181	10	24	14	0	36	289.0
1.5	4,260	115	0	0	0	368	65	26	5	0	3	0	22	159.7
3.7	4,374	150	0	0	0	419	20	18	1	1	7	0	18	156.2
0.5	320	40	0	0	0	205	15	10	2	0	0	0	10	77.5
														243.0
														221.0
5.7	8,954	305	0	0	0	992	100	54	8	1	10	0	50	857.4
17.9	30,461	2,007	504	20,985	0	3,344	858	379	66	58	69	5	123	1,657.5
41.9	46,407	3,711	1,469	107,188	0	6,219	1,280	721	193	148	225	83	289	2,290.9

資料編 8 水防用備蓄資器材等

管内別	所管別	倉庫名	所在地	電話番号 (連絡先)	土のう 袋	大型土のう 袋	水のう 袋	土のう 留杭 本	軽量鋼板 枚	管 本	
東京都	第六建設事務所	蔵前	台東区蔵前 2-10-2	03-3882-1408 (工事課工務担当)	8,150	40	200	1,300	80	0	
		荒川	荒川区荒川 5-31-2	03-3892-1374 (荒川工区)	5,830	100	700	2,035	50	0	
		南千住	〃 南千住 8-7	〃	9,000	40	390	3,100	0	0	
		東尾久	〃 東尾久 8-25	〃	6,000	50	200	738	0	0	
		岩淵	北区岩淵町41	03-5993-0366 (北工区)	12,800	40	0	450	0	0	
		飯塚橋	足立区大谷田 1-28	03-3620-5831 (足立東工区)	3,340	30	120	825	350	0	
		内匠橋	〃 神明 1-14-1	〃	12,100	0	260	2,258	200	0	
		千住関屋町	〃 千住関屋町9	〃	4,800	0	30	550	0	0	
		小計		8	62,020	300	1,900	11,256	680	0	
	東京消防庁	第六消防 方面本部	台東区蔵前 2-10-9	03-3851-0119	5,970	77	3,550	1,237	20	0	
	小計		1	5,970	77	3,550	1,237	20	0		
	東京都計		9	67,990	377	5,450	12,493	700	0		
	建設 水防 事務所	文京区	同心町	文京区春日 2-9	03-5803-1241 (管理課庶務係)	0	0	0	400	10	0
			道路課	〃 春日 1-16-21	〃	5,400	0	0	350	50	0
			千駄木	〃 千駄木 3-20-19	〃	4,000	0	0	0	50	0
その他			〃 関口2-1	〃	6,000	10	0	275	60	0	
小計			4	15,400	10	0	1,025	170	0		
台東区		土木事務所	台東区東上野5-14- 4	03-5246-1316 (土木課工務係)	150	0	0	0	0	0	
		上野七丁目倉庫	〃 上野7-15-69	〃	1,300	0	0	0	0	0	
		旧下谷小学校 (仮置)	〃 東上野4-7-9	〃	0	0	0	400	0	0	
		小計		3	1,450	0	0	400	0	0	
荒川区		南千住水防倉庫	荒川区南千住 4-8	03-3802-0714 (道路公園課工務係)	1,500	0	0	1,100	0	0	
		天王公園 土のう置場	〃 南千住 6-67	〃	820	0	0	0	0	0	
		宮地陸橋下 土のう置場	〃 西日暮里 1-1-1	〃	780	0	0	0	0	0	
		熊野前陸橋下 土のう置場	〃 東尾久 8-10-3	〃	0	0	0	0	0	0	
		小計		4	3,100	0	0	1,100	0	0	
北区		北区水防倉庫	北区赤羽台 3-17	03-3908-9213 (道路公園課工務係)	15,600	0	100	1,658	190	0	
	小計		1	15,600	0	100	1,658	190	0		
足立区	中央本町	足立区中央本町 1-15	03-3880-5008 (工事課工務係)	500	0	0	45	0	0		
	神明南	〃 神明南 2-14-5	〃	4,400	0	0	550	0	0		
	梅島	〃 梅島 1-30-20	〃	0	44	0	480	0	0		
	小計		3	4,900	44	0	1,075	0	0		
水防管理団体	計		15	40,450	54	100	5,258	360	0		
合計			24	108,440	431	5,550	17,751	1,060	0		

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

木材 m <sup>3</sup>	シート m <sup>2</sup>	鉄線 kg	杭 本	縄 m	玉石 m <sup>3</sup>	シヨベル 丁	ツルハン 丁	掛矢 丁	鋸 丁	鉋 丁	番線 カッター 丁	もっこ 丁	一輪車 台	倉庫面積 m <sup>2</sup>
0.0	233	25	38	13,600	0	53	9	11	4	1	3	8	2	95.1
0.4	285	218	486	9,900	0	55	35	30	5	7	8	10	2	30.0
0.0	1,030	20	0	5,400	0	44	16	10	3	4	8	5	1	41.0
0.5	190	90	28	2,275	0	60	25	13	1	5	4	5	3	52.4
3.0	1,555	30	25	13,140	0	92	156	9	11	12	1	4	2	33.3
0.0	200	200	380	3,200	0	33	6	18	2	5	5	0	2	90.0
5.0	290	70	138	9,586	0	92	27	19	17	5	8	102	5	44.6
0.0	583	25	0	1,025	0	19	9	2	4	5	0	0	2	25.6
8.9	4,366	678	1,095	58,126	0	448	283	112	47	44	37	134	19	412.0
0.0	150	44	105	355	0	1,031	97	95	10	1	9	9	47	-
0.0	150	44	105	355	0	1,031	97	95	10	1	9	9	47	0.0
8.9	4,516	722	1,200	58,481	0	1,479	380	207	57	45	46	143	66	412.0
0.0	0	0	20	0	0	256	10	8	0	0	0	0	0	28.2
0.0	253	25	60	1,000	0	75	2	1	3	1	2	0	0	18.2
0.0	38	25	40	400	0	467	44	14	2	0	1	0	0	39.8
0.0	38	50	50	400	0	95	38	7	3	2	0	0	0	13.9
0.0	329	100	170	1,800	0	893	94	30	8	3	3	0	0	100.1
0.0	660	0	0	0	0	0	0	0	20	5	6	0	0	67.0
0.0	0	0	0	0	0	70	10	0	0	0	0	0	0	47.5
0.0	0	0	0	0	0	440	30	50	0	0	0	0	20	30.0
0.0	660	0	0	0	0	510	40	50	20	5	6	0	20	144.5
0.0	272	210	28	2,400	0	303	26	44	28	18	10	12	18	32.6
0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15.0
0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12.9
0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12.0
0.0	272	210	28	2,400	0	303	26	44	28	18	10	12	18	72.5
4.0	840	250	110	5,000	0	350	90	26	10	30	6	190	9	149.0
4.0	840	250	110	5,000	0	350	90	26	10	30	6	190	9	149.0
0.0	100	10	0	400	0	88	8	13	5	0	6	0	3	362.6
0.0	500	90	50	1,200	0	158	12	47	22	6	9	0	31	798.0
0.0	1,400	10	0	400	0	161	21	24	19	24	32	0	20	302.8
0.0	2,000	110	50	2,000	0	407	41	84	46	30	47	0	54	1,463.4
4.0	4,101	670	358	11,200	0	2,463	291	234	112	86	72	202	101	1,716.6
12.9	8,617	1,392	1,558	69,681	0	3,942	671	441	169	131	118	345	167	2,128.6

資料編 8 水防用備蓄資器材等

管内別	所管別	倉庫名	所在地	電話番号 (連絡先)	土のう 袋	大型土のう 袋	水のう 袋	土のう 留杭 本	軽量鋼板 枚	箆 本
東京都	西多摩建設事務所	友田	青梅市友田町1-802	0428-22-5195 (青梅工区)	9,100	0	0	1,400	300	0
		今寺	青梅市今寺1-793	"	12,250	200	0	1,370	160	5
		上成木	青梅市成木4-676	"	7,400	200	0	1,680	150	5
		羽村	羽村市玉川2-1	042-551-6420 (福生工区)	8,900	0	0	900	100	45
		福生	福生市北田園2-7-3	"	13,300	300	0	1,360	105	0
		雨間	あきる野市雨間南郷1579	"	8,700	0	0	600	100	21
		牛沼	あきる野市牛沼476-1	"	10,400	0	0	500	0	73
		草花	あきる野市草花3213-5	"	10,300	0	0	700	130	66
		留原	あきる野市留原町812-1	042-595-1137 (あきる野工区)	10,700	300	0	350	100	19
		萱窪	日の出町大字大久野1157-14	"	11,000	0	0	1,110	75	0
小計			10		102,050	1,000	0	9,970	1,220	234
東京都計			10		102,050	1,000	0	9,970	1,220	234
東京都	水防	森下	青梅市森下町552	代0428-22-1111内2504 (防災課防災係)	2,000	0	0	90	0	0
		梅郷	" 梅郷3-755	"	2,000	0	0	300	0	0
		沢井	" 沢井2-720-3	"	2,000	0	0	300	0	0
		成木	" 成木4-638-1	"	2,000	0	0	325	0	0
		長瀬	" 長瀬6-492-1	"	2,000	0	0	0	0	0
		小曾木	" 小曾木3-1656-8	"	2,000	0	0	300	0	0
		大門	" 大門2-288	"	2,000	0	0	300	0	0
		東青梅	" 師岡町3-9-6	"	2,000	0	0	320	0	0
		新町	" 新町4-17-1	"	2,000	0	0	230	0	0
		河辺	" 河辺町6-18-1	"	2,000	0	0	100	0	0
		御岳山	" 御岳山114	"	0	0	0	250	0	0
		今井	" 今井2-908-1	"	2,000	0	0	300	0	0
		小計			12		22,000	0	0	2,815
東京都	福生市	ひふみ	福生市本町25-4	042-551-1638 (安全安心まちづくり課防災係)	1,560	0	0	1,200	35	0
		わらつけ中央災害備蓄庫	福生市福生2302-7	"	0	0	0	0	0	0
		小計			2		1,560	0	0	1,200
東京都	羽村市	中央地域備蓄倉庫	羽村市羽東2-1-10	042-555-1111内206・207 (防災安全課)	2,400	0	360	130	29	0
		清流地区備蓄倉庫	羽村市羽741-37	"	100	0	100	50	0	0
		小計			2		2,500	0	460	180
東京都	瑞穂町	役場倉庫	瑞穂町箱根ヶ崎2335	042-557-7610 (地域課安全係)	0	0	0	0	0	0
		災害用資材置場	" 武蔵318	"	3,270	0	0	0	0	0
		元狭山防災倉庫	" 二本木487-1	"	100	0	0	0	0	0
		小計			3		3,370	0	0	0
東京都	あきる野市	市資機材倉庫	あきる野市平沢32-1	042-558-1111	12,200	0	0	675	0	0
		養沢防災倉庫	" 養沢1225-1	042-558-1111	0	0	0	75	0	0
		小計			2		12,200	0	0	750
東京都	日の出町	役場倉庫	日の出町平井2780	042-597-0511内331 (生活安全安心課)	1,750	0	0	200	0	0
		小計			1		1,750	0	0	200
東京都	檜原村	役場倉庫	檜原村467-1	042-598-1011内216 (総務課総務係)	3,000	0	0	300	0	0
		小計			1		3,000	0	0	300
東京都	奥多摩町	役場倉庫	奥多摩町海沢707-1	0428-83-2349 (総務課交通防災係)	3,000	0	0	100	0	0
		小計			1		3,000	0	0	100
水防管理団体計			24		49,380	0	460	5,545	64	0
合計			34		151,430	1,000	460	15,515	1,284	234

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

木材 m <sup>3</sup>	シート m <sup>2</sup>	鉄線 kg	杭 本	縄 m	玉石 m <sup>3</sup>	ショベル 丁	ツルハシ 丁	掛矢 丁	鋸 丁	鉋 丁	番線 カッター 丁	もっこ 丁	一輪車 台	倉庫面積 m <sup>2</sup>
1.0	1,872	445	213	3,780	0	126	40	0	2	11	3	0	1	39.6
1.0	3,168	180	815	0	0	45	37	27	5	10	7	0	1	34.7
1.0	2,235	100	106	3,100	0	40	40	11	3	11	6	0	10	34.7
1.0	1,300	170	500	800	0	94	50	18	6	8	10	40	3	50.5
1.0	1,400	380	50	3,670	0	74	45	17	6	11	10	5	5	49.7
1.0	1,134	200	85	800	0	39	40	18	6	10	4	20	3	34.7
1.0	594	150	90	800	0	42	63	17	2	11	11	0	5	34.7
1.0	600	180	157	800	0	81	36	32	2	10	4	0	1	49.7
1.0	744	150	150	800	0	34	29	12	5	3	5	0	5	39.6
3.0	934	150	257	4,960	0	95	69	18	6	15	1	0	2	33.1
12.0	13,981	2,105	2,423	19,510	0	670	449	170	43	100	61	65	36	401.0
12.0	13,981	2,105	2,423	19,510	0	670	449	170	43	100	61	65	36	401.0
0.0	1,600	700	0	4,300	0	20	17	0	0	0	0	0	1	26.4
0.0	2,000	50	0	1,000	0	17	10	4	0	0	0	0	0	20.0
0.0	2,000	500		800	0	10	10	3	0	0	0	0	0	20.0
0.0	0	500	0	1,000	0	10	10	5	0	0	0	0	0	20.0
0.0	600	500	0	1,000	0	12	10	0	0	0	3	0	1	20.0
0.0	0	500	0	1,000	0	9	10	4	0	0	5	0	0	20.0
0.0	2,200	500	25	1,000	0	10	10	7	0	0	4	0	0	20.0
0.0	0	500	0	1,000	0	10	10	5	0	0	5	0	0	20.0
0.0	2,000	500	0	1,000	0	9	7	4	0	0	2	0	0	20.0
0.0	400	500	0	1,000	0	9	10	5	0	0	5	0	0	20.0
0.0	220	400	0	400	0	4	3	0	0	0	3	0	0	79.6
0.0	2,000	0	0	0	0	10	10	5	0	0	0	0	0	20.0
0.0	13,020	5,150	25	13,500	0	130	117	42	0	0	27	0	2	306.0
0.0	0	0	19	400	0	136	134	36	3	10	0	0	3	72.1
0.0	2,916	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	141.8
0.0	2,916	0	19	400	0	136	134	36	3	10	0	0	3	213.9
0.0	16,135	0	0	500	0	47	29	3	10	3	0	0	3	148.7
0.0	194	0	0	200	0	10	5	2	0	0	0	0	1	7.2
0.0	16,329	0	0	700	0	57	34	5	10	3	0	0	4	155.9
0.0	0	0	0	500	0	21	10	3	1	1	0	0	3	20.0
0.0	11,469	0	0	200	0	2	2	0	0	0	0	0	6	86.4
0.0	4,607	0	0	200	0	2	2	0	0	0	0	0	8	129.6
0.0	15,104	0	0	900	0	25	14	3	1	1	0	0	17	236.0
0.0	13,658	0	8	460	0	17	12	4	10	10	6	0	5	34.0
0.0	0	0	0	0	0	12	5	1	0	0	0	0	4	18.0
0.0	13,658	0	8	460	0	29	17	5	10	10	6	0	9	52.0
0.0	1,500	30	0	500	0	20	4	4	5	3	2	0	3	13.0
0.0	1,500	30	0	500	0	20	4	4	5	3	2	0	3	13.0
0.0	125	0	0	200	0	20	5	3	0	20	3	0	0	6.0
0.0	125	0	0	200	0	20	5	3	0	20	3	0	0	6.0
0.0	400	0	0	200	0	40	25	7	1	0	0	0	0	10.0
0.0	400	0	0	200	0	40	25	7	1	0	0	0	0	10.0
0.0	63,052	5,180	52	16,860	0	457	350	105	30	47	38	0	38	992.8
12.0	77,033	7,285	2,475	36,370	0	1,127	799	275	73	147	99	65	74	1,393.8

資料編 8 水防用備蓄資器材等

管内別	所管別	倉庫名	所在地	電話番号 (連絡先)	土のう 袋	大型土のう 袋	水のう 袋	土のう杭 本	軽量鋼板 枚	籠 本	
東京都	南多摩東部 建設事務所	町田	町田市原町田 1-29	042-722-3166 (町田東工区)	9,800	90	100	430	120	0	
		野津田	町田市野津田町 945	042-720-8641 (工事課)	9,700	100	270	495	53	0	
		関戸	多摩市関戸 3-2-21	042-375-7145 (多摩工区)	10,700	100	100	300	200	10	
		押立	稲城市押立 667-1	042-375-7145 (多摩工区)	9,700	100	270	580	65	0	
		小計		4		39,900	390	740	1,805	438	10
東京都計			4		39,900	390	740	1,805	438	10	
多摩市	町田市	相原防災倉庫 (水防用)	町田市相原町 4394	042-724-2107 (防災課)	440	0	0	1,325	170	0	
		忠生 災害備蓄倉庫	町田市忠生 2-16-1	〃	9,200	30	0	3,600	590	0	
		つくし野 災害備蓄倉庫	町田市つくし野 2-35	〃	0	20	0	640	158	0	
		相原備蓄倉庫	町田市相原町 45-1	〃	1,500	20	0	1,200	394	0	
		鶴川 災害備蓄倉庫	町田市真光寺 3-21-1	〃	19,000	30	0	1,500	570	0	
		小計		5		30,140	100	0	8,265	1,882	0
		多摩市計			5		30,140	100	0	8,265	1,882
多摩市	多摩市	諏訪防災倉庫	多摩市馬引沢 2-3-13	042-338-6802 (防災安全課)	1,000	0	0	2,900	0	20	
		関戸防災倉庫	多摩市関戸 5-17-14	〃	3,500	0	1,400	0	0	0	
		和田防災倉庫	多摩市和田 1440	〃	12,400	0	0	0	0	0	
		南野防災倉庫	多摩市南野 2-4-7	〃	0	0	0	40	0	0	
		唐木田防災倉庫	多摩市唐木田 3-15	〃	18,000	0	0	0	0	0	
		愛宕防災倉庫	多摩市愛宕 1-52	〃	10,200	210	0	0	0	0	
		小計		6		45,100	210	1,400	2,940	0	20
多摩市計			6		45,100	210	1,400	2,940	0	20	
稲城市	稲城市	市役所倉庫	稲城市東長沼 2111	042-377-7119 内33 (消防本部防災課)	0	0	0	25	0	0	
		消防倉庫	稲城市東長沼 2111	042-377-7119 内33 (消防署)	2,200	0	0	110	0	0	
		矢野口 コミュニティ防災センター	稲城市矢野口 2271	042-377-7119 内33 (消防本部防災課)	600	0	0	475	0	0	
		坂浜 コミュニティ防災センター	稲城市坂浜 974	〃	450	0	0	300	0	0	
		押立防災倉庫	稲城市押立 825-2	〃	700	0	0	500	0	0	
		平尾防災倉庫	稲城市平尾 1-41-14	〃	300	0	0	425	0	0	
		百村 コミュニティ防災センター	稲城市百村 2017	〃	260	0	0	325	0	0	
		大丸防災倉庫	稲城市大丸 546-4	〃	800	0	0	425	0	0	
		長峰 コミュニティ防災センター	稲城市長峰 2-31-1	〃	600	0	0	225	0	0	
		若葉台公園 防災倉庫	稲城市若葉台 1-19-1	〃	550	0	0	300	0	0	
		小計		10		6,460	0	0	3,110	0	0
稲城市計			10		6,460	0	0	3,110	0	0	
水防管理団体計			21		81,700	310	1,400	14,315	1,882	20	
合計			21		121,600	700	2,140	16,120	2,320	30	

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

木材 m <sup>3</sup>	シート m <sup>2</sup>	鉄線 kg	杭 本	縄 m	玉石 m <sup>3</sup>	ショベル 丁	ツルハシ 丁	掛矢 丁	鋸 丁	鉋 丁	番線 カッター 丁	もっこ 丁	一輪車 台	倉庫面積 m <sup>2</sup>
0.0	1,230	40	333	4,400	0	46	13	8	6	12	7	0	3	32.0
0.0	2,380	50	107	2,950	0	44	35	15	4	4	14	0	5	34.0
0.0	2,090	250	93	6,350	30	75	37	25	4	7	12	0	8	30.0
0.0	3,140	100	425	4,850	0	101	35	19	7	17	9	0	2	41.6
0.0	8,840	440	958	18,550	30	266	120	67	21	40	42	0	18	137.6
0.0	8,840	440	958	18,550	30	266	120	67	21	40	42	0	18	137.6
0.0	0	0	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20.0
0.0	34,797	0	200	400	0	38	0	26	0	0	0	0	7	147.3
0.0	48,318	420	315	1,300	0	63	12	19	0	3	1	0	7	200.0
0.0	68,972	640	152	200	0	0	0	0	0	0	0	0	5	149.3
0.0	79,704	1,090	227	200	0	6	8	12	0	0	0	0	3	110.0
0.0	231,791	2,150	939	2,100	0	107	20	57	0	3	1	0	22	626.6
0.0	1,944	250	0	0	0	68	0	0	0	0	0	0	0	80.0
0.0	3,304	200	0	3,150	0	366	11	57	16	20	11	0	10	80.0
0.0	15,552	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80.0
0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80.0
0.0	70,762	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	116.3
0.0	6,026	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80.0
0.0	97,588	600	0	3,150	0	434	11	57	16	20	11	0	10	516.3
0.0	972	0	0	200	0	38	5	10	9	0	3	0	0	20.0
0.0	233	40	0	0	0	50	4	7	4	6	8	0	1	3.3
0.0	1,749	0	0	0	0	49	19	10	10	0	9	0	0	33.6
0.0	972	0	0	120	0	50	19	9	10	0	3	0	1	39.6
0.0	1,555	0	0	0	0	50	20	10	10	0	8	0	1	40.9
0.0	1,555	0	0	0	0	42	20	10	10	0	10	0	1	42.0
0.0	1,166	0	0	0	0	50	16	8	10	0	7	0	2	39.0
0.0	1,555	0	0	20	0	52	15	10	10	0	4	0	2	63.7
0.0	972	0	0	60	0	20	10	5	10	0	5	0	2	30.0
0.0	972	0	0	60	0	20	10	5	10	0	5	0	2	48.0
0.0	11,701	40	0	460	0	421	138	84	93	6	62	0	12	360.1
0.0	341,080	2,790	939	5,710	0	962	169	198	109	29	74	0	44	1,503.0
0.0	349,920	3,230	1,897	24,260	30	1,228	289	265	130	69	116	0	62	1,640.6

資料編 8 水防用備蓄資器材等

管内別	所管別	倉庫名	所在地	電話番号 (連絡先)	土のう 袋	大型土のう 袋	水のう 袋	土のう 留杭 本	軽量鋼板 枚	箆 本	
東京都	南多摩西部 建設事務所	大和田	八王子市大和田町 2-3-23	042-642-4596 (八王子東工区)	6,600	200	0	2,000	300	291	
		湯殿	" 小比企町 2077	042-643-2648 (工事課工務担当)	23,000	100	0	2,393	272	0	
		水無瀬	" 日吉町 7-9	"	5,000	100	0	2,145	100	56	
		高幡	日野市万願寺 6-27-5	042-581-0457 (日野工区)	12,200	100	0	1,000	76	61	
		小計		4	46,800	500	0	7,538	748	408	
	東京消防庁	第九消防 方面本部	八王子市石川町 2099-2	042-648-0119	4,063	35	3,840	1,218	320	22	
		小計		1	4,063	35	3,840	1,218	320	22	
		東京都計		5	50,863	535	3,840	8,756	1,068	430	
	西部 防 建 管 設 理 事 団 務 所	八王子市	補修センター	八王子市中野上町 4-10-15	042-625-3526	7,000	0	0	537	0	0
			浅川事務所	" 高尾町 1652-1	042-661-1231	310	0	0	145	0	0
			由木事務所	" 下柚木 2-10-6	042-676-8911	0	0	0	0	0	0
			由木東事務所	" 鹿島 111-1	042-675-5711	300	0	0	125	0	0
			横山事務所	" 並木町 15-15	042-661-1281	600	0	0	200	0	0
			元八王子事務所	" 大楽寺町 419-1	042-624-3278	80	0	0	100	0	0
恩方事務所			" 下恩方町 3395	042-651-3200	61	0	0	0	0	0	
川口事務所			" 川口町 908-1	042-654-4011	130	0	0	200	0	0	
加住事務所			" 加住町 1-170-2	042-691-2373	100	0	0	100	0	0	
由井事務所			" 片倉町 245-1	042-635-3208	100	0	0	140	0	0	
石川事務所			" 石川町 481	042-645-8721	0	0	0	150	0	0	
北野事務所			" 北野町 549-5	042-524-8711	20	0	0	180	0	0	
館事務所			" 館町 156	042-665-4511	200	0	0	200	0	0	
		小計		13	8,901	0	0	2,077	0	0	
	日野市	防災情報 センター倉庫	日野市神明 1-11-16	042-585-1111 内 7746(防災安全課)	3,000	10	0	24	0	0	
		小計		1	3,000	10	0	24	0	0	
	水防管理団体	計		14	11,901	10	0	2,101	0	0	
	合計		19		62,764	545	3,840	10,857	1,068	430	

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10



木材 m <sup>3</sup>	シート m <sup>2</sup>	鉄線 kg	杭 本	縄 m	玉石 m <sup>3</sup>	ショベル 丁	ツルハシ 丁	掛矢 丁	鋸 丁	鉋 丁	番線 カッター 丁	もっこ 丁	一輪車 台	倉庫面積 m <sup>2</sup>
0.0	2,527	480	334	1,600	0	140	67	23	9	44	0	0	13	53.9
0.0	609	227	470	1,830	0	100	35	2	25	9	5	0	10	40.7
0.0	406	175	201	1,000	0	89	38	3	15	0	5	0	12	33.1
0.0	9,166	200	50	3,350	0	109	28	10	4	8	4	0	7	20.0
0.0	12,708	1,082	1,055	7,780	0	438	168	38	53	61	14	0	42	147.7
52.0	1,144	67	382	1,465	0	1,223	91	89	256	283	22	9	58	-
52.0	1,144	67	382	1,465	0	1,223	91	89	256	283	22	9	58	0.0
52.0	13,852	1,149	1,437	9,245	0	1,661	259	127	309	344	36	9	100	147.7
0.0	10,530	70	30,035	400	0	119	22	24	11	14	18	0	6	45.0
0.0	0	50	65	0	0	5	1	2	1	1	0	0	1	6.6
0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2.0
0.0	156	10	0	1,000	0	2	1	1	1	1	1	0	0	6.6
0.0	195	50	40	300	0	3	1	2	1	2	2	0	1	5.0
0.0	58	40	10	200	0	2	1	3	0	1	1	0	0	6.6
0.0	117	0	0	0	0	2	1	1	1	1	2	0	0	3.3
0.0	195	40	20	100	0	3	1	2	2	1	1	0	0	3.3
0.0	97	50	30	300	0	2	1	3	1	1	1	0	0	3.3
0.0	156	40	30	500	0	2	1	2	2	1	1	0	0	3.3
0.0	97	50	40	250	0	2	1	2	2	1	1	0	0	3.3
0.0	195	40	40	200	0	1	1	2	1	1	2	0	0	3.3
0.0	195	50	30	450	0	1	1	2	1	1	1	0	0	3.3
0.0	11,991	490	30,340	3,700	0	144	33	46	25	26	31	0	8	94.9
0.0	195	30	0	180	0	100	10	10	4	2	4	0	8	135.0
0.0	195	30	0	180	0	100	10	10	4	2	4	0	8	135.0
0.0	12,186	520	30,340	3,880	0	244	43	56	29	28	35	0	16	229.9
52.0	26,038	1,669	31,777	13,125	0	1,905	302	183	338	372	71	9	116	377.6

資料1

資料2

資料3

資料4

資料5

資料6

資料7

資料8

資料9

資料10

資料編 8 水防用備蓄資器材等

管内別	所管別	倉庫名	所在地	電話番号 (連絡先)	土のう 袋	大型土のう 袋	水のう 袋	土のう杭 本	軽量鋼板 枚	籠 本
北 東 京 都	北多摩南部 建設事務所	府中	府中市緑町 1-27-1	042-330-1845 (工事第二課工務担当)	1,700	40	240	63	6	0
		是政	府中市是政 5-8	042-326-8862 (小金井工区)	14,300	100	0	304	294	412
		調布	調布市下石原 1-19-4	042-483-5011 (調布工区)	11,600	110	0	220	190	0
		狛江	狛江市東和泉 4-10-9	〃	15,570	90	0	2,515	0	256
		武蔵野	武蔵野市境 4-11-15	042-465-4170 (西東京工区)	4,890	0	0	294	102	60
		小計		5	48,060	340	240	3,396	592	728
	警視庁	第七機動隊	府中市朝日町 3-16-8	042-358-7110	600	0	0	500	60	0
		小計		1	600	0	0	500	60	0
		東京都計		6	48,660	340	240	3,896	652	728
	南 水 防 建 設 事 務 所	武蔵野市	市庁舎	武蔵野市緑町 2-2-28	0422-60-1821 (防災安全部防災課消防防災係)	0	0	0	0	0
災害用備蓄倉庫			〃 八幡町 2-5-3	〃	2,600	0	0	750	0	0
小計				2	2,600	0	0	750	0	0
三鷹市		災害用備蓄倉庫 外2ヶ所	三鷹市新川 6-37-1	0422-45-1115 (防災課)	3,100	0	0	80	0	0
		小計		3	3,100	0	0	80	0	0
府中市		小柳町防災倉庫	府中市小柳町 6-3	042-335-4098 (防災危機管理課災害対策室)	3,000	0	50	50	0	0
		四谷水防倉庫	〃 四谷 3-46	〃	800	0	0	2,000	0	0
		住吉町水防倉庫	〃 住吉町 1-19	〃	400	0	0	1,000	0	0
		小計		3	4,200	0	50	3,050	0	0
小金井市		本町防災倉庫	小金井市本町5-39- 20	042-387-9807 (総務部地域安全課)	250	0	0	0	0	0
	市役所倉庫	〃 本町 6-6-3	042-387-9807 (総務部地域安全課)	800	0	0	100	0	0	
	小計		2	1,050	0	0	100	0	0	
西東京市	谷戸イチョウ 公園倉庫	西東京市谷戸町 2-12	042-438-4010 (危機管理室)	0	0	0	200	0	0	
	南分庁舎倉庫 外2箇所	〃 中町 1-5-1	〃	1,000	0	0	400	0	0	
	小計		4	1,000	0	0	600	0	0	
狛江市	災害対策 備蓄倉庫 外1か所	狛江市和泉本町 1-2 他	03-3480-5500 総務部安心安全課 防災防犯係	13,600	0	0	1,215 単管パイプ を含む	0	0	
	小計		2	13,600	0	0	1,215	0	0	
調布市	防災倉庫	調布市富士見町 3-2-15	042-481-7346 (総合防災安全課防災係)	6,500	0	0	300	0	0	
	小計		1	6,500	0	0	300	0	0	
	水防管理団体 計		17	32,050	0	50	6,095	0	0	
	合計		23	80,710	340	290	9,991	652	728	

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

木材 m <sup>3</sup>	シート m <sup>2</sup>	鉄線 kg	杭 本	縄 m	玉石 m <sup>3</sup>	ショベル 丁	ツルハシ 丁	掛矢 丁	鋸 丁	鉋 丁	番線 カッター 丁	もっこ 丁	一輪車 台	倉庫面積 m <sup>2</sup>
0.0	270	0	0	0	0	54	25	7	1	0	2	0	1	10.8
0.0	136	1,690	3,800	0	400	59	1	36	34	38	19	0	5	39.7
0.0	1,080	50	250	0	0	30	10	21	5	1	2	0	2	33.1
0.0	360	50	70	0	0	98	29	16	6	4	3	0	4	40.8
0.0	200	175	0	20,500	0	106	25	16	5	6	10	10	6	43.4
0.0	2,046	1,965	4,120	20,500	400	347	90	96	51	49	36	10	18	167.8
0.0	1600	5	0	500	0	50	6	6	7	0	13	0	1	
0.0	1,600	5	0	500	0	50	6	6	7	0	13	0	1	0.0
0.0	3,646	1,970	4,120	21,000	400	397	96	102	58	49	49	10	19	167.8
0.0	0	10	0	0	0	20	20	20	10	0	10	10	0	144.0
0.0	11,000	0	200	2,400	0	80	0	0	0	0	0	0	0	124.0
0.0	11,000	10	200	2,400	0	100	20	20	10	0	10	10	0	268.0
0.0	5,750	110	0	2,000	0	98	43	4	20	0	4	0	88	1,114.7
0.0	5,750	110	0	2,000	0	98	43	4	20	0	4	0	88	1,114.7
0.0	382	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	106.6
0.0	0	0	0	0	0	100	126	0	0	0	0	0	0	66.0
0.0	0	0	0	0	0	100	0	8	0	0	0	0	0	78.0
0.0	382	0	0	0	0	200	126	8	0	0	0	0	2	250.6
0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	59.7
0.0	500	0	0	0	0	13	4	0	14	0	0	0	0	134.1
0.0	500	0	0	0	0	13	4	0	14	0	2	0	0	193.8
0.0	4,000	0	0	200	0	130	13	38	0	6	0	0	5	9.6
0.0	32,220	0	0	600	0	30	2	7	0	0	0	0	0	272.8
0.0	36,220	0	0	800	0	160	15	45	0	6	0	0	5	282.4
0.0	12,052	100	0	7,500	0	461	102	150	2	0	0	0	32	182.5
0.0	12,052	100	0	7,500	0	461	102	150	2	0	0	0	32	182.5
0.0	3,110	30	0	1,800	0	267	63	16	21	2	2	0	27	97.9
0.0	3,110	30	0	1,800	0	267	63	16	21	2	2	0	27	97.9
0.0	69,014	250	200	14,500	0	1,299	373	243	67	8	18	10	154	2,389.9
0.0	72,660	2,220	4,320	35,500	400	1,696	469	345	125	57	67	20	173	2,557.7

資料編 8 水防用備蓄資器材等

管内別	所管別	倉庫名	所在地	電話番号 (連絡先)	土のう 袋	大型土のう 袋	水のう 袋	土のう 留杭 本	軽量鋼板 枚	管 本
東京都	北多摩北部 建設事務所	小平	小平市小川町 1-1091	042-343-0415 (小平工区)	8,800	100	6	967	90	0
		立川	立川市上砂町 5-4-13	042-529-0020 (立川工区)	11,400	0	20	700	0	100
		立川防災センター内	〃 緑町 3233-2	〃	12,200	300	100	1,400	170	0
		武蔵村山	武蔵村山市中央 1-62-3	042-343-0415 (小平工区)	9,400	300	40	1,121	323	0
		清瀬	清瀬市中里 4-1301	042-393-4111 (東村山工区)	7,600	150	0	1,000	45	0
		小計		5	49,400	850	166	5,188	628	100
	警視庁	第四機動隊	立川市緑町 3567	042-522-0110	500	0	0	200	0	0
	東京消防庁	第八消防 方面本部	〃 泉町 1156-1	042-522-0119	8,778	73	6,187	4,525	198	11
		小計		2	9,278	73	6,187	4,725	198	11
	東京都計			7	58,678	923	6,353	9,913	826	111
	北水	立川市	本庁防災倉庫	立川市泉町 1156-9	042-523-2561 (防災課防災係)	578	0	0	0	0
JR高架下倉庫			〃 羽衣町 1-1先	〃	350	0	0	0	0	0
多摩広域水防倉庫			立川市緑町3256番 地	〃	550	0	0	0	0	0
リサイクルセン ター			立川市西砂町4-77- 1	042-531-5518	0	0	0	0	0	0
防災備蓄倉庫・ 避難所他52箇所			公園・消防団詰所 小中学校	042-523-2561 (防災課防災係)	2,948	0	0	374	0	0
小計				56	4,426	0	0	374	0	0
小平市		建設事業所	小平市津田町 3-34-8	042-341-0357 (都市開発部道路課)	200	0	0	50	0	0
		本庁備蓄庫	〃 小川町 2-1333	042-346-9519 (総務部防災危機管理課)	900	0	0	200	0	0
		東部備蓄庫	〃 花小金井 1-8-1	042-467-1251	50	0	0	10	0	0
		西部備蓄庫	〃 小川西町 4-10-13	042-343-1200	0	0	0	0	0	0
		市民総合体育館 及び防災倉庫外 計51か所	市民総合体育館 地域センター 小中学校 他	042-346-9519 (総務部防災危機管理課)	10,460	0	0	895	0	0
	小計		55	11,610	0	0	1,155	0	0	
国立市	市役所倉庫	国立市富士見台 2-47-1	042-576-2111 内146 (防災安全課)	1,500	0	0	200	0	0	
	小計		1	1,500	0	0	200	0	0	
昭島市	昭和町分室	昭島市昭和町 1-6-11	042-541-5625 (防災課防災係)	3,000	0	0	0	0	0	
	防災備蓄倉庫 他37か所	〃 朝日町 4-23-12他	〃	2,200	0	0	350	0	0	
	小計		38	5,200	0	0	350	0	0	
国分寺市	市役所倉庫	国分寺市戸倉 1-6-1	042-325-0111 (防災安全課)	2,300	0	0	669	0	0	
	小計		1	2,300	0	0	669	0	0	
東村山市	市役所第12倉庫	東村山市本町 1-2-3	042-393-5111 内2434 (防災安全課)	0	0	0	0	0	0	
	市役所第6倉庫	〃	〃	0	0	0	0	0	0	
	富士見文化センター 防災倉庫	〃 富士見町5-4-51	〃	1,000	0	0	300	0	0	
	小計		3	1,000	0	0	300	0	0	
武蔵村山市	市役所倉庫	武蔵村山市 本町1-1-1	042-563-5071 (防災安全課災害対策係)	9,700	0	0	660	0	0	
	備蓄倉庫	〃 三ツ藤3-54-2	〃	0	0	0	0	0	0	
	小計		2	9,700	0	0	660	0	0	

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

木材 m <sup>3</sup>	シート m <sup>2</sup>	鉄線 kg	杭 本	縄 m	玉石 m <sup>3</sup>	ショベル 丁	ツルハン 丁	掛矢 丁	鋸 丁	鉋 丁	番線 カッター 丁	もっこ 丁	一輪車 台	倉庫面積 m <sup>2</sup>
0.0	2,119	100	100	1,500	0	44	11	15	1	0	5	0	6	33.1
0.6	972	200	200	3,450	0	84	42	22	5	1	5	0	10	33.1
0.0	2,527	50	146	1,900	0	72	20	4	7	10	10	0	2	39.6
0.6	3,022	110	510	1,450	0	67	64	25	9	6	9	0	0	34.8
1.0	3,121	75	244	1,850	0	62	33	12	5	14	13	0	5	33.1
2.2	11,761	535	1,200	10,150	0	329	170	78	27	31	42	0	23	173.7
2.0	4,844	50	0	9,950	0	25	8	3	15	15	14	0	1	-
0.0	2,495	664	136	21,215	0	1,667	99	105	92	58	17	6	61	-
2.0	7,339	714	136	31,165	0	1,692	107	108	107	73	31	6	62	0.0
4.2	19,100	1,249	1,336	41,315	0	2,021	277	186	134	104	73	6	85	173.7
0.0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57.5
0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	80.0
0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	459.6
0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
0.0	25,505	0	0	0	0	40	340	316	340	0	336	0	30	-
0.0	25,605	0	0	0	0	40	340	316	340	0	336	0	32	597.1
0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24.6
0.0	1,944	0	0	1,000	0	8	0	5	10	0	20	0	2	109.5
0.0	0	0	0	30	0	14	0	2	0	0	0	0	2	38.5
0.0	0	0	0	0	0	17	0	3	1	0	0	0	2	51.6
0.0	175,116	0	0	6,470	0	197	0	6	20	0	0	0	44	750.6
0.0	177,060	0	0	7,500	0	236	0	16	31	0	20	0	50	974.8
0.0	10,108	20	0	30	0	22	5	3	3	3	3	0	6	22.9
0.0	10,108	20	0	30	0	22	5	3	3	3	3	0	6	22.9
0.0	36,314	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30.0
0.0	21,967	0	0	135	0	112	50	30	34	0	0	0	6	1,661.0
0.0	58,281	0	0	135	0	112	50	30	34	0	0	0	6	1,691.0
0.0	1,430	0	0	6,850	0	32	6	17	12	8	0	0	0	16.0
0.0	1,430	0	0	6,850	0	32	6	17	12	8	0	0	0	16.0
0.0	0	0	0	300	0	0	0	0	3	1	0	0	0	50.2
0.0	0	0	0	300	0	20	0	2	3	1	3	0	0	31.6
0.0	14,449	0	0	11,600	0	22	10	1	0	0	0	0	0	198.0
0.0	14,449	0	0	12,200	0	42	10	3	6	2	3	0	0	279.8
0.0	0	0	40	200	0	60	29	17	24	65	31	0	2	41.0
0.0	25,272	0	0	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58.5
0.0	25,272	0	40	340	0	60	29	17	24	65	31	0	2	99.5

資料編 8 水防用備蓄資器材等

管内別	所管別	倉庫名	所在地	電話番号 (連絡先)	土のう 袋	大型土のう 袋	水のう 袋	土のう 留杭 本	軽量鋼板 枚	管 本
北 多 摩 防 北 管 部 理 設 団 事 務 所	東大和市	上仲原備蓄庫	東大和市向原 1-1-1	042-563-2111 内1350 (防災安全課)	0	0	0	0	0	0
		蔵敷備蓄庫	" 蔵敷 2-337	"	0	0	0	0	0	0
		奈良橋備蓄庫	東大和市奈良橋 2-616-9	"	3,000	0	0	0	0	0
		地下備蓄庫	" 中央 3-930	"	0	0	0	0	0	0
		総務部倉庫	"	"	2,000	0	0	400	0	0
		小計		5	5,000	0	0	400	0	0
	清瀬市	中里倉庫	清瀬市中里 5-842	042-492-5111 内282 (防災防犯課)	400	0	0	0	0	0
		下宿倉庫	" 下宿 2-542-1	"	600	0	0	60	0	0
		松山倉庫	" 松山 2-6-25	"	400	0	0	0	0	0
		野塩倉庫	" 野塩 1-322-2	"	600	0	0	0	0	0
		小計		4	2,000	0	0	60	0	0
	東久留米市	まえさわ防災倉庫	東久留米市前沢4- 6-16	042-470-7769	2,100	0	0	100	0	0
		小計		1	2,100	0	0	100	0	0
	水防管理団体 計			166	44,836	0	0	4,268	0	0
	合計			173	103,514	923	6,353	14,181	826	111
	建設事務所管内 計			431	1,051,899	5,838	44,397	151,341	10,301	1,794

管内別	所管別	倉庫名	所在地	電話番号 (連絡先)	土のう 袋	大型土のう 袋	水のう 袋	土のう 留杭 本	軽量鋼板 枚	管 本
島 嶼 支 庁 計	大島支庁	土木倉庫	大島町元町 字金砂6-4-2	04992-2-4441 (土木課)	3,500	0	0	0	0	0
		新島出張所	新島村本村 6-4-24	04992-5-0281 (新島出張所)	400	0	0	0	0	0
		神津島出張所	神津島村1204	04992-8-0311 (神津島出張所)	450	0	0	0	0	0
		小計		3	4,350	0	0	0	0	0
	三宅支庁	土木倉庫	三宅村伊豆642	04994-2-1313 (土木港湾課)	2,500	100	0	0	0	0
		小計		1	2,500	100	0	0	0	0
	八丈支庁	土木倉庫	八丈町三根384	04996-2-1114 (土木課)	2,400	100	0	0	0	0
		小計		1	2,400	100	0	0	0	0
	小笠原支庁	土木倉庫	小笠原村 父島宇西町	04998-2-2123 (土木課)	2,000	0	2,000	0	0	0
		出張所倉庫	" 母島宇元地	04998-3-2121 (母島出張所)	200	0	200	0	0	0
		小計		2	2,200	0	2,200	0	0	0
	島嶼支庁 計			7	11,450	200	2,200	0	0	0

管内別	所管別	倉庫名	所在地	電話番号 (連絡先)	土のう 袋	大型土のう 袋	水のう 袋	土のう 留杭 本	軽量鋼板 枚	管 本
東京都管内 総計			438		1,063,349	6,038	46,597	151,341	10,301	1,794

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

木材 m <sup>3</sup>	シート m <sup>2</sup>	鉄線 kg	杭 本	縄 m	玉石 m <sup>3</sup>	ショベル 丁	ツルハシ 丁	掛矢 丁	鋸 丁	鉋 丁	番線 カッター 丁	もっこ 丁	一輪車 台	倉庫面積 m <sup>2</sup>
0.0	4,082	0	0	600	0	57	3	0	3	3	1	0	0	32.0
0.0	12,441	0	0	600	0	33	4	0	3	3	1	0	0	32.0
0.0	4,276	0	0	2,200	0	20	3	0	3	3	1	0	0	32.4
0.0	0	0	0	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	105.6
0.0	466	10	0	50	0	42	3	3	5	0	0	0	0	36.0
0.0	21,265	10	0	3,850	0	152	13	3	14	9	3	0	0	238.0
0.0	20	300	0	120	0	100	6	14	31	7	3	0	1	21.0
0.0	410	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	63.8
0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19.6
0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13.6
0.0	430	300	0	120	0	100	6	14	31	7	3	0	1	118.0
0.0	13,240	0	0	260	0	62	1	0	0	0	2	0	0	16.2
0.0	13,240	0	0	260	0	62	1	0	0	0	2	0	0	16.2
0.0	347,140	330	40	31,285	0	858	460	419	495	94	401	0	97	4,053.3
4.2	366,240	1,579	1,376	72,600	0	2,879	737	605	629	198	474	6	182	4,227.0
157.2	1,005,843	26,536	48,082	509,514	430	30,393	6,606	4,111	2,384	1,596	1,580	1,013	1,583	19,298.8

木材 m <sup>3</sup>	シート m <sup>2</sup>	鉄線 kg	杭 本	縄 m	玉石 m <sup>3</sup>	ショベル 丁	ツルハシ 丁	掛矢 丁	鋸 丁	鉋 丁	番線 カッター 丁	もっこ 丁	一輪車 台	倉庫面積 m <sup>2</sup>
0.0	1,200	20	0	600	0	100	0	1	10	4	2	0	2	80.0
0.0	40	0	0	200	0	5	0	0	0	2	0	0	1	15.0
0.0	2,600	0	200	400	0	16	2	1	3	3	0	0	1	50.2
0.0	3,840	20	200	1,200	0	121	2	2	13	9	2	0	4	145.2
0.0	45	0	45	130	0	47	1	1	1	9	1	0	3	375.0
0.0	45	0	45	130	0	47	1	1	1	9	1	0	3	375.0
0.0	400	0	0	200	0	20	38	5	15	12	2	0	1	50.0
0.0	400	0	0	200	0	20	38	5	15	12	2	0	1	50.0
0.0	100	10	0	0	0	15	2	2	2	10	2	0	3	0.0
0.0	0	5	0	0	0	5	2	2	6	6	2	0	0	0.0
0.0	100	15	0	0	0	20	4	4	8	16	4	0	3	0.0
0.0	4,385	35	245	1,530	0	208	45	12	37	46	9	0	11	570.2

木材 m <sup>3</sup>	シート m <sup>2</sup>	鉄線 kg	杭 本	縄 m	玉石 m <sup>3</sup>	ショベル 丁	ツルハシ 丁	掛矢 丁	鋸 丁	鉋 丁	番線 カッター 丁	もっこ 丁	一輪車 台	倉庫面積 m <sup>2</sup>
157.2	1,010,228	26,571	48,327	511,044	430	30,601	6,651	4,123	2,421	1,642	1,589	1,013	1,594	19,869.0

## 資 8. 2 水防用備蓄資器材一覧表（国土交通省）

事務所名	出張所名	所在地	電話番号	土のう袋	水のう袋	土のう留杭本	軽量鋼板枚	簞本
江戸川 河川事務所	江戸川河口出張所	江戸川区東篠崎250	03-3679-1460	1,000	0	0	0	0
	中川出張所	越谷市越ヶ谷4-2-41	048-962-2634	5,000	0	0	0	0
	中川下流出張所	葛飾区高砂1-3-15	03-3694-2757	1,000	0	0	0	0
	小計	3		7,000	0	0	0	0
荒川上流 河川事務所	西浦和出張所	さいたま市田島8-17-1	048-861-9129	4,800	0	235	0	0
	小計	1		4,800	0	235	0	0
荒川下流 河川事務所	荒川下流 河川事務所	北区志茂5-41-1	03-3903-6821	0	0	1,140	0	0
	岩淵出張所	北区志茂5-41-2	03-3901-4240	54,300	0	147	0	0
	小名木川出張所	江東区大島8-33-26	03-3681-6131	2,475	0	16	0	0
	浮間地区 荒川防災ステーション	北区浮間1-2-28		3,056	0	0	0	0
	小計	4		59,831	0	1,303	0	0
京浜河川事務所	多摩川上流出張所	福生市北田園1-19-2	042-552-0667	2,700	0	0	0	0
	多摩出張所	稲城市大丸3117-1	042-377-7403	800	0	0	0	0
	田園調布出張所	大田区田園調布本町 31-1	03-3721-4288	1,200	0	0	0	0
	小計	3		4,700	0	0	0	0
合 計		11		76,331	0	1,538	0	0



木材 m <sup>3</sup>	シート m <sup>2</sup>	鉄線 kg	杭本	縄 m	玉石 m <sup>3</sup>	ショベル 丁	ツルハシ 丁	掛矢 丁	鋸 丁	鉋 丁	番線カッター 丁	もっこ 丁	一輪車 台	倉庫面積 m <sup>2</sup>
0	30枚	0	0	0	0	20	0	2	0	0	0	0	0	-
0	210枚	20	0	0	0	5	2	2	2	1	2	0	0	-
0	100枚	50	0	0	0	5	1	2	3	2	1	0	0	-
0	340枚	70	0	0	0	30	3	6	5	3	3	0	0	0.00
0	11,664	250	0	0	0	29	5	2	15	2	2	0	6	-
0	11,664	250	0	0	0	29	5	2	15	2	2	0	6	0.00
0	230枚	1	0	0	0	136	0	4	0	0	0	0	0	-
0	1,672枚	0	89	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0	-
0	162枚	3	94	0	400	15	0	4	0	0	0	0	0	-
0	543枚	0	0	0	1,730	6	0	0	6	5	0	0	2	72.00
0	2607枚	4	183	0	2,130	170	0	8	6	5	0	0	2	72
0	1,010	0	0	7,400	0	11	12	3	2	0	4	0	0	-
0	0	0	0	1,300	0	14	0	3	3	8	4	0	0	-
0	123	20	0	1,200	0	11	5	3	3	2	3	0	0	-
0	1,133	20	0	9,900	0	36	17	9	8	10	11	0	0	0.00
0	12,797 +2,947枚	344	183	9,900	2,130	265	25	25	34	20	16	0	8	72.00

## 資 8. 3 水防用土砂採取箇所一覧表（東京都、水防管理団体）

管内別	所管別	箇所名	所在地	電話番号（連絡先）	可能採取量	備考
第一建設事務所	東部公園	東京タワー下公園地 （古川左岸 0.4km）	“ 芝公園4丁目	03-3821-6142 庶務課庶務係	500 m <sup>3</sup>	
	千代田区	東郷元帥記念公園 （日本橋川右岸 1.3km）	千代田区三番町18	03-3264-2111 道路公園課管理係	550 m <sup>3</sup>	
		外濠公園運動場 （市ヶ谷濠 0.1km）	“ 五番町先	“	730 m <sup>3</sup>	
	中央区	鉄砲洲児童公園 （隅田川右岸 0.1km）	中央区湊1-5-1	03-3546-5412 環境政策課庶務係	90 m <sup>3</sup>	
		桜川公園 （亀島川右岸 0.2km）	“ 入船1-1-1	“	130 m <sup>3</sup>	
		あかつき公園 （隅田川右岸 0.2km）	“ 築地7-19-1	“	440 m <sup>3</sup>	
		堀留児童公園 （日本橋川左岸 0.2km）	“ 日本橋堀留町1-1-16	“	120 m <sup>3</sup>	
		浜町公園 （隅田川右岸 0.1km）	“ 日本橋浜町2-59-1	“	1,160 m <sup>3</sup>	
		坂本町公園 （日本橋川右岸 0.3km）	“ 日本橋兜町15-3	“	100 m <sup>3</sup>	
		月島第一児童公園 （朝潮運河右岸 0.1km）	“ 月島4-2-1	“	80 m <sup>3</sup>	
		新月島公園 （晴海運河右岸 0.1km）	“ 晴海1-3-29	“	2,980 m <sup>3</sup>	
	港区	麻布運動場 （古川左岸 0.6km）	港区南麻布5-6	03-3578-2313 土木課事業推進係	100 m <sup>3</sup>	
		本芝公園 （新芝運河左岸 0.3km）	“ 芝4-15-1	“	70 m <sup>3</sup>	
		檜町公園 （古川左岸 1.2km）	“ 赤坂9-7-9	“	10 m <sup>3</sup>	
		芝浦公園 （新芝運河左岸 0.1km）	“ 芝浦1-6-25	“	80 m <sup>3</sup>	
	第二建設事務所	世田谷区	宇奈根公園	世田谷区宇奈根1丁目	03-5432-2562 道路・交通政策部	1,200 m <sup>3</sup>
品川区		西大井広場公園	品川区西大井1-4-10	03-5742-6695 防災まちづくり部	700 m <sup>3</sup>	
		鮫洲運動公園	“ 東大井1-4-11	“	700 m <sup>3</sup>	
大田区		鶉の木水防倉庫	大田区鶉の木3-33-12	03-5744-1304 地域基盤整備第一課 （調布基盤整備事務所）	4 m <sup>3</sup>	
		六間堀置場	“ 羽田4-7	“	3 m <sup>3</sup>	
		平和島陸橋下東保管所 大田区第7保管所	“ 平和島2-1	“	20 m <sup>3</sup>	
目黒区		中根公園	目黒区中根2-6-33	03-5722-9775 土木工事課	30 m <sup>3</sup>	
	田道広場公園	“ 目黒1-25	“	100 m <sup>3</sup>		
第三建設事務所	杉並区	和田公園	杉並区和田2-1	03-3315-4178 杉並土木事務所	15 m <sup>3</sup>	
		だいしょうじ公園	“ 堀ノ内2-1	“	11 m <sup>3</sup>	
第四建設事務所	豊島区	上り屋敷公園内	豊島区西池袋2-14-2	03-5995-3011 公園管理事務所	50 m <sup>3</sup>	
		高田中央3丁目公園内 （目白通り、高田児童館）	“ 高田3-38-6	“	30 m <sup>3</sup>	
		高田第二公園内 （都立江戸川橋公園付近）	“ 高田1-2	“	25 m <sup>3</sup>	
	練馬区	谷原材料置場	練馬区谷原4-20-38	03-3995-0083 西部土木出張所	20 m <sup>3</sup>	

管内別	所管別	箇所名	所在地	電話番号（連絡先）	可能採取量	備考	
第五建設事務所	江東区	荒川砂町庭球場 管理事務所南	江東区東砂 3-2 8	03-3647-2538 河川公園課工務係	30 m <sup>3</sup>		
	葛飾区	総合スポーツセンター野球場	葛飾区高砂 1-2	03-3695-1197 調整課 事業調整担当	50 m <sup>3</sup>		
		水元中央公園	〃 水元 1-1 9	〃	50 m <sup>3</sup>		
		上千葉砂原公園	〃 西亀有 1-2 7	〃	50 m <sup>3</sup>		
		上千葉南公園	〃 お花茶屋 3-1	〃	30 m <sup>3</sup>		
		お花茶屋公園	〃 お花茶屋 1-2 2	〃	50 m <sup>3</sup>		
		高砂北公園	〃 高砂 4-3	〃	150 m <sup>3</sup>		
		葛飾にいじゅくみらい公園	〃 新宿 6-3	〃	50 m <sup>3</sup>		
		青戸地区桜づつみ	〃 青戸 7-3 2	〃	2,400 m <sup>3</sup>		
		新小岩公園	〃 西新小岩 1-1	〃	100 m <sup>3</sup>		
第六建設事務所	台東区	隅田公園	台東区浅草 7-1 〃 花川戸 2-1	03-5246-1321 公園課管理担当	1,000 m <sup>3</sup>		
		東盛公園	〃 三ノ輪 1-2 3	〃	50 m <sup>3</sup>		
		金竜公園	〃 西浅草 3-2 5	〃	50 m <sup>3</sup>		
		入谷南公園	〃 松ヶ谷 3-2 8	〃	50 m <sup>3</sup>		
		精華公園	〃 蔵前 4-1 5	〃	35 m <sup>3</sup>		
	北区	神谷堀公園	北区王子 5-2 8	03-3908-9213 道路公園課工務係	200 m <sup>3</sup>		
		中央公園	〃 十条台 1-2-1	〃	100 m <sup>3</sup>		
		桐ヶ丘中央公園	〃 桐ヶ丘 2-7	〃	300 m <sup>3</sup>		
	足立区	中川防災公園	足立区大谷田 2-2 5-5	03-3880-5478 企画調整課事業推進係	300 m <sup>3</sup>		
		舎人一号公園	〃 入谷 9-2 9-1	〃	1,000 m <sup>3</sup>		
		舎人四号公園	〃 入谷 9-9-1 5	〃	300 m <sup>3</sup>		
	南多摩 東部建設事務所	町田市	水防用土のう置場	町田市下小山田町2592-1	042-724-2107 防災安全課	3 m <sup>3</sup>	土のう置き場
			水防用土のう置場	〃 下小山田町204-3	〃	3 m <sup>3</sup>	土のう置き場
水防用土のう置場			〃 山崎町462	〃	3 m <sup>3</sup>	土のう置き場	
水防用土のう置場			〃 森野2-950-1	〃	3 m <sup>3</sup>	土のう置き場	
多摩市		愛宕防災倉庫 (東愛宕中学校東側角)	多摩市愛宕 1-5 2	042-338-6802 防災安全課防災担当	10 m <sup>3</sup>	土のう袋で600袋	
稲城市	稲城市役所	稲城市東長沼 2 1 1 1	042-377-7119 消防本部防災課	6,000 袋	土のう置き場		
西多摩 建設事務所	日野市	日野市資材置場 (中央自動車道付近)	日野市日野本町 1-4	042-585-1111 道路課	25 m <sup>3</sup>		
南多摩 建設事務所	北南建	野川第二調節池 (小金井新橋下流左岸)	小金井市中町一丁目	042-330-1808 管理課河川管理担当	5,000 m <sup>3</sup>	大型車乗り入れ可能	
北多摩 建設事務所	北北建	空堀川事業用地 (空堀川新薬師橋下流左岸)	武蔵村山市中央一丁目地内	042-540-9521 工事第二課工務担当	300 m <sup>3</sup>	ダンプ 4 t	
	東大和市	市役所第 3 駐車場	東大和市中央三丁目地内	042-562-7395 防災安全課	10 m <sup>3</sup>	土のう置き場	
	清瀬市	清瀬市役所 土のう集積所	清瀬市中里五丁目 8 4 2	042-492-5111 (282) 防災防犯課防災係	15 m <sup>3</sup>	土のう置き場	

## 資 8. 4 水防用土砂採取箇所一覧表（国土交通省）

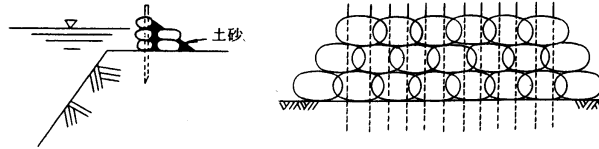
所管別	河川別	箇所名	所在地	電話番号（連絡先）	可能採取量	備考
江戸川 河川事務所	江戸川	右岸18.4k付近	葛飾区東金町地先	04-7125-7436 防災対策課 03-3679-1460 江戸川河口出張所	400 m <sup>3</sup>	(第2種側帯)
	中川	右岸18.1k ~ 18.25k付近	足立区六木3丁目地先	04-7125-7436 防災対策課 03-3694-2757 中川下流出張所	800 m <sup>3</sup>	(第2種側帯)
		右岸14.0k付近	葛飾区亀有2丁目	〃	920 m <sup>3</sup>	(第2種側帯)
		右岸13.1k付近	葛飾区青戸7丁目地先	〃	2,000 m <sup>3</sup>	(第2種側帯)
京浜河川 事務所	多摩川	左岸4.4km	〃 南六郷2丁目	045-503-4018 防災情報課 水防企画係	380 m <sup>3</sup>	
		左岸7.2km	〃 西六郷	〃	1,200 m <sup>3</sup>	
		左岸19.4km	世田谷区宇奈根1丁目	〃	830 m <sup>3</sup>	
		左岸29.4km	府中市小柳町6丁目	〃	10,900 m <sup>3</sup>	
		右岸31.6km	稲城市大丸2271	〃	2,100 m <sup>3</sup>	
		左岸46.0km	昭島市田中町	〃	5,500 m <sup>3</sup>	
		左岸50.4km	福生市南田園	〃	3,900 m <sup>3</sup>	
		左岸50.9km	羽村市北田園1丁目	〃	300 m <sup>3</sup>	
	浅川	左岸0.0km	日野市石田1丁目	〃	3,400 m <sup>3</sup>	
		左岸0.7km	〃 石田1丁目	〃	650 m <sup>3</sup>	
		左岸0.9km	〃 石田1丁目	〃	850 m <sup>3</sup>	
		左岸1.4km	〃 万願寺	〃	5,300 m <sup>3</sup>	
		左岸7.6km	八王子市長沼	〃	3,500 m <sup>3</sup>	
		荒川	小名木川排水機場下流側帯 荒川右岸2k付近	江東区東砂2	03-3902-2379 管理課	1,300 m <sup>3</sup>
荒川	堀切橋下流側帯 荒川右岸10.5k付近	足立区柳原1	〃	2,000 m <sup>3</sup>		
荒川	足立区桜つつみ 荒川左岸13.75~19k付近	足立区本木1丁目 ~鹿浜2丁目	〃	20,500 m <sup>3</sup>		
荒川	戸田桜つつみ 荒川左岸26.4~27.325付近	戸田市戸田公園地先	〃	12,000 m <sup>3</sup>		

## 資 8.5 水防工法

### 1. 積土のう工（越水防止工）

堤防天端に土俵を一段・二段積みにして、越水を防止する。

3段積み



工 法 条 件	資 材			器 材		単位作業量(MH) 構成の基準(名)
	品 名	規 格	数	品 名	数	
積土のう工	土のう		130~150袋	かけや	2	4MH/10m
延長10m	土砂		4m <sup>3</sup>	スコップ	4	
表3段 控2段	土のう留杭	径1.6cm 長さ1.2m	40~50本	もっこ	2	20名

(注) 単位作業量は、純作業時間を人、時で示したもので、積土のう4MH/10m

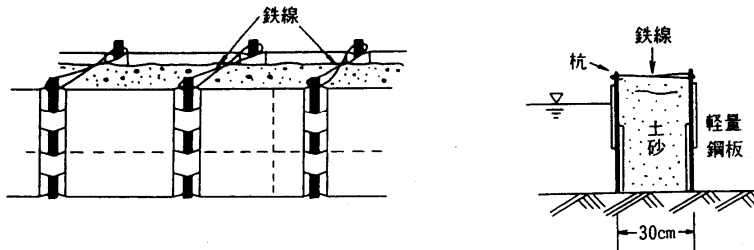
(表3段、控2段)を積むのに4人で1時間を要することを示す。

1. 各土のうは、留杭で固定すること。ただし、流れが急なときは留杭を2倍にすることも可。
2. 防水シートを併用すると止水性が高まる。

### 2. 鋼板防護工（越水防止工）

軽量鋼板を用いて行うせき板工。

2段2列

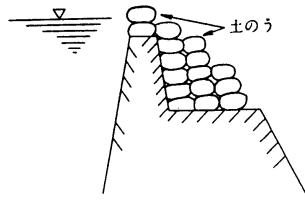


工 法 条 件	資 材			器 材		単位作業量(MH) 構成の基準(名)
	品 名	規 格	数	品 名	数	
2段二列工法	軽量鋼板	L=1.8m W=43.5cm	28枚	大ハンマー	4	14MH/10m
	杭	L=1.5m φ48.6mm	30本	シャベル	10	
	土のう		20袋	ペンチ	1	
延長10m	土砂		3m <sup>3</sup>			20名
高さ75cm	鉄線		15m	ねじり棒	2	

1. 小口は土のうでおさえる。
2. 中詰土砂の一部を土のうにすることも可。
3. 防水シートを併用すると防水性が効果的である。
4. 軽量に施工するときは、鋼板を一行とし、背面に土のうまたは土砂でおさえることも可。

3. 護岸裏積土のう工（越水防止工）

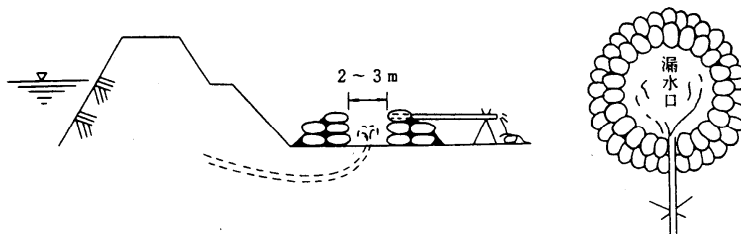
胸壁護岸を越水するおそれのある時行なわれる工法で、裏のり側から低部を広く積み重ねて防止する。



工 法 条件	資 材			器 材		単位作業量(MH)
	品 名	規 格	数	品 名	数	構成の基準(名)
護岸裏積土のう工	土のう		200 袋	シャベル	2	4 MH/6m
延長 6m 高さ 1m	杭		4 m <sup>3</sup>	もっこ	1	10 名

4. かま段工（漏水防止工）

堤防裏小段、のり先の平場に漏水が生じた場合に、その周囲を円形に土俵積みし、中に水を貯めて、その水圧で漏水を少なくすると共に、湧水で堤防が破損しないよう一定の箇所に水を集めて流すもので、別名「かま築き」「かま止め」ともいう。



工 法 条件	資 材			器 材		単位作業量(MH)
	品 名	規 格	数	品 名	数	構成の基準(名)
かま段工	土のう		120 袋	シャベル	4	10MH/1 個
	土 砂		3 m <sup>3</sup>	もっこ	2	
直径 2m、 3 段、控 2 段 (間隙なし)	土のう留杭	径 1.6cm 長さ 1.2m	35 本	大ハンマー	2	20 名
	と い	長さ 3~5m	1 本			
	く い	長さ 1.5m	2 本			

1. 防水シートを併用すると止水性が高まる。
2. 土のう留杭は状況に応じて用いる。
3. 鋼製かましつきセットで実施することも可。

資料 1

資料 2

資料 3

資料 4

資料 5

資料 6

資料 7

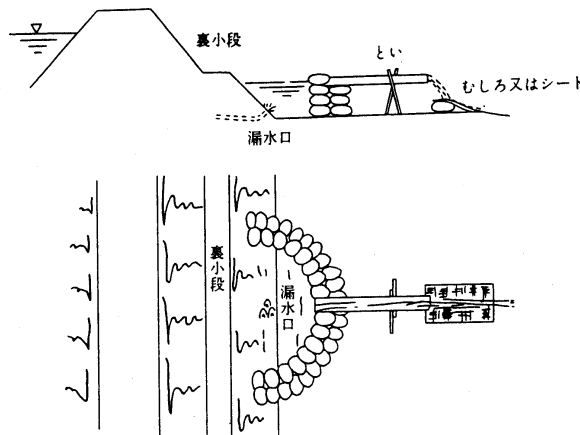
資料 8

資料 9

資料 10

5. 月の輪工（漏水防止工）

堤防裏のり面の漏水箇所を土俵を半円形に積み水位をせき上げて、その水圧で漏水を少なくすると共に、一定の箇所に水を集めて流すもの

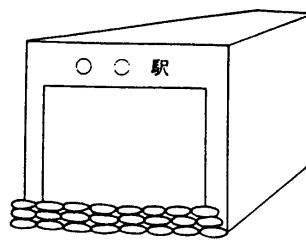


工 法 条 件	資 材			器 材		単位作業量(MH) 構成の基準(名)
	品 名	規 格	数	品 名	数	
月の輪工	土のう		140 袋	かけや	2	10MH/1 個
	土 砂		3 m <sup>3</sup>	大ハンマー	2	
半径 2m 表 4 段、 控え 3 段 (間隙なし)	土のう留杭	径 1.6cm 長さ 1.2m	20 本	シャベル	4	20 名
	と い	長さ 3~5m	1 本	もっこ	2	
	く い	長さ 1.5m	2 本			

1. 防水シートを併用すると止水性が高まる。

6. 吸水性水のう積工（浸水防止工）

ゲル化水のうを用いて行う越水防止工。



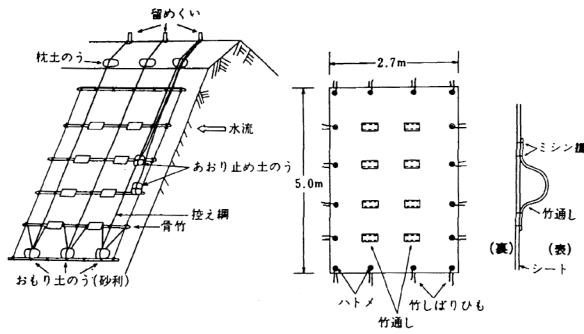
工 法 条 件	資 材			器 材		単位作業量(MH) 構成の基準(名)
	品 名	規 格	数	品 名	数	
吸水性水のう積 み工	吸水性水のう	0.6m×0.35m	27			2MH/40m
						2 名

1. 4 段積（1 段 h ≒ 10cm）以上のときは、2 列とするか土のう留杭を使用する。

2. 防水シートを併用すると止水性が高まる。

7. シート張り工 (洗掘防止工)

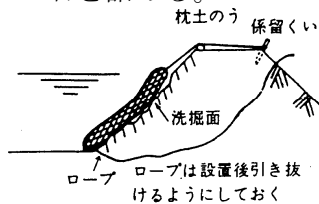
堤防表のり面の漏水口をむしろ又はシートで被ふくし漏水を防止する。別名「つなぎむしろ張工」ともいう。



工法 条件	資材			器材		単位作業量(MH) 構成の基準(名)
	品名	規格	数	品名	数	
シート張り工	シート	規格品	1枚	かけや	1	1.5MH/1個
	竹	径4~6cm 長さ3m	6本	かま	1	
	くい	末口径9cm 長さ1m	3本	のこぎり	1	
	土のう		8~9袋	おの	1	
幅5m 長さ2.7m	控え綱	長さ10m	規格品 に付属	投入用 控え綱	1~2	10名
	竹しばりひも	長さ50m		16本		
	なわ(おもり土のう用)		若干			

8. 立てかご工 (洗掘防止工)

堤防のり面の崩壊を防止するもので、崩壊部の下端にじゃかごを一系列に敷き、杭でとめ、これを主台として縦にじゃかごを並べ玉石を詰める。



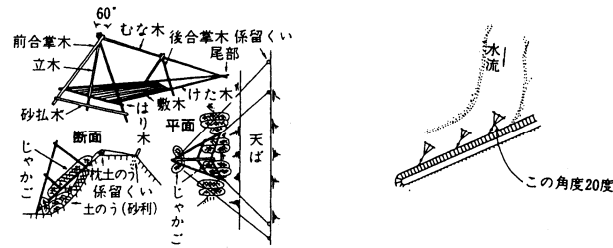
工法 条件	資材			器材		単位作業量(MH) 構成の基準(名)
	品名	規格	数	品名	数	
立てかご工	鉄線じゃかご	径45cm 長さ5m	2	かけや	1	3.5MH/1個
	石	粒径15cm以上	1.5 m <sup>3</sup>	ワイヤーカッター	1	
長さ10m、径45cm、人力による装置	木くい	長さ1.5m	2本	ペンチ	1	10名
	鉄線	8番線	60m			
	ロープ	長さ20m	1本			

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10



9. 川倉工（決壊防止工）

急流河川の水制や、破堤時の応急工法のための流勢の転向、または崩壊箇所の拡大防止のため使用される牛類の一つである。

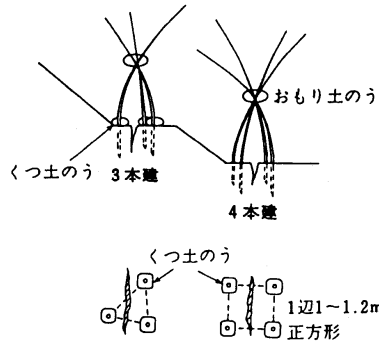


工法 条件	資材			器材		単位作業量(MH)
	品名	規格	数	品名	数	構成の基準(名)
川倉の作成	むな木	末口径 12cm 長さ 5.4m	1本	のこぎり	2	30MH/1個
	けた木	末口径 12cm 長さ 5.4m	2本	おの	2	
	前合掌木 立木、はり木	末口径 12cm 長さ 5.4m	4本	ワイヤカッター	1	
	砂払木	径 9cm 長さ 4.5m	1本	ペンチ	4	
丸太製1個 長さ 5m	後合掌木 はり木	径 9cm 長さ 3.6m	3本	金づち	4	10名
	敷木	径 9cm 長さ 2.7m	12本	パール	1	
	鉄線	8番線	80m	しの	4	
	くぎ	15cm	24本			

工法 条件	資材			器材		単位作業量(MH)
	品名	規格	数	品名	数	構成の基準(名)
川倉の設置	木くい	長さ 15m	4本	かけや	1	60MH/1個
	鉄線	8番線	40m	ワイヤカッター	1	
堤防ののり面 で人力で設置	ロープ	長さ 20m	4本	しの	2	20名
	じゃかご	長さ 5m	9個			
	土のう	枕土のう	4個			

10. 五徳縫い工（崩壊防止工）

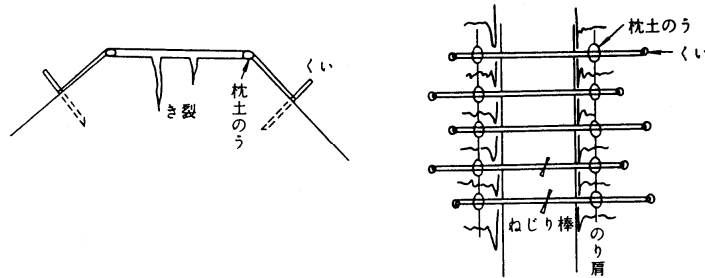
堤防の法面や平場に亀裂が生じた場合、その拡大を防止するため、竹を3～4本を堤体に深く突き刺し上部を結束して、その上に抑え土俵をおく。また簡易なものを「さし竹工」という。



工法 条件	資材			器材		単位作業量(MH) 構成の基準(名)
	品名	規格	数	品名	数	
五徳縫い	青竹	径5~6cm のびなり	4本	かま	1	0.35MH/10個
4本建て	土のう		5袋			5名
	なわ		5m			

11. 杭打ち継ぎ工（き裂防止工）

天端のき裂をはさんで両肩付近にくいをさして、鉄線で連結する。

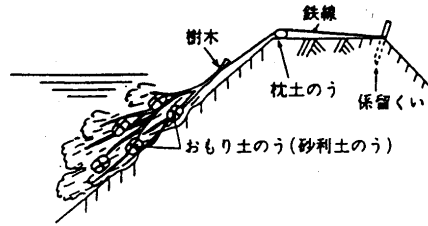


工法 条件	資材			器材		単位作業量(MH) 構成の基準(名)
	品名	規格	数	品名	数	
杭打ち継ぎ工	木くい	径10cm 長さ1.5m	14本	かけや	2	40MH/10m
	鉄棒	8番線	200m	ワイヤカッター	1	
延長10m 天ば幅5m	土のう		14袋	ペンチ	2	10名
	ねじり棒	径5cm 長さ5.0m	7本			

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

1 2. 木流し工（洗掘防止工）

堤防表のり面の洗掘拡大を防止するため、木または竹におもり土俵を結びつけ、堤防天端の留杭に木または竹の根本を結びつけ、のり前面に流し、流水の速度を緩和する。



工 法 条 件	資 材			器 材		単位作業量(MH) 構成の基準(名)
	品 名	規 格	数	品 名	数	
木流し工法	立 木		1 本	かけや	1	1MH/1 個
	土のう		10 袋	ワイヤーカッター	1	
1 個	木くい	長さ 1m	1 本	か ま	1	10 名
	鉄 線	8 番線	20m	命 綱	2	
	な わ		40m			

1 3. その他の水防工法

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
				現 在
水が あふれる (越水)	せき板工	堤防の上端(天端)にくいを打ちせき版をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手 困難)	鋼製支柱、軽量鋼板
	蛇かご積み工	堤防の上端(天端)に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
	水マット工 (連結水のう工)	堤防の上端(天端)にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
	裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)をむしろで被覆する。	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵
	裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう
漏 水 対策 (川裏)	水マット式釜段工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
	鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に鉄板を円筒形に組み立てる。	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
	水マット月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先にかかるとようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい土のう、ビニロンパイプ
	たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
	導水むしろ張り工	居住側堤防斜面(裏のり)、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材	
				現 在	
漏 水	川側 (川表) 対策	詰め土のう工	川側堤防斜面(川表のり面)の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川 (構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川側(川表)の漏水面にむしろを張る	一般河川(水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川側(川表)の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川(漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		たたみ張り工	川側(川表)の漏水面にたたみを張る	一般河川(水深の浅い所)	土俵の代わりに土のう
(深掘れ)	捨て土のう工 捨て石工	川側堤防斜面(表のり面)決壊箇所に土のうまたは大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック	
		竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面(のり面)を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう	
決壊	わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組、石俵、鉄線、蛇かご	
		堤防の川側(表)が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面(裏のり)で補うため杭を打ち中詰め土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ	
		竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面(のり面)を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう	
き裂	上端(天端) 居住側堤防斜面(裏のり)	折り返し工	上端(天端)のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		控え取り工	き裂が上端(天端)から居住側堤防斜面(裏のり)にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が上端(天端)から居住側堤防斜面(裏のり)にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金剛、鉄線、土のう
居住側堤防斜面(裏のり)崩壊	き裂	五徳縫い工(くい打ち)	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂が浅いとき、堤防斜面(のり面)がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	居住側堤防斜面(裏のり)先付近にくいを打ち込む	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	居住側堤防斜面(裏のり面)にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	くい打ち積み土のう工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住側堤防斜面(裏のり面)に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
その他	築きまわし工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう	
		流下物除去作業	橋のピアなどに推積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
		水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

(「実務者のための水防ハンドブック」より)

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

## 資 8.6 移動式排水ポンプ配置表

配置先	排水量 (m <sup>3</sup> /min)	台数	備考
第一建設事務所	5.00	2	排水ポンプ車に搭載、揚程10m、ホース(25m×2本、15m×2本、10m×2本)
港区	0.12	2	電気式
	0.15	1	電気式
	0.20	2	電気式
	0.25	2	電気式
	0.40	2	エンジン式
	0.50	1	エンジン式
	1.00	1	エンジン式
第二建設事務所	5.00	2	排水ポンプ車に搭載、揚程10m、ホース(25m×2本、15m×2本、10m×2本)
大田区	0.50	2	
	0.70	1	
	1.00	2	
	4.50	1	排水ポンプ車に搭載、揚程8m
世田谷区	0.10	13	
	0.30	1	
	0.40	2	
	0.50	2	
	0.53	5	
	0.62	1	
	1.20	1	
	1.80	4	
第三建設事務所	5.00	2	排水ポンプ車に搭載、揚程10m、ホース(25m×2本、15m×2本、10m×2本)
中野区	0.20	8	電気式
	0.50	4	エンジン式
	1.50	2	エンジン式
杉並区	1.40	7	エンジン式
	1.70	14	エンジン式
第四建設事務所	5.00	2	排水ポンプ車に搭載、揚程10m、ホース(25m×2本、15m×2本、10m×2本)
豊島区	1.40	5	エンジン式
	0.13	7	電気式
板橋区	0.12	14	
	0.25	2	
練馬区	1.10	10	
第五建設事務所	5.00	2	排水ポンプ車に搭載、揚程10m、ホース(25m×2本、15m×2本、10m×2本)
江東区	1.40	4	
	1.25	1	
	1.70	11	
江戸川区	0.08	23	
	0.95	7	
第六建設事務所	5.00	2	排水ポンプ車に搭載、揚程10m、ホース(25m×2本、15m×2本、10m×2本)
南多摩東部建設事務所	5.00	2	排水ポンプ車に搭載、揚程10m、ホース(25m×2本、15m×2本、10m×2本)
南多摩西部建設事務所	5.00	2	排水ポンプ車に搭載、揚程10m、ホース(25m×2本、15m×2本、10m×2本)
北多摩南部建設事務所	5.00	2	排水ポンプ車に搭載、揚程10m、ホース(25m×2本、15m×2本、10m×2本)
北多摩北部建設事務所	5.00	2	排水ポンプ車に搭載、揚程10m、ホース(25m×2本、15m×2本、10m×2本)
立川市	0.20	1	

合 計	186
都 計	20
区 市 計	166

## 9. 水防活動等の報告に関する様式等

### 資 9. 1 水防巡視要領

#### 水防巡視要領

##### 第 1 目的

この要領は、建設事務所等が水防活動の一環として実施する水防巡視に際し、必要な事項を定める。

##### 第 2 水防巡視の実施

水防巡視は、降雨、水位状況、「土砂災害警戒情報の発表」により、適宜実施する。

##### 第 3 水防巡視の実施箇所

水防巡視は、水防上注意を要する箇所、砂防、急傾斜地、地すべりに関する工事の事業箇所、その他必要な箇所について実施する。

##### 第 4 点検の内容

水防巡視にあたっては、別紙水防巡視点検表（以下、点検表という。）に基づき、河川の状況、護岸の状況、水防活動の状況などについて、可能な範囲で点検する。

##### 第 5 河川の状況点検

河川の状況については、量水標等により目視で水位（天端下がり）を観測するとともに、減水の痕跡等により水位の変化を確認する。また、流量あるいは河積を阻害している支障物の有無等を点検する。

##### 第 6 護岸の状況点検

護岸の状況については、損傷や変形、浸食、河床洗掘などの有無等について点検する。

##### 第 7 がけ地等の状況点検

がけ地等の状況点検については、斜面の亀裂や斜面からの出水・落石等の異常の有無について点検する。

##### 第 8 水防活動の実施状況確認

水防活動の状況については、水防活動を実施している場合の、具体的な水防工法等を確認する。

##### 第 9 洪水後の水位確認

必要に応じて、洪水後の最高と推測される水位を水跡等により確認する。

##### 第 10 報告

点検表は、巡視点検が終わり次第速やかに作成し、当分の間、建設事務所等で保管する。なお、点検表は、要請に応じ提出する。

また、水防工法等を実施した場合は、「東京都水防計画」資料編 9. 2 の「水防活動報告書」、護岸等に被害が見られた場合は、資料編 9. 6 の「被害報告表」等を作成し、速やかに河川部防災課に報告する。

##### 第 11 施行

本要領は、平成 17 年度水防活動より施行する。

資料 1  
資料 2  
資料 3  
資料 4  
資料 5  
資料 6  
資料 7  
資料 8  
資料 9  
資料 10

## 水防巡視点検表

水防管理団体・ 建設事務所名	〇〇〇	平成 〇年 〇月 〇日 〇時 〇分現在		
担当部署連絡先	〇〇部〇〇課	Tel 〇〇〇〇	報告者	〇〇
	〇〇係	Fax 〇〇〇〇		
水防巡視箇所	<p style="text-align: center;">(目標物)</p> <p style="text-align: center;">〇〇川 左岸 〇〇〇〇 地先</p> <p style="text-align: center;">右</p>			
	<p style="text-align: center;">注意を要する箇所(洪水・高潮・堤防・護岸の強さ・工事施工)・注意を要する箇所以外</p>			
地名・住所	<p style="text-align: center;">〇〇 区市 〇〇〇〇</p> <p style="text-align: center;">町村</p>			
河川の状況	水位(天端下がり) 約 0.7m		<p style="text-align: center;">(上昇中)</p> <p style="text-align: center;">現在、水位は、変化なし 下降中</p>	
	支障物 (あり)・なし			
	<p>(左岸) 第二中学校下流にある第四橋上流部の橋桁に流木が衝突しているため、河積が減少し流量に支障をきたしている。</p>			
護岸等の状況	変状 (あり)・なし			
	<p>(左岸) 第二中学校の対岸(右岸)の護岸に約50cmの亀裂が見られる。現時点では、護岸機能に支障はきたしていない。</p>			
水防活動状況	水防活動 (あり)・なし			
	<p>第四橋上流部の左右岸に橋から上流約30mにわたり積土のう(3段)を水防団が実施済みである。</p>			
その他				
洪水後の水位	洪水後、護岸にある水跡等で推測		水位(天端下がり) 約 0.3m	

## 水防巡視点検表

水防管理団体・ 建設事務所名	平成 年 月 日 時 分現在		
担当部署連絡先	部 課	Tel	報告者
	係	Fax	
水防巡視箇所	左 岸 地先 川 右		
	注意を要する箇所(洪水・高潮・堤防・護岸の強さ・工事施工) ・ 注意を要する箇所以外		
地名・住所	区 市 町 村		
河川の状況	水位(天端下がり) 約 . m	上昇中 現在、水位は、変化なし 下降中	
	支障物 あり・なし		
護岸等の状況	変状 あり・なし		
水防活動状況	水防活動 あり・なし		
その他			
洪水後の水位	洪水後、護岸にある水跡等で推測	水位(天端下がり) 約 . m	



## 資9.2 水防活動報告書①

&lt;速報版&gt;

## 水防活動報告書

水防管理団体				平成 年 月 日 時 現在
担当部所連絡先	部	課	Tel	報告者
	係		Fax	
水防活動実施箇所	川 左 岸 地先 右			
地名・住所	区 市 町 村			
活動日時	自 月 日 時 ~ 至 月 日 時			
出動人員	職 員		消防団	その他
	人		人	人
水防活動の概況および工法	工 法			
	延 長		m	
使 用 資 器 材	品 名	単 位	数 量	水位の 状 況
				水防関係者の 死 傷 状 況
通 信 欄				

注1. この報告書は水防活動箇所毎に作成すること。(内水に関する活動も含む)

注2. 水防活動終了後3日以内に建設事務所にFAXで提出すること。追って、図面および活動状況を示す写真等を送付すること。

注3. 俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、杭、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石、及び土砂を使用したときは、各々の数量を明記すること。

資 9. 2 水防活動報告書②（参考）

平成〇〇年 台風〇号における水防活動  
（東京都〇〇市消防団・平成〇〇年〇月〇日～〇日）

概 要

〇〇市消防団は、平成〇年〇月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量〇〇mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受け、土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

水防活動または  
被害状況写真

〇〇川左岸(住所等)  
積み土のう工

水防活動または  
被害状況写真

〇〇川左岸(住所等)  
積み土のう工

水防活動または  
被害状況写真

〇〇川左岸(住所等)  
浸水状況

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇月〇日～〇日 〇時～〇時 約〇〇時間	〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

■ 溢水箇所: 〇〇川(〇〇橋下流右岸)  
■ 住所: 〇〇市〇〇地先

水防活動実施箇所  
地図等

注1. この報告書は水防活動毎に作成すること。(内水に関する活動も含む)  
注2. この様式は参考様式であり、水防活動の状況や概要が分かるように作成すること。(様式は任意で可)  
注3. 水防活動報告書①を提出後、速やかに建設事務所の水防担当者へメール等により提出すること。

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

## 資9.3 水防活動実施報告書

## 水防活動実施報告書

	区市町村 水防管理団体 建設事務所 支庁	名	水防活動延べ人員(人)	使用資材費(円)		備 考 (資材の内訳等)
				主要資材	その他資材	
月分						
月分						
月分						
計						

※書ききれない場合には、表を加工してください。

資 9. 4 河川に係わる災害発生時の情報伝達マニュアル

[別添]

河川に係る災害発生時の情報伝達マニュアル  
(地方整備局及び都道府県から国土交通本省への伝達)

( 目的)

第1条 「河川、砂防、海岸等に係る災害情報連絡要領(平成13年2月26日付け河川局長通知)」及び「『河川、砂防、海岸等に係る災害発生時における緊急情報連絡について』並びに『河川、砂防、海岸等に係る災害情報連絡に関する地方整備局等の管轄区域について』(平成13年2月26日付け河川環境課長、治水課長、防災課長、保全課長通知)」について、河川に係る情報伝達の運用方針を定め、もって災害発生時の緊急かつ適切な対応に資する事を目的とする。

( 対象河川)

第2条 連絡対象河川は、地方整備局及び北海道開発局が管理する一級河川、並びに都道府県が管理する一級河川指定区間及び二級河川とする。

( 情報伝達の対象事象)

第3条 情報伝達を行う対象は、次の各号に掲げる事象とする。

- 一 地震
- 二 河川の氾濫
- 三 高潮、津波による災害
- 四 大規模な山腹崩壊・土石流が発生し、下流の河川区域に重大な影響を及ぼすおそれがある場合
- 五 その他、連絡すべきと判断される事象

( 情報伝達の種類、時期、手段、内容及びルール)

第4条 地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局及び都道府県から国土交通本省へ情報伝達する情報の種類、伝達時期、手段、内容及び伝達ルートは、別紙に示すとおりとする。

なお、出水状況、被害状況などによっては、資料の追加等がある場合は、その都度、本省から指示するものとする。

( 情報伝達担当者等)

第5条 地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局並びに都道府県内における広報及び本省への情報伝達については、事前に担当者を選定しておくものとする。

( 地方整備局等と都道府県との伝達ルートの確立)

第6条 地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局と都道府県との情報伝達ルートについても、対象事象毎に定めておくものとする。

(別紙)

1 出水時の情報伝達(時期、手段、内容、ルート)

区分	情報の種類	情報の伝達時期		伝達手段 ( )は予備手段	伝達内容	伝達ルート	
【国管理】 本省 ↑ 整備局等	緊急情報	(1) 出水概要		E-mail	整備局ごとの出水状況 ・水位状況 ・被害状況(大規模内水含む) ・避難勧告等の発令状況 ・排水ポンプ車等出動要請の範囲、活動状況及び水防団等の活動状況 ・洪水予報発表状況 【出水様式-総括】 【洪水予報発令状況報告様式】	[本局水災害予報センター] →[本省河川環境課河川保全企画室]	
		(2) 水位予測			E-mail (FAX) (マイクロ電話)	代表基準点の水位予測 【出水様式-1】	[本局水災害予報センター] →[本省河川環境課河川保全企画室]
		(3) 危険箇所情報			E-mail (FAX) (マイクロ電話)	・危険箇所の実況水位 ・避難勧告発令状況(発令時間、範囲) ・河道形状(堤防構造等) ・破堤した場合の被害想定 【危険箇所水位状況報告様式】	[本局水災害予報センター] →[本省河川環境課河川保全企画室]
	災害及び復旧状況	(4) 被害情報		E-mail (FAX) (マイクロ電話)	【出水様式-2(1)・(2)】 (現地状況写真等 添付)	[本局水災害予報センター] →[本省河川環境課河川保全企画室]	
		重大な被害が発生した場合	第1報 (ホットライン)	マイクロ電話 (携帯電話)	決壊箇所、決壊延長、浸透・侵食による被害状況等	[本局河川情報管理官等] →[本省河川環境課河川保全企画室:企画専門官]	
第2報以降 適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)		【出水様式-2(1)・(2)】 (現地状況写真等 添付)	[本局河川管理課、水災害予報センター等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画室]			
	(5) 緊急復旧状況	本省の指示により定期的に		E-mail (FAX)	【出水様式-3】 (現地状況写真等 添付)	[本局河川管理課、水災害予報センター等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画室]	
【都道府県管理】 本省 整備局等 ↑ 都道府県 又は 本省 ↑ 整備局等 ↑ 都道府県	緊急情報	(1) 出水状況 (水位・雨量)	氾濫危険水位に達した場合(氾濫危険水位の設定がされていない河川においては越水などの恐れがある場合)	第1報	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	・水位上昇の見込み(天端超過の可能性) ・避難勧告等発令状況(発令時間、範囲) ・河道形状(掘込みor有堤等) ・破堤した場合の被害想定 ・水防活動の実施状況は【洪水予報発令状況報告様式】にて報告	[都道府県]→[整備局等] →[本省河川環境課河川保全企画室]
				第2報以降 本省の指示により適宜	E-mail (FAX)	都道府県ごとの出水状況 ・水位状況 ・被害状況(大規模内水含む) ・避難勧告等発令状況 ・排水ポンプ車等出動要請の範囲、活動状況及び水防団等の活動状況 【出水様式-総括】	
				第2報以降 適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	洪水予測を実施している場合は【出水様式-1】にて報告 【出水様式-2(1)・(2)】 (現地状況写真等 添付) 水防活動の実施状況は【洪水予報発令状況報告様式】にて報告	
	災害及び復旧状況	(2) 破堤等被害情報	重大な被害が発生した場合	第1報 (ホットライン)	マイクロ電話 (携帯電話)	決壊箇所、決壊延長、浸透・侵食による被害状況等	[都道府県] →[本省河川環境課河川保全企画室:企画専門官] [都道府県]→[整備局等]
第2報以降 適宜速やかに				E-mail (FAX) (マイクロ電話)	【出水様式-総括】 【出水様式-2(1)・(2)】 【出水様式-3】 (現地状況写真等 添付)	[都道府県]→[整備局等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画室]	

2 地震時の情報伝達(次期、手段、内容、ルート)

区分	情報の種類	情報の伝達時期	伝達手段 ( )は予備手段	伝達内容	伝達ルート
【国管理】 本省 ↑ 整備局等	(1)地震災害報告	震度5弱以上の地震が発生した時から点検終了まで ・第1報は速やかに ・第2報以降は点検開始時、中間時、余震発生時、被害確認時等、適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	・点検対象河川 ・点検実施状況 ・点検結果速報 ・水門等の開閉状況 【地震様式-1】	[本局河川管理課] →[本省河川環境課河川保全企画室]
		震度5弱以上の地震が発生し、重大な被害が生じた場合	第1報 (ホットライン)	被害状況(箇所、形態、規模等)	[本局河川情報管理官等] →[本省河川環境課河川保全企画室:企画専門官]
	第2報以降 適宜速やかに		E-mail (FAX) (マイクロ電話)	【地震様式-1】	[本局河川管理課等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画室]
	(2)緊急復旧情報	緊急復旧状況について、適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	緊急復旧情報 【地震様式-2】 (現地状況写真 添付)	
【都道府県管理】 本省 整備局等 ↑ 都道府県 又は 本省 ↑ 整備局等 ↑ 都道府県	(1)地震災害報告	震度5弱以上の地震が発生した時から点検終了まで ・第1報は速やかに ・第2報以降は点検開始時、中間時、余震発生時、被害確認時等、適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	・点検対象河川 ・点検実施状況 ・点検結果速報 ・水門等の開閉状況 【地震様式-1】	[都道府県]→[整備局等] →[本省河川環境課河川保全企画室]
		震度5弱以上の地震が発生し、重大な被害が生じた場合	第1報 (ホットライン)	被害状況(箇所、形態、規模等)	[都道府県] →[本省河川環境課河川保全企画室:企画専門官] [都道府県]→[整備局等]
	第2報以降 適宜速やかに		E-mail (FAX) (マイクロ電話)	【地震様式-1】	[都道府県]→[整備局等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画室]
	(2)緊急復旧情報	緊急復旧状況について、適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	緊急復旧情報 【地震様式-2】 (現地状況写真 添付)	

3 津波時の情報伝達(次期、手段、内容、ルート)

区分	情報の種類	情報の伝達時期	伝達手段 ( )は予備手段	伝達内容	伝達ルート
【国管理】 本省 ↑ 整備局等	(1)津波被害情報	気象庁から津波警報(補助区間のみの場合を含む)発令された時から津波来襲時まで ・各種情報入手後速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	・地震発生状況 ・気象庁の津波警報 ・津波情報 ・警報対象河川 【津波様式-1】  ・点検結果速報 【津波様式-2】 (現地状況写真等 添付)	[本局河川管理課] →[本省河川環境課河川保全企画室]
		重大な被害が生じた場合	第1報 (ホットライン)	被害状況(箇所、形態、規模等)	[本局河川情報管理官等] →[本省河川環境課河川保全企画室:企画専門官]
	第2報以降 適宜速やかに		E-mail (FAX) (マイクロ電話)	【津波様式-1】 【津波様式-2】 (現地状況写真等 添付)	[本局河川管理課等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画室]
	(2)緊急復旧情報	緊急復旧状況について、適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	緊急復旧情報 【津波様式-3】 (現地状況写真等 添付)	
【都道府県管理】 本省 整備局等 ↑ 都道府県 又は 本省 ↑ 整備局等 ↑ 都道府県	(1)津波被害情報	気象庁から津波警報(補助区間のみの場合を含む)発令された時から津波来襲時まで ・各種情報入手後速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	・地震発生状況 ・気象庁の津波警報 ・津波情報 ・警報対象河川 【津波様式-1】  ・点検結果速報 【津波様式-2】 (現地状況写真等 添付)	[都道府県]→[整備局等] →[本省河川環境課河川保全企画室]
		重大な被害が生じた場合	第1報 (ホットライン)	被害状況(箇所、形態、規模等)	[都道府県] →[本省河川環境課河川保全企画室:企画専門官] [都道府県]→[整備局等]
	第2報以降 適宜速やかに		E-mail (FAX) (マイクロ電話)	【津波様式-1】 【津波様式-2】 (現地状況写真等 添付)	[都道府県]→[整備局等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画室]
	(2)緊急復旧情報	緊急復旧状況について、適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	緊急復旧情報 【津波様式-3】 (現地状況写真等 添付)	

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

4 河岸崩落時の情報伝達(次期、手段、内容、ルート)

区分	情報の種類	情報の伝達時期	伝達手段 ( )は予備手段	伝達内容	伝達ルート
【国管理】  本省 ↑ 整備局等	(1) 河岸崩落 災害報告	被害が発生したら ・第1報は速やかに ・第2報以降は適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	・河岸崩落状況 ・河岸崩落被害情報 ・避難状況等 ・復旧活動状況等 【崩落様式-1(1)・(2)】 (現地状況写真等 添付)	[本局河川管理課] →[本省河川環境課河川保全企画室]
		重大な被害が生じた場合	第1報 (ホットライン)	マイクロ電話 (携帯電話)	被害状況(箇所、規模等)
		第2報以降 適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	【崩落様式-1(1)・(2)】 (現地状況写真等 添付)	[本局河川管理課等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画 室]
	(2) 緊急復旧情報	緊急復旧状況について、適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)		
【都道府県 管理】  本省 整備局等 ↑ 都道府県  又は  本省 ↑ 整備局等 ↑ 都道府県	(1) 河岸崩落 災害報告	被害が発生したら ・第1報は速やかに ・第2報以降は適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	・河岸崩落状況 ・河岸崩落被害情報 ・避難状況等 ・復旧活動状況等 【崩落様式-1(1)・(2)】 (現地状況写真等 添付)	[都道府県]→[整備局等] →[本省河川環境課河川保全企画室]
		重大な被害が生じた場合	第1報 (ホットライン)	マイクロ電話 (携帯電話)	被害状況(箇所、規模等)
		第2報以降 適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	【崩落様式-1(1)・(2)】 (現地状況写真等 添付)	[都道府県]→[整備局等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画 室]
	(2) 緊急復旧情報	緊急復旧状況について、適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)		

5 その他の事象の情報伝達

その他の災害等で、本省に伝達すべき事象が発生した場合は、上記1～3に準じて、適宜伝達するものとする。

資 9.5 国への出水状況報告様式

出水様式－総括

○河川(○月○日○:○現在)

■被害状況

<国管理河川>

1)一般被害

整備局	水系	河川	市町村	地 点		浸水家屋数			家屋損壊数			田畑等浸水		被害状況
				左右岸	KP	原因	床上(戸)	床下(戸)	原因	全壊(戸)	半壊(戸)	原因	面積(約ha)	

2)河川管理施設等被害

整備局	水系	河川	市町村	地 点		被害状況		対策状況
				左右岸	KP	状態	数量(約)	

<都道府県管理河川>

1)一般被害

都道府県	水系	河川	市町村	浸水家屋数			家屋損壊数			田畑等浸水		被害状況
				原因	床上(戸)	床下(戸)	原因	全壊(戸)	半壊(戸)	原因	面積(約ha)	

2)河川管理施設等被害

都道府県	水系	河川	市町村	被害状況		対策状況	進捗
				状態	件数		

■避難勧告及び避難指示(緊急)等の状況

<国管理河川に関わる避難勧告及び避難指示(緊急)の状況>

整備局	水系	河川	市町村	避難状況			発令日時	解除日時	備考
				類型※	世帯数	人数			

※「準備」:避難準備・高齢者等避難開始 「勧告」:避難勧告 「指示」:避難指示(緊急)

<都道府県管理河川に関わる避難勧告及び避難指示(緊急)の状況>

都道府県	水系	河川	市町村	避難状況			発令日時	解除日時	備考
				類型※	世帯数	人数			

※「準備」:避難準備・高齢者等避難開始 「勧告」:避難勧告 「指示」:避難指示(緊急)

■国管理河川の出水状況

1)現在、**氾濫危険水位**を超えている河川

水系 河川

整備局	水系	河 川					

2)現在、**避難判断水位**を超えている河川

水系 河川

整備局	水系	河 川					

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10



3) 現在、**氾濫注意水位**を超えている河川

水系 河川

整備局	水系	河 川						

4) **氾濫危険水位**を超えたが現在下回った河川

水系 河川

整備局	水系	河 川						

5) **避難判断水位**を超えたが現在下回った河川

水系 河川

整備局	水系	河 川						

6) **氾濫注意水位**を超えたが現在下回った河川

水系 河川

整備局	水系	河 川						

■都道府県管理河川の出水状況

1) 現在、**氾濫危険水位**を超えている河川

水系 河川

都道府県	水系	河 川						

2) **氾濫危険水位**を超えたが現在下回った河川

水系 河川

都道府県	水系	河 川						

■国交省所有排水ポンプ車等による水防活動状況

<国管理河川>

整備局	水系	河 川	市町村	地 点		排水P車出動状況		水防団等活動状況
				左右岸	KP	出動数 (台)	稼働 状況	

<都道府県管理河川>

都道府県	水系	河 川	市町村	排水P車出動状況		水防団等活動状況
				出動数 (台)	稼働 状況	

■ 洪水予警報発令状況様式

洪水予警報発令状況

※修正箇所は赤書き

〇〇月 〇〇日 〇:〇〇 現在

■ 整備局体制

整備局	体制	発令（切替）日時	体制発令（切替）理由

■ 洪水予報の発令状況

整備局	水系	河川	基準観測所	号数	洪水予報 No.	警報種別	発表日時	緊急速報メール配信 (PUSH型)

■ 水防警報の発令状況

整備局	水系	河川	基準観測所	号数	警報種別	発表日時

※適宜行を挿入し必要事項を記載

※前回報告からの追加・変更箇所は赤字とする。

ホットライン実施状況

※修正箇所は赤書き

〇〇月 〇〇日 〇:〇〇 現在

■ ホットラインの状況

整備局	水系	河川	発信者	受信者	実施日時	内容

※適宜行を挿入し必要事項を記載

※事務方相互の連絡・調整は対象外。（河川事務所長等、市町村長等によるものが対象）

※前回報告からの追加・変更箇所は赤字とする。

水防活動実施状況

※修正箇所は赤書き

〇〇月 〇〇日 〇:〇〇 現在

■ 水防活動の状況

整備局・県	水系	河川	水防団等名	実施日時	主な活動内容
	<直轄河川> ○○水系  <県管理河川> ○○水系				

※適宜行を挿入し必要事項を記載

※対象河川は、直轄河川及び県管理河川

※記載例

水防団等名 ○○水防団

主な活動内容 巡視、土のう積み、民間事業者による大型土のう積み、避難誘導を実施

※前回報告からの追加・変更箇所は赤字とする。

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

出水様式 - 1

出水様式 - 1		水 位 予 測	
水系名	○○水系	降水成因	台風○号
河川名	○○川	平成○年○月○○日～○○日	○○地方整備局 ○○河川事務所
予測地点名	○○地点	出水名	
洪水予報基準地点		降水成因	台風○号
予測手法		平成○年○月○○日～○○日	○○地方整備局 ○○河川事務所
雨量		降水成因	台風○号
流域平均雨量		平成○年○月○○日～○○日	○○地方整備局 ○○河川事務所
グラフの開始時刻		出水名	
年	2002	降水成因	台風○号
月	5	平成○年○月○○日～○○日	○○地方整備局 ○○河川事務所
日	7	出水名	
時刻	20	降水成因	台風○号
次のシートを 作成			
グラフ作成			
実 績	降水 水位	07日 07時 20分	07日 07時 20分
1時間先の予測	予測 水位	07日 07時 21分	07日 07時 21分
2時間先の予測	予測 水位	07日 07時 22分	07日 07時 22分
3時間先の予測	予測 水位	07日 07時 23分	07日 07時 23分
4時間先の予測	予測 水位	07日 07時 24分	07日 07時 24分
5時間先の予測	予測 水位	07日 07時 25分	07日 07時 25分
6時間先の予測	予測 水位	07日 07時 26分	07日 07時 26分

※記入要綱

- 1.Revel(流域平均雨量)が大きい場合は、代表雨量を観測所とする
- 2.既往最大洪水水位と、今回出水の水位上昇時の警戒水位を台致させて記入すること
- 3.観測所の河川構断面、HWL、危険水位、警戒水位、指定水位を記入すること

【備考】

予測・・・「予測降雨」を用いた場合の水位

再測・・・「再測降雨」を用いた場合の水位

予測結果(出水後、チェックのため)

宛 (マイクロ )
--------------

課 (氏名 : ) (マイクロ )
----------------------

出水様式－2 (1) 被害情報 (国・都道府県管理河川)

(整備局等名 : )  
(都道府県名 : )

出水名	台風〇〇号 (第 報)			
水系名	1級河川 <small>ふりがな</small> 〇〇〇川	河川名	<small>ふりがな</small> 〇〇〇川	
出水状況	(現状) (見込み)			
被害状況	発生日時	H . . 〇〇 : 〇〇	発生場所	〇〇県〇〇町
	原因	破堤 : (越水) 溢水 内水 : 未確認	距離標	(左) : 右 〇.〇 ~ 〇.〇 km
(予測)	〇〇月〇〇日〇〇時現在 < (速報値) : 確定値 >			
【記入例】	( (拡大中) : 変化なし : 縮小中 : 解消 )			
	(1) 浸水面積 〇〇町 〇〇町	< (有) : 無 : 調査中 : 未確認 > 〇〇 h a (予測 h a) 〇〇町 (予測 h a)		
	(2) 人的被害 〇〇町	< (有) : 無 : 調査中 : 未確認 > 死者 人 行方不明者 人		
	(3) 家屋被害 〇〇町	< (有) : 無 : 調査中 : 未確認 > 床下浸水 戸 (予測 戸) 床上浸水 戸 (予測 戸) 軒下浸水 戸 (予測 戸) 家屋流出 戸		
(4) その他 〇〇町 (予測	< (有) : 無 : 調査中 : 未確認 > 国道〇号線 通行止め 〇〇町 J R 〇〇線 通行止め)			

注) ・ 平面図を添付 (破堤等被害発生箇所及び浸水状況等を記載)  
・ 現地状況写真を添付

資料 1  
資料 2  
資料 3  
資料 4  
資料 5  
資料 6  
資料 7  
資料 8  
資料 9  
資料 10

宛 (マイクロ )
--------------

課 (氏名 : ) (マイクロ ) ( 月 日 時 分 )
-------------------------------------

出水様式－2 (2) 被害情報 (国・都道府県管理河川)

(整備局等名 : )  
(都道府県名 : )

被害への 対応状況	〇〇月〇〇日〇〇時現在
現状  ( 予定 )	(1) 実施済み  (2) 今後の対応
避難状況 等	〇〇月〇〇日〇〇時現在 < (速報値) : 確定値 > (1) 自主避難状況 < (有) : 無 : 調査中 : 未確認 > (2) 避難勧告発令状況 < (有) : 無 : 調査中 : 未確認 > (3) 孤立住民の発生状況等 < (有) : 無 : 調査中 : 未確認 > (4) 自衛隊出動要請状況等
水防活動 状況	〇〇月〇〇日〇〇時現在 < (速報値) : 確定値 >
現状  ( 予定 )	(1) 〇〇町 ①水防工法 ②延長等 ③進捗状況 ④災害対策車稼動状況  (2) 〇〇町

資料1

資料2

資料3

資料4

資料5

資料6

資料7

資料8

資料9

資料10

宛 (マイクロ )	課 (氏名 : ) (マイクロ ) ( 月 日 時 分 )
--------------	-------------------------------------

出水様式－3 緊急復旧情報 (国・都道府県管理河川)

(整備局等名 : )  
(都道府県名 : )

出水名	台風〇〇号 (第 報)		
水系名	1級河川 〇〇〇川	河川名	〇〇〇川
時 点	〇月〇日〇時現在	発生日時	H14. 10. 22 14:00
発生場所	〇〇県〇〇町	距離標	左 : 右 〇. 〇~〇. 〇 km
被災状況	破堤 (堤防洗掘) 河岸洗掘 漏水 : その他 ( )	状 況	拡大中 : 変化なし 減少中
	被災数量 延 長 m 洗掘土砂量 m <sup>3</sup>		
復旧状況	(1) 全体量  (2) 復旧工法  (3) 着手日時  (4) 完成予定日時  (5) 進捗状況  (6) 作業員 (人)  (7) 資機材の確保状況		

注) ・ 平面図、横断図を添付 (全体計画及び進捗状況が分かる図面)  
・ 写真を添付

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

資9.6 災害報告(がけ崩れ)

緊急・詳細報告用

第 報

災害報告(がけ崩れ) ( 年 月 日 時 現在)

ふりがな 発生場所	東京都 [都・道・府・県]	[市・郡]	[区・町・村]	大字	地区名			
発 生 日 時	[不明・調査中・確認済] 年 月 日 時 分							
気象状況	異常気象名		観測所名	災害発生場所からの距離	k m			
	連続雨量	mm	年 月 日 時 ~	年 月 日 時				
	最大24時間雨量	mm/24hr	年 月 日 時 ~	年 月 日 時				
	最大時間雨量	mm/hr	年 月 日 時 ~	年 月 日 時				
斜面の種類	自然斜面	H= m	横断面図(別途添付しても良い)		概況平面図(別途添付しても良い)			
	人工斜面	H= m						
	勾配θ <sub>1</sub>	度						
拡大の見込み [有・無]								
保全対象人家戸数 戸								
崩壊の状況	高さ	m	巾	m				
	面積	m <sup>2</sup>	勾配θ <sub>2</sub>	度				
	崩壊又は流出土砂量	m <sup>3</sup>						
	がけ下端の堆積深	m						
	がけ下端と被害家屋までの距離	①家屋 m						
		②家屋 m						
	被害家屋位置の堆積深	①家屋 m						
		②家屋 m						
崩土の到達距離 m								
そ の 他								
被害状況	人的被害	死者	《 》 < > 名	被害者	才			
		行方不明	《 》 < > 名	被害者	才			
		負傷者	《 》 < > 名	年齢	才			
	物的被害	人家	全壊・流出	《 》 < > 戸	木造	《 》 < > 戸	RC	《 》 < > 戸
			半壊	《 》 < > 戸	木造	《 》 < > 戸	RC	《 》 < > 戸
			一部破損	《 》 < > 戸	木造	《 》 < > 戸	RC	《 》 < > 戸
		非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸	(空積・練積・RC・その他)		
公共土木施設被害 (流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)								
(砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物 等)								
そ の 他								
避難状況 (集落名、種類(勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻 等を記載)								
対応状況 (どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したorする予定か)								
砂防関連施設の有無		[有(国交・治山)・無・調査中]		災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]				
報道の有無		[有(新聞・TV・プレス)・無]		関連施設の保全対象の有無 [有・無・調査中]				
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地		地すべり防止区域 [国土・林・農]				
	保安林	急傾斜地崩壊危険区域		旧住宅造成事業に関する法律の適用区域				
	国有林	土砂災害特別警戒区域		建築基準法による災害危険区域				
	民有林	土砂災害警戒区域		建築基準法により条例で建築を制限している区域				
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		宅地造成工事規制区域					
	災害対策基本法防災計画区域		宅造基準条例の適用区域					
	急傾斜地崩壊危険実態調査箇所		地帯番号		箇所番号			
その他(		土砂法の指定の有無		[有・無]				
報告者	① 所属	氏名	③ 所属	氏名				
	② 所属	氏名	④ 所属	氏名				

※ 第1報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること。

※ 写真は必要に応じ別途e-mailにて送付のこと

座標 北緯 度 分 秒  
東経 度 分 秒

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10

資 9.7 被害報告表

別記様式 1

被 害 報 告 表

都道府県名		県等コード		第 報		報 告 者		平成 年 月 日 時現在	
								調査率	% 気象コード
異常気象名				災害発生日		自 月 日 : 至 月 日			
気象データ	市町村名 (観測所)		連続雨量最大: ( 観測所)			被災中心地: ( 観測所)			
	連続雨量		mm	日 時~ 日 時		mm		日 時~ 日 時	
	最大日雨量		mm	日 時~ 日 時		mm		日 時~ 日 時	
	最大時間雨量		mm	日 時~ 日 時		mm		日 時~ 日 時	
	最大平均風速		m/秒	日 時 分~ 時 分		m/秒		日 時 分~ 時 分	
	そ の 他								
工 種	都 道 府 県 工 事		市 町 村 工 事		計				
	箇所数	金額 (千円)	箇所数	金額 (千円)	箇所数	金額 (千円)			
河 川									
海岸 (港湾にかかるもの)									
海岸 (その他)									
砂 防 設 備									
地すべり防止施設									
急傾斜地崩壊防止施設									
道 路									
橋 梁									
港 湾									
下 水 道									
公 園									
計									

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8  
資料9  
資料10



# 10. 東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針

## 資 10.1 東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針

平成30年6月28日

### 目次

1. はじめに
2. 本協議会の対象河川
3. 本協議会の構成員
4. 東京都管理河川の概要と近年の洪水実績
5. 減災のための目標
6. 目標達成に向けて概ね5年で実施する取組
7. フォローアップ

### 1. はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨災害では、利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生するなど甚大な被害となった。

このことから、平成27年12月10日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申され、国土交通省において、施設では守りきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、その翌日に「水防災意識社会 再構築ビジョン」を取りまとめられた。国直轄河川では減災対策協議会が設置された。

そのような中、平成28年8月には、台風第10号等の一連の台風によって、国管理河川の支川や都道府県管理河川といった中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

この状況を踏まえ、「水防災意識社会再構築」の取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、「水防法等の一部を改正する法律」「(平成29年法律第31号。以下「改正水防法」という。)が平成29年5月19日に公布、同6月19日に施行され、改正法において都道府県大規模氾濫減災協議会が創設された。その翌日に国土交通省において、概ね5年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、緊急行動計画として取りまとめられた。

これらを踏まえ、東京都管理河川においても、河川管理者、区市町村等の多様な関係機関が連携・協力し、減災のための目標を共有し、対策を一体的・計画的に推進するため、水防法(昭和24年法律第193号)第15条の10に基づく「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会」(以下「本協議会」という。)を平成29年12月19日に設置した。

本内容は、本協議会規約第6条に基づき作成したものであり、本協議会において、東京都管理河川の特性を踏まえ、想定し得る洪水氾濫等に対し、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動、迅速な氾濫水の排水等を実施するため、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について、「東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針」(以下「取組方針」という。)として取りまとめた

ものである。

今後、本協議会の各構成員は、本取組方針に基づき、連携して減災に向けた取組を推進し、毎年開催する協議会において、その進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

## 2. 本協議会の対象河川

本協議会の対象河川は、以下のとおりである。

### 【一級河川】：90 河川

(利根川水系)

旧江戸川、新川、中川、綾瀬川、新中川、大場川、伝右川、圀川、毛長川

(荒川水系)

旧中川、隅田川、月島川、大横川、大島川西支川、大島川東支川、大横川南支川、北十間川、横十間川、大横川支川、仙台堀川、平久川、古石場川、小名木川、竪川、神田川、日本橋川、亀島川、妙正寺川、江古田川、善福寺川、石神井川、新河岸川、白子川、黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川、奈良橋川、霞川、成木川、黒沢川、北小曾木川、旧綾瀬川、芝川、新芝川、直竹川

(多摩川水系)

多摩川、海老取川、谷沢川、野川、仙川、丸子川、入間川、三沢川、大栗川、乞田川、太田川、程久保川、浅川、湯殿川、兵衛川、山田川、川口川、南浅川、案内川、城山川、御霊谷川、山入川、小津川、醍醐川、残堀川、谷地川、秋川、養沢川、北秋川、平井川、氷沢川、鯉川、玉の内川、北大久野川、大荷田川、鳶巣川、日原川、小菅川、大沢川、三沢川分水路

(鶴見川水系)

鶴見川、恩田川、真光寺川、麻生川

### 【二級河川】：10 河川

目黒川、呑川、古川、渋谷川、境川、内川、立会川、越中島川、築地川、汐留川

## 3. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関	構成員
東京都	建設局長（本協議会の設置主体）
千代田区	千代田区長
中央区	中央区長
港区	港区長
新宿区	新宿区長
文京区	文京区長
台東区	台東区長
墨田区	墨田区長
江東区	江東区長
品川区	品川区長
目黒区	目黒区長
大田区	大田区長
世田谷区	世田谷区長
渋谷区	渋谷区長
中野区	中野区長
杉並区	杉並区長
豊島区	豊島区長
北区	北区長
荒川区	荒川区長
板橋区	板橋区長
練馬区	練馬区長
足立区	足立区長
葛飾区	葛飾区長
江戸川区	江戸川区長
八王子市	八王子市長
立川市	立川市長
武蔵野市	武蔵野市長
三鷹市	三鷹市長
青梅市	青梅市長
府中市	府中市長
昭島市	昭島市長
調布市	調布市長
町田市	町田市長
小金井市	小金井市長
小平市	小平市長

構成機関	構成員
日野市 東村山市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 羽村市 あきる野市 西東京市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町	日野市長 東村山市長 国分寺市長 国立市長 福生市長 狛江市長 東大和市長 清瀬市長 東久留米市長 武蔵村山市長 多摩市長 稲城市長 羽村市長 あきる野市長 西東京市長 瑞穂町長 日の出町長 檜原村長 奥多摩町長
気象庁東京管区气象台	気象防災部長
国土交通省関東地方整備局	江戸川河川事務所長 荒川上流河川事務所長 荒川下流河川事務所長 京浜河川事務所長
東京都	建設局河川部長 第一建設事務所長 第二建設事務所長 第三建設事務所長 第四建設事務所長 第五建設事務所長 第六建設事務所長 西多摩建設事務所長 南多摩東部建設事務所長 南多摩西部建設事務所長 北多摩南部建設事務所長 北多摩北部建設事務所長

構成機関	構成員
	江東治水事務所長  総務局防災計画担当部長 下水道局計画調整部長 福祉保健局総務部長 教育庁総務部長 生活文化局私学部長
オブザーバー機関	構成員
東京都 警視庁 東京消防庁	病院経営本部経営企画部長 警備部長 警防部長

#### 4. 東京都管理河川の概要と近年の溢水実績

##### (1) 河川の概要

東京都の地勢は、東西に長くひらけており、秩父山塊の一部を形作っている西部の山地、武蔵野台地と呼ばれる中央部の台地及び東京湾に接する東部の低地の大きく三つに分けることができる。

このような地勢から、東京の河川は、おおむね西部から源を発して東京湾へ流下する河状を呈している。水系別に分けると、主として西部山地の水を集める多摩川水系、多摩丘陵の南部を流れる鶴見川水系、武蔵野台地の過半を流域とする荒川水系、東部低地帯を貫流する利根川水系及び直接海へ注ぐその他の水系の5つに大別される。

##### ア 多摩川水系

多摩川は、山梨県甲州市の笠取山に源を発し、西部山地における大部分の支川の水を集めて南東に流下し、中流部で多摩丘陵の支川を合わせ、さらに下流部において武蔵野台地の一部支川を合流して羽田地先で東京湾に注いでいる。その流域面積は1,240km<sup>2</sup>で山梨県、東京都及び神奈川県の一部にまたがる一級河川である。

##### イ 鶴見川水系

鶴見川は、町田市小山田に源を発し、多摩丘陵を東流し、真光寺川を合わせて神奈川県に入り、その後、恩田川、鳥山川等の支川を合わせてさらに南東に流下し、横浜市、川崎市の住宅地や工業地帯を湾曲して流れ、東京湾に注ぐ流域面積235km<sup>2</sup>の一級河川である。

##### ウ 荒川水系

荒川は、埼玉県秩父山地の甲武信ヶ岳に源を発し、同県内でいくつかの支川を集めて東京都内に入り、北区赤羽で隅田川を分派し、江東区砂町地先で東京湾に注ぐ流域面積2,940km<sup>2</sup>の一級河川である。

荒川から分派した隅田川は、新河岸川を合流し、途中、石神井川、神田川等の支川を合わせて東京湾に注いでいる。

##### エ 利根川水系

利根川は、群馬、新潟両県の県境大水上山に源を発し、片品川、吾妻川、烏川、神流川、

渡良瀬川、鬼怒川などの数多くの支川を集めながら関東平野の大部分を網羅し太平洋に注ぐ、流域面積が日本最大の 16,840 km<sup>2</sup> の一級河川である。

中川は、埼玉県羽生市に源を発し、南下して東京都内に入り、葛飾区高砂町地先で新中川を分派し、通称七曲りといわれる蛇行をくり返しながらか東四ッ木地先で綾瀬川を合流し、以下中堤を介して荒川沿いに流下し東京湾に注いでいる。その流域面積は 987km<sup>2</sup> の一級河川である。

江戸川は、千葉県野田市で利根川から分流し、千葉県、埼玉県及び東京都の境を南に流下し、市川市行徳付近で旧江戸川を分派し、さらに南下し、東京湾に注いでいる。流域面積は 200km<sup>2</sup> の一級河川である。

#### オ その他の水系

上記の一級水系に属さず、直接海に注ぐその他の水系として、古川や目黒川、立会川、呑川などの城南地区を流れる河川、町田市と神奈川県との境を流れる境川、などの二級河川がある。

### (2) 近年の溢水実績

#### ○平成 17 年 9 月 4 日豪雨災害の状況

23 区西部を中心に記録的な集中豪雨となり、神田川及び支流の妙正寺川、善福寺川など 8 河川から溢水し、都内全体で 5,827 棟の浸水被害が発生した。

特に被害が大きかった神田川流域では、約 3,587 棟の浸水被害を記録した。

#### ○平成 20 年 8 月 28 日豪雨災害の状況

平成 20 年 8 月 28 日に発生した豪雨では、町田市図師で 1 時間に 115 ミリ、八王子市恩方では 1 時間に 86 ミリの猛烈な雨を記録した。境川など 2 河川で溢水し、都内全体で 302 棟の浸水被害が発生した。また、境川では馬場橋や二国橋付近において護岸等が被災した。

#### ○平成 22 年 7 月 5 日豪雨災害の状況

石神井川流域のほぼ全域で 1 時間 50 ミリを超える降雨を記録した。特に下流域で猛烈な雨が降り、板橋区板橋では、時間最大 114 ミリの降雨を記録し、溝田橋付近で溢水した。都内全体で 810 棟の浸水被害が発生し、特に被害の大きかった石神井川流域では、660 棟に上った。

#### ○平成 26 年 7 月 24 日豪雨災害の状況

平成 26 年 7 月 24 日に発生した豪雨では、西東京市芝久保で、時間最大 77 ミリの降雨を記録した。善福寺川で溢水し、都内全体では 169 棟の浸水被害が発生した。

#### ○平成 28 年 8 月 22 日から 23 日台風第 9 号災害の状況

台風第 9 号の接近・通過により、立川市上砂町では、時間最大 81 ミリを記録した。柳瀬川など 3 河川で溢水し、都内全体では 403 棟の浸水被害が発生した。

### 5. 減災のための目標

改正水防法の施行と合わせて、「水防災意識社会」の実現に向け、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画が平成 29 年 6 月 20 日に国土交通省によりとりまとめられたことを受け、本協議会では東京都管理河川の特性を踏まえた中で、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、迅速な氾濫水の排水等を実施するため、各構成員が連携して平成 33 年度を目途に達成すべき減災目標を、以下のとおり設定した。

## 【達成すべき目標】

東京都管理河川の氾濫に伴う水害に対し、確実・迅速な情報伝達及び避難勧告等の発令体制を構築することにより「人的被害をなくすこと」及び関係機関が積極的な連携のもと実施される水防活動により「物的被害を最小限度にとどめること」を目指す。

## 【目標達成に向けた3つの柱】

上記の目標の達成に向け、下記取組を基本事項として、具体的な取組を実施する。

- 円滑かつ迅速な避難のための取組
- 的確な水防活動のための取組
- 迅速な氾濫水の排水に関する取組

## 6. 目標達成に向けて概ね5年で実施する取組

各構成員がそれぞれ又は連携して実施する減災に向けた取組は以下のとおりである。

## 1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

## ◆情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	取組機関
①洪水時における河川管理者からの情報提供等	・避難勧告に直結する氾濫危険情報等を、直接区市町村長へ伝達できる仕組みの構築	区市 都
	・避難勧告等の発令判断を支援する情報を、区市町村避難勧告部署等へ伝達できる仕組みの検討	区市町村 都
②避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	・洪水予報河川と水位周知河川を中心とした、タイムラインの作成状況の確認 ・区市町村が定めた洪水時における避難勧告などの発令対象区域、発令判断基準の確認	区市町村 気象台 都
③水害危険性の周知、ICTを活用した洪水情報の提供	・河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報について、住民等への周知方法の確認、洪水情報や避難情報等が住民へ確実に伝達される取組の検討 ・洪水予報河川、水位周知河川及び簡易な方法により水害危険性を周知する河川についての情報共有	区市町村 気象台 都
④隣接区市町村等への避難体制の共有	・浸水予想区域図等を基にした避難場所、経路の検討 ・隣接区市町村の避難場所の共有、連絡体制の構築	区市町村 都
⑤要配慮者利用施設等における避難計画等の作成状況・訓練の実施状況の確認	・洪水浸水想定区域図や浸水予想区域図等を基にした要配慮者利用施設及び地下街等の立地状況の確認 ・地域防災計画に定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成状況及び避難訓練実施状況の確認 ・地域防災計画に定められた地下街等における浸水防止計画の作成状況及び避難訓練実施状況の確認	区市町村 都

## ◆平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	取組機関
①想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有	・想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図の作成状況（公表予定）の共有	都
②水害ハザードマップの作成、改良と周知	・洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を基にした水害ハザードマップの作成状況の共有 ・水害ハザードマップを住民へ効果的に周知する方法の検討 ・わかりやすい水害ハザードマップへの改良についての検討	区市町村 都
③まるごとまちごとハザードマップの促進	・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組状況と効果事例の共有	区市町村 都
④浸水実績等の周知	・浸水実績等に関する情報の共有、住民等へ周知する方法についての検討	区市町村 都
⑤住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	・区市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定の共有、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練の検討	区市町村 気象台 都
⑥防災教育の充実	・防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等の先生による防災教育の実施を拡大する方策等に関する取組についての検討	区市町村 気象台 都

## ◆円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	取組機関
①水位計、河川監視用カメラの整備	・国交省において開発を進めている、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリーの危機管理型水位計の情報の共有 ・水位計（危機管理型を含む）、河川監視用カメラの配置についての検討	区市町村 都



## 2) 的確な水防活動のための取組

## ◆水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	取組機関
①水防上注意を要する箇所の確認、水防資機材の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川整備の進捗状況等を踏まえた、出水期前に自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検の実施についての確認</li> <li>各構成員が保有する水防資機材についての共有、円滑な水防活動の実施に向けた検討</li> </ul>	区市町村 都
②水防訓練の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年実施している水防訓練について、実践的な訓練となるよう検討</li> </ul>	区市町村 気象台 都
③水防に関する広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>各構成員の水防に関する広報（水防活動を行う消防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等）の取組状況の共有</li> </ul>	区市町村 都
④水防活動を行う消防団間での連携、協力に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動を実施するための協力内容等の検討</li> </ul>	区市町村 都

## ◆区市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	取組機関
①災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水予想区域内における災害拠点病院等の立地状況の確認</li> <li>施設管理者等に対する洪水時の迅速かつ確実な情報伝達の方法についての検討</li> </ul>	区市町村 都
②洪水時の区市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>区市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害の確認、適切に機能を確保するために必要な対策（耐水化等）についての検討</li> </ul>	区市町村 都

## 3) 氾濫水の排水に関する取組

## ◆氾濫水の排水に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	取組機関
①排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水予想区域内における排水施設、排水資機材等の運用方法等の共有</li> </ul>	区市町村 都

## 4) その他の取組

## ◆その他の事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	取組機関
①堤防など河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	・河川整備計画に基づく河川管理施設整備の実施	都
②樋門、樋管等の施設の確実な運用体制の確保	・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組についての共有 ・都管理の遠隔操作化している水門・樋門の運用方法についての情報の共有 ・都管理の樋門・樋管等についての施設の確実な運用体制の検討	都
③水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	・防災、安全交付金を確保した水防災意識社会再構築の取組の支援	都
④災害時及び災害復旧に対する支援強化	・災害対応にあたる人材の育成に向けて国が実施する研修、訓練への参画 ・災害復旧に関する研修、訓練等の情報の共有	区市町村 気象台 都
⑤災害情報等の共有体制の強化	・DIS(災害情報システム)にて災害情報や避難情報の迅速な共有	区市町村 都
⑥地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言	・国管理河川を対象とした大規模氾濫減災協議会の取組状況に関する情報提供等の共有 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報の共有	国

## 7. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、地域防災計画や東京都水防計画、河川整備計画等に反映することなどにより、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年開催し、取組の進捗状況や水防に関わる技術開発の動向等を踏まえ、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。